

## 庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成29年 11月 1日

案件名	相模原市保健医療計画(第2次後期)の策定について									
所管	健康福祉	局	保健所	部	地域保健	課	担当者		内線	
概要	本計画は、健康増進法に定められている市町村健康増進計画であるとともに、保健と密接に関連する医療分野も含めた保健医療分野の総合的な計画である。 現計画が平成29年度をもって終了することから、平成30年度以降の次期「相模原市保健医療計画」の策定について諮るもの。									
審議内容(論点)	相模原市保健医療計画(第2次後期)(案)について									
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名								
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	16日	政策調整会議	平成29年	11月	1日		
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成29年	11月	6日		
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期				報道への情報提供		資料提供	
	パブリックコメント	あり	時期	平成29年12月～30年1月		議会への情報提供		部会	平成29年12月	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし				
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等			調整項目			調整状況		
	打合せ・会議の経過									
	月日	会議名等			内容					
	H28.5.6	関係課長会議			次期「相模原市保健医療計画」の策定に係る検討体制及びスケジュールについて					
	H28.8.8	市地域保健医療審議会【外部】			次期「相模原市保健医療計画」の策定について(諮問)					
	H28.10.25	市民総ぐるみ健康づくり運動推進会議			計画に係る主な事業の進捗状況、スケジュール、市民生活習慣実態調査について					
	H28.11.1	市地域保健医療審議会保健医療計画推進部会【外部】			計画・部会の概要、計画に係る主な事業の進捗状況、スケジュール、市民生活習慣実態調査について					
	H29.6.16	市地域保健医療審議会保健医療計画推進部会【外部】			市民生活習慣実態調査結果の報告及び成果指標、計画に係る主な事業の進捗状況、計画の概要及び基本方針の各区分における目標等について					
	H29.7.25	市民総ぐるみ健康づくり運動推進会議			市民生活習慣実態調査結果の報告及び成果指標、基本方針の各区分における目標等について					
	H29.8.3	市地域保健医療審議会【外部】			保健医療計画推進部会より、市民生活習慣実態調査結果を踏まえた成果指標、基本方針の各区分における目標等についての中間報告					
	H29.9.1	市民総ぐるみ健康づくり運動推進会議			次期「相模原市保健医療計画」素案について					
	H29.9.13	市地域保健医療審議会保健医療計画推進部会【外部】			次期「相模原市保健医療計画」素案について					
H29.10.5	市地域保健医療審議会【外部】			相模原市保健医療計画(案)、答申(案)について						
H29.10.12	市地域保健医療審議会【外部】からの答申			審議会会長から市長へ答申						
備考										
政策調整会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(政策会議)			
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】 今年度、多くの分野の計画が策定に向け検討されていることから、他の計画との表記の統一など整合性を図っていただきたい。 承知した。再度、関係各課・機関への確認を実施する。 基本方針 (1)地域医療の現状で触れている「5事業」の掲載について、神奈川県はへき地医療が無いため4事業であることから、表記の修正をお願いしたい。 承知した。 基本方針の区分の一部が、疾病名となっており他の区分と異なるため、第3次計画策定時には表記を工夫していただきたい。 検討する。 保健医療計画の策定に当たり、冊子以外に市民への周知用などの概要版を作成する予定はあるか。 作成予定である。</p> <p>【政策調整会議】 現計画と継続性を持たせていることから成果指標が同じであるが、達成状況が悪化傾向にあるものについてはどのように考えているのか。 達成出来ていない指標については、引き続き必要な事業を実施していくとともに、市民への情報発信の充実などにも取り組んでいく。悪化傾向の主なものとして、「睡眠による休養が十分に取れていない人」については、国が示した睡眠指針を市民に発信していくとともに、健康づくり普及員の活動の支援などを通して取り組んでいく。また、「地域で行っている自主グループ活動やサークル活動へ参加している人」については、地域の自主グループ等に加え、近所の人とのウォーキングも健康づくりに有効と考えられる。そのため指標を「地域など」と記載し、指標の範囲を拡げた。 民間事業者との連携に関することが記載されていない。市民による活用も多いので、次回の計画策定の際には、民間事業者のサービス利用を視野に入れて検討していただきたい。 今回の計画策定を機に、市民を巻き込んだ積極的な健康づくり事業を展開していただきたい。 承知した。</p>									

## 事案の具体的な内容

### 1 計画の概要

#### (1) 経緯

- ア 平成12年10月 「さがみはら健康都市宣言」制定
- イ 平成14年3月 「相模原市保健医療計画」策定(計画期間:平成14年度～22年度)
- ウ 平成21年10月 「相模原市保健医療計画」の計画期間を平成24年度まで延長することを決定  
国・県の関連計画の期間延長(2年間)と整合
- エ 平成25年3月 「相模原市保健医療計画」策定(計画期間:平成25年度～29年度)

#### (2) 計画の基本的な考え方

##### ア 基本理念

「さがみはら健康都市宣言」(平成12年10月制定)を基本理念とする。

イ 国や県の健康増進計画(第2次の計画期間10年間)との整合性を図り、市の現計画を第2次前期と位置付け、次期計画を第2次後期とし、現計画の基本方針等の継続性を持たせた内容とする。

##### ウ 現計画策定後の変化への対応

関連する法令や社会情勢などの変化を鑑み、これらを踏まえた計画とする。

##### エ 「相模原市市民生活習慣実態調査」の結果の反映

平成28年度に実施した「相模原市市民生活習慣実態調査」により、市民の健康状態の変化等を把握し、計画の基礎資料とする。

#### (3) 計画の位置付け

健康増進法に定められている市町村健康増進計画であるとともに、保健と密接に関連する医療分野も含めた保健医療分野の総合的な計画とし、新・相模原市総合計画の部門別計画に位置付けられている。

#### (4) 計画期間

平成30年度から34年度までの5年間。(国や県の関連計画の計画期間と合わせる)

### 2 事業費経費・財源

平成30年度～

内訳:保健医療計画推進部会委員報酬など(252千円/年)

### 3 事業実施の効果(計画策定の趣旨)

今後、さらなる少子高齢化の進行や疾病構造の変化が予想される中において、市民自らが健康状態を自覚し、積極的に健康の増進を図るとともに、生活習慣病の予防に取り組むこと、さらに、そうした市民の取組を地域社会全体が支援していくことを推進する。

### 4 今後の主なスケジュール

平成29年度 10月～11月:庁議(計画案)

12月:市議会民生部会

12月～1月:パブリックコメント実施

3月:計画策定

みんな元気「さがみはら健康プラン 21」  
相模原市保健医療計画（第2次後期）  
（案）

相模原市

# 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
第2章 計画の基本理念と方針	5
1 基本理念	6
2 総括方針及び基本方針	6
(1) 総括方針	6
(2) 基本方針	9
第3章 基本方針ごとの目標・取り組み	11
1 基本方針 市民が主体の健康づくりの推進	12
(1) 栄養・食生活	12
(2) 身体活動・運動	19
(3) たばこ	24
(4) アルコール	29
(5) 歯・口腔	33
(6) がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病	38
(7) こころの健康・精神疾患	42
(8) 健康診断・セルフチェック	51
2 基本方針 身近な地域における医療体制の充実	55
(1) 地域医療	55
(2) 救急医療	63
(3) 災害時医療	67
3 基本方針 安全・安心の衛生管理の推進	71
(1) 健康危機管理	71
(2) 食品衛生	79
(3) 環境衛生	82
第4章 ライフステージに応じた健康づくり	87
ライフステージに応じた健康づくり	88

第5章 計画の推進に向けて	93
1 計画推進の方向	94
2 計画の推進体制	94
3 地域における健康づくりの推進	95
4 成果指標	96
資料編	99
1 相模原市の保健医療の現状	100
2 第2次前期計画の数値目標の評価結果	122
3 策定体制	125
4 策定の経過	126
5 相模原市市民生活習慣実態調査の概要	135
6 用語解説	137

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

相模原市では、平成 12 年 10 月 28 日に、すべての市民の健康で幸せな生活を願い、「さがみはら健康都市宣言」を行いました。

また、この宣言を踏まえ、平成 14 年 3 月に 21 世紀の健康づくりの道標となる『相模原市保健医療計画～みんな元気「さがみはら健康プラン 21」～』を策定し、平成 24 年度までの健康目標を定めて、その実現に取り組みました。

一方、国においては、平成 25 年度から 34 年度までを計画期間とする「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21（第 2 次）」）において、基本的な方針を示しました。

本市では、国が示した方針との整合性を図るため、平成 25 年 3 月に新たな『相模原市保健医療計画～みんな元気「さがみはら健康プラン 21」～』を策定し、健康目標の達成に向けて、各施策を積極的に展開してきましたが、平成 28 年 12 月に実施した市民生活習慣実態調査の結果においては、市民の健康への意識は高いものの、そのことが必ずしも生活習慣の改善につながっていない状況も見られました。

心身が健康であることは、日々を快適に過ごすために、とても大切なことです。

今後、更なる少子高齢化の進行のほか、疾病構造の変化が予想される中であって、市民自らが健康状態を自覚し、積極的に健康の増進を図るとともに、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組み、さらに、そうした市民の取り組みを地域社会全体が支えていくことを推進するため、本計画を策定しました。

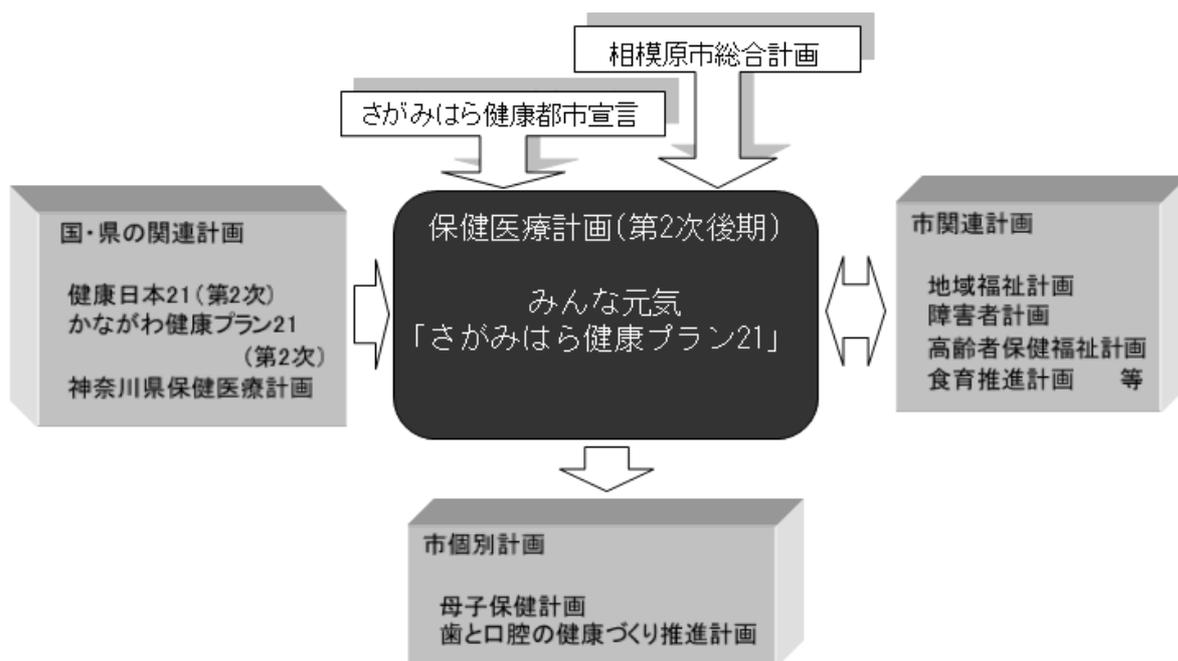
また、計画の目的を明確にするため、めざす姿を設定しました。

### 《めざす姿》

市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らしている

## 2 計画の位置付け

本計画は、健康増進法に定められている市町村健康増進計画として策定するとともに、同法及び医療法に基づく国及び県の方針や計画並びに本市の関連計画との整合及び調和を図り、下図のような位置付けとしています。



### (主な市関連計画)

- ・ 地域福祉計画 . . . . . 誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、地域福祉の推進に向けた施策の方向性を定めた計画
- ・ 障害者計画 . . . . . 障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めた計画
- ・ 高齢者保健福祉計画 . . . 超高齢社会をめぐる様々な課題に対し、基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにしたもので、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体とした計画
- ・ 食育推進計画 . . . . . 食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な基本的事項を定めた計画

### 3 計画の期間

国の「健康日本 21（第 2 次）\*」（平成 25 年度～34 年度）、神奈川県「かながわ健康プラン 21（第 2 次）」（平成 25 年度～34 年度）については、計画期間を 10 年間としていますが、本計画につきましては、平成 30 年度から 34 年度までの 5 年間の計画期間とします。

また、本市の保健医療分野の総合的な計画としていることから、関連する主な医療分野について「神奈川県保健医療計画」（平成 30 年度～35 年度）の内容と整合・調和を図ります。

\*印は、巻末（137 ページ以降）の用語解説を参照

## 第2章 計画の基本理念と 方針

## 1 基本理念

本計画では、「さがみはら健康都市宣言」を踏まえ、平成25年3月に策定した相模原市保健医療計画（以下「第2次前期計画」という。）（平成25年度～29年度）で掲げた基本理念を継承し、市民一人ひとりの健康を育んでいきます。

### 基本理念

健康を自らつくり、みんなで支え合う「健康都市」さがみはら  
～個人 家庭 地域社会が一体となった生涯にわたる健康づくり～

## 2 総括方針及び基本方針

市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことをめざし、3つの基本方針及びそれらを包含した総括方針を設定します。

### （1）総括方針

#### 健康を支援するネットワークづくりの推進

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、その行動が生涯にわたり継続されるためには、個人の健康づくりを支える地域社会による支援が大切です。

そのため、次の3つの目標に基づき、地域の健康を支援するネットワークづくりを推進します。

#### 総括方針における目標

- ◆ 健康の保持・増進のための活動に参加している人が増加するよう支援の充実を図るとともに、地域に根ざした健康づくりが効果的に推進されるよう市民主体の組織活動や人材の育成・支援の充実を図ります。
- ◆ 市民一人ひとりが主体的に社会参加しながら、支え合い、地域や人とのつながりを深めるとともに、地域や学校、職場、民間団体などが自発的に健康づくりに取り組めるようネットワーク化を進めます。
- ◆ ライフステージに応じて、健康づくり・疾病予防・早期治療、生活支援など切れ目のないサービスを提供するため、保健・医療・福祉・介護の連携強化を図ります。

## それぞれの取り組み

市民のみなさんは・・・

地域の自主的な健康づくり活動に関心を持ちます

公民館などで行っている地域の活動の情報を収集します

関心のある活動に積極的に参加します

支える取り組みは・・・

地域の自主的な健康づくり活動について情報提供に努めます

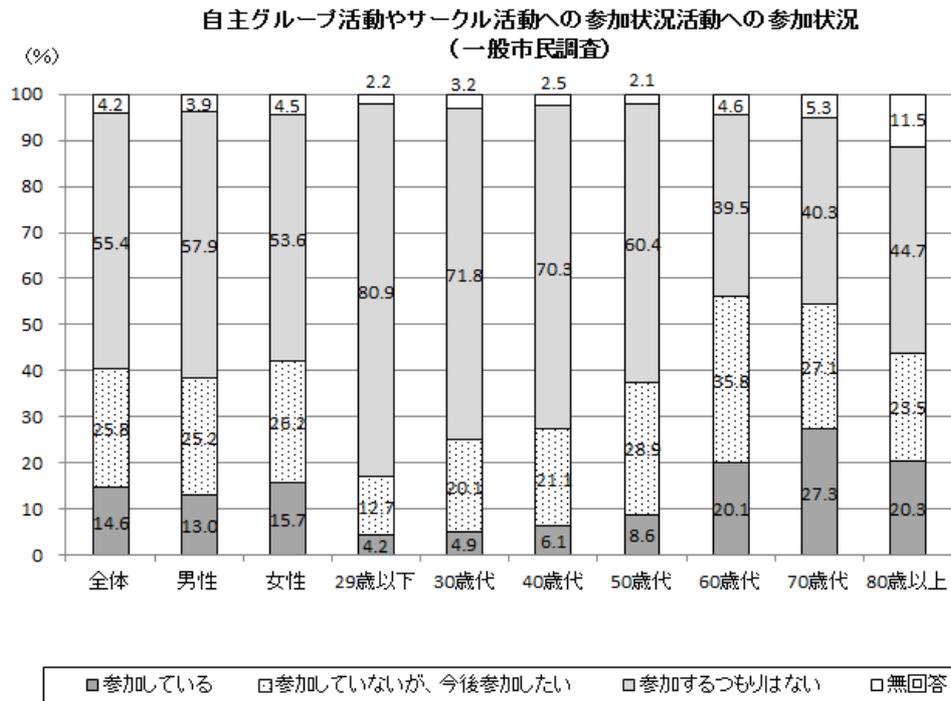
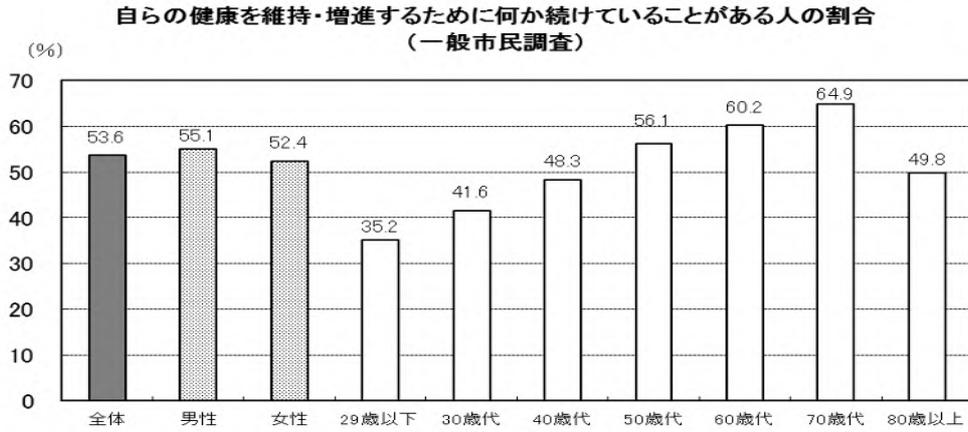
健康づくりを進めるためのリーダーの育成・支援をします

健康づくりに係る団体や自主グループの育成・支援をします

地域や学校、職場、民間団体などと連携を図り、ネットワークの構築に努めます

保健・医療・福祉・介護の連携強化を図ります

本計画におけるグラフで引用表示がないものは、相模原市 市民生活習慣実態調査より



【健康づくり普及員の活動】

## ( 2 ) 基本方針

### 基本方針

#### 市民が主体の健康づくりの推進

健康づくりを「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「たばこ」、「アルコール」、「歯・口腔」、「がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病」、「こころの健康・精神疾患」、「健康診断・セルフチェック」に区分し、それぞれに目標を定めて市民自らが健康づくりに取り組むとともに、それを支援する保健と医療の連携の方向を示しています。

### 基本方針

#### 身近な地域における医療体制の充実

市民が住み慣れた地域で充実した生活を送るため、医療に関する分野を「地域医療」、「救急医療」、「災害時医療」に区分し、それぞれに目標を定めて取り組む医療体制の充実の方向を示しています。

### 基本方針

#### 安全・安心の衛生管理の推進

健康被害を防止し、安全に、安心して生活できるように、保健衛生に関する分野を「健康危機管理」、「食品衛生」、「環境衛生」に区分し、それぞれに目標を定めて取り組む衛生管理の推進の方向を示しています。

# 概念図

《めざす姿》

市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らしている

## 基本理念

健康を自らつくり、  
個人 家庭 地域社会が一体となった生涯にわたる健康づくり

### < 総括方針 >

健康を支援するネットワークづくりの推進

〔区分〕

栄養・食生活

身体活動・運動

たばこ

アルコール

歯・口腔

がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病

こころの健康・精神疾患

健康診断・セルフチェック

### < 基本方針 >

市民が主体の健康づくりの推進

地域医療

救急医療

災害時医療

健康危機管理

### < 基本方針 >

安全・安心の衛生管理の推進

食品衛生

環境衛生

# 第3章 基本方針ごとの 目標・取り組み

## 1 基本方針 市民が主体の健康づくりの推進

健康づくりは、日頃からの食生活・運動・主に睡眠による休養などの生活習慣が深く関係しています。

基本方針 では、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「たばこ」、「アルコール」、「歯・口腔」、「がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病」、「こころの健康・精神疾患」、「健康診断・セルフチェック」の区分ごとに現状と課題、目標及び取り組みの方向をまとめていますが、それぞれは相互に関連性があることから、ひとつの区分だけに目を向けるのではなく、全般にわたり意識を高めて、生活習慣の改善に積極的に取り組むことが重要です。

市は、市民が健康づくりへの意識を高めて、取り組みやすい環境を整えていきます。

### (1) 栄養・食生活

#### 【現状と課題】

栄養・食生活は、多くの生活習慣病\*のほか、生活の質の向上との関連も深いため、良好な食生活の実現をめざす必要があります。

今回の調査においては、適正体重を維持している市民は66.7%で、前回調査時(68.4%)と比較すると減少しています。性別や年齢で見ると男性の40～50歳代、女性の30歳代以上で肥満の割合が増加し、女性の29歳以下、30歳代及び50歳代で、やせの割合が増加しています。

肥満は、がん、脳血管疾患、循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病との関連があり、若年女性のやせは、骨量減少、低出生体重児\*出産のリスクなどとの関連があることから、適正体重を維持している人を増やすため、肥満とやせの両方の視点を持った取り組みが必要です。

朝食を食べる割合は小学生90.9%、中学生84.5%、高校生70.4%と学年が進むにつれ減少しており、食べない理由は時間が無いが約4割を占めています。

また、薄味や食塩を控えた食事を心掛ける割合についても、学年が進むにつれ減少しています。副菜(野菜・海藻・きのこ類)を1日3回以上食べる割合は、前回調査と比較すると中高生で大きく増加が見られましたが、全体的に副菜の摂取が不足しています。

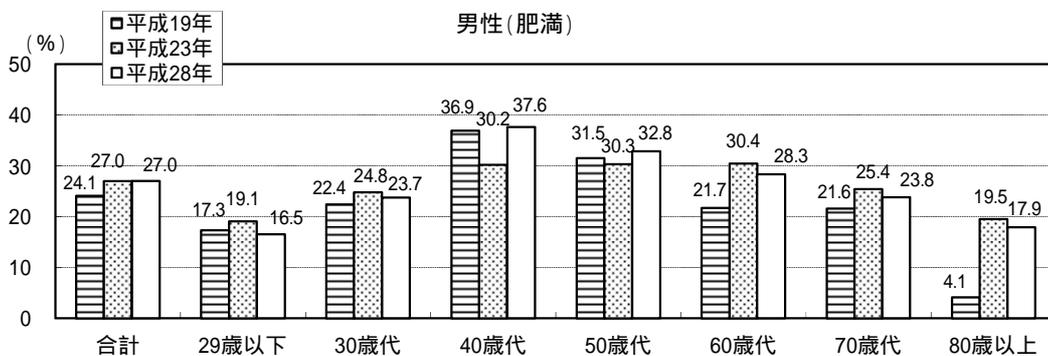
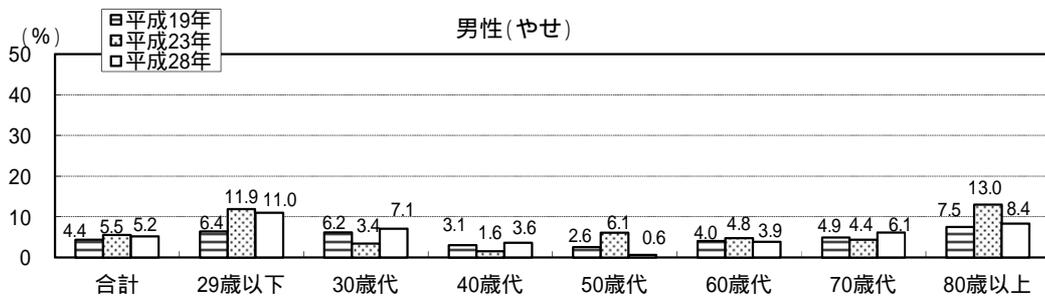
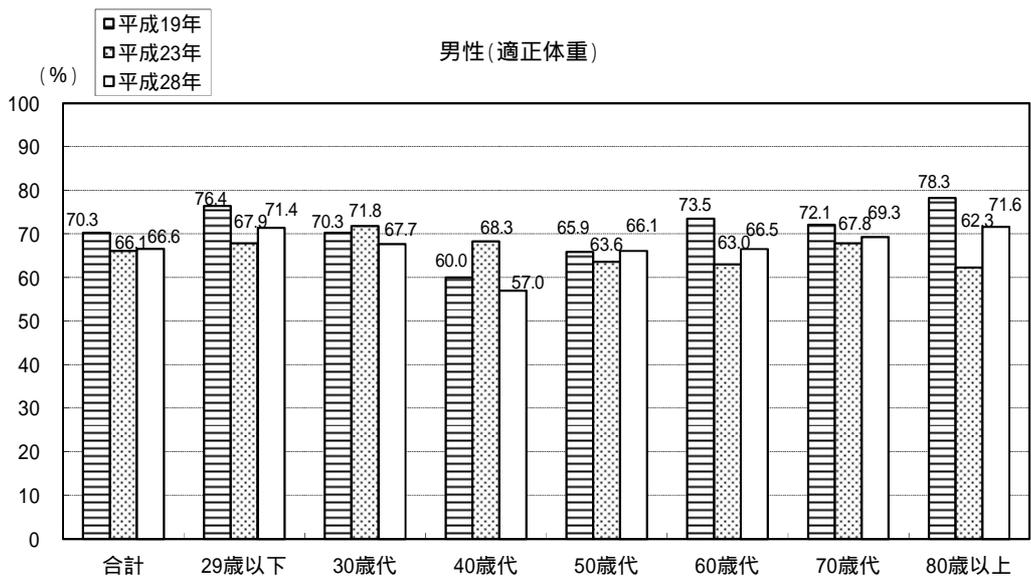
子どもの頃からの朝食欠食の増加などの食生活の乱れや、野菜摂取量の不足、食塩の過剰摂取といった栄養の偏りが成人期の生活習慣病につながると考えられることから、規則正しい食事時間や栄養バランスの良い食事の摂取につながる共食\*の機会を増やすなど、食育\*を更に推進し、子どもの頃からの良好な食生活を形成する取り組みが必要です。

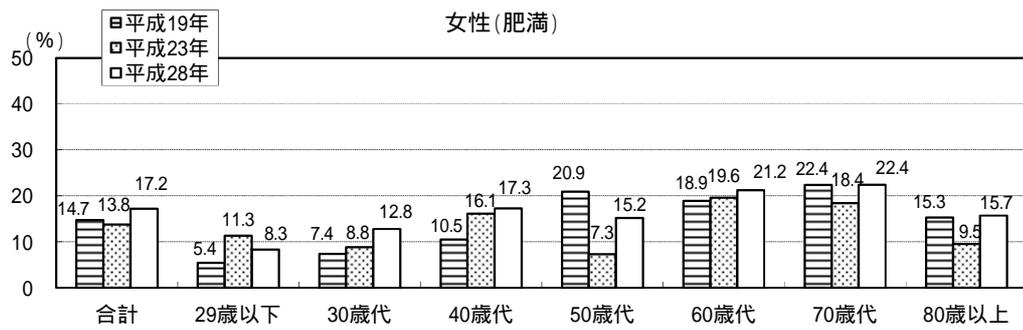
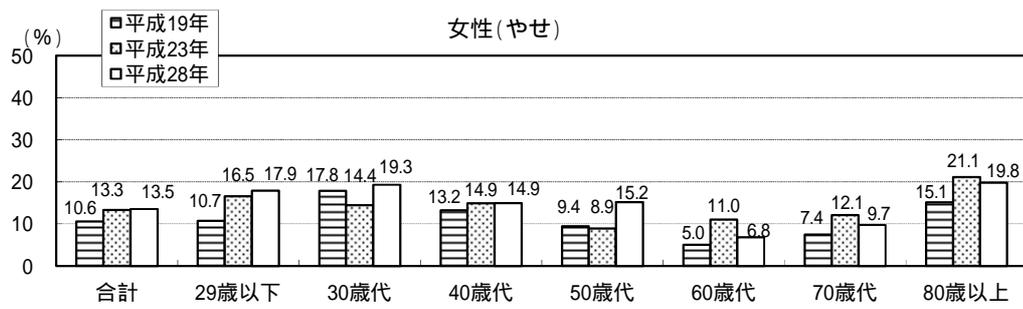
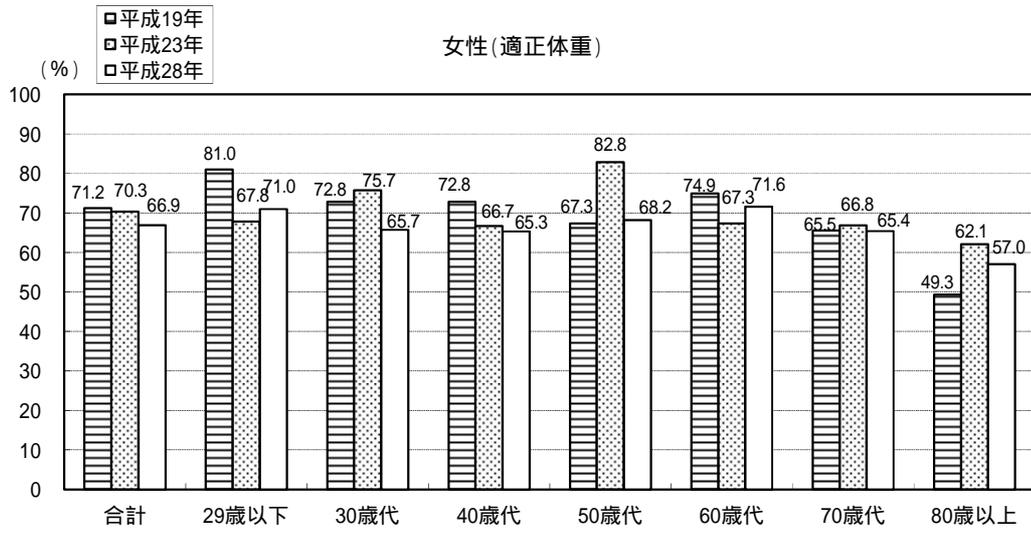
\*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

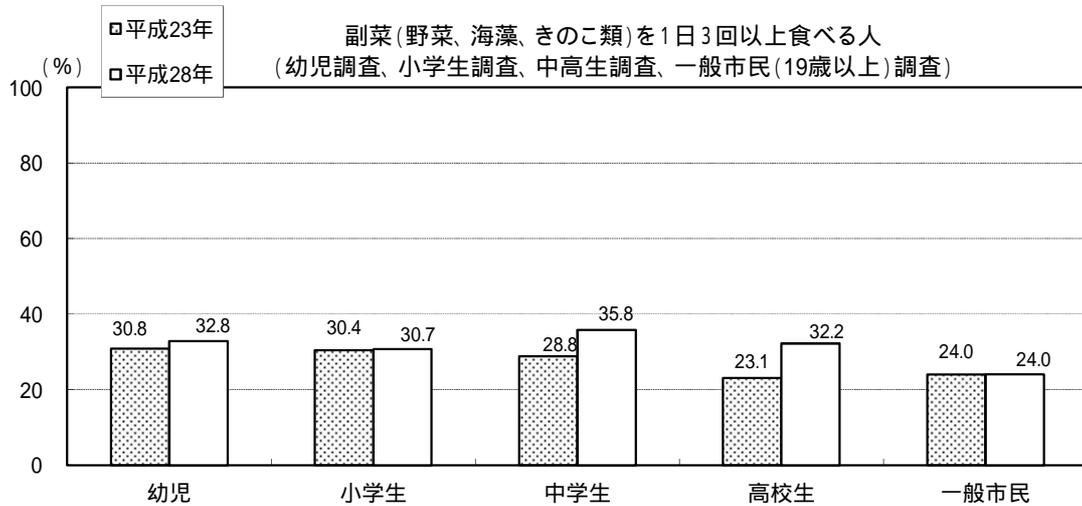
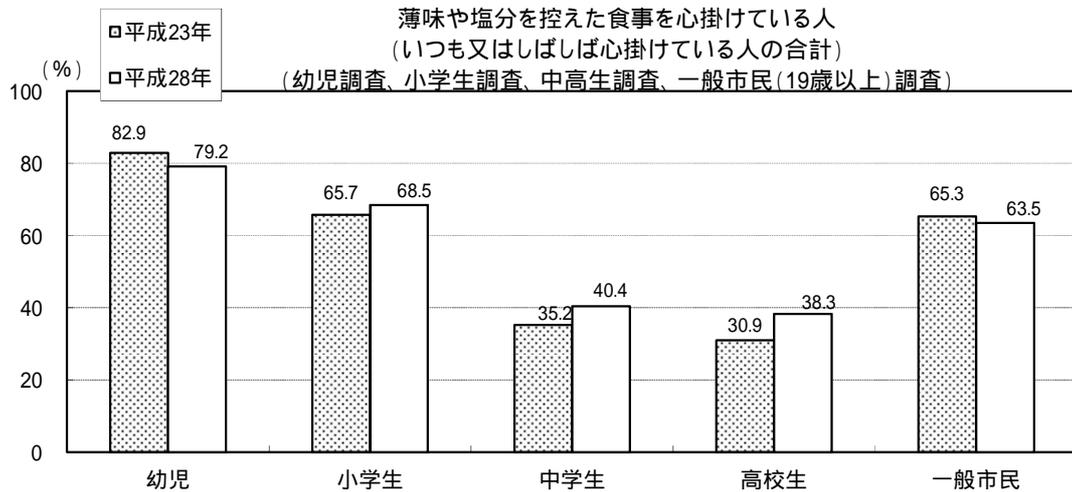
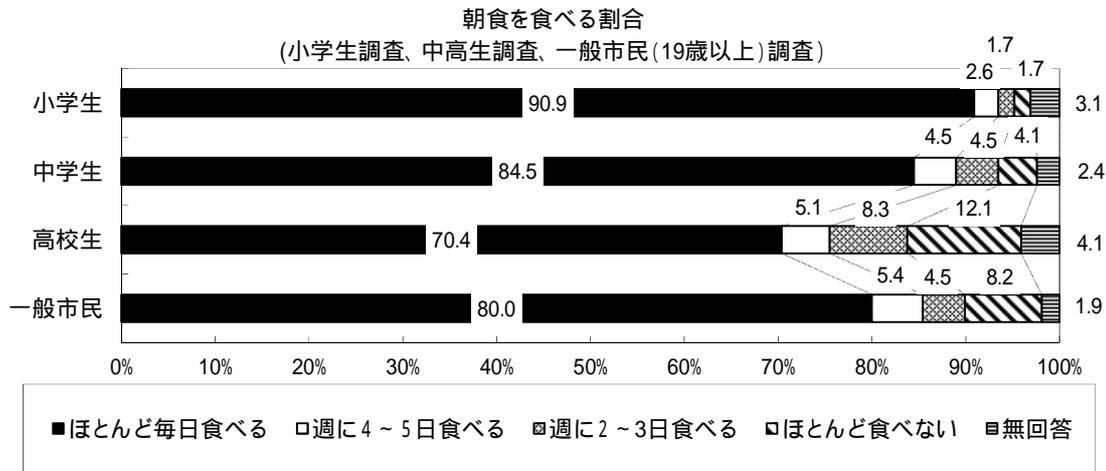
適正体重維持者の状況

$$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$$

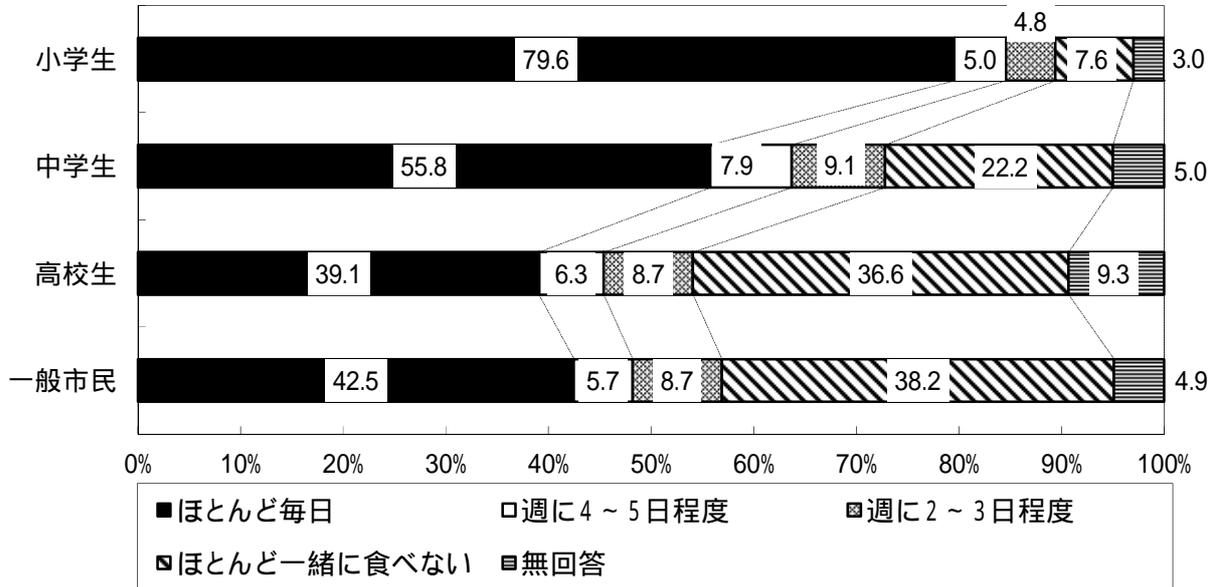
BMI (Body Mass Index) とは、国際的に用いられている体格の判定方法で、18.5 未満をやせ、18.5 以上 25.0 未満を適正、25.0 以上 30.0 未満を肥満度 1、30.0 以上 35.0 未満を肥満度 2、35.0 以上 40.0 未満を肥満度 3、40.0 以上を肥満度 4 としています。



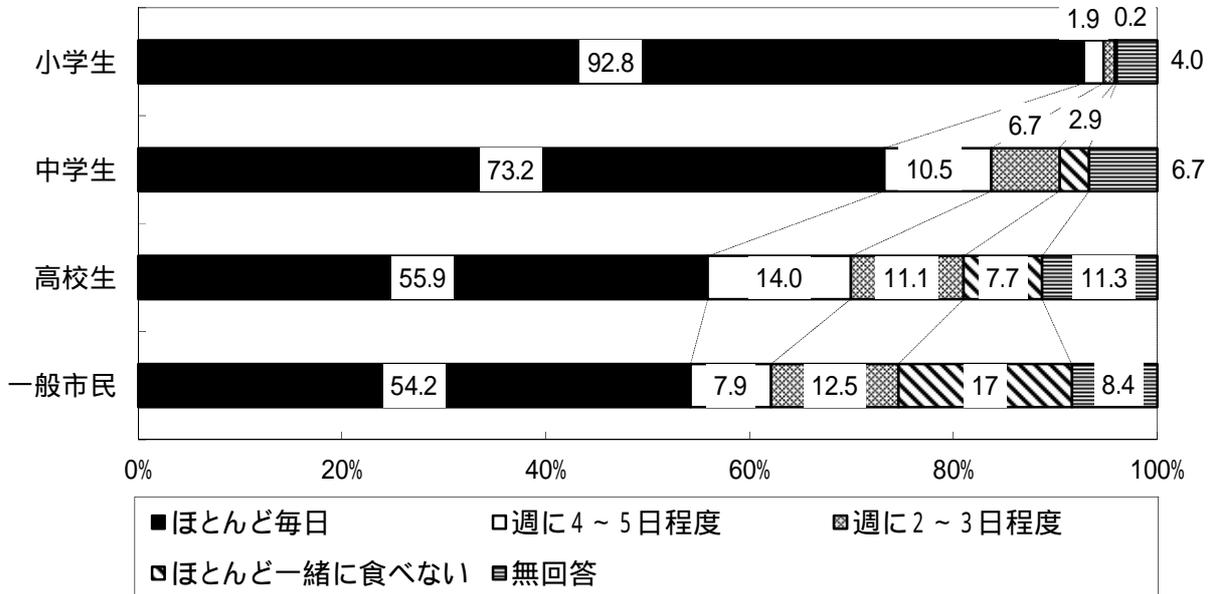




朝食を家族や友人等と一緒に食べること  
(小学生調査、中学生調査、一般市民(19歳以上)調査)



夕食を家族や友人等と一緒に食べること  
(小学生調査、中学生調査、一般市民(19歳以上)調査)



## 【目標】

### 適正体重を維持している人の増加を図ります

生活習慣病などの様々な疾患の原因となる肥満ややせの人を減少させ、適正体重を維持している人の増加を図ります。

#### 【取り組みの方向】

##### 市民自らの取り組み

- ・ 適正体重についての知識を身に付け、自分の体重を確認します。
- ・ 肥満ややせのもたらす影響について知識と理解を深めます。
- ・ バランスの良い食事やエネルギーの適正摂取などの良好な食生活や適度な運動についての知識を身に付け、実践します。

##### 市民を支える取り組み

- ・ 適正体重について正しい知識の普及に努めます。
- ・ 肥満ややせが、生活習慣病やその他の身体の不調などに影響することについて正しい知識の普及に努めます。
- ・ バランスの良い食事やエネルギーの適正摂取などの良好な食生活について普及啓発に努めます。
- ・ 食事のみではなく、適正体重を維持できるような運動について普及啓発に努めます。

#### 【主な内容】

- ・ バランスの良い食事やエネルギーの適正摂取などの良好な食生活に関する教室、相談体制の充実
- ・ 健診などの結果から適正体重ではない人への保健指導の実施
- ・ ライフステージ\*に応じた適正体重や正しい食生活の普及啓発の実施
- ・ 職域\*や大学などと連携した、肥満ややせに関する情報提供
- ・ 調理に携わる人への正しい食習慣に関する情報提供
- ・ 栄養成分表示\*の普及啓発の実施

適正体重を維持するためには、運動に係る取り組みも必要であることから、主な内容については、(2) 身体活動・運動の欄にも掲載しています。

\*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

## 【目標】

### 子どもの頃から良好な食生活の形成を図ります

食生活の乱れや栄養の偏りが生活習慣病につながるため、共食や朝食摂取、野菜摂取、食塩の適正な摂取などを子どもの頃から推進し、良好な食生活を形成します。

### 【取り組みの方向】

#### 市民自らの取り組み

- ・ 共食について理解を深め、実践します。
- ・ 朝食欠食による健康への影響についての知識と理解を深めます。
- ・ 良好な食生活についての知識と理解を深めます。
- ・ 子どもの頃から朝食摂取、野菜摂取、減塩のもたらす効果について学び、実践します。
- ・ 保護者として、朝食摂取、野菜摂取、減塩のもたらす効果について学び、家庭で実践します。

#### 市民を支える取り組み

- ・ 共食の重要性について普及啓発に努めます。
- ・ 朝食欠食による健康への影響について普及啓発に努めます。
- ・ 保育所、幼稚園、学校、職域などにおいて、ライフステージに応じた食育を強化します。
- ・ 朝食摂取、野菜摂取、減塩のもたらす効果について子ども及び保護者への普及啓発に努めます。
- ・ 食生活改善推進団体の育成・支援をします。

### 【主な内容】

- ・ 食育関連事業において、共食、朝食摂取などの良好な食生活に関する情報提供
- ・ 食生活に関する教室、相談体制の充実
- ・ 保育所、幼稚園、学校などにおける食育の充実
- ・ 調理をする人への正しい食習慣に関する情報提供
- ・ 相模原市食生活改善推進団体（わかな会）\*の活動の支援

相模原市  
食生活改善推進団体  
**サガビー**



\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

## (2) 身体活動・運動

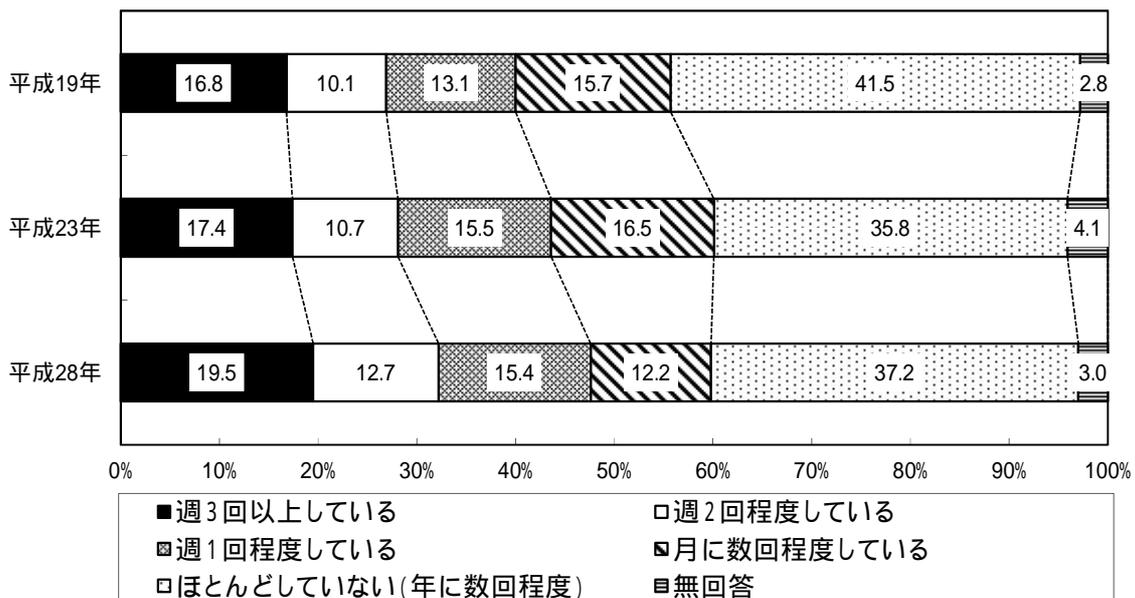
### 【現状と課題】

身体活動や運動は、生活習慣病の予防や気分転換、ストレス解消などに効果があるほか、主観的健康感の向上との関連が深く、健康寿命の延伸に有用であると考えられています。また、高齢者においても歩行など日常生活における身体活動が寝たきりや死亡のリスクを減少させる効果のあることが示されています。

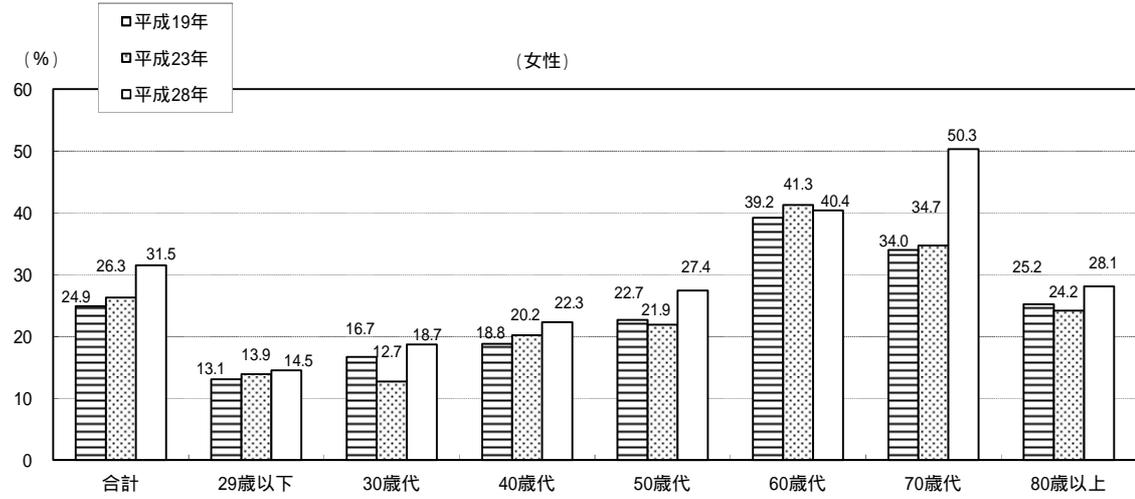
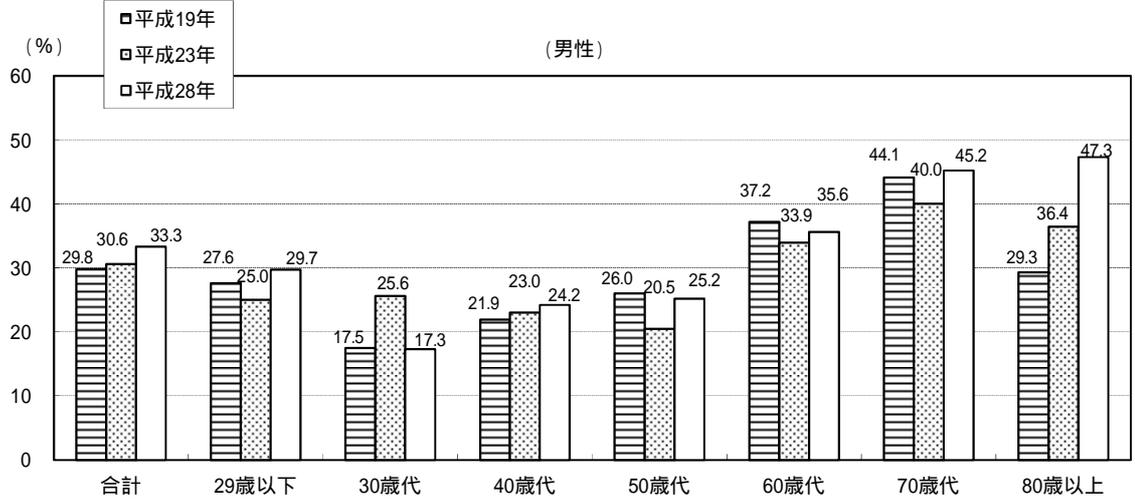
運動習慣のある人は、週2回程度以上が32.2%で前回調査より増加傾向にあり、運動を継続できている理由として「健康・肥満解消・体力づくり」が68%と前回調査時と比較すると増加しています。一方、運動をほとんどしていない人は37.2%となっており、特に働き盛り・子育て世代に多くなっています。運動をほとんどしていない理由は、「忙しく、時間がない」「仕事などで普段身体を動かしている」「運動する場所や機会がない」などが多く、前回調査と同じ傾向です。また、運動をほとんどしていない人の約半数が、ストレスや首の痛み・肩こりをしばしば感じています。

地域などでの健康づくりの活動が、仲間づくりや運動の継続性につながると考えられることから、今後も引き続き、運動しやすい環境整備などにより、働き盛り・子育て世代を含めた運動習慣を持つ市民の増加を図ることが必要です。

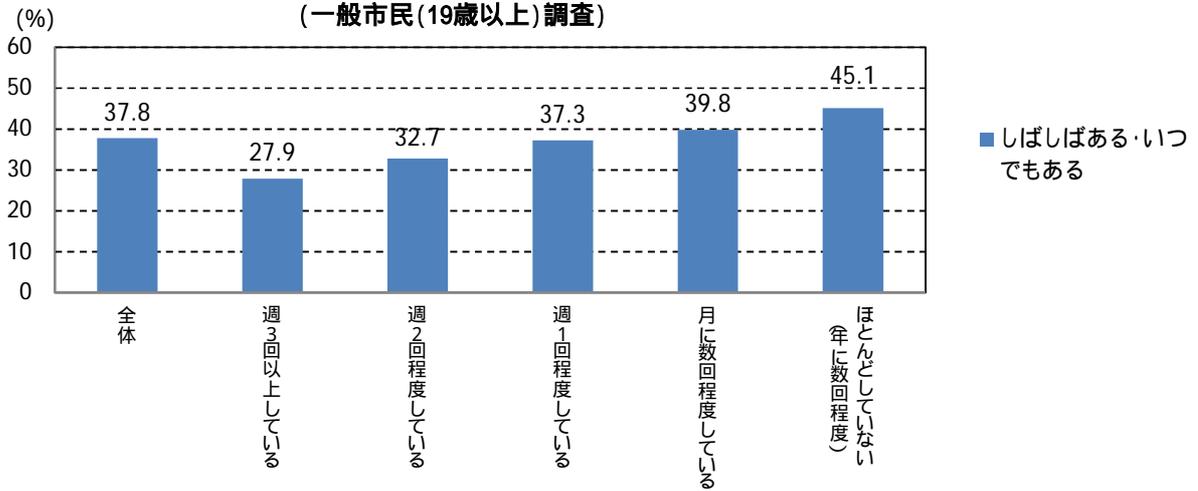
運動習慣の状況(一般市民(19歳以上)調査)



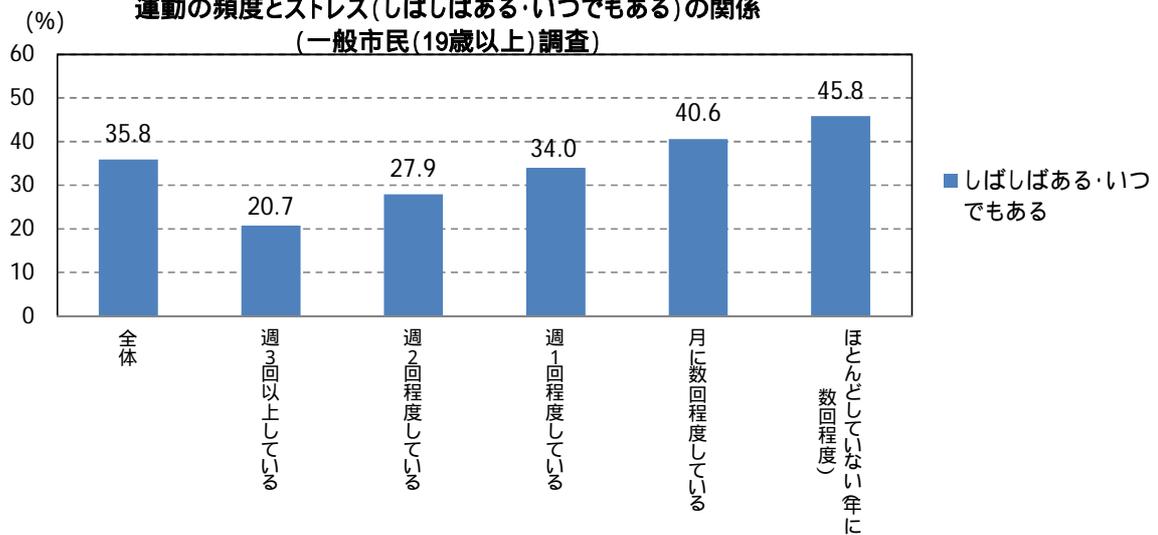
運動習慣をもつ人の割合の経年変化(一般市民(19歳以上)調査)



運動の頻度と首の痛み・肩こり(しばしばある・いつでもある)の関係  
(一般市民(19歳以上)調査)



運動の頻度とストレス(しばしばある・いつでもある)の関係  
(一般市民(19歳以上)調査)



## 【目標】

### 運動習慣を持つ人を増やします

30分以上の息のはずむ程度の運動を週に2回以上する運動習慣を持つ人を増やします。

## 【取り組みの方向】

### 市民自らの取り組み

- ・ 運動効果について学び、自分の身体の状態を確認します。
- ・ 身体を動かすことで運動効果を実感します。
- ・ 自分に適した運動習慣を身に付けます。

### 市民を支える取り組み

- ・ 運動の効果や日常生活で身体活動を増やす工夫などについて普及啓発に努めます。
- ・ 健康づくりに関わる各種団体の育成・支援をします。
- ・ 運動・スポーツに関する各種教室・大会を実施します。
- ・ 運動・スポーツに関する情報提供に努めます。

## 【主な内容】

- ・ 健康増進や健康づくりに関わる保健事業の実施
- ・ 公民館などにおける体育事業の実施
- ・ 相模原市健康づくり普及員\*による健康づくり活動の推進
- ・ 相模原市スポーツ推進委員\*による活動の推進
- ・ 運動・スポーツに関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 民間運動施設との連携推進
- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成支援

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照



【運動教室】

## 【目標】

地域などで定期的に運動を行う活動を増やします

運動の楽しさを知り、一緒に運動する仲間との活動を増やします。

## 【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 運動の楽しさを知り、一緒に運動する仲間をつくります。
- ・ 地域などで行われている運動に関する活動について情報を収集します。
- ・ 地域などで行われている運動に関する活動に参加します。
- ・ 日常生活の中で身体活動(家事など)を増やす工夫をします。

市民を支える取り組み

- ・ 地域などでの仲間づくりや活動の場づくりに努めます。
- ・ 運動の効果や日常生活で身体活動を増やす工夫などについて普及啓発に努めます。
- ・ ラジオ体操指導者の養成に努めます。

## 【主な内容】

- ・ ラジオ体操の普及や支援
- ・ 住民の主体的な活動による百歳体操など高齢者の介護予防活動の普及や支援
- ・ 相模原市健康づくり普及員による健康づくり活動・介護予防活動の推進



【ラジオ体操講習会】



【百歳体操】

### (3) たばこ

#### 【現状と課題】

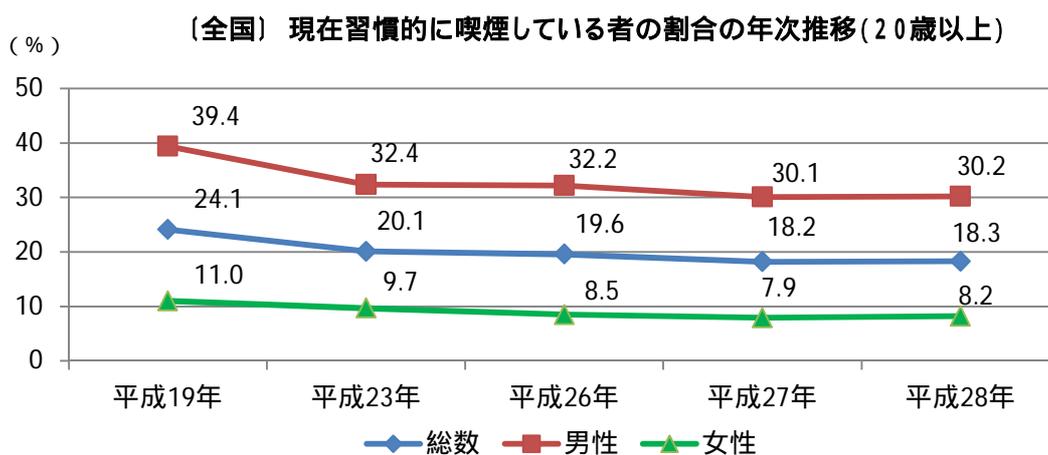
喫煙率については、健康意識の高まり、喫煙の規制強化、たばこの価格上昇などから、以前は減少傾向にありましたが、全国における成人の喫煙率は18.3%で、近年下げ止まり傾向が見られます。このような中、本市の喫煙率は、今回の調査においては16.0%となっており、全国と同様に下げ止まり傾向にあります。

本市で「禁煙方法について相談できる場所を知っている人」の割合は41.2%であり、相談できる場所についての啓発が必要です。

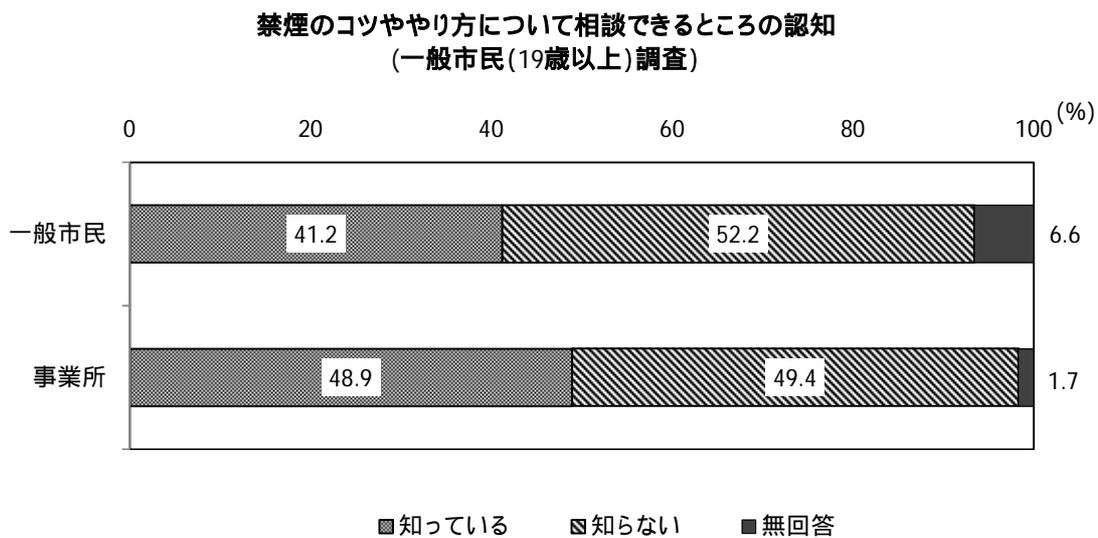
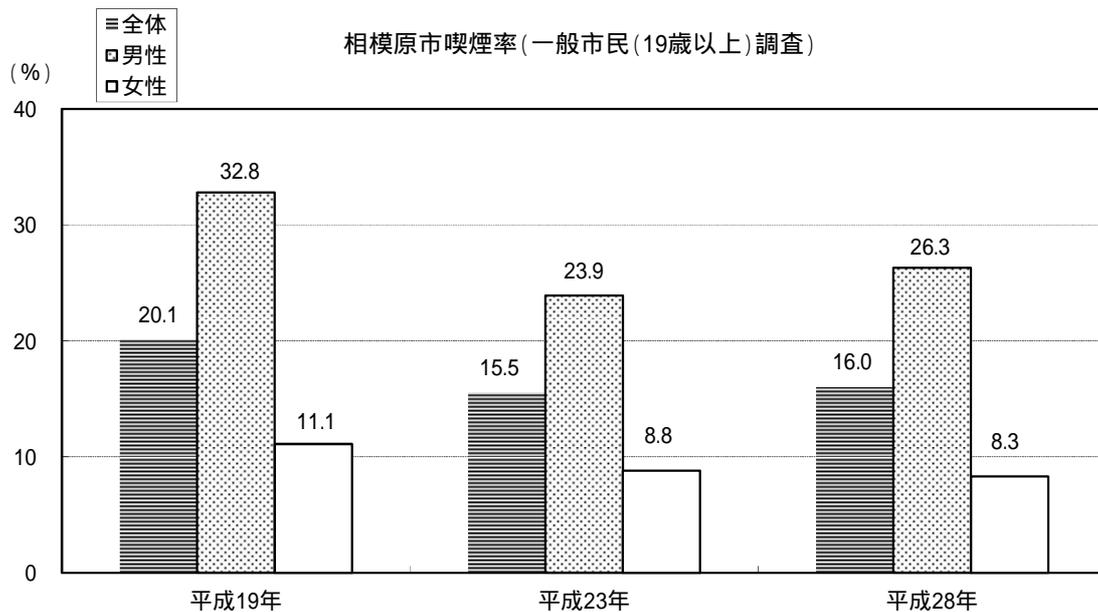
喫煙は、がん、循環器疾患、呼吸器疾患、糖尿病、歯周病など多くの疾病と関わりがあるばかりでなく、周囲の人の健康にも影響を及ぼすため、受動喫煙\*防止の観点からも、更なる喫煙率の減少をめざしていく必要があります。特に妊娠中の女性の場合には、喫煙や受動喫煙により、流産や早産、低出生体重児が生まれる危険性が高くなることから注意が必要です。

また、中高生における喫煙や成人後の喫煙意向は、前回調査時より減少していますが、依然としてなくなる状況にありません。未成年者の喫煙は、健康被害が大きく、かつ成人に比べ、早期にニコチン依存症を形成することから、未成年者のたばこ対策を推進する必要があります。

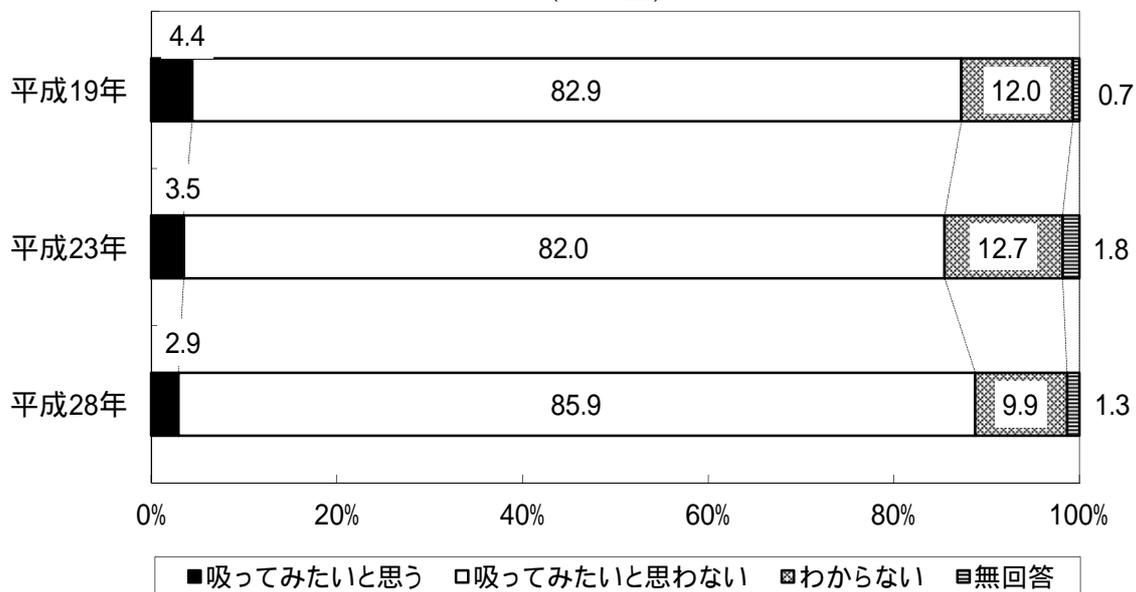
\*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照



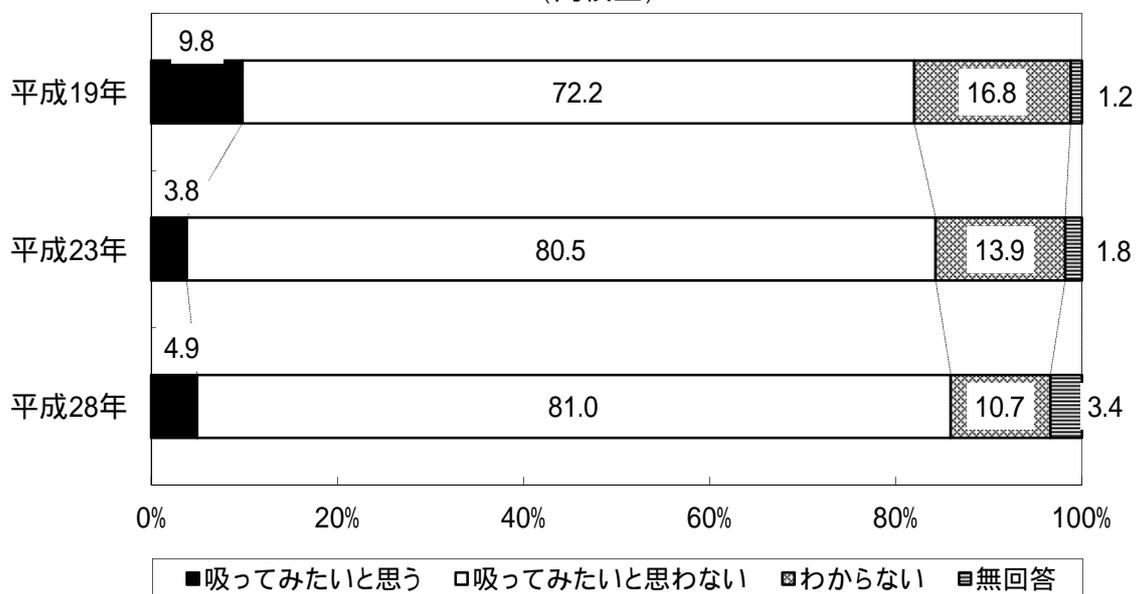
資料：厚生労働省 平成28年国民健康・栄養調査結果の概要



成人後の喫煙意向(中高生調査)  
(中学生)



(高校生)



## 【目標】

### 喫煙する人を減らします

喫煙者本人や周囲の人の健康被害を確実に減少させるため、喫煙する人を減らします。

## 【取り組みの方向】

### 市民自らの取り組み

- ・ 子どもの頃から喫煙や受動喫煙の害について正しい知識と理解を深めます。
- ・ 禁煙外来\*や市の健康教室などを活用し、禁煙に挑戦します。
- ・ 禁煙仲間を作ります。
- ・ 全ての人を受動喫煙をしないよう、また、させないように努めます。

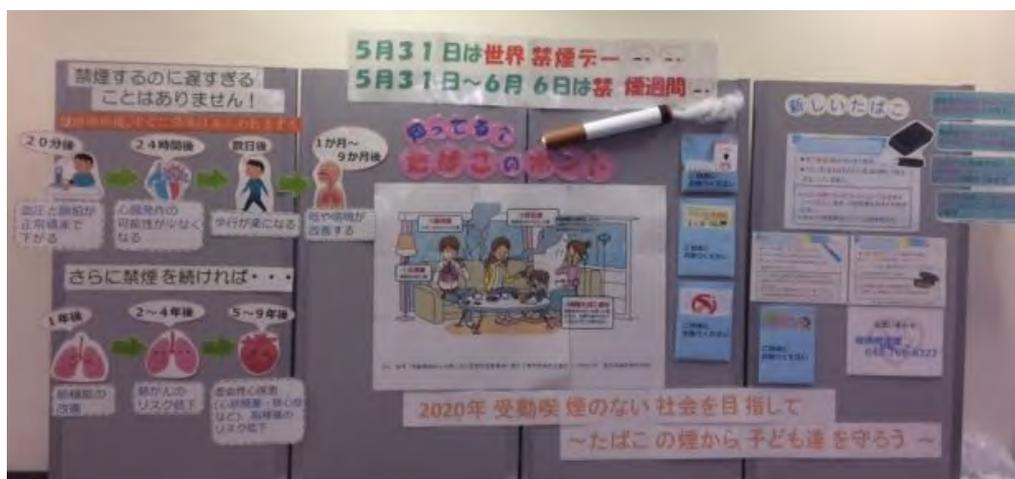
### 市民を支える取り組み

- ・ 喫煙や受動喫煙の害について普及啓発に努めます。
- ・ 禁煙の推進及び禁煙支援の充実を図ります。
- ・ 禁煙場所を拡大し、受動喫煙防止に努めます。
- ・ 地域や家庭、学校、職域などとの連携を図ります。

## 【主な内容】

- ・ イベント会場などにおける禁煙啓発コーナーの設置
- ・ 禁煙や受動喫煙に関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 禁煙を支援する保健事業の実施
- ・ 妊娠、出産、子育て期における禁煙啓発の実施

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照



【受動喫煙防止活動】

## 【目標】

### 未成年者の喫煙及び中高生の成人後の喫煙意向をなくします

未成年者の喫煙は、身体の成長の妨げとなるばかりでなく、たばこへの依存をより強めることから、本人への働きかけのみならず周りが協力して喫煙をさせないようにします。また、中高生の成人後の喫煙意向についてもなくします。

## 【取り組みの方向】

### 市民自らの取り組み

- ・ 喫煙や受動喫煙の害について学びます。
- ・ 喫煙について困ったときには、周囲の人や専門機関に相談します。
- ・ 周りの人から喫煙を勧められても断ります。
- ・ 未成年者に喫煙させない環境づくりに努めます。

### 市民を支える取り組み

- ・ 未成年者の喫煙防止について普及啓発に努めます。
- ・ たばこや受動喫煙に関する相談・健康教育事業の充実を図ります。
- ・ 地域や家庭、学校、職域などとの連携を図ります。

## 【主な内容】

- ・ 小学生からの喫煙防止教育の実施
- ・ 高校生への防煙教育の実施
- ・ 相模原市健康づくり普及員による受動喫煙防止教育の実施
- ・ 禁煙や受動喫煙に関する情報のホームページなどによる提供

## (4) アルコール

### 【現状と課題】

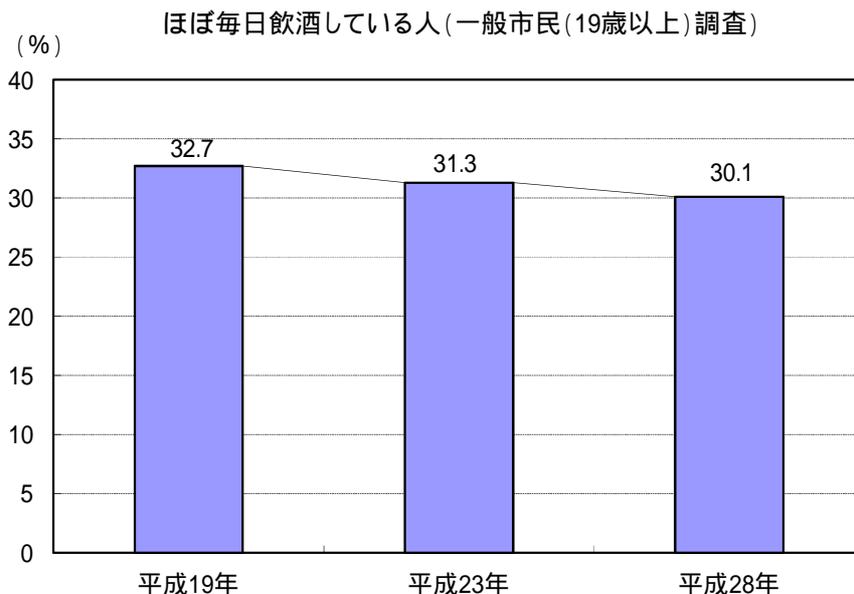
アルコールは、多量摂取を継続することによって、生活習慣病を引き起こし、心身の健康を損ない、その多くは家庭や社会生活にも大きな影響を及ぼすことが知られています。

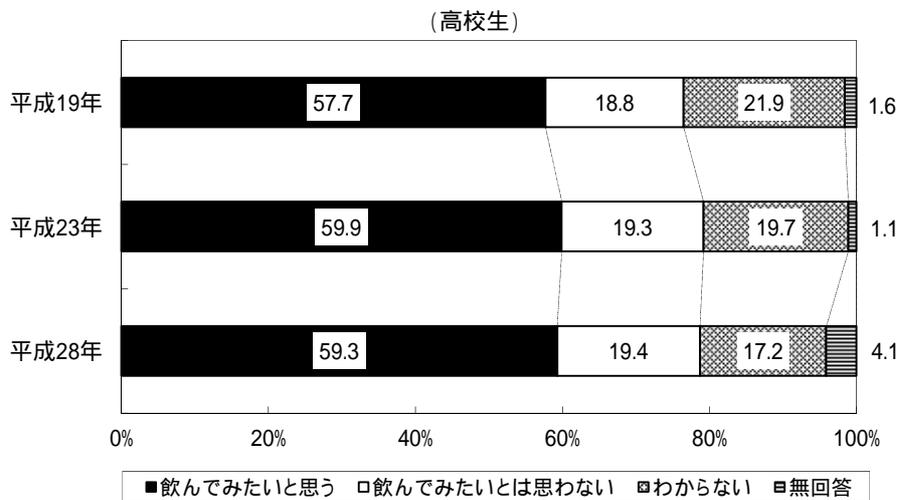
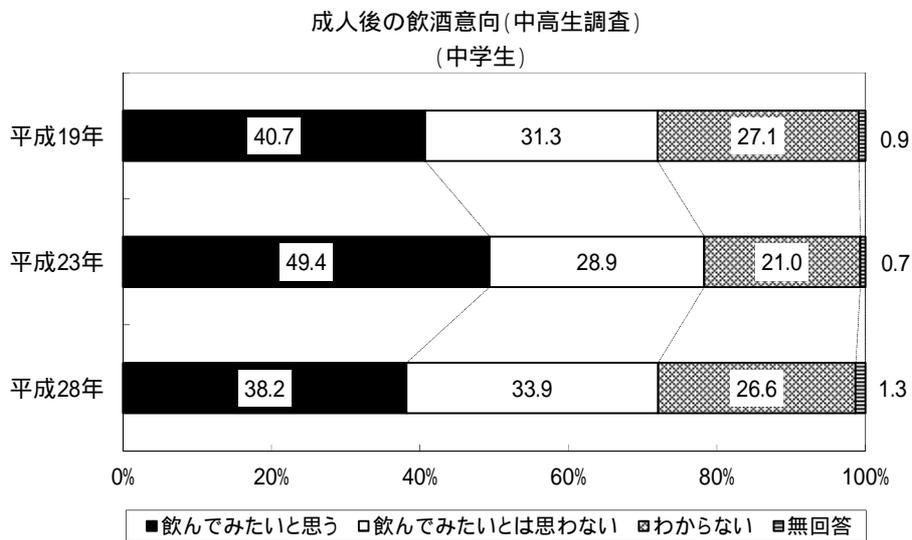
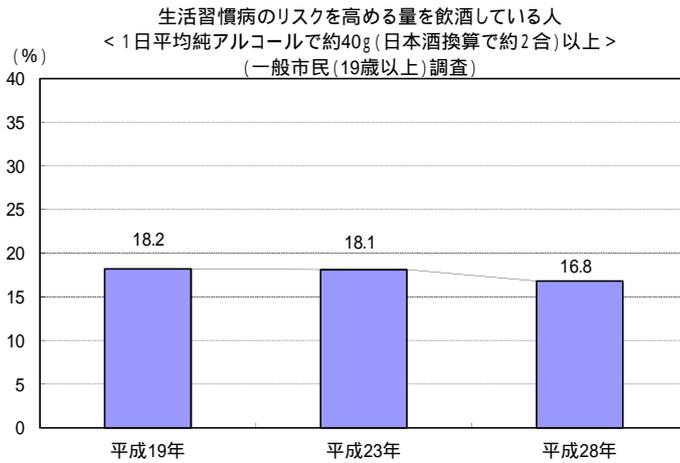
本市においては、飲酒している人のうち、ほぼ毎日飲酒している市民は30.1%、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している市民は16.8%であり、前回調査から減少しています。

また、アルコールについての基礎的な知識については、1日の適量が分からない人が36.2%と増加しています。

未成年者の飲酒について中高生の飲酒経験の割合を見ると、中高生ともに減少しています。飲酒のきっかけは、「親が飲酒をしていたから」「好奇心から」が多くなっています。また、成人後の飲酒意向については、中学生で38.2%と減少していますが、高校生で59.3%となり、前回調査と比較すると有意な変化は見られませんでした。

引き続き、適正飲酒の知識と行動を身に付けている人の増加を図るとともに、心身に悪影響を及ぼし、社会的な問題を引き起こしやすい未成年者の飲酒をなくすことへの取り組みの強化が必要です。





## 【目標】

### 適正飲酒の知識と行動を身に付けている人を増やします

アルコールと健康問題について適切な判断ができ、より健康的な行動に結び付くよう、適正飲酒の知識と行動を身に付けている人を増やします。

#### 【取り組みの方向】

##### 市民自らの取り組み

- ・ アルコールや適正飲酒について正しい知識と理解を深めます。
- ・ アルコールについて困ったときには、周囲の人や専門機関に相談します。

##### 市民を支える取り組み

- ・ アルコールや適正飲酒について普及啓発に努めます。
- ・ アルコール問題に関する相談・健康教育事業の充実を図ります。

#### 【主な内容】

- ・ 適正飲酒の普及啓発
- ・ ライフステージに応じた健康教育、普及啓発、保健指導などの充実
- ・ 地域、職域などとの連携推進
- ・ アルコール関連問題を有する人や家族に対する専門相談の実施

## 【目標】

### 未成年者の飲酒をなくします

未成年者の飲酒は、急性アルコール中毒や臓器障害を起こしやすい上、飲酒開始年齢が若いほど将来のアルコール依存症リスクが高くなるといわれています。また、未成年者の飲酒は、事件や事故に巻き込まれやすくなるなど、社会的な問題をも引き起こすため、アルコールの害について成人する前に正しい知識を持っている人を増やします。

### 【取り組みの方向】

#### 市民自らの取り組み

- ・ アルコールについて正しい知識を学びます。
- ・ アルコールについて困ったときには、周囲の人や専門機関に相談します。

#### 市民を支える取り組み

- ・ 未成年者へのアルコールの害についての普及啓発に努めます。
- ・ アルコールに関する相談・健康教育事業の充実を図ります。
- ・ 未成年者に飲酒させない環境づくりに努めます。

### 【主な内容】

- ・ 未成年者へのアルコールの害についての普及啓発の実施
- ・ 地域や家庭、学校、職域などとの連携推進
- ・ 学校の授業を通じたアルコールの害についての普及啓発の実施

## ( 5 ) 歯・口腔

### 【現状と課題】

歯・口腔の健康は、おいしい食事をとれるなどの食生活や会話を楽しむなどの日常生活に不可欠なものとなっています。また、生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な意味も持っているため、乳幼児期から高齢期を通じて積極的に歯の健康を守る必要があります。

本市における幼児のむし歯有病者率は、近年改善傾向にあり、3歳6か月でむし歯のない幼児は83.7%となっています。一方、治療をしていない多数のむし歯(4本以上)を有している3歳6か月の幼児は3.7%となっています。歯と口腔の健康を維持するためには、乳幼児期からむし歯予防に努める必要があるため、特にこうした多数のむし歯を持つ幼児の状況について改善する必要があります。

歯周病\*の有病者率については、40歳代で進行した歯周炎\*のある人は43.6%と過年度より減少傾向にありますが、更に低減できるよう引き続き取り組むことが必要です。また、歯周病は、肺炎・糖尿病・脳血管疾患などの全身疾患に關与しているといわれているため、歯周病を予防することは、全身の健康管理の面からも重要です。中学生の約2割に歯肉炎\*があるなど、若い世代においても歯周病が認められるため、早い時期から予防について取り組むことが大切です。

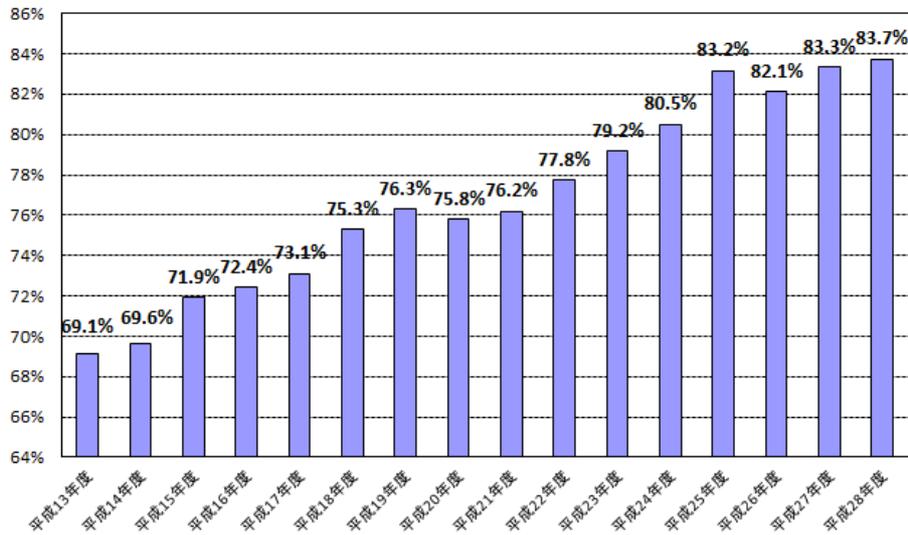
むし歯や歯周病の予防には、自身で行う適切なブラッシング(セルフケア)と、かかりつけ歯科医において、歯石除去や歯みがき指導などのメンテナンス\*(プロフェッショナルケア)を定期的に受けることが大切です。

しかし、定期的に歯科医療機関を受診している19歳以上の市民は39.0%、1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けている19歳以上の市民は38.8%で、いまだかかりつけ歯科医機能が十分に定着していないことがうかがわれます。

市民の歯と口腔の健康を維持するため、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた総合的な歯科保健対策の充実を図ることが必要です。

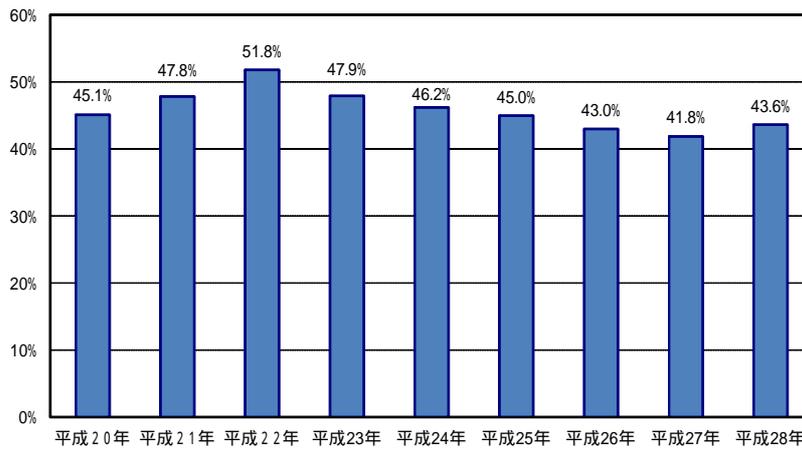
\*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

3歳6か月児におけるむし歯のない者の割合



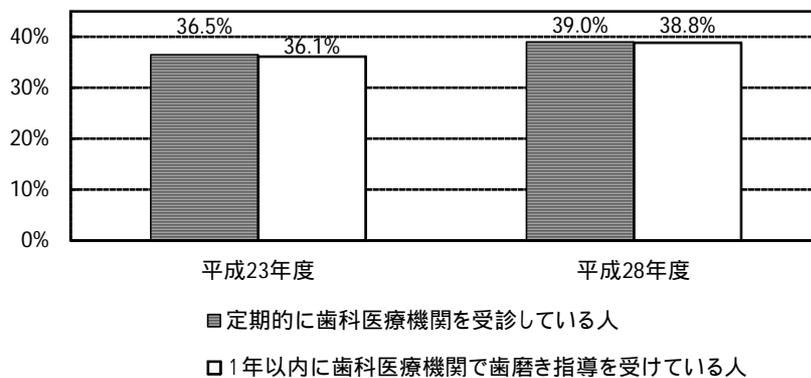
資料：歯科健康診査に係る実施状況報告

40歳代における歯周炎の割合



資料：相模原市お口の健康診査（成人歯科健康診査）結果

定期的に歯科医療機関を受診している人等（19歳以上）



資料：相模原市市民歯科保健実態調査結果

## 【目標】

### むし歯のない幼児を増やします

幼児期は基本的な生活習慣を身に付ける重要な時期であることから、歯みがきの習慣を身に付け、フッ化物\*の利用、甘い食品や飲料を控えるなど幼児期からの歯の健康づくりへの取り組みを推進します。

#### 【取り組みの方向】

##### 市民自らの取り組み

- ・歯や口腔に関心を持ち、むし歯を予防するための正しい知識と理解を深めます。
- ・保護者は、子どもに歯みがきの大切さを教えるとともに、子どもへの仕上げみがきの必要性について理解を深め、実践します。
- ・むし歯を予防するための正しい歯みがきの方法を身に付けます。
- ・デンタルフロス、歯間ブラシなどの補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、使用します。
- ・正しい食習慣や生活習慣を身に付けます。
- ・フッ化物のむし歯を予防する効果を知り、積極的に利用します。

##### 市民を支える取り組み

- ・ライフステージごとのむし歯予防の重要性について普及啓発に努めます。
- ・規則正しい食習慣・生活習慣、歯みがきの必要性や適切な方法について普及啓発に取り組みます。
- ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について普及啓発に取り組みます。
- ・フッ化物の効果、利用方法について普及啓発に取り組みます。
- ・多数のむし歯を有する幼児及びその保護者への支援を強化します。

#### 【主な内容】

- ・母親・父親教室（ハロー・マザークラス）の実施
- ・妊婦歯科教室（マタニティオーラルセミナー）の実施
- ・むし歯予防教室（親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦！）の実施
- ・幼児歯科健康診査の実施
- ・保育所、幼稚園、学校などの歯科検診や巡回指導の実施
- ・歯科医による電話相談や歯科衛生士による歯科健康相談の実施
- ・食育関連事業や職域連携事業における普及啓発の実施
- ・歯と口の健康週間など歯の健康づくりに関する情報のホームページなどによる提供

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

## 【目標】

### 進行した歯周病（歯周炎）のない人を増やします

歯周病を予防し、全身の健康を維持するために、歯や口腔に関心を持ち、歯周病についての理解を深め、歯周病を予防するための歯みがきの方法（特に、補助的清掃用具の使用）を実践することができるよう普及啓発に取り組みます。

## 【取り組みの方向】

### 市民自らの取り組み

- ・ 歯や口腔に関心を持ち、歯周病についての理解を深めます。
- ・ 歯周病を予防するための歯みがきの方法を実践します。
- ・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、使用します。
- ・ 全身の健康と歯周病予防のための生活習慣を身に付けます。
- ・ 喫煙者は、喫煙が歯や歯肉に与える影響について知識と理解を深め、禁煙に努めます。

### 市民を支える取り組み

- ・ 歯周病の原因や症状について普及啓発に取り組みます。
- ・ 歯周病は、食事や運動など、日頃の生活習慣に関連性が強く、生活習慣病などの全身疾患に関連があることについて普及啓発に取り組みます。
- ・ 歯や歯肉に与える喫煙や受動喫煙の影響について普及啓発に取り組みます。
- ・ 歯周病を予防するための歯みがきの必要性や適切な方法、入れ歯のお手入れ方法について普及啓発に取り組みます。
- ・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について普及啓発に取り組みます。

## 【主な内容】

- ・ 保育所、幼稚園、学校などの歯科検診や巡回指導の実施
- ・ 成人歯科健康診査（お口の健康診査）の実施
- ・ 歯科医による電話相談や歯科衛生士による歯科健康相談の実施
- ・ お口の元気チェックコーナーなどの歯科保健普及啓発事業の実施
- ・ 職域連携事業における普及啓発の実施
- ・ 歯と口の健康週間など歯の健康づくりに関する情報のホームページなどによる提供

## 【目標】

### 定期的に歯科医療機関を受診する人を増やします

むし歯や歯周病の予防として、歯石除去や歯みがき指導などのメンテナンスを受けるため、定期的に歯科医療機関（かかりつけ歯科医\*）を受診する人を増やします。

#### 【取り組みの方向】

##### 市民自らの取り組み

- ・ かかりつけ歯科医について理解を深めます。
- ・ 定期的に歯科医療機関を受診し、むし歯や歯周病を予防するためのメンテナンスを受けます。

##### 市民を支える取り組み

- ・ かかりつけ歯科医機能について普及啓発に取り組みます。
- ・ 自覚症状がなくても、むし歯や歯周病を予防するために、定期的に歯科医療機関を受診し、メンテナンスを受ける必要があることについて普及啓発に取り組みます。

#### 【主な内容】

- ・ 母親・父親教室（ハロー・マザークラス）の実施
- ・ 妊婦歯科教室（マタニティオーラルセミナー）の実施
- ・ むし歯予防教室（親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦！）の実施
- ・ 幼児歯科健康診査の実施
- ・ 保育所、幼稚園、学校などの歯科検診や巡回指導の実施
- ・ 成人歯科健康診査（お口の健康診査）の実施
- ・ 歯科医による電話相談や歯科衛生士による歯科健康相談の実施
- ・ 職域連携事業における普及啓発の実施
- ・ 歯と口の健康週間など歯の健康づくりに関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 訪問歯科診療の推進

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

## ( 6 ) がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病

### 【現状と課題】

国では、がん対策推進基本計画に基づき総合的かつ計画的にがん対策が推進されています。

がん検診の受診率は以前に比べ増加していますが、本市における死因の中で、がんが占める割合は依然として最も高い状況となっています。

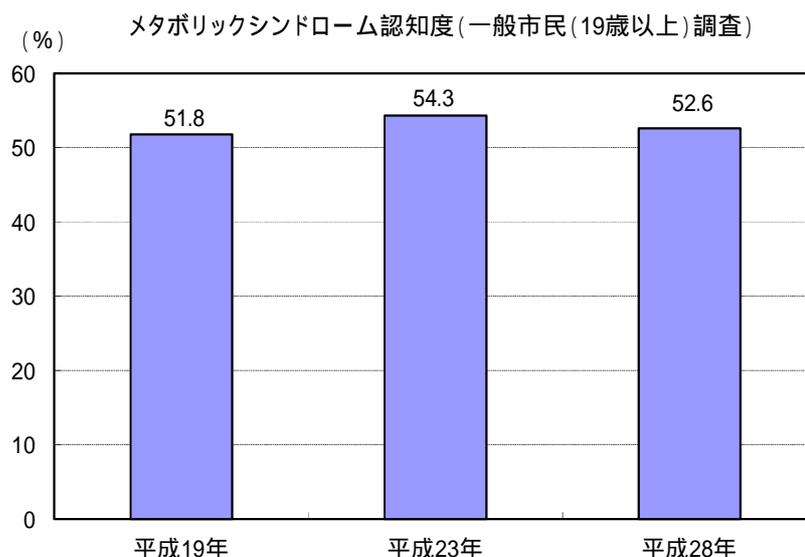
がんの発症を予防するためには、喫煙、飲酒、食生活や運動などの生活習慣を改善する必要があります。また、早期発見や早期治療が重要となることから、更にがん検診の受診率向上を図る必要があります。

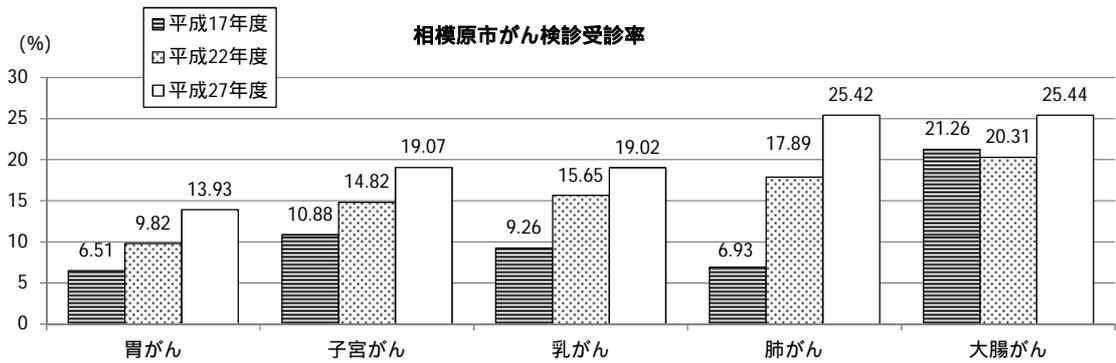
また、内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、脂質異常、高血糖の危険因子を複数併せ持っている状態であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は、生活習慣病の発症リスクを高めますが、非肥満であっても危険因子が重なるほど脳血管疾患、心疾患などの生活習慣病の発症頻度が増大します。また、糖尿病が悪化し、合併症が進行すると人工透析なども必要になってきます。

本市における国民健康保険特定健康診査\*の受診者の中で、メタボリックシンドロームの人は16.0%、高血圧症で治療中の人は33.9%で、どちらも神奈川県全体の数値と比べ高くなっています。

メタボリックシンドローム対策として、食生活の見直しと運動により内臓脂肪を減らすことが必要です。

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

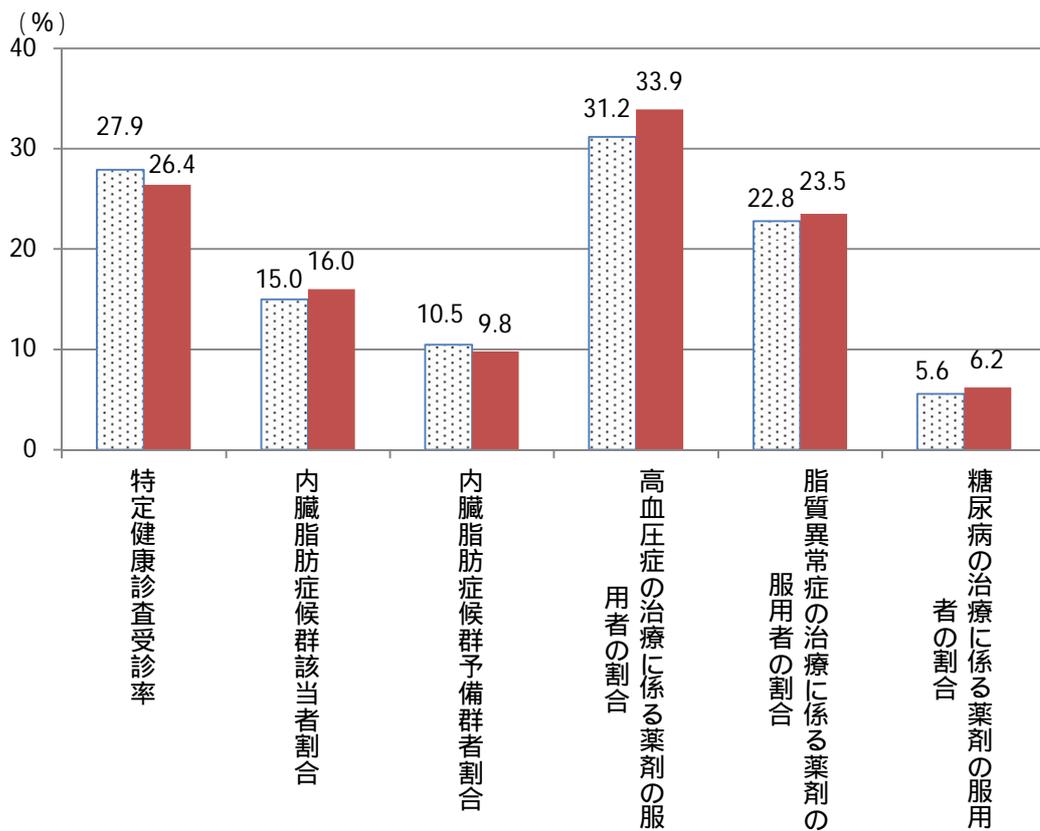




資料：相模原市保健所年報

■ 神奈川県 平成27年度  
■ 相模原市 平成27年度

**平成27年度 国民健康保険 特定健康診査の結果**



資料：平成27年度国保データベースシステム（地域の全体像の把握）

## 【目標】

### がん検診を受ける人を増やします

がんの早期発見のためには定期的ながん検診が効果的なことから、検診を受ける人を増やします。

## 【取り組みの方向】

### 市民自らの取り組み

- ・ がんについての正しい知識と理解を深めます。
- ・ がん予防のために生活習慣の改善を図ります。
- ・ 定期的に検診を受診します。

### 市民を支える取り組み

- ・ がん予防やがん検診について普及啓発に努めます。
- ・ がん検診の内容の充実を図ります。
- ・ 医療機関、職域保健\*などとの連携を図ります。
- ・ がん患者やその家族の不安や悩みの軽減や解消を図ります。

## 【主な内容】

- ・ がん検診の受診促進のための普及啓発の実施
- ・ がんピアサポート事業\*の実施
- ・ がん検診受診促進パートナー制度\*の推進
- ・ がん検診に関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 学校の授業などにおけるがん検診の大切さについての普及啓発の実施

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照



【がん予防の普及啓発】

## 【目標】

### 生活習慣病の発症や重症化予防の対策を推進します

生活習慣病の発症や重症化予防のために、内臓脂肪型肥満を伴うメタボリックシンドロームや肥満を伴わない高血圧や高血糖と関係のある食事や運動などの生活習慣の改善に向けた総合的な取り組みを推進します。

## 【取り組みの方向】

### 市民自らの取り組み

- ・ 糖尿病や循環器疾患などについての正しい知識と生活習慣改善の必要性についての理解を深めます。
- ・ 自分自身の生活を振り返る機会を作ります。
- ・ バランスの良い食事を理解し、正しい食生活が送れるように心掛けます。
- ・ 適度な運動を理解し、実践します。
- ・ 年に1回は健康診断を受診します。
- ・ 受診が必要な場合は医療機関を受診し治療を継続します。

### 市民を支える取り組み

- ・ 乳幼児健診、学校、地域活動など様々な機会を通じてライフステージに応じた普及啓発に努めます。
- ・ メタボリックシンドロームと糖尿病、循環器疾患などとの関係について正しい知識の普及に努めます。
- ・ 健康診査、保健指導、健康相談、教育事業などの充実を図ります。
- ・ 地域、学校、職域における保健事業・保健活動の充実を図ります。
- ・ 地域において活動している団体などの健康づくり活動を支援します。
- ・ 働き盛り世代を対象とした関係機関などと連携して活動を展開します。

## 【主な内容】

- ・ 特定健康診査と若年層への健康診査の実施
- ・ 特定保健指導\*の充実と利用促進
- ・ 生活習慣病予防や重症化予防に対する普及啓発や相談など保健事業の実施
- ・ 親子を対象とした調理体験教室の実施
- ・ 給食を通じた食べ物の選び方・食べ方などを理解する食育指導の実施
- ・ 相模原市健康づくり普及員や相模原市食生活改善推進団体（わかな会）による地域における生活習慣病予防のための事業の実施
- ・ 職域などとの連携による若い世代も含めた健康教育の実施

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

## ( 7 ) こころの健康・精神疾患

### 【現状と課題】

ストレスを感じる背景には、学校、仕事、家庭、人間関係、病気、喪失体験など様々なものがあります。本市におけるストレスを感じた人の割合は、前回調査と比べてほとんどの年代で増えています。睡眠による休養の状況については、前回調査より好転している年代があるものの、世代別で見ると高校生から50歳代までは、十分に休養の取れていない人が4割を超えています。

本市の死亡者に占める自殺者の割合は、ライフステージ別で見ると、少年期において増加しているとともに、気分障害やストレス関連障害などによる自立支援医療（精神通院）の件数についても増加傾向にあります。

睡眠障害や過度のストレスは、こころの病気などにつながりやすいため、市民一人ひとりの置かれた状況やライフステージに応じ、こころの健康づくりの支援を実施していく必要があります。特に、学校・仕事・家庭など周りの環境の影響を受けやすい思春期から働き盛り世代への更なる取り組みの強化が必要です。

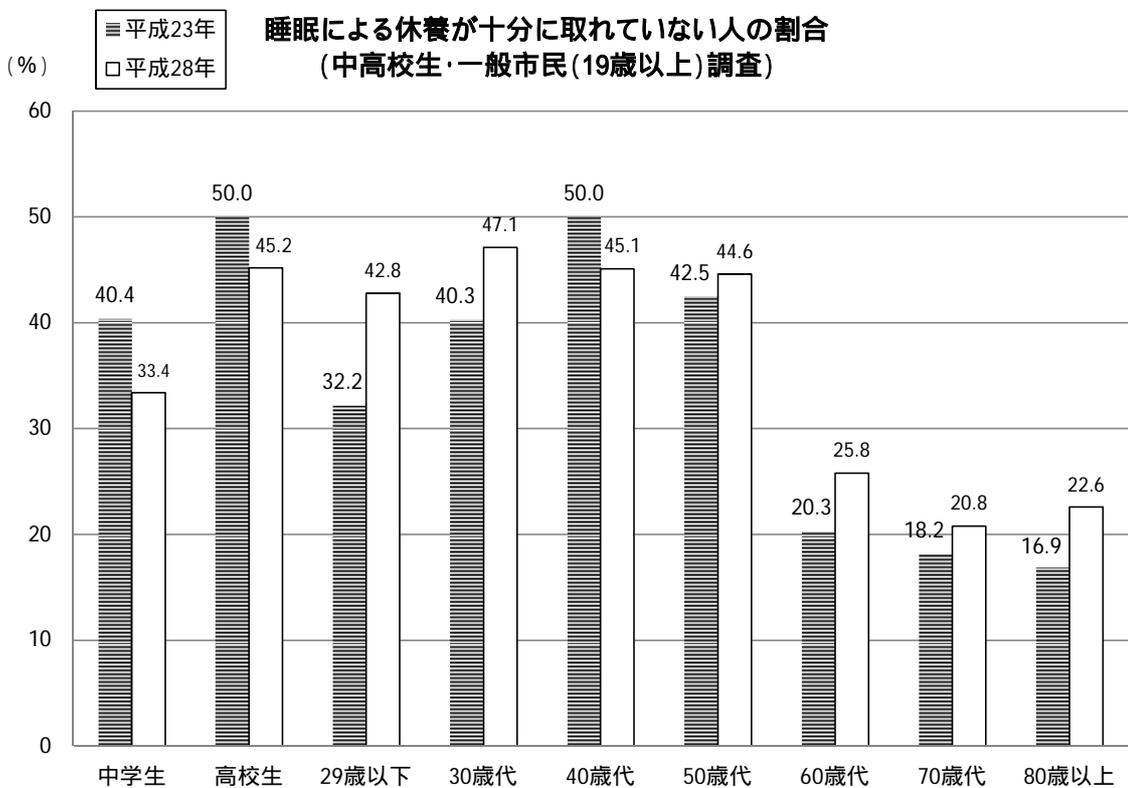
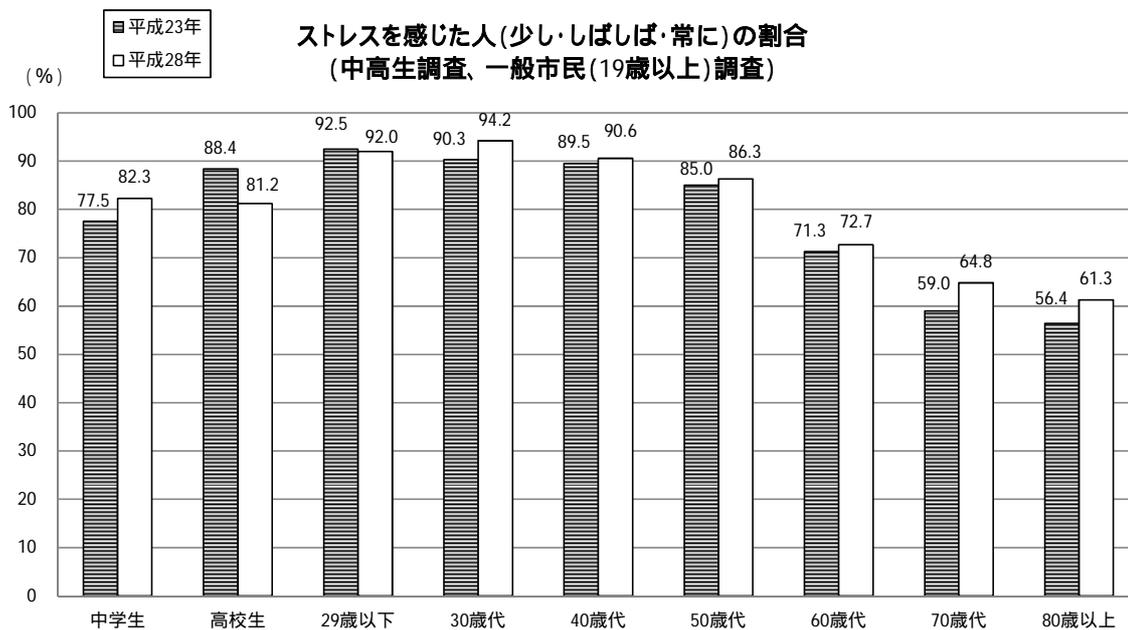
また、相談できる場所を知っておくことは、早期に様々な状況に対応でき、こころの健康づくりにつながっていくと考えられるため、知っている割合が低い層へ届くような情報提供の仕組みづくりの再構築を併せて実施していくことが必要です。

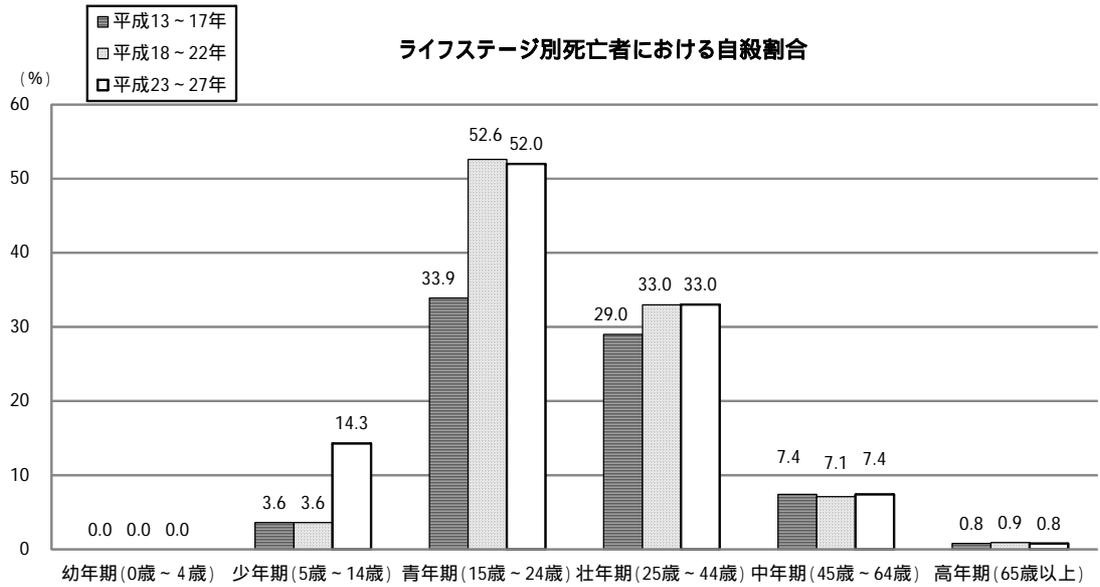
さらに、高齢化の進行に伴い、平成37年には我が国の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれており、認知症の人が認知症とともに、より良く生きていくことができる社会環境をつくりながら、認知症施策を推進する必要があります。

国においては、精神疾患を医療計画における5疾病\*のひとつとして位置付け、精神疾患に対する偏見をなくすための知識の普及や相談体制の整備などを行い、早期発見、早期治療を推進しており、本市においても、保健・医療・福祉・教育などの幅広い分野での連携強化によるこころの健康づくり・精神疾患への対応や支援の施策をより一層充実することが必要です。

\*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照





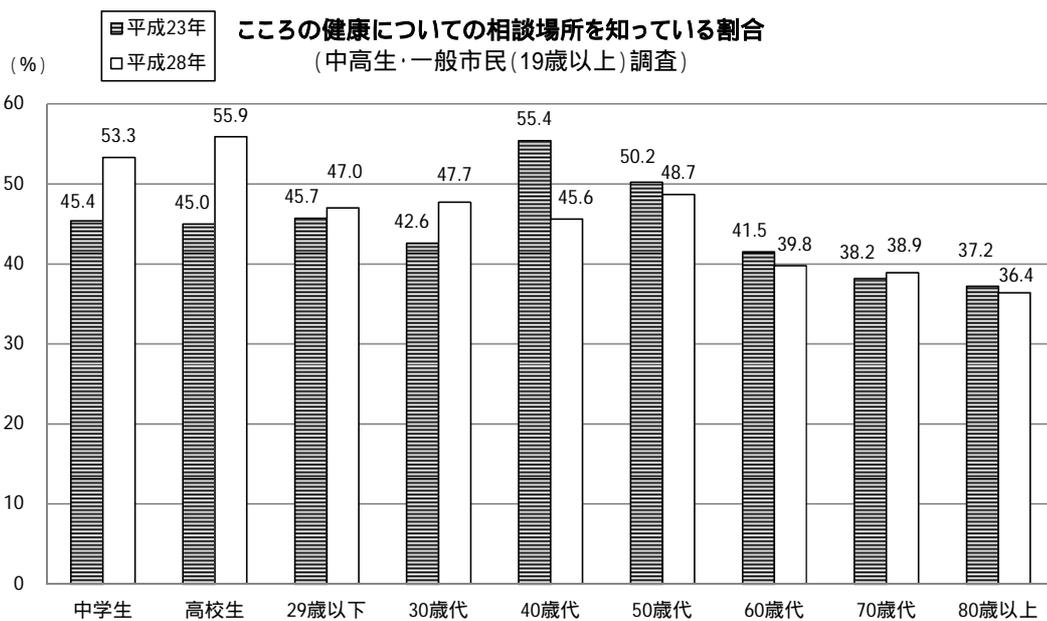


資料：相模原市保健所年報

### 自立支援医療（精神通院）疾病分類よりの通院件数

	平成 24 年 3 月	平成 29 年 3 月
気分（感情）障害	3,491 件	4,709 件
神経症性障害・ストレス関連障害等	723 件	1,018 件

資料：自立支援医療疾病分類データ（精神保健福祉課）



## 【目標】

### ライフステージに応じたこころの健康づくりを推進します

ストレスを感じたときに対処できるような正しい知識の普及を図るとともに、睡眠による休養が十分に取れていない人を減らします。

#### 【取り組みの方向】

##### 市民自らの取り組み

- ・ 自分に合ったストレスの解消方法（睡眠による休養やリラックス方法など）を見付けます。
- ・ 心身の疲労回復のため、質の良い睡眠をとることを心掛けます。
- ・ ストレスを感じたときに周囲の人や専門機関に相談します。

##### 市民を支える取り組み

- ・ ストレスへの適切な対応や睡眠などにより十分な休養をとるための正しい知識、睡眠障害の予防などの普及啓発や健康教育事業の更なる充実を図ります。
- ・ 学校、仕事、家庭などの周りの環境の影響を受けやすい世代や対象などへの対策を強化します。
- ・ 地域保健、学校保健、職域保健の更なる連携の強化や産学官民などによる連携事業の充実を図ります。

#### 【主な内容】

- ・ こころの健康づくり（ストレス、睡眠、適正飲酒など）に関する健康情報の提供
- ・ ストレス、メンタルヘルスや睡眠に関する講演会などの実施
- ・ 生活習慣改善に向けた相談や教育事業（学校における教育事業を含む。）の実施
- ・ 働き盛り世代のメンタルヘルスケア支援事業の実施
- ・ 働く人の健康づくり地域・職域連携事業の実施
- ・ 相模原市健康づくり普及員活動の支援（市の健康課題への取り組みの支援）の実施





## 健康づくりのための睡眠指針 2014

### ～睡眠12箇条～

- 1 良い睡眠で、からだもこころも健康に
- 2 規則正しい食生活と定期的な運動が大切
- 3 睡眠不足と生活習慣病は密接な関係が
- 4 こころの健康を保つために睡眠による休養を
- 5 年齢や季節に応じて適正な睡眠時間を
- 6 自分の睡眠に適した環境づくりを
- 7 若年世代は夜更かしを避けましょう
- 8 勤労世代は良い睡眠で疲労回復・能率アップを
- 9 熟年世代は熟睡の工夫が大切
- 10 眠くなってから寝床に入り、起きる時刻は遅らせない
- 11 睡眠中の身体の異変に要注意
- 12 不眠が改善できないときは、専門家に相談を

(資料：健康づくりのための睡眠指針 2014

発行・編集 厚生労働省)

(イラスト；スゴネタ)

## 【目標】

### 精神疾患の早期支援に努めます

精神疾患についての正しい知識の普及や相談場所の周知を効果的に行い、早期発見、早期治療、再発予防に努めるとともに、切れ目のない支援の充実を図ります。

## 【取り組みの方向】

### 市民自らの取り組み

- ・ ころの病気に関する相談場所を知り、早めに相談・受診をします。
- ・ 周囲の人の不調に気づいたら早めに相談・受診を勧めます。
- ・ 精神疾患の正しい知識と理解を深めます。

### 市民を支える取り組み

- ・ 正しい知識の普及を図り、早期発見・早期治療を推進し、再発予防にも努めます。
- ・ ころの病気に関する相談場所の周知を図ります。
- ・ 市内医療機関、教育機関、職域保健などとの連携の強化を図ります。
- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー\*などによる相談体制の周知、充実を図るとともに、精神保健福祉部門との緊密な連携を図ります。
- ・ 職場におけるメンタルヘルスの相談体制を整えている企業、事業所を増やします。
- ・ 精神疾患での入院から退院まで、その後の地域生活など切れ目のない相談体制の充実を図ります。

## 【主な内容】

- ・ 精神保健福祉相談や思春期・ひきこもり相談、依存症相談の実施
- ・ 統合失調症や気分障害などの精神疾患理解のための、患者やその家族向けセミナーや家族教室の実施
- ・ 自助グループや回復支援施設との連携の実施
- ・ 庁内相談担当職員、教職員などを対象とした精神医学に関する基礎的な教育研修の実施
- ・ かかりつけ医\*などを対象にした認知症対応力向上研修の実施
- ・ 精神障害者の地域支援に係るネットワーク会議の実施
- ・ 措置入院者などの退院後支援の充実
- ・ 働く人の健康づくり地域・職域連携推進連絡会\*や連携事業の実施

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

## 【目標】

### 関係機関などの連携による相談体制の充実を図ります

保健・医療・福祉などの関係機関が更なる連携を図るとともに、相談場所の認知度を高め、こころの不調や精神疾患などの相談に適切に対応する体制づくりを推進します。

## 【取り組みの方向】

### 市民自らの取り組み

- ・ こころの不調は誰でもなり得ることを認識し、日頃から相談場所を確認しておきます。

### 市民を支える取り組み

- ・ こころの不調や病気への対処方法に関する普及啓発と情報提供の更なる充実を図ります。
- ・ 入手しやすく、こころに届く周知や情報提供の手法の検討と導入を図ります。
- ・ 保健、福祉、学校など様々な分野において、こころの悩みや不安に対する相談体制の更なる充実を図ります。
- ・ 働く人の健康づくり地域・職域連携推進連絡会や精神障害者の地域支援に係るネットワーク会議などを通して、関係機関との連携の強化を図ります。

## 【主な内容】

- ・ こころの健康づくりやその相談場所に関する情報の提供
- ・ 健康相談や精神保健福祉相談によるこころの相談の実施
- ・ アルコール・薬物、思春期などの専門相談の実施
- ・ 公立小中学校における児童支援専任教諭と生徒指導主任を中心とした相談体制の充実
- ・ 働く人の健康づくり地域・職域連携推進連絡会や連携事業の実施
- ・ 精神障害者の地域支援に係るネットワーク会議の実施
- ・ 退院可能な精神障害者の地域移行を進めるため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
- ・ 相談を担う専門職の人材育成
- ・ (仮称)ひきこもり地域支援センターの設置による支援の充実
- ・ 認知症疾患医療センターによる支援

## 【目標】

個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的・継続的・長期的に自殺対策に取り組み、自殺者数を減らします

関係機関（医療、行政、警察、消防、司法、学校、職域、民間団体など）との連携強化を図るとともに、ゲートキーパー\*を増やし、自殺者の減少を図ります。

## 【取り組みの方向】

### 市民自らの取り組み

- ・ 健康を害したり、経済的な困窮、喪失体験などの状況により、自殺の危険性があるという認識を持ちます。
- ・ 周囲の人の自殺のサインに気づいたときは、積極的に声をかけ、相談機関への相談を促します。

### 市民を支える取り組み

- ・ 関係機関とのネットワークの構築に努めます。
- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなどによる相談体制の周知、充実を図るとともに、精神保健福祉部門との緊密な連携を図ります。
- ・ 思春期などの若者世代への相談や支援の充実に努めます。
- ・ ゲートキーパーを養成します。
- ・ 自死遺族\*を含めた相談者に適切に対応し、支援につなげるために、関係機関の連携強化に努めます。
- ・ 危険な箇所に対して必要な安全対策を強化します。

## 【主な内容】

- ・ 自殺対策街頭キャンペーンなどの普及啓発の実施
- ・ 学校への出前講座などによる思春期教育事業の実施
- ・ 子どもや若者を対象にした相談支援の実施
- ・ 自殺予防専用電話（“いきる”ホットライン）の実施
- ・ こころの電話相談の実施
- ・ 自死遺族のための自助グループの運営支援充実と地域ネットワークの構築
- ・ 自殺未遂者への支援の実施
- ・ 自殺対策協議会や自殺総合対策に係る庁内会議などによる連携の強化
- ・ ゲートキーパーの養成や職員の対応力向上研修などによる人材育成

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

## 自殺予防の十箇条

- 1 うつ病の症状に気をつける
- 2 原因不明の身体の不調が長引く
- 3 酒量が増す
- 4 安全や健康が保てない
- 5 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- 6 職場や家庭でサポートが得られない
- 7 本人にとって価値あるものを失う
- 8 重症の身体の病気にかかる
- 9 自殺を口にする
- 10 自殺未遂に及ぶ

資料：中央労働災害防止協会・労働者の自殺予防マニュアル作成検討委員会編  
「職場における自殺の予防と対応」厚生労働省



【自殺対策街頭キャンペーン】

## ( 8 ) 健康診断・セルフチェック

### 【現状と課題】

一般市民調査より、現在、市民が治療している病気は、高血圧症 19.0%、糖尿病 6.2%、脂質異常症\*6.5%となっており、生活習慣病の割合が多くなっています。健康診断は、病気を早期に発見し、早期治療につなげていくことや、毎日の生活習慣の見直しのきっかけとして有用ですが、過去一年間に健康診断を受診していない市民は約3割となっています。未受診の人を年齢で見ると、男性では70～80歳代、女性では全ての年齢で多くなっており、「普段から医療機関にかかっているため受診しなかった」という理由が約5割を占めています。

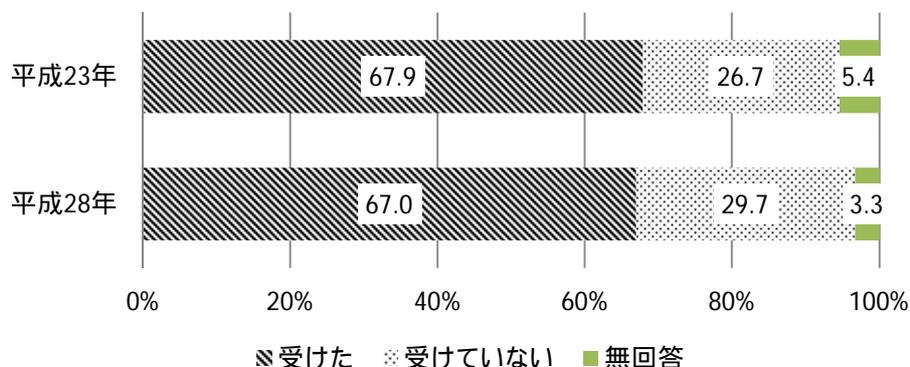
また、社会の大黒柱である働き盛り世代の心身の健康を保持増進することは、健康施策の根幹に関わる重要な課題の一つといわれています。しかし、実際には働き盛り世代の生活は仕事中心になりがちで、生活習慣の乱れやストレスを多く抱え込むなど、様々な健康課題に直面しています。

本市では、平成20年度に「働く人の健康づくり地域・職域連携推進連絡会」を設置し、関連機関と連携し働く人の健康づくりを進めていますが、相模原労働基準監督署管内における事業所の定期健康診断での有所見率\*は57.5%で増加傾向にあり、国や県と比べてもその割合が高い状況です。

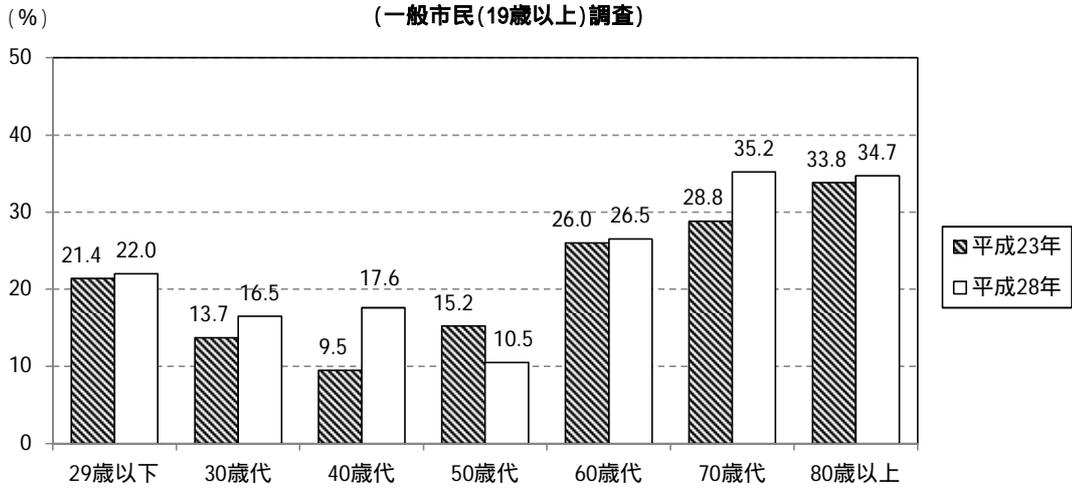
今後、更に定期的な健康診断の受診率を高めるとともに、有所見率の低下に向け職場全体で健康づくりを行う体制づくりなどの取り組みが必要です。

\*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

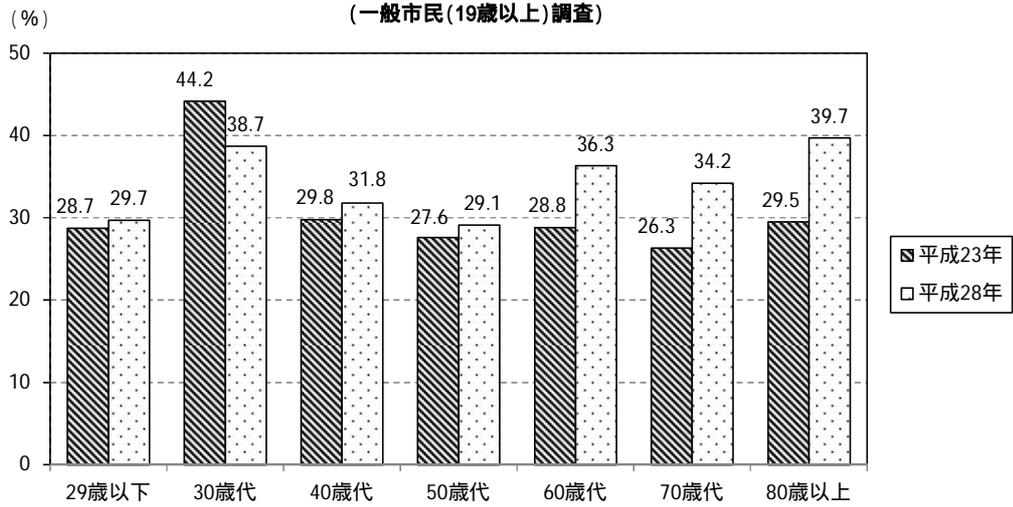
健康診断の受診状況  
(一般市民(19歳以上)調査)



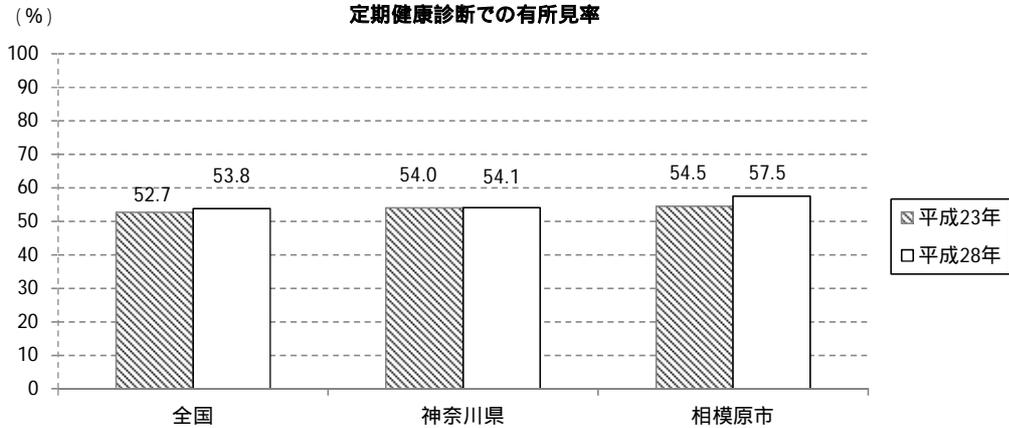
健康診断を受けていない人(男性)  
(一般市民(19歳以上)調査)



健康診断を受けていない人(女性)  
(一般市民(19歳以上)調査)



相模原労働基準監督署管内における事業所の  
定期健康診断での有所見率



資料：相模原労働基準監督署（定期健康診断結果）

## 【目標】

### 定期的な健康診断でセルフチェックしている人を増やします

セルフケアをしていくためには、自分自身の健康状態を知ることが必要であり、生涯を通じ、1年に1回は健康診断を受ける人を増やします。

## 【取り組みの方向】

### 市民自らの取り組み

- ・ 自分自身の健康状態を知ることの大切さを認識します。
- ・ 1年に1回は健康診断を受けます。
- ・ 適時、こころのセルフチェック\*をします。
- ・ 健康診断の結果を生活習慣の中に生かします。

### 市民を支える取り組み

- ・ 健康状態を知ることの大切さについて普及啓発に努めます。
- ・ 健康診断について普及啓発に努めます。
- ・ 健康診断を受けやすい環境づくりに努めます。
- ・ 学校、職域、健康診断実施機関などと連携し、生涯を通して継続した健康づくりに取り組めるよう支援します。
- ・ 健康診断の結果についての相談体制の充実を図ります。

## 【主な内容】

- ・ 健康診断の受診促進のための普及啓発の実施
- ・ 健康診断などに関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 働く人の健康づくり地域・職域連携事業の実施、充実
- ・ 若年層への健康診断、特定健康診査の実施
- ・ 乳幼児健康診査、就学時健康診断の実施

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

## 【目標】

### 定期健康診断における働く人の有所見の割合を減らします

健康づくり対策の重要性について事業主・従業員の健康管理の認識を高めるとともに、働き盛り世代の生活習慣の改善やメンタルヘルスケアに向けた取り組みを推進し、働く人の有所見の割合を減らします。

#### 【取り組みの方向】

##### 市民自らの取り組み

- ・ 1年に1回は健康診断を受けます。
- ・ 適時、こころのセルフチェックをします。
- ・ 事業所はストレスチェックを適切に行い、従業員は自らのストレス状態を把握します。
- ・ 健康診断の結果を理解し、生活習慣に生かします。
- ・ 必要に応じて、医療機関への受診や専門家の健康相談を受けます。
- ・ かかりつけ医を持ちます。

##### 市民を支える取り組み

- ・ 健康診断結果の見方と正しい活用について普及啓発に努めます。
- ・ 効果的な健康づくり対策、ワーク・ライフ・バランス\*を推進するため地域保健と職域保健の連携・協働体制を推進します。
- ・ 地域産業保健センター\*の活動を周知し、活用する事業所の拡大を図ります。
- ・ 従業員の健康づくりの重要性について事業主に対して啓発します。
- ・ 働き盛り世代と家族に対する健康教育・健康相談などの充実を図ります。

#### 【主な内容】

- ・ 健康診断の受診促進のための普及啓発の実施
- ・ 働き盛り世代と家族を対象とした保健事業の推進
- ・ 事業所・企業などを対象とした連携事業の推進
- ・ 働く人の健康づくり地域・職域連携事業の実施、充実

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

## 2 基本方針 身近な地域における医療体制の充実

### (1) 地域医療

#### 【現状と課題】

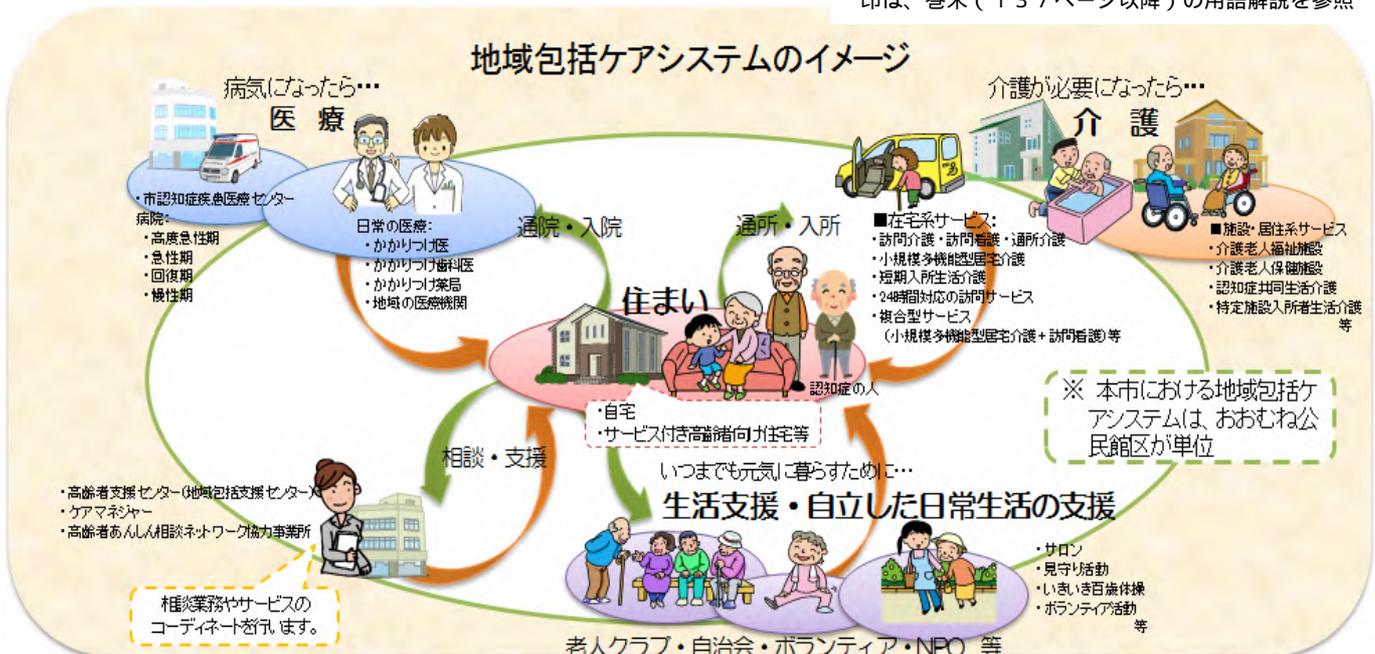
少子高齢化の進行、医療の進歩、生活習慣の多様化などにより疾病構造は大きく変化しています。こうした中、がん、脳卒中などの5疾病と周産期医療、小児医療などの5事業\*については、疾病構造の変化に対応した医療体制の構築が求められていることなどから、神奈川県保健医療計画においても、必要な医療連携体制について示されているところです。

また、市民の誰もが住み慣れた地域で、ライフステージを通じていきいきと充実した生活を送ることができるように、自らの健康の保持・増進のために、病気予防や早期発見・早期治療や相談を受けることのできる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局\*の重要性が高まっています。

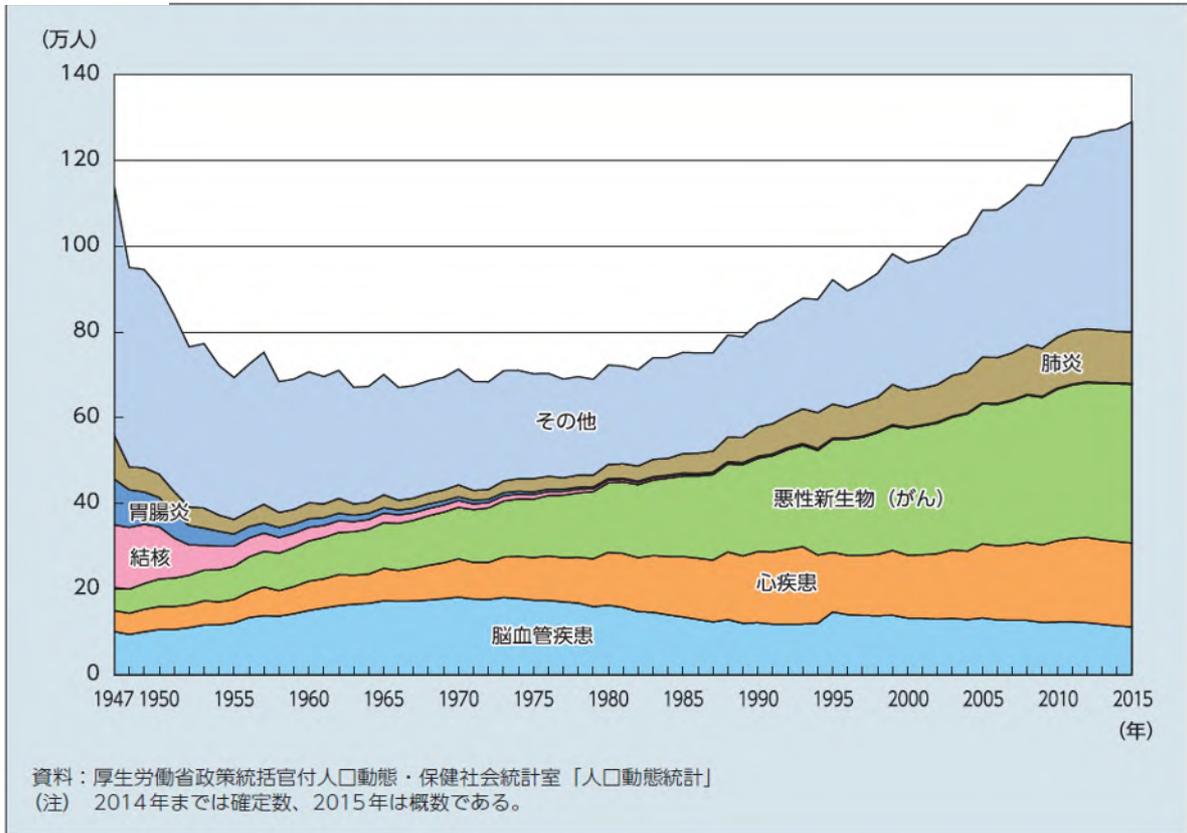
今後、更なる高齢化により、要支援・要介護認定者や認知症患者など、医療的ケアや介護サービスを必要とする在宅療養者の増加も見込まれることから、地域包括ケアシステム\*を構築するなど、医療と介護・福祉の連携を推進する必要があります。

また、神奈川県地域医療構想\*でも示されているように、今後、医療ニーズの増大が見込まれることから、将来の医療体制を支える医療従事者の確保・養成と医療の安全性・信頼性の確保が必要です。

\*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

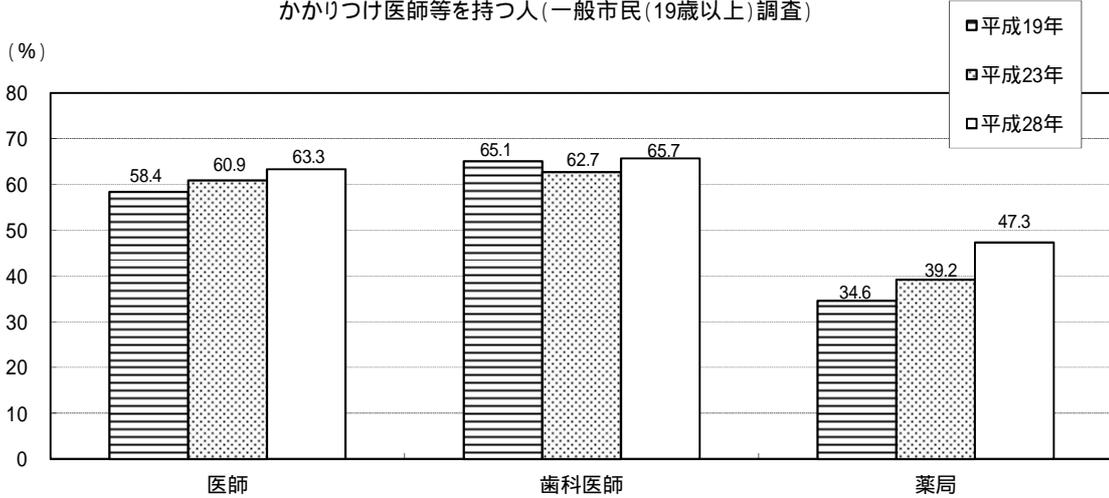


### 主な死因別に見た死亡者数の推移



資料：厚生労働省ホームページ

### かかりつけ医師等を持つ人(一般市民(19歳以上)調査)



## 【目標】

かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持つ人を増やします

市民が身近な地域で気軽に健康状態の相談や治療を受けることができるとともに、必要に応じて高度な医療機関の紹介などを行うことができる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局の定着化を促進します。

## 【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ かかりつけ医を持つようにします。
- ・ かかりつけ歯科医を持つようにします。
- ・ かかりつけ薬局を持つようにします。

市民を支える取り組み

- ・ かかりつけ医などの必要性の普及啓発に努めます。
- ・ 医療関係団体が行うかかりつけ医などの啓発活動の支援を行います。
- ・ 地域医療支援病院\*の運営促進を図ります。

## 【主な内容】

- ・ かかりつけ医などの普及啓発に係る情報提供
- ・ 地域医療支援病院及び在宅療養支援診療所\*との情報交換

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

## 【目標】

### 在宅療養者がよりよい生活を送るための環境を整えます

在宅療養者やその家族などへの支援を充実します。

在宅療養者に対する訪問診療・往診、訪問歯科診療、訪問看護などの在宅医療提供体制の整備を更に促進します。

在宅療養者や家族が尊厳をもって地域で生活できるよう、医療と介護・福祉の連携により、包括的かつ継続的に支えることができる体制の構築を推進します。

## 【取り組みの方向】

### 市民自らの取り組み

- ・ 在宅療養において不安などを感じたときは、周囲の人や専門機関に相談します。
- ・ 訪問診療・往診、訪問歯科診療、訪問看護などを利用します。
- ・ レスパイト\*サービスを利用します。
- ・ 療養者の尊厳を大切にします。
- ・ 在宅医療・介護について理解し、考えます。

### 市民を支える取り組み

- ・ 在宅ケア\*関係団体間の連携を推進します。
- ・ 在宅における訪問診療・往診、訪問歯科診療、訪問看護などを促進します。
- ・ 在宅療養者や家族等介護者への支援を推進します。
- ・ 難病\*患者などの在宅療養を支える人材を育成します。
- ・ リハビリテーション\*に向けた取り組みを推進します。
- ・ 在宅療養に必要な情報提供を行います。

## 【主な内容】

- ・ 地域包括ケア支援システムによる医療機関・介護サービス事業所などの一元的な情報提供の促進
- ・ 地域ケアサポート医\*や在宅ケア連携室を通じた医療や介護従事者の連携の促進
- ・ 市民や医療・介護従事者からの相談への支援のため、(仮称)在宅医療・介護連携支援センターの設置の検討
- ・ 地域ケアサポート医、認知症サポート医\*の充実
- ・ 訪問看護師や介護支援専門員\*などへの連携強化のための研修の実施
- ・ 在宅療養支援診療所などの情報提供

\*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

- ・ 高齢者・介護家族電話相談事業（ホッと！あんしんダイヤル\*）や高齢者あんしん相談ネットワーク事業\*による介護家族などからの相談への支援
- ・ 医療関係団体による相模原口腔保健センターを活用した寝たきり高齢者などへの歯科診療の実施に向けた検討
- ・ 療育相談支援の実施
- ・ 認知症急性期及び安定期受入れ協力病院連携事業\*の実施
- ・ 認知症サポーターの養成
- ・ 難病対策地域協議会の実施
- ・ 特定医療費（指定難病）医療給付の実施
- ・ 難病患者等ホームヘルパー養成
- ・ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置
- ・ 要医療ケア障害児在宅支援事業の実施
- ・ 重症心身障害児者訪問看護事業の実施
- ・ 難病患者訪問相談、難病患者個別医療相談支援の実施
- ・ 難病患者一時入院支援の実施
- ・ 難病についての講演会の実施
- ・ リハビリテーション事業への支援
- ・ がんによる療養者のサポート支援の充実
- ・ 終末期等への不安を抱える本人や家族に対する情報発信などの検討
- ・ 緩和ケア\*、看取りなどに関する情報のホームページなどによる提供
- ・ ホームページを活用して在宅医療・介護連携に係る取り組み及び施策の実施状況などの情報提供

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

## 【目標】

医療従事者の確保・養成、福祉・介護人材の確保・定着・育成に努めます

医療職を養成する教育機関などとの連携により、将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成を推進します。

医療従事者が安心して勤務できる環境づくりや潜在看護師等の復職支援など、医療機関などの取り組みを支援します。

質の高い安定的なサービスを確保するため、福祉・介護人材の確保・定着・育成に向けた取り組みを推進します。

## 【取り組みの方向】

市民を支える取り組み

- ・ 医師・看護師などの確保・養成を推進します。
- ・ 総合診療医の養成や潜在看護師等の復職支援など、医療機関などが行っている取り組みを支援します。
- ・ 新たに福祉・介護職をめざす人を始め、他の分野に従事する人や現在就業していない潜在的有資格者などに向けて、就業相談会の開催や福祉・介護の魅力発信などを通じて就業機会の創出を図ります。
- ・ 福祉・介護従事者の資質向上と働きやすい職場づくりを支援します。

## 【主な内容】

- ・ 総合診療医の養成を支援
- ・ 医師修学資金貸付の実施
- ・ 看護師等修学資金貸付の実施
- ・ 潜在看護師等復職支援の実施
- ・ 病院内保育施設の運営を支援
- ・ 児童精神科医の養成を支援
- ・ 福祉と介護の仕事に関する就職相談会の実施
- ・ 福祉・介護従事者に対する研修の実施
- ・ 将来の介護人材の確保・育成に向けた中高生への介護に関する啓発
- ・ 介護職員などの勤続表彰の実施

## 【目標】

### 医療に対する安全性と信頼性の確保に努めます

病院・診療所・薬局などに対する立入検査を行うとともに、医療に関する相談窓口の充実を図り、医療に対する安全性と信頼性の確保に努めます。

関係機関や団体などと連携し、献血及び骨髄移植に対する正しい知識の普及を図るとともに、献血者と骨髄ドナー登録者の確保に努めます。

## 【取り組みの方向】

### 市民自らの取り組み

- ・ 分からないことや伝えたいことはメモをとって医師などに確認します。
- ・ 自分の病気に対する理解を深め、医師と良く相談し治療方法を決めます。
- ・ 献血及び骨髄移植について正しい知識と理解を深めます。

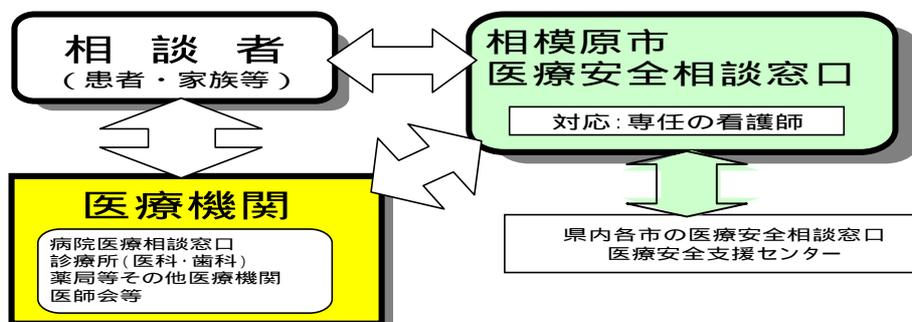
### 市民を支える取り組み

- ・ 病院などへの立入検査を定期的に行います。
- ・ 中立的な立場で相談、苦情などに対応します。
- ・ 患者・家族や医療機関に対し必要に応じ助言を行います。
- ・ 医療の安全確保に関し必要な情報提供を行います。
- ・ 献血及び骨髄移植についての正しい知識の普及啓発に努めます。

## 【主な内容】

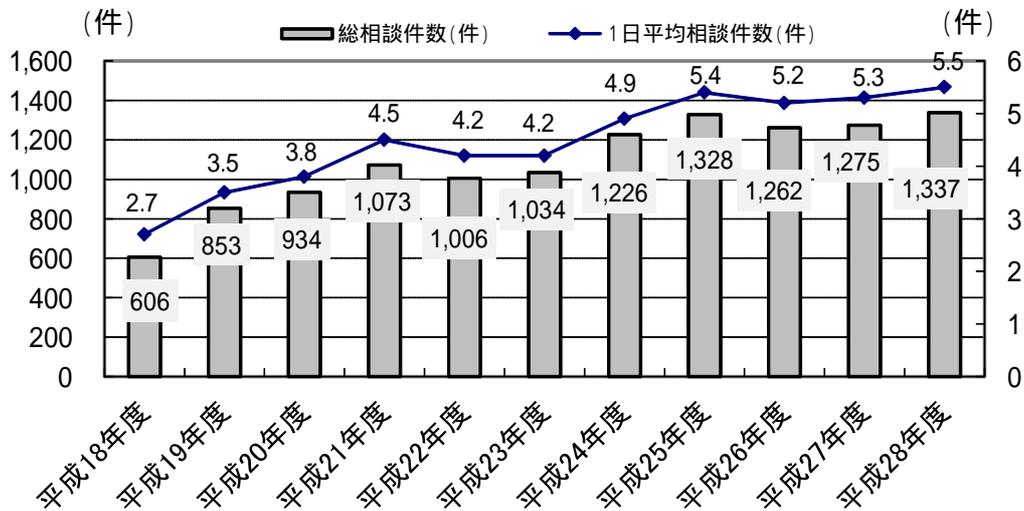
- ・ 病院などへの立入検査の実施
- ・ 医療安全相談窓口などの充実
- ・ 医療機関従業者などに対する研修の実施
- ・ 骨髄バンクドナー登録会の実施
- ・ 医療に関する相談窓口や献血、骨髄移植などに関する情報のホームページなどによる提供

## 医療安全相談窓口の対応イメージ



相談者と医療機関の対話(受診、入院、質疑応答等)  
相談者からの問合せ、助言、他の対応機関の紹介等  
医療機関への相談内容の伝達、相談事例等の情報提供等  
担当者研修会・連絡会議への参加等

### 医療安全相談件数の推移



### 平成28年度 医療安全相談の内容

相談内容	平成28年度	
	(件)	(割合)
健康や病気に関すること	294	22.0%
医療行為、医療内容	338	25.3%
医療機関の紹介、案内	392	29.3%
医療費関係(診療報酬)	104	7.8%
医療機関従事者の待遇	80	6.0%
薬に関すること	38	2.8%
セカンドオピニオン	4	0.3%
医療機関の施設	7	0.5%
カルテ開示	9	0.7%
その他	71	5.3%

#### 上手な医者のかかり方 10 か条

- 1 伝えたいことはメモして準備
- 2 対話の始まりは挨拶から
- 3 より良い関係作りはあなたにも責任が
- 4 自覚症状と病歴はあなたを伝える大切な情報
- 5 これからの見通しを聞きましょう
- 6 その後の変化も伝える努力を
- 7 大事なことはメモをとって確認
- 8 納得できないときは何度でも質問
- 9 治療効果をあげるため、お互いに理解が必要
- 10 よく相談し、治療方法を決めましょう

(厚生省研究班作成)

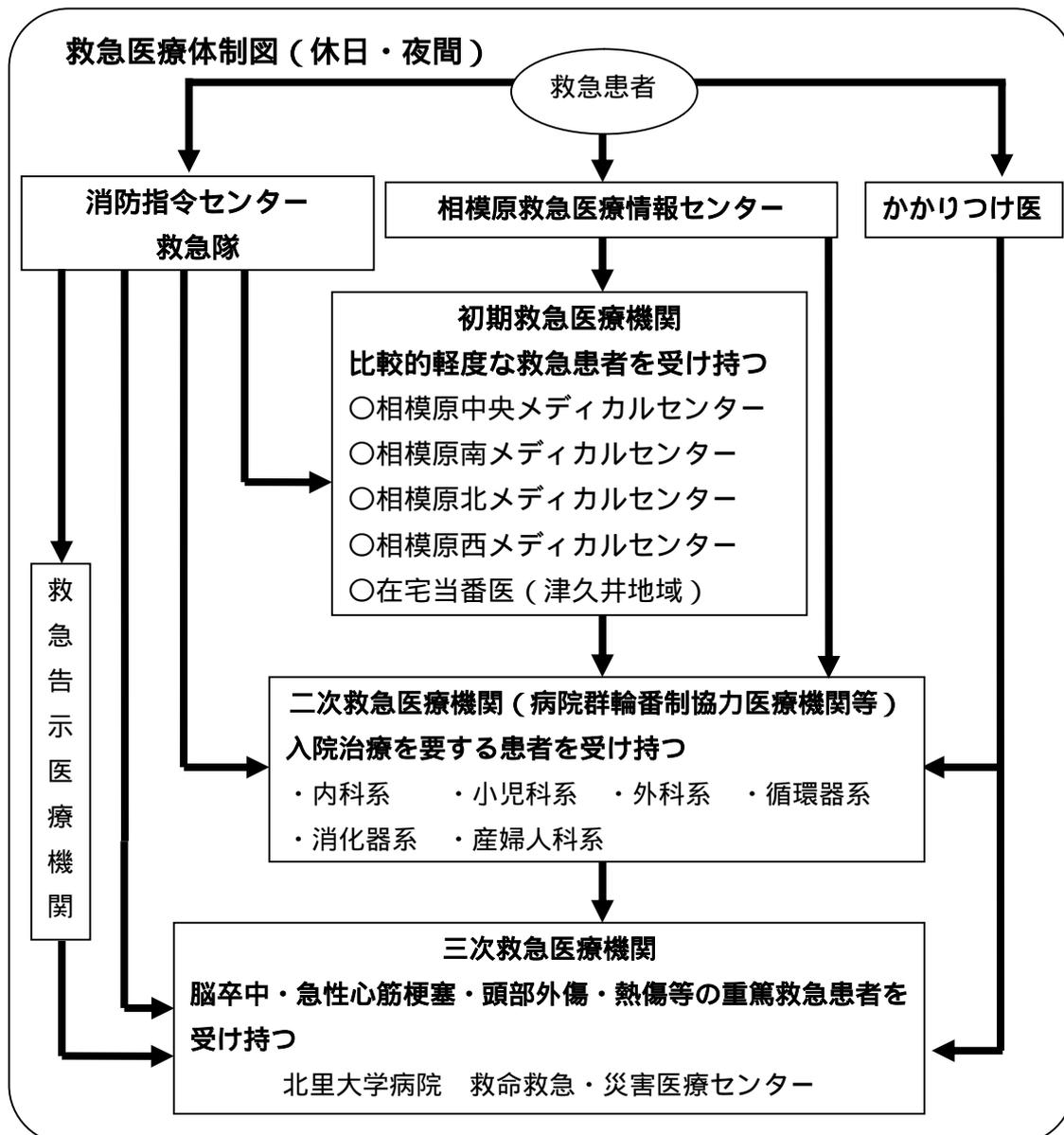
## ( 2 ) 救急医療

### 【現状と課題】

救急医療は、昼夜の区別なく急病や事故などから市民の生命を守る使命を担っています。

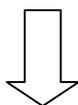
本市は、これまで、市内の医療関係団体などとの協力・連携により、初期から三次にわたる充実した救急医療体制の確保を図ってきました。

少子高齢化及び疾病構造の変化などに伴う需要に的確に対応するため、今後一層、救急医療に関わる医療関係団体などとの協力・連携により充実した救急医療体制の確保に努めるとともに、救命救急への理解などについて、広く啓発を図る必要があります。



## 精神科救急医療体制

本人・家族・関係機関からの相談



**休日・夜間**

**精神科救急医情報窓口**（全県一区での四縣市協働運営）

**初期救急**：外来診療が必要な場合に当番診療所等を紹介  
（平日夜間・休日日中）

**二次救急**：入院が必要と思われる場合に病院を紹介

**平日昼間**：各障害福祉相談課等での相談援助による紹介

## 【目標】

### 休日・夜間における充実した救急医療体制の確保を図ります

休日・夜間における急病患者に対して、適切な医療サービスを提供できるように、初期から三次までの充実した救急医療体制の確保を図ります。

医師による救急隊への助言や事後検証の実施など、メディカルコントロール体制\*の充実と救急救命士の計画的な養成を図ります。

### 【取り組みの方向】

#### 市民自らの取り組み

- ・ メディカルセンター急病診療所などの適正利用に努めます。
- ・ 救急車の適正利用に努めます。
- ・ 救急告示医療機関は、可能な限り救急患者を受け入れるよう努めます。

#### 市民を支える取り組み

- ・ 休日・夜間における急病診療事業などを行う医療関係団体を支援します。
- ・ メディカルセンター急病診療所などの適正利用の普及啓発に努めます。
- ・ 救急車の適正利用の普及啓発に努めます。
- ・ メディカルコントロール体制の充実を図るとともに、救急救命士の計画的な養成を実施します。

### 【主な内容】

- ・ メディカルコントロール体制の充実  
  県北・県央地区メディカルコントロール協議会
- ・ 休日・夜間における急病診療事業の実施  
  救急医療情報センター運営事業  
  休日急病内科診療事業  
  休日夜間急患調剤薬局運営事業  
  休日急患歯科診療事業  
  休日柔道整復施療所運営事業  
  津久井急病診療事業（休日）  
  津久井地域夜間急病診療所運営事業  
  病院群輪番制運営事業  
  夜間急病診療事業  
  小児急病診療事業  
  産婦人科急病診療事業  
  外科系救急医療体制支援事業  
  地域医療協力事業
- ・ 精神科救急医療受入体制等整備事業の実施  
  精神科救急事業

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

## 【目標】

### 家庭内外での事故予防と応急手当の習得を促進します

転倒による怪我や熱中症など家庭内外での事故の予防を図ります。

A E D\*を用いた心肺蘇生法\*など応急手当に関する知識及び技術を普及し、定着を図ります。

### 【取り組みの方向】

#### 市民自らの取り組み

- ・ 家庭内外で予防できる事故について学び、起こりうる危険を認識します。
- ・ 家庭内外での事故予防の対策をします。
- ・ A E Dなどによる心肺蘇生法・応急手当の仕方を習得します。

#### 市民を支える取り組み

- ・ 予防できる事故についての知識の普及に努めます。
- ・ 市民の応急手当の習得を促進します。
- ・ 個人にあった救命講習の受講を促進します。

### 【主な内容】

- ・ ホームページやリーフレットなどによる応急手当の理解の啓発
- ・ 救命講習（心肺蘇生法やA E Dの使用方法などの応急手当）の実施
- ・ こんにちは赤ちゃん事業や健康教育事業、乳幼児健康診査などでの情報提供

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

### ( 3 ) 災害時医療

#### 【現状と課題】

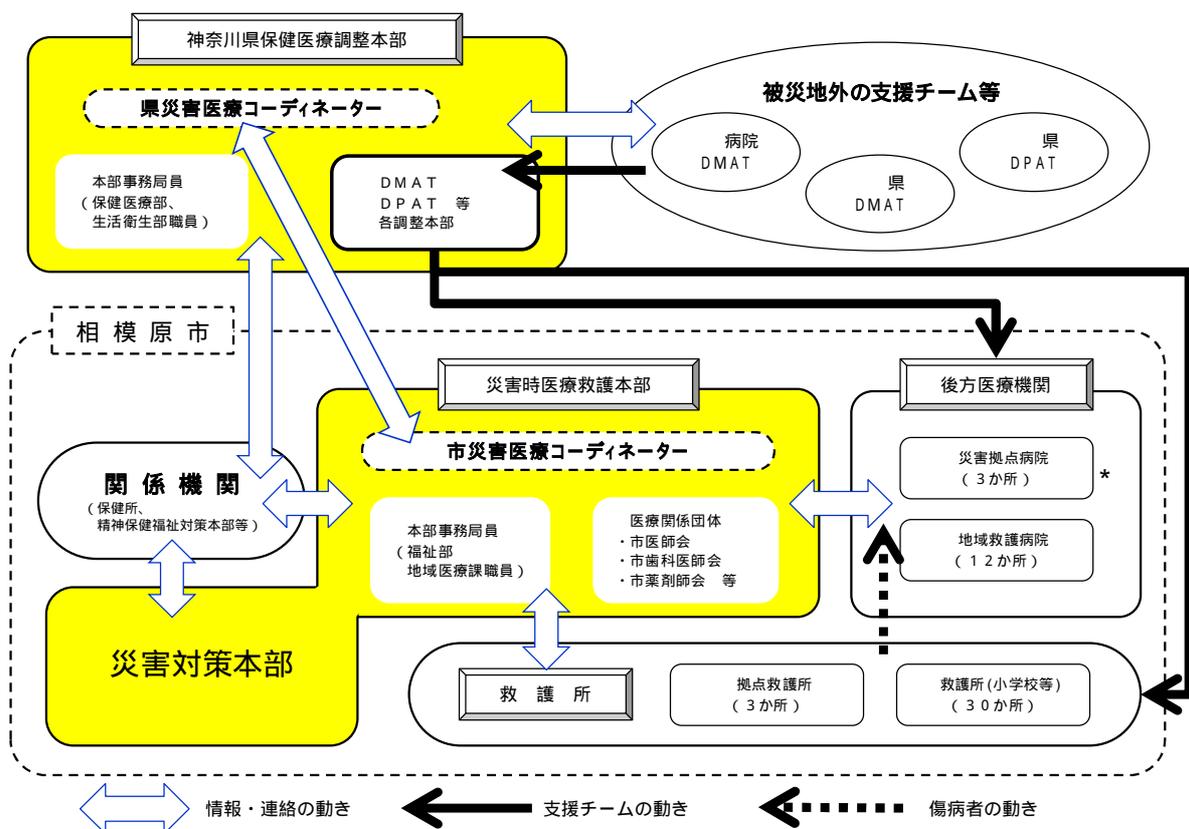
災害時における医療救護体制については、中心的な役割を担う医療関係団体と協議を重ね、「相模原市災害時医療救護マニュアル」の策定や、マニュアルに基づく救護所訓練の実施など、体制の整備を進めてきました。

平成 28 年 4 月の熊本地震において、被災した地域の医療救護本部の役割の中でも特に、DMAT\*、DPAT\*など被災地外からの支援チームの受入体制の整備が、喫緊の課題として認識されました。

このため、これまでの市内の医療救護体制の充実のみならず、神奈川県を始め、本市以外の関係機関などとの連携の強化による「受援体制」の充実が必要です。

\*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

#### 相模原市災害時医療救護体制



## 【目標】

### 災害時医療救護体制の充実を図ります

災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、医療関係団体などと協力し、災害時医療救護本部、救護所、後方医療機関などの機能向上を図ります。

#### 【取り組みの方向】

##### 市民自らの取り組み

- ・ 最寄りの救護所の場所を把握しておきます。
- ・ 常時服用している薬を複数日分用意しておきます。
- ・ 災害時の行動について周りの人と話し合います。

##### 市民を支える取り組み

- ・ 医療関係団体などと協力し、災害発生時の医療救護体制を充実します。
- ・ 救護用医薬品などを計画的に備蓄し、供給体制を整備します。
- ・ 神奈川県、後方医療機関及び救護所との連携を強化します。
- ・ 災害時医療救護訓練を実施し、関係者のスキルアップに努めます。
- ・ 本市の医療救護体制について市民の認知度向上に努めます。

#### 【主な内容】

- ・ 相模原市災害時医療救護検討会の開催
- ・ 相模原市災害医療コーディネーター\*の活動支援
- ・ 相模原市災害時医療救護マニュアルの更新、運用
- ・ 災害時医療救護本部運営訓練の実施
- ・ 災害時医療救護訓練の実施
- ・ 後方医療機関と連携した訓練の実施
- ・ 救護所担当職員研修の実施
- ・ 救護所用医薬品、資機材などの計画的な管理、更新



\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

【災害時医療救護訓練】

## 【目標】

### 災害時に医療を必要とする人への支援を充実します

乳幼児、高齢者、障害者などの災害時要援護者\*に対し、適切な医療が受けられるように医療情報の提供体制を整備します。

#### 【取り組みの方向】

##### 市民自らの取り組み

- ・ 常時服用している薬を複数日分用意しておきます。
- ・ あらかじめ、かかりつけ医と災害時の対応について話し合います。
- ・ 普段から近隣の人に状況を伝え、災害時の支援をお願いします。
- ・ 災害時は、無理をせずに周りの人に助けを求めます。

##### 市民を支える取り組み

- ・ 災害時に想定されるトラブルに対する事前準備について普及啓発します。
- ・ 医療関係団体などと協力し、災害発生時の医療救護体制を充実します。
- ・ 救護用医薬品などを計画的に備蓄し、供給体制を整備します。
- ・ 神奈川県、後方医療機関及び救護所との連携を強化します。
- ・ 相模原市の医療救護体制について市民の認知度向上に努めます。

#### 【主な内容】

- ・ 相模原市災害時医療救護マニュアルの更新、運用
- ・ 災害時の医療情報について情報伝達手段の多様化
- ・ 災害時要援護者に配慮した防災訓練の支援
- ・ 医療関係機関などとの連携の充実による搬送体制の強化
- ・ 寝たきりの方、人工透析患者や在宅人工呼吸療法実施者、難病患者等災害時要援護者に対する支援体制の強化
- ・ 妊婦に対する応急的な医療、助産体制の確保

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

## 【目標】

### 被災後の時間の経過に応じた健康の維持を図ります

災害直後は、医療に対するニーズが多いものの、時間の経過に伴いこころやからだの健康に対する不安を抱える市民が増大することから、保健・医療・福祉の連携を強化し、被災者の健康の維持を図ります。

#### 【取り組みの方向】

##### 市民自らの取り組み

- ・ 体調不良の場合には早めに相談します。
- ・ 避難所などでは周りの人を気にかけて、助け合います。

##### 市民を支える取り組み

- ・ 避難者の健康管理体制を強化します。
- ・ 仮設住宅入居者や自宅に戻った市民に対しての健康管理体制を強化します。
- ・ 通常の保健事業の実施体制への移行を図ります。

#### 【主な内容】

- ・ 避難所、仮設住宅などにおける健康相談の実施
- ・ 避難所、仮設住宅などにおける衛生環境の整備
- ・ 乳幼児健診、予防接種などの通常の保健事業の実施
- ・ こころの健康相談の実施



【避難所での健康相談】

### 3 基本方針 安全・安心の衛生管理の推進

#### (1) 健康危機管理

##### 【現状と課題】

平成 21 年に発生した新型インフルエンザは、病状の程度がそれほど重くならないものであったものの、高病原性鳥インフルエンザ\*が変異して、ヒトからヒトに感染するようになった場合、多くの人命が失われる恐れがあることから、まん延する場合に備え、対応できるよう十分な準備を進める必要があります。

結核患者の発生は、全国的には緩やかに減少しており、本市でも年間 100 人前後と緩やかに減少しています。

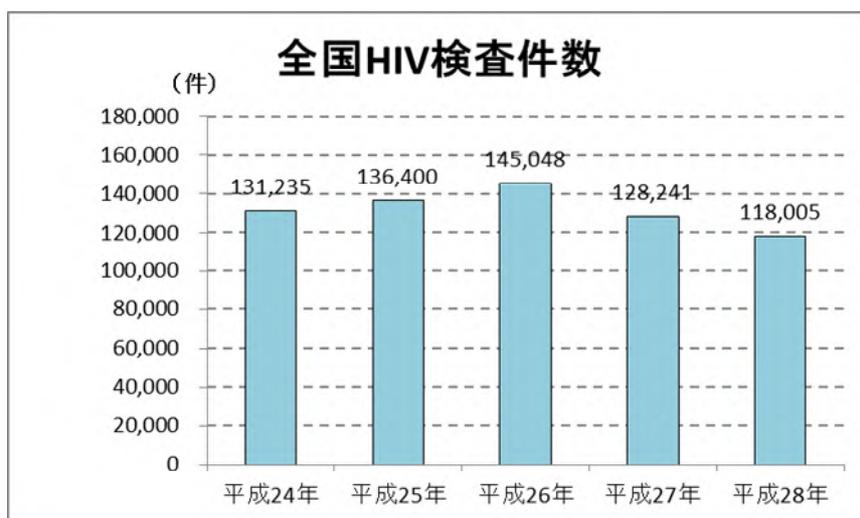
H I V\*感染者・エイズ患者は、全国的に横ばいの状態です。H I V検査受検者数は近年減少しており、本市においても同様な傾向であることから、予防啓発などへの取り組みが重要となっています。また、全国的に梅毒患者数の増加が見られており、取り組みが必要です。

麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ\*などの薬物乱用は、心身をむしばむばかりでなく、社会全体に大きな影響を及ぼすことから、薬物乱用防止のための更なる取り組みが求められています。

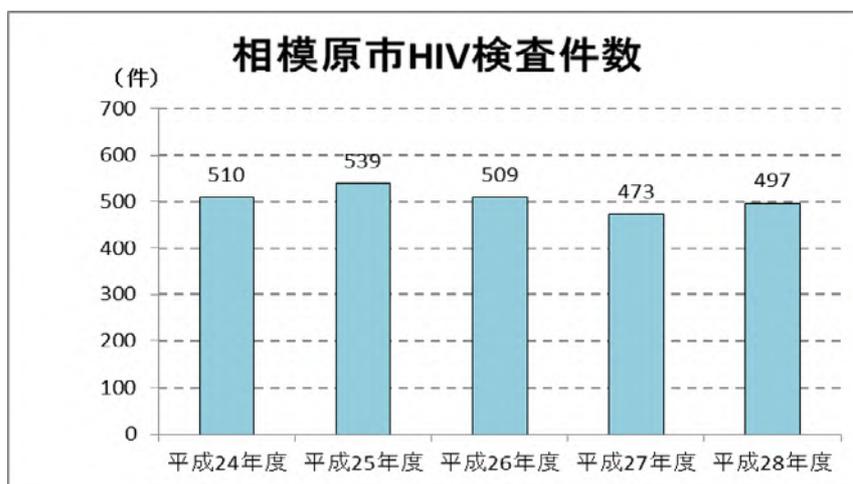
本市では、食中毒、感染症、飲料水、毒物・劇物\*、医薬品、各種災害その他何らかの原因による市民の生命と健康の安全を脅かす事態に対して、被害を最小限に食い留めるための健康危機管理基本指針を定め対応しています。

今後、更に健康危機の発生時の対応体制を充実させ、市民の健康被害の拡大防止に努めることが必要です。

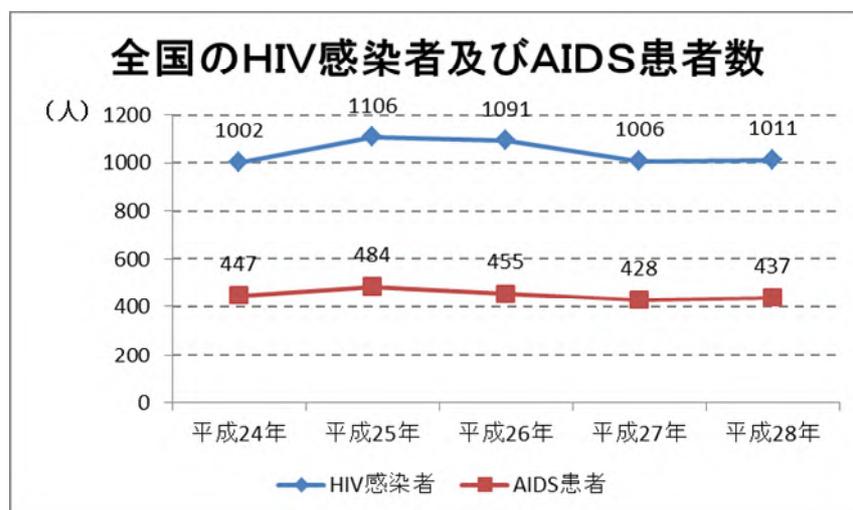
\*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照



資料：平成 28 (2016) 年エイズ発生動向年報



資料：相模原市保健所年報



資料：平成 28 (2016) 年エイズ発生動向年報

## 【目標】

### 関係機関との連携を強化します

健康危機が発生した場合、速やかに原因を究明し、適切な健康被害の拡大防止策を講じるとともに、迅速かつ適切な医療を提供する体制の構築に向けて、神奈川県、医療機関など、健康危機に関係する諸機関が連携を強化します。

### 【取り組みの方向】

#### 市民自らの取り組み

- ・ 健康被害が発生したときに備え地域での体制を確認しておきます。

#### 市民を支える取り組み

- ・ 神奈川県、医療機関などとの連携体制や情報提供などの健康危機管理体制の整備・充実を図ります。
- ・ 情報の一元管理を進めるとともに、平常時からの研修・訓練などにより健康危機管理に係る人材の育成を図ります。
- ・ 研究機関や専門家の協力を得るなど、健康危機情報の確保に努めます。

### 【主な内容】

- ・ 神奈川県、医療機関などとの定期的な会議による連携
- ・ 健康危機管理に関する専門的会議への参加
- ・ 健康危機管理に関する専門的研修への参加

## 【目標】

### 感染症の発生予防、まん延の防止などに努めます

市民、医療従事者などに対し、感染症に関する情報提供を積極的に行い、感染症についての意識啓発と知識の普及に努め、発生予防、まん延防止などに努めます。

#### 【取り組みの方向】

##### 市民自らの取り組み

- ・ 患者・感染者の人権に配慮した感染症の正しい知識と理解を深めます。
- ・ 各種予防接種や結核検診などを積極的に受けます。
- ・ 体調不良の場合は、早めに医療機関で受診します。

##### 市民を支える取り組み

- ・ 感染症や予防接種に関する正しい知識の普及に努めます。
- ・ 医療機関と連携し感染症の発生状況などの調査を行い、発生予測及び予防対策を図ります。
- ・ 感染症発生時には、まん延を防止するために必要な調査・対応及び迅速な情報提供に努めます。

#### 【主な内容】

- ・ 個別予防接種の適正な実施
- ・ 感染症及び予防接種に関する相談
- ・ 感染症予防についての講演会などの実施
- ・ 感染症発生動向調査の実施
- ・ 感染症の発生状況、感染予防策に関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 結核検診及び結核患者に対する地域DOTS\*事業の実施
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備えた資機材などの備蓄や訓練の実施

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

## 【目標】

### H I V / エイズ・性感染症の感染防止などに努めます

正しい知識の普及啓発、検査受検者の増加の促進及び感染者などの支援の充実を図ります。

#### 【取り組みの方向】

##### 市民自らの取り組み

- ・ H I V 感染症などに関する正しい知識と理解を深めます。
- ・ 性的接触時には、コンドーム着用など感染予防を行います。
- ・ 感染の心配がある場合には、必ず検査を受けます。

##### 市民を支える取り組み

- ・ 中学生・高校生に対し、H I V 感染症対策を含めた健康教育を行います。
- ・ 医療従事者に対する正しい知識の普及に努めます。
- ・ H I V 感染症に対して、不安を待つ人への支援を行います。

#### 【主な内容】

- ・ H I V 感染症などの性感染症に関する検査・相談
- ・ 青少年 H I V 感染症などの性感染症予防についての講演会の実施
- ・ 医療従事者向け講演会の実施
- ・ 青少年向け H I V 感染症普及啓発ポスターなどの作成
- ・ 学校保健との連携
- ・ H I V 感染者及びエイズ患者への支援

自分は大丈夫！と思いませんか？	思い立ったら H I V 検査を！
<p>セックスは特定のパートナーとだけだから…大丈夫！？ あなたにもパートナーにも…過去が？</p> <p>ちゃんとコンドームを使っているから…大丈夫！？ セックスのはじめから使おう！</p> <p>オーラルセックスでは感染しないから…大丈夫！？ ノドにも感染のリスクあり！ 予防しよう！</p> <p>自覚症状がないから…大丈夫！？ 自覚症状がない性感染症も多い！ 検査を受けよう！</p> <p>ほとんどの性感染症は早期に発見すれば、 飲み薬などで治療することができます。</p> <p>心当たりのあるあなた！ 相模原市では、 無料・匿名でHIV・性感染症の相談・検査を 実施しています。</p>  <p>検査へGO！！ 詳しくは裏面をご確認ください 相模原市エイズ検査</p>	<p>相模原市で実施するHIV・性感染症検査について</p> <p>予約は必要？ 事前に電話予約が必要です。</p> <p>料金は？ 無料です。</p> <p>プライバシーは守られるの？ 匿名検査なので安心です。</p> <p>検査結果は？ 翌週以降の検査実施日に同会場場で結果を お知らせします。</p>  <p>予約・お問い合わせは 相模原市保健所疾病対策課 TEL:042-769-8260</p> <p>相談だけでもOK！ お気軽にお電話ください。</p> <p>検査の日程・会場など 詳しくは、相模原市HPを ご確認ください。</p> <p>相模原市エイズ検査 検査</p> 

#### 【H I V 検査啓発カード】

## 【目標】

### 薬物乱用の防止に向けた意識啓発を図ります

関係機関や団体などと連携し、広く市民に対し薬物乱用の危険性について周知を図り、意識の啓発に努めます。

## 【取り組みの方向】

### 市民自らの取り組み

- ・ 薬物乱用に関する正しい知識と理解を深めます。
- ・ 危険ドラッグや違法な薬物には関わりません。

### 市民を支える取り組み

- ・ 相模原市薬物乱用防止連絡会を通じて、情報交換や各関係団体との連携を図ります。
- ・ 多様化する薬物の実態を踏まえて、薬物乱用防止啓発活動を推進します。
- ・ 関係機関を対象に講習会を実施し、薬物乱用の危険性についての知識の普及に努めます。

## 【主な内容】

- ・ 相模原市薬物乱用防止連絡会の開催
- ・ 薬物乱用防止啓発キャンペーンの実施
- ・ 市薬剤師会との基本協定に基づく協働事業の実施
- ・ 薬物乱用防止講習会の実施
- ・ 薬物乱用防止に関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 薬物乱用防止教室への講師派遣



【協働事業による啓発活動】



【啓発ポスター】

## 【目標】

### 毒物・劇物に関する健康被害などの発生防止に努めます

毒物劇物販売業者などに対して、保管管理などが適切に行われるよう監視指導を行い、毒物・劇物の盗難や紛失、漏えいなどの事故の発生防止に努めます。

## 【取り組みの方向】

### 市民自らの取り組み

- ・ 毒物・劇物は、使用方法や注意事項をよく読んで使用します。
- ・ 毒物・劇物は、専用の保管場所で厳重に管理します。

### 市民を支える取り組み

- ・ 毒物劇物営業者などに対する監視指導を行い、講習会を実施し、適正な保管管理などの徹底を図ります。
- ・ 毒物・劇物の取扱いに関する正しい知識の普及に努めます。

## 【主な内容】

- ・ 毒物劇物営業者などの監視指導の徹底
- ・ 毒物劇物営業者講習会の実施
- ・ 毒物・劇物の取扱いに関する情報のホームページなどによる提供

## 【目標】

### 試験検査、調査研究などの機能充実を図ります

市民の公衆衛生の更なる向上を図るため、試験検査、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供などの充実を図ります。

### 【取り組みの方向】

#### 市民自らの取り組み

- ・ 感染症や食品衛生に係る知識と理解を深めます。

#### 市民を支える取り組み

- ・ 試験検査、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供などの充実を図ります。
- ・ 感染症検査や食品収去検査\*などを通して、市民の感染症予防や食の安全・安心の確保に努めます。
- ・ 調査研究や公衆衛生情報の収集で得られた情報を分かりやすく提供します。
- ・ 衛生関係職員などの資質の向上を目的とした研修指導を行います。

### 【主な内容】

- ・ 感染症など公衆衛生に関する試験検査機能の充実
- ・ 地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、その専門性を活用した調査研究などの充実

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照



【感染症の検査】

## (2) 食品衛生

### 【現状と課題】

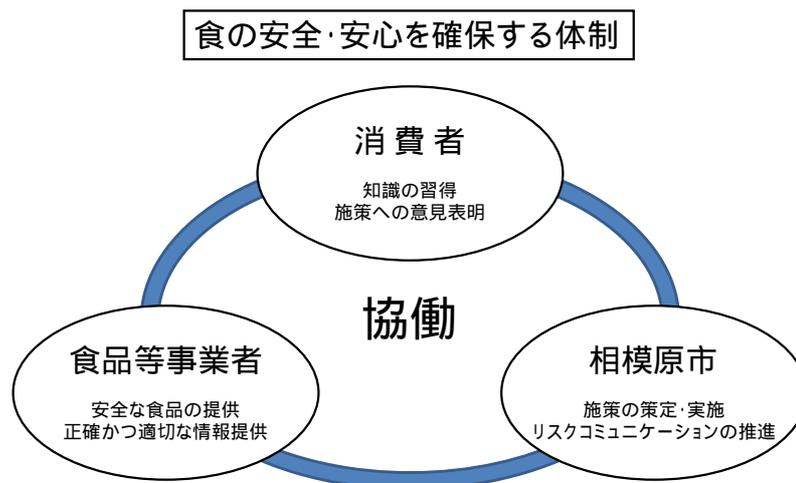
食品添加物、残留農薬や輸入食品の安全性などに加え、食中毒予防や食品表示などに対する食の安全・安心への市民の関心が高い状況です。

このため、食品関係営業施設などへの監視指導の徹底や、市民などに対して食の安全・安心の確保に関する情報を迅速かつ的確に提供することが必要です。

その一方で、食の安全・安心を確保するためには、国際標準のHACCP\*システムなどに基づいた食品等事業者による自主的な衛生管理の徹底が求められています。

また、消費者、食品等事業者、行政担当者など異なる立場の者が、食の安全と安心の相互理解を図るため、情報及び意見を交換する食の安全・安心に係るリスクコミュニケーション\*の取り組みが求められています。

\*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照



【食品衛生夏期総点検】

## 【目標】

食品関係営業施設などへの監視指導を徹底し、食品等事業者の自主的な衛生管理を促進します

食の安全・安心を確保するため、食品関係営業施設などへの立入検査や収去検査など、監視指導を徹底するとともに、食品等事業者の食品衛生意識の向上や自主的な衛生管理の促進を図ります。

### 【取り組みの方向】

#### 市民自らの取り組み

- ・ 新鮮な食品を選んで購入します。
- ・ 食品の表示内容をよく確認して購入します。
- ・ 食品、手指、調理器具は、しっかりきれいに洗います。
- ・ 食品は適切な温度で保存し、加熱調理が必要な食材は、内部まで十分加熱します。
- ・ 食品等事業者は、適正な品質管理を行った食品を提供します。
- ・ 食品衛生責任者\*は、食品衛生責任者講習会を定期的に受講し、適切な衛生管理に努めます。

#### 市民を支える取り組み

- ・ 食品関係営業施設や給食施設などの監視指導を徹底します。
- ・ 食品の収去検査を実施します。
- ・ リスクコミュニケーションを推進します。
- ・ 食品等事業者に対して、食品衛生に関する情報提供や食品衛生思想の普及啓発に努めます。
- ・ 食品関係営業施設に対しては、H A C C Pシステムに基づく衛生管理手法を周知・啓発します。
- ・ 食品衛生責任者講習会などの開催や食品衛生関係団体が実施する自主管理活動に対する支援を行います。

### 【主な内容】

- ・ 食品関係営業施設や給食施設の監視指導の徹底
- ・ 食品衛生夏期総点検及び食品衛生年末総点検の実施
- ・ 食品の収去検査の実施
- ・ 食の安全・安心懇話会\*の実施
- ・ 食品衛生責任者講習会などの実施
- ・ 食品衛生関係団体の育成

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

## 【目標】

### 食の安全・安心に関する情報提供の充実を図ります

食の安全・安心を確保するために、関係機関との連携により情報を共有し、得られた情報を迅速かつ的確に提供します。

## 【取り組みの方向】

### 市民自らの取り組み

- ・ 食中毒予防に関する正しい知識と理解を深めます。
- ・ 食品の表示や食品の規格基準について学びます。
- ・ 食品等事業者は、食品の安全性に関する正しい知識の普及に努めます。

### 市民を支える取り組み

- ・ 市民や食品等事業者に対して、食の安全・安心に関する情報提供の充実を図ります。
- ・ 食中毒警報やノロウイルス食中毒警戒情報\*が発令された際には、ホームページなどを活用して食品等事業者や市民に対して、迅速かつ的確に注意を喚起し、健康被害の未然防止を図ります。
- ・ 関係団体などと連携して食中毒予防キャンペーンを実施し、食品衛生思想の普及啓発に努めます。

## 【主な内容】

- ・ 食中毒予防キャンペーンの実施
- ・ 食の安全・安心に関する情報のホームページなどによる提供

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照



【食中毒予防キャンペーン】

### ( 3 ) 環境衛生

#### 【現状と課題】

理容所、美容所、クリーニング所などの環境衛生営業施設は、日常生活に密接に関係しており、衛生水準の維持向上を図ることが求められています。特に公衆浴場などでは、レジオネラ症\*による健康被害の発生を防ぐために、衛生管理を十分に行うことが必要です。

居住環境に関しては、住宅の高気密化などが進んだことにより、建材などから発生する化学物質などが原因で起こるシックハウス症候群\*が指摘されており、健康被害を防ぐための適正な情報提供をすることが求められています。また、快適な居住環境を確保するためには、生活に欠かせない水の衛生を確保することが大切であり、専用水道\*、小規模水道\*、受水槽施設の衛生管理が必要です。

動物は、飼い主の生活に潤いと喜びを与えてくれる存在となっている一方で、動物の不適正な取扱いや、鳴き声や臭いなどによって周辺に迷惑をかける問題が生じており、動物の愛護と適正な飼養により、人と動物との共生社会の実現が求められています。

\*印は、巻末(137ページ以降)の用語解説を参照

#### 【平成 28 年度営業施設数】

〔施設〕

理容所	美容所	クリーニング所	旅館	興行場	公衆浴場
497	913	429	112	10	52

資料：相模原市保健所年報



【公衆浴場の採水検査・監視指導】

## 【目標】

環境衛生営業施設への定期的な監視指導を行い、営業者の自主的な衛生管理を促進します

衛生水準の維持向上と利用者の安全を図るため、理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場\*の施設の監視・指導を徹底するとともに、営業者の自主的な衛生管理を促進します。

## 【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ レジオネラ症などについて、正しい知識と理解を深めます。
- ・ 営業者は、施設の自主的な衛生管理に努めます。

市民を支える取り組み

- ・ 定期的に施設へ立入り、監視指導を実施します。
- ・ 循環式浴槽を設置している施設に対して、レジオネラ属菌の正しい知識を普及し衛生管理の徹底を図ります。
- ・ 営業者による自主的な衛生管理を支援します。
- ・ 衛生管理に関する相談に対応するとともに、積極的に情報提供を行います。

## 【主な内容】

- ・ 環境衛生営業施設に対する監視指導の徹底
- ・ 営業者による自主的な衛生管理の促進のための啓発
- ・ 環境衛生営業施設や浴槽水の衛生管理に関する情報のホームページなどによる提供
- ・ 環境衛生についての講習会の実施
- ・ 関係団体が主催する講習会への講師派遣

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

## 【目標】

快適な居住環境を確保するため、情報提供に努めます

専用水道、小規模水道、受水槽施設の設置者などに対し、適正な管理を指導します。また、シックハウス症候群など居住環境における健康被害を未然に防止するため情報提供に努めます。

## 【取り組みの方向】

市民自らの取り組み

- ・ 居住環境に関する正しい衛生知識を習得します。
- ・ 室内の換気、清掃など衛生的な居住環境づくりを実践します。
- ・ 飲用井戸について、定期的に点検し、水質検査を行い適正に維持管理します。
- ・ 施設管理者は、安全で衛生的な飲料水を確保するための自主管理を行います。

市民を支える取り組み

- ・ 専用水道、小規模水道、受水槽施設の設置者などに対し監視指導を実施するとともに、飲用井戸の使用者からの相談に対し適切な助言を行います。
- ・ シックハウス症候群、生活害虫の発生防止などの相談に対応します。
- ・ 快適な居住環境に関する情報提供に努めます。

## 【主な内容】

- ・ 専用水道施設及び小規模水道施設などの監視指導の徹底
- ・ 個別相談の実施
- ・ 飲料水やシックハウス症候群などの居住環境に関する情報のホームページなどによる提供



【水道施設の監視指導】



【室内空気環境の簡易測定】

## 【目標】

### 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を推進します

動物の愛護と適正飼養の普及啓発を図ることにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を推進します。

#### 【取り組みの方向】

##### 市民自らの取り組み

- ・ 人と動物との共生に配慮し、適正な飼養や最後まで責任を持って飼う終生飼養に努めます。
- ・ 犬の飼い主は、犬の登録を行い、飼い犬に1年に1回狂犬病予防注射を行います。
- ・ 人と動物の共通感染症に関する正しい知識と理解を深めます。
- ・ 動物取扱責任者\*は、動物取扱責任者研修を受講し、動物を適正に飼養管理します。

##### 市民を支える取り組み

- ・ 動物愛護と適正飼養、終生飼養の普及啓発に努めます。
- ・ 収容された犬・猫について、返還やボランティアへの譲渡に努めます。
- ・ 飼い主のいない猫の増加やその糞尿などによる地域の環境問題への対策を講じます。
- ・ 動物愛護センターの基本構想の策定に向けた課題を検討します。
- ・ 動物取扱業者や特定動物飼養者に対して、監視指導を行います。
- ・ 狂犬病の発生予防、まん延の防止に努めます。
- ・ 災害時における被災動物対策を検討します。

#### 【主な内容】

- ・ 動物愛護キャンペーン、犬のしつけ方教室の実施、「猫を適正飼養するためのガイドライン」の普及促進
- ・ 動物愛護推進員、動物愛護ボランティアなどとの協働の推進
- ・ 猫の不妊去勢手術の普及啓発の実施
- ・ 猫の相談会、譲渡面接会の実施
- ・ 地域猫活動\*の支援、推進
- ・ 人と動物との共生社会推進懇話会の実施
- ・ 動物取扱責任者研修の実施
- ・ 動物取扱業者や特定動物飼養者への監視指導の徹底
- ・ 犬の登録、狂犬病予防注射の啓発

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照



## 第4章 ライフステージに 応じた健康づくり

## ライフステージに応じた健康づくり

	幼年期 (0～6歳)	少年期・青年期 (7～18歳)
主な生活習慣などの 特徴・健康課題	よい食生活、運動習慣などを心掛けている親が増加しているが、少年期以降の生活習慣の課題があり、幼年期からの生活習慣病対策や食育の推進が必要である。	学年が進むにつれ、朝食欠食や共食の機会、運動習慣を持つ中高生が減少しており、よい生活習慣を獲得するための取り組みの推進が必要である。 一般市民と比較すると、「睡眠による休養がとれていない」、「常にストレスがある」中高生が多いとともに、ライフステージ別死亡者における自殺者の割合が増加しており、思春期のこころの健康づくり対策の推進が必要である。
区分の目標	<p>【栄養・食生活】子どもの頃からの良好な食生活の形成</p> <p>【歯・口腔】むし歯のない幼児の増加</p> <p>【がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病】生活習慣病の発症や重症化予防対策</p>	<p>【身体活動・運動】運動習慣を持つ人の増加</p> <p>【たばこ】未成年者の喫煙及び中高生の喫煙意向をなくす</p> <p>【アルコール】未成年者の飲酒をなくす</p> <p>【歯・口腔】定期的に歯科医療機関を受診する人の増加</p> <p>【こころの健康・精神疾患】ライフステージに応じたこころの健康づくり／精神疾患の早期支援／相談体制の充実／総合的な自殺対策に取り組み自殺者を減少</p> <p>【健康診断・セルフチェック】定期的な健康診断でセルフチェックしている人の増加</p>
主な取り組み	<p>保育所、幼稚園、学校における食育の充実 食生活に関する教室、相談などの体制の充実</p>	<p>公民館などにおける体育事業の実施 小学生からの喫煙防止教育の実施 未成年者のアルコールの害についての普及啓発 地域保健、学校保健の各分野におけるこころの健康づくり対策と連携の強化 学校出前講座、教職員への精神疾患などの普及啓発講座の実施 自殺未遂者への支援の実施</p> <p>乳幼児健康診査、就学時健康診断、児童・生徒の健康診断の実施</p>

青年期・壮年期・中年期 (19～64歳)	高年期 (65歳以上)
<p>ほとんどの人が自分の健康に関心があるものの健康の維持や増進のため何か続けていることがある人は5割となっている。            運動習慣のある人は3割強と若干増加。喫煙者は微増、ほぼ毎日の飲酒者は3割で、生活習慣病のリスクを高める量(日本酒換算で2合以上)を飲む人は横ばい。生活習慣病である高血圧症・歯周病・脂質異常症・糖尿病で治療している人が多くなっており、食生活・運動・休養などの生活習慣を見直し、健康的な生活習慣を獲得できるよう、働き盛り世代の生活習慣病対策の推進が必要である。            また、「ストレスを感じている」、「睡眠による休養が十分に取れていない」人の割合が増加傾向にあり、働き盛り世代のこころの健康づくりの推進が必要である。</p>	<p>他の年代に比べ、運動習慣を持つ人の割合が多い。朝食欠食が少なく、食塩を控えるなど食生活に気を付けている人の割合が多い。しかし、高血圧症や糖尿病など生活習慣病の有所見者が多いため、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図り、健康寿命を延ばすことが必要である。</p>
<p>【栄養・食生活】適正体重を維持している人の増加</p>	
<p>【身体活動・運動】運動習慣を持つ人の増加 / 地域などで定期的に運動を行う活動の増加</p>	
<p>【たばこ】喫煙する人の減少</p>	
<p>【アルコール】適正飲酒の知識と行動を身に付けている人の増加</p>	
<p>【歯・口腔】進行した歯周病(歯周炎)のない人の増加 / 定期的に歯科医療機関を受診する人の増加</p>	
<p>【がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病】がん検診を受ける人の増加 / 生活習慣病の発症や重症化予防対策</p>	
<p>【こころの健康・精神疾患】ライフステージに合わせたこころの健康づくりの推進 / 精神疾患の早期支援 / 相談体制の充実 / 総合的な自殺対策に取り組み自殺者を減少</p>	
<p>【健康診断・セルフチェック】定期的な健康診断でセルフチェックしている人の増加</p>	
<p>【健康診断・セルフチェック】定期健康診断における働く人の有所見の割合の減少</p>	
<p>様々な機会を通じての生活習慣病予防の正しい知識の普及啓発と保健事業の実施            ライフステージに応じた適正体重や正しい食生活についての普及啓発            スポーツ推進委員などによる活動の推進や民間運動施設との連携推進            禁煙や受動喫煙に関する普及啓発            適正飲酒の普及啓発            歯周病予防についての普及啓発            がん検診受診促進パートナー制度の推進            ストレスケア、睡眠についての正しい知識の普及啓発の充実            自殺未遂者への支援、自殺対策協議会などによる連携の強化            健康診査・健康診断の受診促進のための普及啓発            働く人の健康づくり地域・職域連携事業の実施、充実</p> <div data-bbox="1050 1720 1401 1899" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>住民の主体的な活動による百歳体操など高齢者の介護予防活動の普及や支援</p> </div>	

ライフステージ別に見る市民の生活習慣・健康状態【記号が示しているもの】 全体 男性 女性

	幼年期 (0～6歳)	少年期・青年期(7～18歳)		
		(小学生)	(中学生)	(高校生)
生活習慣・健康行動	<p>肥満の児童・生徒は横ばい</p> <p>朝食欠食が多い</p> <p>やせすぎているにもかかわらず、自分の体型を「ふつう・太っている」と認識する、中学生が多い</p> <p>家族等と一緒に食事を食べる機会が、学年が進むにつれ減少</p> <p>食生活を心がけていたり、体を動かすことを心掛けている親が増加</p> <p>身体を動かさず心掛けは増加しているが、運動習慣をもっている小学生は減少</p> <p>中2女子・高1女子に「常にストレスがある」人が多い 中学生に憂鬱で生きていくのがつらくなる人が多い 高校生に睡眠による休養がとれていない人が多い</p> <p>「成人したらたばこを吸ってみたいと思う」、「喫煙経験」、「飲酒経験」の中学生が減少</p> <p>3歳6か月児から高校生までは歯間清掃用具（デンタルフロス、歯間ブラシなど）を使用している人は概ね3割 中学生、高校生は定期的に歯科医院を受診している人は少ない (市民歯科保健実態調査)</p> <p>幼児のむし歯は減少傾向(歯科健康診査に係る実施状況報告)</p>	<p>3歳6か月児から高校生までは歯間清掃用具（デンタルフロス、歯間ブラシなど）を使用している人は概ね3割 中学生、高校生は定期的に歯科医院を受診している人は少ない (市民歯科保健実態調査)</p>	<p>やせすぎているにもかかわらず、自分の体型を「ふつう・太っている」と認識する、中学生が多い</p> <p>家族等と一緒に食事を食べる機会が、学年が進むにつれ減少</p> <p>身体を動かさず心掛けは増加しているが、運動習慣をもっている小学生は減少</p> <p>中2女子・高1女子に「常にストレスがある」人が多い 中学生に憂鬱で生きていくのがつらくなる人が多い 高校生に睡眠による休養がとれていない人が多い</p> <p>「成人したらたばこを吸ってみたいと思う」、「喫煙経験」、「飲酒経験」の中学生が減少</p>	<p>朝食欠食が多い</p> <p>やせすぎているにもかかわらず、自分の体型を「ふつう・太っている」と認識する、中学生が多い</p> <p>家族等と一緒に食事を食べる機会が、学年が進むにつれ減少</p> <p>身体を動かさず心掛けは増加しているが、運動習慣をもっている小学生は減少</p> <p>中2女子・高1女子に「常にストレスがある」人が多い 中学生に憂鬱で生きていくのがつらくなる人が多い 高校生に睡眠による休養がとれていない人が多い</p> <p>「成人したらたばこを吸ってみたいと思う」、「喫煙経験」、「飲酒経験」の中学生が減少</p>
	健康状態	<p>0～4歳；感染症による死亡が増加</p>	<p>5～14歳；自殺による死亡が増加</p> <p>5～14歳；悪性新生物、不慮の事故、自殺による死亡が増加</p>	<p>健康寿命(平成27年度) 男77.49歳 女80.67歳</p> <p>主観的健康感(自分は健康であると感じている)の 高い人の割合は10年で8.4ポイントの増加 H19；69.6% H23；79.2% H28；78.0%</p>

青年期・壮年期・中年期（19歳～64歳）				高年期（65歳以上）			
19歳・20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	
<p>自分の健康への関心のある人は9割 健康維持・増進のための活動している人は5割 自主グループ活動やサークル活動へ参加している人は、2割弱で、今後参加したい人は3割弱</p> <p>意識して体を動かすことを気にかけている人（いつも・しばしば）は微増 運動習慣のある人は、全体で3割と増加 19歳～50歳代に「睡眠による休養が十分にとれていない」人が多い 喫煙率は微増 生活習慣病のリスク高める（日本酒換算で約2合以上）量を飲む人は減少 ほぼ毎日の飲酒者は3割程度で横ばい 「ストレスが常にある・しばしばある」人に、「運動習慣がない」人の割合が多い</p> <p>健康診断の受診は7割弱 歯科健診の受診率5～6割 定期的に歯科医院を受診している人は約4割（市民歯科保健実態調査） かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局は増加</p>							
<p>〔男性〕 男性は、塩分控える・栄養バランスやエネルギーを考えて食事する人が少ない 29歳以下・50歳代に、朝食欠食の人が多い 50歳代までは、インスタント食品・コンビニやスーパーの弁当、外食を1日1回以上食べている人が多い。 20・40・50歳代男性に「日本酒換算で約3合以上飲む」多量飲酒の人が多い</p>						<p>全年代の中で、男性は60～80歳代、女性には60・70歳代に運動習慣を持つ人が多い</p>	
<p>〔男性〕 ほとんどの年代で意識して体を動かすことをいつも気にかけている人が多い ほとんどの年代で運動習慣のある人の増加</p>							
<p>〔男性〕 30～50歳代に「毎日充実している」人の割合が低い 30・40歳代に「常にストレスがある」人が多い</p>				<p>〔女性〕 30歳代の健康診断未受診者が多い</p>		<p>〔男性〕 40歳代に歯科検診未受診者が多い</p>	
<p>〔男性〕 30歳代までは、健康維持・増進のための活動している人が少ない 50歳代までは、自主グループ活動等に参加している人が少ない</p>						<p>60歳～80歳代男性・女性に、自主グループ活動等に参加している人が多い</p>	
<p>〔女性〕 ほとんどの年代で意識して体を動かすことをいつも気にかけている人が多い ほとんどの年代で運動習慣のある人が増加</p>				<p>19歳～40歳代に、常にストレスがある人が多い</p>		<p>〔女性〕 30歳代までは、健康維持・増進のための活動している人が少ない 50歳代までは、自主グループ活動等に参加している人が少ない</p>	
<p>現在、治療中または後遺症のある病気は、高血圧症・歯周病・脂質異常症・糖尿病が多い</p>							
<p>〔男性〕 40～50歳代 BMI25以上の肥満の人が増加 60歳代以上に高血圧・糖尿病・心筋梗塞や狭心症の有所見者が多い。 女性に比べて、高血圧が多い</p>				<p>40歳代で歯周炎のある人は減少（お口の健康診査）</p>			
<p>〔女性〕 29歳以下、30歳代及び50歳代 やせが増加</p>				<p>特定健康診査（国保）；神奈川県全域と比較して、内臓脂肪症候群該当者、高血圧症・脂質異常症、糖尿病で治療している人が多い</p>		<p>〔女性〕 70歳代 高脂血症の有所見者が増加</p>	
<p>悪性新生物の臓器別の死因で、男性は結腸、胆嚢及びその他の胆道、女性では、すい臓、気管・気管支及び肺・乳房が増加</p>							
<p>心疾患の中では、女性の心不全による死因が増加</p>							
<p>脳血管疾患の中では、女性の脳内出血による死因が増加</p>							



# 第5章 計画の推進に向けて

## 1 計画推進の方向

市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことをめざし、本計画の基本理念である『健康を自らつくり、みんなで支え合う「健康都市」さがみはら～個人 家庭 地域社会が一体となった生涯にわたる健康づくり～』に基づく、総括方針と3つの基本方針に沿って、市民・地域における団体・行政・関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、連携して健康づくりの推進に取り組みます。

## 2 計画の推進体制

計画の確実な推進のため、保健医療関係機関や学識経験者などで構成する専門組織を設置し進行管理を行うとともに、庁内関係各課により構成している市民総ぐるみ健康づくり運動推進会議においても適切に状況を把握し、全庁的な体制で計画的に一貫性のある施策の展開を図ります。

### 3 地域における健康づくりの推進

「相模原市健康づくり普及員連絡会」、「相模原市食生活改善推進団体わかな会」、「相模原市スポーツ推進委員連絡協議会」など健康づくりに係る団体や自主グループにおいて、公民館活動などを通じた活動により地域における健康づくりを推進します。

また、健康づくりに関連する個人及び団体が協力、連携するとともに、行政とのパートナーシップにより、市民一人ひとりの健康意識を醸成し、地域に根ざした健康づくりをより効果的に推進することを目的に設置されている「さがみはら市民健康づくり会議\*」においても、市民の立場からこころと体の健康づくりを推進します。

\*印は、巻末（137ページ以降）の用語解説を参照

#### ～ さがみはら市民健康づくり会議(団体会員) ～

- ・相模原市医師会
- ・相模原環境衛生協会
- ・相模原市勤労者福祉サービスセンター
- ・相模原市公民館連絡協議会
- ・相模原市歯科医師会
- ・相模原市社会福祉協議会
- ・相模原市立小中学校長会
- ・相模原食品衛生協会
- ・相模原市腎友会
- ・相模原市青少年指導員連絡協議会
- ・相模原市地域婦人団体連絡協議会
- ・みらい子育てネットさがみはら連絡協議会
- ・相模原市薬剤師会
- ・相模原市栄養士会
- ・神奈川県看護協会相模原支部
- ・相模原市健康づくり普及員連絡会
- ・相模原市子ども会育成連絡協議会
- ・神奈川県歯科衛生士会相模原支部
- ・神奈川県柔道整復師会相模支部
- ・相模原市食生活改善推進団体わかな会
- ・相模原市シルバー人材センター
- ・相模原市スポーツ推進委員連絡協議会
- ・相模原市体育協会
- ・母と子の健康を守る会
- ・相模原市民生委員児童委員協議会
- ・相模原市ラジオ体操連盟

(地名を除く50音順・法人の種類は省略)

## 4 成果指標

本計画における取り組みの推進状況を明確にし、より実効性のある計画とするため、「健康寿命の延伸」及び「主観的健康感の向上」の2つの重点指標及び12の指標を定め取り組みを推進します。

目標の現状値については、健康寿命の延伸は介護保険制度を利用した健康寿命算出法によるものとし、その他の指標については平成28年度に実施した「市民生活習慣実態調査」や第2次前期計画(平成25年度～29年度)の数値目標の評価結果(122～124ページ)などのデータに基づいています。

目標値については、国の健康日本21や相模原市総合計画などにおける目標設定の考え方にに基づき、本計画の計画期間終了前の平成33年度までの5年間に換算して算定しています。

また、計画期間の5年間において、掲げた目標がどの程度達成できたかを評価するため、計画期間終了前の平成33年に再度「市民生活習慣実態調査」を実施し、比較評価します。

### (1) 重点指標

	指標	現状値 平成28年度	目標値 平成33年度
1	健康寿命 <sup>1</sup> の延伸	男性 77.49 歳 女性 80.67 歳 (平成27年度)	平均寿命 <sup>2</sup> の増加分を上回る健康寿命の増加
2	主観的健康感 <sup>3</sup> の向上	78.0%	81%

- 1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
- 2 平均寿命：評価する時点で相模原市の値が示されていない場合は全国平均と比較する
- 3 主観的健康感：自分が健康であると感じていること

(2) 指標

	指 標	現状値 平成28年度	目標値 平成33年度
1	地域などで行っている自主グループ活動やサークル活動へ参加している人の割合の増加	14.6%	21%
2	健康のために何か続けていることのある人の割合の増加	53.6%	56%
3	適正体重を維持している人の割合の増加		
	(20歳代女性のやせの人の減少)	18.8%	15%
	(20～60歳代男性の肥満の人の減少)	28.3%	27%
	(40～60歳代女性の肥満の人の減少)	18.2%	14%
4	1週間の中で家族、友人などと食事をする回数の増加	9回	10回
5	運動習慣 <sup>4</sup> を持つ人の割合の増加	32.2%	35%
6	たばこを吸う人の割合の減少	16.0%	13%
7	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒 <sup>5</sup> している人の割合の減少	16.8%	16%
8	40歳代で進行した歯周病(歯周炎)がある人の割合の減少	43.6%	38%
9	睡眠による休養が十分に取れていない人の割合の減少	34.2%	28%
10	こころの健康に関する相談場所を知っている人 <sup>6</sup> の割合の増加	46.6%	49%
11	1年間に健康診断を受けた人の割合の増加	67.0%	73%
12	かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を保有している人の割合の増加		
	(かかりつけ医)	63.3%	増加
	(かかりつけ歯科医)	65.7%	増加
	(かかりつけ薬局)	47.3%	増加

4 運動習慣：30分以上の息のはずむ程度の運動を、週に2回以上すること

5 生活習慣病のリスクを高める飲酒量：1日平均純アルコールで約40g  
(日本酒換算で約2合)以上

6 対象：一般市民と中高生調査の結果より



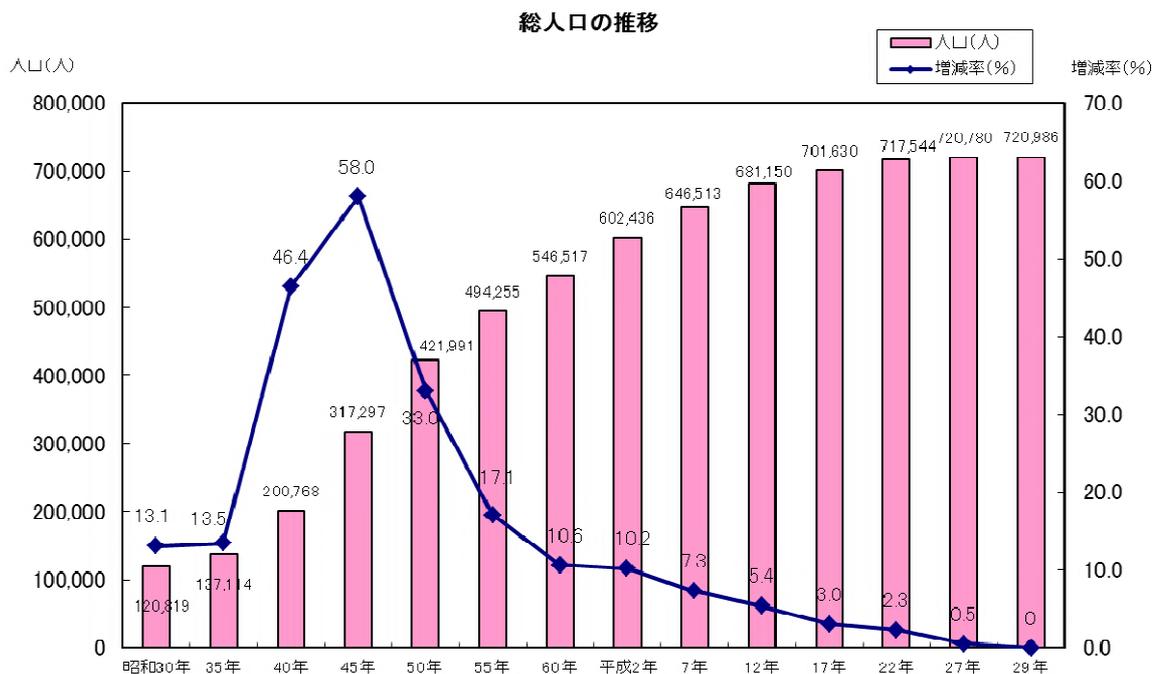
# 資料編

# 1 相模原市の保健医療の現状

## (1) 人口動態

### ア 人口の推移

人口は増加傾向にあり、平成 29 年 4 月 1 日現在で 720,986 人と平成 27 年に比べ、206 人増加しています。

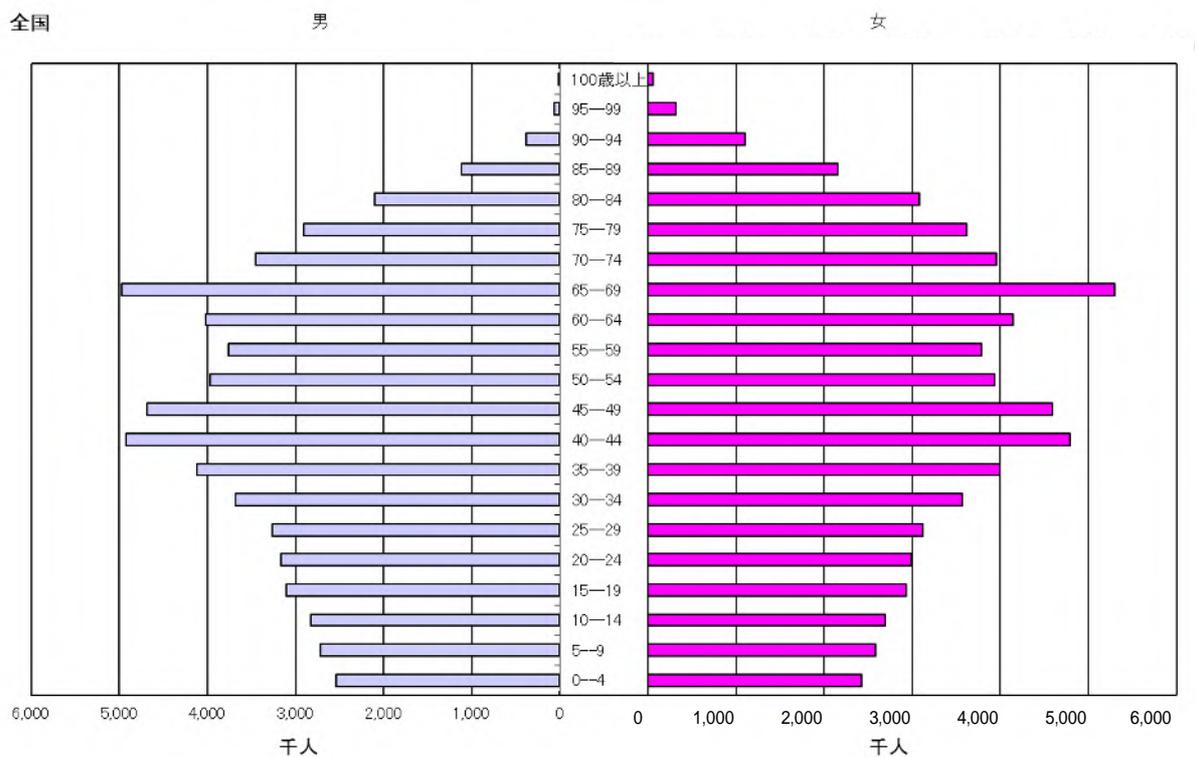


昭和 30 年から旧津久井 4 町の人口を加えています。

資料：相模原市統計書（国勢調査）  
平成 29 年は推計人口

## イ 人口ピラミッド

全国と相模原市ともに平成 28 年 10 月の人口ピラミッドは、50～64 歳の年代にくぼみが見られるため、変形釣鐘型になっています。

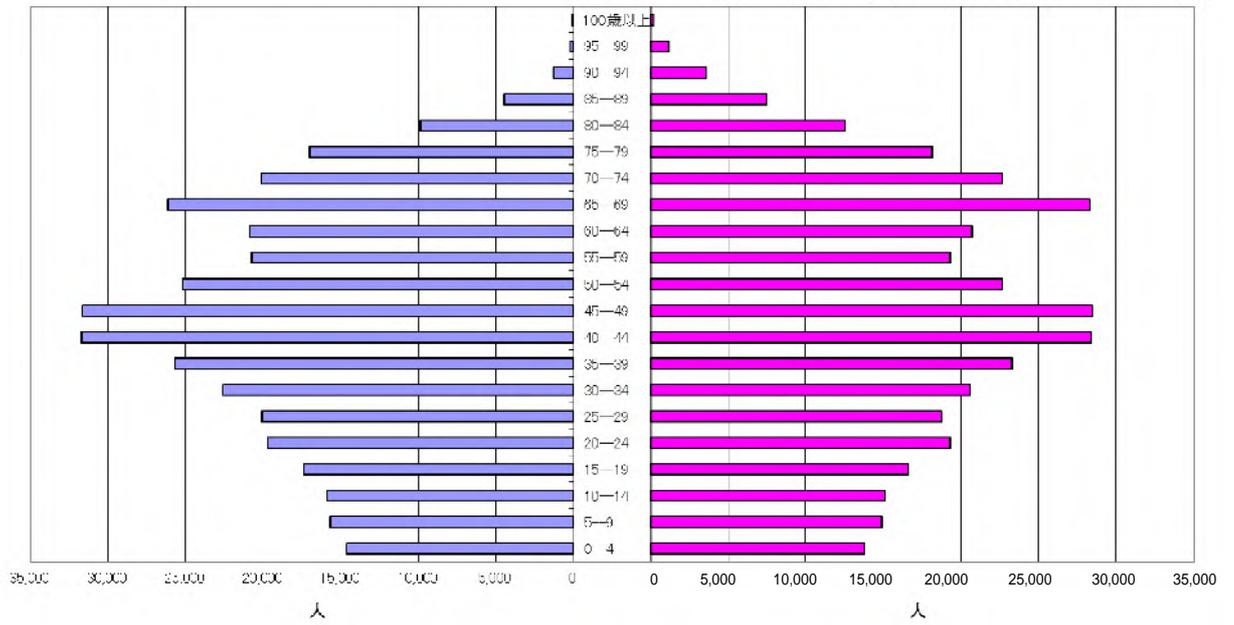


資料：人口推計（総務省統計局）（平成 28 年 10 月 1 日現在）  
 年齢（5 歳階級）、男女別人口及び割合、総人口

相模原市

男

女



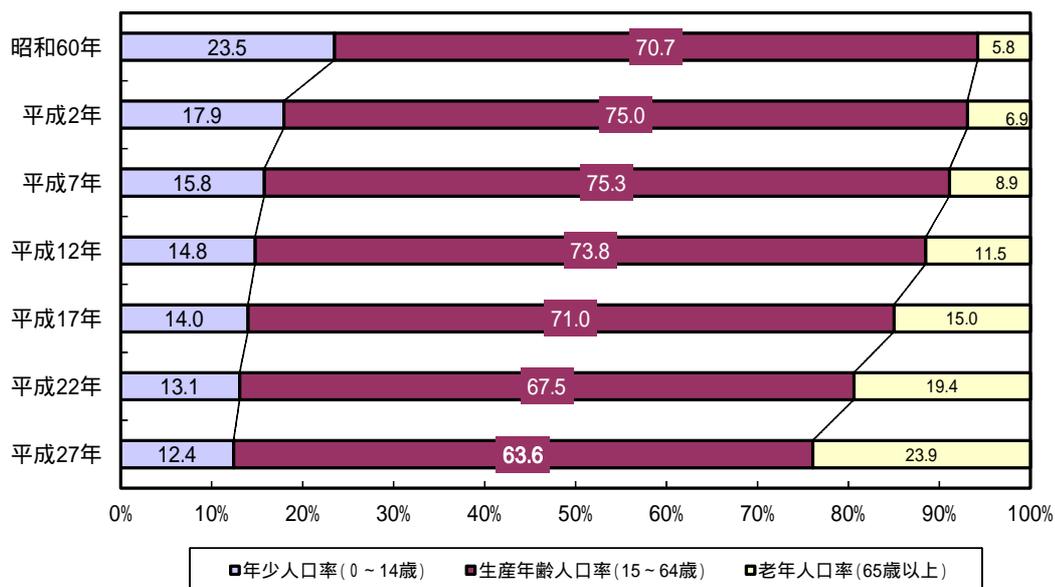
資料：平成 28 年 10 月 1 日  
相模原市住民基本台帳

## ウ 人口割合

年少人口率及び生産年齢人口率は減少していますが、老年人口率は増加しており、その増加割合は、平成17年～27年の10年間で8.9%です。

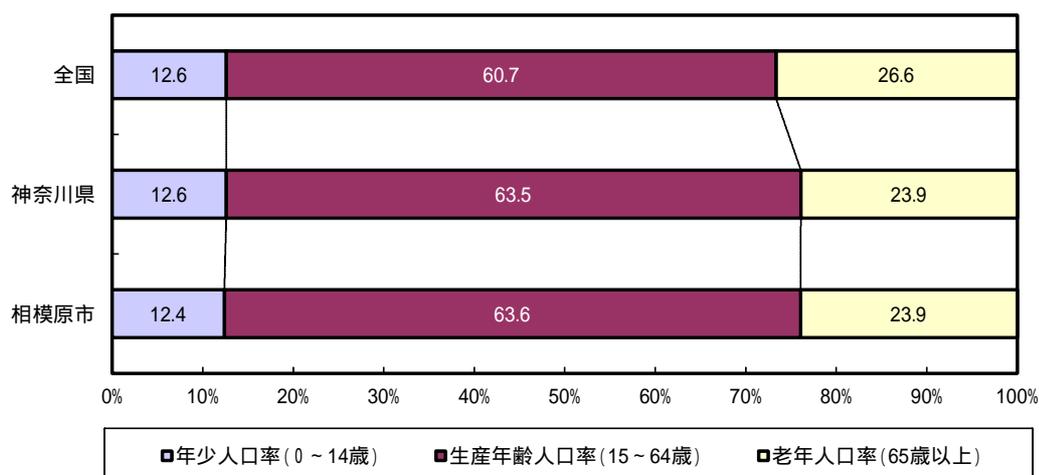
全国と比較すると老年人口率は2.7ポイント低く、生産年齢人口率は、2.9ポイント高くなっています。

年齢別人口割合の推移



資料：相模原市統計書（国勢調査）

年齢別人口割合 全国・神奈川県との比較



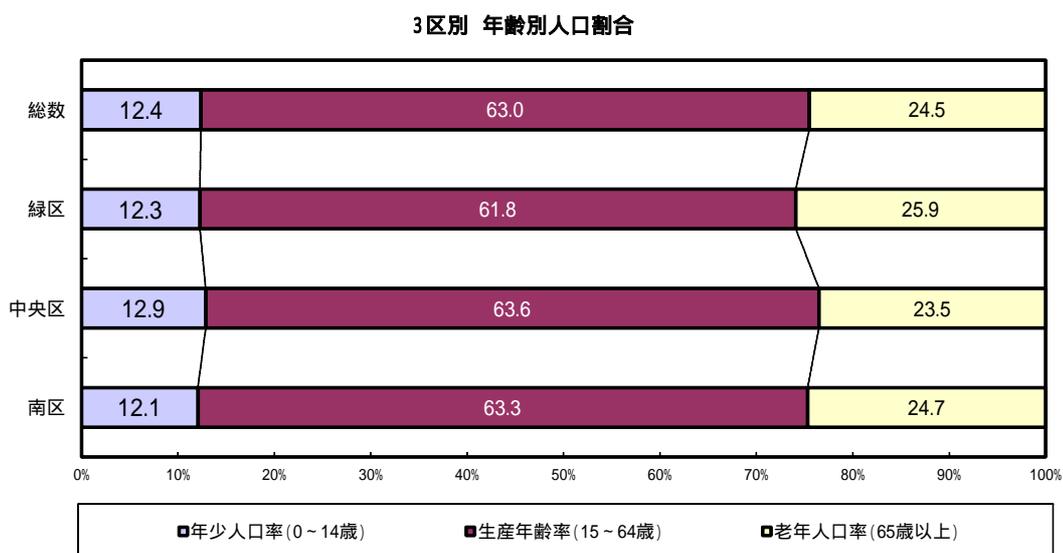
資料：平成27年国勢調査（総務省統計局  
都道府県・市区町村別統計表より）

## エ 区別・地区別の年齢別人口割合

区別の年齢別人口割合のうち、老年人口率は緑区が25.9%と一番多く、次いで南区の24.7%となっています。

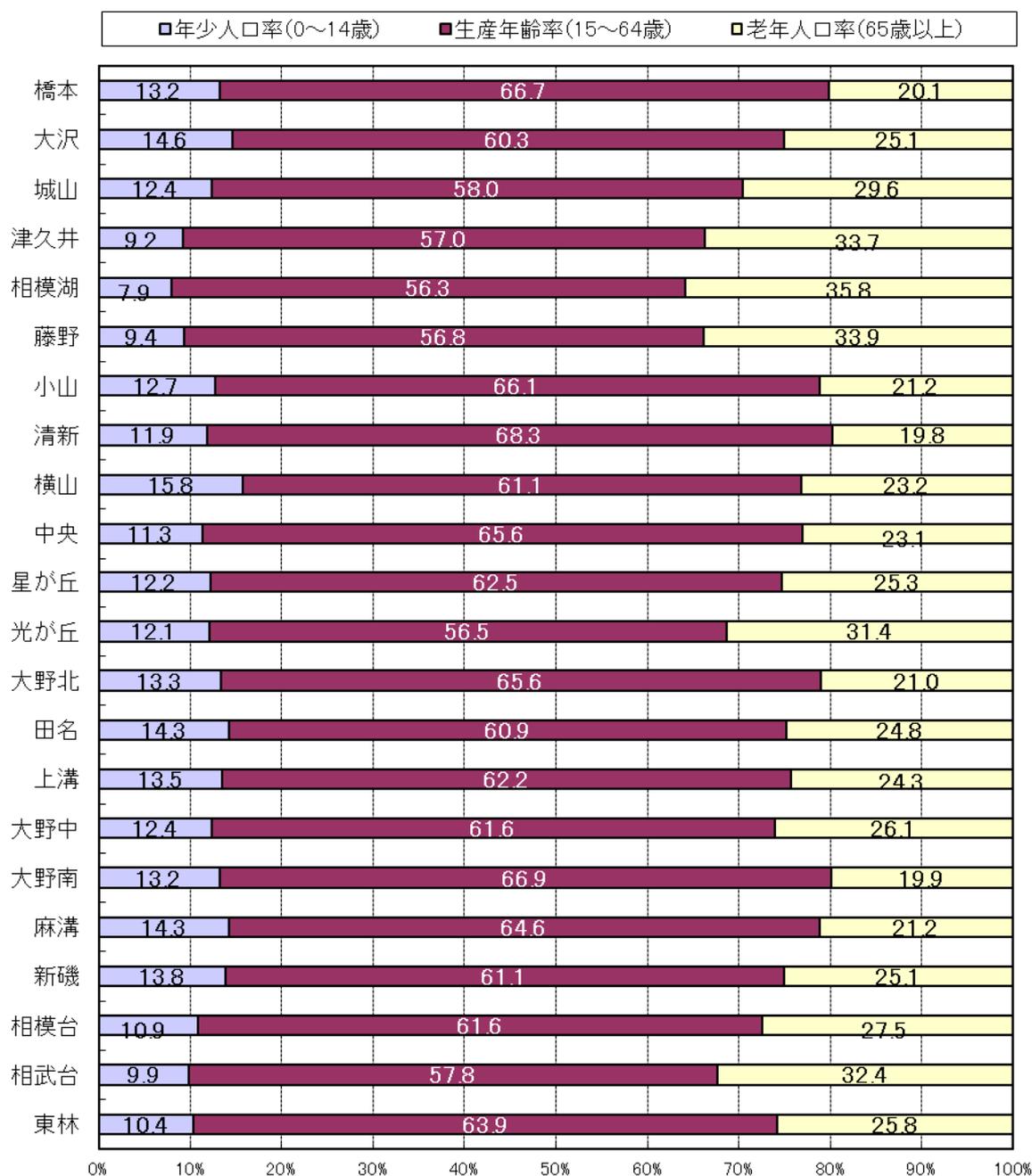
また、地区別に老年人口率をみると、相模湖地区が35.8%と一番多く、次いで藤野地区33.9%、津久井地区33.7%、相武台地区32.4%となっています。

年少人口率は、横山地区が15.8%と一番多く、次いで大沢地区14.6%、田名地区と麻溝地区が14.3%となっています。



資料：平成29年4月1日現在  
相模原市住民基本台帳より

### 地区別 年齢別人口割合

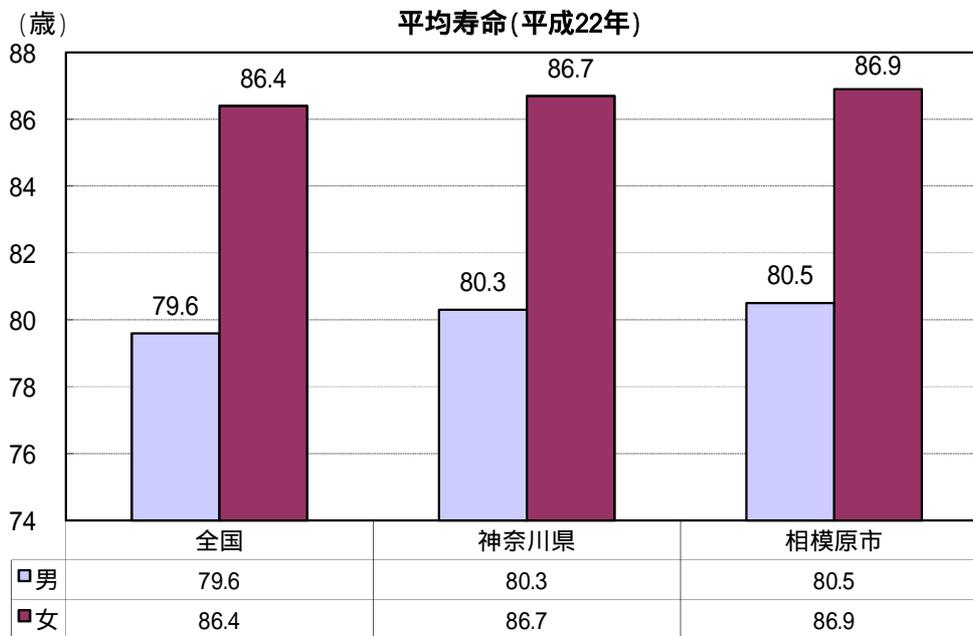


資料：平成29年4月1日現在  
相模原市住民基本台帳より

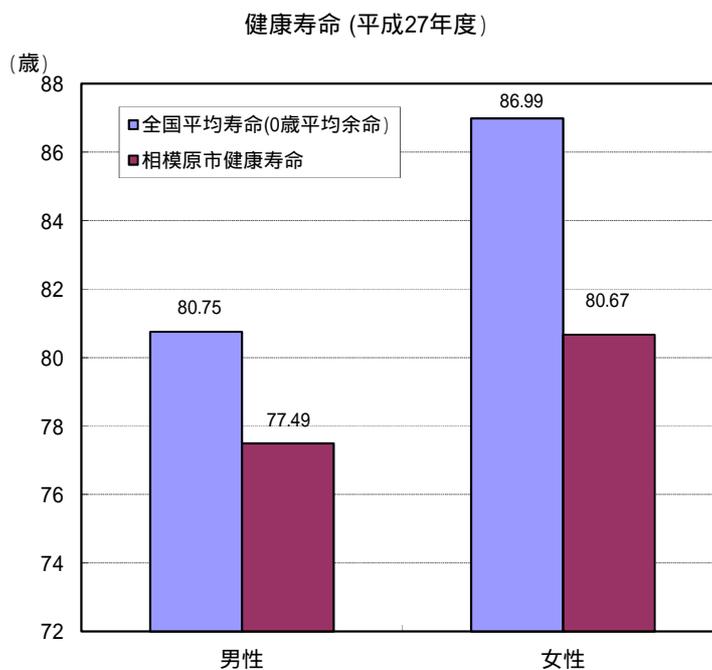
オ 平均寿命と健康寿命

平均寿命は、男女ともに全国・神奈川県と比較すると高くなっています。

男女で比較すると本市の場合、平均寿命、健康寿命ともに女性のほうが高くなっています。



資料：厚生労働省統計情報部 平成22年 市区町村別生命表



資料：介護保険制度を利用した健康寿命算出法による

## (2) 保健と医療の概況

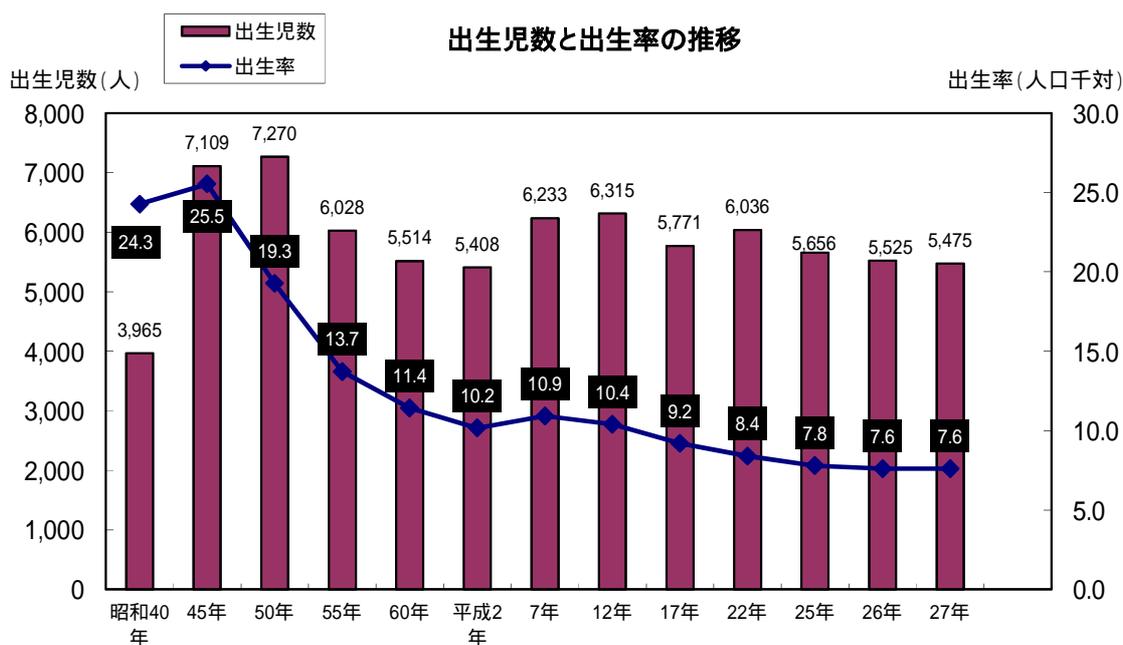
### ア 出生の状況

平成27年の出生児数は5,475人で、前年の5,525人より50人増加し、出生率(人口千対)は、7.6ポイントで前年同様です。

全国や神奈川県と比較すると、出生率は、平成7年では差があったものの、近年ではその差は小さくなっています。また、平成7年と平成27年の減少幅については、3.3ポイントで、全国や神奈川県と比較すると、約2倍になっています。

平成27年の合計特殊出生率\*は1.25で、前年より0.01ポイント増加しているものの、全国1.45、神奈川県1.39と比べると低くなっています。

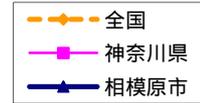
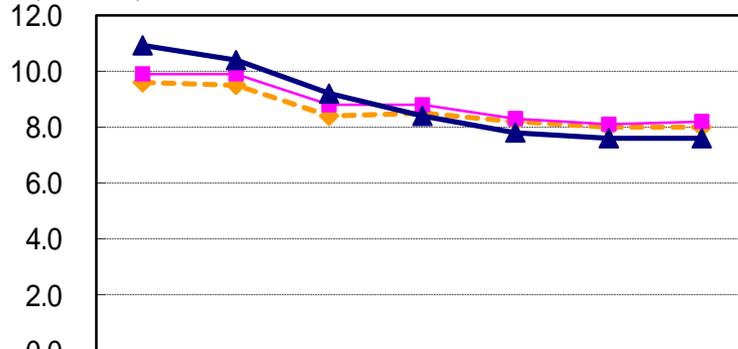
\*：合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子どもの数の平均です。



資料：相模原市保健所年報

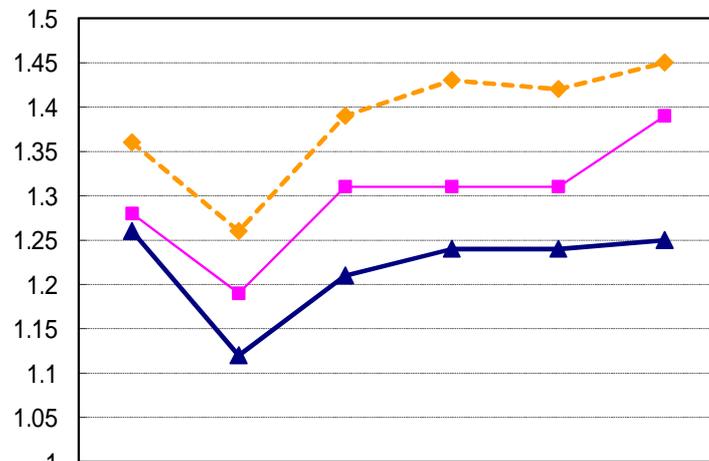
### 出生率の全国・神奈川県との比較

(人口千対)



	平成7年	12年	17年	22年	25年	26年	27年
全国	9.6	9.5	8.4	8.5	8.2	8.0	8.0
神奈川県	9.9	9.9	8.8	8.8	8.3	8.1	8.2
相模原市	10.9	10.4	9.2	8.4	7.8	7.6	7.6

### 合計特殊出生率の全国・神奈川県との比較

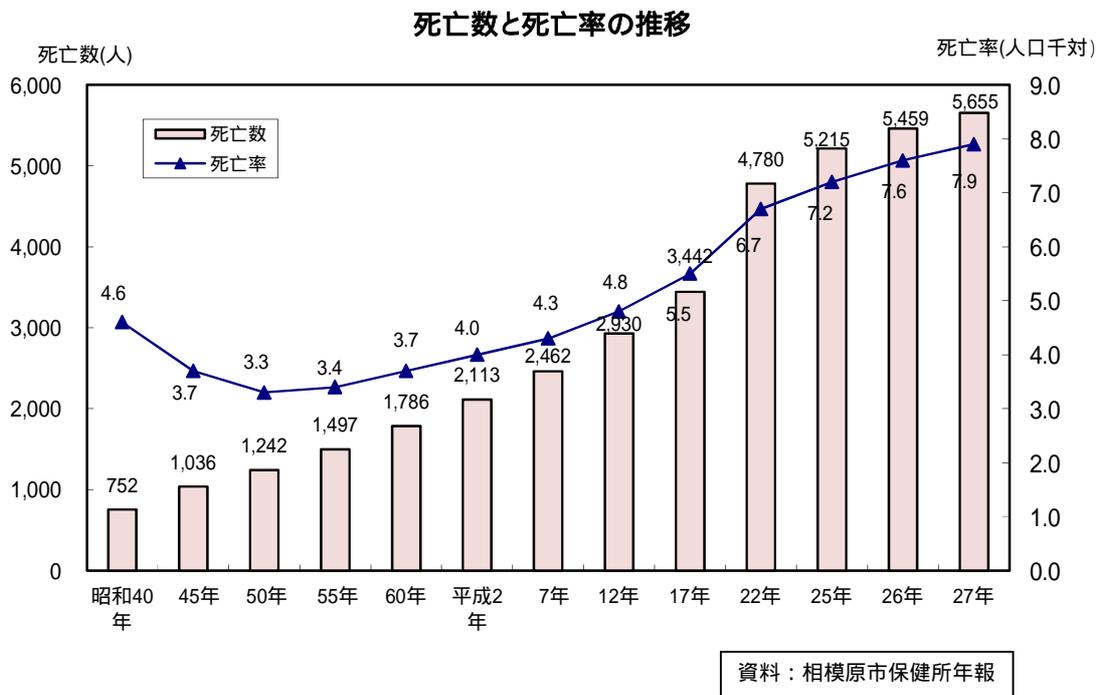


	平成12年	17年	22年	25年	26年	27年
全国	1.36	1.26	1.39	1.43	1.42	1.45
神奈川県	1.28	1.19	1.31	1.31	1.31	1.39
相模原市	1.26	1.12	1.21	1.24	1.24	1.25

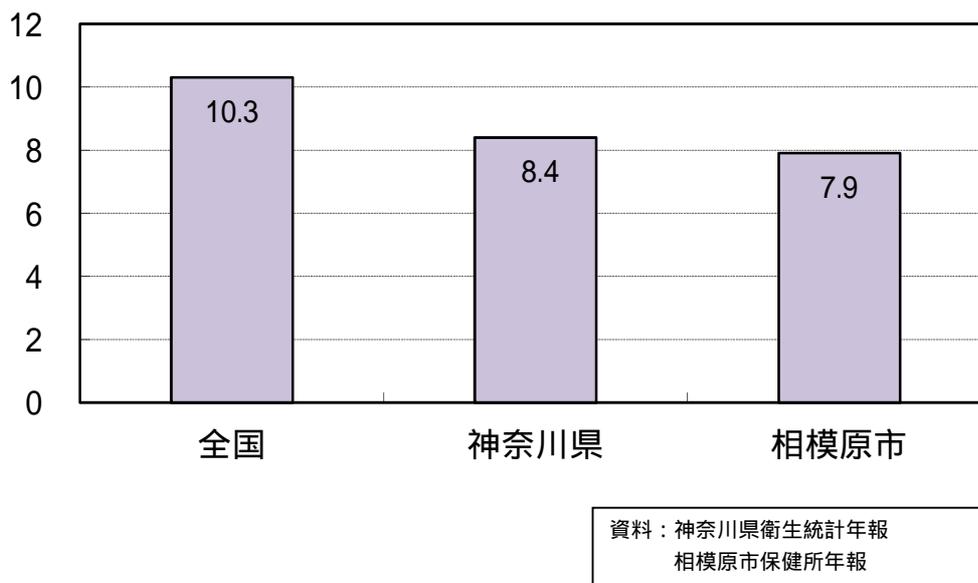
資料：神奈川県衛生統計年報  
相模原市保健所年報

## イ 死亡の状況

死亡数・死亡率ともに、昭和50年から徐々に増加しています。平成27年度の死亡数は5,655人で、前年の5,459人より196人増加し、平成27年の死亡率（人口千対）は7.9で、前年の7.6を0.3ポイント上回っています。



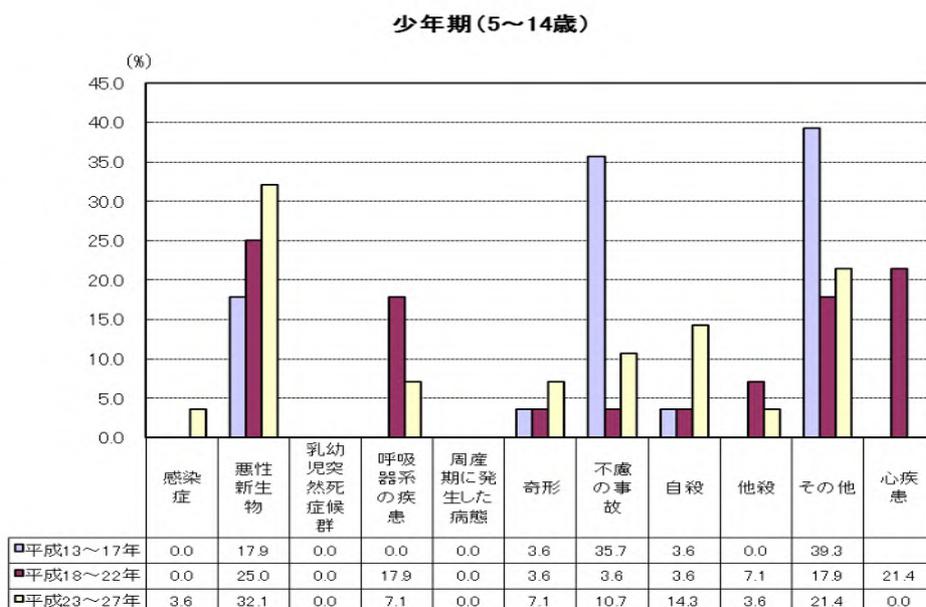
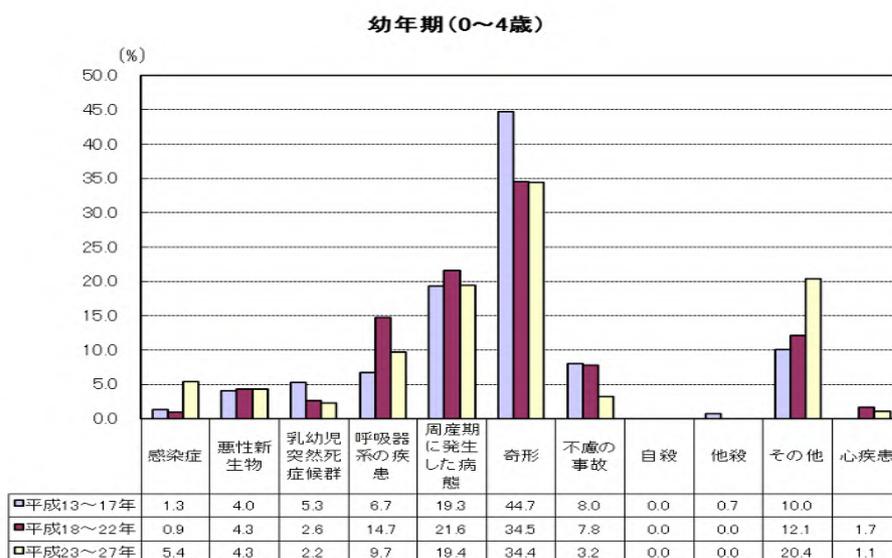
平成27年 死亡率(全国・神奈川県・相模原市との比較)



## ウ ライフステージ別死亡の状況

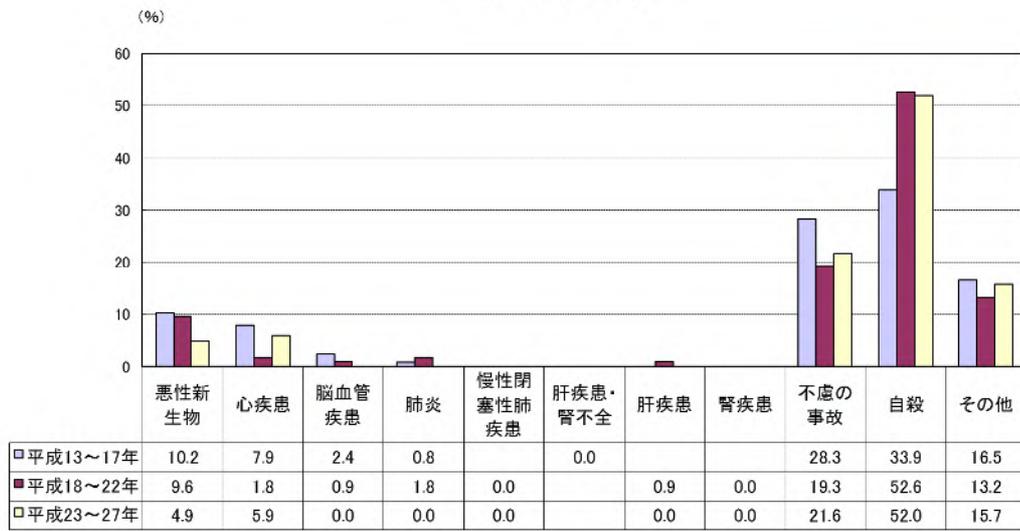
ライフステージ別死因割合について平成18年～22年と平成23年～27年の累計を比較すると、幼年期で「感染症」が4.5ポイント増加し、少年期では「自殺」が10.7ポイント増加しています。青年期では、「心疾患」が4.1ポイント増加し、壮年期及び中年期においても同様に心疾患が微増しています。高年期においては、悪性新生物\*や心疾患などが微減の傾向になっています。

\*：悪性新生物とは、悪性腫瘍のことで、細胞が何らかの原因で変異して増殖を続け、周囲の正常な組織を破壊する腫瘍です。がんや肉腫がこれに入ります。

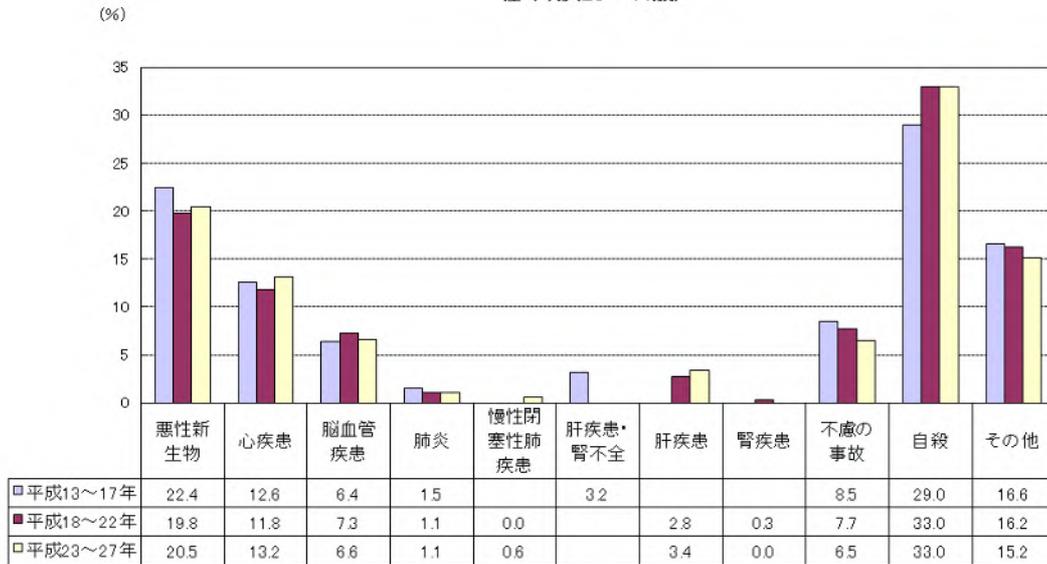


資料：相模原市保健所年報

### 青年期(15～24歳)



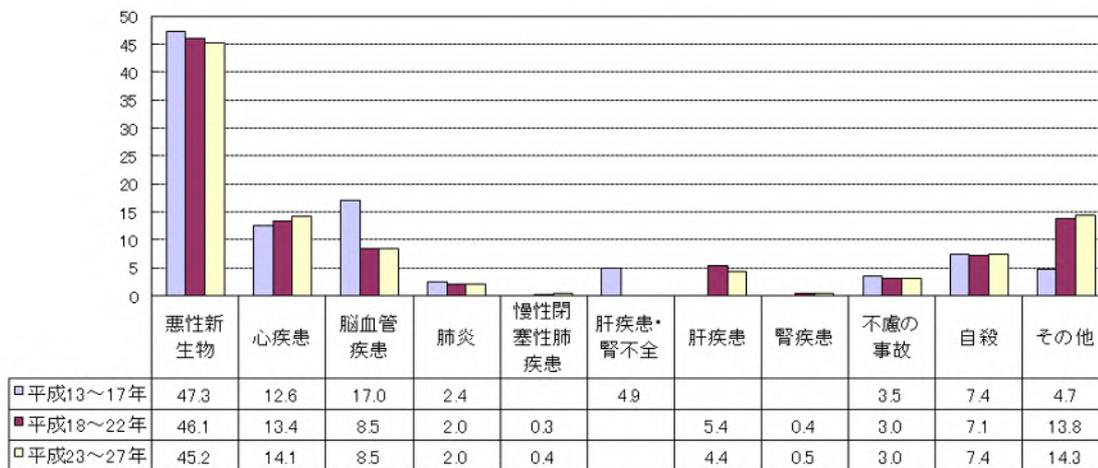
### 壮年期(25～44歳)



資料：相模原市保健所年報

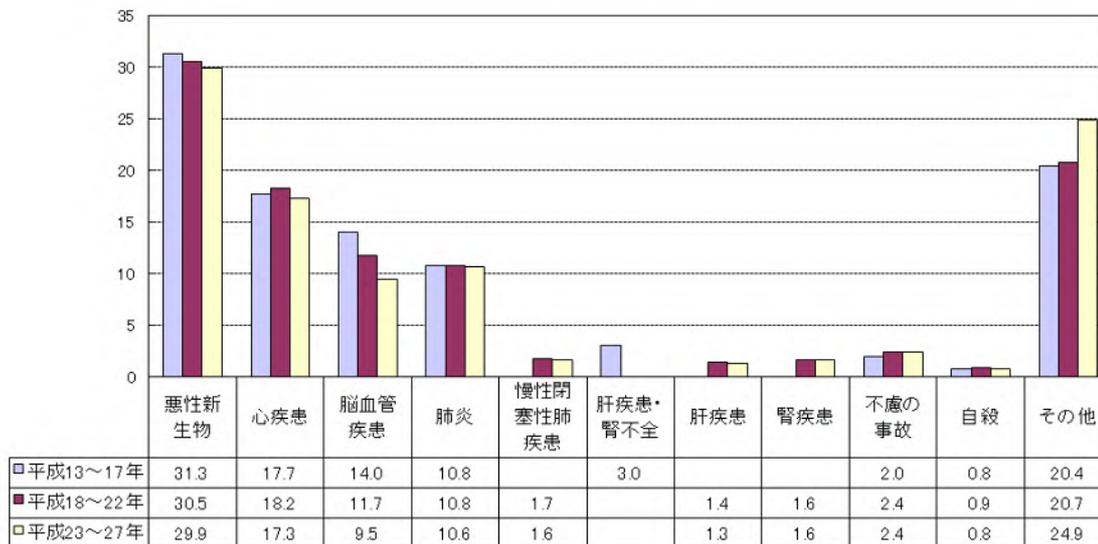
(%)

### 中年期(45~64歳)



(%)

### 高年期(65歳以上)



資料：相模原市保健所年報

## エ 3大死因の年次推移

平成27年の死因別死亡率(人口10万対)は、悪性新生物245.4、心疾患130.4、脳血管疾患66.9となっています。前年と比較すると悪性新生物9.1ポイント、心疾患9.5ポイントの増加となっています。



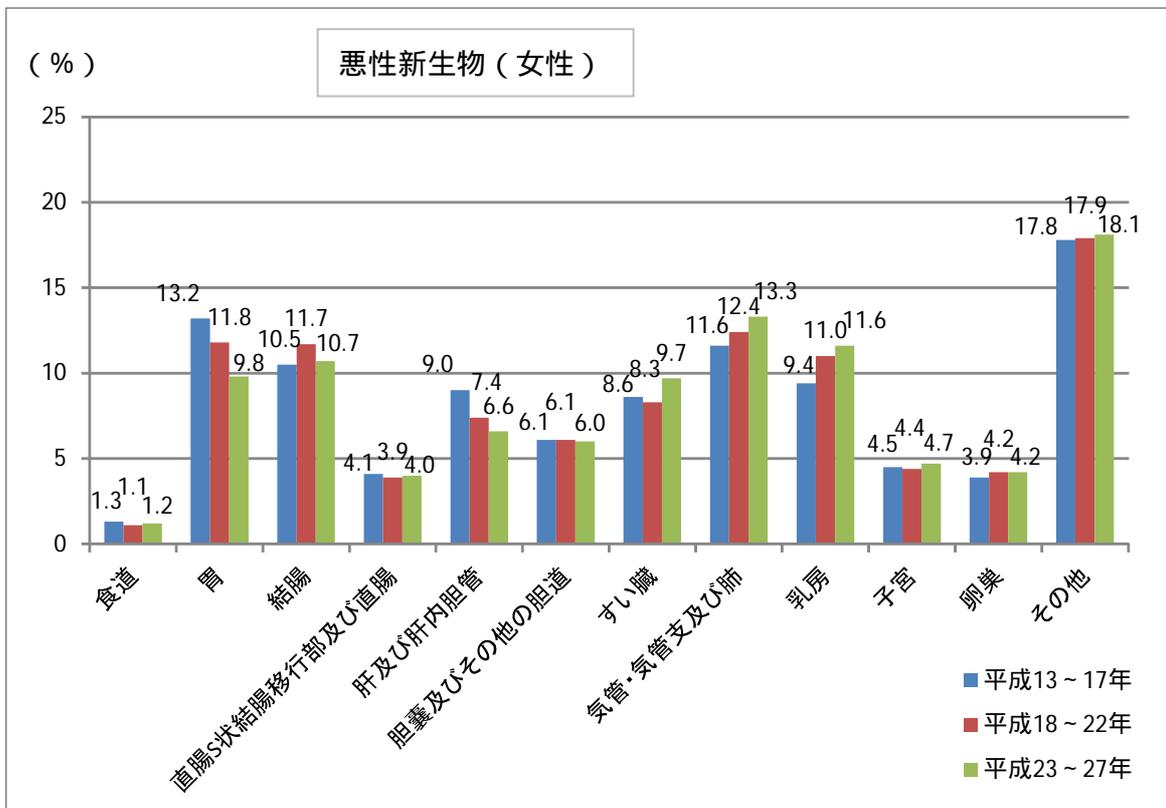
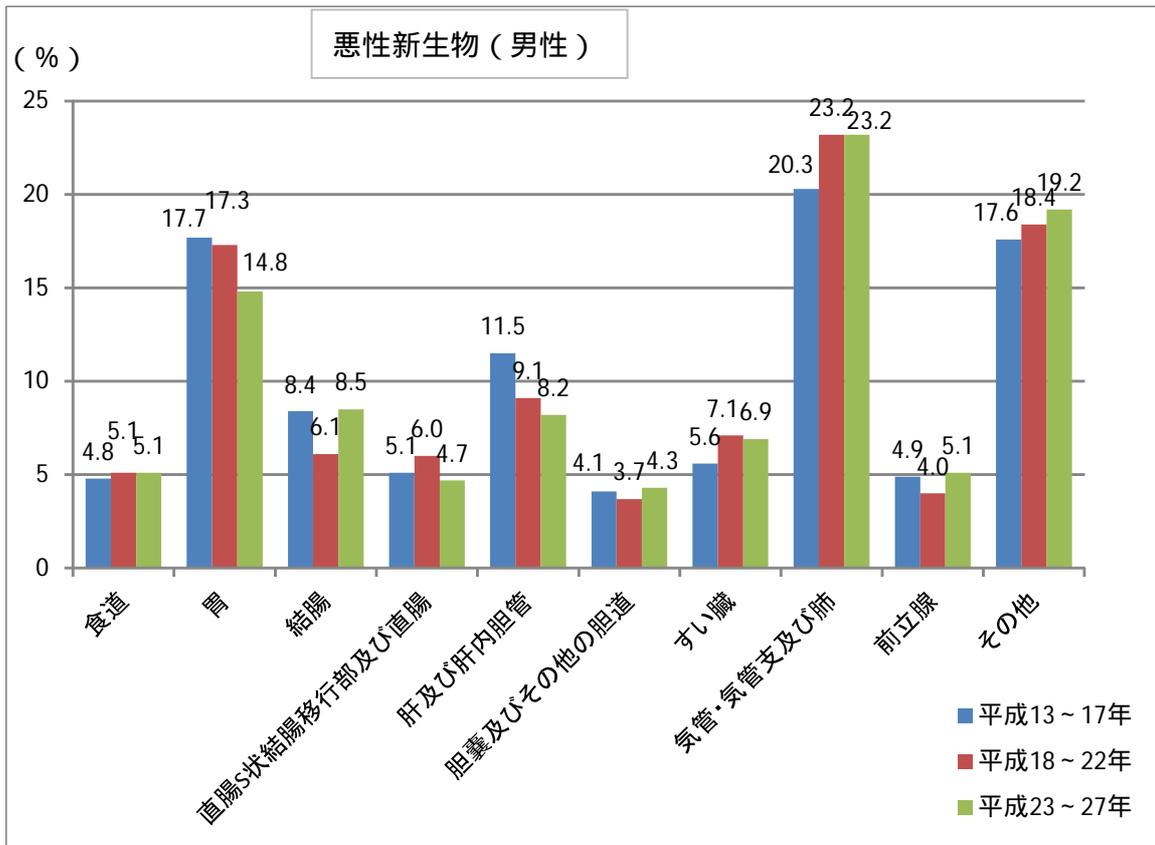
資料：相模原市保健所年報

## オ 3大死因内容別・性別死亡の状況

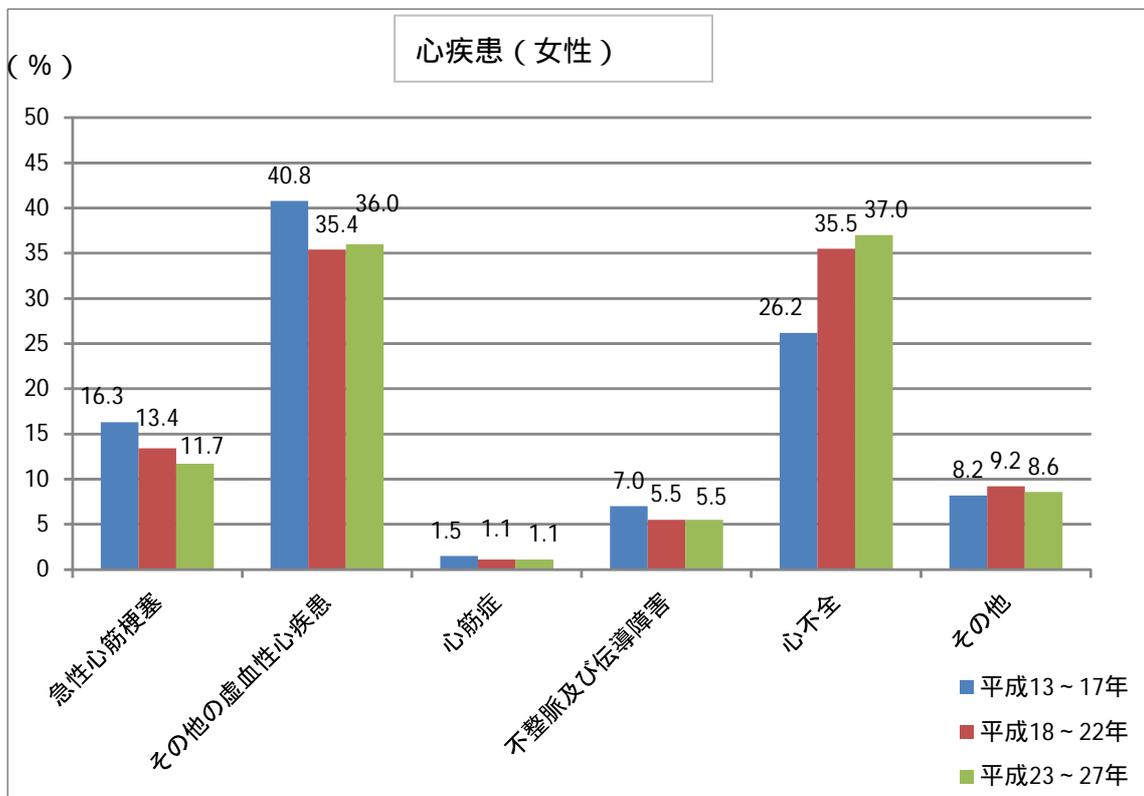
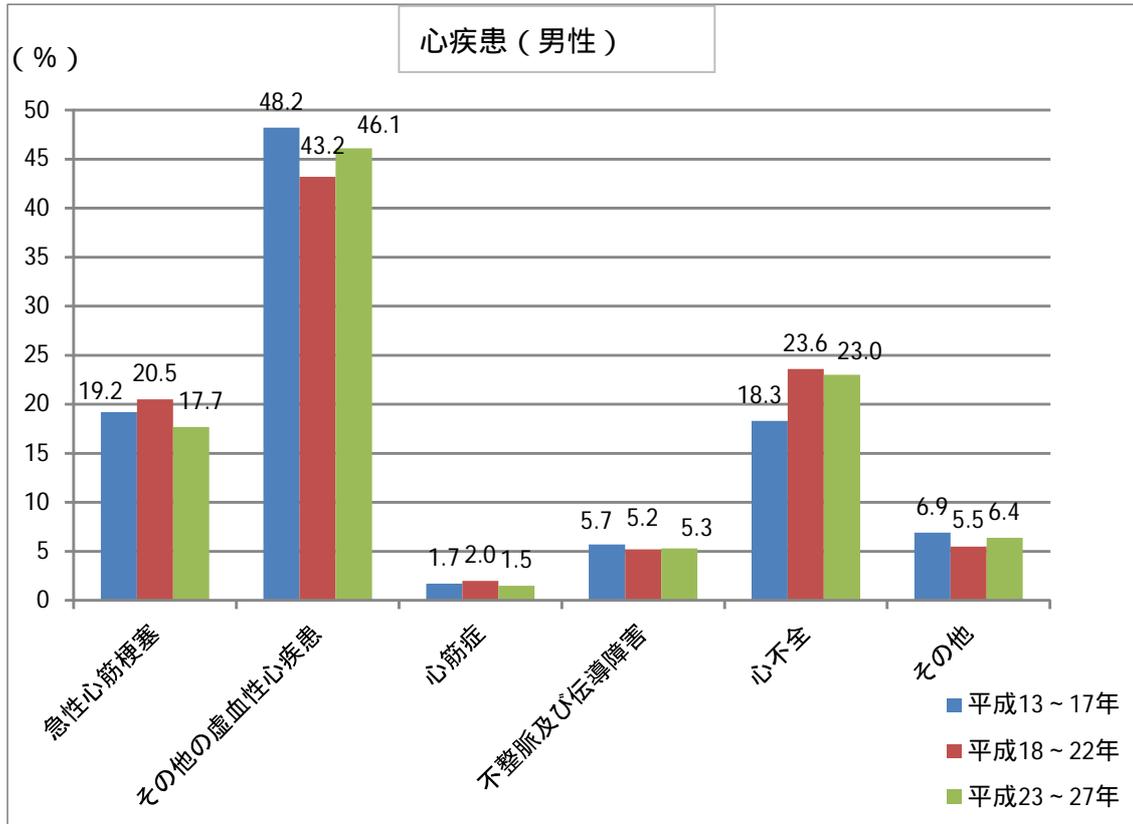
死因が悪性新生物の場合について臓器別に見ると、男性は「結腸」が平成18年～22年と平成23年～27年を比較すると2.4ポイント増加しています。また、女性においては「すい臓」、「気管・気管支及び肺」、「乳房」が増加しています。

心疾患の内容を見ると、平成18年～22年と平成23年～27年を比較すると男性は「その他の虚血性心疾患」が2.9ポイント、女性は「心不全」が1.5ポイント増加しています。

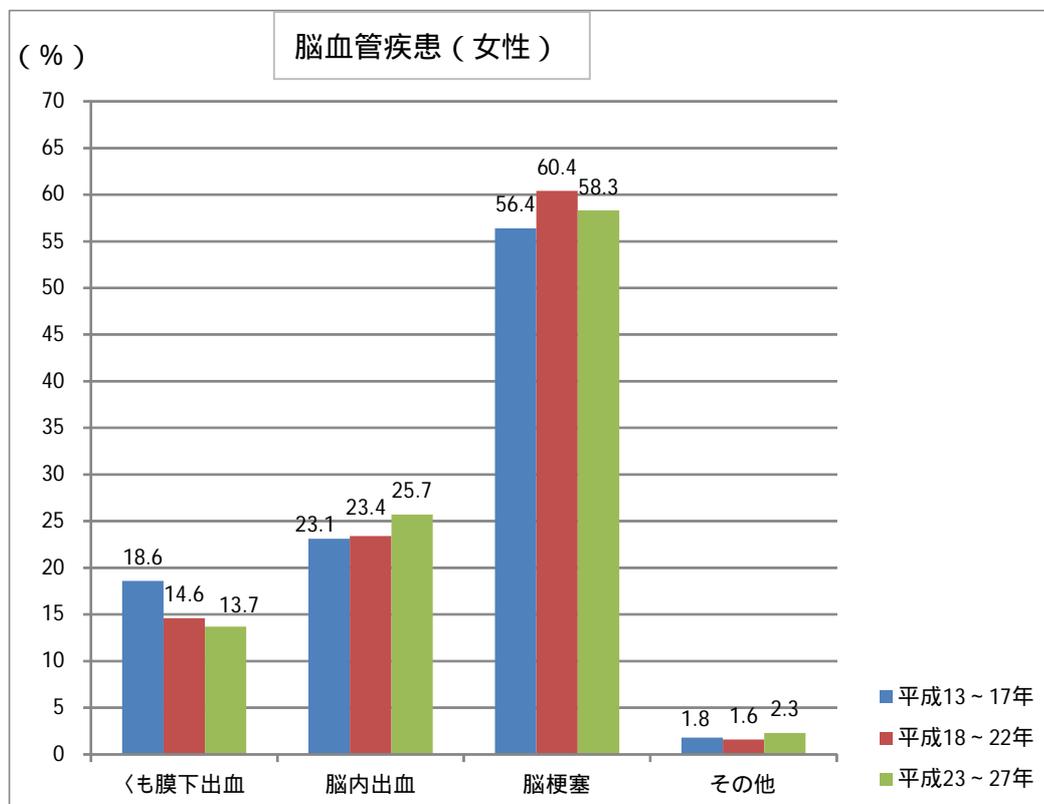
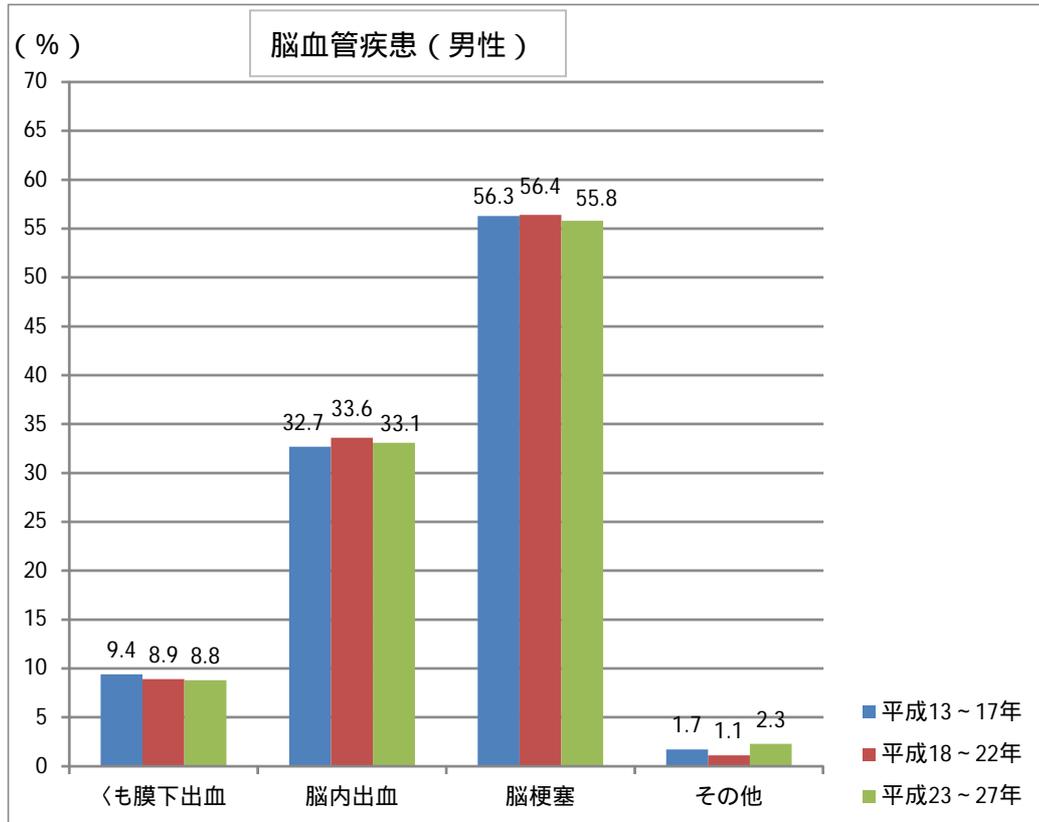
脳血管疾患では、男性は内容別の変化はほとんどなく、女性は平成18年～22年と平成23年～27年を比較すると脳内出血が2.3ポイント増加しています。



資料：相模原市保健所年報



資料：相模原市保健所年報



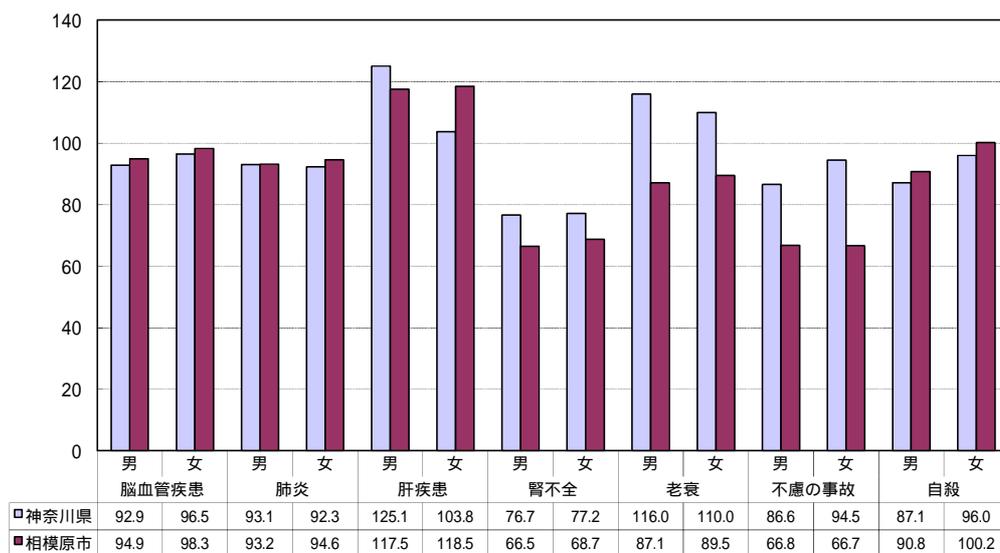
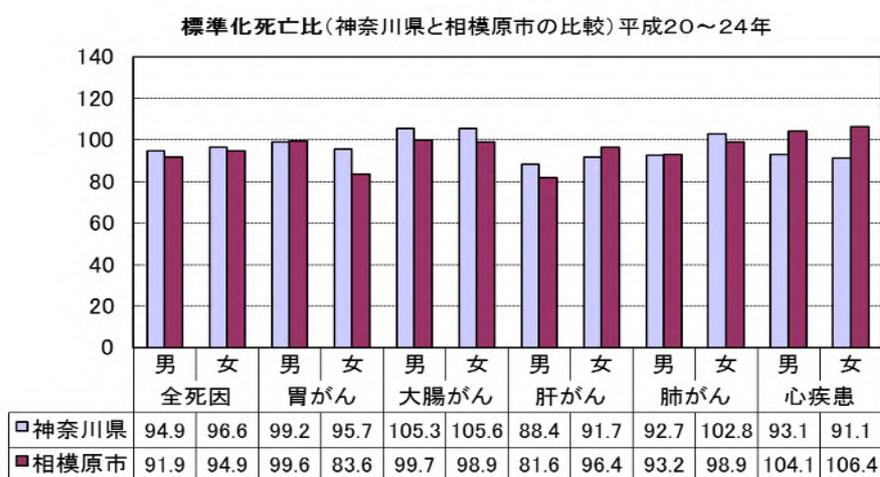
資料：相模原市保健所年報

## カ 標準化死亡比\*について

標準化死亡比 100 以上のものは、肝疾患（女）118.5、肝疾患（男）117.5、心疾患（女）106.4、心疾患（男）104.1、自殺（女）100.2 の順になります。

神奈川県と比較すると、胃がん（男）肝がん（女）肺がん（男）心疾患（男女）脳血管疾患（男女）肺炎（男女）肝疾患（女）自殺（男女）が高くなっています。

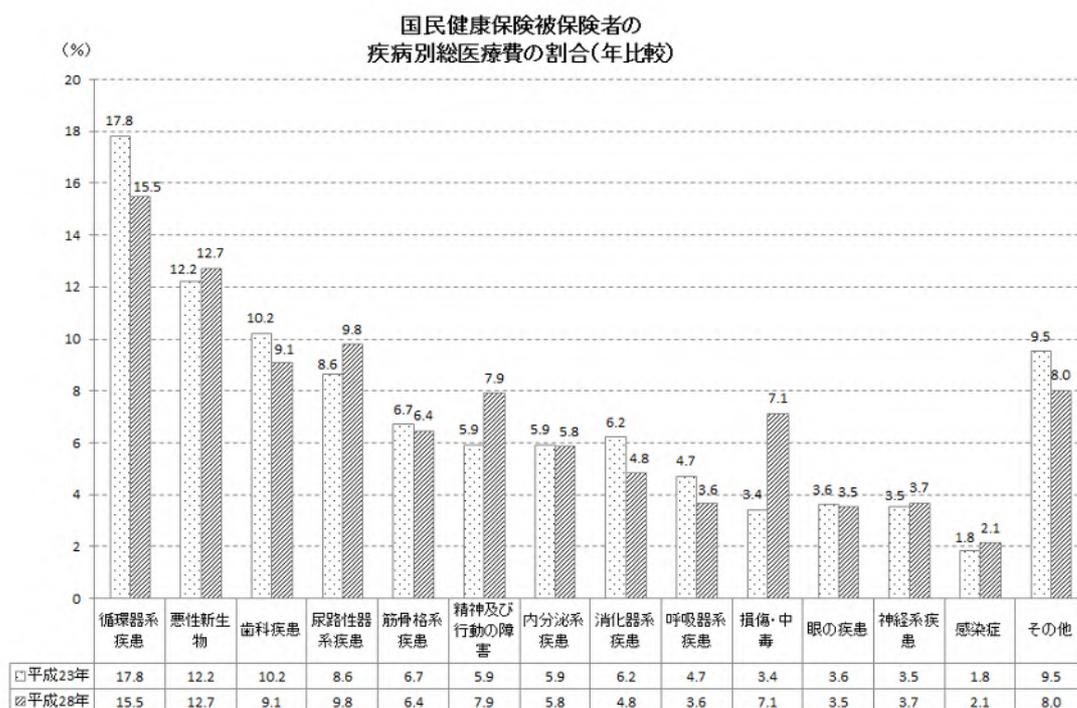
\*：標準化死亡比とは、人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標です。全国の平均を 100 としており、標準化死亡比が 100 以上の場合は、全国の平均より死亡率が高く、100 以下の場合は低いと判断されます。



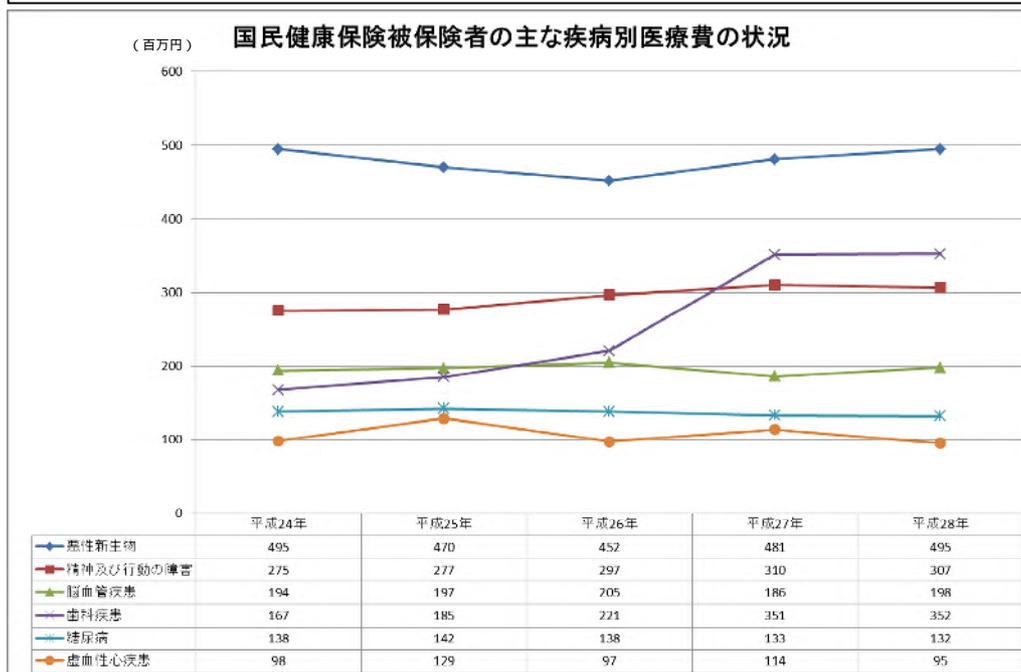
資料：厚生労働省 人口動態統計特殊報告  
(平成20年～平成24年 人口動態保健所・市区町村別統計)

## キ 国民健康保険医療費の推移

平成 28 年 5 月の 1 か月間における相模原市の国民健康保険被保険者の医療費の合計は、約 39 億円で、全体に占める割合は、循環器系疾患 15.5%、悪性新生物 12.7%となっています。平成 23 年と比較すると循環器系疾患は減少していますが、悪性新生物は増加しています。



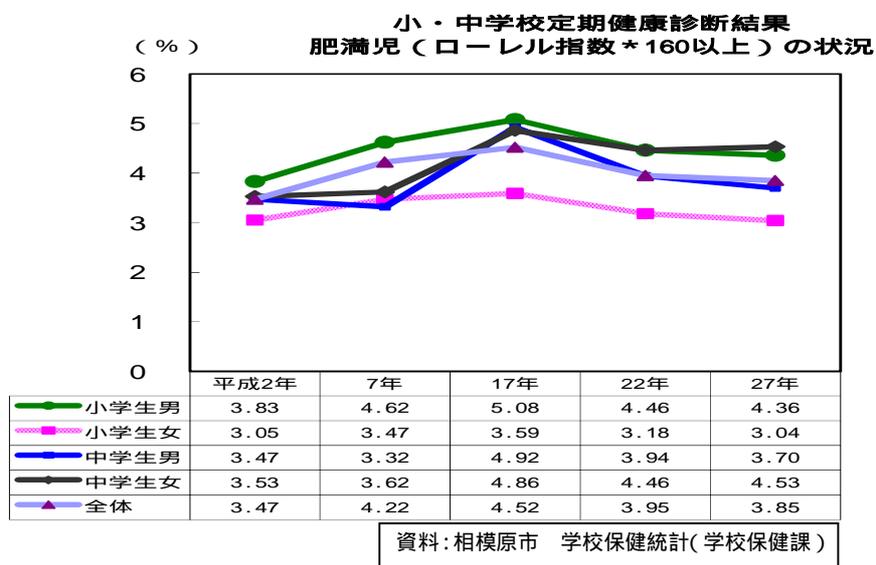
資料：神奈川県国民健康保険団体連合会（平成 23 年 5 月診療分 国民健康保険レセプトによる分析）  
（共様式 10-1 疾病中分類（121）別、件数・日数・点数（国保）（政令市）の平成 28 年 5 月分）



資料：（平成 25 年～28 年 共様式 10-1 疾病中分類（121）別、件数・日数・点数（国保）（政令市）の各年 5 月分、24 年は 7 月分）

## ク 小・中学校における肥満児割合の推移

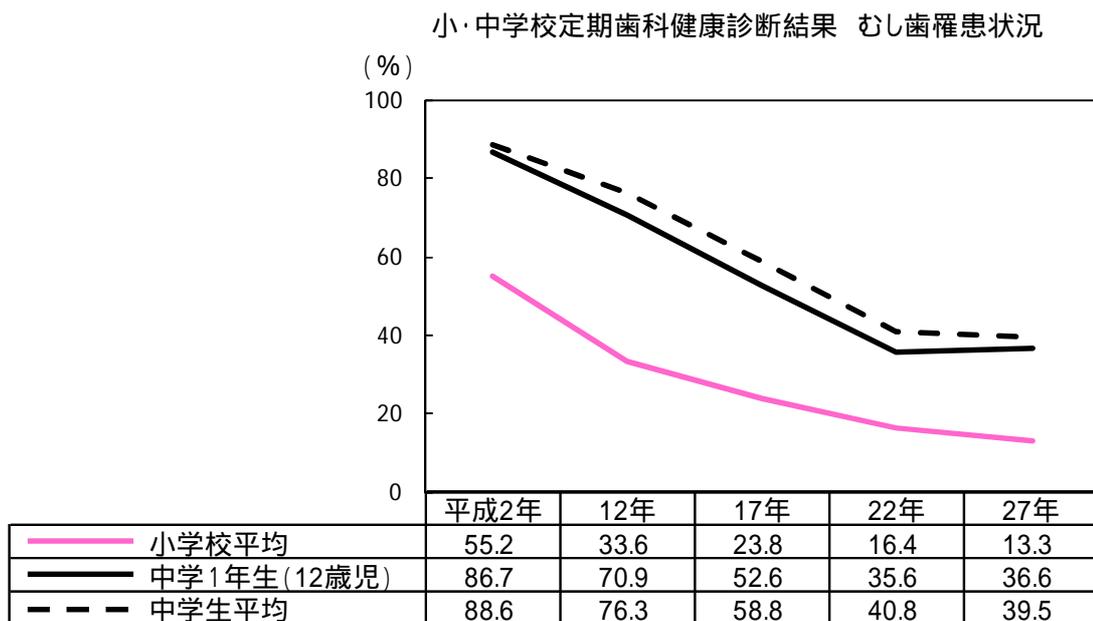
平成 17 年度までは、全体的に増加傾向にありましたが、その後は横ばいに推移しています。



\*: ローレル指数とは、小学生・中学生に用いられる栄養状態(特に肥満の程度)を評価するための体型指数です。体重(kg)÷身長(3乗)(m)×10(7乗)で算出され、指数160以上が「太りすぎ」とされます

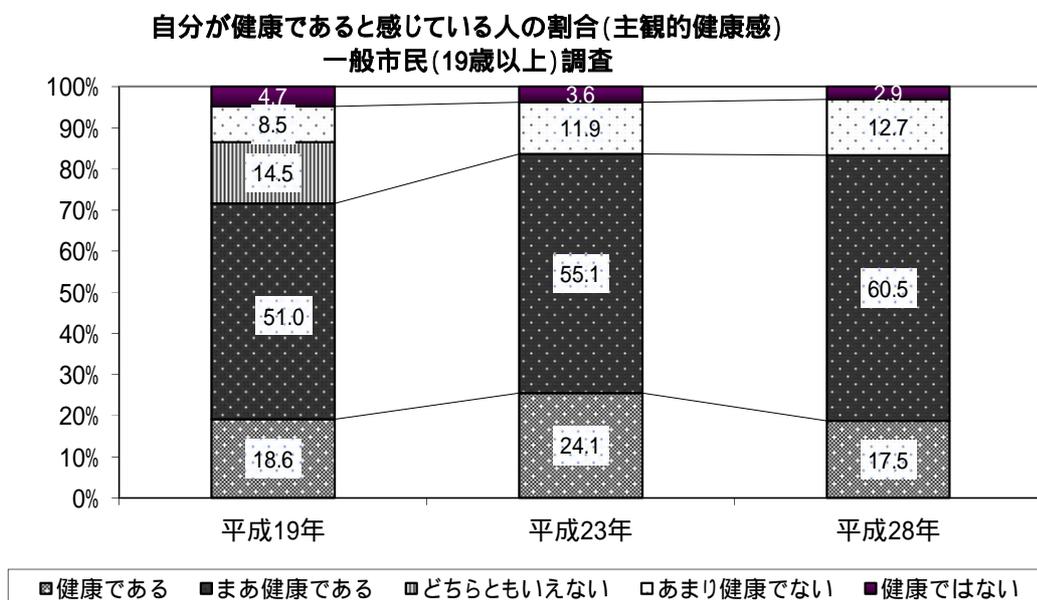
## ケ 小・中学校におけるむし歯の推移

小・中学校のむし歯罹患割合は、年々減少傾向にあります。しかし、平成 27 年では、中学生は小学生の3倍近くが、むし歯罹患となっています。



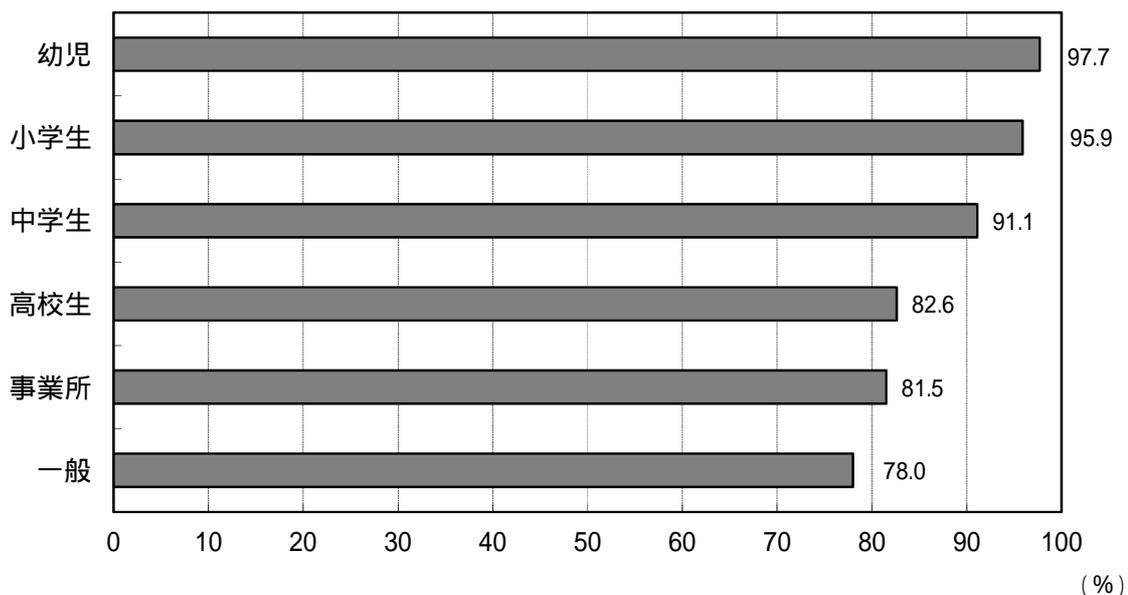
コ 自分が健康であると感じている人の割合（主観的健康感）

一般市民の「健康である」と「まあ健康である」と感じている人の割合の合計は、前回調査と比べ微減しています。



平成 23・28 年調査については、「どちらともいえない」の選択肢なし。

ライフステージ別の健康状態「健康である・まあ健康である」の割合  
(主観的健康感)



### (3) 社会資源の状況

#### ア 施設数・病床数など

	病院		医科診療所			病床総数	人口/病床	歯科診療所	薬局数
	施設数	病床数	施設数		病床数				
			有床	無床					
平成17年度	33	7,399	28	329	247	7,646	87.3	325	246
平成22年度	36	7,796	23	362	225	8,021	89.5	347	268
平成28年度	37	7,643	12	411	157	7,800	92.4	372	297

資料：相模原市保健所年報

#### イ 保健・医療従事者数

(人)

区分	平成22年	平成26年
医師	1,833	1,876
歯科医師	462	530
薬剤師	1,608	1,573
保健師	215 (1,085)	200 (1,300)
助産師	134 (192)	177 (248)
看護師	4,763 (5,112)	5,214 (5,570)
准看護師	1,236 (1,524)	1,065 (1,375)
歯科衛生士	425	489
歯科技工士	204	143
診療放射線技師	(注1) 224	(注1) 249
臨床検査技師	(注1) 326	(注1) 356
理学療法士	(注1) 156	(注1) 233
作業療法士	(注1) 109	(注1) 135
栄養士	(注2) 901	(注2) 1,170

平成 22・26 年は 12 月 31 日現在(隔年調査)  
平成 22・26 年医師・歯科医師・薬剤師調査  
及び業務従事者による相模原地域届出数  
カッコ内は他資格で従事している者を含む。  
(注1) 神奈川県衛生統計年法H22・26年10月1日現在  
(注2) 平成22・26年度地域保健・健康増進事業報告(地域保健編)、衛生行政報告例

資料：相模原市保健所年報

#### ウ 関連団体など

健康づくりに関連する団体は、相模原市健康づくり普及員連絡会、相模原市食生活改善推進団体、さがみはら市民健康づくり会議があります。

	平成 23 年度						平成 28 年度					
	総数	緑	中央	南	団体	個人	総数	緑	中央	南	団体	個人
相模原市健康づくり普及員連絡会	159	48	58	53			173	51	66	56		
相模原市食生活改善推進団体(わかな会)	453	169	140	144			401	142	121	138		
さがみはら市民健康づくり会議	37		-	-	28	9	36				27	9

## 2 第2次前期計画の数値目標の評価結果

第2次前期計画（平成25年度～29年度）では重点指標2項目で3目標、指標12項目で16目標の数値を設定しており、これらの目標の達成状況について、ベースライン（平成23年度）と現況（平成28年度）を比較し評価を行いました。

全体の19目標では、達成しているもの7目標、達成していないが改善傾向にあるもの1目標、数値に変化がないもの5目標、悪化傾向にあるもの6目標という結果でした。

### 評価結果

第2次前期計画策定時の平成23年度をベースライン値として平成28年12月に実施した「市民生活習慣実態調査」などの結果を記載しています。

また、達成度については、目標値に達した「A」、目標値に達していないが改善傾向にある「A'」、数値に変化がない（ベースライン値と現況値の差が±1%未満含む）「B」、悪化傾向にある「C」で標記しています。

### 重点指標

指 標		ベースライン値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度)	現況値 (平成28年度)	達成度
1	健康寿命の延伸 <sup>1</sup>	男性76.72歳 女性79.62歳 (平成22年度)	平均寿命の増加 分を上回る健康 寿命の増加	男性77.49歳 女性80.67歳 (平成27年度)	A' A
2	主観的健康感の向上 <sup>2</sup>	79.2%	81%	78.0%	C

1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

2 主観的健康感：自分が健康であると感じていること

<参考>

相模原市の平均寿命（平成27年）が策定時に示されていないことから、全国の平均寿命（平成27年完全生命表より）と比較しました。

男性：80.75歳（平成22年比1.20歳の増加）

女性：86.99歳（平成22年比0.69歳の増加）

## 指標

指標		ベースライン値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度)	現況値 (平成28年度)	達成度
1	地域で行っている自主グループ活動やサークル活動へ参加している人の割合の増加	17.6%	21%	14.6%	C
2	健康のために何か続けていることのある人の割合の増加	53.0%	56%	53.6%	B
3	適正体重を維持している人の割合の増加				
	(20歳代女性のやせの人の減少)	17.3%	15%	18.8%	C
	(20~60歳代男性の肥満の人の減少)	28.2%	27%	28.3%	B
	(40~60歳代女性の肥満の人の減少)	15.3%	14%	18.2%	C
4	1週間の中で家族、友人などと食事をする回数の増加	9回	10回	9回	B
5	運動習慣 <sup>3</sup> を持つ人の割合の増加	28.1%	32%	32.2%	A
6	たばこを吸う人の割合の減少	15.5%	13%	16.0%	B
7	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒 <sup>4</sup> している人の割合の減少	18.1%	17%	16.8%	A
8	40歳代で進行した歯周炎 <sup>5</sup> に罹患している人の割合の減少	51.8%	47%	43.6%	A
9	睡眠による休養が十分に取れていない人の割合の減少	30.6%	28%	34.2%	C

3 運動習慣：30分以上の息のはずむ程度の運動を、週に2回以上すること

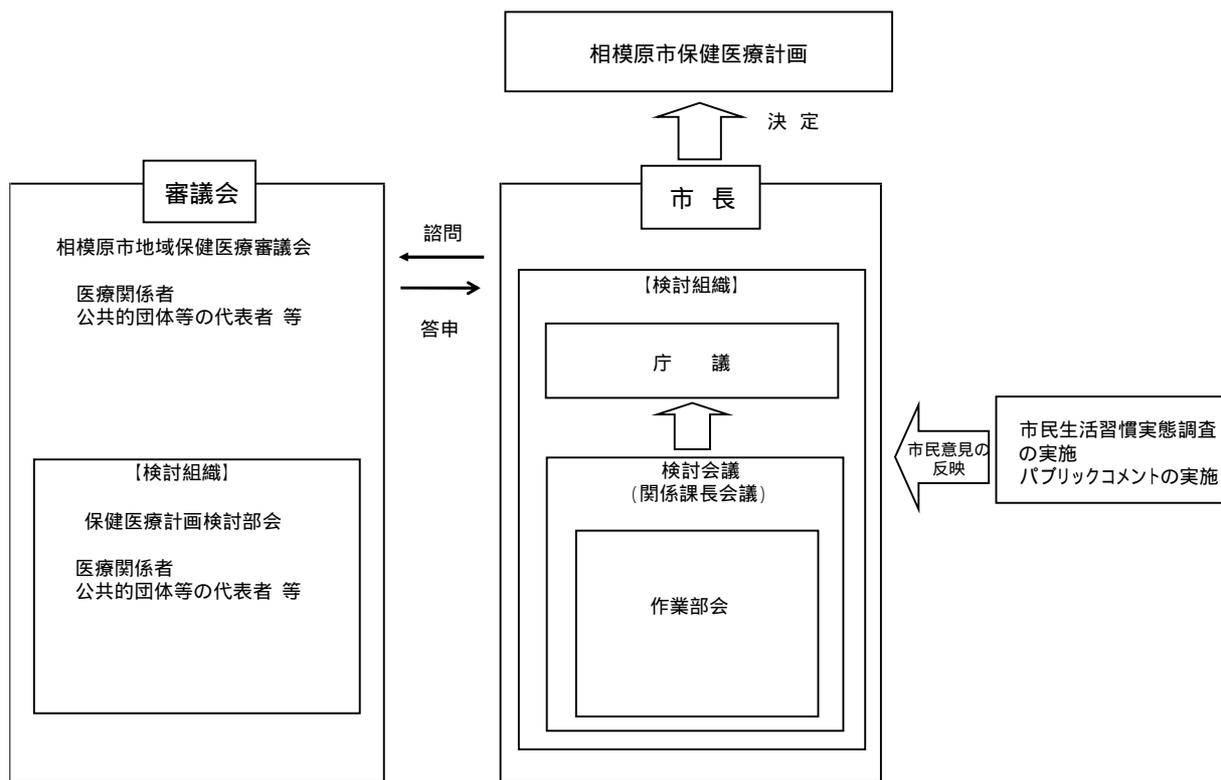
4 生活習慣病のリスクを高める飲酒量：1日平均純アルコールで約40g（日本酒換算で約2合）以上

5 進行した歯周炎：歯と歯肉の境目が4mm以上の病態

指 標		ベースライン値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度)	現況値 (平成28年度)	達成度
10	こころの健康に関する 相談場所を知っている 人の割合の増加	44.3%	47%	43.0%	C
11	1年間に健康診断を受 けた人の割合の増加	67.9%	73%	67.0%	B
12	かかりつけ医、かかりつ け歯科医、かかりつけ薬 局を保有している人の 割合の増加				
	（かかりつけ医）	60.9%	増加	63.3%	A
	（かかりつけ歯科医）	62.7%	増加	65.7%	A
	（かかりつけ薬局）	39.2%	増加	47.3%	A

### 3 策定体制

保健医療計画の策定にあたっては、様々な視点から幅広く意見を聞くため「相模原市地域保健医療審議会」の中に「保健医療計画推進部会」を設置し、現行計画の進行政管理(評価検証)や次期計画の策定(改定)内容を検討しました。



## 4 策定の経過

### 策定の経過

#### 平成 28 年度

- 8 月 8 日 第 29 回相模原市地域保健医療審議会  
・ 相模原市保健医療計画について諮問
- 11 月 1 日 相模原市地域保健医療審議会保健医療計画推進部会  
・ 相模原市保健医療計画及び当部会の概要について  
・ 相模原市保健医療計画に係る主な事業の進捗状況（平成 27 年度）について  
・ 今後のスケジュールについて  
・ 次期保健医療計画に係る市民生活習慣実態調査について
- 11 月～ 1 月 相模原市市民生活習慣実態調査実施

#### 平成 29 年度

- 6 月 16 日 相模原市地域保健医療審議会保健医療計画推進部会  
・ 次期相模原市保健医療計画の策定について  
・ 市民生活習慣実態調査結果の報告及び成果指標について  
・ 相模原市保健医療計画に係る主な事業の進捗状況（平成 28 年度）について  
・ 次期保健医療計画の概要及び基本指針の各区分における目標等について
- 8 月 3 日 第 30 回相模原市地域保健医療審議会  
・ 相模原市保健医療計画について（部会報告）
- 9 月 13 日 相模原市地域保健医療審議会保健医療計画推進部会  
・ 次期相模原市保健医療計画の素案について
- 10 月 5 日 第 31 回相模原市地域保健医療審議会  
・ 相模原市保健医療計画について
- 10 月 12 日 地域保健医療審議会から答申

## 相模原市地域保健医療審議会規則

昭和 49 年 12 月 19 日規則第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和 37 年相模原市規則第 17 号)に基づき設置された相模原市地域保健医療審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 市の公共的団体等の代表
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市の住民

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、地域医療事務主管課で処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和 50 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 3 月 31 日規則第 9 号抄)

- 1 この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日規則第 18 号)  
この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 47 号)  
この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日規則第 79 号)  
この規則は、平成 15 年 4 月 30 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 15 日規則第 62 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

## 相模原市地域保健医療審議会委員名簿

(敬称略 順不同)

会 長	細田 稔	一般社団法人相模原市医師会
副会長	湯田 里子	相模原市食生活改善推進団体わかな会
委 員	大山 宜秀	一般社団法人相模原市医師会
"	木内 哲也	一般社団法人相模原市医師会
"	土屋 敦	公益社団法人相模原市病院協会
"	加藤 茂之	公益社団法人相模原市歯科医師会
"	大岡 元	公益社団法人相模原市薬剤師会
"	渡辺加代子	公益社団法人神奈川県看護協会相模原支部
"	森川 哲郎	相模原市自治会連合会
"	高部 博	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
"	渋谷 雄二	相模原地域連合
"	松田 正則	相模原市健康づくり普及員連絡会
"	浅田 倫子	一般社団法人相模原市獣医師会
"	小山日出野	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら
"	鈴木 貴市	相模原環境衛生協会
"	高山みや子	相模原食品衛生協会
"	飯田由美子	特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会相模原支部
"	高杉 進	公募委員
"	高原ななゑ	公募委員
"	由比 宏忠	公募委員
前副会長	永富多美子	相模原市健康づくり普及員連絡会
前委員	中野 重徳	公益社団法人相模原市病院協会
"	井上 俊彦	公益社団法人相模原市歯科医師会
"	佐藤 美樹	公益社団法人神奈川県看護協会相模原支部
"	森 逸雄	相模原市自治会連合会
"	勝村 尚子	特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会相模原支部

## 相模原市地域保健医療審議会保健医療計画推進部会設置要綱

### (設置)

第1条 相模原市地域保健医療審議会規則(昭和49年相模原市規則第58号)第5条の規定により、相模原市地域保健医療審議会に保健医療計画推進部会(以下「部会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相模原市保健医療計画の進行管理(評価検証)に関すること。
- (2) 相模原市保健医療計画の改定の内容検討に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (構成員)

第3条 部会の構成員は、相模原市地域保健医療審議会委員のうち別表に掲げる者をもって充てる。

### (会長)

第4条 部会に会長1人を置く。

- 2 会長は別表の構成員から選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定めた構成員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 部会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 部会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 部会の庶務は、地域保健課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が部会に諮って定める。

### 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成25年10月3日から施行する。

### 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成27年2月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。

別表(第3条、第5条関係)

機関名等	人数
一般社団法人相模原市医師会	1
公益社団法人相模原市歯科医師会	1
公益社団法人相模原市薬剤師会	1
公益社団法人神奈川県看護協会相模原支部	1
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会	1
相模原市食生活改善推進団体わかな会	1
相模原市健康づくり普及員連絡会	1
特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会相模原支部	1
公益社団法人相模原市病院協会	1
相模原市自治会連合会	1

相模原市地域保健医療審議会保健医療計画推進部会委員名簿 (敬称略 順不同)

会	長	大山 宜秀	一般社団法人相模原市医師会
委	員	土屋 敦	公益社団法人相模原市病院協会
		加藤 茂之	公益社団法人相模原市歯科医師会
		大岡 元	公益社団法人相模原市薬剤師会
		渡辺加代子	公益社団法人神奈川県看護協会相模原支部
		森川 哲郎	相模原市自治会連合会
		高部 博	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
		松田 正則	相模原市健康づくり普及員連絡会
		湯田 里子	相模原市食生活改善推進団体わかな会
		飯田由美子	特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会相模原支部
前	委 員	中野 重徳	公益社団法人相模原市病院協会
		井上 俊彦	公益社団法人相模原市歯科医師会
		佐藤 美樹	公益社団法人神奈川県看護協会相模原支部
		森 逸雄	相模原市自治会連合会
		永富多美子	相模原市健康づくり普及員連絡会
		勝村 尚子	特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会相模原支部

相模原市地域保健医療審議会への諮問及び答申

諮 問

F N o . 0 ・ 4 ・ 8  
平成 2 8 年 8 月 8 日

相模原市地域保健医療審議会会長 殿

相模原市長 加山 俊夫

相模原市保健医療計画について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項  
相模原市保健医療計画について
- 2 答申希望時期  
平成 2 9 年 1 0 月

以 上

答 申

平成29年10月12日

相模原市長 加山 俊夫 殿

相模原市地域保健医療審議会  
会 長 細 田 稔

相模原市保健医療計画について（答申）

平成28年8月8日付けF 0・4・8をもって諮問のありました相模原市保健医療計画について、当審議会において専門部会を設置し審議した結果、原案のとおり策定することが適当であるとの結論を得たので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、次の意見を付しますので、これを十分尊重し、取り組むことを要望します。

意 見

- 1 計画の内容について、相模原市域に広く発信し、市民、行政、保健医療機関の協働のもとに計画の推進を図られたい。
- 2 計画の目標の達成に向けては、市民ニーズや社会情勢を的確にとらえ常に評価を行い、効果的な事業の実施に努められたい。
- 3 国及び県並びに本市の関連する計画との整合性や調和を図り、市民の健康づくり活動を総合的に支援するため、保健・医療・福祉・介護などの関係機関が一体となった支援体制の整備に努められたい。

以 上

## 5 相模原市市民生活習慣実態調査の概要

### 調査の目的

相模原市保健医療計画（平成 25 年 3 月策定）の改定にあたり、当該計画の策定時に実施した、相模原市市民生活習慣実態調査を再度行い、市民の健康度の変化を把握するとともに、今後の健康課題を明らかにする基礎資料とする。

### 調査対象と調査方法

一般市民調査	調査対象	住民基本台帳から、19 歳以上の一般市民（外国人を含む。）5,000 人を無作為抽出。
	調査方法	郵送配布、郵送回収。
幼児調査	調査対象	幼児健康診査（1 歳 6 か月児及び 3 歳 6 か月児）対象児（11 月発送の健康診査通知対象児）を対象とし、保護者による代理回答。約 900 人を抽出。
	調査方法	健康診査案内に同封し配布、健康診査日に回収。
小学生調査	調査対象	市内に所在する小学校（12 校）（1、3、5 年）を対象として、クラス単位で無作為抽出し、対象となったクラスの児童（合計約 1,100 人）に調査。保護者による代理回答。
	調査方法	各学校へ調査票等を送付、調査票をクラスごとにまとめ返送。
中高生調査	調査対象	市内に所在する中学校（12 校）（1、2 年）・高校（4 校）（1、2 年）を対象として、クラス単位で無作為抽出し、対象となったクラスの生徒（合計約 1,500 人）に調査。生徒本人による回答。
	調査方法	各学校へ調査票等を送付、調査票をクラスごとにまとめ返送。
事業所従業員調査	調査対象	市内に所在する事業所に勤める従業員約 1,000 人を対象に調査。
	調査方法	各事業所へ調査票等を送付、調査票をまとめ返送。

### 調査の実施時期

平成 28 年 11 月～平成 29 年 1 月

### 調査の基準日

平成 28 年 12 月 1 日

## 回収結果

	配布数	有効回答数	有効回答率
一般市民調査	5,000	2,661	53.2%
幼児調査	923	635	68.8%
小学生調査	1,133	998	88.1%
中学生調査	862	760	88.2%
高校生調査	624	494	79.2%
事業所従業員調査	1,010	936	92.7%

## 調査視点

一般市民調査	「栄養・食生活」や「運動」等の領域ごとに、19歳以上の相模原市民の健康についての意識や生活習慣等を把握したもの。
幼児調査	家庭（親）の生活習慣によって健康度・健康観が左右されやすい時期にある幼児の健康づくりを取り巻く環境について把握したもの。
小学生調査	家庭と学校保健の双方の影響下で、徐々に自発的な生活習慣を形成しつつある時期の健康づくりを取り巻く環境について把握したもの。
中・高校生調査	中・高校生の健康に係る意識や食生活・生活習慣等を、学校保健との連携を念頭に置きつつ把握したもの。
事業所従業員調査	生活習慣病の潜在層とそれが出現する時期にかけての、働き盛りの市民の健康度等を把握したもの。

## 6 用語解説 (五十音順) この計画における用語などの意味は、次のとおりです。

### 【あ行】

H I V ( Human Immunodeficiency Virus : ヒト免疫不全ウイルス )

H I Vは、人の体を様々な細菌、カビやウイルスなどの病原体から守るのに大変重要な細胞である、Tリンパ球やマクロファージなどに感染するウイルスです。H I Vに感染すると、H I Vが増えるときに感染した細胞をこわしていくため、だんだんと免疫がうまく働かなくなり、いろいろな病気になります。

A E D ( Automated External Defibrillator : 自動体外式除細動器 )

心臓が止まる原因の中には、心臓がブルブルと細かく震える「心室細動」という不整脈があり、この場合できるだけ早く心臓に電気ショックを与え、心臓の震えを取り除く必要があります。この電気ショックを行うための機器がA E Dです。

栄養成分表示

食品に含まれている栄養成分や、1回にどれくらいの栄養成分が取れるのかを知ることができるものです。

### 【か行】

介護支援専門員 ( ケアマネジャー )

介護保険の要支援・要介護認定を受けた人からの相談や心身の状況などに応じ、適切・効果的にサービスが受けられるよう、ケアプランを作成し、介護サービス提供者や施設などとサービスを受ける人やその家族との連絡調整を行います。

かかりつけ医

身近な地域で日常的な治療を受けたり、健康の相談などができる医療機関のことです。

かかりつけ歯科医

継続的に歯・口腔の健康を管理する歯科医療機関です。適切なメンテナンスプログラム ( 歯・口腔の健康管理のための計画 ) を作成し、それに沿ってメンテナンスを行います。

### かかりつけ薬局

身近な地域で日常的に処方せんにより薬を調剤してもらったり、薬について相談することができる薬局のことです。

### がん検診受診促進パートナー制度

相模原市が、がん検診の受診啓発活動に積極的に取り組む企業及び団体を相模原市がん検診受診促進パートナーとして登録し、がん検診の受診を促進する制度です。

### がんピアサポート事業

がん体験者によるがん患者やその家族を対象とした相談（ピアサポート）事業のことです。

### 緩和ケア

治療ができない又は希望しない患者のために、身体的な痛みや症状、精神的な不安をなるべく解消して、毎日をやすらかに過ごせるように支える医療のことです。

### 危険ドラッグ

「脱法ハーブ」や「合法アロマ」などと称して販売されている薬物の呼称名で、乾燥させた植物の葉に、脳を刺激して興奮させる作用や幻覚や妄想を起こす作用のある化学物質が混ぜ込まれているものです。

### 共食

家族や友人などと一緒に食事を取ることです。

### 禁煙外来

たばこをやめたい人のために病院に設けられた専門外来のことです。

### ゲートキーパー

自殺対策において、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

## 健康日本 21(第 2 次)

21 世紀における国民健康づくり運動のことで、国が、国民の健康の増進に関する基本的な方向や目標に関する事項などを示したものです。運動期間は平成 25 年度から平成 34 年度までです。

## 興行場

映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸などを、公衆に見せ、又は聞かせる施設のことです。

## 高病原性鳥インフルエンザ

鳥類が A 型インフルエンザウイルスに感染して起こる鳥インフルエンザの中でも、鶏が感染した場合に、高率に死亡してしまうようなものを高病原性鳥インフルエンザといいます。家畜伝染病予防法において、検査、消毒、家畜などの移動の制限その他の必要となる措置が実施されます。

## 高齢者あんしん相談ネットワーク事業

介護サービス事業所の協力により、身近なところで気軽に介護保険の制度や介護の悩みなどについて相談できる仕組みです。また、必要に応じて、地域の専門相談機関である高齢者支援センターをご案内します。

## 5 事業

都道府県が策定する医療計画に定める医療の確保に必要な事業は、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の 5 事業となっていますが、神奈川県においては、へき地は存在しないため、へき地の医療以外の 4 事業が神奈川県保健医療計画に位置付けられています。

## 5 疾病

健康の保持を図るために、広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病で、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患のことです。

## 【さ行】

### 災害拠点病院

災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院で、本市では、北里大学病院、相模原協同病院、相模原赤十字病院が指定されています。

主な役割として、救護所、診療所及び地域救護病院などで発生した重症・重篤な傷病者に対応します。

### 災害時要援護者

災害対策基本法では、乳幼児、高齢者、障害者などを「要配慮者」と定められており、その内、自ら避難することが困難で、支援を要する人を「避難行動要支援者」としています。

### 在宅ケア

自宅などにおいて、自力での生活が困難な療養者が、家族、介護職、医療職、福祉職、ボランティアなどの協力や支援により、安心して生活を送ることができるよう、療養者及びその家族を支える保健・医療・福祉などのサービスのことです。

### 在宅療養支援診療所

在宅医療を求める人に対して、原則的に24時間体制の往診や急変時の入院先の確保などの国の定める基準を満たし、国に届出を行った診療所のことです。

### 相模原市健康づくり普及員

地域での健康づくりを推進していくため、健康づくり普及員養成講座を修了した人が公民館区ごとの健康づくり活動、ウォーキングなどの運動習慣支援活動を行っています。

### 相模原市災害医療コーディネーター

相模原市災害時医療救護本部において、災害時の医療救護活動の中枢を担う専門家で、本市は、相模原市医師会及び北里大学病院の4名の医師に委嘱しています。

主な役割として、神奈川県災害医療コーディネーターと連携し、必要な判断・調整をします。

### 相模原市食生活改善推進団体（わかな会）

健康づくりの基本である「食生活」を中心に自らの生活経験や学習体験などを生かし、地域の住民と協働しながら食生活改善を進める団体です。

### 相模原市スポーツ推進委員

スポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導助言を、公民館を始めとした地域で行う委員です。

### さがみはら市民健康づくり会議

健康づくりをめざす個人及び団体により組織されており、健康づくりのための啓発活動や気軽にできる運動の推進、栄養・食生活の改善の推進など行う団体です。

### 自死遺族

自殺で身近な人を亡くし遺族となった人々のことです。

### 脂質異常症

脂質代謝に異常を来し、血液中の中性脂肪やコレステロール値が正常域をはずれた状態をいいます。

### 歯周炎

歯肉炎が進行し、歯を支える組織まで炎症が進んでいる病態です。一度破壊された組織は再生治療法を行っても、元の状態に改善されることは難しいです。

### 歯周病

歯を支える組織（歯周組織）にみられる疾患（歯肉炎・歯周炎）の総称です。

### シックハウス症候群

近年、住宅の気密化などが進むに従って、建材などから発生する化学物質などによる室内空気汚染などと、それによる健康影響が指摘され、「シックハウス症候群」と呼ばれています。

### 歯肉炎

歯肉に限定した炎症のことです。歯を支える組織の破壊までは進んでおらず、歯石除去やブラッシングによって、元の状態に改善できる病態です。

### 収去検査

食品衛生法や食品表示法に基づき、食品衛生監視員が食品営業施設に立ち入り、必要最小量の食品や添加物などを無償で持ち帰り、試験検査を行うことです。

### 受動喫煙

自らの意思とは無関係に、たばこの煙にさらされ、それを吸引することです。

## 小規模水道

地下水などを供給している水道のうち、水道事業や専用水道に該当せず、また、一戸のみの住宅に供給するものを除いた水道のことです。

## 職域

職業や職務の範囲、職場などのことです。

## 職域保健

職場（事業所）における健康づくりのことで、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施や、生活習慣病予防対策、メンタルヘルス対策など、労働者の健康確保・増進のための取り組みがその主な内容です。

## 食育

食育基本法では、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものとされています。

## 食の安全・安心懇話会

リスクコミュニケーションを促進し、市民における食の安全・安心の確保に関する取り組みを一層推進するための懇話会です。

## 食の安全・安心に係るリスクコミュニケーション

消費者、食品等事業者、行政担当者など異なる立場の者が、それぞれ持っている食品の安全の確保に関する情報及び意見を相互に交換することです。

## 食品衛生責任者

飲食店など食品の営業許可施設ごとに置かなければならない衛生管理を担う責任者のことです。

## 心肺蘇生法

呼吸が止まり、心臓も動いていないと見られる人に対し、胸を強く圧迫する「胸骨圧迫」（心臓マッサージ）と、口から肺に息を吹き込む「人工呼吸」によって、止まってしまった心臓と呼吸の動きを助ける方法です。

### スクールソーシャルワーカー

教育機関を活動の場とする福祉事業（ソーシャルワーク）従事者のことをいい、本市では、主に家庭環境に起因した長期欠席や問題行動などのケースに対して、学校や関係機関と連携を図り、福祉的側面から児童生徒の置かれた様々な環境に着目し、支援や助言を行っています。

### 生活習慣病

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称です。がん、脳血管疾患、心疾患、及び脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などはいずれも生活習慣病です。

### セルフチェック

健康診断の結果や普段の生活習慣、自覚症状をもとに自分の健康状態を確認することです。

### 専用水道

寄宿舎、社宅などで使用している水道のうち、100人を越える居住者に水を供給する水道や、最大20 m<sup>3</sup>以上の給水量がある水道事業以外の水道のことです。

## 【た行】

### 地域医療構想

団塊の世代が75歳以上になる平成37年のあるべき医療提供体制の構築に向け、医療法の規定に基づき、各都道府県が長期的な取り組みの方向性を示したものです。

### 地域医療支援病院

医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器などの共同利用の実施などを通じて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医などを支援する病院です。

### 地域ケアサポート医

介護支援専門員や高齢者支援センター（地域包括支援センター）職員の相談に対し、医療的助言や医療情報の提供を行うとともに、地域の医師などに福祉・介護サービスの研修や情報提供を行う地域の医師（歯科医師を含む）で、身近な地域での医療と介護の橋渡しとなります。

### 地域産業保健センター

従業員 50 人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象として、健康相談・保健指導などの産業保健サービスを無料で提供している機関のことです。

### 地域猫活動

飼い主のいない猫を原因とする地域の生活環境被害の解決や、飼い主のいない猫をこれ以上増やさず、猫の数を減らすことをめざす取り組みで、地域の住民の理解と協力を得て、給餌給水、トイレの世話、不妊去勢手術などを行い、地域で飼養管理していく活動のことです。

### 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人生に尊厳をもって自分らしく、自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供される体制です。

### D P A T (Disaster Psychiatric Assistance Team : 災害派遣精神医療チーム)

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害などの後に被災者及び支援者に対して、被災地域の都道府県の派遣要請により被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チームのことです。

### D M A T (Disaster Medical Assistance Team : 災害医療派遣チーム)

大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場で、急性期(おおむね 48 時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームです。  
災害拠点病院の指定用件として、D M A T の保有が義務付けられています。

### D O T S (Directly Observed Treatment, Short-course : 直視監視下短期化学療法)

結核患者を見つけて治すために利用されている、5 つの主な要素からなる保健サービスの包括的な計画の名称で、WHO が打ち出した結核対策戦略です。  
5 つの主な要素は、結核対策への政府の強力な取り組み、菌検査による診断、経過観察の推進、結核患者が薬を飲み忘れないよう医療従事者の前で内服すること、薬の安定供給、菌検査結果の記録サーベイランスです。

### 低出生体重児

出生時の体重（出生体重）が2,500g未満の児のことをいう。一般に、出生体重が少ない程、生命を維持するための身体機能の発育が未熟であることが多いです。

### 動物取扱責任者

ペットショップやペットホテルなど第一種動物取扱業の事業所ごとに選任しなければならないもので、施設管理や動物の健康及び安全保持その他動物の取り扱いの業務を担う責任者のことです。

### 特定健康診査（特定健診）

医療保険者が、生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの加入者を対象として行う、メタボリックシンドロームに着目した健診です。

### 特定保健指導

医療保険者が、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直すサポートを行うものです。

### 毒物・劇物

塩酸、硫酸など、人や動物に対する毒性が強い物質で、毒物及び劇物取締法で定められているものです。劇物より毒性が強いものが毒物です。

## 【な行】

### 難病

難病の患者に対する医療等に関する法律では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」としています。

また、特定医療費の支給の対象となるものを指定難病といい、難病の患者に対する医療等に関する法律では、「難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数(注)に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであって、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するもの」としています。

(注)人口のおおむね0.1パーセント程度に相当する数と厚生労働省令で規定しています。

### 認知症急性期及び安定期受入れ協力病院連携事業

認知症による徘徊、妄想、暴言、暴行などの問題行動や精神症状の急激な悪化または継続のため、認知症疾患医療センターの医師により、緊急で入院治療が必要と判断された市民の方及び急性期病院での治療が終了したものの、引き続き入院による治療が必要であると精神科の医師により判断された市民の方について、市内の認知症急性期治療及び安定期療養の協力病院が入院治療を行うものです。

### 認知症サポート医

国が定める認知症医療・ケアに関する研修を受講した医師で、かかりつけ医の認知症診断などに関する相談・助言、高齢者支援センター（地域包括支援センター）などの連携づくりへの協力などの役割を担うものです。

### ノロウイルス食中毒警戒情報

ノロウイルスによる食中毒の発生は、感染性胃腸炎の多発時期と深い関連性があることから、神奈川県内における感染性胃腸炎の患者数の動向を踏まえ、県民などに注意喚起を行うために神奈川県が発令する警戒情報のことです。

### 【は行】

H A C C P（Hazard Analysis Critical Control Point：危害分析重要管理点）

食品の安全性を高度に保証する衛生管理の手法のひとつ。

食品の製造者が原材料の受入れから最終製品に至る一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、その危害の発生を防止することができるポイントを重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保するという手法のことです。

### 働く人の健康づくり地域・職域連携推進連絡会

相模原市内における地域保健と職域保健の連携を図り、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供並びに健康管理体制を整備及び構築するために設置されたものです。

### フッ化物

フッ素を含む化合物のことで、歯の再石灰化、歯質強化作用があり、歯垢を除去し、再び付かないよう管理する（プラークコントロール）際に応用することで、むし歯予防に有効です。

## ホッと！あんしんダイヤル

高齢者の介護家族及び高齢者からの健康・介護・医療の日々の悩みや心配ごとについて、24時間365日いつでも看護師や介護支援専門員等の資格を持つ専門の相談員がお受けする相談先です。

## 【ま行】

### メンテナンス

歯・口腔の健康を長期間維持するための健康管理です。

一般的には、患者自身が行うセルフケア（歯みがきなど自身で行う口腔内管理）と歯科医師・歯科衛生士による専門的ケアからなります。

### メディカルコントロール体制

救急現場から医療機関へ搬送するまでの間において、救急救命士などが実施する医療行為や応急処置に対して、常時指示体制、事後検証体制及び再教育体制を整備し、それらの医療行為などの安全と質を保障する体制のことです。

## 【や行】

### 有所見率

健康診断の項目に何らかの所見がある人の割合のことです。

## 【ら行】

### ライフステージ

人生の節目ごとの段階です。

### リハビリテーション

リハビリテーションは、加齢や疾病などにより生じた能力低下やその状態を、医療の立場からできるだけなくす（または減らす）ことだけでなく、障害を持つこととなっても、住み慣れた地域で、家族や近隣の人々とともに自立して暮らしていくことができるよう、医療、保健、福祉、教育、職業など、暮らしにかかわるあらゆる人々が協力して行う活動のすべてを指しています。また、このような活動を地域全体で担う場合、「地域リハビリテーション」という言葉が用いられています。

### レジオネラ症

土壌や淡水に生息するレジオネラ属菌を吸い込むことによって、発熱、頭痛、腹痛、下痢などの症状が起こる感染症のことで、肺炎型、ポンティアック型があります。

### レスパイト

在宅療養者のケアをしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう支援サービスです。施設への短期入所や自宅への介護人派遣などがあります。ケアを担っている家族の病気や事故、冠婚葬祭などの「社会的な事由」、介護疲れといった「私的事由」で利用できます。

### 【わ行】

#### ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

# さがみはら健康都市宣言

さがみはらの豊かな自然と良好な生活環境のもと 市民一人ひとりが尊重され 心身ともに健康で暮らし続けられることはわたくしたちの共通の願いです

わたくしたちは「自らの健康は自らつくる」を基本に次の目標を掲げ 個人 家庭 地域社会が一体となって生涯にわたる健康づくりを進めます

- － 健康について学びあい 健康づくりを実践し かけがえない健康を守り はぐくみます
- － 心と心のふれあいを大切にし だれもが生きがいをもち安心して暮らせる環境づくりを進めます
- － スポーツや体力づくりに親しみ 人と人との交流をとおして健康づくりの輪を広げます

わたくしたちは 21世紀へ向けて すべての市民の健康で幸せな生活を願い わたくしたちのまち さがみはらを「健康都市」とすることを宣言します

平成 12 年 10 月 28 日 相模原市

みんな元気「さがみはら健康プラン 21」  
相模原市保健医療計画（第2次後期）

発行日 平成 年 月

発行 相模原市

〒252 5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042 754 1111（代表）

編集 健康福祉局 保健所 地域保健課

編集印刷

# 相模原市保健医療計画（第2次後期）（案）【概要版】

## 1 計画策定の趣旨

「さがみはら健康都市宣言」を踏まえ、少子高齢化の進行のほか、疾病構造の変化が予想される中において、市民自らが健康状態を自覚し、積極的に健康の増進を図るとともに、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組み、さらに、そうした市民の取り組みを地域社会全体が支えていくことを推進するため、保健医療計画（第2次後期）を策定します。

また、本計画の目的を明確にするため、めざす姿を設定します。

### めざす姿

「市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らしている」

## 2 計画の位置付け

健康増進法に規定する市町村健康増進計画であるとともに、保健と密接に関連する医療分野も含めた保健医療分野の総合的な計画であり、内容については、健康増進法に基づく国の「健康日本 21（第2次）」及び神奈川県「かながわ健康プラン 21（第2次）」、医療法に基づく「神奈川県保健医療計画」、市の関連計画と整合・調和を図り策定するものです。

## 3 計画の期間

平成30年度から34年度まで（5年間）

\* 国の「健康日本 21（第2次）」（平成25年度～34年度）、神奈川県の「かながわ健康プラン 21（第2次）」（平成25年度～34年度）については、計画期間を10年としています。

## 4 基本理念

本計画では、「さがみはら健康都市宣言」を踏まえ、平成25年3月に策定した相模原市保健医療計画（平成25年度～29年度）で掲げた基本理念を継承し、市民一人ひとりの健康を育んでいきます。

### 基本理念

健康を自らづくり、みんなで支え合う「健康都市」さがみはら  
～個人 家庭 地域社会が一体となった生涯にわたる健康づくり～

## 5 総括方針及び基本方針

### ・総括方針「健康を支援するネットワークづくりの推進」

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、その行動が生涯にわたり継続されるためには、個人の健康づくりを支える地域社会による支援が大切です。

そのため、次の3つの目標に基づき、地域の健康を支援するネットワークづくりを推進します。

#### 【総括方針における目標】

健康の保持・増進のための活動に参加している人が増加するよう支援の充実を図るとともに、地域に根ざした健康づくりが効果的に推進されるよう市民主体の組織活動や人材の育成・支援の充実を図ります。

市民一人ひとりが主体的に社会参加しながら、支え合い、地域や人とのつながりを深めるとともに、地域や学校、職場、民間団体などが自発的に健康づくりに取り組めるようネットワーク化を進めます。

ライフステージに応じて、健康づくり・疾病予防・早期治療、生活支援など切れ目のないサービスを提供するため、保健・医療・福祉・介護の連携強化を図ります。

### ・基本方針「市民が主体の健康づくりの推進」

「栄養・食生活」<sub>1</sub>、「身体活動・運動」<sub>2</sub>、「たばこ」<sub>3</sub>、「アルコール」<sub>4</sub>、「歯・口腔」<sub>5</sub>、「がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病」<sub>6</sub>、「こころの健康・精神疾患」<sub>7</sub>、「健康診断・セルフチェック」に区分し、それぞれに目標を定めて市民自らが健康づくりに取り組むとともに、それを支援する保健と医療の連携の方向を示しています。

### ・基本方針「身近な地域における医療体制の充実」

市民が住み慣れた地域で充実した生活を送るため、医療に関する分野を「地域医療」<sub>1</sub>、「救急医療」<sub>2</sub>、「災害時医療」に区分し、それぞれに目標を定めて取り組む医療体制の充実の方向を示しています。

### ・基本方針「安全・安心の衛生管理の推進」

健康被害を防止し、安全に、安心して生活できるように、保健衛生に関する分野を「健康危機管理」<sub>1</sub>、「食品衛生」<sub>2</sub>、「環境衛生」に区分し、それぞれに目標を定めて取り組む衛生管理の推進の方向を示しています。

# 概念図

## 《めざす姿》

市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らしている

### 基本理念

健康を自らつくり、  
個人 家庭 地域社会が一体となった生涯にわたる健康づくり  
みんなで支え合う「健康都市」さがみはら

#### < 総括方針 >

健康を支援するネットワークづくりの推進

〔区分〕

栄養・食生活

身体活動・運動

たばこ

アルコール

歯・口腔

がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病

こころの健康・精神疾患

健康診断・セルフチェック

地域医療

救急医療

災害時医療

健康危機管理

食品衛生

環境衛生

#### < 基本方針 >

市民が主体の  
健康づくりの推進

#### < 基本方針 >

身近な地域における  
医療体制の充実

#### < 基本方針 >

安全・安心の  
衛生管理の推進

【基本方針の各区分における目標（14区分 39目標）】

	区分	目標
基本方針	(1)栄養・食生活	<b>適正体重を維持している人の増加を図ります</b> 生活習慣病などの様々な疾患の原因となる肥満ややせの人を減少させ、適正体重を維持している人の増加を図ります。
		<b>子どもの頃から良好な食生活の形成を図ります</b> 食生活の乱れや栄養の偏りが生活習慣病につながるため、共食や朝食摂取、野菜摂取、食塩の適正な摂取などを子どもの頃から推進し、良好な食生活を形成します。
	(2)身体活動・運動	<b>運動習慣を持つ人を増やします</b> 30分以上の息のはずむ程度の運動を週に2回以上する運動習慣を持つ人を増やします。
		<b>地域などで定期的に運動を行う活動を増やします</b> 運動の楽しさを知り、一緒に運動する仲間との活動を増やします。
	(3)たばこ	<b>喫煙する人を減らします</b> 喫煙者本人や周囲の人の健康被害を確実に減少させるため、喫煙する人を減らします。
		<b>未成年者の喫煙及び中高生の成人後の喫煙意向をなくします</b> 未成年者の喫煙は、身体の成長の妨げとなるばかりでなく、たばこへの依存をより強めることから、本人への働きかけのみならず周りが協力して喫煙をさせないようにします。また、中高生の成人後の喫煙意向についてもなくします。
	(4)アルコール	<b>適正飲酒の知識と行動を身に付けている人を増やします</b> アルコールと健康問題について適切な判断ができ、より健康的な行動に結びつくよう、適正飲酒の知識と行動を身に付けている人を増やします。
		<b>未成年者の飲酒をなくします</b> 未成年者の飲酒は、急性アルコール中毒や臓器障害を起こしやすい上、飲酒開始年齢が若いほど将来のアルコール依存症リスクが高くなるといわれています。また、未成年者の飲酒は、事件や事故に巻き込まれやすくなるなど、社会的な問題をも引き起こすため、アルコールの害について成人する前に正しい知識を持っている人を増やします。
	(5)歯・口腔	<b>むし歯のない幼児を増やします</b> 幼児期は基本的な生活習慣を身に付ける重要な時期であることから、歯みがきの習慣を身に付け、フッ化物の利用、甘い食品や飲料を控えるなど幼児期からの歯の健康づくりへの取り組みを推進します。
		<b>進行した歯周病（歯周炎）のない人を増やします</b> 歯周病を予防し、全身の健康を維持するために、歯や口腔に関心を持ち、歯周病についての理解を深め、歯周病を予防するための歯みがきの方法（特に、補助的清掃用具の使用）を実践することができるよう普及啓発に取り組みます。
		<b>定期的に歯科医療機関を受診する人を増やします</b> むし歯や歯周病の予防として、歯石除去や歯みがき指導などのメンテナンスを受けるため、定期的に歯科医療機関（かかりつけ歯科医）を受診する人を増やします。

	区分	目標
基本方針	(6)がん・脳血管疾患・循環器疾患・糖尿病	<b>がん検診を受ける人を増やします</b> がんの早期発見のためには定期的ながん検診が効果的なことから、検診を受ける人を増やします。
		<b>生活習慣病の発症や重症化予防の対策を推進します</b> 生活習慣病の発症や重症化予防のために、内臓脂肪型肥満を伴うメタボリックシンドロームや肥満を伴わない高血圧や高血糖と関係のある食事や運動などの生活習慣の改善に向けた総合的な取り組みを推進します。
	(7)こころの健康・精神疾患	<b>ライフステージに応じたこころの健康づくりを推進します</b> ストレスを感じたときに対処できるような正しい知識の普及を図るとともに、睡眠による休養が十分に取れていない人を減らします。
		<b>精神疾患の早期支援に努めます</b> 精神疾患についての正しい知識の普及や相談場所の周知を効果的に行い、早期発見、早期治療、再発予防に努めるとともに、切れ目のない支援の充実を図ります。
		<b>関係機関などの連携による相談体制の充実を図ります</b> 保健・医療・福祉などの関係機関が更なる連携を図るとともに、相談場所の認知度を高め、こころの不調や精神疾患などの相談に適切に対応する体制づくりを推進します。
		<b>個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的・継続的・長期的に自殺対策に取り組み、自殺者数を減らします</b> 関係機関（医療、行政、警察、消防、司法、学校、職域、民間団体など）との連携強化を図るとともに、ゲートキーパーを増やし、自殺者の減少を図ります。
	(8)健康診断・セルフチェック	<b>定期的な健康診断でセルフチェックしている人を増やします</b> セルフケアをしていくためには、自分自身の健康状態を知ることが必要であり、生涯を通じ、1年に1回は健康診断を受ける人を増やします。
		<b>定期健康診断における働く人の有所見の割合を減らします</b> 健康づくり対策の重要性について事業主・従業員の健康管理の認識を高めるとともに、働き盛り世代の生活習慣の改善やメンタルヘルスケアに向けた取り組みを推進し、働く人の有所見の割合を減らします。

	区分	目標
基本方針	(1)地域医療	<p><b>かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持つ人を増やします</b>            市民が身近な地域で気軽に健康状態の相談や治療を受けることができるとともに、必要に応じて高度な医療機関の紹介などを行うことができる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局の定着化を促進します。</p>
		<p><b>在宅療養者がよりよい生活を送るための環境を整えます</b>            在宅療養者やその家族などへの支援を充実します。            在宅療養者に対する訪問診療・往診、訪問歯科診療、訪問看護などの在宅医療提供体制の整備を更に促進します。            在宅療養者や家族が尊厳をもって地域で生活できるよう、医療と介護・福祉の連携により、包括的かつ継続的に支えることができる体制の構築を推進します。</p>
		<p><b>医療従事者の確保・養成、福祉・介護人材の確保・定着・育成に努めます</b>            医療職を養成する教育機関などとの連携により、将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成を推進します。            医療従事者が安心して勤務できる環境づくりや潜在看護師等の復職支援など、医療機関などの取り組みを支援します。            質の高い安定的なサービスを確保するため、福祉・介護人材の確保・定着・育成に向けた取り組みを推進します。</p>
		<p><b>医療に対する安全性と信頼性の確保に努めます</b>            病院・診療所・薬局などに対する立入検査を行うとともに、医療に関する相談窓口の充実を図り、医療に対する安全性と信頼性の確保に努めます。            関係機関や団体などと連携し、献血及び骨髄移植に対する正しい知識の普及を図るとともに、献血者と骨髄ドナー登録者の確保に努めます。</p>
(2)救急医療		<p><b>休日・夜間における充実した救急医療体制の確保を図ります</b>            休日・夜間における急病患者に対して、適切な医療サービスを提供できるように、初期から三次までの充実した救急医療体制の確保を図ります。            医師による救急隊への助言や事後検証の実施など、メディカルコントロール体制の充実と救急救命士の計画的な養成を図ります。</p>
		<p><b>家庭内外での事故予防と応急手当の習得を促進します</b>            転倒による怪我や熱中症など家庭内外での事故の予防を図ります。            AEDを用いた心肺蘇生法など応急手当に関する知識及び技術を普及し、定着を図ります。</p>
(3)災害時医療		<p><b>災害時医療救護体制の充実を図ります</b>            災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、医療関係団体などと協力し、災害時医療救護本部、救護所、後方医療機関などの機能向上を図ります。</p>
		<p><b>災害時に医療を必要とする人への支援を充実します</b>            乳幼児、高齢者、障害者などの災害時要援護者に対し、適切な医療が受けられるように医療情報の提供体制を整備します。</p>
		<p><b>被災後の時間の経過に応じた健康の維持を図ります</b>            災害直後は、医療に対するニーズが多いものの、時間の経過に伴いこころやかからだの健康に対する不安を抱える市民が増大することから、保健・医療・福祉の連携を強化し、被災者の健康の維持を図ります。</p>

区分	目標
基本方針 (1)健康危機管理	<b>関係機関との連携を強化します</b> 健康危機が発生した場合、速やかに原因を究明し、適切な健康被害の拡大防止策を講じるとともに、迅速かつ適切な医療を提供する体制の構築に向けて、神奈川県、医療機関など、健康危機に係る諸機関が連携を強化します。
	<b>感染症の発生予防、まん延の防止などに努めます</b> 市民、医療従事者などに対し、感染症に関する情報提供を積極的に行い、感染症についての意識啓発と知識の普及に努め、発生予防、まん延防止などに努めます。
	<b>H I V / エイズ・性感染症の感染防止などに努めます</b> 正しい知識の普及啓発、検査受検者の増加の促進及び感染者などの支援の充実に努めます。
	<b>薬物乱用の防止に向けた意識啓発を図ります</b> 関係機関や団体などと連携し、広く市民に対し薬物乱用の危険性について周知を図り、意識の啓発に努めます。
	<b>毒物・劇物に関する健康被害などの発生防止に努めます</b> 毒物劇物販売業者などに対して、保管管理などが適切に行われるよう監視指導を行い、毒物・劇物の盗難や紛失、漏えいなどの事故の発生防止に努めます。
	<b>試験検査、調査研究などの機能充実に努めます</b> 市民の公衆衛生の更なる向上を図るため、試験検査、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供などの充実に努めます。
(2)食品衛生	<b>食品関係営業施設などへの監視指導を徹底し、食品等事業者の自主的な衛生管理を促進します</b> 食の安全・安心を確保するため、食品関係営業施設などへの立入検査や収去検査など、監視指導を徹底するとともに、食品等事業者の食品衛生意識の向上や自主的な衛生管理の促進を図ります。
	<b>食の安全・安心に関する情報提供の充実に努めます</b> 食の安全・安心を確保するために、関係機関との連携により情報を共有し、得られた情報を迅速かつ的確に提供します。
(3)環境衛生	<b>環境衛生営業施設への定期的な監視指導を行い、事業者の自主的な衛生管理を促進します</b> 衛生水準の維持向上と利用者の安全を図るため、理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場の施設の監視・指導を徹底するとともに、事業者の自主的な衛生管理を促進します。
	<b>快適な居住環境を確保するため、情報提供に努めます</b> 専用水道、小規模水道、受水槽施設の設置者などに対し、適正な管理を指導します。また、シックハウス症候群など居住環境における健康被害を未然に防止するため情報提供に努めます。
	<b>人と動物との調和のとれた共生社会の実現を推進します</b> 動物の愛護と適正飼養の普及啓発を図ることにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を推進します。

## 6 成果指標

本計画における取り組みの推進状況を明確にし、より実効性のある計画とするため、「健康寿命の延伸」及び「主観的健康感の向上」の2つの重点指標及び12の指標を定め取り組みを推進します。

### (1) 重点指標

	指 標	現状値 平成28年度	目標値 平成33年度
1	健康寿命 <sup>1</sup> の延伸	男性 77.49 歳 女性 80.67 歳 (平成27年度)	平均寿命 <sup>2</sup> の増 加分を上回る健 康寿命の増加
2	主観的健康感 <sup>3</sup> の向上	78.0%	81%

- 1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
- 2 平均寿命：評価する時点で相模原市の値が示されていない場合は全国平均と比較する
- 3 主観的健康感：自分が健康であると感じていること

( 2 ) 指標

	指 標	現状値 平成 28 年度	目標値 平成 33 年度
1	地域などで行っている自主グループ活動やサークル活動へ参加している人の割合の増加	14.6%	21%
2	健康のために何か続けていることのある人の割合の増加	53.6%	56%
3	適正体重を維持している人の割合の増加		
	（20 歳代女性のやせの人の減少）	18.8%	15%
	（20～60 歳代男性の肥満の人の減少）	28.3%	27%
	（40～60 歳代女性の肥満の人の減少）	18.2%	14%
4	1 週間の中で家族、友人などと食事をする回数の増加	9 回	10 回
5	運動習慣 <sup>4</sup> を持つ人の割合の増加	32.2%	35%
6	たばこを吸う人の割合の減少	16.0%	13%
7	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒 <sup>5</sup> している人の割合の減少	16.8%	16%
8	40 歳代で進行した歯周病（歯周炎）がある人の割合の減少	43.6%	38%
9	睡眠による休養が十分に取れていない人の割合の減少	34.2%	28%
10	こころの健康に関する相談場所を知っている人 <sup>6</sup> の割合の増加	46.6%	49%
11	1 年間に健康診断を受けた人の割合の増加	67.0%	73%
12	かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を保有している人の割合の増加		
	（かかりつけ医）	63.3%	増加
	（かかりつけ歯科医）	65.7%	増加
	（かかりつけ薬局）	47.3%	増加

4 運動習慣：30 分以上の息のはずむ程度の運動を、週に 2 回以上すること

5 生活習慣病のリスクを高める飲酒量：1 日平均純アルコールで約 40 g（日本酒換算で約 2 合）以上

6 対象：一般市民と中高生調査の結果より

## 庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成29年 11月 1日

案件名	第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画の策定について								
所管	健康福祉	市区	保健所	部	健康増進	課	担当者	内線	
概要	本計画は、相模原市保健医療計画(第2次後期)の個別計画であり、歯科保健の分野別計画である。現計画が平成29年度をもって終了することから、平成30年度以降の次期「相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画」の策定について諮るもの。								
審議内容(論点)	第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画(案)について								
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名							
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	16日	政策調整会議	平成29年	11月	1日	
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成29年	11月	6日	
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期			報道への情報提供			資料提供
	パブリックコメント	あり	時期	平成29年12～30年1月		議会への情報提供		部会	平成29年12月
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等		なし				
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等		調整項目		調整状況		
	打合せ・会議の経過								
	月日		会議名等			内容			
	H28.2.3		関係課長会議(検討会議)			第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画の策定について			
	H28.4.28		相模原市歯科保健事業推進審議会			相模原市歯科保健実態調査について			
H29.3.3		相模原市歯科保健事業推進審議会			「第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画」について				
H29.7.14		相模原市歯科保健事業推進審議会			「第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画」について(諮問)				
H29.8.23		相模原市歯科保健事業推進審議会			「第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画」について(答申)				
H29.10.16		関係課長会議(検討会議)			第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画の策定について				
備考									
政策調整会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。			(政策会議)			
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議・事務事業調整会議】</p> <p>基本方針の指標を要介護者の定期歯科検診受診状況に変更することだが、実態調査対象は選抜された施設入所者・通所者という、ごく一部の調査対象となっている。「要介護者」とすると市内に28,000人はいるが、対象把握等どのように考えるか。</p> <p>在宅要介護者等の実態把握が重要であることは承知している。計画策定後、対象把握方法等について担当課と調整し進めていきたい。</p> <p>「補助的清掃用具を使用している障害児・者の割合」が、策定時:24.2% 今回調査時:19.4%で数値的には大分差があるようだが評価が「」となる理由は何か。</p> <p>厚生労働省「健康日本21」の評価方法と合わせて実施し、このような結果となった。</p> <p>「定期的に歯科医院を受診している障害児・者の割合」の目標値が高すぎではないか。</p> <p>今回調査で策定時に設定した目標値を達成していない指標の目標値は据え置いたものである。</p> <p>市歯科医師会より「オーラルフレイル」について意見があるが、本計画へはどのように反映しているか。</p> <p>言葉として表記はしていないが、内容的には本編で示している。「オーラルフレイル」というもの自体、まだ明確に提唱されたものではない。なお、現在、県条例の改定作業の中で議論されていると聞いている。</p> <p>【政策調整会議】</p> <p>「補助的清掃用具を使用している成人の割合」が悪化している理由は何か。</p> <p>今回の調査では調査期間中に礼状兼督促状を送ったため、関心の薄い方の状況が把握できたのが一因ではないかと推測する。</p> <p>歯科医師会より、歯科保健に関する条例制定の要望が出ているが、本計画との整合を含め、どのように対応する予定か。</p> <p>過去の審議会で、条例制定は不要との結論となったが、今年度も要望として挙げられているため、審議会の中で引き続き意見をいただく予定である。</p> <p>基本方針の取組の方向「充実した歯科医療体制を確保します」と表記を変えた理由は何か。</p> <p>歯科医療体制については補助事業などで充実が図られており、その体制を確保していくという考えを反映したものである。</p>								

## 事案の具体的な内容

### 第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画の概要

#### 計画策定の趣旨

歯・口腔の健康は、おいしい食事をとれるなどの食生活や会話を楽しむなどの社会生活に直結しており、社会的な生活の質(QOL: quality of life)を高める重要な因子である。そうした中で、国の「歯科口腔保健の推進に関する法律(以下「歯科口腔保健法」という。 )」、神奈川県「歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、相模原市保健医療計画の個別計画として位置付け、平成26年度に、「相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画」を策定し、市民・地域・行政・関係団体等と連携し、さらなる相模原市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進してきた。このたび前計画の満了に当たり、評価を実施し、新たに「第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画」を策定した。なお、基本理念・基本方針・基本目標については、歯科保健事業推進審議会の承認を得た上で継続して掲げ、取組の方向及び指標については、評価結果に基づき一部変更を行った。

#### 基本理念

「歯と口腔の健康からはじめる健康長寿 みんな豊かな生活 さがみはら」

#### 基本方針・基本目標・取組の方向

基本目標ごとに示した取組の方向を、相模原市市民歯科保健実態調査の結果を踏まえ、一部見直しをした。

#### ・基本方針 「むし歯(う蝕)予防」

基本目標: むし歯について正しい知識を持ち、適切な予防行動をとることができるようにします。

【取組の方向】 むし歯になりにくい食習慣を身に付けます。

【取組の方向】 むし歯を予防するための歯みがき習慣を身に付け、実践します。

【取組の方向】 フッ化物のむし歯を予防する効果を知り、積極的に利用します。

#### ・基本方針 「歯周病予防」

基本目標: 歯周病を予防するために正しい知識を持ち、全身の健康を維持します。

【取組の方向】 歯や口腔に関心を持ち、歯周病についての理解を深めます。

【取組の方向】 歯周病を予防するための歯みがき方法(特に、補助的清掃用具の使用)を実践します。

【取組の方向】 **全身の健康維持と歯周病予防のための生活習慣を身に付けます。**

#### ・基本方針 「障害児・者及び要介護者等の歯科保健」

##### 障害児・者

基本目標: 障害児・者の歯と口腔の健康づくりを促進します。

【取組の方向】 障害児・者が口腔疾患の早期発見・予防のため定期的に歯科医療を受けられるようにします。

【取組の方向】 障害児・者が日常的に適切な口腔ケアを行える(受けられる)ようにします。

**また、口腔機能に合わせた支援を受けられるようにします。**

##### 要介護者等

基本目標: 要介護者等の歯の喪失や口腔機能低下を予防し、

食べる機能や話す機能などを長く維持できるようにします。

【取組の方向】 要介護者等が口腔疾患の早期発見・予防のため定期的に歯科医療を受けられるようにします。

【取組の方向】 要介護者等及び介助を必要としない高齢者が日常的に適切な口腔ケアを行える(受けられる)ようにします。

#### ・基本方針 「歯科医療体制の充実(かかりつけ歯科医機能の定着等)」

基本目標: 歯と口腔の健康づくりを支援する環境を整備します。

【取組の方向】 かかりつけ歯科医について理解を深め、定期的に歯科医療機関を受診します。

【取組の方向】 **充実した**歯科医療体制(平常時・救急及び災害時)を**確保**します。

#### 成果指標

本計画における取り組みの推進状況を明確にし、より実効性のある計画とするために、歯科保健事業推進審議会の意見を踏まえ、現行の基本方針の指標を一部見直しを行った。

成果指標は基本方針別に総数25(現計画:26)の指標を定め、取組を推進する。

#### 計画期間

「相模原市保健医療計画(第2次後期)」と整合を図り、計画期間を平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

国の「健康日本21(第2次)」及び神奈川県「かながわ健康プラン21(第2次)」の計画期間は、

平成25年度から平成34年度までの10年間。

#### 今後の予定

29年10月～11月 庁議(計画案)

12月～30年1月 市議会民生部会・パブリックコメント実施

30年3月 計画策定

**第2次  
相模原市  
歯と口腔の健康づくり  
推進計画(案)**



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> . . . . .	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 . . . . .	1
2 計画の位置付け . . . . .	2
3 計画の期間 . . . . .	2
4 計画の進行管理 . . . . .	3
5 目標達成の評価 . . . . .	3
<b>第2章 計画の基本理念と方針</b> . . . . .	<b>4</b>
1 基本理念 . . . . .	4
2 基本方針 . . . . .	4
3 計画の体系 . . . . .	6
<b>第3章 基本方針ごとの目標及び取り組み</b> . . . . .	<b>7</b>
1 基本方針 むし歯(う蝕)予防 . . . . .	7
(1) 現状と課題 . . . . .	7
(2) 取り組みの方向 . . . . .	16
【取り組みの方向】	
むし歯になりにくい食習慣を身に付けます . . . . .	16
【取り組みの方向】	
むし歯を予防するための歯みがき習慣を身に付け、実践します . . . . .	16
【取り組みの方向】	
フッ化物のむし歯を予防する効果を知り、積極的に利用します . . . . .	18
(3) 主な取り組み事業 . . . . .	20
(4) 成果指標 . . . . .	21
2 基本方針 歯周病予防 . . . . .	22
(1) 現状と課題 . . . . .	22
(2) 取り組みの方向 . . . . .	29
【取り組みの方向】	
歯や口腔に関心を持ち、歯周病についての理解を深めます . . . . .	29
【取り組みの方向】	
歯周病を予防するための歯みがき方法(特に、補助的清掃用具の使用)を 実践します . . . . .	30

【取り組みの方向】	
全身の健康維持と歯周病予防のための生活習慣を身に付けます	31
(3) 主な取り組み事業	35
(4) 成果指標	36
3 基本方針 障害児・者及び要介護者等の歯科保健	37
3 - 1 障害児・者の歯科保健医療の推進	37
(1) 現状と課題	37
(2) 取り組みの方向	44
【取り組みの方向】	
障害児・者が口腔疾患の早期発見・予防のため定期的に歯科医療を 受けられるようにします	44
【取り組みの方向】	
障害児・者が日常的に適切な口腔ケアを行える(受けられる)ようにします また、口腔機能に合わせた支援を受けられるようにします	45
(3) 主な取り組み事業	46
(4) 成果指標	46
3 - 2 要介護者等の歯科保健医療の推進	47
(1) 現状と課題	47
(2) 取り組みの方向	53
【取り組みの方向】	
要介護者等が口腔疾患の早期発見・予防のため定期的に歯科医療を 受けられるようにします	54
【取り組みの方向】	
要介護者等及び介助を必要としない高齢者が日常的に適切な口腔ケアを 行える(受けられる)ようにします	54
(3) 主な取り組み事業	55
(4) 成果指標	55
4 基本方針 歯科医療体制の充実(かかりつけ歯科医機能の定着等)	56
(1) 現状と課題	56
(2) 取り組みの方向	65
【取り組みの方向】	
かかりつけ歯科医について理解を深め、定期的に歯科医療機関を 受診します	65
【取り組みの方向】	
充実した歯科医療体制(平常時・救急及び災害時)を確保します	67
(3) 主な取り組み事業	69

(4) 成果指標	69
5 基本方針別 成果指標一覧	70
6 相模原市歯科保健医療関連事業と目標との関連一覧	71

## **第4章 第1次計画の評価** . . . . . **77**

## **第5章 資料** . . . . . **83**

1 相模原市の歯科保健医療を取り巻く現状	83
2 計画の策定	90
(1) 策定体制	
(2) 策定の経過	
(3) 相模原市歯科保健事業推進審議会規則	
(4) 相模原市歯科保健事業推進審議会 委員名簿	
(5) 相模原市市民歯科保健実態調査の概要	
(6) パブリックコメントの実施結果	
(7) 用語解説	
(8) 相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定諮問書	
(9) 相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定答申書	



# 第1章

## 計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

歯・口腔の健康は、おいしい食事をとれるなどの食生活や会話を楽しむなどの日常生活に直結しており、社会的な生活の質(QOL: quality of life)を高める重要な要因となっています。また、生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な意味も持っています。

いつまでも元気で自分らしく暮らし、「歯と口腔の健康づくり」を通じていきいきと元気に生活するためには、市民・地域・関係団体・行政がそれぞれ「できること」に取り組んでいくことが大切です。

市民一人ひとりが自らの意思で行動する役割と地域・行政・関係団体等がそれを支援する役割を明確にし、乳幼児期から高齢期までのライフステージを通じて継続的に歯と口腔の健康づくりを推進するため、積極的に「できること」を実践していく必要があります。

相模原市の歯科保健については、平成12年に行った「さがみはら健康都市宣言」を基本理念として、平成14年3月に策定した相模原市保健医療計画(『みんな元気「さがみはら健康プラン21」』)の中で、国の「健康日本21(第2次)」で提唱されている「80歳で20本以上の歯を残そう」という「8020(ハチマルニイマル)運動」に鑑み、乳幼児期から高齢期を通じて積極的に歯の健康を守ることができるよう「う蝕(むし歯)予防」「歯周病予防」「かかりつけ歯科医機能の定着」に視点を置き、目標を定め、歯科保健の推進を図ってまいりました。

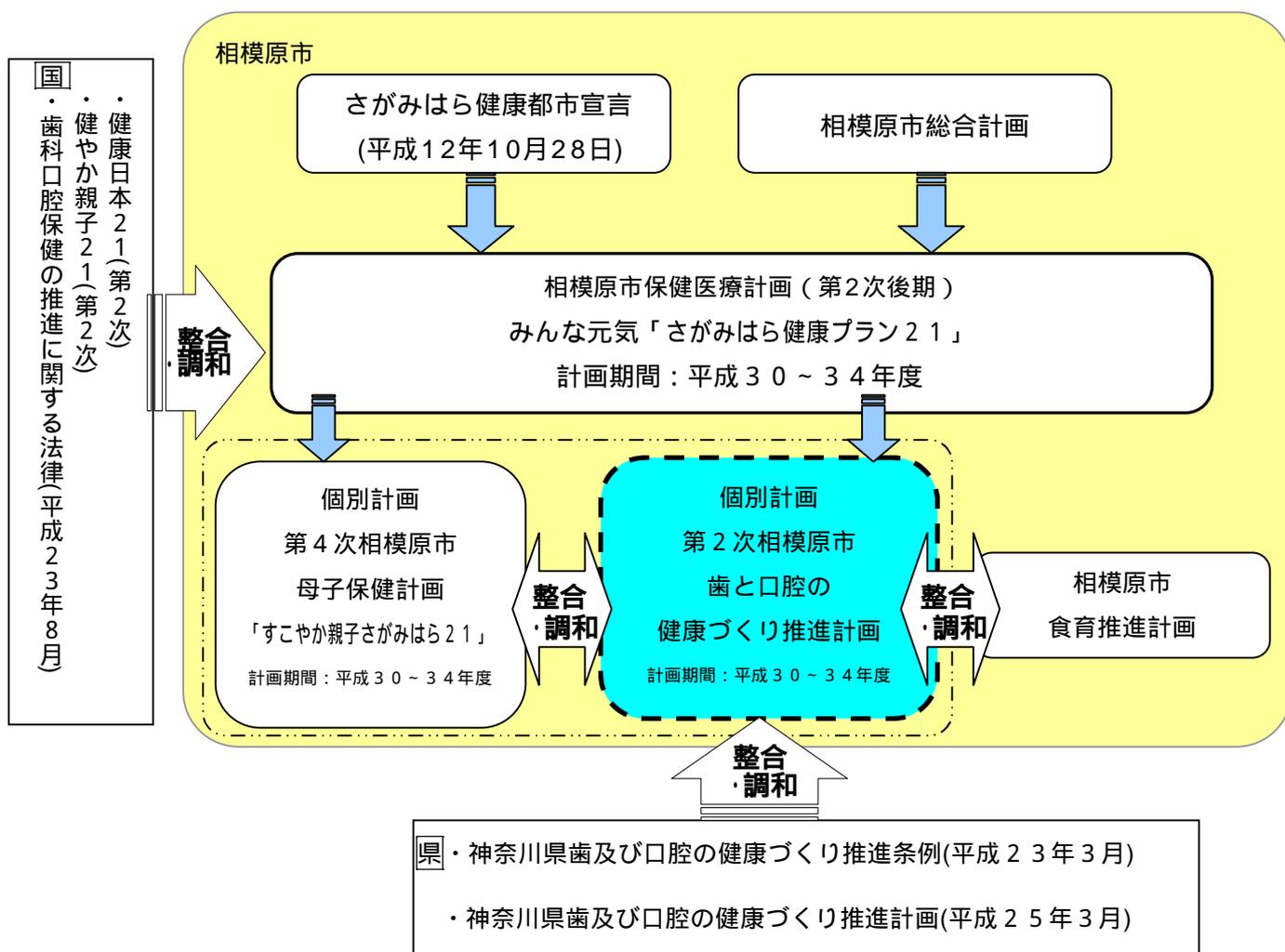
さらに、歯科口腔保健の推進に関する法律(以下「歯科口腔保健法」という。)及び神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例の規定を踏まえ、相模原市保健医療計画の個別計画として、平成26年3月に、『相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画』を策定し、市民・地域・行政・関係団体等と連携し、更なる相模原市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進してまいりました。

この度『相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画』の期間満了にあたり、評価を実施し、新たに『第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画』を策定いたしました。今後は、本計画に基づき、相模原市民の皆様のための歯科口腔保健施策の総合的な推進を図ってまいります。

## 2 計画の位置付け

「歯科口腔保健法」は、国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する施策を総合的に推進するために制定されました。

そのため、本計画は、「相模原市保健医療計画」の個別計画であるとともに、「歯科口腔保健法」の基本理念・基本的事項を踏まえた計画として策定するものとします。



## 3 計画の期間

本計画は、相模原市保健医療計画における歯科保健分野の個別計画として、平成30年度から34年度までの5年を計画期間とします。

## 4 計画の進行管理

計画の確実な推進のため、全庁的な体制で着実に施策の展開をするとともに、保健医療関係機関や学識経験者等で構成する相模原市歯科保健事業推進審議会において進行管理を行います。

## 5 目標達成の評価

第3章に掲載する成果指標について、計画期間の満了に合わせてアンケート調査を実施し、目標達成度を評価します。



# 第2章

## 計画の基本理念と方針



## 第2章 計画の基本理念と方針

### 1 基本理念

歯と口腔の健康からはじめる健康長寿

みんな豊かな生活

さがみはら

### 2 基本方針

この計画の取り組みを進めるにあたっては、「健康寿命の延伸」・「健康格差の縮小」のために、国の動向や市の現状を踏まえ、市民・地域・行政・関係団体等がそれぞれに取り組むことを明確化し、目標を共有して連携し、実践していくことを目指して、次の4つの柱を基本方針とします。

#### 基本方針 むし歯(う蝕)予防

本市の乳幼児・児童のう蝕有病者率(むし歯(処置歯を含む。)がある人の割合)等は、年々減少傾向にはありますが、神奈川県平均と比較するといまだ高い数値となっており、年齢・学年が上がるとともに増加傾向にあります。また、成人期で治療していないむし歯がある人は2割弱となっており、年齢別にみると50歳代が最も多くなっています。こうした状況を踏まえて、乳幼児・学童期を中心に、成人・高齢期まで各ライフステージのむし歯予防の推進に取り組みます。

#### 基本方針 歯周病予防

平成28年度のお口の健康診査の結果によると、本市では、成人(40～80歳)の約5割が進行した歯周病(歯周炎)になっており、平成24年度から大きく改善されていないことが分かっています。歯周病は、全身疾患に大きな影響を与えるとされており、市民の健康を口腔からサポートするために、歯周病予防の推進に取り組みます。

**基本方針****障害児・者及び要介護者等の歯科保健**

障害児・者や要介護者等は、自分自身で口腔ケアを行うことや定期的な歯科医療機関への受診が難しい場合があり、口腔内に問題が起こりやすくなります。そのため、障害児・者及び要介護者等が口腔の健康を維持して質の高い生活を送れるよう、医療体制の整備や適切な口腔ケア(歯みがきや必要に応じた口腔機能訓練)の推進など、障害児・者及び要介護者等の歯科保健の充実に向けて取り組みます。

また、介助を必要としない高齢者に対する介護予防のための口腔ケアの普及についても、併せて取り組みます。

**基本方針****歯科医療体制の充実(かかりつけ歯科医機能の定着等)**

歯科疾患は自覚症状が少なく、自覚したときには重症化していることが多い疾患であり、二次予防の観点からも、かかりつけ歯科医機能の定着が必要です。また、市民が治療だけでなく自分の口腔内状況を正しく把握できるよう、定期的に受診することが重要です。本市では、定期的に健康管理を受けている人(治療以外で定期的な受診をしている人)の割合は、約4割となっており、まだまだ少ない状況にあります。こうした状況を踏まえ、かかりつけ歯科医機能の充実に向けて取り組みます。

また、緊急時や災害時における関係機関等と連携した、充実した医療体制の確保についても、併せて取り組みます。

### 3 計画の体系





# 第3章

## 基本方針ごとの 目標及び取り組み

第3章に掲載の図表統計資料については、記載のあるものを除き、平成28年度相模原市市民歯科保健実態調査アンケートの結果です。



# 第3章 基本方針ごとの目標及び取り組み

## 1 基本方針 むし歯(う蝕)予防

基本  
目標

むし歯について正しい知識を持ち、  
適切な予防行動をとることができるようにします

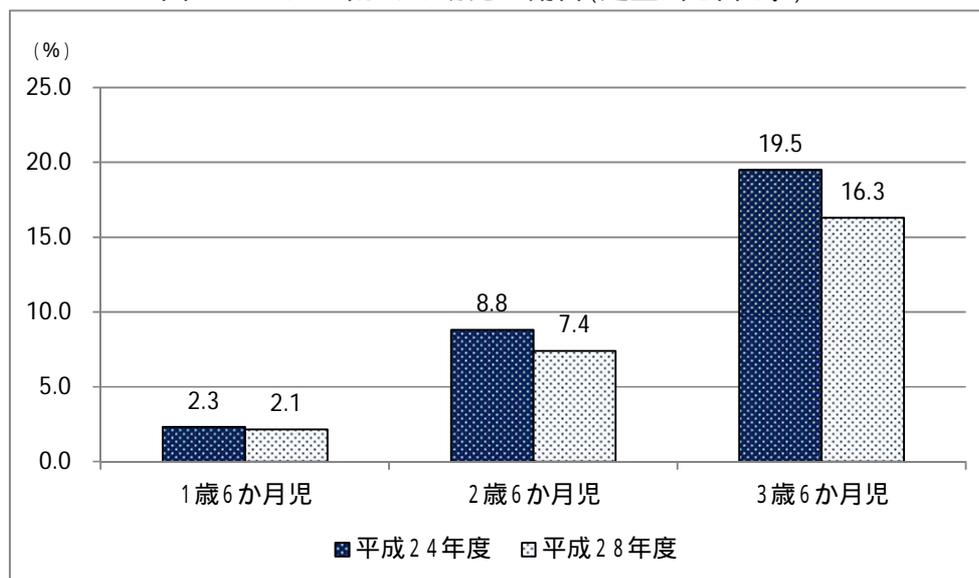
### (1) 現状と課題

#### ア むし歯の状況

乳幼児期では、3歳6か月児において、全市的にはむし歯のない子どもは8割を超えていますが、地域別に見ると、7割を切っている地域もみられます。学齢期においては、むし歯(処置歯を含む。)がある子どもは、全体的に減少傾向にありますが、学年が上がるにつれ増加傾向にあり、中学生になると急増しています。

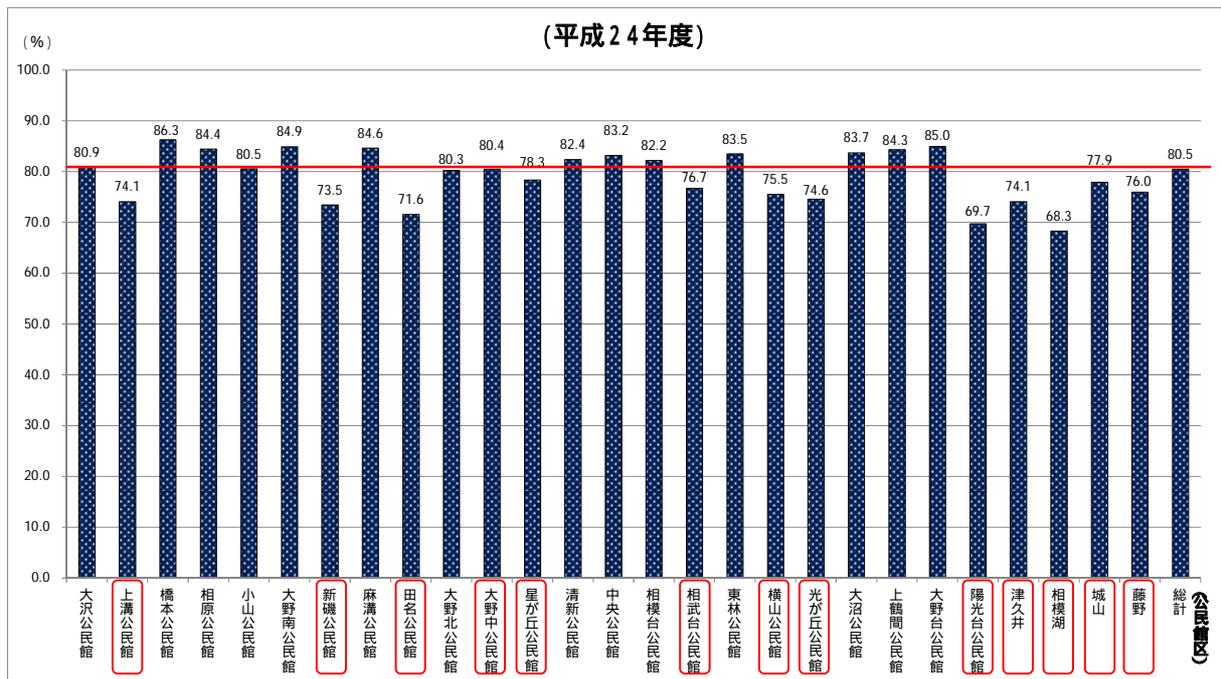
また、成人(40～80歳)で治療していないむし歯がある人は、平成24年度より微減したものの、依然3割以上となっています。むし歯を放置すると歯を喪失してしまうこともあります。生涯にわたって自分の歯を維持するためにも、治療が必要となった時には早期にかかりつけ歯科医を受診することが必要です。

図 1 むし歯がある幼児の割合(処置歯を含む。)

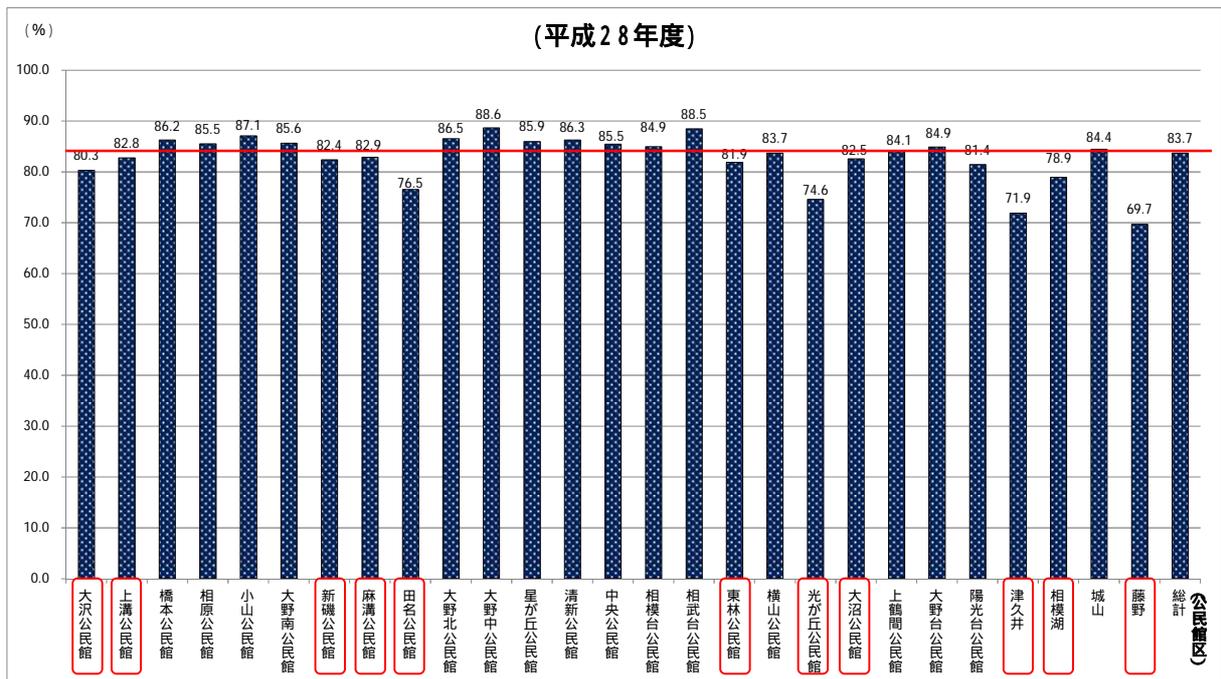


相模原市幼児歯科健康診査

図 2 むし歯のない児の割合

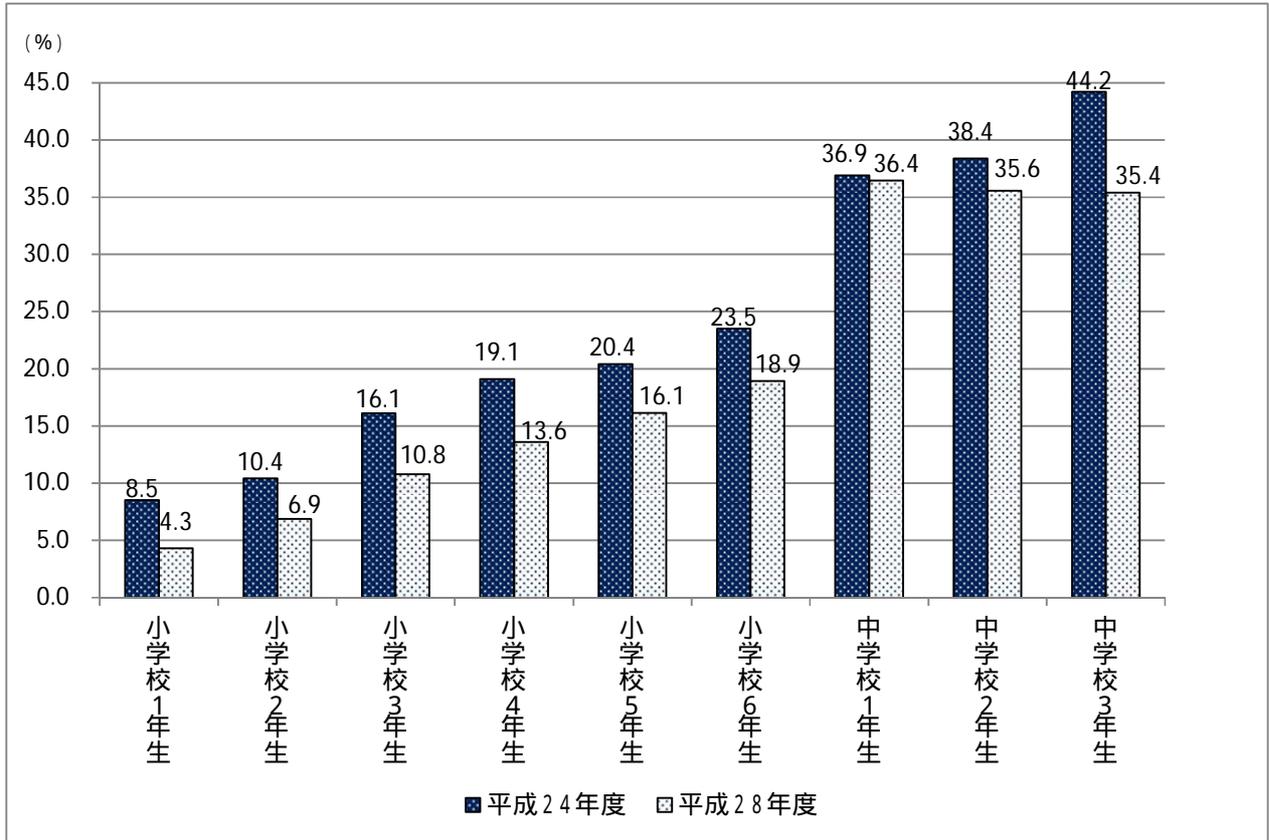


相模原市幼児歯科健康診査(3歳6か月児)



相模原市幼児歯科健康診査(3歳6か月児)

図 3 むし歯がある小・中学生の割合 ( 永久歯のみ 処置歯を含む)

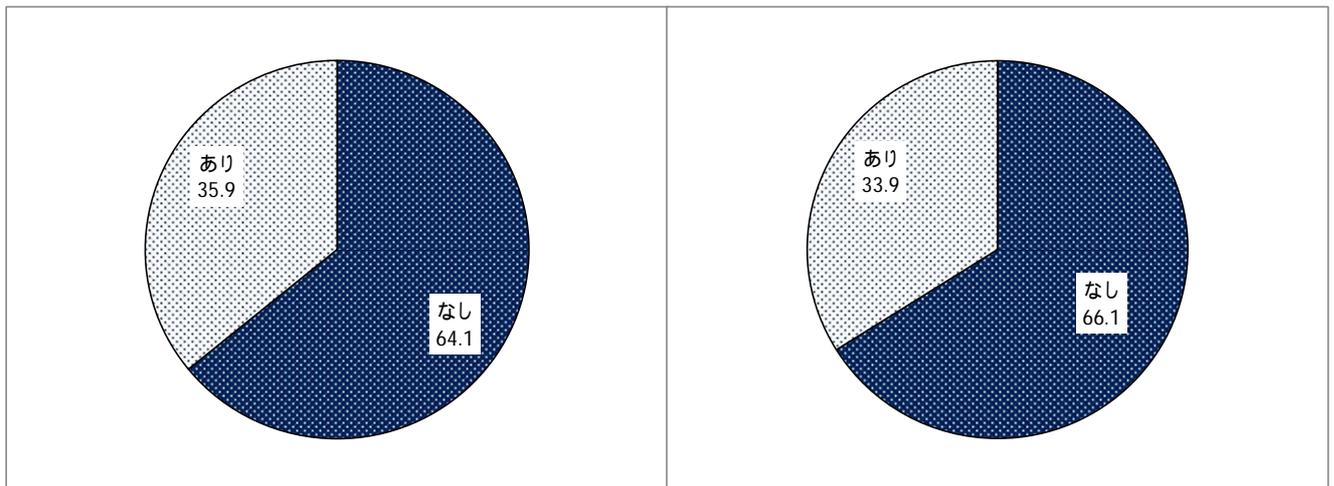


学校保健統計

図 -4 治療していないむし歯がある人の割合 (成人:40歳~80歳)

平成24年度

平成28年度



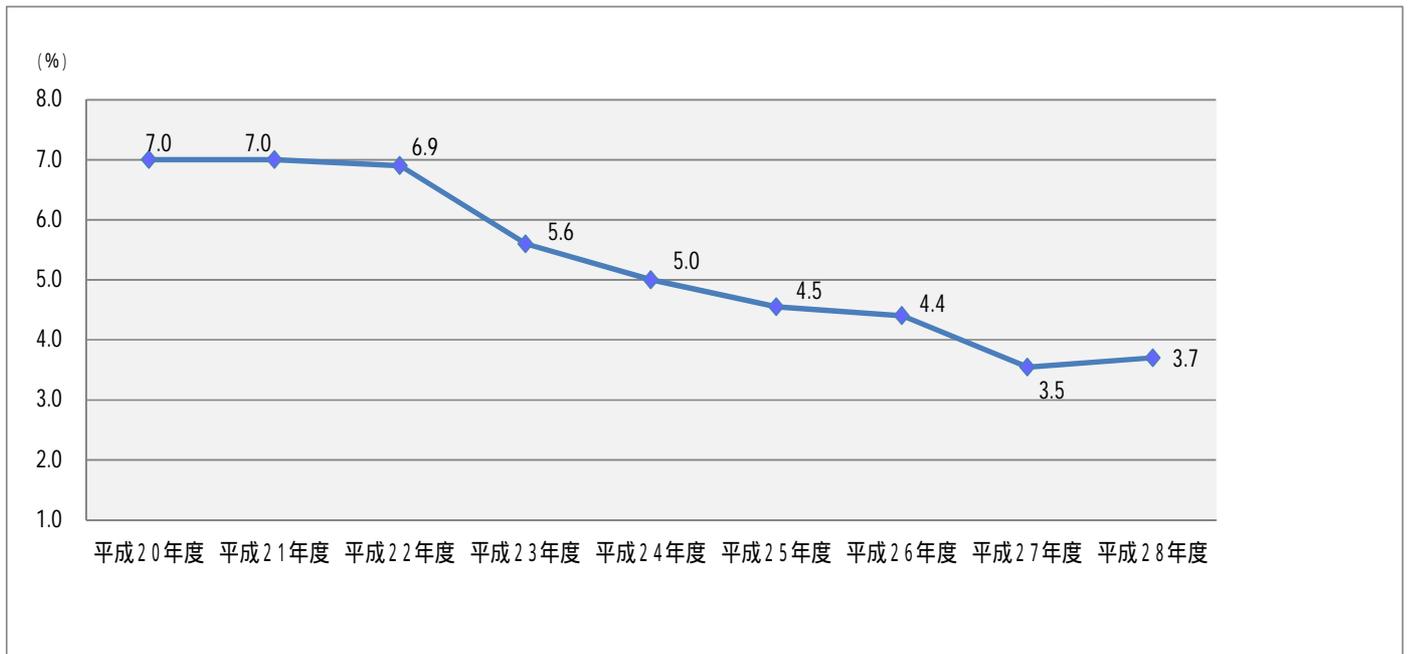
平成24年度は、40歳~74歳

お口の健康診査

## イ う蝕有病者率<sup>しよく</sup>

本市の幼児のう蝕有病者率(むし歯がある人の割合)は、平成24年度と比較すると減少しており改善がみられます。また、むし歯のある3歳6か月児のうち治療していないむし歯が4本以上ある幼児についても、4年間で1.3%減少しています。

図 5 治療していないむし歯が4本以上ある幼児の割合(3歳6か月児)



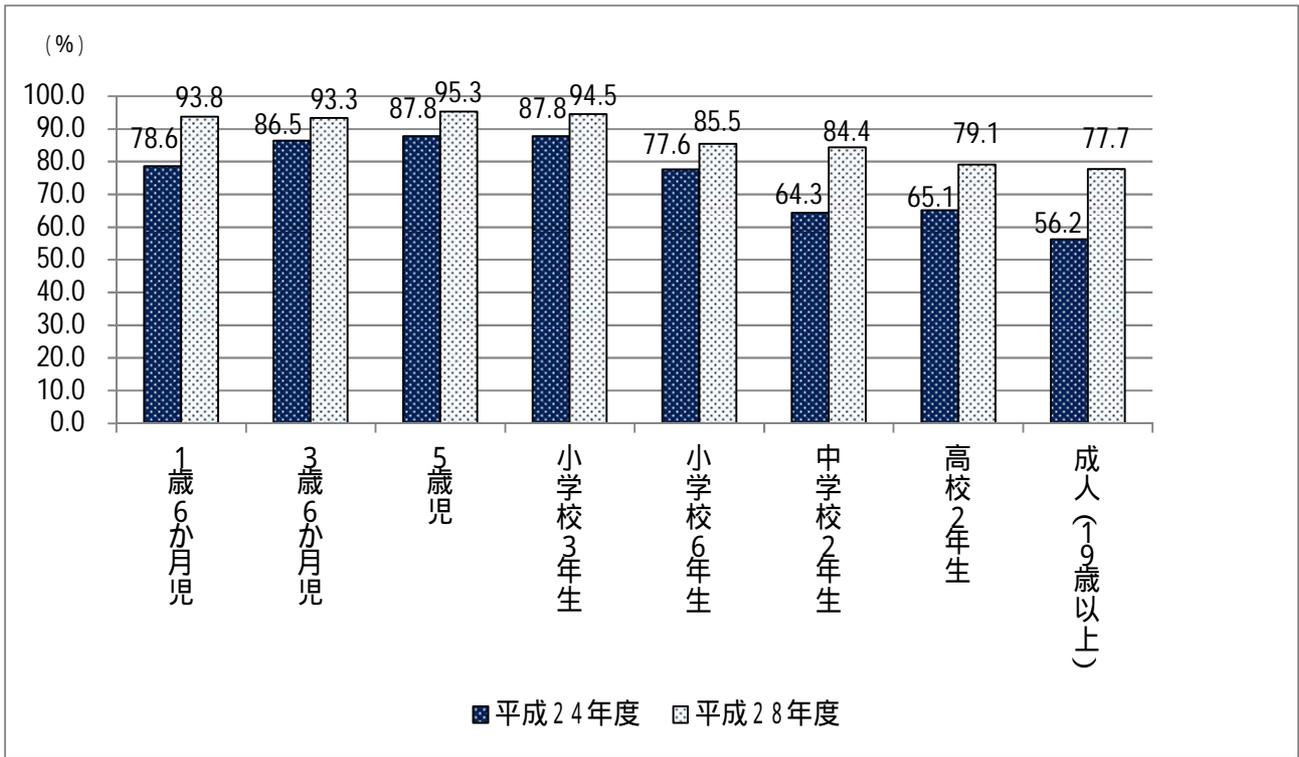
相模原市幼児歯科健康診査(3歳6か月児)

## ウ 間食

全世代において間食の種類は菓子類が最も多く、近年の多食化や生活環境の変化の影響が、間食として菓子類を食べる人の割合も大幅に増加しています。一方、チョコレートやアメといったむし歯になりやすい菓子類を週3回以上の高頻度で摂取している人の割合は、全世代を通して大幅に減少しています。

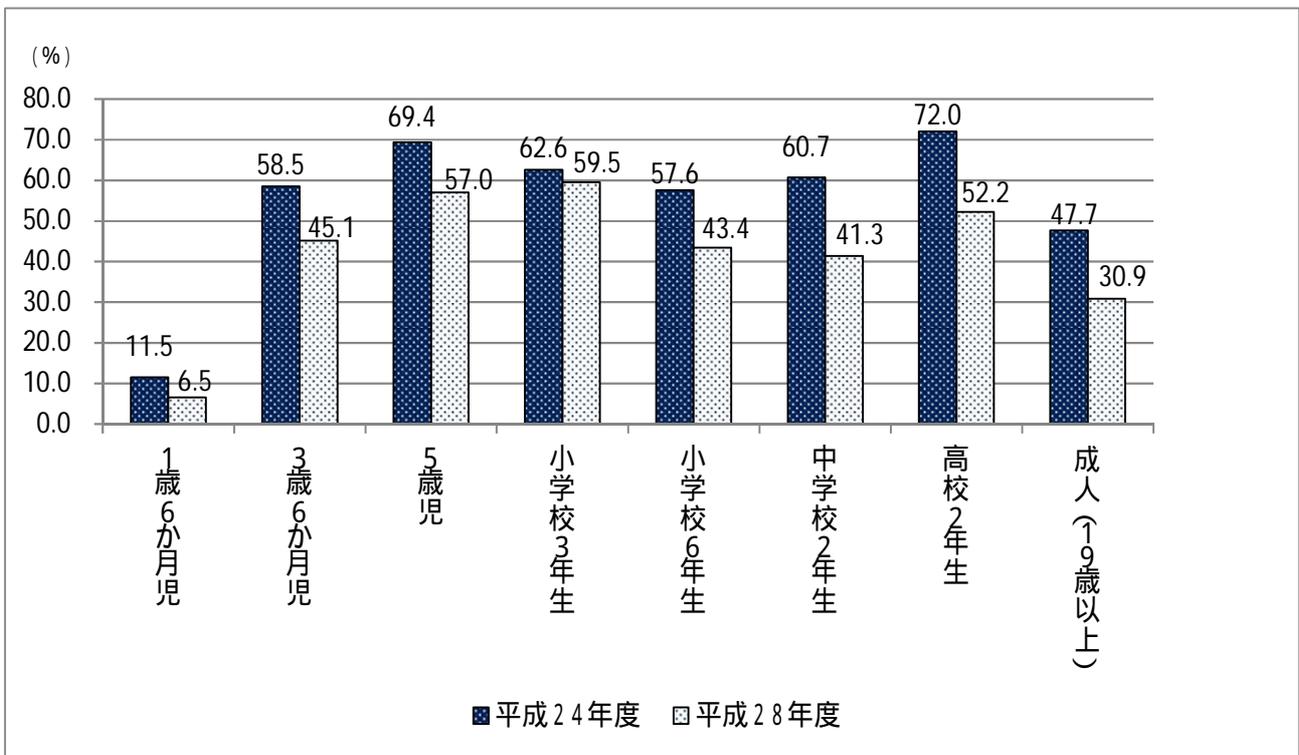
むし歯を予防するため、全世代を通じてむし歯になりやすい食品や飲料の理解を深め、食べる量や時間、食べ方などを工夫できるようにすることが大切です。

図 -6 間食が菓子類の人の割合



印は保護者回答

図 7 間食が菓子類の人のうちチョコレートやアメ類を週3回以上食べている人の割合

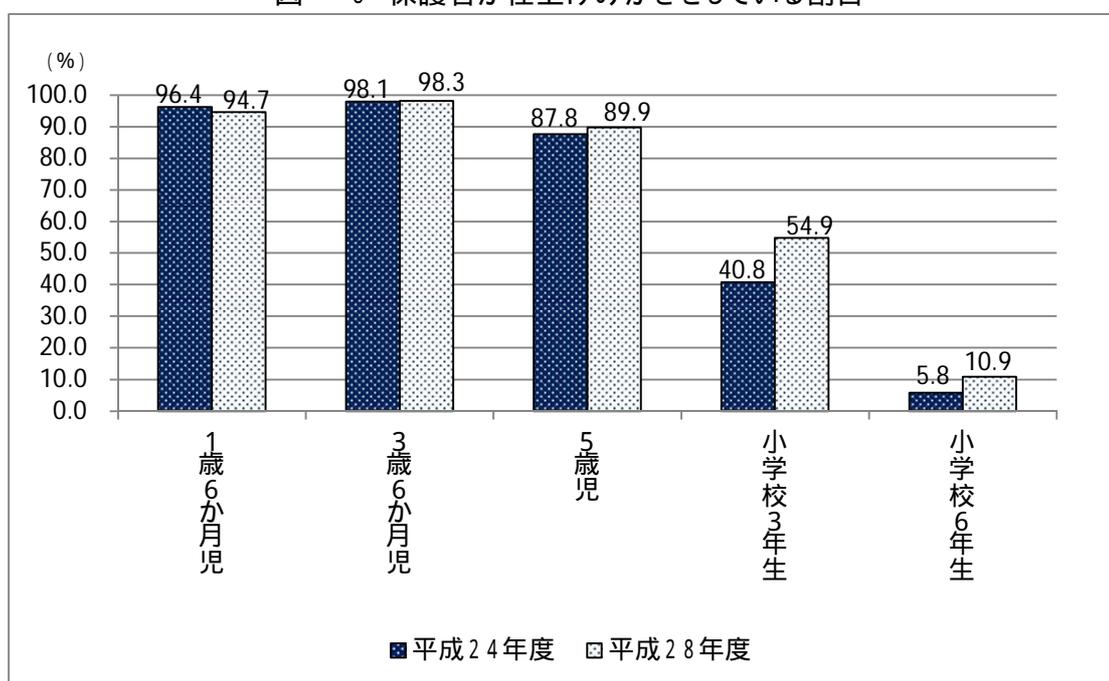


印は保護者回答

## エ 仕上げみがき

子どもは歯みがき技術が十分ではないため、小学校高学年になるまでは保護者による仕上げみがきが必要です。仕上げみがきをしている5歳児の保護者は約9割であるのに対し、小学校低学年の保護者では約半数と大幅に下がっているものの、平成24年度と比較すると増加しています。また、少数ではあるものの、5歳以下の年齢で仕上げみがきをしていない保護者がいることから、保護者による仕上げみがきが必要であることについて、保護者の理解が行き届いていない可能性が考えられます。

図 8 保護者が仕上げみがきをしている割合

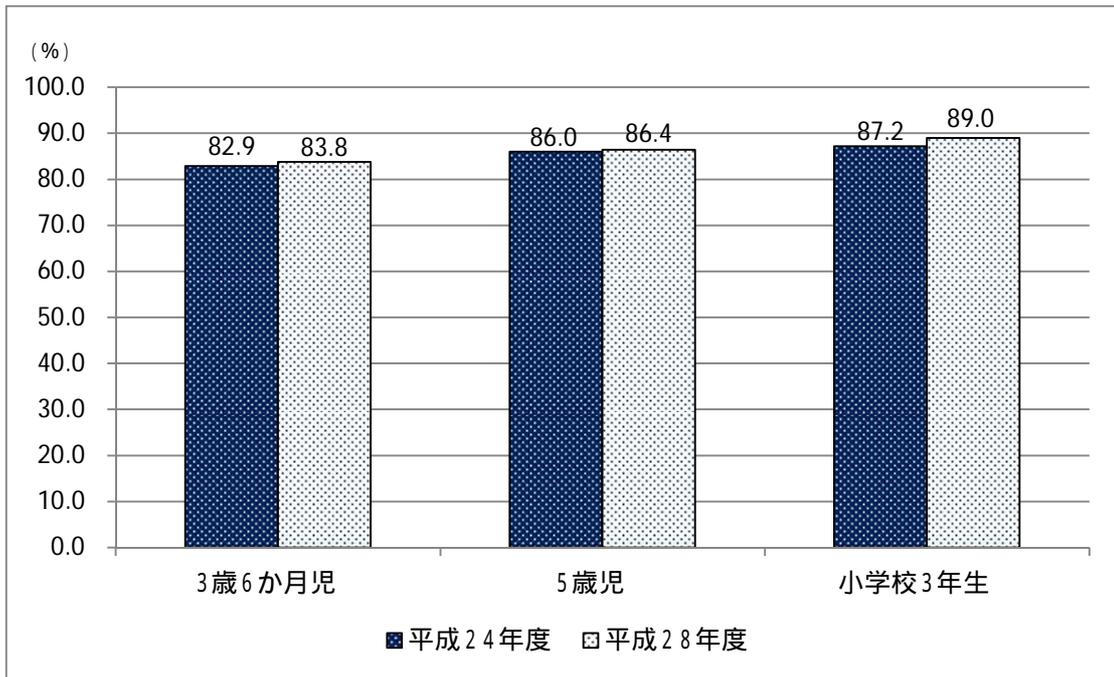


印は保護者回答

## オ 歯みがき習慣

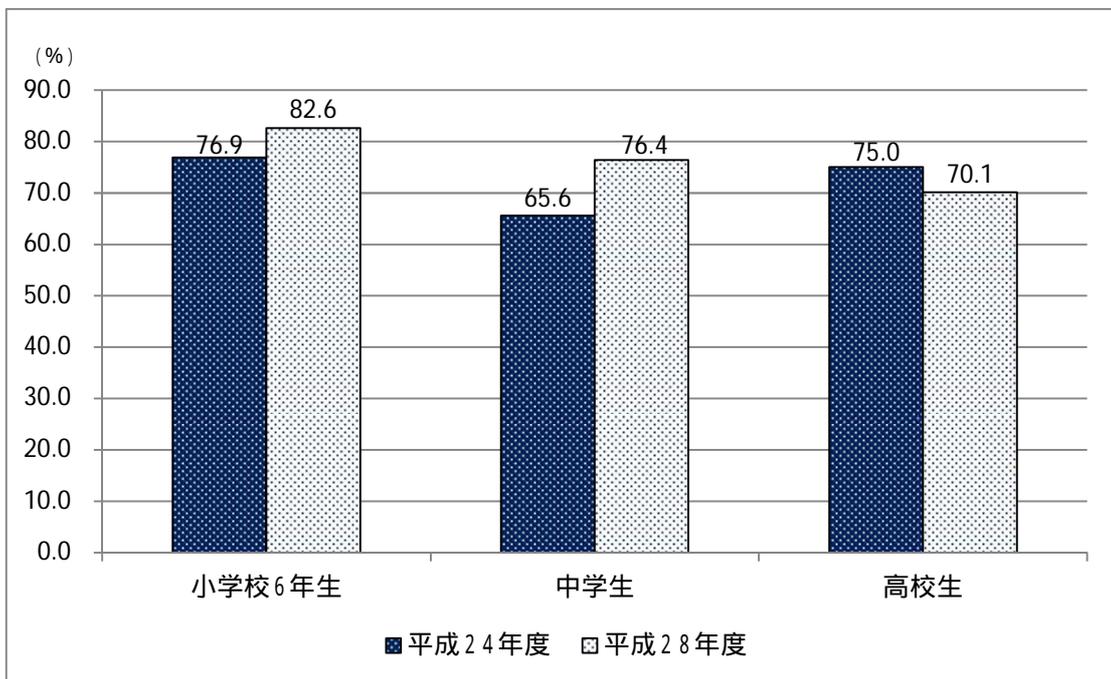
歯みがきの必要性については、保護者から子どもへ伝えることが重要です。子どもへ歯みがき方法を伝えたことがある保護者は9割弱となっているのに対し、保護者から教えてもらったことがあると答えた子どもは7割程度と差があります。保護者は子どもに対して歯みがき方法を伝えているものの、子どもへは十分に伝わっていないことが伺えます。子どもに正しい歯みがき方法が伝えられるよう、保護者自身が正しい歯みがき習慣を身に付けることが大切です。

図 -9 歯みがき方法を子どもに伝えている保護者の割合



印は保護者回答

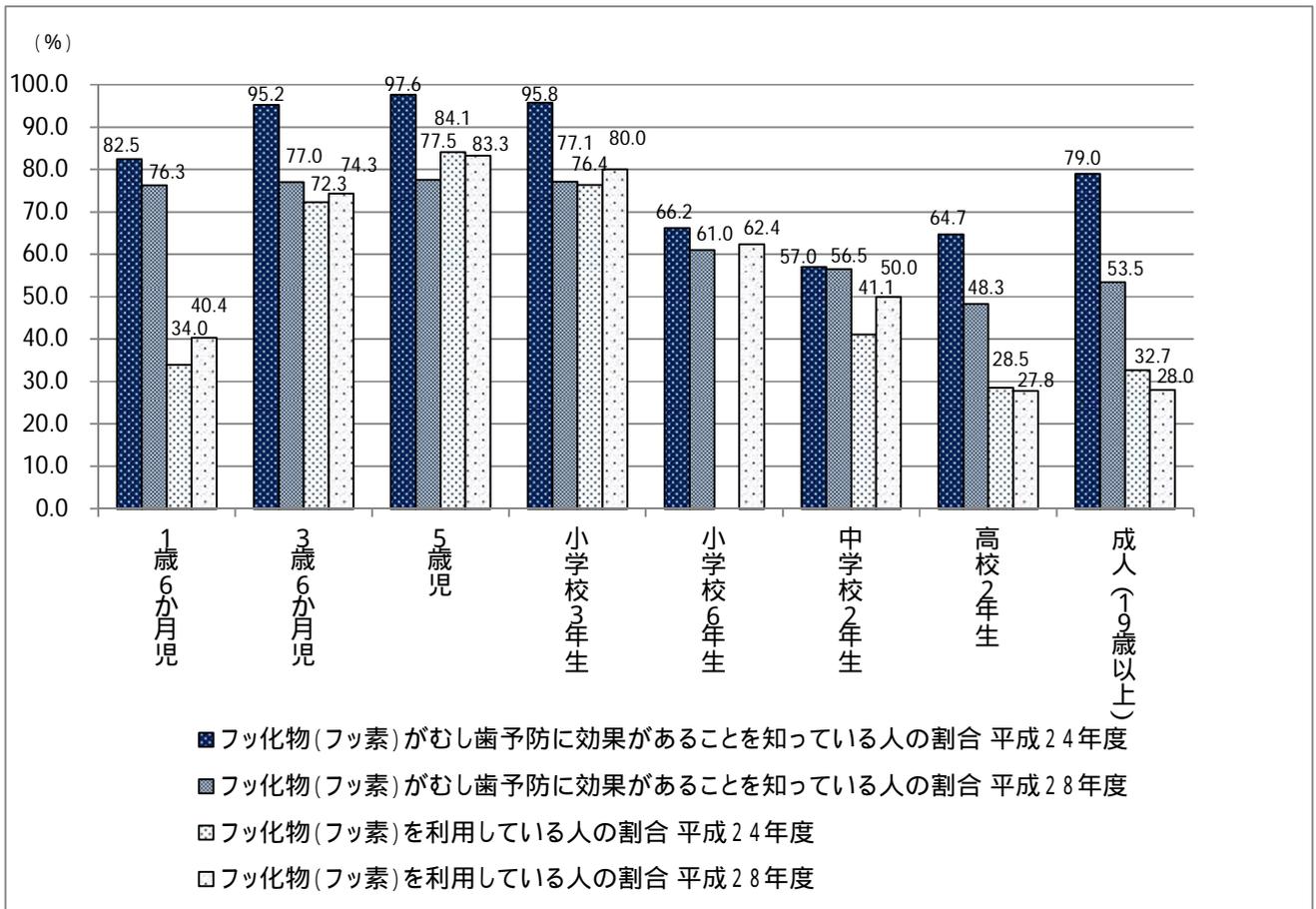
図 -10 歯みがき方法を保護者に教えてもらったと自覚している子どもの割合



## カ フッ化物の利用

フッ化物には、むし歯を予防する効果があります。このフッ化物の効果を知っている人の割合に対して、フッ化物を利用している人の割合は全世代において低く、特に中学生以降のフッ化物の利用率が低くなっています。引き続き、フッ化物利用の必要性とともに、フッ化物利用方法等についても広く普及啓発することが重要です。

図 -11 フッ化物(フッ素)について



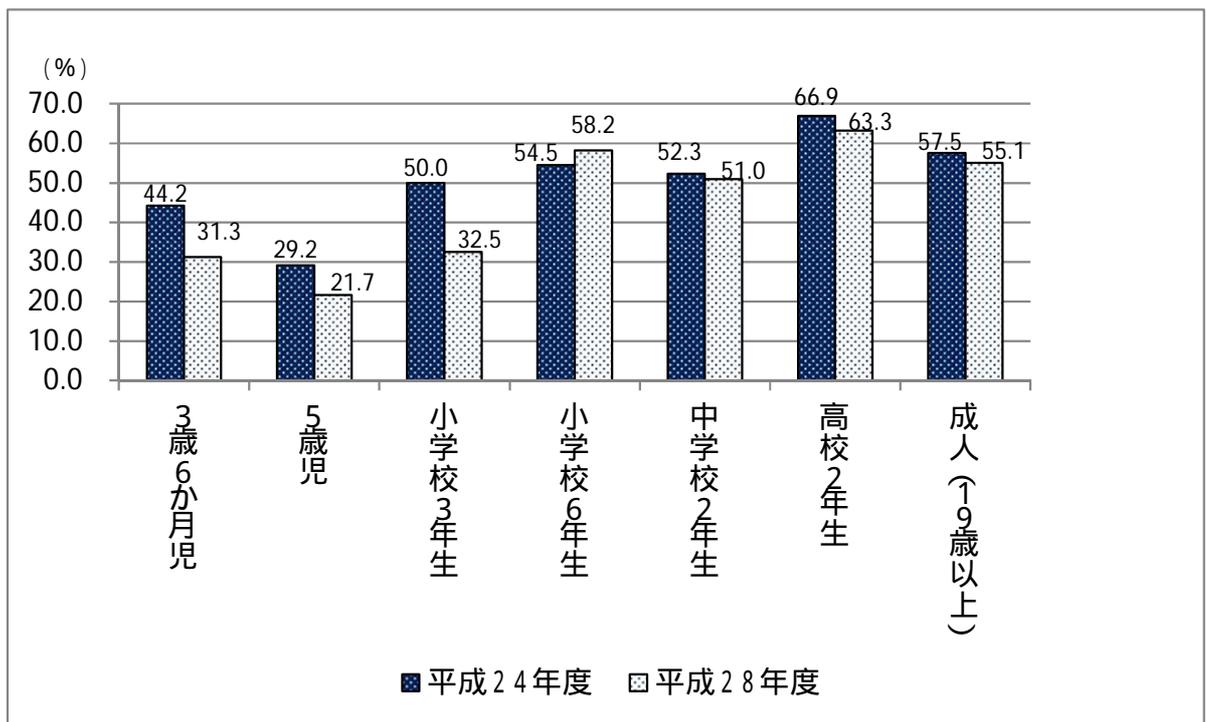
印は保護者回答

(注) 小学校6年生のフッ素の利用状況は、平成24年度データなし

## キ むし歯に対する意識

むし歯があると自覚しているにもかかわらず、保護者や本人の都合で受診しない人は、幼児期では減少しているものの、小学生になると急増し、それ以降全世代で多くなっています。むし歯の進行度の確認や治療の必要性については、自己判断せずにかかりつけ歯科医を受診するよう普及啓発することが必要です。

図 -12 むし歯があることを自覚しているのに受診していない人の割合



印は保護者回答

## (2) 取り組みの方向

むし歯を予防するためには、適切な食習慣や歯みがき習慣など、歯と口腔について正しい知識の普及啓発に取り組むことが大切です。特に、妊娠期はライフステージの出発点であり、本人だけでなく、生まれてくる子どもの歯と口腔の健康維持につながる重要な時期であるため、妊娠期における普及啓発に重点的に取り組みます。また、むし歯予防に効果が高いフッ化物の利用について普及啓発に取り組みます。

### ア 市民自らの取り組み

#### 取り組みの方向

#### むし歯になりにくい食習慣を身に付けます

妊娠期及び胎児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠期には、つわり症状の影響により、嗜好の変化など食習慣が乱れやすいため、妊娠前よりもむし歯へのリスクが高まりやすいことへの理解を深めます。</li> <li>・ 妊娠を機に今までの習慣を見直し、規則正しい食習慣・生活習慣を身に付けます。</li> </ul>
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者は、むし歯になりやすい食品や飲料を知り、食べる量や時間、食べ方などを工夫します。</li> <li>・ 保護者は、子どもの乳幼児期における間食が「菓子を摂取すること」ではなく、「補食」の役割であることについての理解を深めます。</li> <li>・ 保護者は、むし歯を予防するために、よく噛んで食べる大切であることへの理解を深めます。</li> <li>・ 保護者は、むし歯になりにくい食習慣を子どもに伝えます。</li> </ul>
学童期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者は、むし歯になりやすい食品や飲料について子どもへ伝えます。</li> <li>・ 子どもは、むし歯になりやすい食品や飲料があることへの理解を深めます。</li> <li>・ 子どもは、むし歯を予防するために、よく噛んで食べる大切であることへの理解を深め、実践します。</li> </ul>
中高生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ むし歯になりやすい食品や飲料に関心を持ちます。</li> <li>・ むし歯になりにくい食品や飲料を選び、食べる量や時間、食べ方などを工夫します。</li> <li>・ むし歯を予防するためによく噛んで食べる大切であることへの理解を深め、実践します。</li> </ul>

成人期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ むし歯になりにくい間食や食事のメニューを考えます。</li> <li>・ むし歯になりにくい食品や飲料を選び、食べる量や時間、食べ方などを工夫します。</li> <li>・ むし歯を予防するためによく噛んで食べます。</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ むし歯になりにくい間食や食事のメニューを考えます。</li> <li>・ むし歯になりにくい食品や飲料を選び、食べる量や時間、食べ方などを工夫します。</li> <li>・ 高齢期は唾液の量が減少しやすく、根面う蝕(歯の根の部分のむし歯)になりやすいことから、唾液の量を増やすためよく噛んで食べます。</li> </ul>

取り組みの方向

**むし歯を予防するための歯みがき習慣を  
身に付け、実践します**

妊娠期及び胎児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠期は、つわり症状の影響により、口腔内が汚れやすく、むし歯になるリスクが高まることを理解し、歯みがきを実践します。</li> <li>・ むし歯を予防するための歯みがき方法について理解を深めます。</li> <li>・ 乳児期では、むし歯の原因菌が、家族から子どもへ伝播することの理解を深め、子どもへの感染予防のために歯みがきを実践します。</li> <li>・ 子どもへの仕上げみがきの必要性について理解を深めます。</li> <li>・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、使用します。</li> </ul>
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者は、子どもへの仕上げみがきの必要性について理解を深め、実践します。</li> <li>・ 保護者は、子どもに日常の習慣としての歯みがきの必要性を伝えます。</li> <li>・ 保護者は、補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、使用します。</li> </ul>

学童期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者は、子どもへの学童期における仕上げみがきの必要性について理解を深め、子どもへ伝えます。</li> <li>・ 子どもは、仕上げみがきの必要性について理解を深めます。</li> <li>・ 保護者は、仕上げみがきを実践します。</li> <li>・ 保護者は、子どもに歯みがきの必要性や方法を伝え、歯みがきができているか確認します。</li> <li>・ 子どもは、むし歯を予防するために歯みがきが欠かせないものであることの理解を深めます。</li> <li>・ 子どもは、保護者に確認をしながら歯みがきを実践します。</li> <li>・ 保護者は、補助的清掃用具の必要性について理解を深め、子どもへ伝えます。</li> <li>・ 子どもは、補助的清掃用具の必要性について理解を深めます。</li> </ul>
中高生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ むし歯を予防するための歯みがきの必要性や方法について関心を持ちます。</li> <li>・ むし歯を予防するための歯みがき方法について理解を深め、実践します。</li> <li>・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、使用します。</li> <li>・ 歯みがき習慣を含めた規則正しい生活習慣を身に付けます。</li> </ul>
成人期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ むし歯を予防するために歯みがき方法について理解を深め、実践します。</li> <li>・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、使用します。</li> <li>・ 歯みがき習慣を含めた規則正しい生活習慣を維持します。</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ むし歯を予防するために歯みがき方法について理解を深め、実践します。</li> <li>・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、使用します。</li> <li>・ 根面う蝕<sup>しよく</sup>について理解を深めます。</li> </ul>

取り組みの方向

**フッ化物のむし歯を予防する効果を知り、  
積極的に利用します**

<p>妊娠期及び胎児期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フッ化物の利用がむし歯を予防するために効果的であることの理解を深めます。</li> <li>・ 妊娠期は、つわり症状の影響により、口腔内が汚れやすく、むし歯になるリスクが高まることを理解し、フッ化物を積極的に利用します。</li> </ul>
<p>乳幼児期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者は、フッ化物の利用がむし歯を予防するために効果的であることの理解を深めます。</li> <li>・ 保護者は、フッ化物の様々な利用方法について理解を深めます。</li> <li>・ 保護者は、子どもの歯の手入れにおいて、身近なフッ化物利用方法であるフッ化物配合歯磨剤を選び、適正な用法用量で利用します。</li> </ul>
<p>学童期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者は、フッ化物の利用がむし歯を予防するために効果的であることの理解を深め、子どもへ伝えます。</li> <li>・ 子どもは、フッ化物の利用がむし歯を予防するために効果的であることについて理解を深めます。</li> <li>・ 保護者は、フッ化物の様々な利用方法について理解を深め、子どもへ伝えます。</li> <li>・ 子どもは、フッ化物の様々な利用方法について理解を深めます。</li> <li>・ むし歯を予防するために、身近なフッ化物利用方法であるフッ化物配合歯磨剤を選び、適正な用法用量で利用します。</li> </ul>
<p>中高生期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フッ化物の利用がむし歯を予防するために効果的であることについて理解を深めます。</li> <li>・ フッ化物の様々な利用方法について理解を深めます。</li> </ul>
<p>成人期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ むし歯を予防するために、身近なフッ化物利用方法であるフッ化物配合歯磨剤を選び、適正な用法用量で利用します。</li> </ul>
<p>高齢期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フッ化物の利用が根面う蝕<sup>しよく</sup>を予防するために効果的であることについて理解を深めます。</li> <li>・ フッ化物の様々な利用方法について理解を深めます。</li> <li>・ むし歯を予防するために、身近なフッ化物利用方法であるフッ化物配合歯磨剤を選び、適正な用法用量で利用します。</li> </ul>

## イ 市民を支える取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ むし歯になりにくい規則正しい食習慣・生活習慣、歯みがきの必要性や適切な方法について普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ フッ化物の効果、利用方法について普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ むし歯を予防するために、地域の状況に応じて、地域の団体・機関と連携し、普及啓発に取り組みます。</li> </ul>
歯科医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ むし歯について普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ むし歯になりやすい食品や飲料の摂取の仕方や工夫の方法について、指導、普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 乳幼児期における間食が「菓子を摂取すること」ではなく、「補食」の役割であることについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 歯みがきの必要性や適切な方法について、指導、普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について、指導、普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ フッ化物の効果、利用方法について指導、普及啓発し、フッ化物応用を実施します。</li> </ul>
関係団体機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ むし歯になりやすい食品や飲料の摂取の仕方や工夫の方法について普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ むし歯を予防するために、よく噛んで食べることの大切さについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 歯みがきの必要性や実際の方法について普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 保育所・幼稚園・学校等にて昼食後の歯みがきを推進します。</li> <li>・ 保育所・幼稚園・学校等における歯科検診にて、歯みがき指導を実施します。</li> <li>・ むし歯を予防するために、地域の状況に応じて、市と連携し、普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ フッ化物の効果、利用方法について普及啓発に取り組みます。</li> </ul>

### (3) 主な取り組み事業

- ・ 妊婦歯科教室(マタニティオーラルセミナー)
- ・ 母親・父親教室(ハロー・マザークラス)
- ・ むし歯予防教室(親子で歯っぴいちゃんじ大作戦！)
- ・ 幼児歯科健康診査
- ・ 保育所・幼稚園・学校等の歯科検診
- ・ 保育所・学校等歯科指導(学校歯科巡回指導等)

- ・ 大学等歯科指導(歯っぴいスマイルプロジェクト)【新】
- ・ お口の健康診査
- ・ 国民健康保険被保険者歯科健康診査
- ・ 歯医者さんの電話相談
- ・ 歯科衛生士による歯科健康相談
- ・ 食育関連事業や職域連携事業における普及啓発
- ・ 歯と口の健康週間、いい歯の日での普及啓発
- ・ ホームページ等による普及啓発

#### (4) 成果指標

##### むし歯がある子どもの割合

3歳6か月児	平成28年度	16.3%	平成33年度	13.0%
12歳児	平成28年度	36.4%	平成33年度	33.0%

##### 多数のむし歯(未処置歯4本以上)がある3歳6か月児の割合

平成28年度 3.7%      平成33年度 3.0%

##### 治療していないむし歯がある人の割合

40歳	平成28年度	33.8%	平成33年度	29.0%
60歳	平成28年度	32.2%	平成33年度	27.0%

##### 3歳6か月児で歯科医療機関にてフッ素を利用している子どもの割合

平成28年度 41.9%      平成33年度 47.0%

##### 小学校3年生で食事の時よく噛まないで食べている子どもの割合

平成28年度 21.4%      平成33年度 18.0%

## 2 基本方針 歯周病予防

基本  
目標

歯周病を予防するために正しい知識を持ち、  
全身の健康を維持します

### (1) 現状と課題

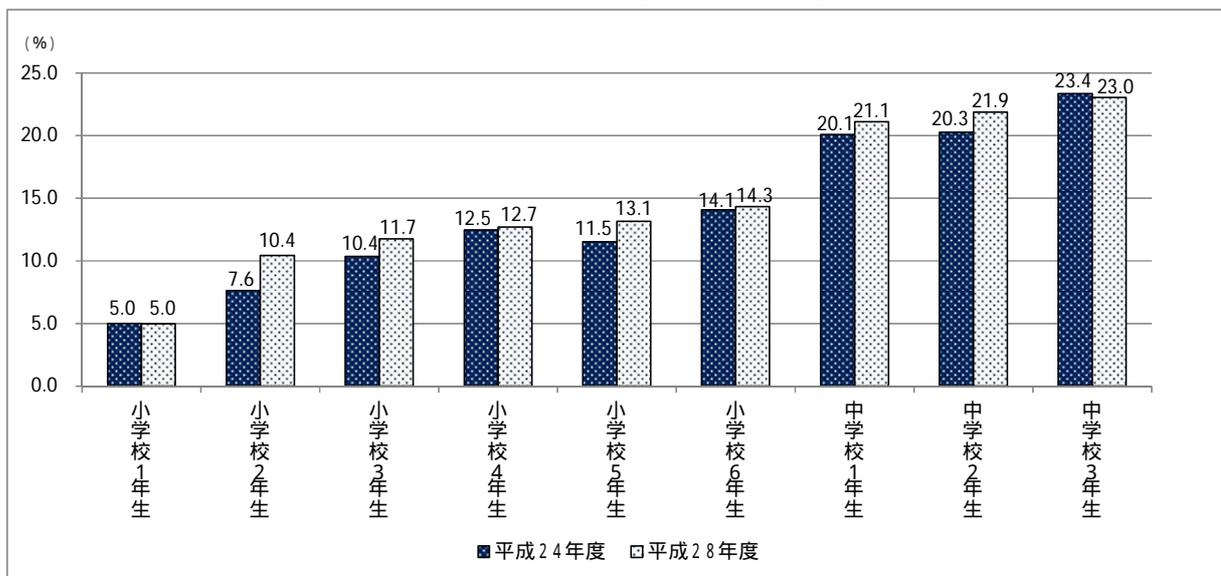
#### ア 歯周病の状況

本市の歯周病の状況を歯肉に炎症がある人の割合で見ると、平成28年度において、小学校1年生では5.0%ですが、6年生になると14.3%と3倍近く増加し、中学生になると20%台で推移しています。平成24年度と比較すると、全体として、増加傾向を示しています。

歯周病を予防するための歯みがき方法や仕上げみがきの必要性について、保護者と子どもに普及啓発していくことが重要です。

また、進行した歯周病(歯周炎)がある人は、平成28年度において、40歳代では43.6%、60歳代では48.5%と、年齢を重ねるとともに割合が高くなっておりませんが、平成24年度と比較すると、いずれの年代も減少傾向になっています。

図 1 歯肉に炎症がある小・中学生の割合



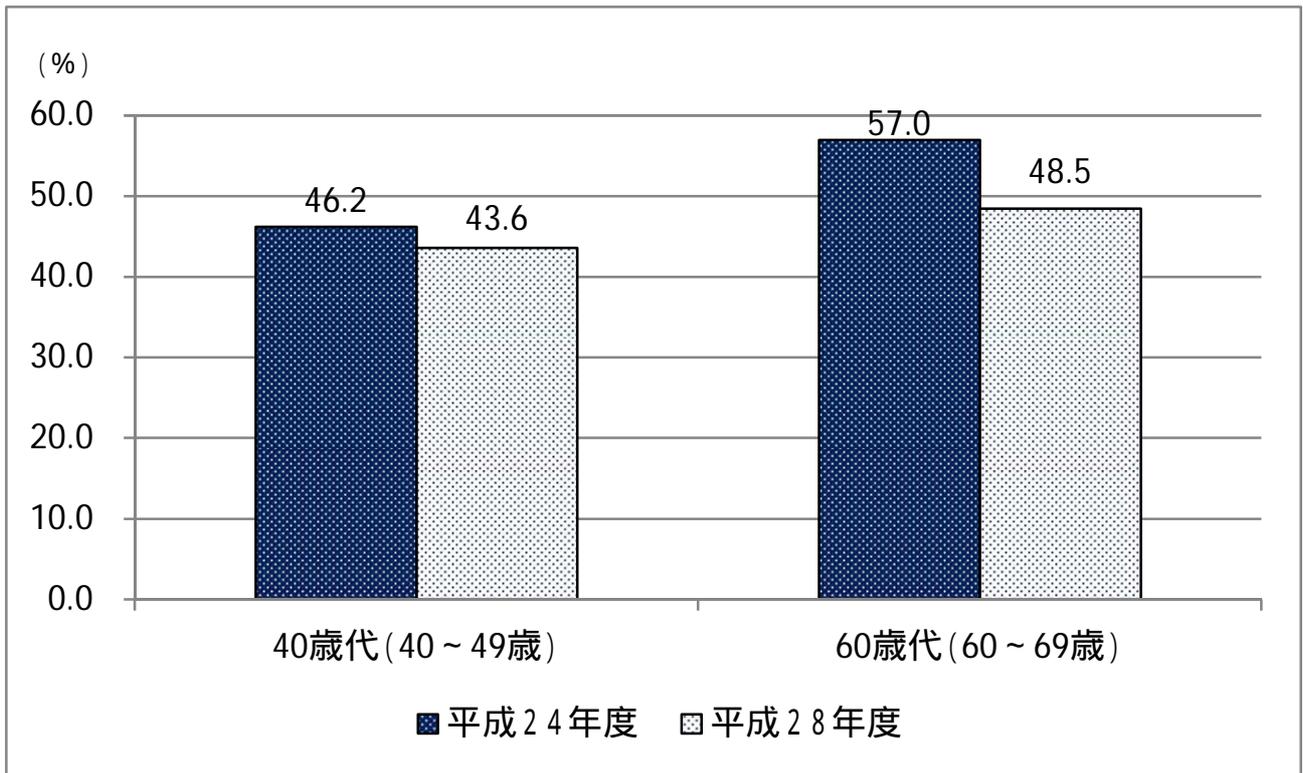
歯肉に炎症がある：歯肉の状態が「1」と「2」

学校保健統計

「1」= 定期的観察が必要

「2」= 専門医による診断が必要

図 2 進行した歯周病(歯周炎)がある人の割合



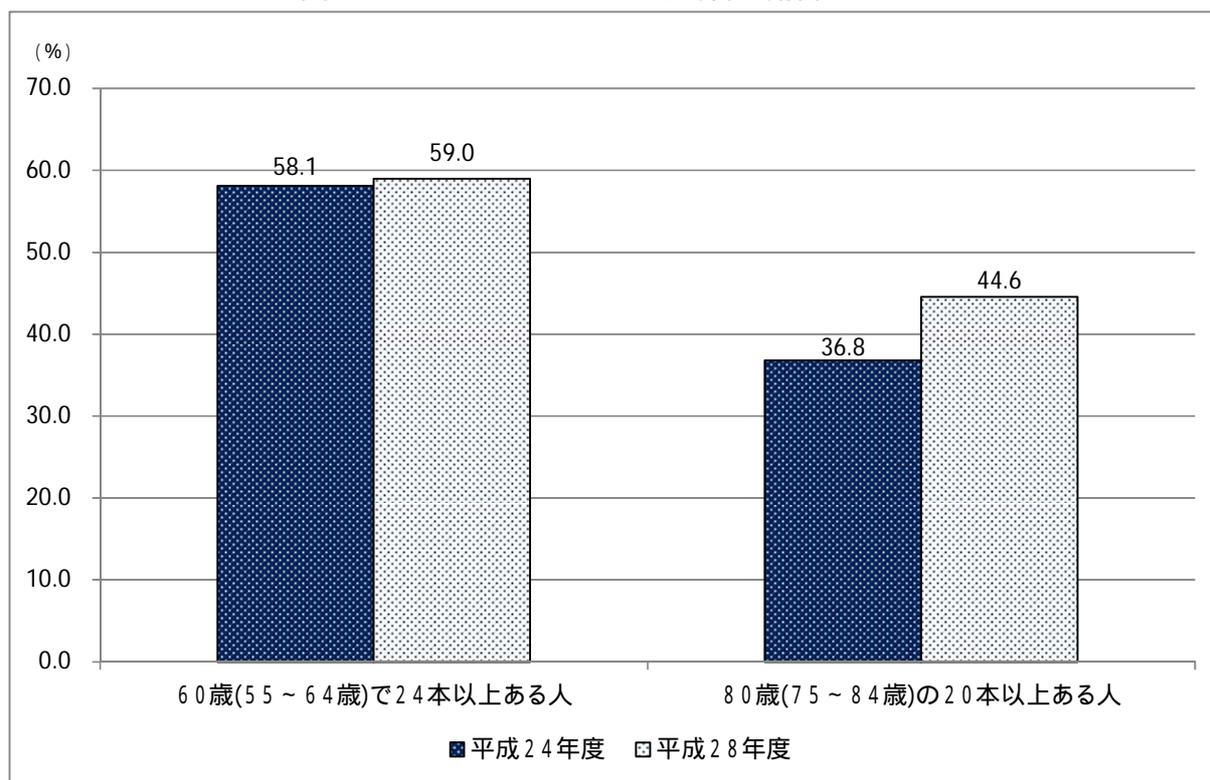
進行した歯周病：歯周病が進行し、4mm以上の歯周ポケットがある状態です。

お口の健康診査

### イ 6024と8020の達成者の割合

平成28年度において、60歳(55～64歳)で24本以上自分の歯がある人(6024達成者)は59.0%、80歳(75～84歳)で20本以上自分の歯がある人(8020達成者)は44.6%となっています。平成24年度と比較すると、8020達成者の割合は増加傾向にありますが、6024達成者の割合は、ほぼ横ばいの状況です。歯の喪失の主な原因は歯周病であることから、歯周病の予防に取り組むことが重要です。

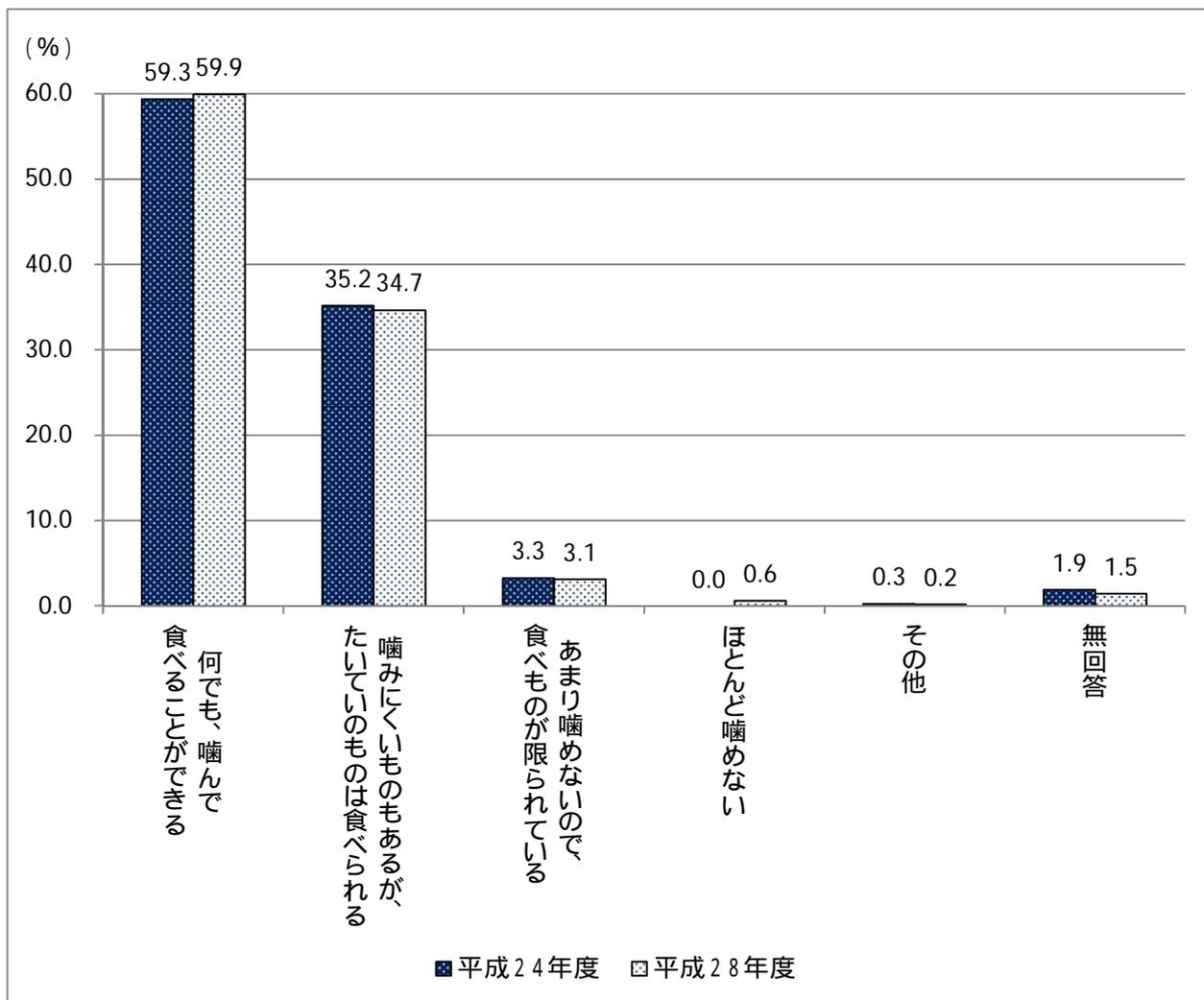
図 3 6024と8020の達成者の割合



### ウ 咀嚼<sup>そ</sup>の状況

歯周病が進行すると咀嚼<sup>そ</sup>機能が低下し、食事が十分にとれなくなることから、必要な栄養が不足するなど健康への影響が大きいといわれています。平成28年度において、何でも噛んで食べることができると自覚している人の割合は、60歳代で59.9%となっており、平成24年度と比較して、ほぼ横ばいの状況にあります。歯の喪失の主な原因は歯周病であることから、生涯にわたって食事を楽しむことができるよう、歯周病の予防に取り組むことが重要です。

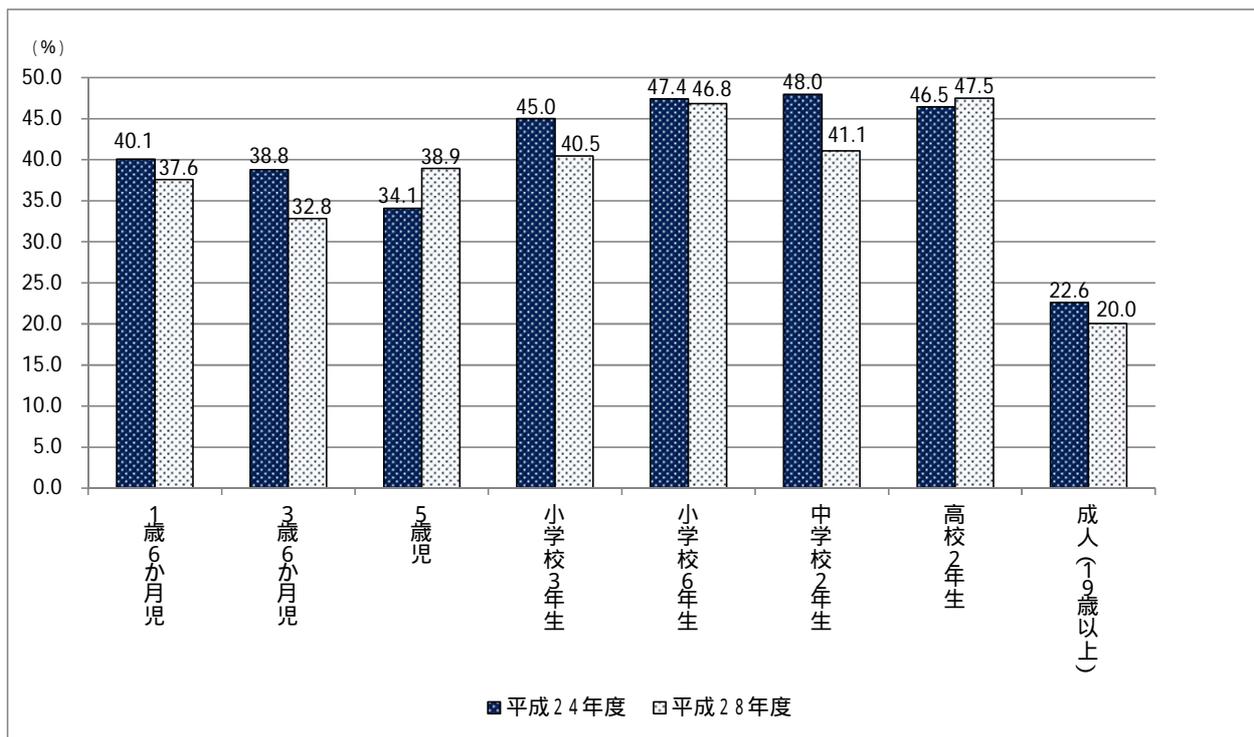
図 - 4 60歳代の咀嚼<sup>そ</sup>の状況



## エ 喫煙

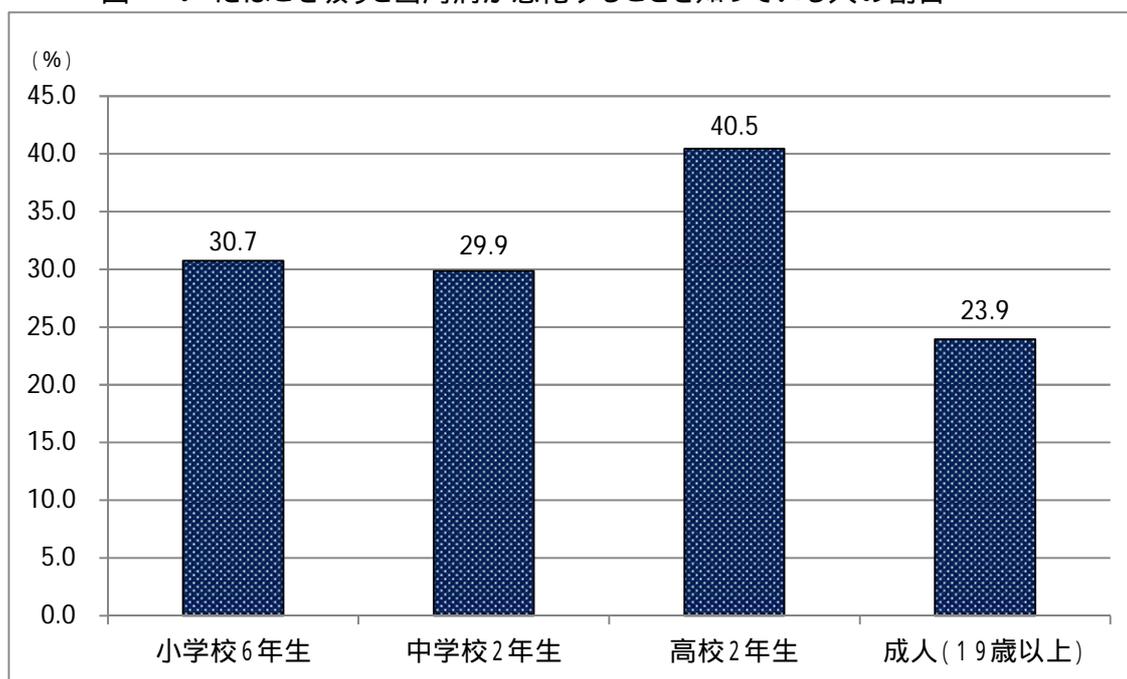
たばこは、吸っている人だけでなく、周りの人の健康にも影響を与え、特に未成年者に与える影響は深刻です。本市では、未成年者と同居している人のうちたばこを吸っている人の割合は、4割を超えています。平成24年度と比較すると、同居者に喫煙者がいる人の割合は、5歳児、高校生を除き、減少傾向を示しています。また、喫煙が歯や歯肉に影響を与えることを知っている人は、4割以下となっていることから、喫煙が口腔内に与える影響について喫煙者、非喫煙者を含めた全世代で理解を深める必要があります。

図 - 5 同居者に喫煙者がいる人の割合



印は保護者回答

図 - 6 たばこを吸うと歯周病が悪化することを知っている人の割合



### オ 補助的清掃用具の使用状況

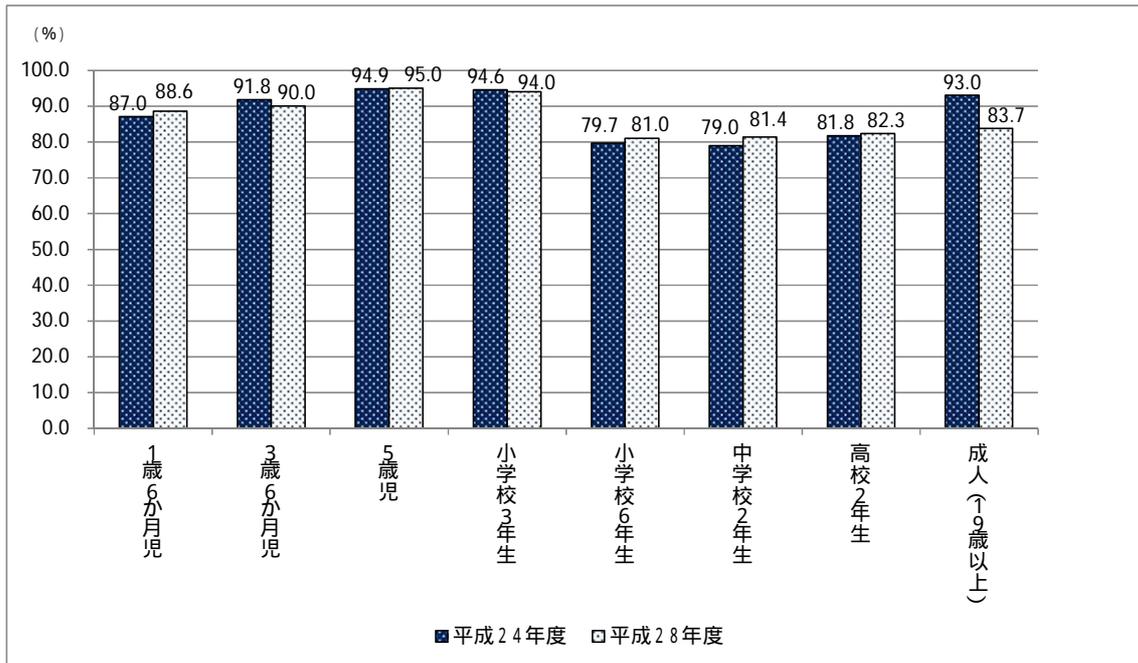
補助的清掃用具の必要性を知っている人(歯と歯の間の汚れは、歯ブラシだけでは取りきれないことについて知っている人)の割合は、全世代において8割以上と高くなっていますが、実際に使用している人の割合は、約5割となっています。平成24年度と比較すると、補助的清掃

用具の必要性を知っている人の割合は、ほぼ横ばいですが、成人(19歳以上)においては、減少傾向を示しております。また、実際に使用している人の割合は、平成24年度に比べて、全体的に増加傾向にあります。成人(19歳以上)においてのみ、減少傾向を示しております。

歯周病を予防するために、補助的清掃用具の必要性や使用方法・使用効果について普及啓発する必要があります。

図 -7 補助的清掃用具について

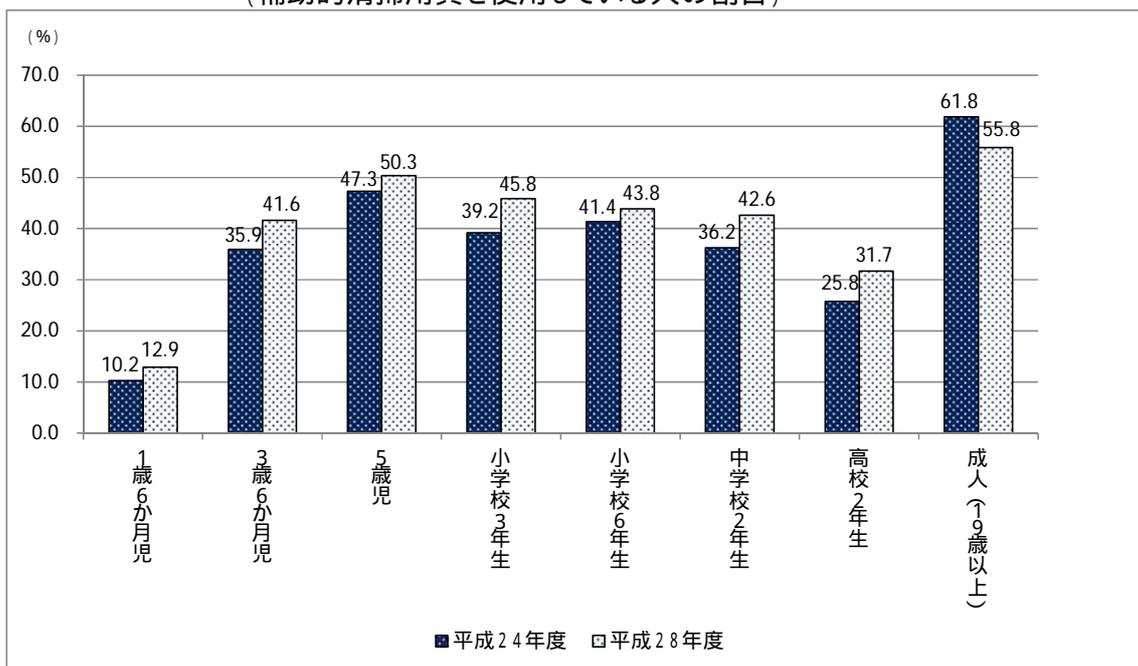
(歯と歯の間の汚れは、歯ブラシだけでは取りきれないことについて知っている人の割合)



印は保護者回答

図 -8 補助的清掃用具について

(補助的清掃用具を使用している人の割合)



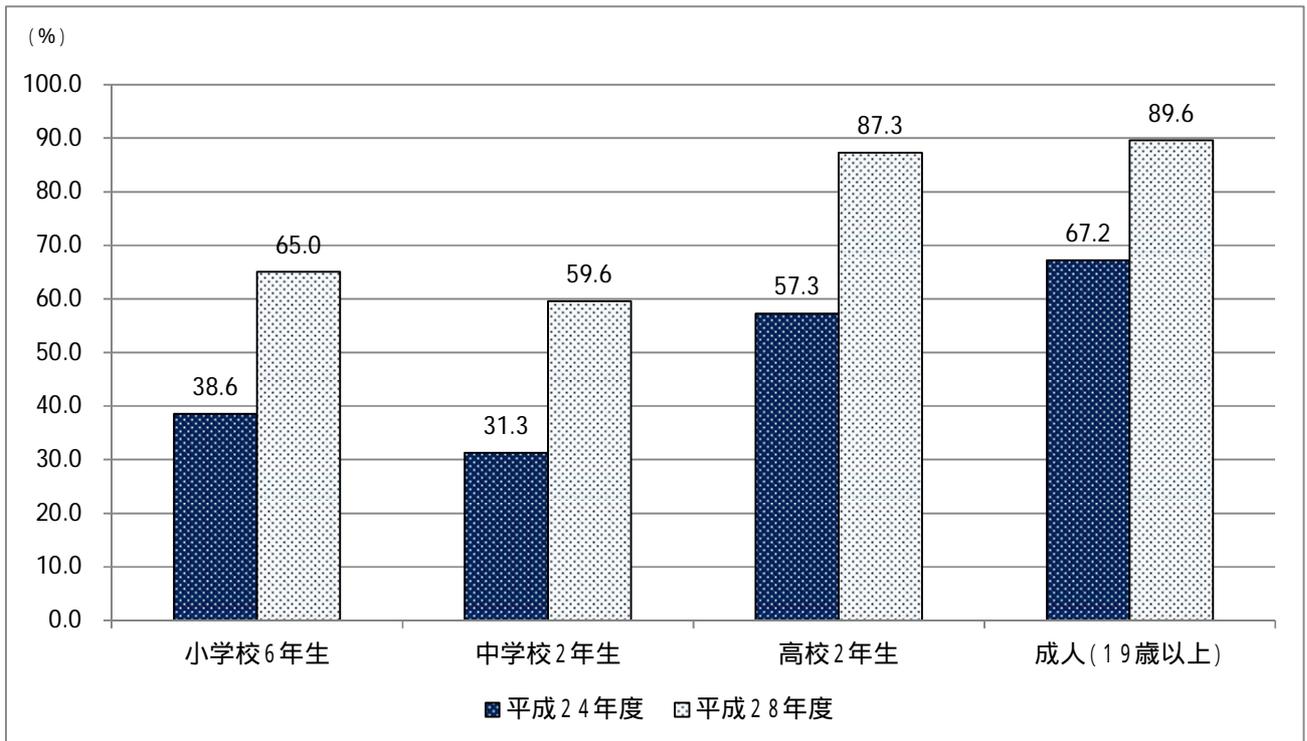
印は保護者回答

## カ 歯周病に対する意識

歯や歯肉の健康は、全身の健康に影響するといわれていますが、歯肉炎の割合が高くなる小学校高学年から中学生では、口腔内の病気が全身に関連することを知っている人の割合が低い傾向にあります。この年代を含め、全世代に対し、更に普及啓発する必要があります。

また、口腔内に何らかの症状が出ていても「治療する必要がない」と思っている人の割合は高く、歯と口腔の健康に対する意識の低さが伺えます。歯周病の正しい知識について理解を深め、定期的にかかり付け歯科医を受診することが必要です。

図 -9 むし歯や歯周病は生活習慣病等に関連があることについて知っている人の割合



## (2) 取り組みの方向

歯周病は日々の生活習慣に関連性が強く、重症化すると口腔内の細菌が全身の健康に影響を与えます。食習慣や歯みがき習慣、全身の健康との関連など、歯周病予防について正しい知識の普及啓発に取り組みます。特に、小学生に対する早期からの取り組みや補助的清掃用具について普及啓発に重点的に取り組みます。

### ア 市民自らの取り組み

#### 取り組みの方向

#### 歯や口腔に関心を持ち、歯周病についての理解を深めます

妊娠期及び胎児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠期特有の口腔内の変化について関心を持ちます。</li> <li>・ 妊娠期は、つわりなどの影響により、歯肉炎になりやすいことへの理解を深めます。</li> <li>・ 妊娠期の歯や歯肉の健康が、胎児(早産や低出生体重児)に影響を与える可能性があることへの理解を深めます。</li> <li>・ 喫煙や受動喫煙が、胎児や自身の歯や歯肉に影響があることへの理解を深めます。</li> </ul>
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者は、子どもの歯や歯肉に関心を持ちます。</li> <li>・ 保護者は、歯肉炎の原因や症状についての理解を深めます。</li> <li>・ 保護者は、受動喫煙が子どもの健康に影響を与えるだけでなく、歯や歯肉にも影響があることへの理解を深めます。</li> </ul>
学童期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯だけではなく歯肉の変化にも関心を持ちます。</li> <li>・ 混合歯列期のため歯肉に炎症を起こしやすいことについて理解を深めます。</li> <li>・ 保護者は、受動喫煙が子どもの健康に影響を与えるだけでなく、歯や歯肉にも影響があることへの理解を深めます。</li> </ul>
中高生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯だけではなく歯肉の変化にも関心を持ちます。</li> <li>・ 思春期は、ホルモンバランスの変化から歯肉炎になりやすいことへの理解を深めます。</li> <li>・ 歯周病の症状や進行についての理解を深めます。</li> <li>・ 喫煙が、歯や歯肉に影響を与えることへの理解を深めます。</li> <li>・ 喫煙が、周りの人の健康だけでなく、歯や歯肉にも影響を与えることへの理解を深め、喫煙者と距離を置くことで受動喫煙の防止に努めます。</li> </ul>

成人期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯だけではなく歯肉の変化にも関心を持ちます。</li> <li>・ 年齢を重ねるとともに、歯周病のリスクが高くなることや歯周病が進行すると咀嚼機能が低下することについて理解を深めます。</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯周病の症状や進行について理解を深めます。</li> <li>・ 喫煙が、歯や歯肉に影響を与えることについて理解を深めます。</li> <li>・ 受動喫煙が周りの人の健康だけでなく、歯や歯肉にも影響を与えることについて理解を深めます。</li> </ul>

### 取り組みの方向

## 歯周病を予防するための歯みがき方法（特に、補助的清掃用具\*の使用）を実践します

\*デンタルフロス・歯間ブラシ等

妊娠期及び胎児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠期は、つわりなどの影響により、口腔内が汚れやすく、歯肉炎になるリスクが高まることについて理解を深め、歯みがきを実践します。</li> <li>・ 歯周病を予防するための歯みがき方法について理解を深めます。</li> <li>・ 妊娠期の歯や歯肉の健康が、胎児にも影響を与えることについて理解を深め、歯みがきを実践します。</li> <li>・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、積極的に使用します。</li> </ul>
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者は、歯肉炎を予防するための歯みがきの必要性や方法について関心を持ちます。</li> <li>・ 保護者は、子どもへの仕上げみがきの必要性について理解を深め、実践します。</li> <li>・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、積極的に使用します。</li> </ul>
学童期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者は、仕上げみがきの必要性について理解を深め、子どもへ伝えます。</li> <li>・ 子どもは、仕上げみがきの必要性について理解を深めます。</li> <li>・ 保護者は、仕上げみがきを実践し、補助的清掃用具も積極的に使用します。</li> <li>・ 保護者は、子どもに歯肉炎を予防するための歯みがきの必要性や方法を伝え、歯みがきができているか確認します。</li> <li>・ 子どもは、歯肉炎を予防するために歯みがきが欠かせないものであることについて理解を深めます。</li> <li>・ 子どもは、保護者に確認をしながら歯みがきを実践します。</li> </ul>

中高生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思春期は、ホルモンバランスの変化から歯肉炎になりやすいことについて理解を深め、歯みがきを実践します。</li> <li>・ 歯肉炎を予防するための歯みがき方法について理解を深め、実践します。</li> <li>・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、積極的に使用します。</li> </ul>
成人期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯周病を予防するための歯みがき方法について理解を深め、実践します。</li> <li>・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、積極的に使用します。</li> <li>・ 口腔内の状況が年齢を重ねるとともに変化していくことへの理解を深めます。</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯周病を予防するための歯みがき方法について理解を深め、実践します。</li> <li>・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、積極的に使用します。</li> <li>・ 口腔内の状況が年齢を重ねるとともに変化していくことへの理解を深めます。</li> <li>・ 入れ歯についても、歯と同様に毎日の手入れが必要であることへの理解を深め、実践します。</li> </ul>

#### 取り組みの方向

### 全身の健康維持と歯周病予防のための生活習慣を身に付けます

妊娠期及び胎児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠期の歯や歯肉の健康が、胎児(早産や低出生体重児)に影響を与えることへの理解を深めます。</li> <li>・ 歯周病は生活習慣に関連性が強いということへの理解を深めます。</li> <li>・ 日頃から栄養バランスのよい食事を心掛け、よく噛んで食べます。</li> <li>・ 日頃から生活の中で意識的に身体を動かすようにします。</li> </ul>
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者は、よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながることを理解を深めます。</li> <li>・ 保護者は、日頃の食事をよく噛めるように食形態を工夫します。</li> <li>・ 日頃の食事をよく噛んで食べます。</li> </ul>

学 童 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者は、歯や歯肉の健康が、全身の健康にも関係していることの理解を深めます。</li> <li>・ 保護者は、よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながることを理解を深めます。</li> <li>・ 日頃の食事をよく噛んで食べます。</li> <li>・ 日頃から生活の中で意識的に身体を動かすようにします。</li> <li>・ 日頃からしっかり睡眠をとります。</li> </ul>
中 高 生 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯や歯肉の健康が全身の健康にも関係していることの理解を深めます。</li> <li>・ よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながることを理解を深め、日頃から食事をよく噛んで食べます。</li> <li>・ 日頃から生活の中で意識的に身体を動かすようにします。</li> <li>・ 日頃からしっかり睡眠をとります。</li> </ul>
成 人 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯周病は生活習慣に関連性が強いということの理解を深めます。</li> <li>・ 歯周病が生活習慣病などの全身疾患に関連があることの理解を深めます。</li> <li>・ 糖尿病になると、歯周病が進行しやすいことや、歯周病を予防することで、糖尿病の症状改善や予防につながることを理解を深めます。</li> <li>・ よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながることを理解を深め、日頃から栄養バランスのよい食事を心掛け、よく噛んで食べます。</li> <li>・ 日頃から生活の中で意識的に身体を動かすようにします。</li> <li>・ 日頃からしっかり睡眠、休息をとります。</li> <li>・ 一日の適正飲酒量について理解を深め、実践します。</li> <li>・ 禁煙します。</li> </ul>
高 齢 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯周病は生活習慣に関連性が強いということの理解を深めます。</li> <li>・ 歯周病が生活習慣病などの全身疾患に関連があることの理解を深めます。</li> <li>・ 糖尿病になると、歯周病が進行しやすいことや、歯周病を予防することで、糖尿病の症状改善や予防につながることを理解を深めます。</li> <li>・ 口腔機能の維持が、介護状態、認知症や低栄養の予防につながることを理解を深めます。</li> <li>・ よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながることを理解を深め、日頃から栄養バランスのよい食事を心掛け、よく噛んで食べます。</li> <li>・ 日頃から生活の中で意識的に身体を動かすようにします。</li> <li>・ 日頃からしっかり睡眠、休息をとります。</li> <li>・ 一日の適正飲酒量について理解を深め、実践します。</li> <li>・ 禁煙します。</li> </ul>

## イ 市民を支える取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 歯肉炎の原因や症状について普及啓発に取り組みます。</li><li>・ 妊娠期の歯や歯肉の健康が、胎児(早産や低出生体重児)に影響を与えることについて普及啓発に取り組みます。</li><li>・ 児童や生徒に対する歯肉炎予防について普及啓発に取り組みます。</li><li>・ よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながることに普及啓発に取り組みます。</li><li>・ 歯周病は、食事や運動など、日頃の生活習慣に関連性が強いということについて普及啓発に取り組みます。</li><li>・ 歯周病が生活習慣病などの全身疾患に関連があることについて普及啓発に取り組みます。</li><li>・ 歯周病と糖尿病の関連性について普及啓発に取り組みます。</li><li>・ 喫煙や受動喫煙の影響について普及啓発に取り組みます。</li><li>・ 歯周病を予防するための歯みがきの必要性や適切な方法、入れ歯の手入れ方法について普及啓発に取り組みます。</li><li>・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について普及啓発に取り組みます。</li><li>・ 誤嚥<sup>えん</sup>の危険が高まる高齢期において、口腔内を清潔に保つことが肺炎を予防することについて普及啓発に取り組みます。</li><li>・ 口腔機能の低下による健康への影響やその予防方法について普及啓発に取り組みます。</li><li>・ 歯周病を予防するために、地域の状況に応じて、地域の団体・機関と連携し、普及啓発に取り組みます。</li></ul>
---	---

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">歯科医療機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯周病について普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 歯周病を予防するための歯みがきの必要性や適切な方法、入れ歯の手入れ方法について指導します。</li> <li>・ 補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について指導します。</li> <li>・ 妊娠期の歯や歯肉の健康が、胎児(早産や低出生体重児)に影響を与えることについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながることにについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 歯周病は、食事や運動など、日頃の生活習慣に関連性が強いということについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 歯周病が生活習慣病などの全身疾患に関連があることにについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 歯周病と糖尿病の関連性について普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 喫煙や受動喫煙の影響について普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 誤嚥<sup>えん</sup>の危険が高まる高齢期において、口腔内を清潔に保つことが、肺炎を予防することについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 口腔機能の低下を予防する方法について普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 医科の医療機関と連携し、かかりつけ歯科医として医療や保健指導を提供し、全身の健康維持に努めます。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係団体機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所・幼稚園・学校等にて昼食後の歯みがきを推進します。</li> <li>・ 保育所・幼稚園・学校等における歯科検診にて歯みがき指導を実施します。</li> <li>・ 事業所等で歯科健康診査を実施します。</li> <li>・ 歯周病について普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 歯周病を予防するための歯みがきの必要性や方法、入れ歯の手入れ方法について普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 妊娠期の歯や歯肉の健康が、胎児(早産や低出生体重児)に影響を与えることについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながることにについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 歯周病は、食事や運動など、日頃の生活習慣に関連性が強いということについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 歯周病が生活習慣病などの全身疾患に関連があることにについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 誤嚥<sup>えん</sup>の危険が高まる高齢期において、口腔内を清潔に保つことが肺炎を予防することについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 歯周病を予防するために、地域の状況に応じて、市と連携し、普及啓発に取り組みます。</li> </ul>

### ( 3 ) 主な取り組み事業

- ・ 妊婦歯科教室(マタニティオーラルセミナー)
- ・ 母親・父親教室(ハロー・マザークラス)
- ・ 幼児歯科健康診査
- ・ 保育所・幼稚園・学校等の歯科検診
- ・ 保育所・学校等歯科指導(学校歯科巡回指導等)
- ・ 大学等歯科指導(歯っぴいスマイルプロジェクト)【新】
- ・ お口の健康診査
- ・ 国民健康保険被保険者歯科健康診査
- ・ シニアのための歯っぴー健口セミナー
- ・ 訪問型口腔機能向上事業
- ・ 歯医者さんの電話相談
- ・ 歯科衛生士による歯科健康相談
- ・ 職域連携事業における普及啓発
- ・ 歯と口の健康週間、いい歯の日での普及啓発
- ・ ホームページ等による普及啓発

#### (4) 成果指標

##### 中学校3年生で歯肉に炎症がある人の割合

平成28年度 23.0%      平成33年度 20.0%

##### 進行した歯周病(歯周炎)がある人の割合

40歳代 平成28年度 43.6%      平成33年度 38.0%

60歳代 平成28年度 48.5%      平成33年度 44.0%

##### 60歳で24本以上自分の歯がある人(6024達成者)の割合

平成28年度 59.0%      平成33年度 65.0%

##### 80歳で20本以上自分の歯がある人(8020達成者)の割合

平成28年度 44.6%      平成33年度 52.0%

##### 補助的清掃用具を使用している成人(19歳以上)の割合

平成28年度 55.8%      平成33年度 65.0%

##### 歯の健康と生活習慣病の関連性を知っている人の割合

高校生 平成28年度 87.3%      平成33年度 90.0%以上

成人(19歳以上) 平成28年度 89.6%      平成33年度 90.0%以上

##### 60歳代で何でも噛んで食べることができると感じている人の割合

平成28年度 59.9%      平成33年度 65.0%

### 3 基本方針 障害児・者及び要介護者等の歯科保健

#### 3 - 1 障害児・者の歯科保健医療の推進

基本  
目標

障害児・者の歯と口腔の健康づくりを  
促進します

#### (1) 現状と課題

##### ア 障害児・者の口腔内と歯みがき(歯のお手入れ)の状況

障害児・者は、障害の種別や状態によって自分で口の中を管理することが難しい場合があるため、介助者や専門医療機関の支援が必要となります。本市では、来所や訪問による保健指導や歯科診療を行っています。

障害児・者の口腔内の状況については、各世代において約半数が何らかの症状があり、最も多い症状が未就学児で「口臭」(25.0%)、小学生から高校生まで及び成人で「歯みがきをすると出血する」(18.4%、13.3%)となっています。未就学児及び小学生から高校生までについては歯ブラシ以外に補助的清掃用具を使っている人が少なく、本人が歯みがきをしている場合、保護者が仕上げみがきをしている割合は就学とともに低下しています。特に、小学生から高校生まで及び成人については歯みがきによる出血などの症状が出やすい歯周病についても気を付けるべき世代であることから、適切な歯みがき(歯の手入れ)の方法について本人や保護者(介助者)が行えるよう取り組んでいく必要があります。

図 1 1 障害児・者の口腔内症状の有無

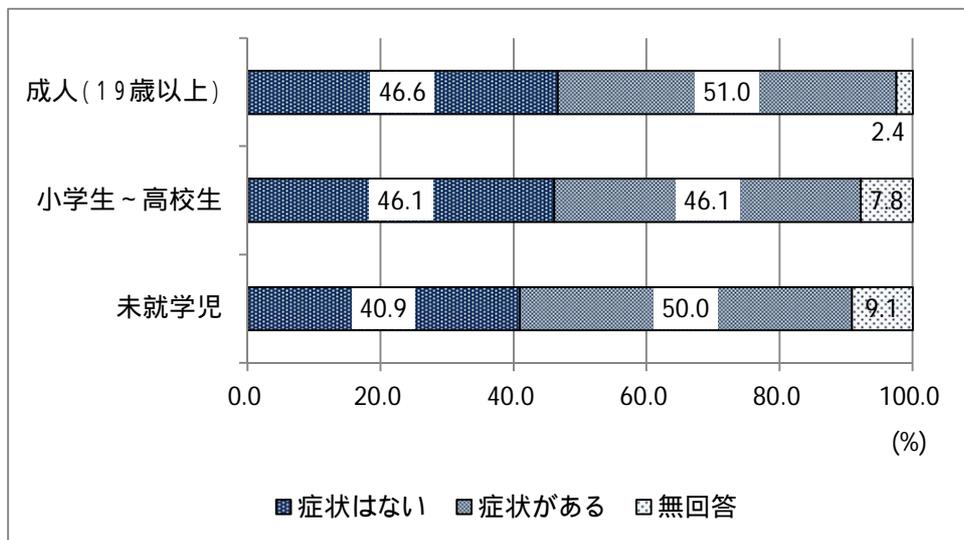


図 1 2 障害児・者の口腔内症状の上位3項目(複数回答)

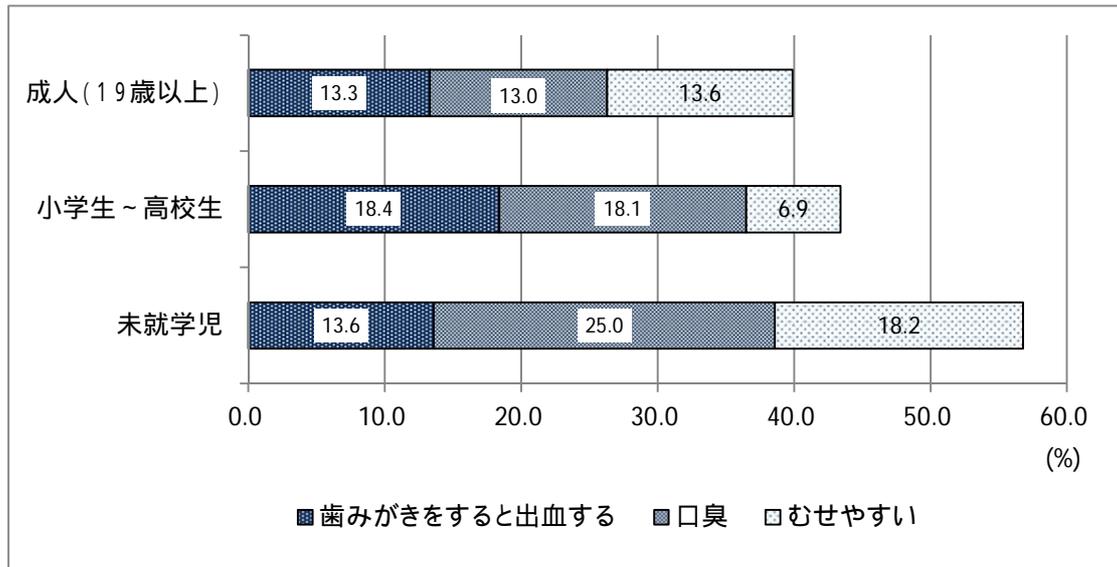
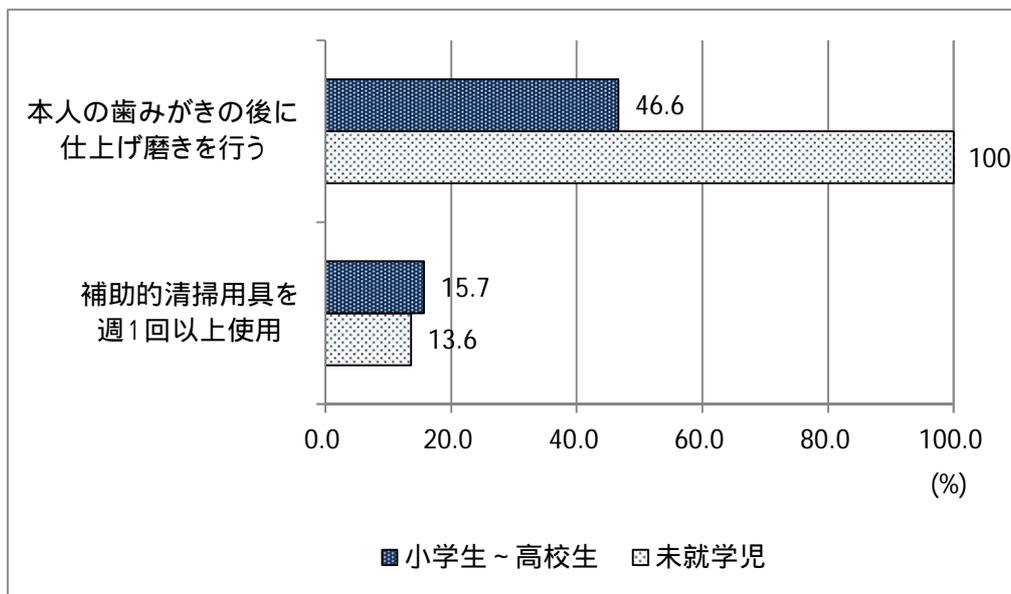


図 1 3 障害児の仕上げみがき及び補助的清掃用具の使用状況



## イ 障害児・者の口腔機能の状況

障害児・者は、障害の種別や状態により、生まれつき摂食・嚥下<sup>えんげ</sup>などの口腔機能に問題がある場合があります。前述のように、障害児・者の口腔内の症状の上位3項目のうち、「むせやすい」といった口腔機能に関する症状が各世代で見られます。障害の種別でみると、身体障害のある場合に口腔機能に関しての問題が比較的多く見られる傾向があります。口腔機能に関する歯みがき以外の取り組みについては、成人期には何もしていない人の割合が高くなっています。成人期は、障害とは別に加齢に伴い口腔機能が低下する傾向があるため、年齢に応じた取り組みが必要です。こうした状況より、障害児・者の口腔機能に対する取り組みは専門医療機関と本人、家族や介助者が連携して各世代で取り組んでいく必要があります。

図 -1-4 口腔機能に関する口腔内の症状がある障害児・者の割合(複数回答)

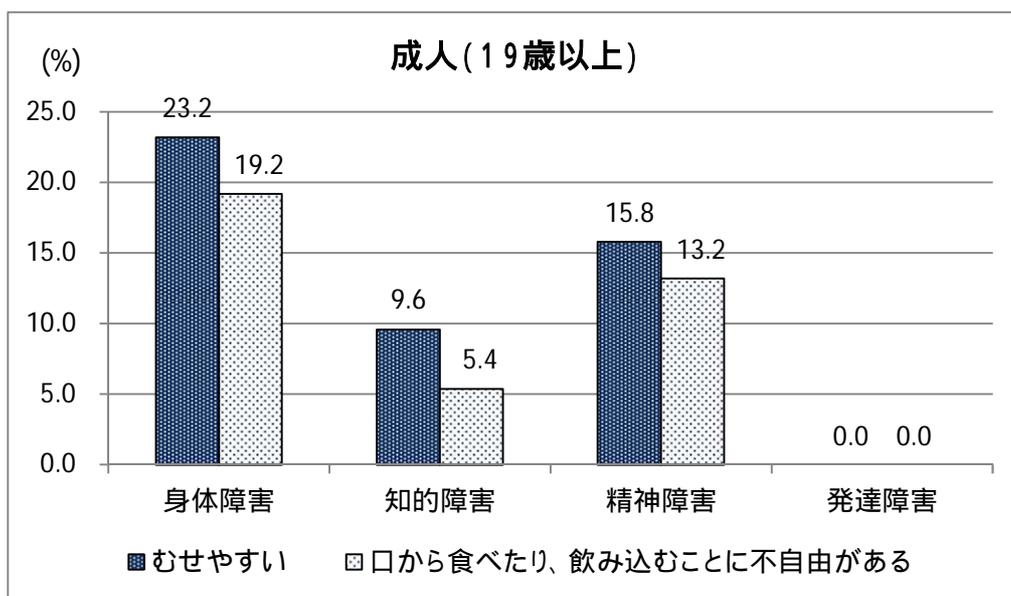
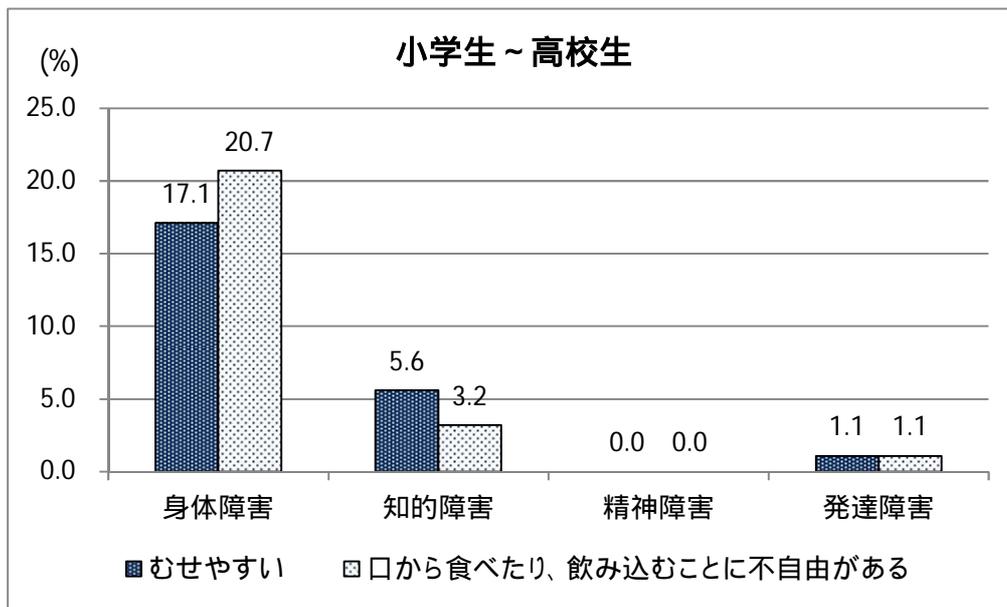
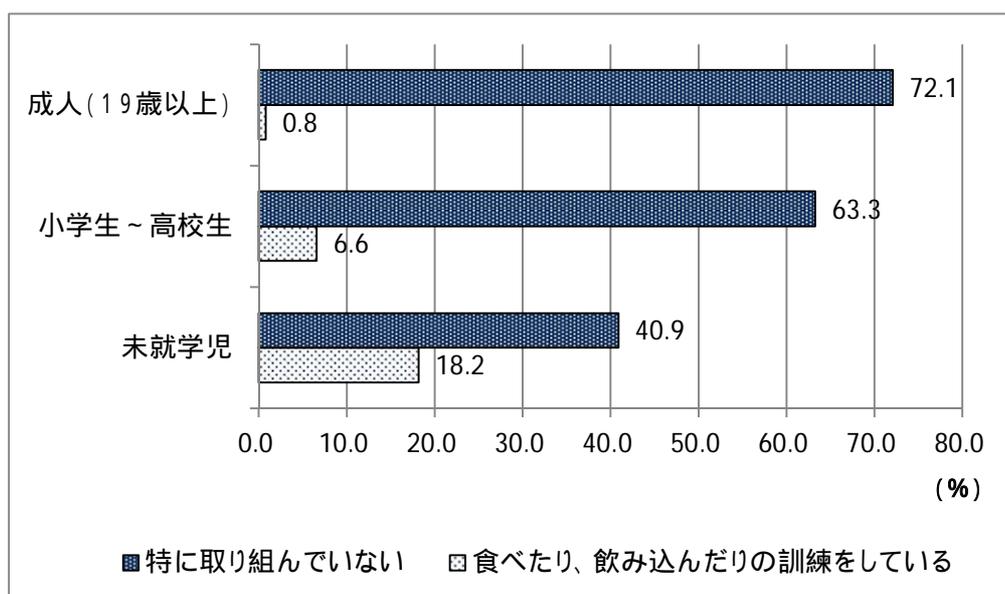


図 1 5 障害児・者が歯みがき以外で取り組んでいること(複数回答)



#### ウ 障害児・者に対する歯科医療の状況

歯科検診を受ける頻度については、各世代で約6割以上が定期的を受けています。検診を受ける機関については、通っている(利用している)園・学校・施設が多くなっています。歯科治療が必要な場合についても各世代において、かかりつけ歯科医で対応できている状況です。

歯と口腔の健康管理のため、治療以外で定期的に歯科医療機関を受診している障害児・者(未就学～高校生)は約5～6割となっています。幼児期から就学期の成長期については、フッ化物塗布によるむし歯予防に加え、健全な歯と口腔へと導けるよう定期的に歯科医療機関を受診することが重要です。そのため、この時期に定期的な歯科医療機関の受診ができるよう歯科医療を整えるとともに、その必要性について本人や保護者(介助者)へ更に普及啓発することが必要です。

図 1 6 障害児・者が歯科検診を受ける頻度

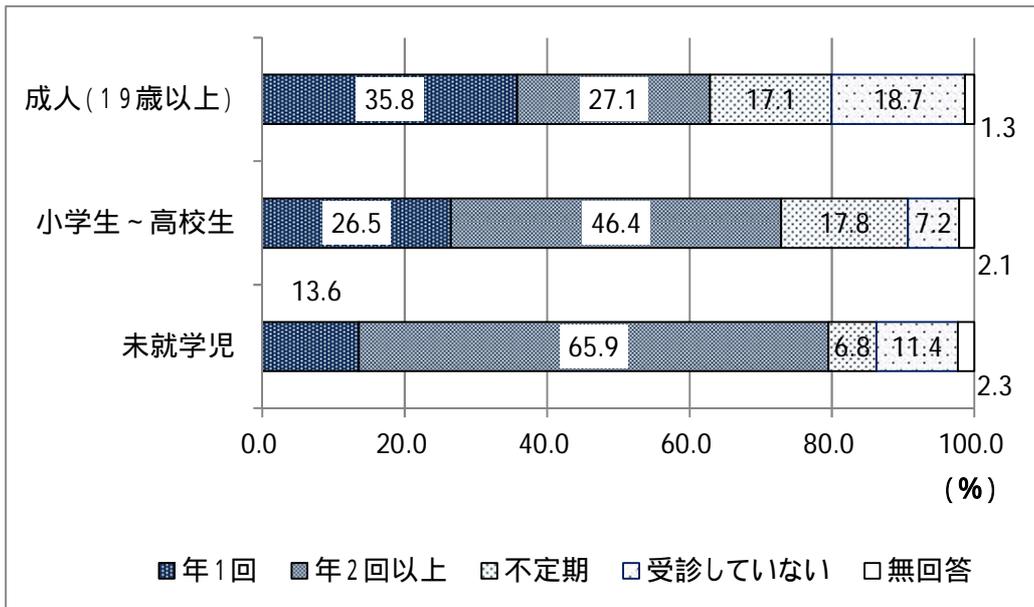
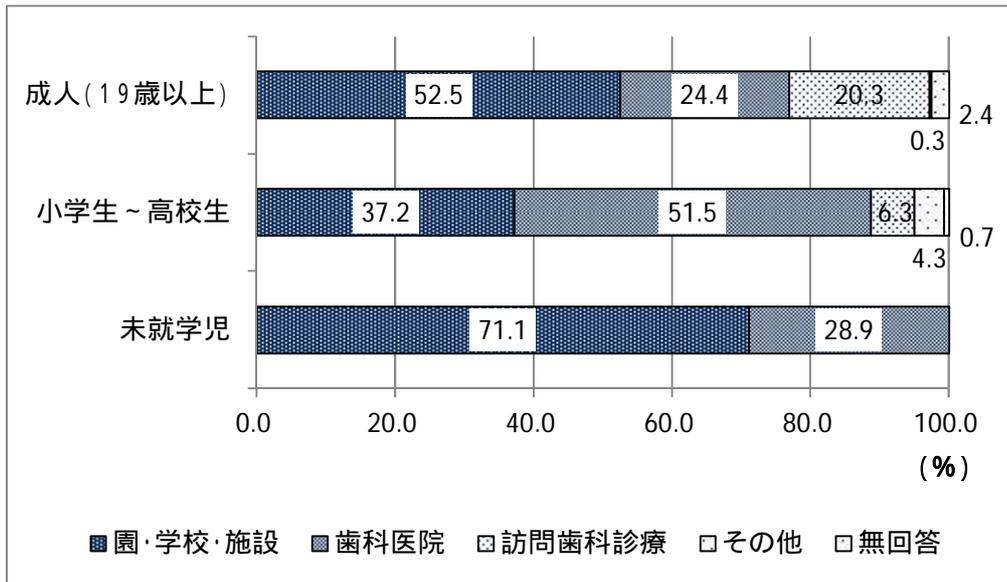


図 1 7 障害児・者が歯科検診を受けている機関



構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

図 1 8 歯科治療が必要な場合の障害児・者の受診方法(複数回答)

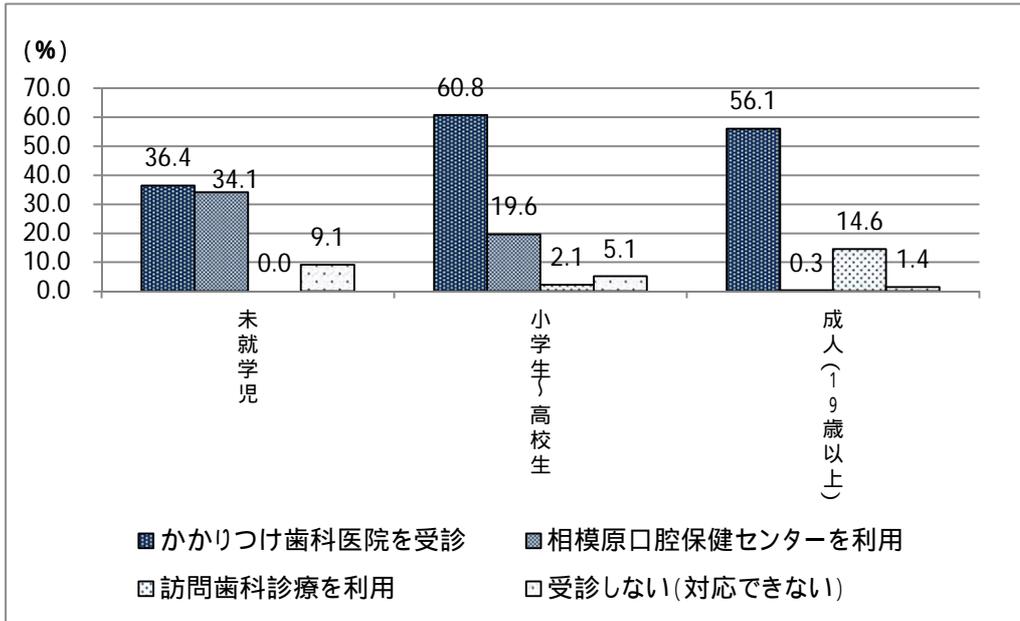
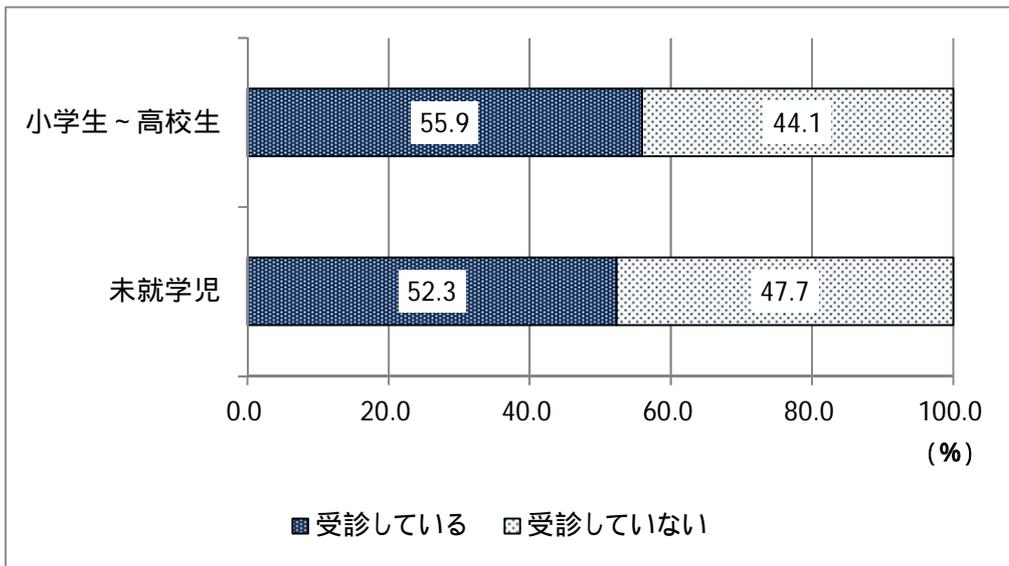


図 1 9 治療以外で定期的な受診をしている障害児・者の状況(無回答除く)



## エ 障害児・者が通学する(利用する)園・学校・施設の状況

障害児・者が通学する(利用する)園・学校・施設においては、むし歯・歯周病予防のための取り組みとして、主に、毎日歯みがきの時間をとったり、職員によるチェックや介助を行っています。しかし、口腔機能訓練の実施については、実施できる人材の不足や知識・技術の不足などにより取り組みが難しい状況となっています。また、通学・利用する障害児・者の歯や口腔に関するニーズを満たす上で職員が問題に感じることは、時間の不足とともに、職員の意識が低いこと、口腔ケアや歯科保健に関する研修等を受ける機会がないことが挙げられています。そのため、園・学校・施設の取り組みを後押ししていくためには、職員が知識や技術を習得する機会を得られるような取り組みが必要です。

図 1 10 障害児・者が通学する(利用する)園・学校・施設のむし歯・歯周病予防の取り組み  
(複数回答)

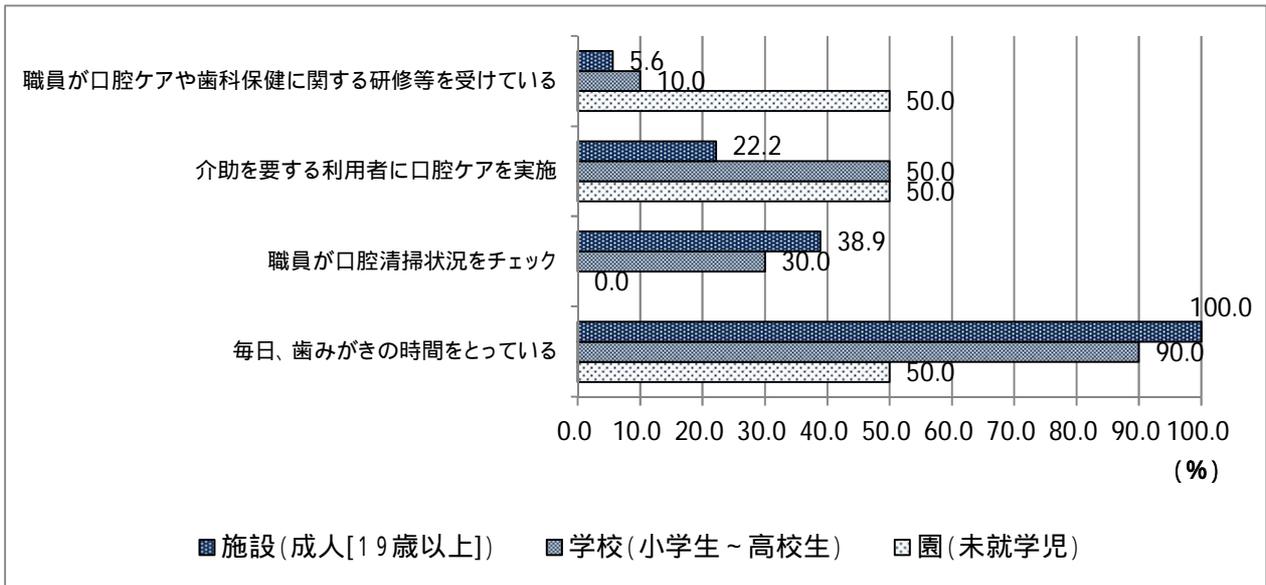


図 1 11 障害児・者が通学する(利用する)園・学校・施設が口腔機能訓練の実施にあたり問題と感ずること(複数回答)

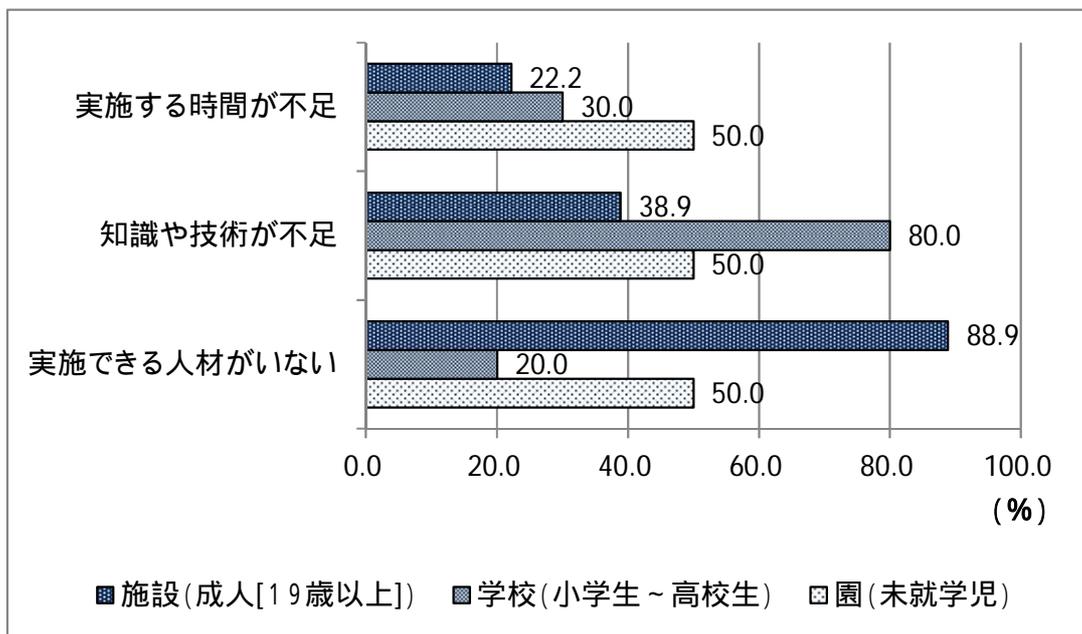
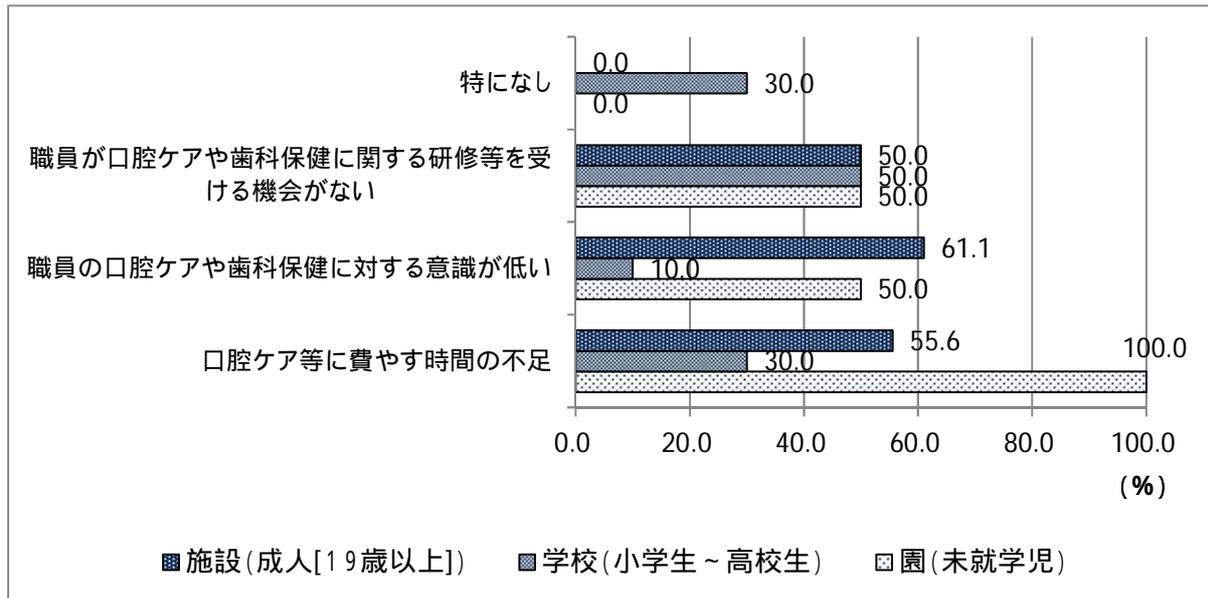


図 1 12 園・学校・施設が障害児・者の歯や口に関するニーズを満たす上で問題に感じる  
こと(複数回答)



## (2) 取り組みの方向

障害児・者は、障害の種別や状態により治療が難しいことがあるため、予防への取り組みが重要になります。そのため、本人や保護者・介助者が日常の口腔ケアを適切に行い、定期的に歯科医療を受けることが必要です。予防の重要性や適切な口腔ケアについて普及啓発を行うとともに定期的に受診できるよう体制を整えていきます。また、障害に伴う口腔機能の症状について、状況に応じた支援が受けられるよう取り組みます。

### ア 市民自らの取り組み

取り組みの方向

**障害児・者が口腔疾患の早期発見・予防のため  
定期的に歯科医療を受けられるようにします**

- ・ 障害の種別や状態に応じて受診できる歯科医療機関を知り、歯と口腔の病気の早期発見・予防のために定期的に歯科医療機関を受診します。

取り組みの方向

障害児・者が日常的に適切な口腔ケアを行える(受けられる)ようにします。

また、口腔機能に合わせた支援を受けられるようにします

- ・ 障害児・者や介助者は、口腔ケア(歯みがきや必要に応じた口腔機能訓練)の大切さについて理解を深めます。
- ・ 障害児・者及び介助者は適切な口腔ケアに取り組みます。
- ・ 障害児や介助者は、口腔機能の発達に合せた支援の大切さについて理解を深めます。

イ 市民を支える取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害の種別や状態に応じて受診できる歯科医療機関について情報を整備します。</li><li>・ 来所や訪問による保健指導を充実し、定期歯科受診を支援します。</li><li>・ 相模原口腔保健センターを活用した障害児・者への歯科診療を支援します。</li><li>・ 障害児・者施設や学校と連携して障害児・者の定期歯科受診による予防の大切さについて普及啓発に取り組みます。</li><li>・ 障害児・者施設及び学校の職員と協力して口腔ケアの大切さを本人や介助者に伝えます。</li><li>・ 障害児・者や介助者に対して障害の種別や状態に応じた口腔ケアの方法や口腔機能の状態に合わせた支援について普及啓発に取り組みます。</li><li>・ 障害児・者の施設・学校職員に障害者の口腔管理のために必要な情報を得る機会(講習会等)を提供します。</li></ul>
歯科医療機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 受入れができる障害の種別や状態に応じて対応できる処置の範囲を明確にし、障害児・者が居住地に近い医療機関で定期歯科受診ができるようにします。</li><li>・ 障害児・者や介助者に対して、障害の種別や状態に応じた口腔ケアの方法について指導します。</li><li>・ 訪問歯科診療等により、来所が困難な障害児・者の歯科受診に応じます。</li></ul>

関係 団体 機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児・者や介助者に歯科医療機関についての情報提供を行います。</li> <li>・ 施設・学校にて障害者の口腔ケアを実施します。</li> <li>・ 障害児・者や介助者に対して定期歯科受診による予防の大切さについて普及啓発に努めます。</li> <li>・ 障害児・者の口腔ケアの大切さについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 障害児・者の口腔管理のために必要な情報を得る機会を作ります。</li> <li>・ 相模原口腔保健センターを活用した障害児・者への歯科診療を実施します。</li> </ul>
----------------	---

### ( 3 ) 主な取り組み事業

- ・ う蝕<sup>しよく</sup>ハイリスク児及び心身障害児歯科健康診査(かんがる～歯科健診)
- ・ 相模原口腔保健センターにおける障害者歯科診療事業
- ・ 在宅療養者等訪問口腔衛生指導
- ・ 子育て支援センター摂食相談
- ・ 歯医者さんの電話相談
- ・ 歯科衛生士による歯科健康相談

### ( 4 ) 成果指標

<u>定期的に歯科医療機関を受診している障害児・者(未就学～高校生)の割合</u>	
平成28年度 55.5%	平成33年度 65.0%
<u>定期的に歯科検診を受けている障害者(成人[19歳以上])の割合</u>	
平成28年度 62.9%	平成33年度 69.0%

### 3 - 2 要介護者等の歯科保健医療の推進

基本  
目標

要介護者等の歯の喪失や口腔機能低下を予防し、食べる機能や話す機能などを長く維持することができるようにします

#### (1) 現状と課題

##### ア 要介護者等の口腔内と歯みがき(歯の手入れ)の状況

本市の要支援・要介護認定者数の割合は、65歳以上75歳未満人口に対しては4.7%、75歳以上では30.6%と、高齢になると要支援・要介護者の割合が高くなる傾向があります。

要支援・要介護者の口腔内の状況については、43.8%が何らかの症状があり、最も多いのは「むせやすい」(14.8%)で、次いで「入れ歯が合わない」(11.8%)でした。歯みがき(歯の手入れ)の状況では88.3%が1日2回以上実施しており、「歯ブラシ」を使用している人の割合が多くなっています。しかし、介護度が上がると、「歯ブラシ」を使う人の割合が少なくなり、口腔粘膜の清掃用具(スポンジブラシなど)を使う人の割合が増える傾向があり、歯の喪失状況に応じた手入れを行っていることが伺えます。歯みがきについては約半数(49.3%)が本人以外の介助者が一部又は全部を行っているため、本人だけではなく、介助者が適切に歯みがきを実施できるような取り組みが必要です。

図 2-1 口腔内に何らかの症状がある要介護者等の割合

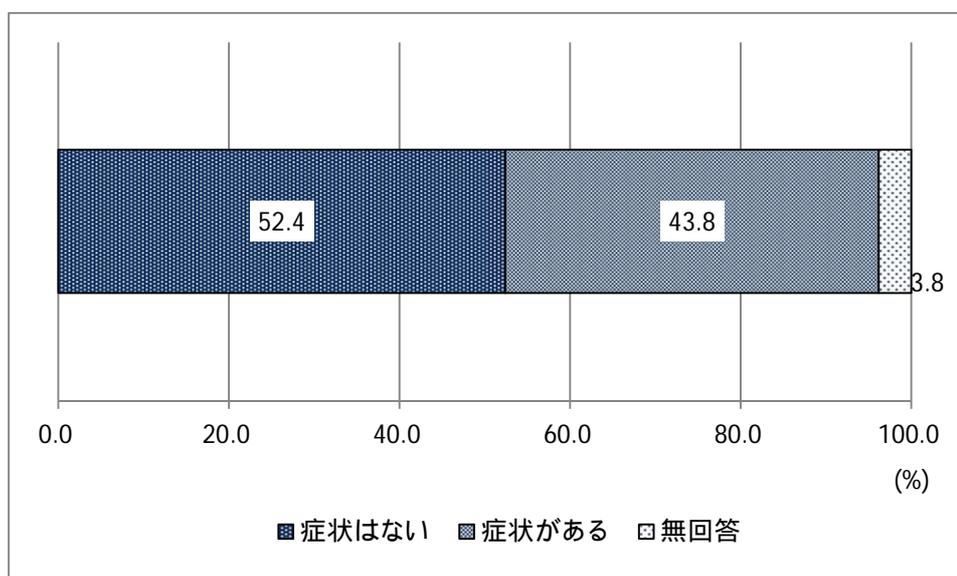


図 2 2 要介護者等の歯ブラシ及び口腔粘膜清掃用具の使用状況

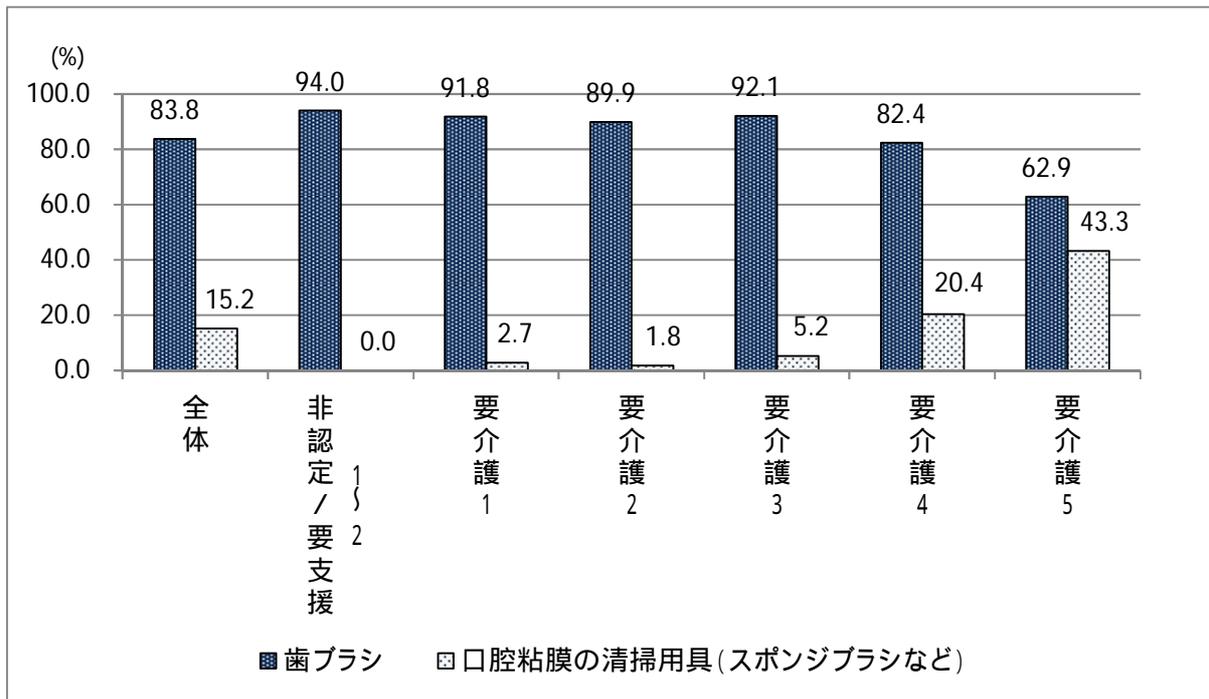
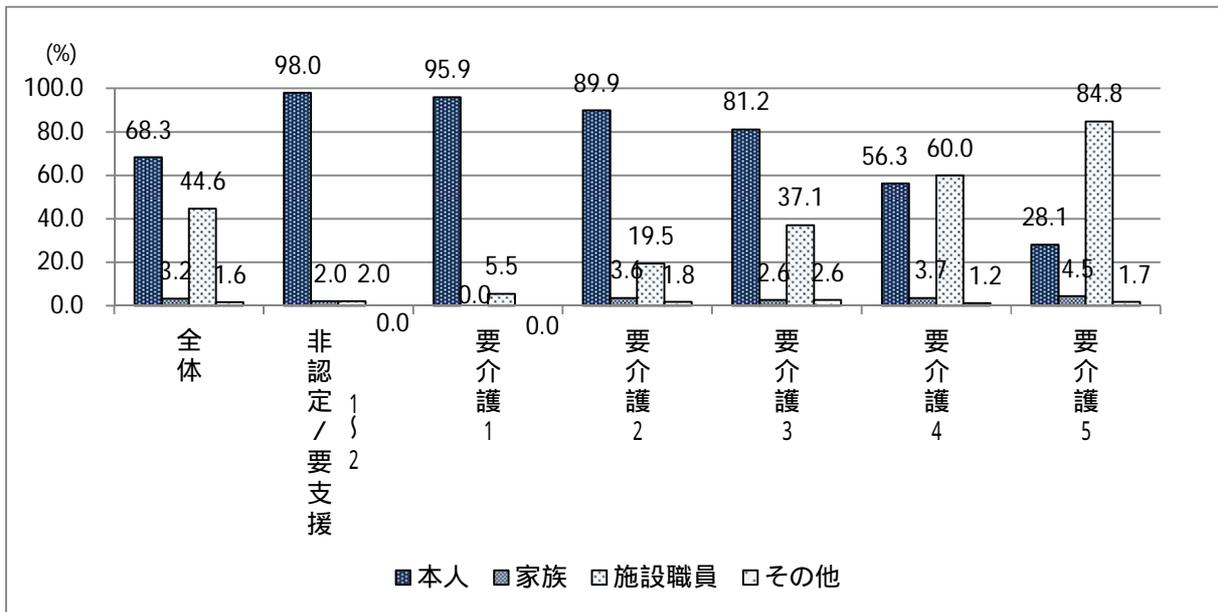


図 2 3 要介護者等の歯みがき (歯の手入れ) の実施者 (複数回答)



### イ 要介護者等の口腔機能の状況

要支援・要介護者は介護度が上がるほど、「むせやすい」や「口から食べたり、飲み込むことに不自由がある」人の割合は多くなっています。こうした口腔機能の低下について要支援・要介護者の取り組みをみると、42.7%の人が顔や舌の体操やマッサージを行っているが、食べたり、飲み込む練習をしている人は3.1%、また、32.9%は特に取り組んでいないと答えて

います。

介護度での取り組み状況を見ると、非認定/要支援・要介護1～2の人のうち顔や舌の体操やマッサージを行っている人は33.2%、特に取り組んでいない人は44.2%となっていますが、要介護度3～5ではそれぞれ46.6%、28.1%となっており、介護度が高くなり、口腔機能が低下したため、取り組んでいる状況が伺えます。そのため、口腔機能の低下を予防するためには、要介護度が高くなる前からの取り組みや虚弱高齢者(要支援・要介護状態にはないが、そのおそれがあると考えられる65歳以上の非認定高齢者)への取り組みが必要です。

図 2 4 口腔機能に関する口腔内の症状がある要介護者等の割合(複数回答)

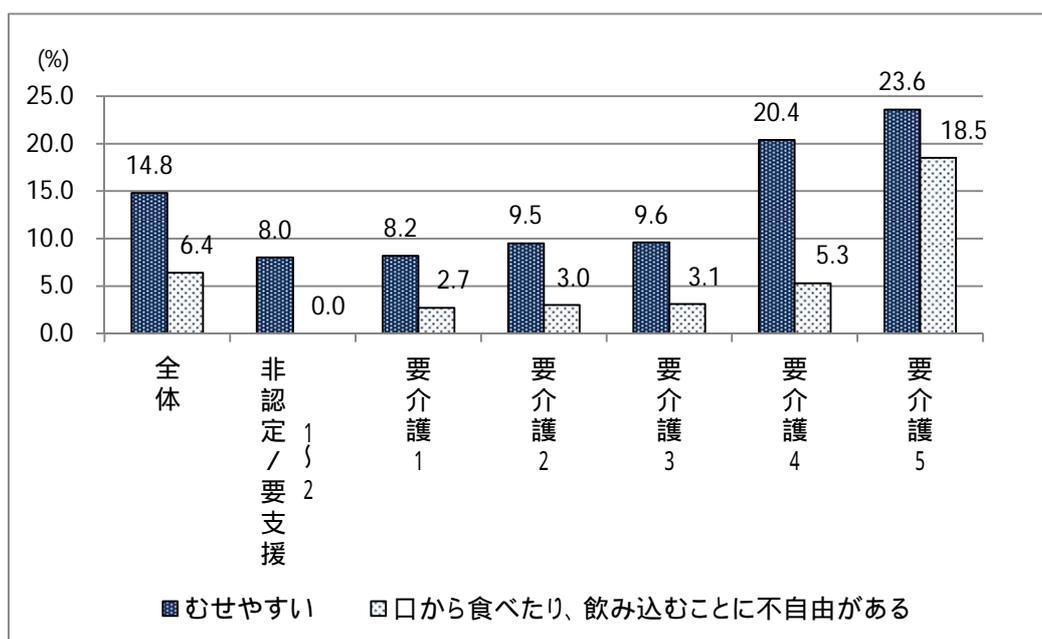
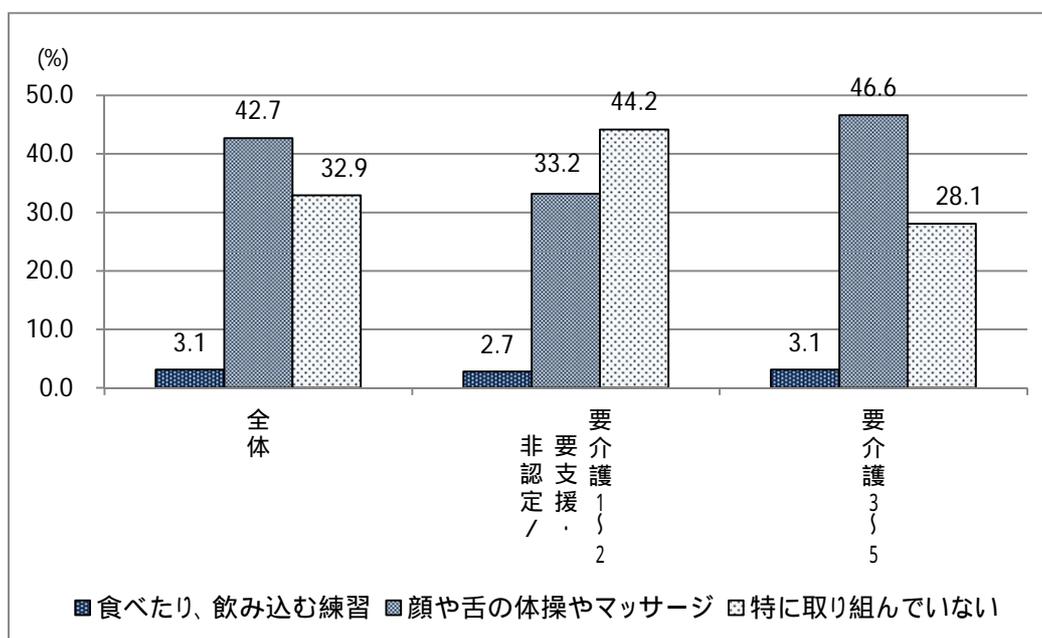


図 2 5 歯みがき以外で取り組んでいること(複数回答)



## ウ 要介護者等に対する歯科医療の状況

歯科治療が必要な場合、介護度が低いほど、かかりつけ歯科医院を利用し、介護度が高くなるにつれて訪問歯科診療の利用が増えています。また、歯科検診を受ける頻度については、40.8%の要支援・要介護者が年に1回以上、定期的を受けています。検診を受ける場所については、介護施設の47.0%、訪問歯科診療の32.6%が大半を占めているため、こうした施設や訪問歯科診療を増やしていくことが要支援・要介護者に対する歯科医療の環境を整える上で必要です。

図 2 6 歯科治療が必要な場合の要介護者等の受診方法(複数回答)

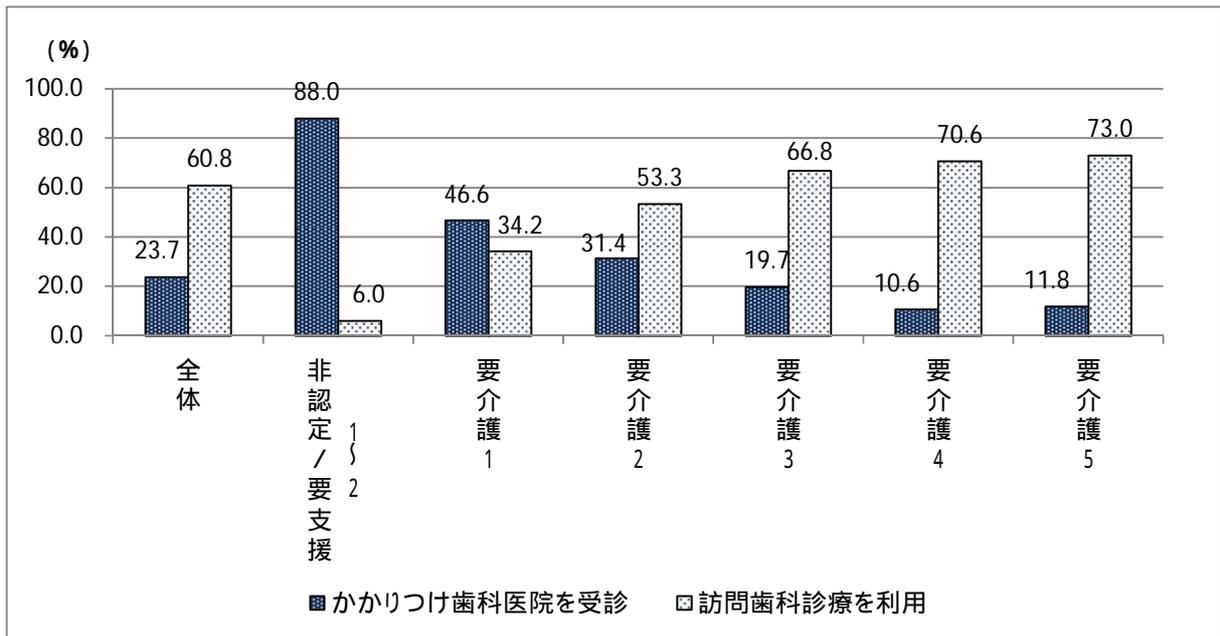
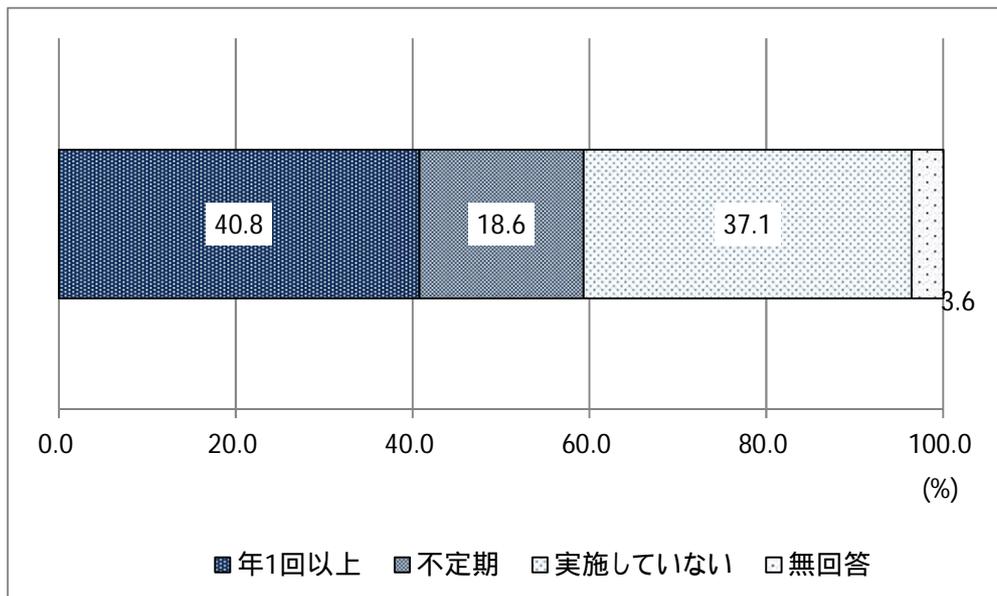
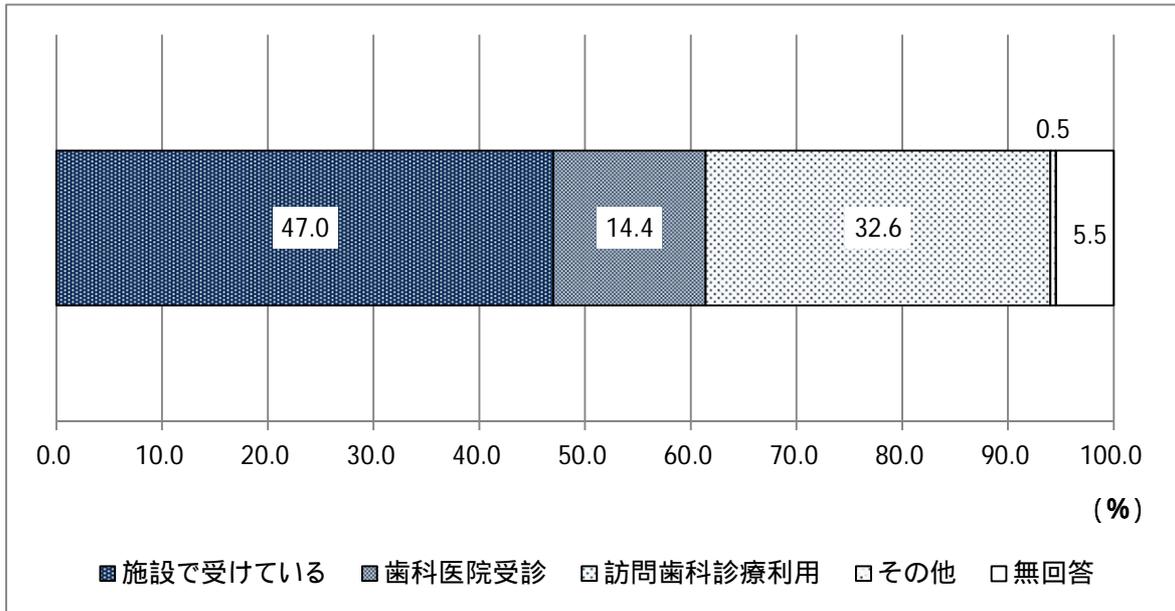


図 2 7 要介護者等が歯科検診を受ける頻度



構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

図 2 8 要介護者等が歯科検診を受ける方法

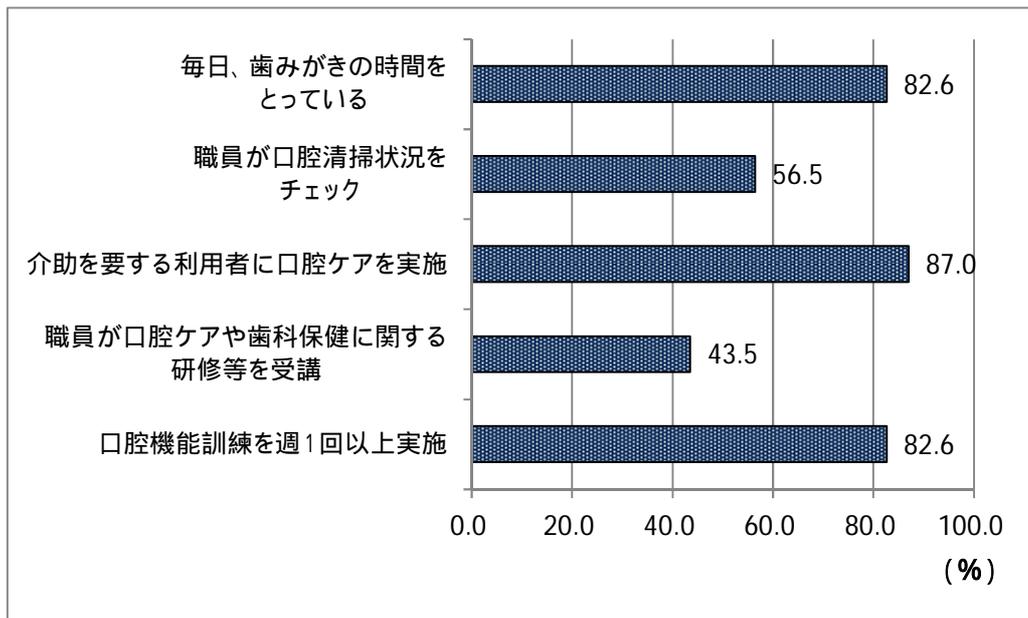


## エ 介護老人保健施設・介護老人福祉施設等の状況

介護老人保健施設・介護老人福祉施設等(以下「介護施設」という。)においては、利用者のむし歯・歯周病予防に対する取り組みとして約8割の介護施設が歯みがきの時間をとったり、口腔ケアの介助を行っており、口腔機能の低下を予防するため週1回以上の訓練を実施しています。一方、利用者の歯や口のニーズを満たす上で職員が問題に感じている点として、口腔ケアや歯科保健に対する職員の意識が低いことや、口腔ケア等に費やす時間が不足していることのほか、職員が口腔ケアや歯科保健に関する研修等を受ける機会がないことが挙げられています。そのため、更に介護施設の取り組みを推進するためには、職員が知識や技術を習得する機会を得られるような取り組みが必要です。

介護施設の歯科医療の状況については60.9%の施設が訪問歯科診療を利用しているほか、39.1%は本人や家族に受診勧奨しています。また、歯科検診の実施状況については、利用者に対して定期的に歯科検診を実施している介護施設は34.8%(入所介護型施設では53.3%)でした。施設を利用している要支援・要介護者の歯と口腔の健康を維持するため、利用者が定期的な歯科検診や必要な歯科治療を受けられるよう取り組んでいくとともに、歯と口腔の健康を管理するためには、定期的な歯科受診が必要であることを要支援・要介護者本人や介助者に対しても普及啓発を行っていくことが大切です。

図 2 9 介護施設が利用者に対して取り組んでいること(複数回答)



口腔機能訓練に関しては実施頻度について択一式。

図 2 10 介護施設が利用者の歯や口に関するニーズを満たす上で問題と感ずること(複数回答)

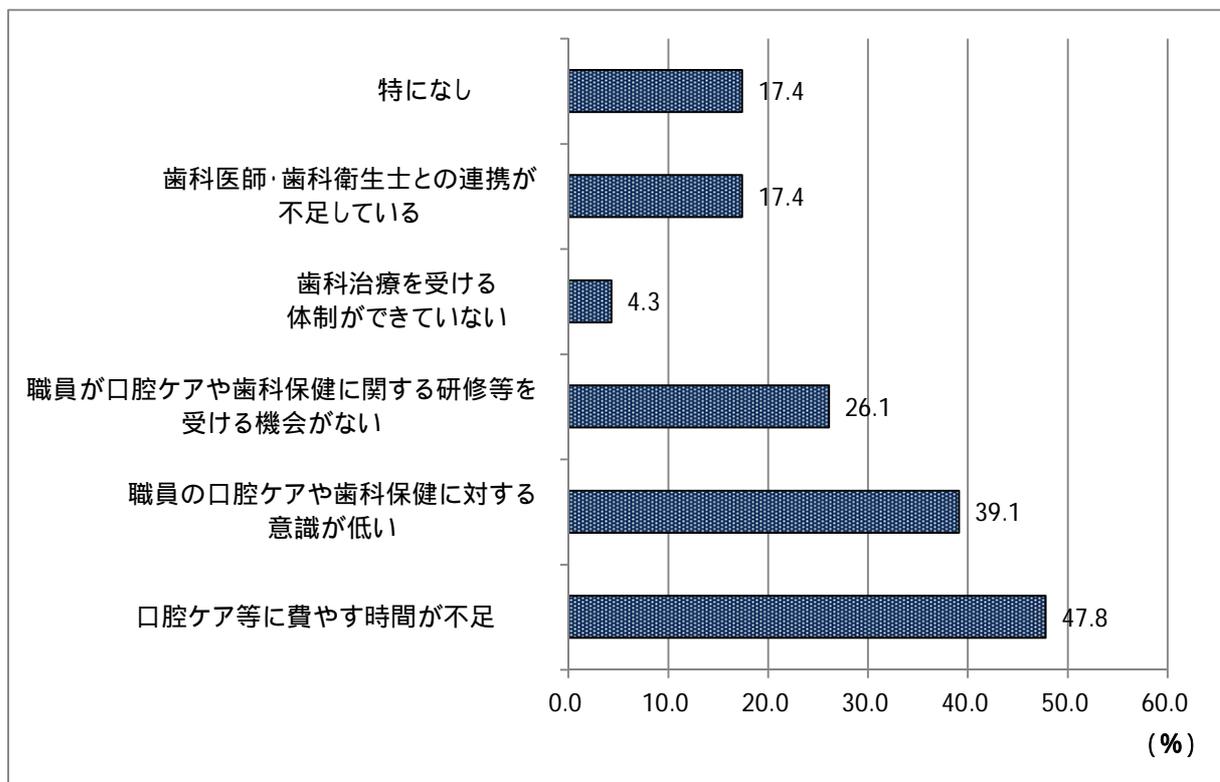


図 2 11 介護施設利用者が口の中に不調を訴えた時の対応(複数回答)

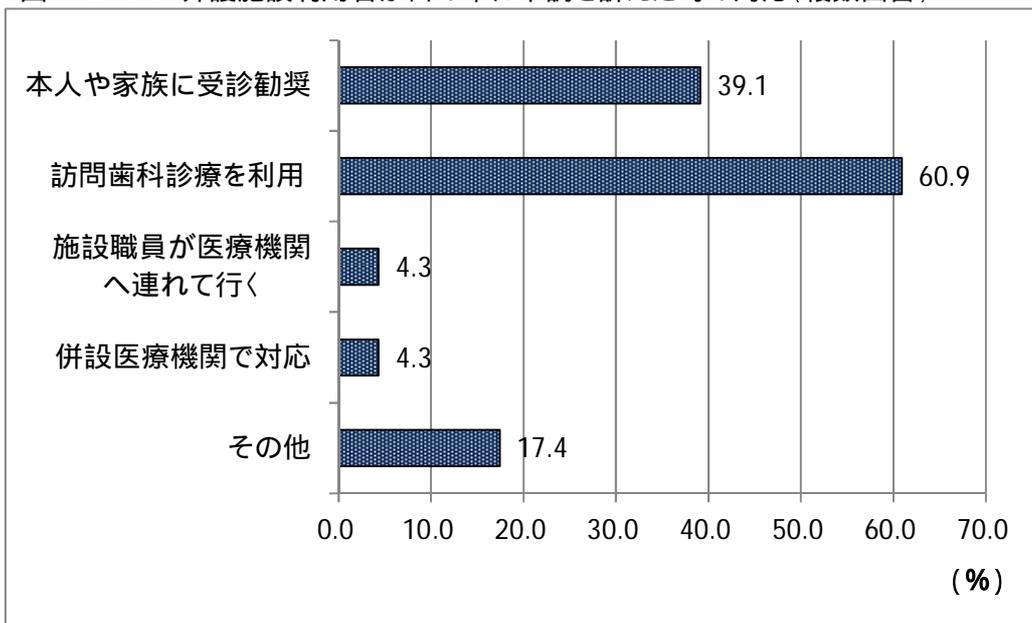
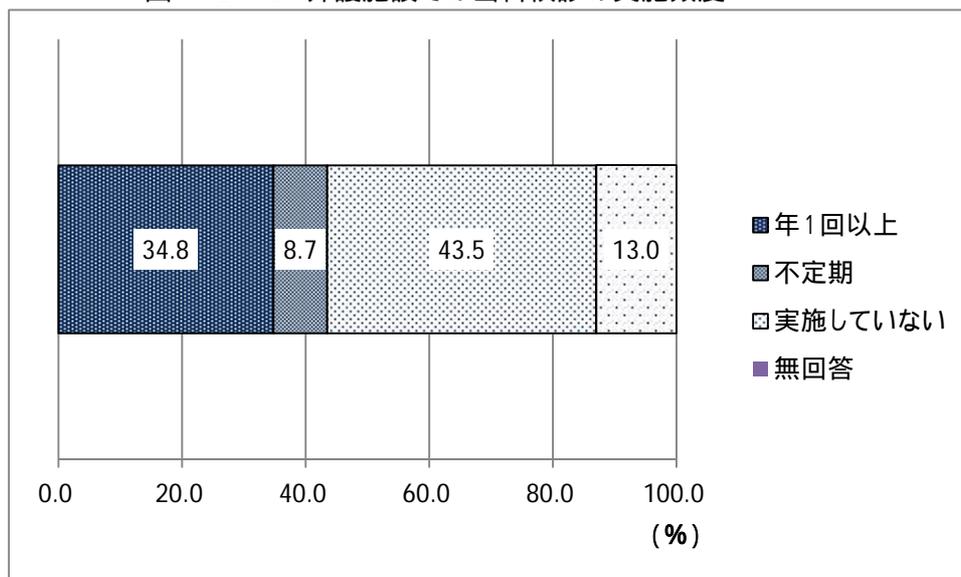


図 2 12 介護施設での歯科検診の実施頻度



## (2) 取り組みの方向

要介護者等は口腔内に何らかの症状があることが多く、適切な口腔ケアや定期的な受診の必要があります。そのため、本人や介助者に対して、日常の口腔ケアの方法や定期的な受診の必要性について啓発するとともに、定期的に受診できるよう体制を整えていきます。

また、要介護者等は介護度が上がるにつれ、口腔機能の低下が見られる人の割合が高くなる傾向があります。口腔機能の低下に対しては、介護を必要としていない時期から予防のための取り組みを行うことについても重要であることから、各事業を通じて取り組みを支援していくとともに早期からの予防方法についての普及啓発を行います。

## ア 市民自らの取り組み

### 取り組みの方向

**要介護者等が口腔疾患の早期発見・予防のため  
定期的に歯科医療を受けられるようにします**

- ・ 要介護者等が定期的に歯科受診を行い、歯科・口腔疾患の早期発見及び口腔機能の低下予防に取り組みます。

### 取り組みの方向

**要介護者等及び介助を必要としない  
高齢者が日常的に適切な口腔ケアを行える  
(受けられる)ようにします**

- ・ 要介護者等や介助者は、適切な口腔ケアに取り組みます。
- ・ 高齢者は、介護の必要性が高くなる傾向があるため、口腔機能の低下予防に取り組みます。

## イ 市民を支える取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 来所や訪問による保健指導を充実し、定期歯科受診を支援します。</li><li>・ 介護施設と連携して要介護者等の定期歯科受診の大切さについて普及啓発に取り組みます。</li><li>・ 介護施設の歯科検診・受診状況を把握し、利用者の定期歯科受診に必要な情報を提供します。</li><li>・ 介護施設と連携して口腔ケアの大切さを本人や介助者に伝えます。</li><li>・ 要介護者等や介助者に対し口腔ケアの方法について普及啓発に取り組みます。</li><li>・ 介護施設職員に対して、利用者の口腔管理に必要な情報を提供します。</li><li>・ 介護を必要としない高齢者に対して予防のための口腔機能訓練の方法や必要性について普及啓発に取り組みます。</li></ul>
---	---

<b>歯科医療機関</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護施設や在宅の要介護者等が定期的に歯科受診できるように訪問歯科診療等の体制を整えます。</li> <li>・ 介護施設や在宅の要介護者等や介助者に必要な口腔ケアについて指導します。</li> <li>・ 介護を必要としない高齢者に対して予防のための口腔機能訓練について指導します。</li> </ul>
<b>関係団体機関</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護者等や介助者に定期歯科受診の大切さについての普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 要介護者等の口腔ケアの大切さについての普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 高齢者に口腔機能低下に対する予防の必要性についての普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 相模原口腔保健センターを活用した寝たきり高齢者等への歯科診療の実施に向けた検討を進めます。</li> </ul>

### ( 3 ) 主な取り組み事業

- ・ 訪問口腔ケア(施設・在宅)
- ・ 訪問歯科診療(施設・在宅)
- ・ お口の健康診査
- ・ 介護施設職員に対する口腔ケアについての普及啓発
- ・ シニアのための歯っぴー健口セミナー
- ・ 訪問型口腔機能向上事業
- ・ 地域介護予防事業(口腔機能向上)
- ・ 歯医者さんの電話相談
- ・ 歯科衛生士による歯科健康相談
- ・ (仮称)要介護高齢者歯科診療事業

### ( 4 ) 成果指標

定期的に歯科検診を受けている要介護者等の割合

平成28年度 40.8%      平成33年度 45.0%

## 4 基本方針 歯科医療体制の充実(かかりつけ歯科医機能の定着等)

基本  
目標

歯と口腔の健康づくりを支援する  
環境を整備します

### (1) 現状と課題

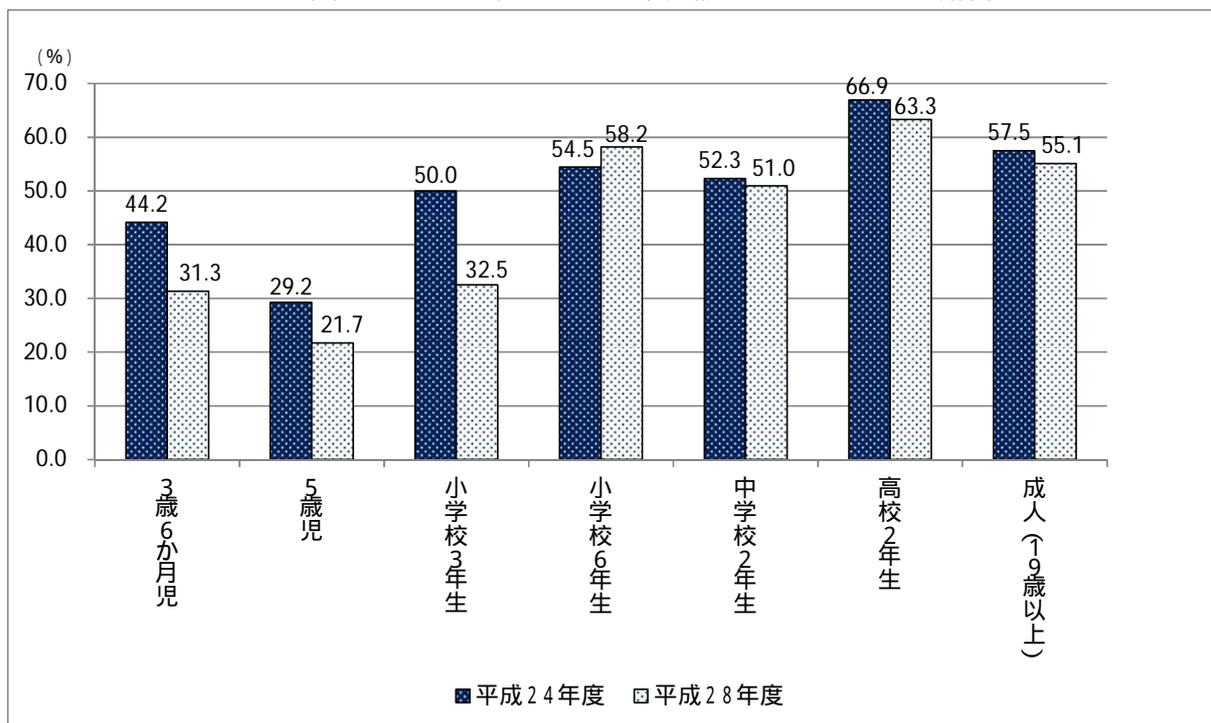
#### ア 歯科医療機関受診状況

全世代を通して、むし歯があるのに、受診をしなかった人の割合は、平成24年度の調査結果に比べると、小学校6年生を除いて減少傾向にあります。依然受診をしていない人の割合が高く、小学校6年生以上の世代では5割を超えており、年齢を重ねるごとにその傾向は強くなります。受診しない理由について、全世代を通して、保護者や本人が忙しいため受診できないと回答しており、むし歯の治療を後回しにしている状況が読み取れます。また、年齢が若いほど、受診できない理由として、「歯科医院に行くのが怖い」と回答しており、3歳6か月児の保護者と中学校2年生においては、むし歯があるのが分かっているにもかかわらず、「治療する必要があると思う」と回答している人が一定数います。

全世代を通して、むし歯以外で口の中に何らかの症状があるのに、受診をしなかった人の割合は、平成24年度の調査結果に比べると、高校生・一般を除いて減少傾向にあります。依然受診をしていない人の割合は高い傾向があります。受診しない理由について、全世代を通して、保護者や本人が忙しいため受診できないと回答しており、受診を後回しにしている状況が読み取れます。また、3歳6か月児の保護者を除いては、症状があるのが分かっているにもかかわらず「治療する必要があると思う」と回答している人が一定数います。

このことから、定期的な歯科医療機関の受診の重要性について正しく普及啓発することが必要です。

図 1 むし歯があるのに、受診をしなかった人の割合

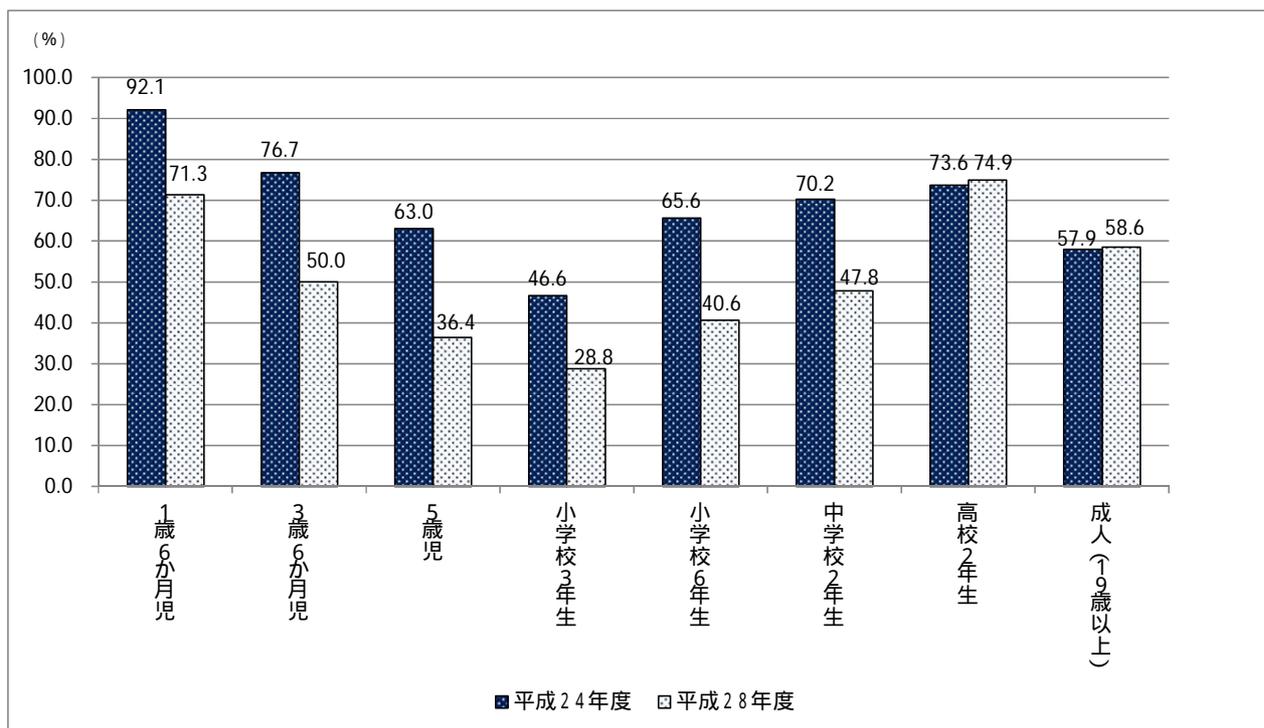


印は保護者回答

図 2 むし歯があるのに、受診をしなかった理由 上位3位

3歳6か月	1位	保護者が仕事等で忙しい 子どもが歯科医院に行くのを怖がる	28.6%
	2位	どの歯科医院に行けばいいのかわからない	23.8%
	3位	治療する必要がないと思う	4.8%
5歳児	1位	保護者が仕事等で忙しい	50.0%
	2位	子どもが歯科医院に行くのを怖がる	30.0%
	3位	どの歯科医院に行けばいいのかわからない	23.3%
小学校3年生	1位	保護者が仕事等で忙しい	50.0%
	2位	本人が学校・塾・習い事等で忙しい	21.2%
	3位	子どもが歯科医院に行くのを怖がる	16.7%
小学校6年生	1位	おうちの人都合が合わない	51.6%
	2位	学校・塾・習い事などで忙しい	23.4%
	3位	歯医者に行くのがこわい	9.4%
中学校2年生	1位	おうちの人都合が合わない	54.7%
	2位	学校・塾・習い事などで忙しい	39.6%
	3位	治療する必要がないと思う 歯医者に行くのがこわい	7.5%
高校2年生	1位	学校(部活を含む)・塾・習い事などで忙しい	68.3%
	2位	歯科医院に行くのがこわい	9.1%
	3位	費用が不安	8.5%
一般	1位	学校・仕事等で忙しい	31.9%
	2位	どの歯科医院に行けばいいのかわからない	21.4%
	3位	費用が不安	19.0%

図 3 口の中に何らかの症状があるのに、受診をしなかった人の割合(むし歯以外)



印は保護者回答

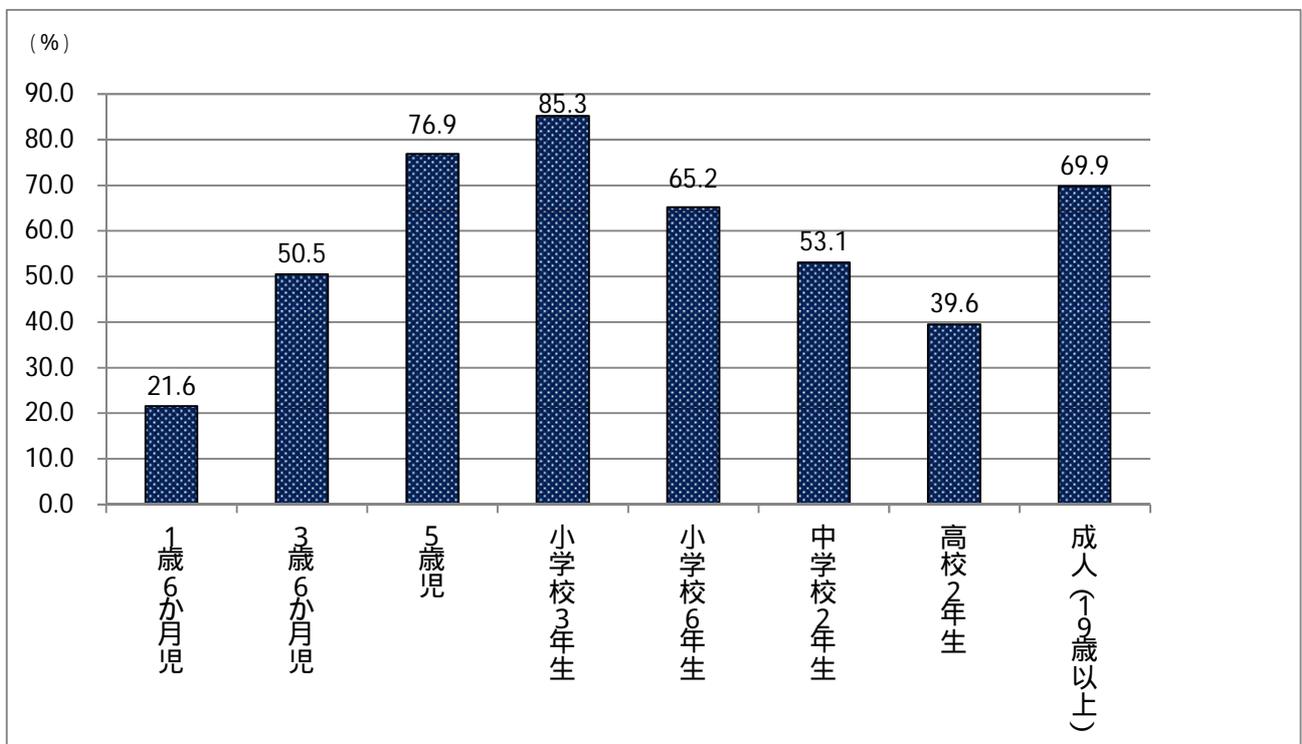
図 4 口の中に何らかの症状がある(むし歯以外)のに、受診をしなかった理由 上位3位

1歳6か月	1位	治療する必要がないと思う	29.3%
	2位	どの歯科医院に行けばいいのかわからない	27.2%
	3位	保護者が仕事等で忙しい	12.0%
3歳6か月	1位	子どもが歯科医院に行くのを怖がる	21.1%
	2位	どの歯科医院に行けばいいのかわからない	19.7%
	3位	保護者が仕事等で忙しい	18.4%
5歳児	1位	保護者が仕事等で忙しい	24.4%
	2位	治療する必要がないと思う	18.6%
	3位	どの歯科医院に行けばいいのかわからない	16.3%
小学校3年生	1位	保護者が仕事等で忙しい	25.2%
	2位	費用が不安	22.0%
	3位	本人が学校・塾・習い事等で忙しい	17.1%
小学校6年生	1位	おうちの人との都合が合わない	29.8%
	2位	治療する必要がないと思う	26.9%
	3位	学校・塾・習い事などで忙しい	12.5%
中学校2年生	1位	おうちの人との都合が合わない	33.3%
	2位	治療する必要がないと思う	30.3%
	3位	学校・塾・習い事などで忙しい	28.8%
高校2年生	1位	治療する必要がないと思う	41.8%
	2位	学校(部活を含む)・塾・習い事などで忙しい	37.2%
	3位	費用が不安	6.5%
一般	1位	治療する必要がないと思う	34.9%
	2位	学校・仕事等で忙しい	23.2%
	3位	費用が不安	16.2%

## イ かかりつけ歯科医機能

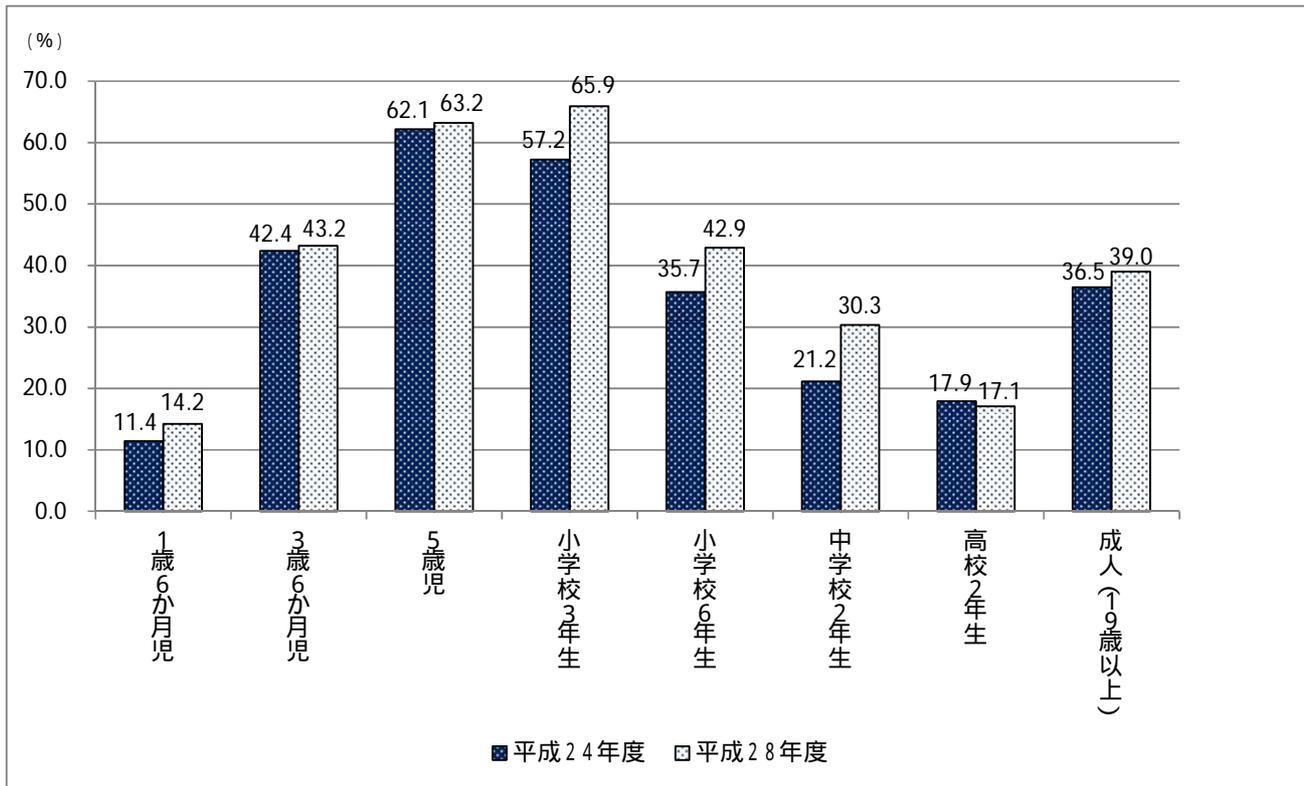
かかりつけ歯科医がある人の割合は、小学校3年生の85.3%を最高に、年齢を重ねるにつれて低くなる傾向にあります。歯科医療機関を受診するきっかけとしては、治療が主なものとなっており、治療以外で定期的な受診をしている人の割合は、平成24年度と比較すると、高校2年生を除いて増加傾向を示しており、5歳児、小学校3年生では6割を超えているものの、他の世代では、約1割から4割までと低い値を示しています。このように、予防を目的とした受診の意識は低く、歯科医療機関は治療をする場所という認識が強く根付いていることが伺えます。このことから、かかりつけ歯科医機能について正しく普及啓発することが必要です。

図 5 かかりつけ歯科医がある人の割合



印は保護者回答

図 6 治療以外で定期的な受診をしている人の割合



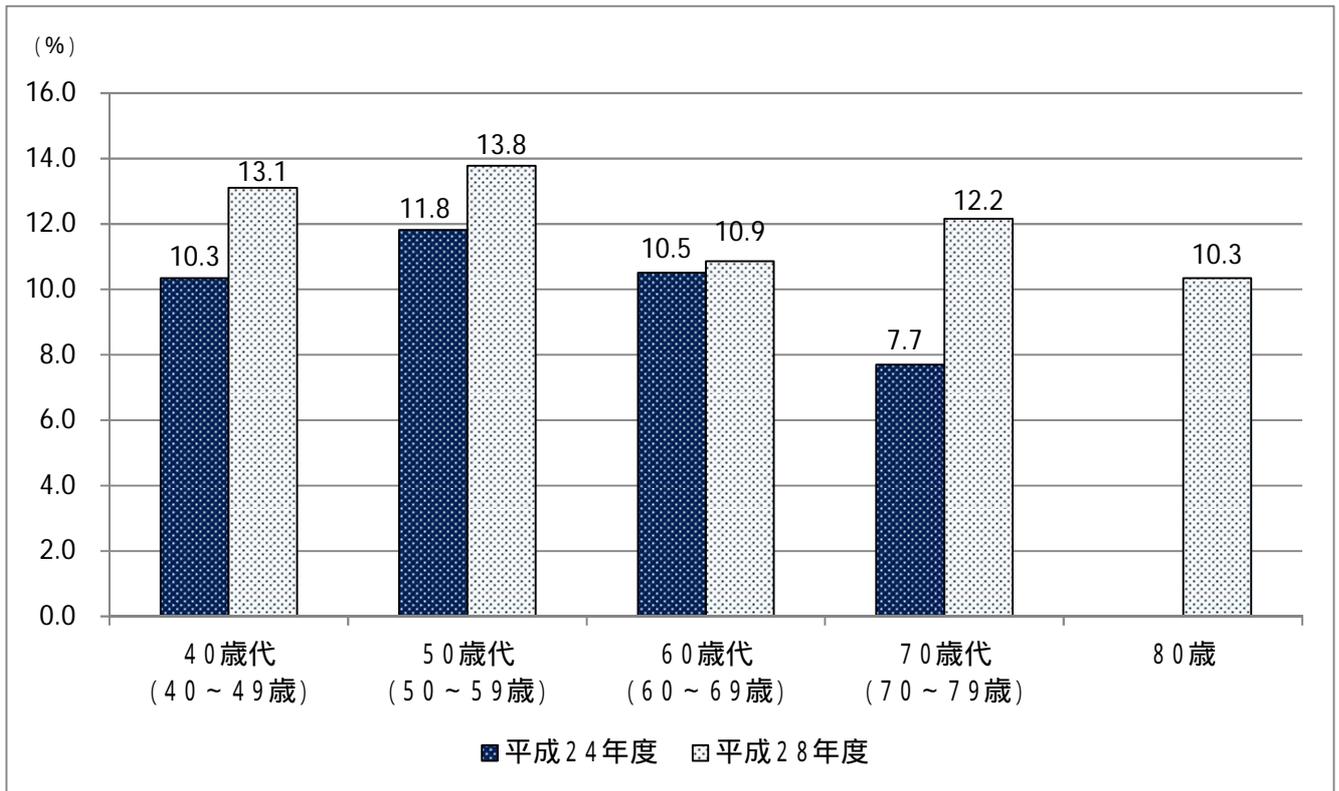
印は保護者回答

### ウ 定期的な歯科受診

40歳以上で歯周病の症状がない人は、平成24年度に比べて、増加傾向にありますが、依然約1割しかおらず、ほとんどの人に治療が必要な状況です。歯周病は、自覚症状が少なく、予防するには定期的なメンテナンス(専門的口腔ケア・歯みがき指導・相談等)が重要であることから、定期的な受診の必要性について普及啓発する必要があります。

また、定期的な受診のきっかけとしては、歯科医療機関の歯科医師による働きかけが主な理由であり、歯科医師の果たす役割は大きいと考えられます。

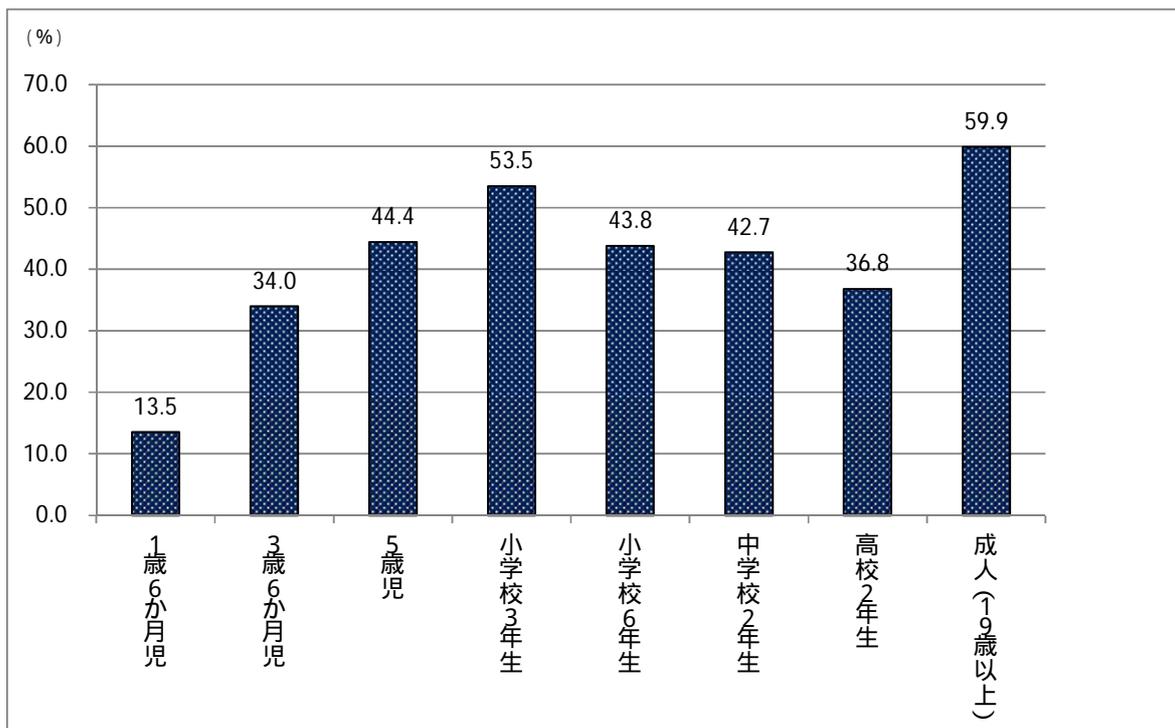
図 7 歯周病の症状がない人の割合



お口の健康診査

平成24年度のお口の健康診査の対象者は、40歳～74歳のため、80歳のデータの提示なし。

図 8 歯科医師の助言により、定期的に受診をするようになった人の割合



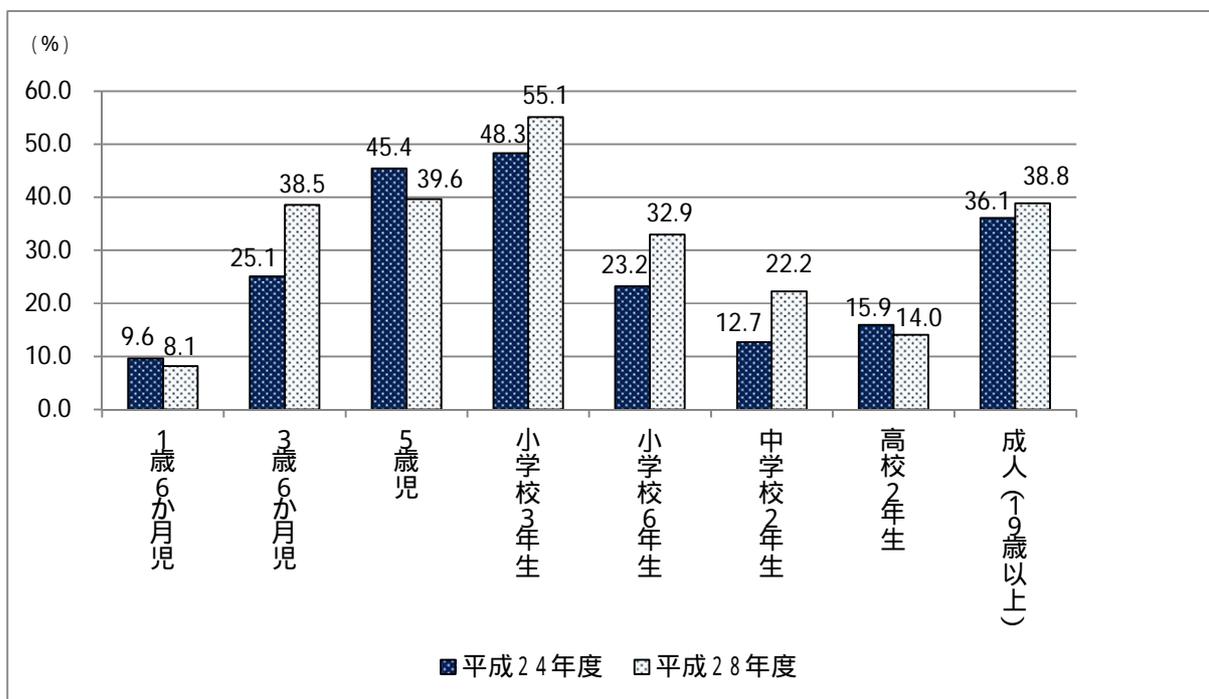
印は保護者回答

## エ 歯みがき指導状況

1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合は、平成24年度と比べると、1歳6か月児・5歳児・高校生を除いて増加傾向にあります。依然、全世代において4割以下となっています。

補助的清掃用具を使用している人は、一般を除いて増加傾向にあります。依然、補助的清掃用具の使用方法について指導を受けた人が少ない現状から、歯みがき指導を受けることができる環境を整える必要があります。

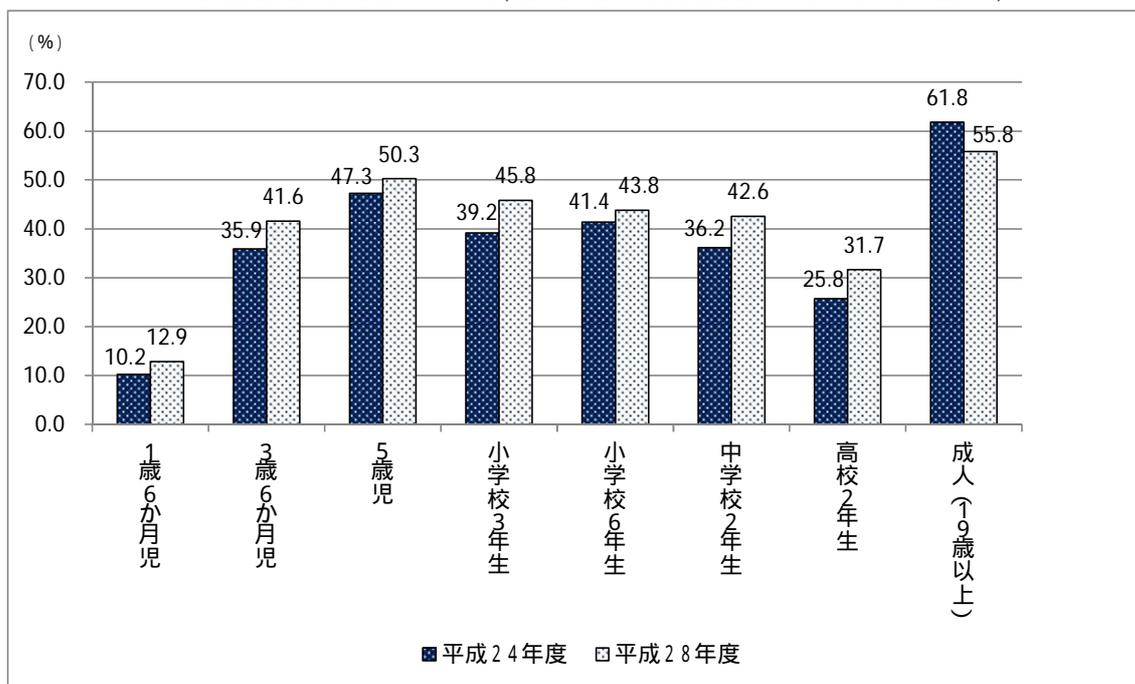
図 9 1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合



印は保護者回答

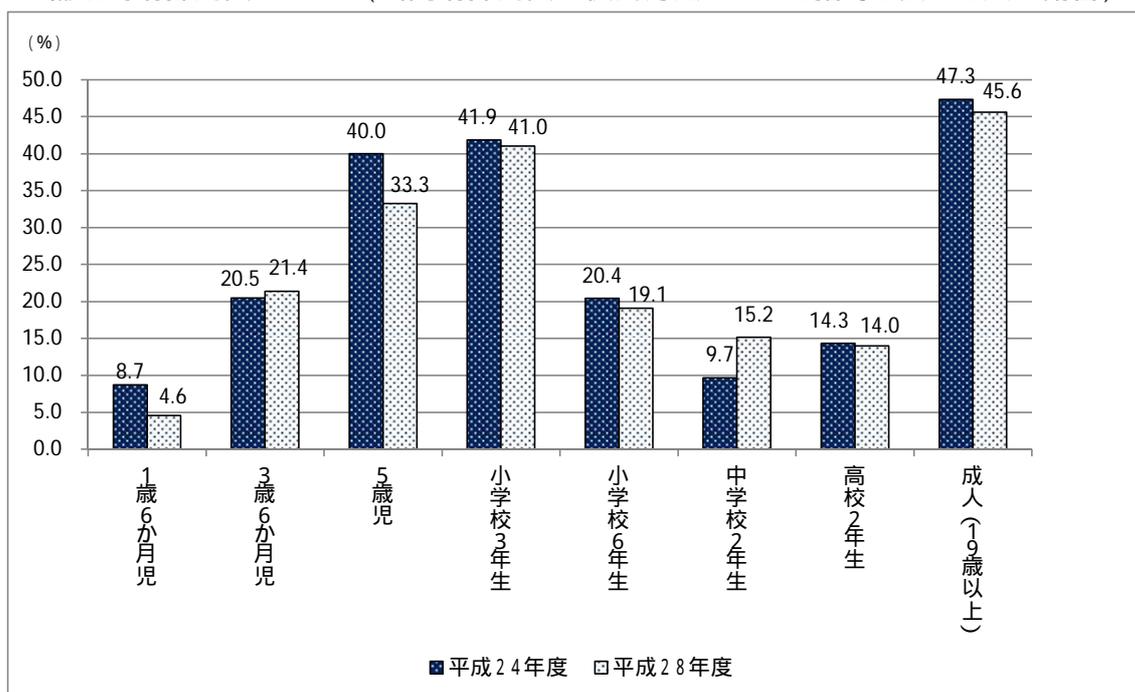
平成28年度 3歳6か月児の結果のみ相模原市幼児歯科健康診査結果

図 10 補助的清掃用具について(歯間清掃用具を使用している人の割合)



印は保護者回答

補助的清掃用具について(歯間清掃用具の使用方法について指導を受けた人の割合)



印は保護者回答

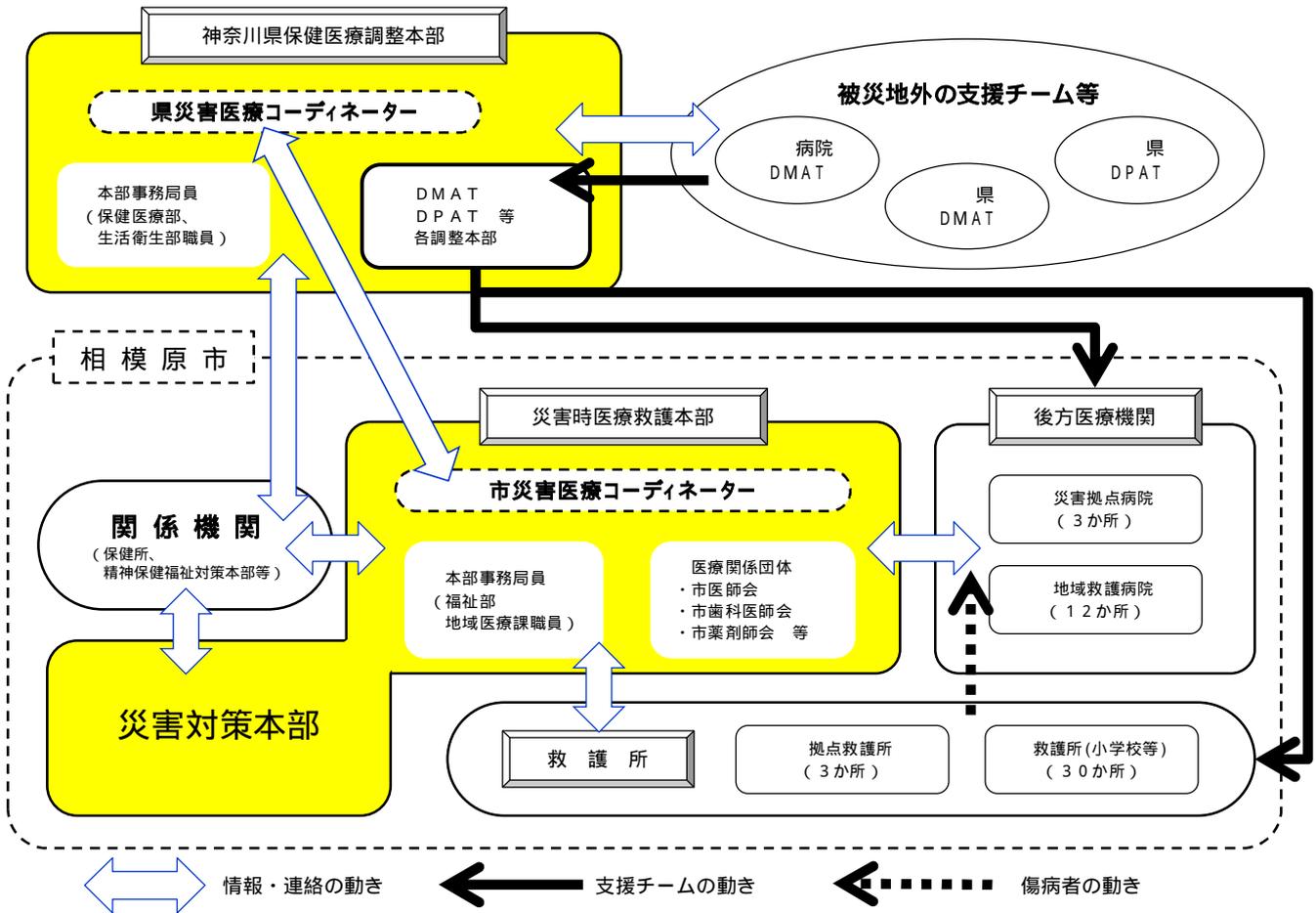
## オ 歯科医療体制

少子高齢化や疾病構造の変化等に伴う需要に対応するため、平常時・救急時の医療体制について検討する必要があります。

また、災害時において、特に高齢者は口腔清掃不良による誤嚥性肺炎<sup>えん</sup>の危険性が高まるといわれており、今後一層、関係機関・医療機関と連携や役割分担を行い、災害時における体制について検討する必要があります。

図 11 災害時医療救護体系図

### 相模原市災害時医療救護体制



## (2) 取り組みの方向

歯と口腔の健康づくりを推進するためには、市民自らによる口腔ケアだけでなく、かかりつけ歯科医によるメンテナンス(専門的口腔ケア、歯みがき指導・相談等)が重要です。日頃から安心して相談できるかかりつけ歯科医を持ち、定期的に受診することの必要性について、重点的に普及啓発に取り組みます。

また、むし歯や歯周病を予防するためには、各歯科医療機関がかかりつけ歯科医として継続的に市民の歯と口腔の健康を管理する役割を果たすとともに、予防のための受診行動を支援することが必要であるため、市・歯科医療機関・関係団体等が連携し、歯科医療体制を整備します。

災害時には、被災者の口腔清掃が不良になる傾向があり、特に高齢者は、誤嚥性肺炎の危険性が高まります。こうしたことから、日頃より災害時における体制について関係機関・医療機関と連携し、役割分担を検討します。

### ア 市民自らの取り組み

#### 取り組みの方向

かかりつけ歯科医について理解を深め、  
定期的に歯科医療機関を受診します

妊娠期及び胎児期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 妊娠期の歯と口腔の健康が、胎児の健康や乳幼児の歯の健康に影響することについて理解を深めます。</li><li>・ 妊娠期は、つわりなどの影響により、歯肉炎になりやすいことについて理解を深めます。</li><li>・ 定期的な受診の重要性について理解を深めます。</li><li>・ かかりつけ歯科医について理解を深めます。</li><li>・ かかりつけ歯科医を持ちます。</li><li>・ 定期的にかかりつけ歯科医を受診し、むし歯や歯肉炎を予防するためのメンテナンスを受けます。</li></ul>
----------	---

乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者は、生えてきたばかりの乳歯はむし歯になりやすいことについて理解を深めます。</li> <li>・ 保護者は、子どものむし歯を予防するために定期的な受診が重要であることについて理解を深め、子どもに伝えます。</li> <li>・ 保護者は、かかりつけ歯科医について理解を深め、子どもに伝えます。</li> <li>・ 保護者は、子どもが安心して受診できる、かかりつけ歯科医を選びます。</li> <li>・ 保護者は、子どもに定期的にかかりつけ歯科医を受診させ、むし歯を予防するためのメンテナンスを受けさせます。</li> </ul>
学童期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者は、混合歯列期は歯みがきが難しく、むし歯になりやすいことについて理解を深め、子どもに伝えます。</li> <li>・ 子どもは、混合歯列期は歯みがきが難しく、むし歯になりやすいことについて理解を深めます。</li> <li>・ 保護者は、子どものむし歯を予防するために定期的な受診が重要であることについて理解を深め、子どもに伝えます。</li> <li>・ 子どもは、むし歯を予防するために定期的な受診が重要であることについて理解を深めます。</li> <li>・ 保護者は、かかりつけ歯科医について理解を深め、子どもに伝えます。</li> <li>・ 子どもは、かかりつけ歯科医について理解を深めます。</li> <li>・ 保護者は、子どもが安心して受診できるかかりつけ歯科医を選びます。</li> <li>・ 保護者は、子どもに定期的にかかりつけ歯科医を受診させ、むし歯や歯肉炎を予防するためのメンテナンスを受けさせます。</li> <li>・ 子どもは、定期的にかかりつけ歯科医を受診し、むし歯や歯肉炎を予防するためのメンテナンスを受けます。</li> </ul>
中高生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中・高生期は、食習慣や生活習慣が乱れやすく、むし歯や歯肉炎になりやすいことについて理解を深めます。</li> <li>・ むし歯や歯肉炎を予防するために定期的な受診が重要であることについて理解を深めます。</li> <li>・ かかりつけ歯科医について理解を深めます。</li> <li>・ 定期的にかかりつけ歯科医を受診し、むし歯や歯肉炎を予防するためのメンテナンスを受けます。</li> <li>・ 保護者は、かかりつけ歯科医について正しく理解を深め、子どものむし歯や歯肉炎を予防するために、定期的に受診させます。</li> </ul>
成人期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成人期は、歯周病のリスクが高まることについて理解を深めます。</li> <li>・ 入れ歯は、定期的調整が必要であることについて理解を深めます。</li> <li>・ 歯周病を予防するために定期的な受診が重要であることについて理解を深めます。</li> <li>・ かかりつけ歯科医について理解を深めます。</li> <li>・ 定期的にかかりつけ歯科医を受診し、むし歯や歯周病を予防するためのメンテナンスを受けます。</li> </ul>

高 齡 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齡期は、唾液の量が減少しやすく、根面う蝕<sup>しよく</sup>になりやすいことの理解を深めます。</li> <li>・ 入れ歯は、定期的に調整が必要であることの理解を深めます。</li> <li>・ 根面う蝕<sup>しよく</sup>や歯周病を予防するために定期的な受診が重要であることの理解を深めます。</li> <li>・ 高齡期は、口腔機能が低下する傾向があるため、予防についての理解を深めます。</li> <li>・ かかりつけ歯科医について理解を深めます。</li> <li>・ 定期的にかかりつけ歯科医を受診し、根面う蝕<sup>しよく</sup>や歯周病を予防するためのメンテナンスを受けます。</li> </ul>
-------------	---

取り組みの方向

## 充実した歯科医療体制(平常時・救急及び災害時) を確保します

- ・ 日頃から、かかりつけ歯科医とよく話し合います。
- ・ 夜間・休日や緊急時に受診できる歯科医療機関を把握しておきます。
- ・ 日頃から、歯と口腔の健康管理を適切に行い、災害時の歯科疾患の発症を予防します。
- ・ 災害時において、口腔内を清潔に保つことが全身の健康管理につながることの理解を深め、口腔ケアを実践します。
- ・ 避難所等において、口腔内に自覚症状があるときは、早めに専門職等に相談します。

## イ 市民を支える取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かかりつけ歯科医機能について普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 自覚症状がなくても、むし歯や歯周病を予防するために、定期的に歯科医療機関を受診し、メンテナンスを受ける必要があることについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 保育所・幼稚園・学校等は、むし歯や歯肉炎などで治療が必要な子どもに対して、早期に受診するよう伝えます。また、受診状況を把握します。</li> <li>・ 高齢者に対して口腔機能の低下に対する予防が必要であることの普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 相模原口腔保健センターを活用した休日急患歯科診療を支援します。</li> <li>・ 救急医療制度の正しい利用方法の普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 情報連絡体制を強化します。</li> <li>・ 災害時に避難所等における歯と口腔の健康管理体制を整備します。</li> <li>・ 避難所等や自宅に戻った市民に対しての口腔の健康管理体制を充実します。</li> <li>・ 災害時には、通常の保健事業の実施体制への速やかな移行を図ります。</li> </ul>
歯科医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診査・診断の結果から、個人の口腔内状況に合わせたメンテナンスプログラムを作成、提示し、定期的な受診を促します。</li> <li>・ メンテナンスプログラムに基づくメンテナンスを実施し、継続的に歯と口腔の健康管理をします。</li> <li>・ 他の医療機関と連携し、かかりつけ歯科医として継続的に歯科医療や歯科保健指導を実施します。</li> <li>・ 日頃から、患者と災害時の対応について話し合い、災害時に備えます。</li> <li>・ 医療機関が相互に情報を共有し、連携して、専門性の高い安全な医療を提供します。</li> <li>・ 災害時の歯科医療体制を充実し、安定的に歯科医療を提供します。</li> </ul>
関係団体機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正しいかかりつけ歯科医機能について普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 歯と口腔の健康を維持するためには、自覚症状がなくても定期的に歯科医療機関を受診する必要があることについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 事業主等は、被雇用者等が安心して定期的にかかりつけ歯科医を受診できるようにします。</li> <li>・ 相模原口腔保健センターを活用した休日急患歯科診療を実施します。</li> <li>・ 休日対応も含む地域の医療機関について情報提供します。</li> <li>・ 医療機関相互の連携をサポートします。</li> <li>・ 日頃からの歯と口腔の健康管理の大切さについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 救急時において、医療機関と迅速に連携します。</li> <li>・ 災害時における歯と口腔の健康管理の大切さについて普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ 災害時において、必要に応じて歯科医師の派遣、医療救護活動(歯科医療)を行います。</li> </ul>

### ( 3 ) 主な取り組み事業

- ・ 妊婦歯科教室(マタニティオーラルセミナー)
- ・ 母親・父親教室(ハロー・マザークラス)
- ・ むし歯予防教室(親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦！)
- ・ 幼児歯科健康診査
- ・ 保育所・学校等歯科指導(学校歯科巡回指導等)
- ・ 大学等歯科指導(歯っぴいスマイルプロジェクト)【新】
- ・ お口の健康診査
- ・ 国民健康保険被保険者歯科健康診査
- ・ シニアのための歯っぴー健口セミナー
- ・ 訪問型口腔機能向上事業
- ・ 歯医者さんの電話相談
- ・ 歯科衛生士による歯科健康相談
- ・ 相模原口腔保健センターにおける休日急患歯科診療事業
- ・ 救護所の傷病者への歯科医療提供体制の整備
- ・ 職域連携事業における普及啓発
- ・ 歯と口の健康週間、いい歯の日での普及啓発
- ・ ホームページ等による普及啓発

### ( 4 ) 成果指標

<u>歯と口腔の健康を保つために定期的に歯科医療機関を受診している人の割合</u>		
3歳6か月児	平成28年度 43.2%	平成33年度 50.0%
中学生	平成28年度 30.3%	平成33年度 40.0%
成人(19歳～60歳)	平成28年度 33.1%	平成33年度 38.0%
<u>1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合</u>		
3歳6か月児	平成28年度 38.5%	平成33年度 50.0%
小学6年生	平成28年度 32.9%	平成33年度 42.0%
成人(19歳～60歳)	平成28年度 36.6%	平成33年度 41.0%

## 5 基本方針別 成果指標一覧

基本方針	指標	出典	前回指標 有無 〔新・新設〕	ベースライン値 (%) (平成28年度)	目標値(%) (平成33年度)	参考比較 (目標値・平成34年度)	
						国(%)	神奈川県(%)
むし歯 (う蝕) 予防	むし歯がある子どもの割合	[3歳6か月児] [12歳児]		[3歳6か月児] 16.3 [12歳児] 36.4	[3歳6か月児] 13.0 [12歳児] 33.0	[3歳児] 10.0 [12歳児] 35.0	[3歳児] 5.0 [12歳児] 25.0
	多数のむし歯(未処置歯4本以上)がある3歳6か月児の割合			3.7	3.0		20.0 1
	治療していないむし歯がある人の割合			[40歳] 33.8 [60歳] 32.2	[40歳] 29.0 [60歳] 27.0	[40歳] 10.0 [60歳] 10.0	[40歳] 10.0 [60歳] 10.0
	3歳6か月児で歯科医療機関にてフッ素を利用している子どもの割合			41.9	47.0		
	小学校3年生で食事の時よく噛まないで食べている子どもの割合			21.4	18.0		
歯周病 予防	中学校3年生で歯肉に炎症がある人の割合			23.0	20.0	20.0 2	
	進行した歯周病(歯周炎)がある人の割合			[40歳代] 43.6 [60歳代] 48.5	[40歳代] 38.0 [60歳代] 44.0	[40歳代] 25.0 [60歳代] 45.0	[40歳代] 15.0 [60歳代] 65.0
	60歳で24本以上自分の歯がある人(6024達成者)の割合			59.0	65.0	70.0	85.0
	80歳で20本以上自分の歯がある人(8020達成者)の割合			44.6	52.0	50.0	65.0
	補助的清掃用具を使用している成人(19歳以上)の割合			55.8	65.0		
	歯の健康と生活習慣病の関連性を知っている人の割合			[高校生] 87.3 [成人] (19歳以上) 89.6	[高校生] 90.0以上 [成人] (19歳以上) 90.0以上		
介護者等 の歯科保健	定期的に歯科医療機関を受診している障害児・者(未就学～高校生)の割合			55.5	65.0		
	定期的に歯科検診を受けている障害者(成人[19歳以上])の割合		新	62.9	69.0		
	定期的に歯科検診を受けている要介護者等の割合		新	40.8	45.0		
歯科医療体制の充実	歯と口腔の健康を保つために定期的に歯科医療機関を受診している人の割合			[3歳6か月児] 43.2 [中学生] 30.3 [成人] (19歳～60歳) 33.1	[3歳6か月児] 50.0 [中学生] 40.0 [成人] (19歳～60歳) 38.0		
	1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合	3歳6か月児のみ		[3歳6か月児] 38.5 [小学校6年生] 32.9 [成人] (19歳～60歳) 36.6	[3歳6か月児] 50.0 [小学校6年生] 42.0 [成人] (19歳～60歳) 41.0		

出典詳細 記載なし: 平成28年度相模原市歯科保健実態調査結果  
: 平成28年度幼児歯科健康診査結果  
: 平成28年度学校保健統計  
: 平成28年度お口の健康診査結果

1  
3歳児でむし歯のある者のうち重症(う蝕罹患型B+C)の者の割合

2  
中学生・高校生(10～19歳)における歯肉に炎症所見を有する者の割合



## 6 相模原市歯科保健医療関連事業と目標との関連一覧

基本方針		実施形態						むし歯(う蝕)予防			
		市直営									
基本目標		健康増進課	こども家庭課	他課主管	委託	補助金	その他	むし歯について正しい知識を持ち、適切な予防行動をとることができるようにします			歯周病を予防する全身の
取り組みの方向								取り組みの方向	取り組みの方向	取り組みの方向	取り組みの方向
主な歯科関連事業								むし歯になりにくい食習慣を身に付けます	むし歯を予防するための歯みがき習慣を身に付け、実践します	フッ化物のむし歯を予防する効果を知り、積極的に利用します	歯や口腔に関心を持ち、歯周病についての理解を深めます
妊婦歯科健康診査	市内在住の妊婦を対象とした歯科健診(予約制)										
4か月児健康診査	4か月になる乳児を対象とした健診(配布資料の中で歯科保健情報提供)										
8か月児健康診査	8か月になる乳児を対象とした健診(配布資料の中で歯科保健情報提供)										
1歳児健康診査	1歳になる幼児を対象とした健診(配布資料の中で歯科保健情報提供)										
1歳6か月児歯科健康診査	1歳6か月になる幼児を対象とした歯科健診										
2歳6か月児歯科健康診査	2歳6か月になる幼児を対象とした歯科健診										
3歳6か月児健康診査	3歳6か月になる幼児を対象とした歯科健診										
健康診査事業 う蝕ハイリスク児及び心身障害児歯科健康診査(かんだる～歯科健診)	各種保健事業等を受け継続的な歯科保健指導が必要と認められた乳幼児とその家族及び心身に障害を有する等で歯科健診等を受診することが困難な乳幼児とその家族を対象とした歯科健診(予約制)										
健康診査事業 陽光園歯科健診	園通所児を対象とした歯科検診										
健康診査事業 保育所・公立幼稚園等歯科検診	在園児を対象とした歯科検診										
健康診査事業 私立幼稚園歯科検診	在園児を対象とした歯科検診										
健康診査事業 就学時健康診断	翌年度小学校入学予定児を対象とした健康診断										
健康診査事業 学校歯科検診	在学児童生徒を対象とした歯科検診										
健康診査事業 国民健康保険被保険者歯科健康診査	国民健康保険に加入している30歳代を対象とした歯科健診										
健康診査事業 お口の健康診査	40歳から80歳の市民を対象とした歯科健診										
健康診査事業 口腔がん検診	40歳以上の市民を対象としたがん検診(予約制)										
健康診査事業 障害児者地域作業所歯科健診	4保健福祉課域の障害福祉サービス事業所等に通う障害児者を対象とした歯科健診										



基本方針		実施形態						むし歯(う蝕)予防			
		市直営									
基本目標		健康増進課	こども家庭課	他課主管	委託	補助金	その他	むし歯について正しい知識を持ち、適切な予防行動をとることができるようにします			歯周病を予防す 全身の
取り組みの方向								取り組みの方向	取り組みの方向	取り組みの方向	取り組みの方向
主な歯科関連事業								むし歯になりにくい食習慣を身に付けます	むし歯を予防するための歯みがき習慣を身に付け、実践します	フッ化物のむし歯を予防する効果を知り、積極的に利用します	歯や口腔に関心を持ち、歯周病についての理解を深めます
健康教育事業	母親・父親教室(ハロー・マザークラス)	概ね妊娠16週以降の初妊婦とその家族を対象とした母親・父親教室(2日コースの中で歯科講義等実施)									
	マタニティオーラルセミナー	市内在住の妊婦を対象とした妊婦歯科教室(講義、歯科健診等実施)									
	親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦!	10か月から1歳2か月の乳幼児とその家族を対象としたむし歯予防教室(予約制)									
	保育所歯科保健指導	市内公立保育所で希望のあった園の在園児を対象とした歯科保健指導									
	学校歯科巡回指導	市内全小学校2年生、5年生を対象とした歯科保健指導									
	歯っぴいスマイルプロジェクト	市内大学在学学生を対象とした、歯科体験、講義等を通じて行動変容を促す歯科教室									
	生涯学習まちかど講座	『いい歯でいきいき生活講座～元気な体でいつまでも噛める喜びを～』をテーマに講義や実技等を行う歯科保健講座									
	シニアのための歯っぴい健康セミナー	短期集中予防サービス対象者への歯科衛生士による口腔機能向上教室									
	地域介護予防事業	高齢者支援センター(地域包括支援センター)による高齢者を対象とした地域における介護予防全般についての複合的教室(単独またはコースで口腔機能向上の講義等実施)									
お口の健康教室	主に自立高齢者を対象とした口腔機能向上教室										
健康相談事業	歯科健康相談	全市民を対象とした歯科衛生士による歯の健康相談(予約制)									
	歯医者さんの電話相談	全市民を対象とした歯科医師による電話歯科相談									
	ふれあい親子サロン	育児中の保護者が、育児不安なく子育てできるよう地域の親同士が交流する場での個別歯科相談(4保健福祉課地域のみ)									
	一般健康相談	39歳以下の市民を対象とした健診(健診結果返却時に必要と認められた者に対し個別歯科相談実施)									
訪問事業	在宅療養者等訪問口腔衛生指導	慢性疾患等により長期にわたり療養を必要とする者等を対象とした歯科医師、歯科衛生士による訪問口腔衛生指導									
	訪問型口腔機能向上事業	短期集中予防サービス対象者への歯科衛生士による訪問口腔機能向上指導									



基本方針		実施形態						むし歯(う蝕)予防			
		市直営		委託	補助金	その他	むし歯について正しい知識を持ち、適切な予防行動をとることができるようにします				
基本目標		健康増進課	こども家庭課				他課主管	委託	補助金	その他	むし歯について正しい知識を持ち、適切な予防行動をとることができるようにします
取り組みの方向				健康増進課	こども家庭課	他課主管					委託
主な歯科関連事業		健康増進課	こども家庭課				他課主管	委託	補助金	その他	
普及啓発事業	食育推進事業	「食」を通して「生きる力・豊かな人間性を育む」という「食育」視点からの歯科保健教育・普及啓発等									
	学校歯科保健実践活動推進事業	学校歯科保健活動の充実を図るため、実践研究校を指定し推進(1校3箇年活動)									
	お口の元気チェックコーナー	主に、骨粗しょう症予防教室参加者を対象とした歯科保健普及啓発									
	歯科保健普及啓発事業(出張健康相談,他)	出張健康相談事業や依頼教育等、保健事業参加者を対象とした歯科保健教育・普及啓発等									
	職域歯科保健普及啓発	成人の中でも労働者等職域保健対象者を対象とした歯科保健教育・普及啓発等									
	高齢者のよい歯のコンクール	70歳以上で自分の歯が20本以上ある市民を対象としたコンクール表彰									
	「歯と口の健康週間」普及啓発	毎年6/4～10の「歯と口の健康週間」に合わせた、広報特集掲載、パネル展示等様々な歯科保健普及啓発(毎年、内容・対象異なる)									
「いい歯の日」普及啓発	11/8の「いい歯の日」に合わせた、パネル展示等様々な歯科保健普及啓発(毎年、内容・対象異なる)										
診療	相模原口腔保健センターにおける障害者歯科診療事業	毎週火・木曜日(祝日・お盆・年末年始除く)、13:00～17:00									
	相模原口腔保健センターにおける休日急患歯科診療事業	日曜日・祝日・年末年始、8:45～16:30									
人材育成	地域歯科保健歯科衛生士支援事業	在宅潜在歯科衛生士を発掘し、市民の歯・口腔の健康維持増進のため地域歯科保健に従事する歯科衛生士を育成支援									
その他	保育所・幼稚園等園医	各園において、健康相談、健康診断に従事する等歯科保健衛生に参与するため保育所・幼稚園等に配置									
	学校医	各学校において、健康相談、健康診断に従事する他、学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与するため市立小中学校に配置									
	子育て支援センター摂食相談	療育相談班において口腔機能に合わせた食事の指導・助言や、食べることや遊びを通じた口腔機能の発達を促す関わりの助言									





# 第4章

## 第1次計画の評価



## 第4章 第1次計画の評価

平成26年3月に策定した相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画(平成26年度～29年度。以下「第1次計画」という。)の評価を行い、本計画へ反映しました。

### 1 目標達成状況等の評価一覧

・第1次計画の評価は、目標の策定時(平成24年度相模原市市民歯科保健実態調査)と平成28年相模原市市民歯科保健実態調査で得られた値を比較して、評価結果を○～×(下図)で示しています。  
 ・評価に関しては、前回と同じ手順で各指標の数値を算出し統計学的手法(健康日本21の評価と同様)を用いて、目標達成の可否について評価を行いました。

○	:目標値に達した
△	:目標値に達していないが、改善傾向にある
□	:変わらない
×	:悪化している
◇	:今回の評価基準になじまないもの

#### (1) 全体の目標達成状況等の評価

評価区分(策定時の値と直近値を比較)	該当項目数
○:目標値に達した	9項目
△:目標値に達していないが、改善傾向にある	2項目
□:変わらない	12項目
×:悪化している	2項目
◇:今回の評価基準になじまないもの	1項目
合計	26項目

#### (2) 基本方針別目標達成状況等の評価

基本方針 :むし歯(う蝕)予防

基本目標 むし歯について正しい知識を持ち、適切な予防行動をとることができるようにします

- 1	むし歯がある子どもの割合(3歳6か月児)	
	むし歯がある子どもの割合(12歳児)	
- 2	多数のむし歯(未処置歯4本以上)がある3歳6か月児の割合	
- 3	治療していないむし歯がある人の割合(40歳)	
	治療していないむし歯がある人の割合(60歳)	
- 4	3歳6か月児で歯科医院にてフッ素を利用している子どもの割合	
- 5	小学校3年生で食事の時よく噛まないで食べている子どもの割合	

基本方針 : 歯周病予防

基本目標 歯周病を予防するために正しい知識を持ち、全身の健康を維持します

- 1	中学校3年生で歯肉に炎症がある人の割合	
- 2	進行した歯周病(歯周炎)がある人の割合(40歳代)	
	進行した歯周病(歯周炎)がある人の割合(60歳代)	
- 3	60歳で24本以上自分の歯がある人(6024達成者)の割合	
- 4	80歳で20本以上自分の歯がある人(8020達成者)の割合	
- 5	補助的清掃用具を使用している成人の割合	×
- 6	歯の健康と生活習慣病の関連性を知っている人の割合(高校生)	
	歯の健康と生活習慣病の関連性を知っている人の割合(成人)	
- 7	60歳代で何でも噛んで食べることができると感じている人の割合	

基本方針 : 障害児・者及び要介護者等の歯科保健

3-1 障害児・者に対する歯科保健医療の推進

基本目標 障害児・者の歯と口腔の健康づくりを促進します

3-2 要介護者等の歯科保健医療の推進

基本目標 要介護者等の歯の喪失や口腔機能低下を予防し、食べる機能や話す機能などを長く維持することができるようにします

- 1 - 1	定期的に歯科医院を受診している障害児・者の割合	
- 1 - 2	大人が仕上げみがきをしている障害児の割合	×
- 1 - 3	補助的清掃用具を使用している障害児・者の割合	
- 2 - 1	定期歯科検診を実施している介護施設の割合	

基本方針 : 歯科医療体制の充実(かかりつけ歯科医機能の定着等)

基本目標 歯と口腔の健康づくりを支援する環境を整備します

- 1	歯と口腔の健康を保つために定期的に歯科医療機関を受診している人の割合(3歳6か月児)	
	歯と口腔の健康を保つために定期的に歯科医療機関を受診している人の割合(中学生)	
	歯と口腔の健康を保つために定期的に歯科医療機関を受診している人の割合(成人(~60歳))	
- 1	1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合(3歳6か月児)	
	1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合(小学校6年生)	
	1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合(成人(~60歳))	

## 2 評価詳細（参考データ）

### 評価方法の詳細について

・評価に関しては、前回と同じ手順で各指標の数値を算出し、標本誤差を考慮したうえで統計学を用いた検定を行い、目標達成の可否について評価を行いました。

・有意水準5%で有意差があると判断(片側P値が0.05未満)し、評価を行いました。

上記の計算・作業については国立保健医療科学院のホームページ(<http://www.niph.go.jp/>)で公表されているエクセルシートを使用しました。

有意差がない場合(片側P値が0.05以上)は、誤差の範囲内であるとして、「 : 変わらない」という評価になります。

○	: 目標値に達した
△	: 目標値に達していないが、改善傾向にある
□	: 変わらない                      有意に変化していない(誤差の範囲内)。
×	: 悪化している
○	: 今回の評価基準になじまないもの

### 基本方針 : むし歯(う蝕)予防

基本目標 むし歯について正しい知識を持ち、適切な予防行動をとることができるようにします

#### - 1 むし歯がある子どもの割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
	3歳6か月児	19.5%	16.0%	16.3%	
12歳児	36.9%	35.0%	36.4%		
結果・評価等			「3歳6か月児」の割合は、策定時より、有意に減少している(片側P値<0.001)。 「12歳児」の割合は、策定時より、有意な変化はみられなかった(片側P値=0.291)。 3歳6か月児は、策定時より有意に減少しているものの、目標には達しなかった。12歳児は、策定時から有意な変化が認められず、目標に達することができなかった。全市的にむし歯がある子どもの数は減少傾向にあるものの、国や県と比較すると高い数値となっているため、より一層のむし歯予防意識の向上、定着のため引き続き普及啓発していく必要がある。		

#### - 2 多数のむし歯(未処置歯4本以上)がある3歳6か月児の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
		5.0%	3.0%	3.7%	
結果・評価等			策定時より、有意に減少している(片側P値<0.001)。 策定時より有意に減少しているものの、目標には達しなかった。経年変化をみても減少傾向にあり、5年間で半数までに減少した。3歳は乳歯咬合の完成期であり、口腔機能の獲得に重要な時期でもあるため、むし歯の早期発見・早期治療の理解を広め、かかりつけ歯科医院の定着と併せてむし歯予防の取り組みが必要である。		

#### - 3 治療していないむし歯がある人の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
	40歳	40.6%	35.0%	33.8%	
60歳	33.9%	30.0%	32.2%		
結果・評価等			「40歳代」の割合は、策定時より、有意に減少している(片側P値=0.002)。 「60歳代」の割合は、策定時より、有意な変化はみられなかった(片側P値=0.180)。 40歳代は目標に達した。60歳代の有病者率は減少したが、目標には達しておらず、更なる改善が必要である。むし歯は歯周病に次いで、成人期・高齢期ともに歯を喪失する原因であり、むし歯予防が健康寿命の延伸にも寄与するものと考えられているため、より若い世代からむし歯予防対策の強化が必要である。		

#### - 4 3歳6か月児で歯科医院にてフッ素を利用している子どもの割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
		38.3%	43.0%	41.9%	
結果・評価等			策定時より、有意な変化はみられなかった(片側P値=0.115)。 目標には達しなかった。フッ化物自体を何らかの形で利用している子どもの割合は8割弱となっており、フッ化物自体の利用意識については浸透してきていると考えられる。本市では、2歳6か月児歯科健康診査において、フッ化物利用についての保健指導及びリーフレットの配布、フッ化物歯面塗布等の普及啓発に努めているが、歯科医院での利用について更なる普及啓発の充実が必要である。		

- 5 小学校3年生で食事の時よく噛まないで食べている子どもの割合

数値	策定時	平成29年の目標	今回調査	評価
		22.9%	20.0%	
結果・評価等		策定時より、有意な変化はみられなかった(片側P値=0.235)。よく噛んで食べることは肥満をはじめとした生活習慣病との関連性も強く、顎の発育にも影響するため、学齢期よりよく噛んで食べる等の正しい食習慣を身に付けることは重要である。引き続き、学校歯科巡回指導等を通して食習慣を含む歯と口の健康に対する意識を高める取り組みを行っていく必要がある。		

基本方針 : 歯周病予防

基本目標 歯周病を予防するために正しい知識を持ち、全身の健康を維持します

- 1 中学校3年生で歯肉に炎症がある人の割合

数値	策定時	平成29年の目標	今回調査	評価
		23.4%	20.0%	
結果・評価等		策定時より、有意な変化はみられなかった(片側P値=0.308)。平成20年度より、平成24年度にかけて、減少傾向を示していたが、平成24年度より、ゆるやかに増加傾向を示している。学校歯科巡回指導では小学校5年生を対象に、歯肉炎について普及啓発しているところであるが、小中学校の多くの学年において歯肉に炎症がある人が増加していることから、歯周病予防に関しては意識が定着していないことが伺える。保護者を含め、歯周病予防に関する知識や歯みがき方法について普及啓発していく必要がある。		

- 2 進行した歯周病(歯周炎)がある人の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
	40歳代	46.2%			
	60歳代	57.0%	52.0%	48.5%	
結果・評価等		「40歳代」の割合は、策定時より、有意な変化はみられなかった(片側P値=0.145)。「60歳代」の割合は、策定時より、有意に減少している(片側P値<0.001)。40歳代は、目標に達しなかったが、60歳代は目標に達した。有病者率は減少傾向にあるが、4割以上の市民が進行した歯周病(歯周炎)に罹患している。歯周炎は不可逆的な変化であり、若い年齢からの不規則な生活習慣の積み重ねで発症することから、40歳の歯周炎がある人の割合を低下させることが重要であり、より若い世代からの歯周病予防対策を更に強化していく必要がある。			

- 3 60歳で24本以上自分の歯がある人(6024達成者)の割合

数値	策定時	平成29年の目標	今回調査	評価
		58.1%	62.0%	
結果・評価等		策定時より、有意な変化はみられなかった(片側P値=0.405)。歯の喪失と寿命との間に有意な関連性があるといわれており、歯の喪失の防止は健康寿命の延伸にも寄与すると考えられる。歯を喪失する主な原因は、歯周病であり、歯周病を予防することが歯の喪失を防ぐことにつながるため、歯周病の予防を更に推進していく必要がある。歯の喪失は不可逆的な変化であり、急激な変化を見込めない指標であるが、より若い世代に対して、歯周病の予防を推進していくことを努めていく。		

- 4 80歳で20本以上自分の歯がある人(8020達成者)の割合

数値	策定時	平成29年の目標	今回調査	評価
		36.8%	42.0%	
結果・評価等		策定時より、有意に増加している(片側P値=0.040)。目標を達成したものの、8020を達成できている市民が、依然半数に満たない状況である。歯の喪失と寿命との間に有意な関連性があるといわれており、歯の喪失の防止は健康寿命の延伸にも寄与すると考えられる。歯の喪失は不可逆的な変化であり、急激な変化を見込めない指標であるが、より若い世代に対して、歯周病の予防を推進していくことを努めていく。		

- 5 補助的清掃用具を使用している成人の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
		61.8%		65.0%	55.8%
結果・評価等		策定時より、有意に減少している(片側P値<0.001)。普及啓発として、歯間清掃用具を配布し、使用方法について情報提供をしており、「3歳6か月児」、「小学校3年生」、「中学校2年生」、「高校2年生」では、策定時より、有意に増加している(他は有意な変化なし)。成人に関しては、引き続き事業で普及啓発するとともに、歯科医療機関で継続的に個人に適した使用方法を伝え、意識づけ等を行っていくと、補助的清掃用具の利用者も増加するのではないかとと思われる。			

- 6 歯の健康と生活習慣病の関連性を知っている人の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
	高校生	57.3%	63.0%	87.3%	
	成人	67.2%	75.0%	89.6%	
結果・評価等		「高校2年生」の割合は、策定時より、有意に増加している(片側P値<0.001)。「一般」の割合は、策定時より、有意に増加している(片側P値<0.001)。「高校2年生」「一般」ともに、目標に達した。早期から歯周病と全身疾患との関連性を認知していることは、今後の歯周病予防、全身疾患予防に大きく影響してくると思われる。			

- 7 60歳代で何でも噛んで食べることができると感じている人の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
		59.3%		63.0%	59.9%
結果・評価等		策定時より、有意な変化はみられなかった(片側P値=0.430)。歯の本数が、必ずしも、咀嚼状況に直結するわけではないが、本調査においては、6024達成者とほぼ同じ結果となっている。口腔機能は、摂食するために不可欠な機能であり、寿命の延伸やQOL(生活の質)の向上に大きく関係しているといわれているため、何でも噛んで食べることができると感じている人を増やしていく必要がある。			

基本方針 : 障害児・者及び要介護者等の歯科保健

3 - 1 障害児・者に対する歯科保健医療の推進

基本目標 障害児・者の歯と口腔の健康づくりを促進します

- 1 - 1 定期的に歯科医院を受診している障害児・者の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
		59.9%		65.0%	55.5%
結果・評価等		策定時より、有意な変化はみられなかった(片側P値=0.174)。障害や病気があるために歯科医療機関の受入れや受診することの不安を理由に受診していない状況が伺えることから、医療機関の受入れ体制や医療機関に関する情報を整備し、提供できるような取り組みが必要である。また、定期的な受診のきっかけとしては、歯科医師からの働きかけが主な理由であり、この取り組みを推進する上で歯科医師の役割は大きいと考えられる。			

- 1 - 2 大人が仕上げみがきをしている障害児の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
	就学児	66.7%	70.0%	46.6%	×
結果・評価等		策定時より、有意に減少している(片側P値<0.001)。障害児・者は障害の種類や状態によって、自分で口の中を管理することが難しいため、大人の仕上げみがきは必要である。障害の種類や年齢により、仕上げみがきを必要としていない状況もあるため、今後、仕上げみがきについては、障害の種類、状態や年齢を考慮して上で、障害児本人や家族が適切に行えるような取り組みが必要である。			

- 1 - 3 補助的清掃用具を使用している障害児・者の割合

数値	策定時	平成29年の目標	今回調査	評価
		24.2%	30.0%	
結果・評価等		策定時より、有意な変化はみられなかった(片側P値=0.112)。障害児・者の補助的清掃用具の使用状況をみると、約2割の使用にとどまっております。障害の種類や状態により、本人または家族が歯ブラシ以外の補助的清掃用具を使用することは難しい場合があることが考えられる。障害児・者の口腔内の症状では、「歯みがきをすると出血する」や「口臭」が上位をしめているため、補助的清掃用具の使用も含め、本人や家族が障害の種類や状態に応じた適切な口腔清掃を行えるような取り組みが必要である。		

3 - 2 要介護者等の歯科保健医療の推進

基本目標 要介護者等の歯の喪失や口腔機能低下を予防し、食べる機能や話す機能などを長く維持することができるようにします

- 2 - 1 定期歯科検診を実施している介護施設の割合

数値	策定時	平成29年の目標	今回調査	評価
		72.7%	80.0%	
結果・評価等		策定時より、有意な変化はみられなかった(片側P値=0.172)。ただし、評価をする上で、十分な有効回答数が得られなかった。入所介護型施設での定期的な歯科検診を実施することは、歯科医療機関への通院が難しい要介護者が歯と口腔の疾病を早期発見・予防するための取り組みとして重要である。今後、介護施設の他、要介護者等本人や家族などの介助者に対して、歯と口腔の健康管理の重要性について更に普及啓発を行っていくことが必要である。		

基本方針 : 歯科医療体制の充実(かかりつけ歯科医機能の定着等)

基本目標 歯と口腔の健康づくりを支援する環境を整備します

- 1 歯と口腔の健康を保つために定期的に歯科医療機関を受診している人の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
	3歳6か月児	42.4%			
	中学生	21.2%	25.0%	30.3%	
	成人(~60歳)	28.9%	32.0%	33.1%	
結果・評価等		「3歳6か月児」の割合は、策定時より、有意な変化はみられなかった(片側P値=0.396)。「中学生」の割合は、策定時より、有意に増加している(片側P値<0.001)。「成人(~60歳)」の割合は、策定時より、有意に増加している(片側P値=0.031)。「3歳6か月児」は、目標に達しなかったが、「中学生」と「成人(~60歳)」については目標に達した。むし歯や歯周病は、メンテナンスで予防することができるため、定期的に歯科医療機関を受診することは重要である。目標を達成できた世代においても、依然半数に満たない状況にあるため、幼児期から、定期的に歯科医療機関を受診することの重要性について引き続き普及啓発していく必要がある。			

- 2 1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
	3歳6か月児	25.1%			
	小学校6年生	23.2%	30.0%	32.9%	
	成人(~60歳)	34.5%	40.0%	36.6%	
結果・評価等		「3歳6か月児」の割合は、策定時より、有意に増加している(片側P値<0.001)。「小学校6年生」の割合は、策定時より、有意に増加している(片側P値<0.001)。「成人(~60歳)」の割合は、策定時より、有意な変化はみられなかった(片側P値=0.184)。「成人(~60歳)」は、目標に達しなかったが、「3歳6か月児」と「中学生」については目標に達した。市民が歯科疾患予防の基本は歯みがきであることを理解し、自主的に歯科医療機関で学ぶ意識を持ち実践できるよう、今後も引き続き普及啓発していく必要がある。			

# 第5章

## 資料



## 第5章 資料

### 1 相模原市の歯科保健医療を取り巻く現状

#### (1) 人口動態

##### ア 人口

年次	人口(人)
平成25年	720,111
平成26年	721,155
平成27年	722,949
平成28年	721,139
平成29年	721,477

各年1月1日における推計人口

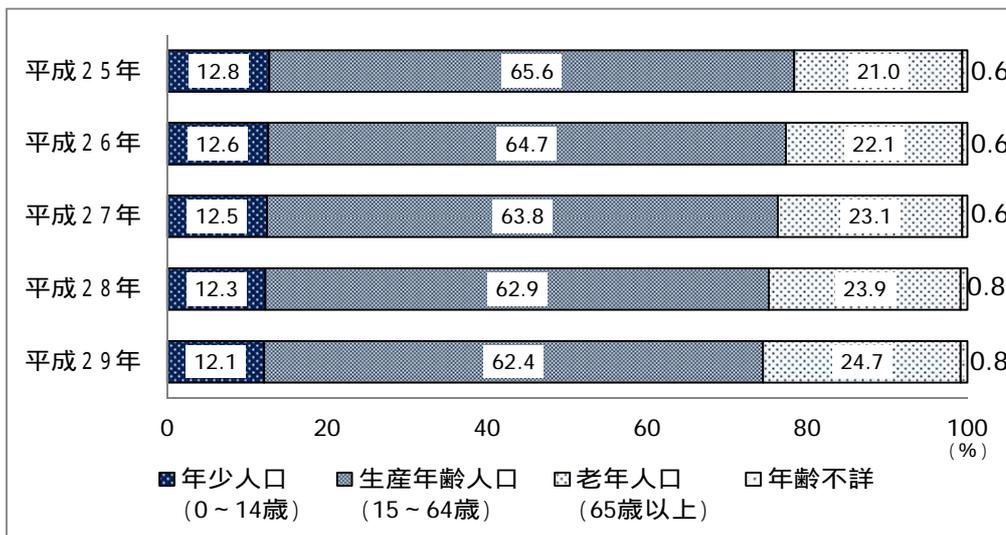
##### イ 年齢別人口

年次	総人口	平均年齢 (歳)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
平成25年	720,111	43.73	92,031	472,444	151,217
平成26年	721,155	44.14	91,060	466,587	159,089
平成27年	722,949	44.51	90,288	461,513	166,729
平成28年	721,139	44.92	88,591	453,946	172,533
平成29年	721,477	45.33	87,308	450,253	177,847

各年1月1日における推計人口

総人口には年齢不詳を含む

##### ウ 年齢別人口の構成比

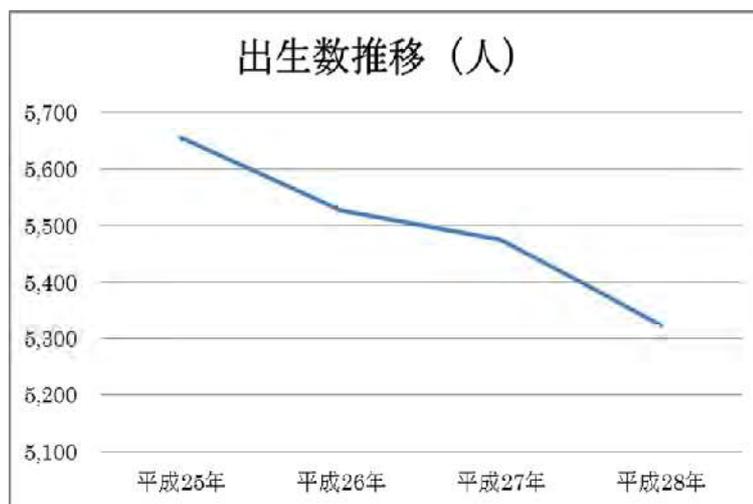


構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(2) 出生人口動態

ア 出生数

年次	出生数 (人)
平成25年	5,656
平成26年	5,525
平成27年	5,475
平成28年	5,324



(3) 医療体制の現状

ア 人口10万人対<sup>1</sup>歯科医療関係者(歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士)・歯科医療機関の推移

(各年12月31日現在)

相模原市	年次	歯科診療所 (施設) <sup>2</sup>	歯科技工所 (施設)	歯科医師 (人)	歯科衛生士 (人)	歯科技工士 (人)
	平成24年	48.3	14.2	57.6	54.7	27.5
平成26年	49.1	14.4	68.3	67.6	19.8	
神奈川県	平成26年	54.1	18.5	81.5	83.8	18.5
全国		54.0	27.1	81.8	91.5	15.9

1 10万人対: 年度末現在の人口を基準とした10万人対施設数・医療関係者数

2 各年10月1日現在

## イ 市内の障害児・者及び要介護者等に関する施設

相模原市市民歯科保健実態調査実施時点の施設(学校)数を示すため、平成28年9月1日現在のデータを使用。

### 【市内にある障害者に関する施設】

(平成28年9月1日現在)

施設	施設数
<b>障害児施設</b>	
障害児入所施設	3
<b>障害者支援施設</b>	
障害者支援	8
<b>地域活動支援センター</b>	14
<b>日中活動サービス</b>	
療養介護	2
生活介護	51
自立訓練	5
就労移行支援	14
就労継続支援A型、就労継続支援B型	52
<b>障害児通所サービス</b>	
児童発達支援センター	4
児童発達支援、放課後等デイサービス	95
<b>グループホーム(共同生活援助)</b>	50
<b>短期入所(ショートステイ)</b>	23
<b>日中短期入所</b>	14

### 【市内にある要介護者等に関する施設】(平成28年9月1日現在)

施設	施設数
介護老人福祉施設(地域密着型を含む)	42
介護老人保健施設	12
ケアハウス	9
特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)	35
グループホーム	62
デイサービスセンター(地域密着型を含む)	205

## ウ 市内の障害児・者に関する学校

### 【市内にある特別支援学校<sup>(\*1)</sup>】

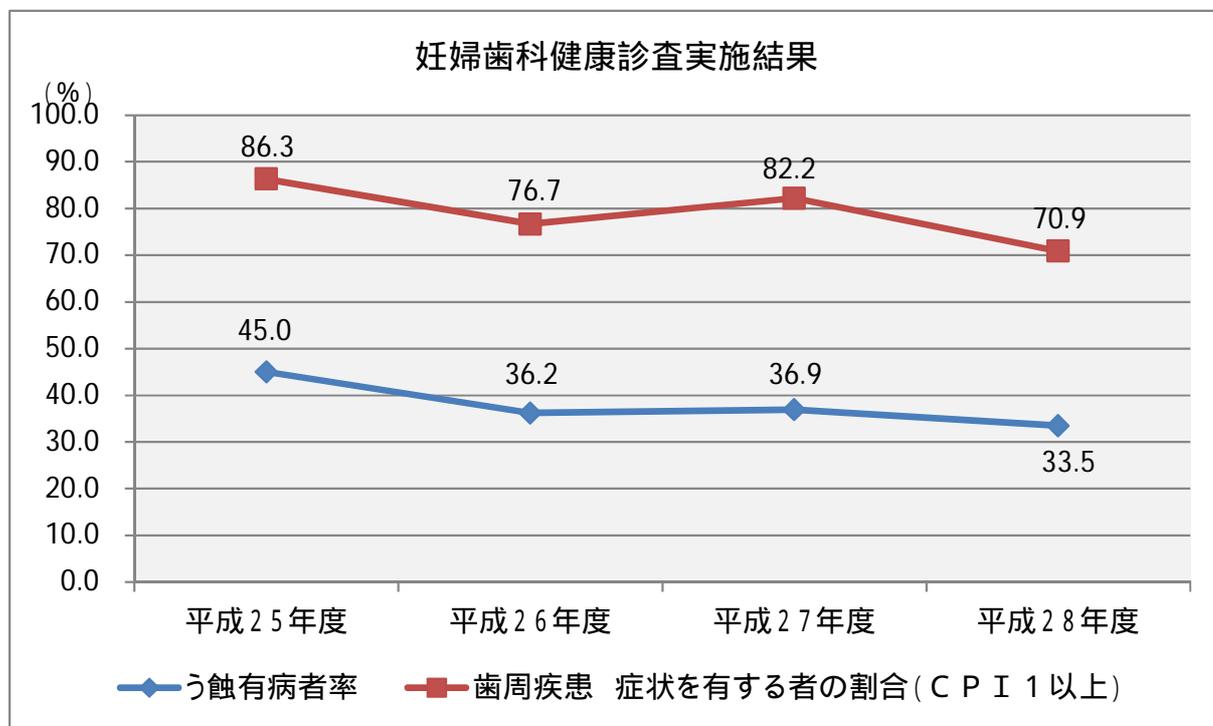
(平成28年9月1日現在)

学校	学校数
<b>特別支援学校</b>	3

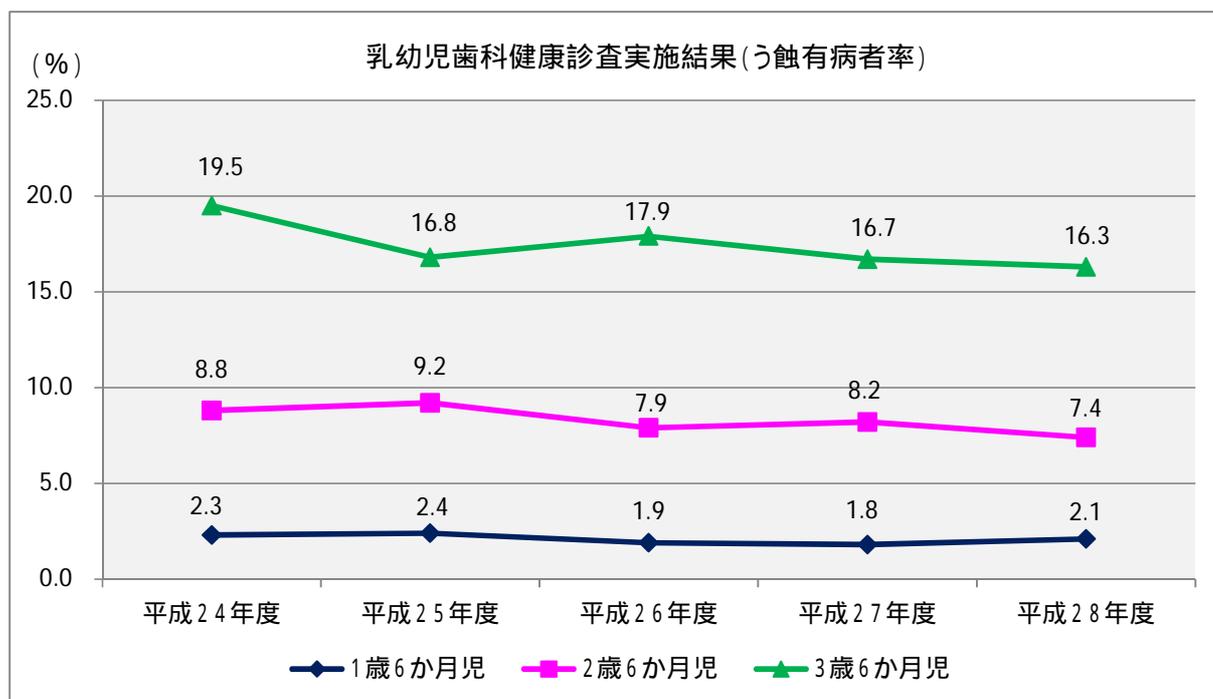
(\*1)特別支援学校とは、学校教育法の改正により、「盲学校・聾学校・養護学校」を一本化したものです。

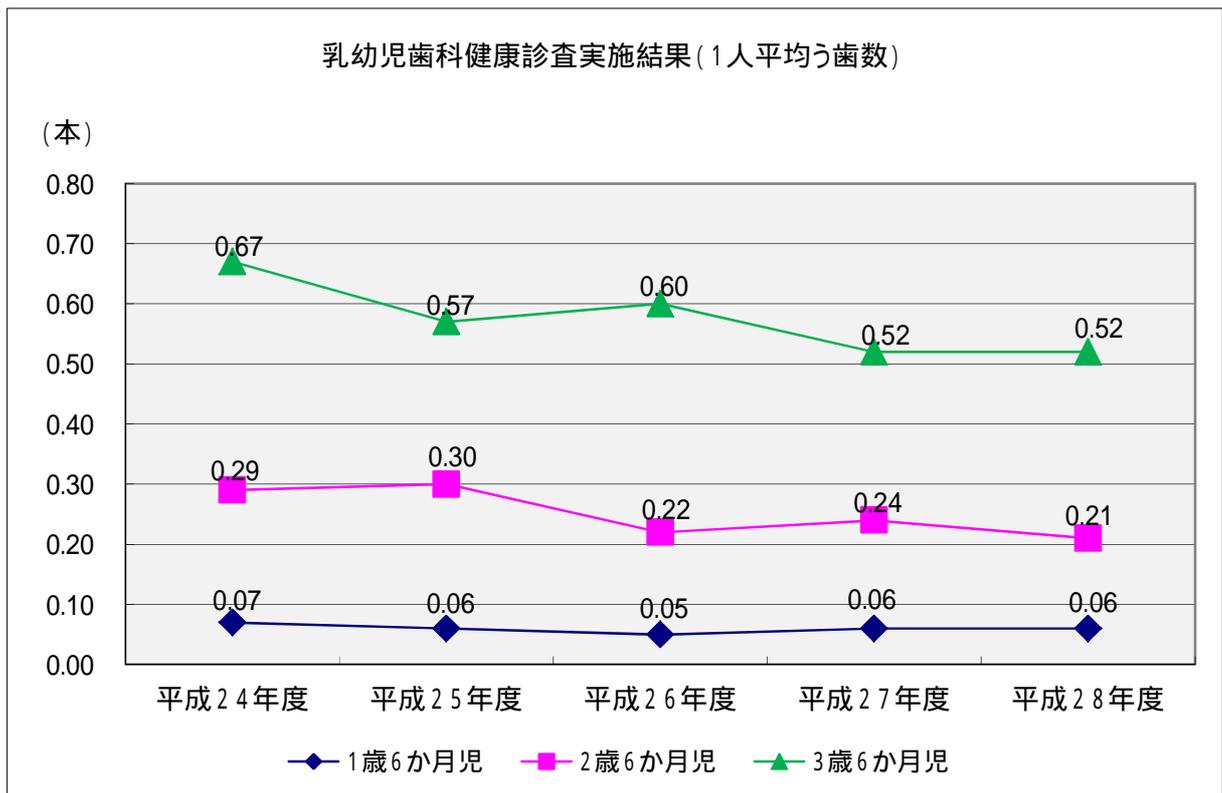
(4) 歯科健康診査の現状

ア 妊婦歯科健康診査

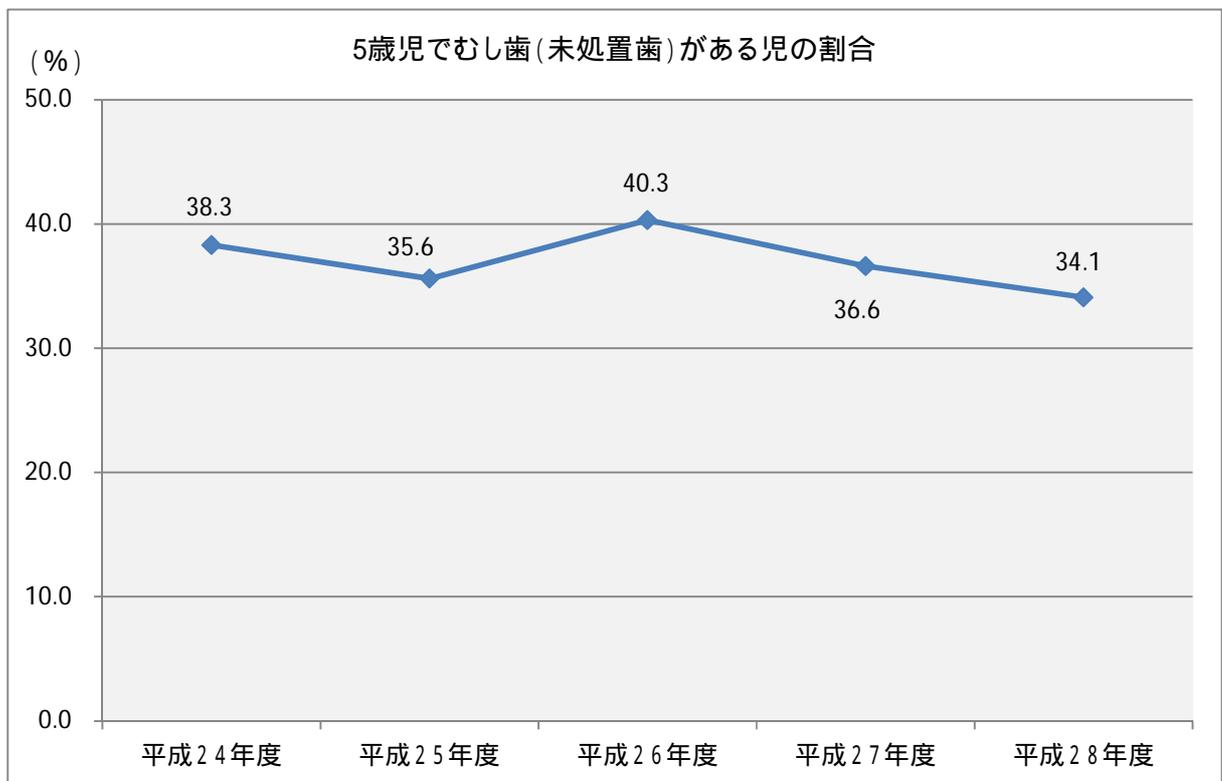


イ 幼児歯科健康診査

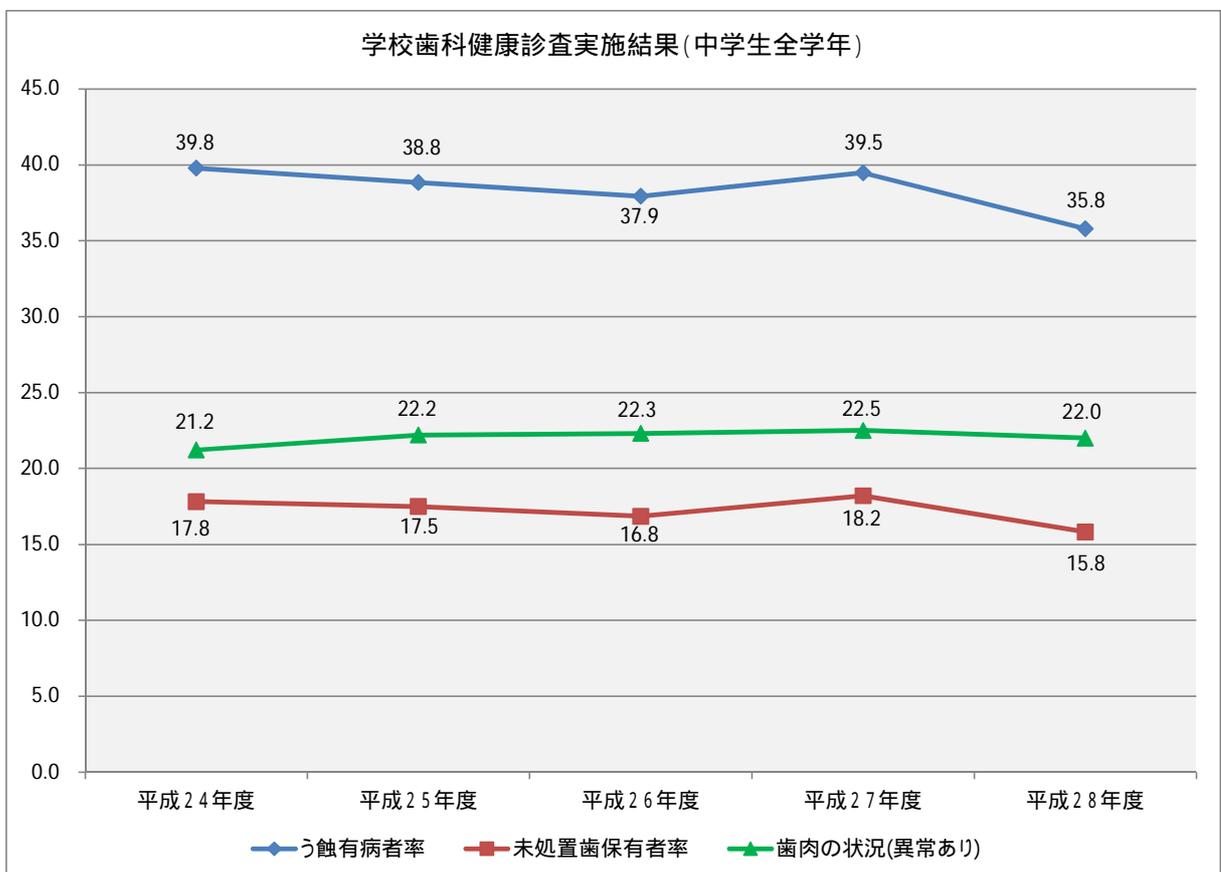
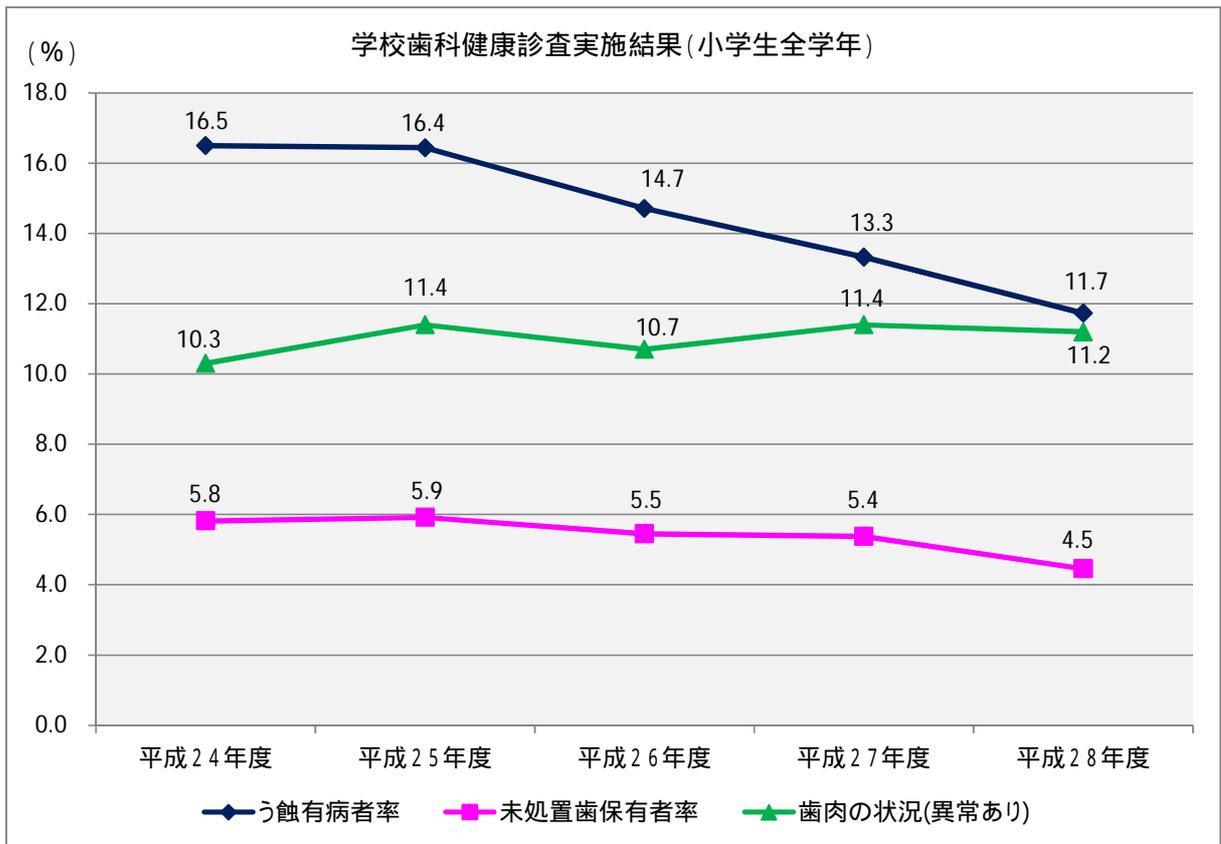




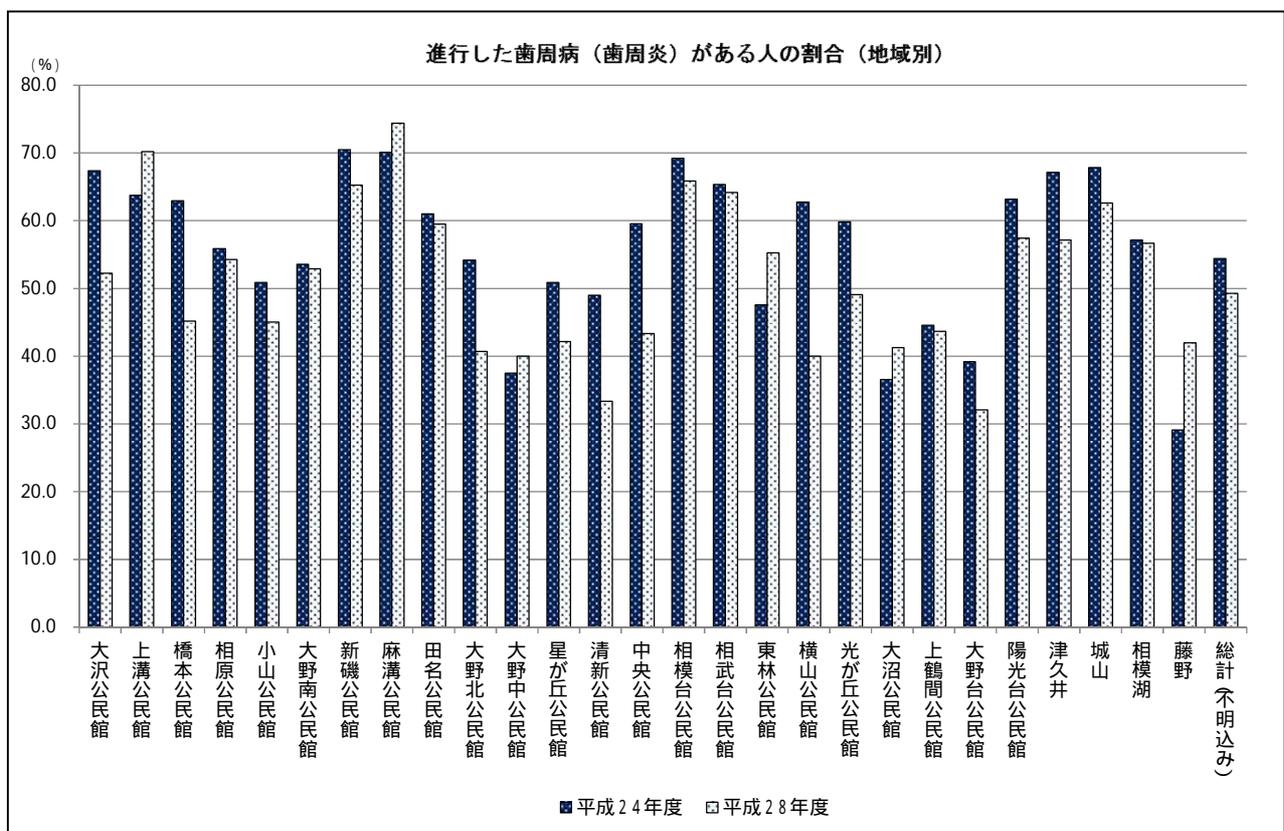
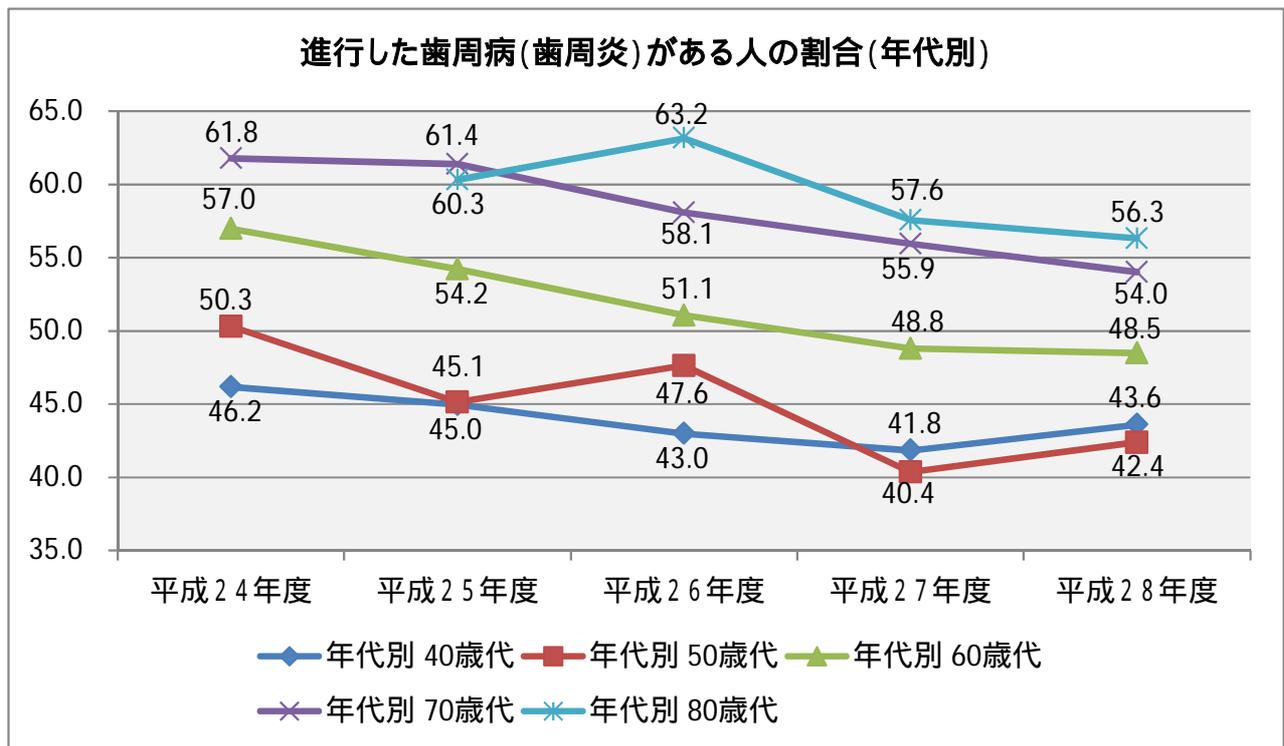
ウ 市内保育所等(5歳児)



## 工 学校保健統計(小・中学生)

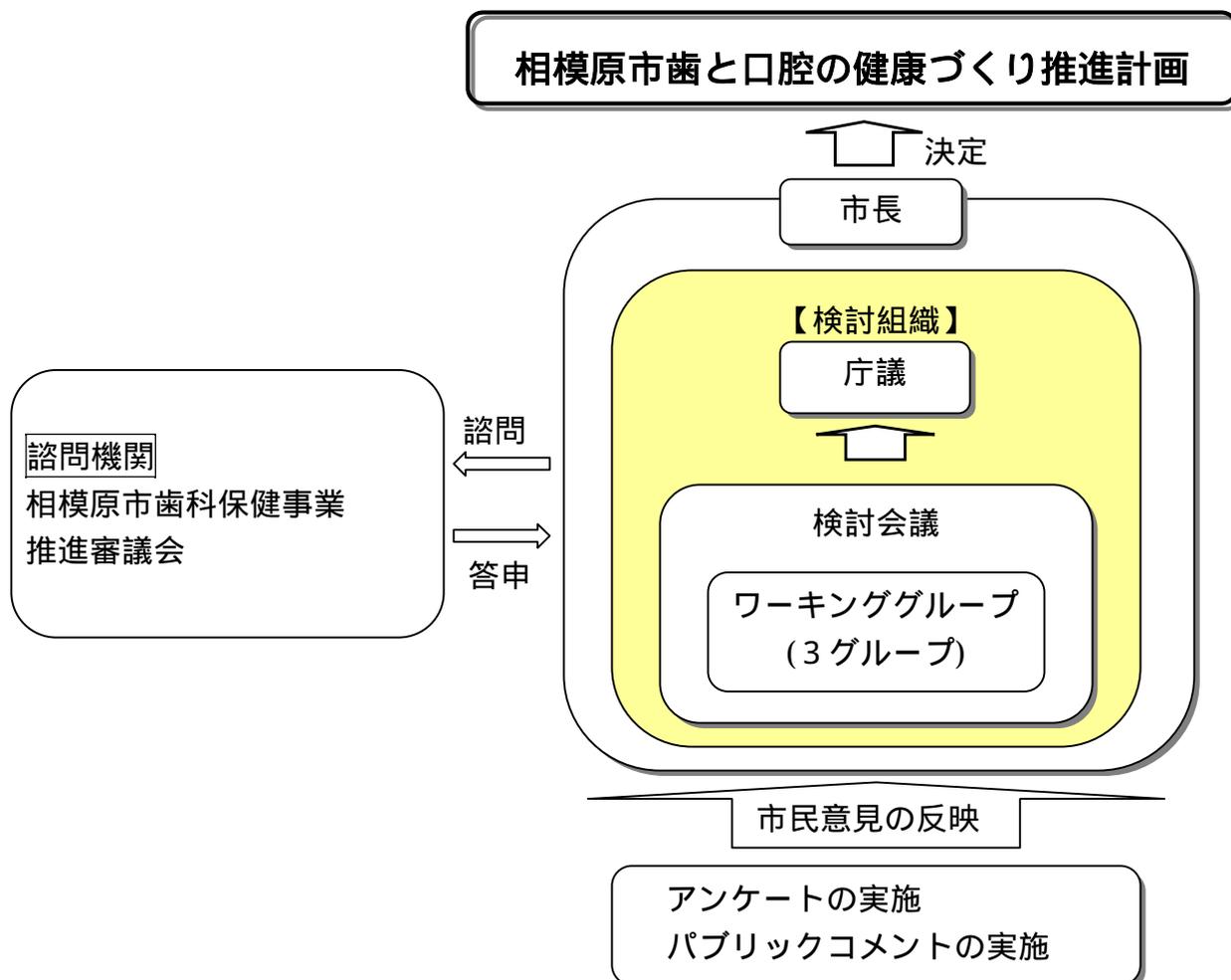


オ お口の健康診査(歯周炎有病者率)



## 2 計画の策定

### (1) 策定体制



#### ア 相模原市歯科保健事業推進審議会

(ア) 構成員・・・14機関(18人)

市歯科医師会(2)

市栄養士会(1)

県看護協会相模原支部(1)

県立学校長会議地区別会議相模原地区(1)

市幼稚園・認定こども園協会(1)

相模原地域連合(1)

市高齢者福祉施設協議会(1)

市医師会(1)

県歯科衛生士会相模原支部(1)

学識経験者(2)

市公立小中学校長会(1)

市私立保育園園長会(1)

市障害福祉事業所協会(1)

公募委員(3)

イ 相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定検討会議(庁内検討組織)

(ア) 構成員・・・26課・機関の長(26人)

総務法制課長	企画政策課長	経営監理課長
財務課長	地域福祉課長	地域医療課長
障害政策課長	高齢政策課長	地域包括ケア推進課長
介護保険課長	国民健康保険課長	緑高齢者相談課長
中央高齢者相談課長	南高齢者相談課長	保育課長
こども家庭課長	緑子育て支援センター所長	中央子育て支援センター所長
南子育て支援センター所長	児童相談所長	陽光園所長
地域保健課長	中央保健センター所長	学校教育課長
学校保健課長	健康増進課長	

ウ 相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定検討ワーキンググループ

(庁内担当者検討組織)

(ア) 構成員・・・17課(23人)

a ワーキンググループ : 5課・機関(6人)

～う蝕<sup>しよく</sup>予防～

保育課	こども家庭課	中央子育て支援センター
児童相談所	健康増進課(2)	

b ワーキンググループ : 6課・機関(7人)

～歯周病予防・かかりつけ歯科医機能等の定着～

地域医療課	国民健康保険課	中央保健センター
学校教育課	学校保健課	健康増進課(2)

c ワーキンググループ : 9課・機関(10人)

～口腔機能低下予防・障害者及び要介護者の歯科保健～

障害政策課	高齢政策課	地域包括ケア推進課
介護保険課	中央高齢者相談課	こども家庭課
緑子育て支援センター	陽光園	健康増進課(2)

(2) 策定の経過

<p>平成27年度 2月4日 3月～</p>	<p>第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定検討会議 第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定検討ワーキング (アンケート検討)</p>
<p>平成28年度 4月28日 7～9月 3月3日</p>	<p>相模原市歯科保健事業推進審議会(アンケート検討) 相模原市市民歯科保健実態調査アンケート実施 相模原市歯科保健事業推進審議会(計画案検討)</p>
<p>平成29年度 5月～ 6月26日 7月14日 8月23日 10月16日 12月7日 12月__日 ～__月__日 3月</p>	<p>第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定検討ワーキング (計画案検討) 第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定検討会議(計画案検討) 相模原市歯科保健事業推進審議会へ諮問 相模原市歯科保健事業推進審議会から答申 第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定検討会議(計画案検討) 市議会民生部会(計画案報告) パブリックコメント実施 計画決定(市長決裁)</p>

### (3) 相模原市歯科保健事業推進審議会規則

#### 相模原市規則第34号

##### 相模原市歯科保健事業推進審議会規則

###### (趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置された相模原市歯科保健事業推進審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

###### (委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 市の住民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

###### (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

###### (会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

###### (関係者の出席)

第5条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

###### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、歯科保健事業事務主管課で処理する。

###### (委任)

第7条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

##### 附 則

###### (施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

###### (経過措置)

- 2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

(4) 相模原市歯科保健事業推進審議会 委員名簿

:会長 :副会長

	氏名	所属等	備考
1	寺崎 浩也	公益社団法人相模原市歯科医師会	平成29年7月～
	八木 忠幸		～平成29年6月
2	加藤 茂之	公益社団法人相模原市歯科医師会	平成29年7月～
	井上 俊彦		～平成29年6月
3	木内 哲也	一般社団法人相模原市医師会	
4	岡本 裕子	相模原市栄養士会	
5	飯田 由美子	特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会相模原支部	平成29年7月～
	勝村 尚子		～平成29年6月
6	伊藤 道子	公益社団法人神奈川県看護協会相模原支部	
7	尾崎 哲則	日本大学歯学部	
8	安藤 雄一	国立保健医療科学院	
9	程島 宏美	県立学校長会議地区別会議相模原地区	
10	佐藤 清美	相模原市立小中学校長会	平成29年7月～
	杉本 祐一		～平成29年6月
11	八木 肇	相模原市幼稚園・認定こども園協会	
12	大島 公子	相模原市私立保育園園長会	
13	幸山 隆	相模原地域連合	
14	中島 博幸	相模原市障害福祉事業所協会	
15	萩原 秀男	一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会	
16	秋本 ゆみ子	公募	
17	柴田 眞砂子	公募	
18	鈴木 久美子	公募	

\*任期:平成28年10月1日～平成30年9月30日

(5) 相模原市市民歯科保健実態調査の概要

ア 調査の目的

「第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画」の策定にあたり、市民の歯科保健に関する意識・健康度や福祉施設等の歯科保健医療体制等の現状及び実態を把握し、今後の歯科保健医療に関わる課題等を明らかにするとともに、計画の成果指標について評価及び目標値の設定をするための基礎資料とする。

## イ 調査対象と調査方法

	調査対象	調査内容
市民	1歳6か月児	対象:乳幼児健康診査受診者の保護者に調査
	3歳6か月児	方法:健診通知に同封し、集団健診会場で回収
	5歳児	対象:全市立保育所及び市内に所在する幼稚園等、各区から2～3園を対象とし、5歳児の保護者に調査 方法:留め置き調査(園が保護者へ配布し、回収)
	小学3年生	対象:市立小学校、各区から3～5校を対象とし、3年生の保護者に調査 方法:留め置き調査(学校職員が配布し、回収)
	小学6年生	対象:市立小学校、各区から3～5校を対象とし、6年生に調査 方法:留め置き調査(学校職員が配布し、回収)
	中学2年生	対象:市立中学校、各区から2～4校を対象とし、2年生に調査 方法:留め置き調査(学校職員が配布し、回収)
	高校2年生	対象:市内に所在する高校、各区から2校を対象とし、2年生に調査 方法:留め置き調査(学校職員が配布し、回収)
	一般	対象:住民基本台帳から、19歳以上の一般市民(外国人を含む)7,000人を無作為抽出 方法:郵送調査(御礼兼督促ハガキ1回送付)
	障害児施設通所者	対象:陽光園通所児の保護者に調査 方法:留め置き調査(園職員が配布し、回収)
	特別支援学校生徒	対象:市内に所在する特別支援学校に在学する児童・生徒の保護者に調査 方法:留め置き調査(学校職員が配布し、回収)
	障害者施設利用者	対象:市内に所在する障害者支援施設・グループホーム、各区から4～15施設を対象とし、施設利用者に調査 方法:留め置き調査(施設職員が配布し、回収)
	要介護者	対象:市内に所在する介護施設、各区から5～7施設を対象とし、施設利用者に調査 方法:留め置き調査(施設職員が配布し、回収)
	施設	障害児施設
特別支援学校		対象:市内に所在する特別支援学校に調査 方法:留め置き調査
障害者施設		対象:市内に所在する障害者支援施設・グループホーム、各区から4～15施設に調査 方法:留め置き調査

介護施設	対象:市内に所在する介護施設、各区から5～7施設に調査 方法:留め置き調査
------	--

### ウ 調査期間

平成28年7月1日～9月30日

### エ 調査基準日

平成28年8月1日

### オ 調査結果

	調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率(%)
市民	1歳6か月児	891	676	75.9
	3歳6か月児	919	743	80.8
	5歳児	1,232	845	68.6
	小学3年生	1,345	1,021	75.9
	小学6年生	1,260	1,038	82.4
	中学2年生	1,275	864	67.8
	高校2年生	1,695	1,448	85.4
	一般	7,000	2,523	36.0
	小計	15,617	9,158	58.6
	障害児施設通所者	55	44	80.0
	特別支援学校生徒	520	332	63.8
	障害者施設利用者	638	369	57.8
	要介護者	1,180	947	80.3
	小計	2,393	1,692	70.7
	計	18,010	10,850	60.2
	施設	障害児施設	2	2
特別支援学校		12	10	83.3
障害者施設		30	23	76.7
介護施設		27	18	66.7
計		71	53	74.6
合計	18,081	10,903	60.3	

## (6)パブリックコメントの実施結果

### ア 実施期間

平成29年12月20日～1月26日

### イ 資料の閲覧

健康増進課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター、各出張所、各公民館(青根、沢井公民館を除く。)、各図書館において、「第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画(案)」の閲覧を行うとともに「第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画(案)の概要」を配布した。また、市のホームページにも掲載した。

### ウ 意見提出方法

直接持参、郵送、ファクス、電子メール

### エ 実施結果

12月～1月実施予定
------------

## (7)用語解説

この計画における用語等の意味は、次のとおりです。

### あ行

う<sup>し</sup>歯

う<sup>し</sup>歯 = う<sup>しよく</sup>蝕 = む<sup>し</sup>歯。P98「う<sup>しよく</sup>蝕」参照。

う<sup>しよく</sup>蝕

う<sup>しよく</sup>蝕 = む<sup>し</sup>歯 = う<sup>し</sup>歯。

口腔内細菌の産生する酸によって、歯の表面が溶かされる代表的な歯の疾患です。

### か行

#### 介護(者)

障害児・者に対し日常生活を支援すること(人)、または高齢者、病人などを介抱し、世話をを行うこと(人)です。

#### 介護老人福祉施設

身体上や精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者を対象とした特別養護老人ホームで、日常生活上の介護・世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などを行う施設です。

#### 介護老人保健施設

介護保険被保険者で、要介護と認定された人を対象とした、在宅復帰を目的として、リハビリテーションを中心とした医療サービスを提供する施設です。

#### 介助(者)

障害者や高齢者、病人などで、食事、入浴、排泄、移動、身支度などの日常生活動作を自ら行うことができる度合いが低い人に対し、必要に応じて援助すること(人)です。

### かかりつけ歯科医

継続的に歯・口腔の健康を管理する歯科医療機関です。

適切なメンテナンスプログラムを作成し、それにそってメンテナンスを行います。

### 学校保健統計

学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにするため、昭和23年より実施している国の調査です。定期健康診断から統計が集計されています。文部科学省所管。

### 関係団体・機関

本市歯科保健医療等に関わりのある歯科医療機関以外の全ての団体・機関や施設等のことです。公益社団法人相模原市歯科医師会や一般社団法人相模原市医師会、特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会相模原支部等の医療団体、相模原市健康づくり普及員連絡会や相模原市食生活改善推進団体わかな会、相模原地域連合、学校教育団体、高齢者・障害者施設等に関わる団体等の関係団体などが含まれます。

### QOL: quality of life

一人ひとりの人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことで、その人にとって、どれだけ人間らしい生活、自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているかということをも尺度としてとらえた概念のことです。

## 健康格差

所得水準、社会階層、就労環境、地域などの違いにより生じる健康状態の格差のことです。

## 健康寿命

WHO(世界保健機関)が提唱した指標で、平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のことです。平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いて算出します。

## 健康日本21(第2次)

21世紀における国民健康づくり運動のことで、国が、国民の健康の増進に関する基本的な方向や目標に関する事項等を示したものです。運動期間は平成25年度から平成34年度までです。

## 口腔

口腔 = 口。医学用語。

## 口腔機能

食べる(噛む、飲み込む)、話すなど、口や口の周辺の筋肉などを使って行う日常生活機能・動作のことです。

## 口腔ケア

口腔の、疾病予防、健康保持・増進、リハビリテーションによって、QOLの向上を目指した科学、技術のことです。

具体的には、検診、口腔清掃、入れ歯の着脱や手入れ、咀嚼・摂食(食物を認識して口に取り込むこと)・嚥下(食物を口から胃に運ぶ運動 = 飲み込み)機能のリハビリテーション、歯肉・唾液腺などのマッサージ、食事の介護などがあります。

## 誤嚥

食べ物や異物を気管や消化管内に飲み込んでしまうことです。

## 誤嚥性肺炎

誤嚥に引き続いて発症する肺炎のことで、口腔内分泌物や胃液などに混じって細菌が肺内へ吸引され引き起こされる肺炎です。特に、高齢者や脳卒中患者に多くみられます。

## 混合歯列期

子どもの歯(乳歯)と大人の歯(永久歯)が共存する時期です。一般的に、6歳頃から12歳頃までの時期に当たります。

## 根面う蝕

歯の根の部分(歯根)のむし歯です。

## さ行

### さがみはら健康都市宣言

すべての人々が健やかで心豊かに生活できる活力ある都市を目指し、病気の早期発見や治療にとどまらず、健康を増進し発病を予防することを重点に、個人・家庭・地域社会が一体となった生涯にわたる健康づくりを進めるため、平成12年10月28日に相模原市が行った宣言のことです。

### 歯科医療機関

一般開業歯科医院のことです。総合病院等の一般外来歯科も含まれます。公益社団法人相模原市歯科医師会は含まれません(同会は関係団体・機関に含まれます)。

## 歯科口腔保健法

歯科口腔保健法 = 歯科口腔保健の推進に関する法律。歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関して、基本理念や施策の基本となる事項を定めた法律です。平成23年8月公布、施行。

## 歯垢

歯垢 = プラーク。

歯や入れ歯などに付着した細菌の塊です。

## 歯周炎

歯肉炎が進行し、歯を支える組織まで炎症が進んでいる病態です。一度破壊された組織は、再生治療法などを行っても、元の状態に改善されることは難しいです。

## 歯周病

歯を支える組織(歯周組織)に見られる疾患(歯肉炎・歯周炎)の総称です。

## 歯周ポケット

歯と歯肉の境目にある溝のことです。健康な歯肉では1～3mm、歯周病があると4～5mm、歯周病が進行した場合は6mm以上になることがあります。

## 歯肉炎

歯肉に限定した炎症のことです。歯を支える組織の破壊までは進んでおらず、歯石除去やブラッシングによって、元の状態に改善することができる病態です。

## 受動喫煙

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることです。

## CPI

CPI(Community Periodontal Index の略) = 地域歯周疾患指数。歯周病に関する指数の一つです。正常な場合 = 「コード0」、出血が見られる場合 = 「コード1」、歯石が存在する場合 = 「コード2」、4～5mmの歯周ポケットが存在する場合 = 「コード3」、6mm以上の歯周ポケットが存在する場合 = 「コード4」。

## 生活習慣病

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称です。日本人の三大死因であるがん、脳血管疾患、心疾患及び脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などはいずれも生活習慣病です。

## 専門的口腔ケア

歯科の診査・診断を経て、その結果に基づき歯科医師・歯科衛生士により行う専門的な処置やケアのこと(プラーク除去・歯石除去・歯面清掃・フッ素塗布・栄養指導・生活指導・歯みがき指導)です。

## 早産

在胎週数22週から36週で出産することです。

## 咀嚼(機能)

摂取した食物を歯で噛み、粉碎することです。これにより消化を助け、栄養を摂取することができます。

## た行

### 低出生体重児

出生時の体重が2,500g未満の新生児のことです。一般的に、出生体重が少ないほど、生命を維持するための身体機能の発育が未熟であることが多いです。

## は行

### 8020(ハチマルニイマル)(運動)

厚生労働省と日本歯科医師会が提唱している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われており、いつまでも、自分の歯でおいしく食べる楽しみを味わえるようにとの願いが込められています。

### フッ化物(フッ素)

フッ素を含む化合物のことで、歯の再石灰化、歯質強化作用があり、プラークコントロールの際に応用することで、むし歯予防に有効です。

### ブラッシング

ブラッシング = 歯みがき。歯ブラシを使用して歯垢を除去することです。

### プラーク

プラーク = 歯垢。P100「歯垢」参照。

### 補助的清掃用具

歯ブラシ以外の口の中を清掃するための用具全般のことです。歯と歯の間を清掃するものとして、デンタルフロス、歯間ブラシなどがあります。

## ま行

### むし歯

むし歯 = う蝕 = う歯。P98「う蝕」参照。

### う蝕有病者率

むし歯がある人の割合です。通常、治療したむし歯も含めます。

### メンテナンス

歯・口腔の健康を長期間維持するための健康管理です。

一般的には、患者自身が行うセルフケア(歯みがきなど自身で行う口腔内管理)と歯科医師・歯科衛生士による専門的口腔ケアからなります。

### メンテナンスプログラム

歯科医師・歯科衛生士が適切なメンテナンスを実施するために、歯科医師が、患者の病歴や過去の治療記録・経過を参考に、患者個人の口腔内状況に合わせて立案する治療・受診計画のことです。

治療方針だけでなく、歯みがき指導などを始めとして、生活習慣や食生活等の注意点を含め、一人ひとりに適した助言や予防方法を設定します。

## や行

### 要介護

日常生活を営む上で、食事や排泄などの基本的な動作について自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要することです。

### 要介護者等

身体上又は精神上の障害等により日常生活を営む上で介助(介護)を必要とする人です。

### 要支援

介護を必要とする状態ではないが、日常生活を営む上で、見守りや支援を要することです。

## ら行

### ライフステージ

人生の節目ごとの段階のことです。

### 6024(ロクマルニイヨン)

厚生労働省と日本歯科医師会が提唱している8020運動を実現するための目標として「60歳で24本以上自分の歯を保とう」という運動です。

(8)相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定諮問書

F No. 6・5・3

平成29年7月14日

相模原市歯科保健事業推進審議会

会長 寺崎浩也様

相模原市長 加山 俊夫



相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項  
相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画について
  
- 2 答申希望時期  
平成29年8月

以 上

(9)相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定答申書

平成29年8月23日

相模原市長 加山 俊夫 殿

相模原市歯科保健事業推進審議会  
会長 寺崎 浩也



相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画について（答申）

平成29年7月14日付けFNo.6・5・3をもって諮問のありました相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画について、当審議会において審議した結果、原案のとおり策定することが適当であると結論を得たので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、審議会で出された意見等を十分尊重し、市民一人ひとりが生涯にわたって、自分の歯で食事をとることや、会話を楽しむことができるよう、市民・地域・行政・関係団体等の連携を図り、「歯と口腔の健康づくり」の推進に努めるよう要望します。

以 上

## 第2次 相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月

発行 相模原市

編集 健康福祉局保健所健康増進課

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-769-8322

F A X 042-750-3066

e-mail [kenkouzoushin@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:kenkouzoushin@city.sagamihara.kanagawa.jp)

## 第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画（案）【概要版】

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 計画策定の趣旨

歯・口腔の健康は、おいしい食事をとれるなどの食生活や会話を楽しむなどの日常生活に直結しており、社会的な生活の質（QOL：quality of life）を高める重要な要因となっています。そうした中で、市民一人ひとりが「歯と口腔の健康づくり」を通じていきいきと元気に生活することができるよう、市民・地域・行政・関係団体等がそれを支援する役割を明確化し、目標を共有して連携し、実践していくため、平成26年3月に「相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画」を策定しました。

このたび、現計画の満了に当たり評価を実施し、引き続き相模原市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、『第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画』を策定します。

#### (2) 計画の位置付け

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）、健康日本21（第2次）、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成23年神奈川県条例第1号）等を踏まえ、相模原市保健医療計画（第2次後期）の個別計画として策定するものです。

#### (3) 計画の期間

本計画は、「相模原市保健医療計画（第2次後期）」と整合を図り、計画期間を平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

\* 国の「健康日本2（第2次）」及び神奈川県の「かながわ健康プラン21（第2次）」の計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間

#### (4) 計画の進行管理

計画の確実な推進のため、全庁的な体制で着実に施策の展開をするとともに、保健医療関係機関や学識経験者等で構成する相模原市歯科保健事業推進審議会において進行管理を行います。

#### (5) 目標達成の評価

成果指標について、計画期間の満了に合わせてアンケート調査を実施し、目標達成度を評価します。

### 2 計画の基本理念と方針

\* 「基本理念」「基本方針」「基本目標」及び基本的な構成は1次計画を踏襲します。

#### (1) 基本理念

「歯と口腔の健康からはじめる健康長寿 みんな豊かな生活 さがみはら」

## (2) 基本方針

### ・基本方針 「むし歯(う蝕)予防」

本市の乳幼児・児童のう蝕有病者率(むし歯(処置歯を含む。))がある人の割合)等は、年々減少傾向にはありますが、神奈川県平均と比較するといまだ高い数値となっており、年齢・学年が上がるとともに増加傾向にあります。また、成人期では、治療していないむし歯がある人は2割弱、年齢別にみると50歳代が最も多くなっています。

こうした状況を踏まえて、乳幼児・学童期を中心に、成人・高齢期まで各ライフステージのむし歯予防の推進に取り組みます。

### ・基本方針 「歯周病予防」

本市では、平成28年度のお口の健康診査の結果から、成人(40～80歳)の約5割が進行した歯周病(歯周炎)になっており、平成24年度から大きく改善されていません。歯周病は、全身疾患に大きな影響を与えるとされており、市民の健康を口腔からサポートするために、歯周病予防の推進に取り組みます。

### ・基本方針 「障害児・者及び要介護者等の歯科保健」

障害児・者や要介護者等は、自分自身で口腔ケアを行うことや定期的な歯科医療機関への受診が難しい場合があり、口腔内に問題が起こりやすくなります。そのため、障害児・者及び要介護者等が口腔の健康を維持して質の高い生活を送れるよう、医療体制の整備や適切な口腔ケア(歯みがきや必要に応じた口腔機能訓練)の推進など、障害児・者及び要介護者等の歯科保健の充実に向けて取り組みます。

また、介助を必要としない高齢者に対する介護予防のための口腔ケアの普及についても、併せて取り組みます。

### ・基本方針 「歯科医療体制の充実(かかりつけ歯科医機能の定着等)」

歯科疾患は自覚症状が少なく、自覚したときには重症化していることが多い疾患であり、二次予防の観点からも、かかりつけ歯科医機能の定着が必要です。また市民が、治療だけでなく自分の口腔内状況を正しく把握できるよう、定期的な受診することが重要です。本市では、定期的に健康管理を受けている人(治療以外で定期的な受診をしている人)の割合は、約4割となっており、まだまだ少ない状況にあります。こうした状況を踏まえ、かかりつけ歯科医機能の充実に向けて取り組みます。

また、緊急時や災害時における関係機関等と連携した充実した医療体制の確保についても、併せて取り組みます。

## (3) 計画の体系

\* 「取り組みの方向」は「市民自らの取り組み」と「市民を支える取り組み」で構成しています。

基本理念

歯と口腔の健康からはじめる健康長寿

みんな豊かな生活

さがみはら

基本方針

基本方針

むし歯(う蝕)予防

基本目標

むし歯について正しい知識を持ち、適切な予防行動をとることができるようにします

取り組みの方向

むし歯になりにくい食習慣を身に付けます

むし歯を予防するための歯みがき習慣を身に付け、実践します

フッ化物のむし歯を予防する効果を知り、積極的に利用します

歯や口腔に関心を持ち、歯周病についての理解を深めます

歯周病を予防するための歯みがき方法(特に、補助的清掃用具\*の使用)を実践します \*デンタルフロス・歯間ブラシ等

全身の健康維持と歯周病予防のための生活習慣を身に付けます

基本方針

歯周病予防

歯周病を予防するために正しい知識を持ち、全身の健康を維持します

障害児・者が口腔疾患の早期発見・予防のため定期的に歯科医療を受けられるようにします

障害児・者が日常的に適切な口腔ケアを行える(受けられる)ようにします。また、口腔機能に合わせた支援を受けられるようにします

基本方針

障害児・者及び要介護者等の歯科保健

障害児・者の歯と口腔の健康づくりを促進します

要介護者等の歯の喪失や口腔機能低下を予防し、食べる機能や話す機能などを長く維持することができるようにします

要介護者等が口腔疾患の早期発見・予防のため定期的に歯科医療を受けられるようにします

要介護者等及び介助を必要としない高齢者が日常的に適切な口腔ケアを行える(受けられる)ようにします

基本方針

歯科医療体制の充実

〔かかりつけ歯科医機能の定着等〕

歯と口腔の健康づくりを支援する環境を整備します

かかりつけ歯科医について理解を深め、定期的に歯科医療機関を受診します

充実した歯科医療体制(平常時・救急及び災害時)を確保します

### 3 基本方針ごとの目標及び取り組み

#### (1) 「基本方針」「基本目標」ごとの「取り組みの方向」

\* P 3 図 参照

#### (2) 取り組みの方向

##### 市民自らの取り組み

歯と口腔の健康づくりのためには、全ての世代を通じた取り組みが重要であることから、「妊娠期および胎児期」「乳幼児期」「学童期」「中・高生期」「成人期」「高齢期」の6つのライフステージに分けて、市民一人ひとりが自らの意思で行動する役割を「取り組みの方向」ごとに明確化しました。

##### 市民を支える取り組み

市民と行政・関係団体が一丸となって歯科保健の推進に取り組むために、「市」「歯科医療機関」「関係団体・機関」と分けて表記し、それぞれの役割を明確化しました。

「歯科医療機関」は純然たる歯科医療機関の取り組みのみとし、「関係団体・機関」は、歯科医師会やその他の団体を包括した取り組み内容としています。

#### (3) 主な取り組み事業

基本目標を支える、市で現在取り組んでいる主な関連事業名を表記しました。

#### (4) 成果指標

本計画における取り組みの推進状況を明確にし、評価するため、基本方針別に成果指標を設定しました。

基本方針	指標	出典	前回指標有無 (有:新設)	ベースライン値(%) (平成28年度)	目標値(%) (平成33年度)	参考比較 (目標値:平成34年度)	
						国(%)	神奈川県(%)
むし歯(う蝕)予防	むし歯がある子どもの割合	[3歳6か月児] [12歳児]		[3歳6か月児] 16.3 [12歳児] 36.4	[3歳6か月児] 13.0 [12歳児] 33.0	[3歳児] 10.0 [12歳児] 35.0	[3歳児] 5.0 [12歳児] 25.0
	多数のむし歯(未処置歯4本以上)がある3歳6か月児の割合			3.7	3.0		20.0 1
	治療していないむし歯がある人の割合			[40歳] 33.8 [60歳] 32.2	[40歳] 29.0 [60歳] 27.0	[40歳] 10.0 [60歳] 10.0	[40歳] 10.0 [60歳] 10.0
	3歳6か月児で歯科医療機関にてフッ素を利用している子どもの割合			41.9	47.0		
	小学校3年生で食事の時よく噛まないで食べている子どもの割合			21.4	18.0		
歯周病予防	中学校3年生で歯肉に炎症がある人の割合			23.0	20.0	20.0 2	
	進行した歯周病(歯周炎)がある人の割合			[40歳代] 43.6 [60歳代] 48.5	[40歳代] 38.0 [60歳代] 44.0	[40歳代] 25.0 [60歳代] 45.0	[40歳代] 15.0 [60歳代] 65.0
	60歳で24本以上自分の歯がある人(6024達成者)の割合			59.0	65.0	70.0	85.0
	80歳で20本以上自分の歯がある人(8020達成者)の割合			44.6	52.0	50.0	65.0
	補助的清掃用具を使用している成人(19歳以上)の割合			55.8	65.0		
	歯の健康と生活習慣病の関連性を知っている人の割合			[高校生] 87.3 [成人] (19歳以上) 89.6	[高校生] 90.0以上 [成人] (19歳以上) 90.0以上		
	60歳代で何でも噛んで食べることができると感じている人の割合			59.9	65.0	80.0	80.0
介護者等の歯科保健	定期的に歯科医療機関を受診している障害児・者(未就学~高校生)の割合			55.5	65.0		
	定期的に歯科検診を受けている障害者(成人[19歳以上])の割合		新	62.9	69.0		
	定期的に歯科検診を受けている要介護者等の割合		新	40.8	45.0		
歯科医療体制の充実	歯と口腔の健康を保つために定期的に歯科医療機関を受診している人の割合			[3歳6か月児] 43.2 [中学生] 30.3 [成人] (19歳~60歳) 33.1	[3歳6か月児] 50.0 [中学生] 40.0 [成人] (19歳~60歳) 38.0		
	1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合	3歳6か月児のみ		[3歳6か月児] 38.5 [小学校6年生] 32.9 [成人] (19歳~60歳) 36.6	[3歳6か月児] 50.0 [小学校6年生] 42.0 [成人] (19歳~60歳) 41.0		

出典詳細 記載なし:平成28年度相模原市歯科保健実態調査結果  
:平成28年度幼児歯科健康診査結果  
:平成28年度学校保健統計  
:平成28年度お口の健康診査結果

1  
3歳児でむし歯のある者のうち重症(う蝕罹患型B+C)の者の割合  
2  
中学生・高校生(10~19歳)における歯肉に炎症所見を有する者の割合

#### 4 第1次計画の評価

凡例) :目標値に達した  
 :目標値に達していないが、改善傾向にある  
 :変わらない  
 ×:悪化している  
 :今回の評価基準になじまないもの

基本方針	指標	策定時	平成28年度目標	今回調査	評価	
むし歯(う蝕)予防	- 1 むし歯がある子どもの割合	3歳6か月児	19.5%	16.0%	16.3%	
		12歳児	36.9%	35.0%	36.4%	
	- 2 多数のむし歯(未処置歯4本以上)がある3歳6か月児の割合		5.0%	3.0%	3.7%	
	- 3 治療していないむし歯がある人の割合	40歳	40.6%	35.0%	33.8%	
		60歳	33.9%	30.0%	32.2%	
- 4 3歳6か月児で歯科医院にてフッ素を利用している子どもの割合		38.3%	43.0%	41.9%		
- 5 小学校3年生で食事の時よく噛まないで食べている子どもの割合		22.9%	20.0%	21.4%		
歯周病予防	- 1 中学校3年生で歯肉に炎症がある人の割合		23.4%	20.0%	23.0%	
	- 2 進行した歯周病(歯周炎)がある人の割合	40歳代	46.2%	43.0%	43.6%	
		60歳代	57.0%	52.0%	48.5%	
	- 3 60歳で24本以上自分の歯がある人(6024達成者)の割合		58.1%	62.0%	59.0%	
	- 4 80歳で20本以上自分の歯がある人(8020達成者)の割合		36.8%	42.0%	44.6%	
	- 5 補助的清掃用具を使用している成人(19歳以上)の割合		61.8%	65.0%	55.8%	×
	- 6 歯の健康と生活習慣病の関連性を知っている人の割合	高校生	57.3%	63.0%	87.3%	
	成人(19歳以上)	67.2%	75.0%	89.6%		
- 7 60歳代で何でも噛んで食べることができると感じている人の割合		59.3%	63.0%	59.9%		
障害児の・歯科及び保健介護	- 1-1 定期的に歯科医院を受診している障害児・者の割合		59.9%	65.0%	55.5%	
	- 1-2 大人が仕上げみがきをしている障害児の割合	就学児	66.7%	70.0%	46.6%	×
	- 1-3 補助的清掃用具を使用している障害児・者の割合		24.2%	30.0%	19.4%	
	- 2-1 定期歯科検診を実施している介護施設の割合		72.7%	80.0%	53.3%	
歯充実(歯科医療機能)の体制の定着	- 1 歯と口腔の健康を保つために定期的に歯科医療機関を受診している人の割合	3歳6か月児	42.4%	50.0%	43.2%	
		中学生	21.2%	25.0%	30.3%	
		成人(19歳~60歳)	28.9%	32.0%	33.1%	
	- 2 1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合	3歳6か月児	25.1%	35.0%	38.5%	
		小学校6年生	23.2%	30.0%	32.9%	
	成人(19歳~60歳)	34.5%	40.0%	36.6%		

## 庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成29年 11月 2日

案件名	第4次相模原市母子保健計画の策定について									
所管	こども・若者未来局	局区	部	こども家庭	課	担当者	内線			
概要	<p>現行母子保健計画の計画期間の満了に当たり、少子化の進行などに伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育つ環境を整えるため、医療・福祉・教育等との連携のもと切れ目ない支援を推進することを目的に、「第4次相模原市母子保健計画」を策定するもの。</p>									
審議内容(論点)	第4次相模原市母子保健計画(案)について									
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名								
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	19日	政策調整会議	平成29年	11月	1日		
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成29年	11月	6日		
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期			報道への情報提供			資料提供	
	パブリックコメント	あり	時期	平成29年12月～30年1月		議会への情報提供		部会	平成29年12月	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報等の目的外利用等			なし				
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等			調整項目			調整状況		
	打合せ・会議の経過									
		月日	会議名等			内容				
		H28.8.24	関係課長会議			次期「相模原市母子保健計画」策定に係る検討体制及びスケジュール				
		H28.9.14	事務事業調整会議			次期「相模原市母子保健計画」策定に係る検討体制及びスケジュール				
		H28.10.7	社会福祉審議会児童福祉専門分科会			次期「相模原市母子保健計画」策定概要について				
		H28.8.24～H29.7.7	母子保健計画検討会議・ワーキング会議			アンケート調査の実施、アンケート結果から課題分析、計画素案について				
		H29.7.27	社会福祉審議会児童福祉専門分科会			諮問				
	H29.10.3	社会福祉審議会児童福祉専門分科会			答申					
備考										
政策調整会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(政策会議)									
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議・事務事業調整会議】          成果指標の基本目標の「妊娠届出時に保健師と面接している割合」の目標値90%の根拠は何か。また、区民課土曜日開庁時に保健師が窓口に来て発行すると聞いたが既に実施しているのか。          目標値90%としたのは区民課やまちづくりセンターで母子健康手帳を発行している実情があるためである。土曜日開庁時の保健師による面接は、今年度子育て支援センターが新設したばかりなので実施していないが、今後実施したいと考えている。          マイナンバー制度の普及のために母子保健事業でも活用をお願いしたい。          市単独で母子保健計画を作成している政令指定都市があるのか。          調べたところではない。子ども・子育て支援事業計画などに統合しているところが多い。次期計画の改定時期を考慮しながら、適切な時期に統合するなど検討する。          基本目標 取組目標3の「日ごろから災害への備えや心の準備ができる」とは具体的に何をするのか。          日頃から妊婦や乳幼児が、使用する物品を揃えておくことや避難できる場所を把握しておくことなどである。</p> <p>【政策調整会議】          取組目標3「災害時にも安心して出産・育児ができる仕組みづくりを進めます」の表現は、他の取組目標が「…できるようにします」になっているので合わせた方が良い。          修正する。          めざす姿の「突然大災害が起こった後にも、子どものいる家庭が将来への希望を持ちながら生活を続けることができる」の表現は大きすぎる。変更したほうが良い。          修正する。          めざす姿「ゆとりをもって子育てができる」という表現はこころのゆとりを意味していると思われるが、経済的なゆとりとも読み取れるので、こころを加えた方が良い。          修正する。          この計画の中では少子化対策や出生率の向上について触れることはできないか。          検討する。</p>									

## 事案の具体的な内容

### 1 計画の概要

#### (1) 経緯

- ア 平成15年 3月 「相模原市保健医療計画」の分野別計画として「相模原市母子保健計画」策定（計画期間：平成15年度～22年度）
- イ 平成17年 3月 次世代育成支援対策推進法制定  
母子保健計画を「相模原市次世代育成支援行動計画」の個別計画として位置づける
- ウ 平成20年 3月 「相模原市母子保健計画中間評価」実施
- エ 平成21年 10月 「相模原市保健医療計画」の計画期間延長との整合を図るため、計画期間を平成24年度まで延長
- オ 平成25年 3月 「相模原市母子保健計画」改定（計画期間：平成25年度～29年度）

#### (2) 計画の基本的な考え方

##### ア 基本理念

「すべての親と子が すこやかで ゆたかに育つまち さがみはら」

##### イ 「母子保健計画アンケート調査」の結果の反映

平成28年度「相模原市母子保健計画アンケート調査」の結果を基に、市民の実態を把握、分析した内容を盛り込み、現行計画の最終評価と次期計画の基礎資料とした。

##### ウ 現行計画策定後の変化への対応

母子保健法の改正、新たな取組の方向性が示された国の「健やか親子21（第2次）」や子ども・子育て支援新制度の施行等があり、これらを踏まえた計画とした。

#### (3) 計画の位置づけ

相模原市保健医療計画及び相模原市子ども・子育て支援事業計画における母子保健分野の個別計画としている。

#### (4) 計画期間

平成30年度から34年度までの5年間

### 2 事業実施の効果

すべての親と子が、健やかで豊かに育つよう、自ら取り組むとともに、地域社会全体で子どもを見守り、育てられる包括的かつ継続的な子育て支援が推進される。

### 3 今後の主なスケジュール

- 平成29年度 10月～11月 庁議（計画案）
- 12月 市議会民生部会
- 12月～1月 パブリックコメント実施
- 3月 計画策定

すこやか親子さがみはら21

# 第4次相模原市母子保健計画 (案)

相模原市

# 目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ及び期間	2
第2章	計画の基本的考え方	
1	基本理念	6
2	基本目標	6
3	目標設定の考え方	7
4	計画の体系	8
第3章	施策の展開	
1	施策の内容	12
	基本目標	12
	基本目標	20
	基本目標	28
	基本目標	37
	基本目標	45
2	基本目標別 成果指標一覧	59
3	主な母子保健関連事業と目標との関連一覧表	60
第4章	計画の推進	
1	本計画における重点課題	66
2	計画の進行管理	67
3	目標達成の評価	67
資料編	1 母子を取り巻く状況	70
	2 第3次計画の評価	78
	3 計画の策定	84
	4 用語解説	94

# 第1章

計画の策定にあたって

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であると同時に、次の世代を健やかに産み育てるための基盤になります。そのため、昭和40年に制定された母子保健法に基づき、国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進を図るため、保健指導・健康診査・医療その他の措置を講じることが定められています。少子化の進行などに伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育つ環境を整えるために、医療・福祉・教育等との連携のもと、切れ目のない支援を推進することにより、出生率の向上にも寄与することが必要となっています。

そのような状況の中、平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により母子保健法が改正され、本市では平成29年4月にこども・若者未来局を新設、各区に子育て支援センターを設置して、子ども・子育てに関する包括的な支援をスタートしました。

この度、平成25年3月に策定した相模原市母子保健計画(以下「第3次計画」という。)の計画期間(平成25年度～29年度)の満了にあたり、評価を実施し、第4次相模原市母子保健計画を策定しました。今後におきましても、本計画の基本理念である「すべての親と子が すこやかで ゆたかに育つまち さがみはら」の実現に向け、母子保健施策を推進していきます。

## 2 計画の位置づけ及び期間

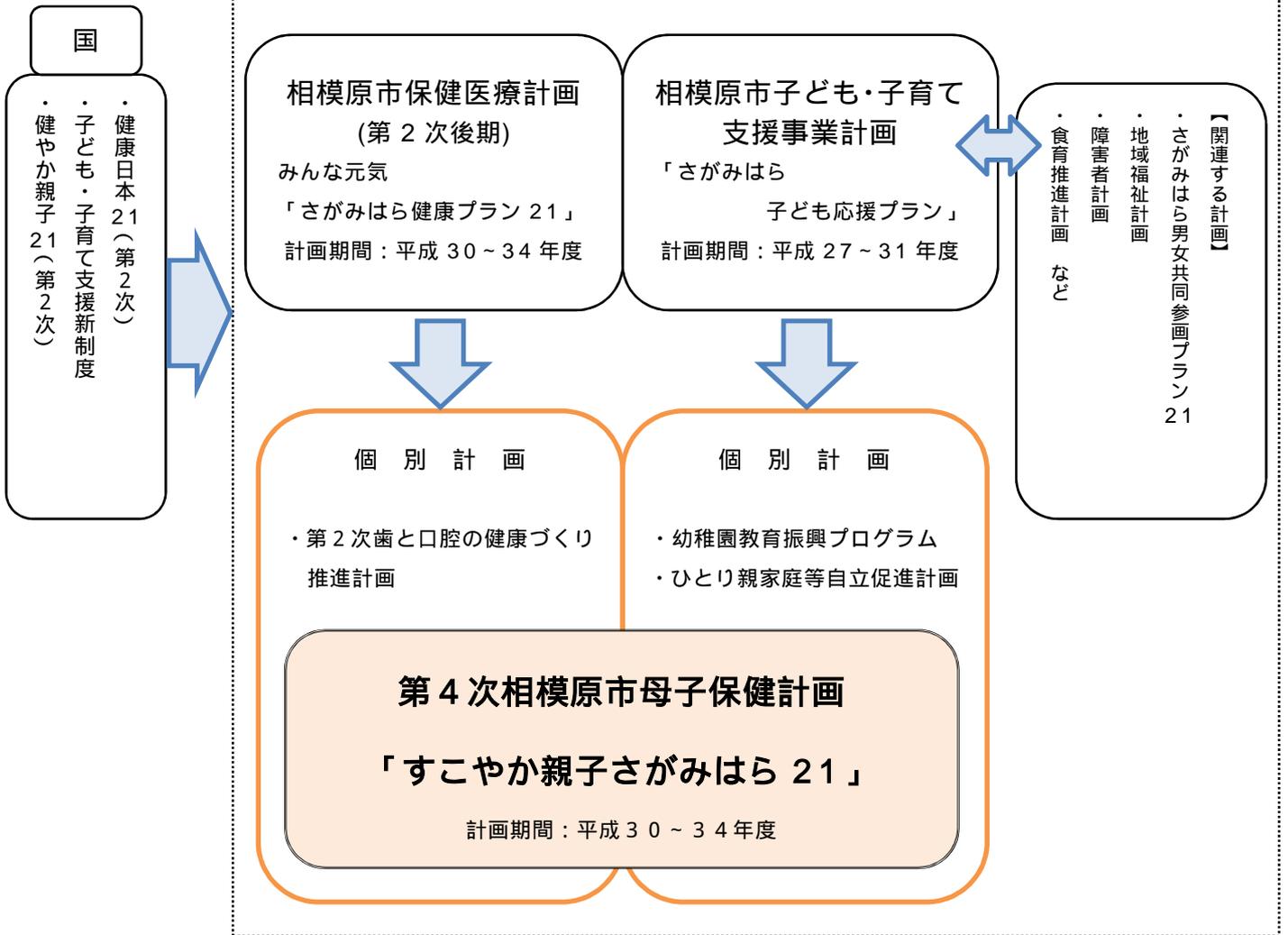
国が策定した「健やか親子21」は、安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりという少子化対策としての意義と、少子・高齢社会において国民が健康で元気に生活できる社会の実現を図るための国民健康づくり運動である「健康日本21」の一翼を担うという意義を有します。

また、平成17年には、現行の子ども・子育て支援事業計画の前計画である次世代育成支援行動計画の個別計画としても位置づけられました。

そのため、相模原市母子保健計画においても「健やか親子21」の考え方をもとに、相模原市保健医療計画及び相模原市子ども・子育て支援事業計画における母子保健分野の個別計画とし、その基本理念・基本目標を踏まえた計画として策定するものとします。

なお、計画期間は、平成30年度から34年度までの5年間とします。

# 相模原市総合計画





# 第2章

## 計画の基本的考え方

## 第2章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

～すべての親と子が すこやかで ゆたかに育つまち さがみはら～

すべての親と子が健康・安全に生活できるよう、第3次計画の基本理念を継承していきます。

### 2 基本目標

計画の推進に向けて、引き続き次の5つを基本目標として掲げます。

**基本目標Ⅰ 女性や家族が自らの心身の状態を十分に知り、  
こころ安らかに過ごすことができるようにします**

すこやかな妊娠・出産期を過ごすためには、妊娠前からライフプランを思い描き、心身ともに良好な状態であることが大切です。そのために正しい知識をもって安定した生活ができるようにするとともに、妊娠しにくい場合の支援や望まない妊娠をした際の相談などの体制づくりを進めます。

**基本目標Ⅱ 子どもが安全で健康に過ごすことができる  
ようにします**

子どもが安全で健康に過ごすことができるよう、医療に係る環境整備だけでなく、病気や事故の予防に関する知識の普及や対策の強化を図るとともに、万一、病気になったり不慮の事故にあったときのケアや受診のタイミング、医療情報などを提供し、家庭での対応力の向上及び適切な受診の促進に努めます。また、突然の災害に備えての情報提供や体制づくりに努めます。

**基本目標Ⅲ 親も子ども笑顔で生活することができるように  
します**

すべての親が、孤独や不安を抱えることなく、こころにゆとりをもって子育てができるよう、支援体制の強化や地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくりに努めます。特に、乳幼児期は、子どもの健やかなこころとからだをつくる基礎的な時期にあたることから、健全な育児のため、親に対しても支援が必要です。具体的には、育児に関する知識の普及とともに、親も子ども生涯を通じて自己肯定感を高めることができるよう、その時々に応じた様々な対策を行います。

また、児童虐待により幼い生命が犠牲になることがないよう、育児に過大なストレスを抱えている親に対する相談や支援体制の充実に努めます。

## 基本目標Ⅳ 乳幼児期から生活習慣病の予防に取り組み、 すこやかに成長することができるようにします

生活習慣病予防に大切な「正しい生活習慣」を、乳幼児のうちから身につけられるよう取り組みます。親世代にとっても、子どもが生まれたタイミングは生活を改善しやすい時期と捉え、親子ともに生活の見直しができるよう支援します。

## 基本目標Ⅴ 子ども自らが自分のこころとからだの健康を 意識し、行動することができるようにします

思春期の子どもが、将来を見据えて自らの健康管理の意識がもてるよう、学校教育との連携に努めます。また、家族やまわりの大人が子どもの健康への配慮ができるよう普及啓発を行います。

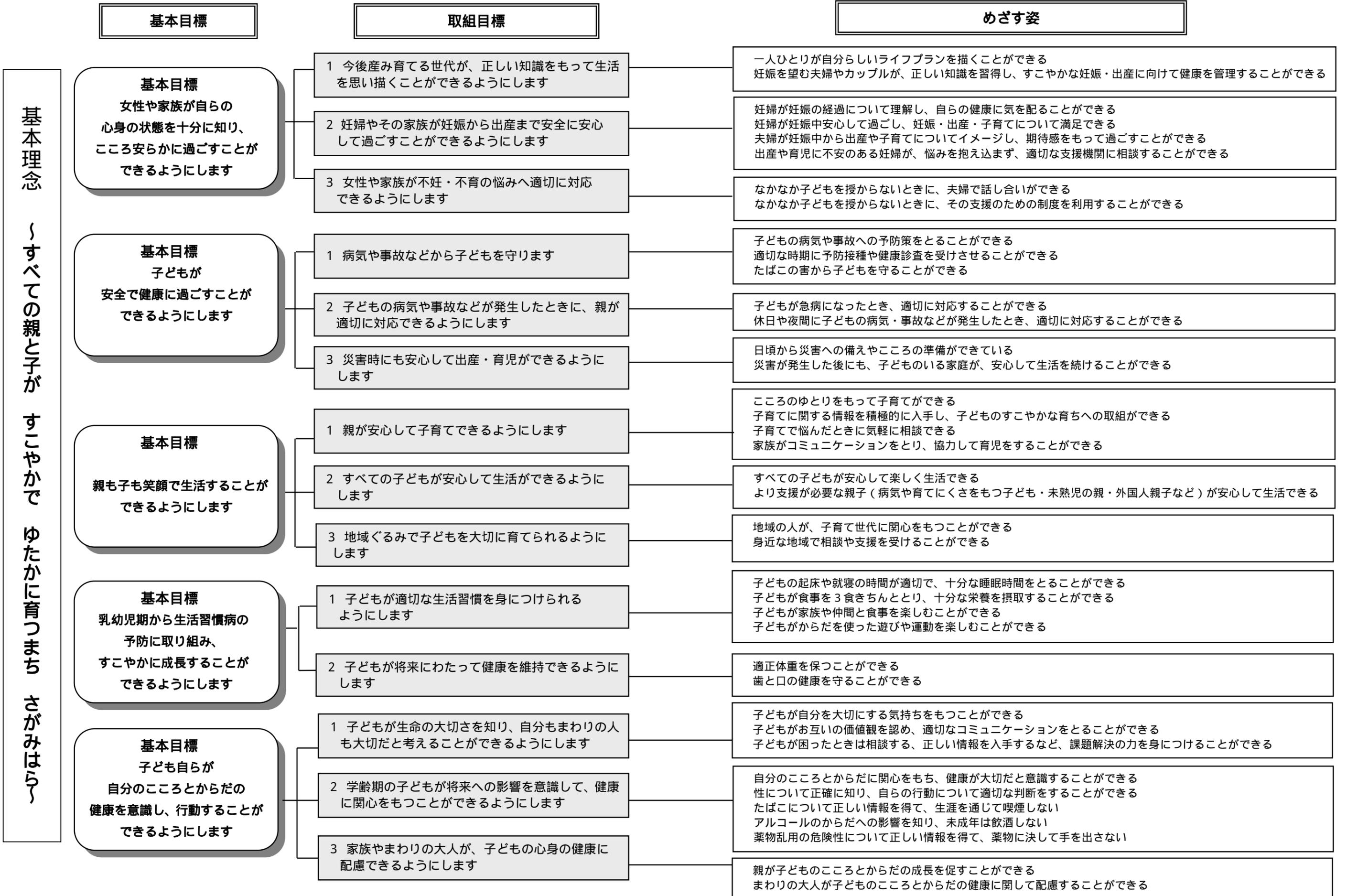
### 3 目標設定の考え方

5つの基本目標は、国の「健やか親子21」の4つの主要課題を踏まえ、更に本市が独自に「乳幼児期からの望ましい生活習慣により、大人になってからの生活習慣病を予防する」視点を加えたものです。

この基本目標に基づく取組を推進するために、それぞれ「取組目標」を設定しました。また「取組目標」については、イメージがしやすいよう「めざす姿」を描き、取組の方向を「市民自らの取組」と、市や関係団体などが行う「市民を支える取組」に整理して設定するとともに、具体的な「取組内容（具体策）」を定め、それらに基づいて事業を展開していきます。

また、取組の指標として24項目の成果指標を設定しています。

4 計画の体系





次の第 3 章に掲載の図表統計資料については、記載のあるものを除き、  
母子保健計画アンケート調査結果によるものです。

# 第3章

## 施策の展開

# 第3章 施策の展開

## 1 施策の内容

**基本目標** 女性や家族が自らの心身の状態を十分に知り、  
こころ安らかに過ごすことができるようにします

**取組目標1** 今後産み育てる世代が、正しい知識をもって生活を思い描くことができる  
ようにします

### 現状と課題

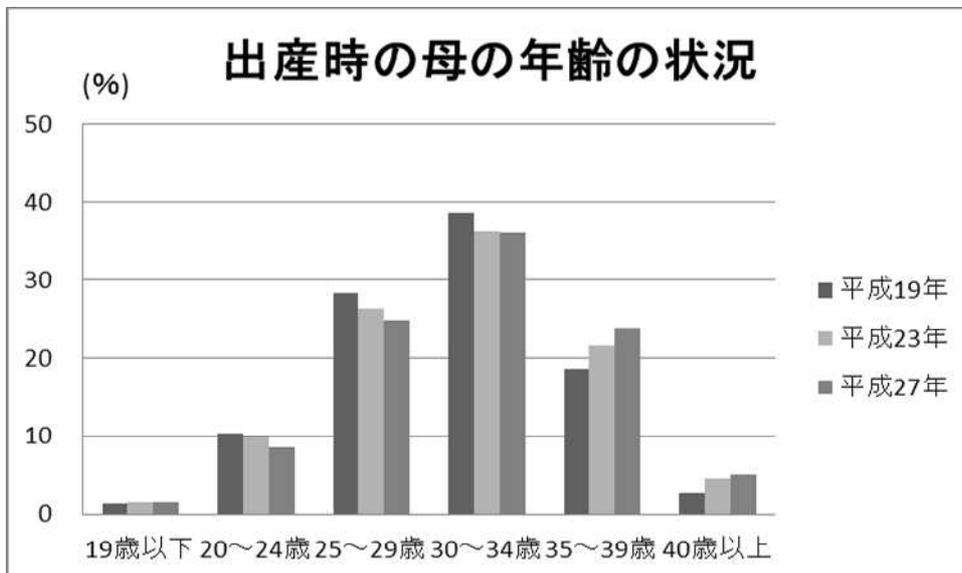
望んだとおりの妊娠・出産をして生活を営めることは、その人の人生を豊かにするための1つの要素となり、子育てにも良い影響をもたらします。

近年、社会環境の変化から、高齢出産と言われる35歳を過ぎてからの出産が増加し、育児面での影響も現れています。体力の低下による体調不良や育児疲れ、親の介護との両立のほか、年齢が高くなるほど妊娠しにくくなることを知らなかったと不妊に悩む人もいます。

また、予期せぬ妊娠により、出産・育児費用が用意できないという経済的な問題や、仕事との両立、夫やパートナーとの関係に悩む姿も見られます。特に若年での妊娠による経済的負担は大きく、また育児そのものの精神的負担や同世代の母親が少ない孤独感、望んでいた進学や就職を諦めたことによる孤立感や失望感をもつ人もいます。

不安を抱えながら妊娠期を過ごすことは、その後の育児にも影響を及ぼす可能性があり、望ましいことではありません。

そのため、見通しを立てて妊娠・子育てに向かうことが望まれ、妊娠前からライフプランを考えて行動することが重要です。



## めざす姿

一人ひとりが自分らしいライフプランを描くことができる  
妊娠を望む夫婦やカップルが、正しい知識を習得し、すこやかな妊娠・出産に向けて健康を管理することができる

## 取組について

### (1) 取組の方向

#### ア 市民自らの取組

- ・一人ひとりが思春期から自分のライフプランについて考えます
- ・産み育てる世代になる前から、妊娠・出産だけでなく、妊孕性（妊孕しやすさ）<sup>にんようせい</sup>についての正しい知識習得に努めます
- ・子どもを産み育てることの重要性を理解します
- ・夫婦やカップルが妊娠・出産に向けた健康管理ができるよう、正しい知識を身につけます
- ・ライフプランとともに、自らのワーク・ライフ・バランスについても考えます

#### イ 市民を支える取組

- ・市民が自分たちのライフプランを思い描けるよう、思春期から妊娠・子育てに関する教育の実施と情報提供を行います
- ・ワーク・ライフ・バランスを推進します
- ・望まない妊娠（特に若い世代）を防ぐよう、性に関する情報提供を行います
- ・妊孕性<sup>にんようせい</sup>についての情報提供を行います

### (2) 取組内容（具体策）

- ・若い世代への妊孕性<sup>にんようせい</sup>についての講座の実施
- ・妊娠前教室の定期的な実施
- ・職域におけるワーク・ライフ・バランスの普及
- ・中学・高校・大学との連携による思春期保健事業（第二性徴に伴う心身の変化を知り、適切な行動ができるように教育・相談・普及啓発などを通して支援すること）の充実（思春期教育の出前講座、性感染症や子宮頸がん予防の普及啓発、思春期相談の実施など）
- ・今後産み育てる世代（子ども）の親を対象にした講座の開催（子どもの変化に気づくことができる親、家庭での性教育の方法など）

## 取組目標 2 妊婦やその家族が妊娠から出産まで安全に安心して過ごすことができるようにします

### 現状と課題

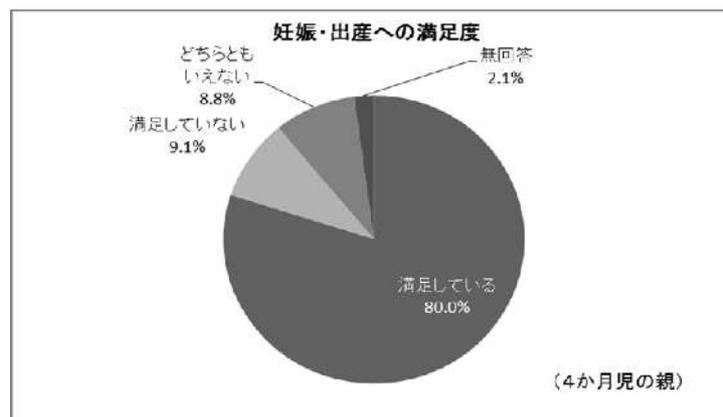
子どもの誕生をこころ待ちにして、妊娠・出産期を安心して過ごし、家族みんなで子育てをすることは大切なことです。平成28年度母子保健計画アンケート調査結果（以下「調査結果」という。）によると、出産を経験した女性の8割が「妊娠・出産に満足している」と回答しており、多くの方が自分の思い描いた妊娠・出産期を過ごすことができている。一方、「妊娠・出産に満足できなかった」理由として、約半数の人が「妊娠経過が順調でなかった」「出産費用が高い」と回答しています。妊娠期を少しでも快適に、また、健やかな出産を迎えるためには、規則正しい生活を送り、妊婦健康診査を定期的に受診することが大切です。妊婦健康診査を受診することにより、トラブルがあった場合にも早期に発見でき、迅速な対応をすることで症状が改善されることも多いため、症状の変化の気づきや受診の目安について周知することが必要です。

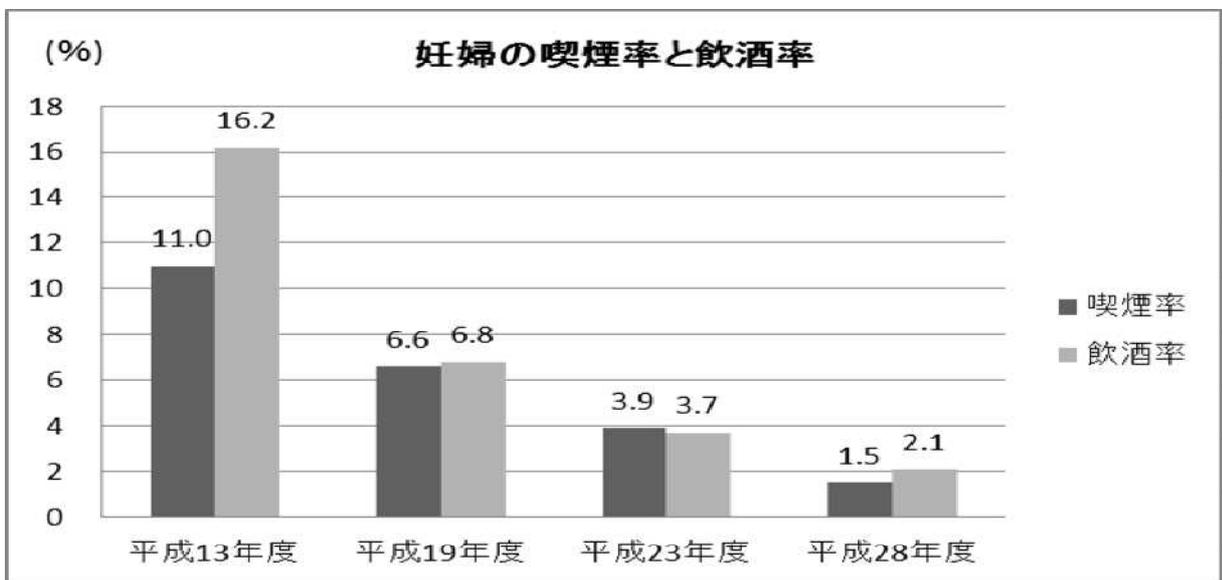
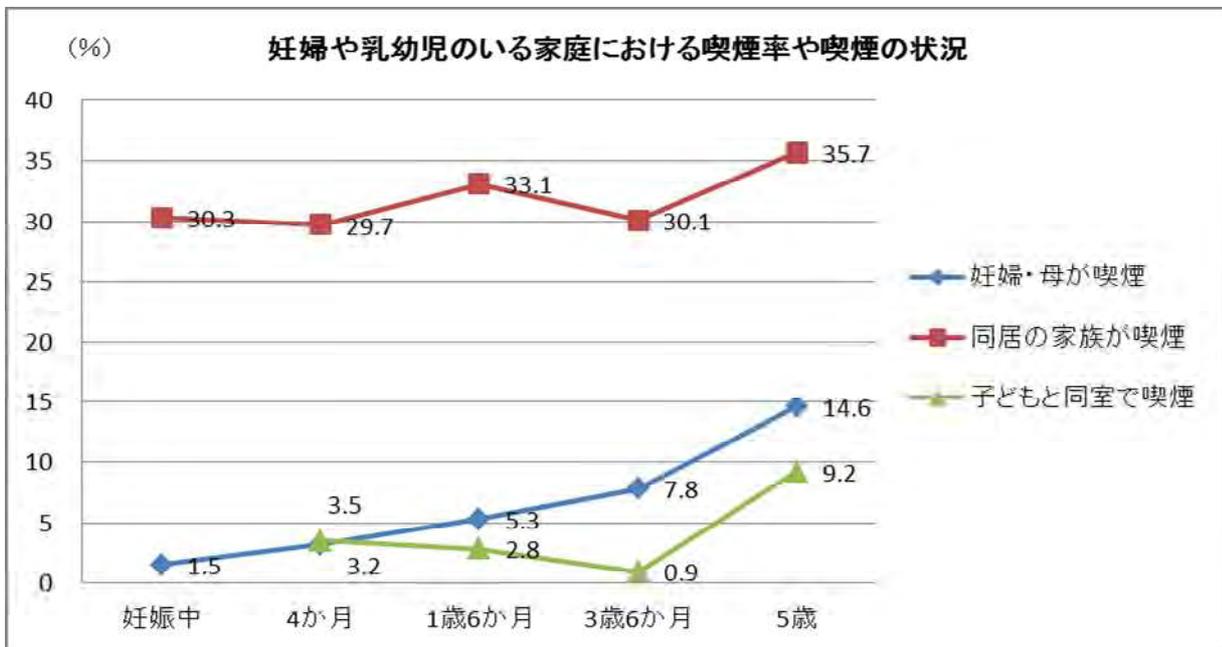
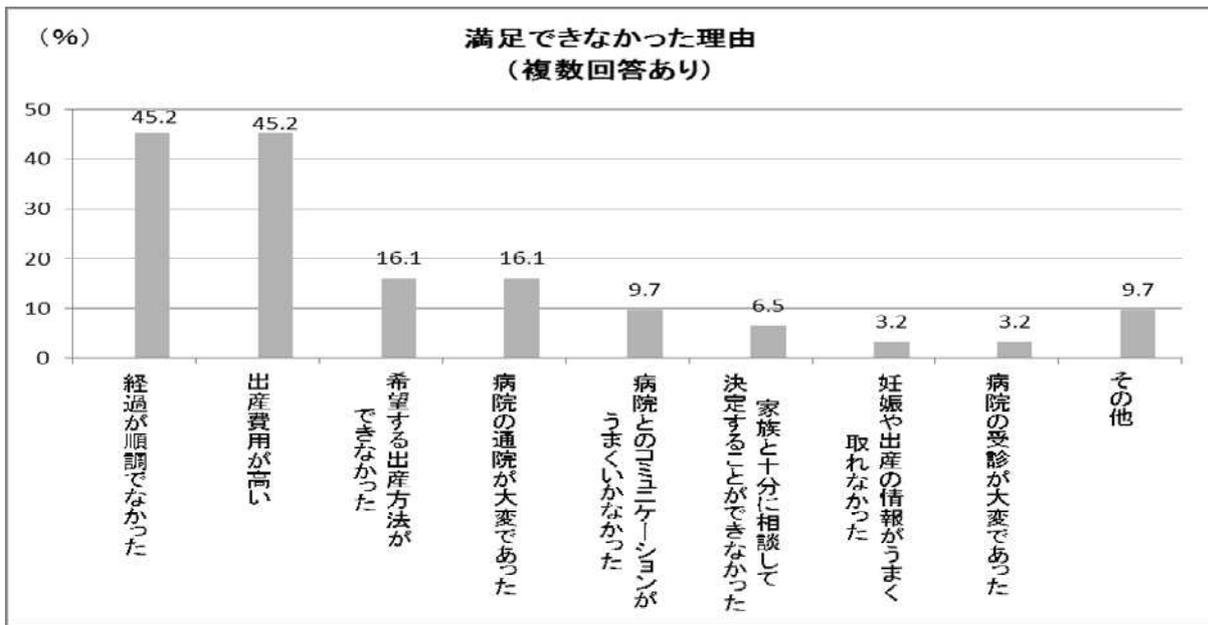
出産費用については年々高くなる傾向にありますが、本市では平成28年1月の妊婦健康診査費助成制度の改正により、補助額や補助回数が大幅に拡充され、妊婦の経済的負担を軽減することで、妊娠・出産期をより安心、安全に過ごすことができるようになりました。

また、早く生まれたり小さく生まれる子どもが増えていることから、その要因となる、妊婦の喫煙や受動喫煙、飲酒に対する指導を数年前から始めました。その結果、妊婦本人の喫煙率は1.5%、飲酒率は2.1%にまで減少していますが、妊婦や乳幼児のいる家庭において、同居する家族が喫煙している割合は、妊婦の出産前後とも変わらず3割前後ありました。今後は、特に妊婦や子どもの受動喫煙の防止について働きかける必要があります。

高齢出産の増加によって出産年齢が幅広くなってきており、悩みやニーズも多様化しています。健康面だけでなく、経済面や社会的サポートなどその方に合ったサービスを紹介していく必要があります。

近年、就労妊婦も増加しています。「妊娠中も安心して仕事を続けることができた」と回答した人は、64%と前回調査に比べほぼ横ばいとなっています。妊婦を社会で守る仕組みづくりが引き続き必要です。





## めざす姿

妊婦が妊娠の経過について理解し、自らの健康に気を配ることができる  
妊婦が妊娠中安心して過ごし、妊娠・出産・子育てについて満足できる  
夫婦が妊娠中から出産や子育てについてイメージし、期待感をもって過ごすことができる  
出産や育児に不安のある妊婦が、悩みを抱え込まず、適切な支援機関に相談することができる

## 取組について

### (1) 取組の方向

#### ア 市民自らの取組

- ・妊娠が分かったら早めに妊娠の届出を行い、母子健康手帳の交付を受けます
- ・妊婦は自らとおなかの子の健康管理のため、定期的に妊婦健康診査を受診します
- ・自らの飲酒や喫煙だけでなく、受動喫煙の妊婦や胎児、子どもへの影響について理解します
- ・妊娠中から夫婦で、今後の出産や育児について話し合います
- ・妊娠や出産、今後の子育ての不安や悩みを、適切な支援機関に相談します

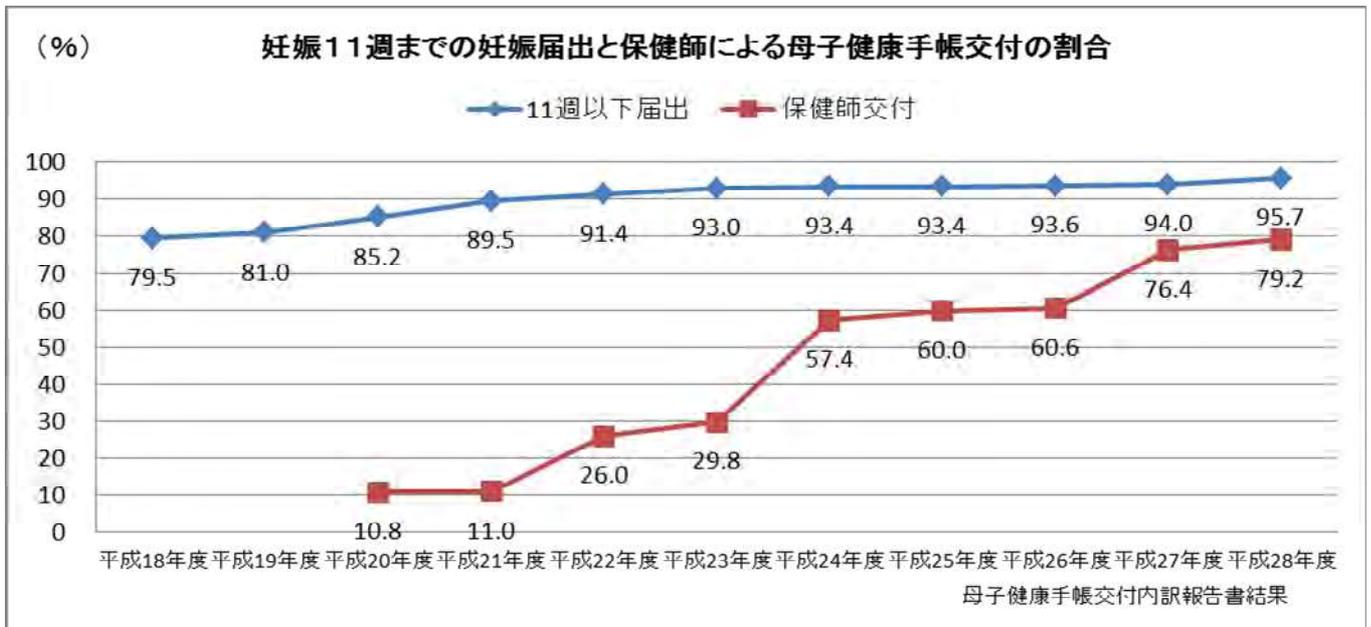
#### イ 市民を支える取組

- ・母子健康手帳の交付時から切れ目のない支援をめざします
- ・働く妊婦が母子健康手帳の交付を受けられるよう、休日の交付を実施します
- ・妊娠や出産に関する情報提供を行い、具体的なイメージができるよう支援します
- ・妊婦対象の事業や助成などの周知を図ります
- ・飲酒、喫煙、受動喫煙のからだへの影響について情報提供を行います
- ・妊婦やその家族に対する相談・支援体制を充実させます

### (2) 取組内容(具体策)

- ・妊娠届出時の保健師面接による支援の充実
- ・妊娠届出時のライフプランシート(妊娠から産後にかけてのスケジュール表)の活用
- ・妊婦健康診査費助成制度の周知と定期的な受診の勧奨
- ・母性健康管理指導事項連絡カードの周知の強化
- ・飲酒や喫煙、受動喫煙による影響の情報提供と、禁酒・禁煙に向けた指導
- ・妊娠届出時のアンケートによる支援が必要な妊婦の早期把握と支援の充実

- ・ 妊娠中の相談窓口の情報提供
- ・ 健康づくり普及員による受動喫煙防止教育の実施
- ・ 妊婦のこころとからだの健康のための教室の開催（歯科・栄養・リラクゼーションなど）
- ・ 市ホームページや「きずなメール」「子育てガイド」「お父さんといっしょ」などの充実
- ・ 電子母子健康手帳導入の検討



### 成果指標

「妊娠届出時に保健師と面接している割合」

平成28年度 79.2%                      平成33年度 90%

「妊娠・出産に満足している母親の割合」

平成28年度 80.0%                      平成33年度 83%

### 取組目標3 女性や家族が不妊・不育の悩みへ適切に対応できるようにします

#### 現状と課題

近年、女性の就業率の向上や非正規労働の増加に伴う経済的な不安により、結婚後すぐには子どもを望まない夫婦が増え、晩婚化の影響もあり出産する年齢が年々高くなっています。そのため、妊娠しやすい時期を逃してしまい、不妊に悩む夫婦が増加しています。また、2人目不妊や流産を繰り返す不育症に悩む人も増えています。

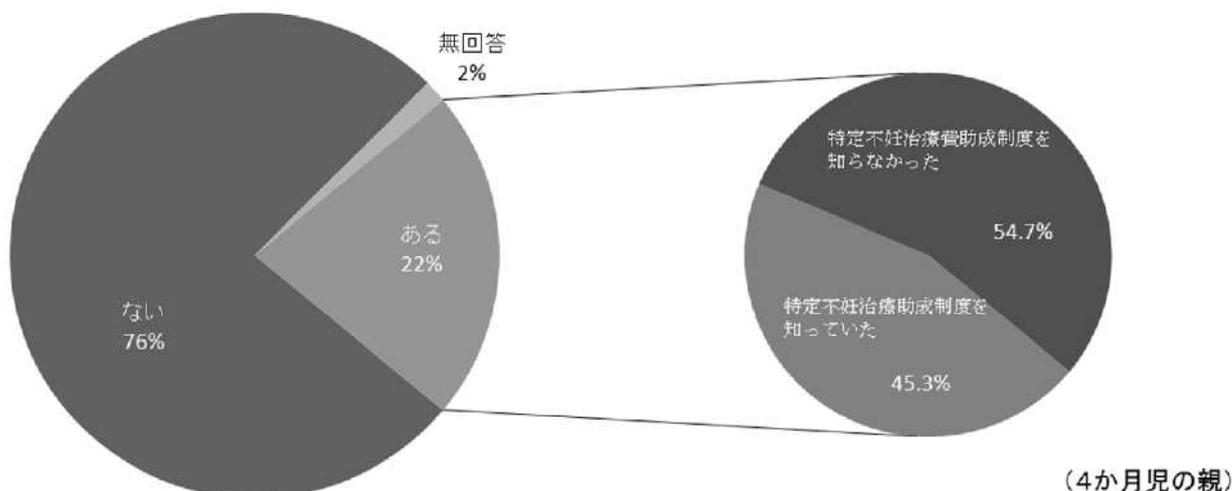
不妊に関することは夫婦間のことであるため、親や友達に相談できず、「私が原因かもしれない」「相手を傷つけてしまうかもしれない」といった理由で夫またはパートナーと話をすることができず、一人で悩むことも多くあります。

また、不妊治療のうち、体外受精や顕微授精といった特定不妊治療は、1回の治療費が非常に高額です。子どもが欲しくても、その経済的負担から治療をためらう人もいます。特定不妊治療には医療費助成制度があり、平成26年からは医学的知見を踏まえて治療開始時の妻の年齢によって助成回数に制限を設け、平成28年4月からは初回治療を行いやすくするため初回申請時の助成額が拡充されるとともに、男性不妊への助成も始まりました。

平成28年度の調査結果では、4か月児のいる親のうち4人に1人が「不妊症ではないかと悩んだことがある」ものの、そのうち特定不妊治療の医療費助成制度を知っていた割合は45.3%と半数以下となっています。

不妊や不育症に悩む夫婦に対して、早期からの正しい情報の提供や相談窓口の周知、心理的な問題への対応が必要不可欠です。

不妊症ではないかと悩んだことがある親の割合



## めざす姿

なかなか子どもを授からないときに、夫婦で話し合いができる

なかなか子どもを授からないときに、その支援のための制度を利用することができる

## 取組について

### (1) 取組の方向

#### ア 市民自らの取組

- ・ 妊孕性<sup>にんようせい</sup>や不妊・不育についての正しい知識習得に努めます
- ・ 不妊・不育について一人で悩まず、夫婦で話し合い、適切な支援機関に相談します

#### イ 市民を支える取組

- ・ 妊孕性<sup>にんようせい</sup>や不妊・不育についての情報提供に努めます
- ・ 不妊かもしれないと不安を抱えた人が相談しやすい体制をつくります
- ・ 不妊・不育についての社会の更なる理解を高めます
- ・ 不妊・不育に悩む人への周囲の理解が促されるよう、啓発活動を行います

### (2) 取組内容(具体策)

- ・ 若い世代への妊孕性<sup>にんようせい</sup>についての講座の実施
- ・ 妊娠前教室の定期的な実施
- ・ 不妊についての相談窓口の周知
- ・ 特定不妊治療の医療費助成制度についての情報提供の充実
- ・ 不妊・不育専門相談の実施

## 成果指標

「不妊ではないかと悩んだことのある人のうち

特定不妊治療の医療費助成制度を知っていた人の割合」

平成28年度 45.3%      平成33年度 50%

# 基本目標 子どもが安全で健康に過ごすことができるようにします

## 取組目標 1 病気や事故などから子どもを守ります

### 現状と課題

乳幼児期は病気に対する抵抗力が低く、様々な病気にかかりやすく、かかると重症化することもあります。毎年流行しているインフルエンザなどの感染症から身を守る方法として、幼児の頃から手洗いやうがいの習慣を定着させることが重要です。

調査結果によると、約9割の5歳児が「手洗いやうがいをしている」と回答し、目標値を超えましたが、小学生・中学生・高校生になっても習慣づけられるようにすることが大切です。

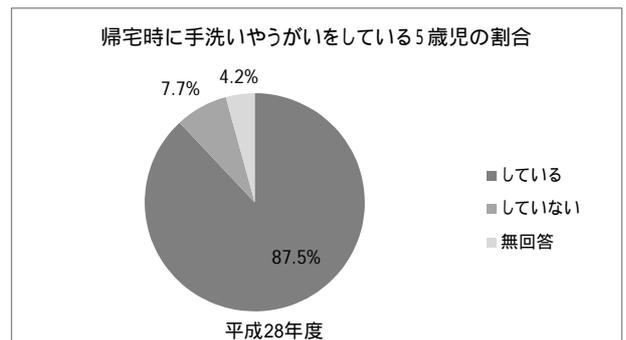
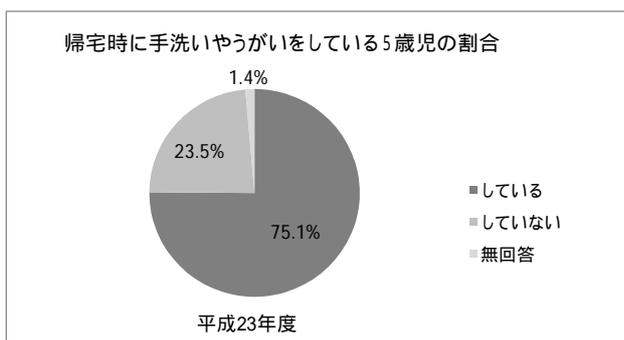
また、乳幼児期に受ける定期予防接種では、ヒブ感染症や肺炎球菌感染症、B型肝炎などが追加され、接種時期や順番を親に分かりやすく伝える工夫が求められます。

子どもの事故予防については、調査結果によると「生活の中で事故を防ぐための工夫をしている親の割合」が92.1%で、前回調査時の93.3%を下回りました。生後早い時期に市が実施しているこにちは赤ちゃん事業の家庭訪問の際に、事故予防についての情報提供に努めていますが、さらに、乳幼児健康診査時や電子媒体による情報の配信時など、あらゆる機会に情報提供することが望まれます。

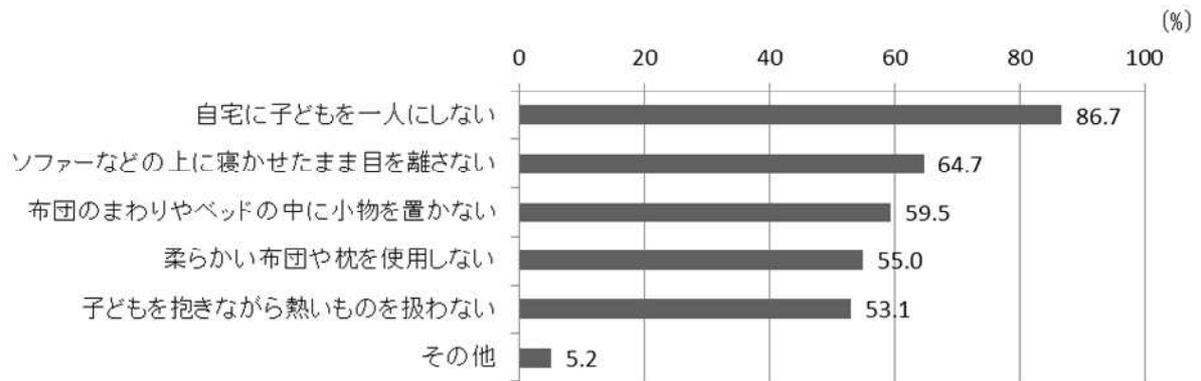
たばこの害については、「子どもと同室で喫煙する親の割合」が平成23年度に比べ減少しましたが、「生後4か月児と同室で喫煙する親の割合」は3.5%であり、SIDS（乳幼児突然死症候群）予防の観点からも更なる注意が必要です。

また、小学生のうちからたばこの害について知ることは重要であり、親や周囲の大人に対しては、子どもを受動喫煙から守るための取組を進める必要があります。

乳幼児健康診査は、子どものすこやかな発育と病気や障害の早期発見、療育へつながる重要な場面であることから、すべての対象児に受診を促すとともに、健康診査時における親への支援が満足感の得られる内容となる必要があります。

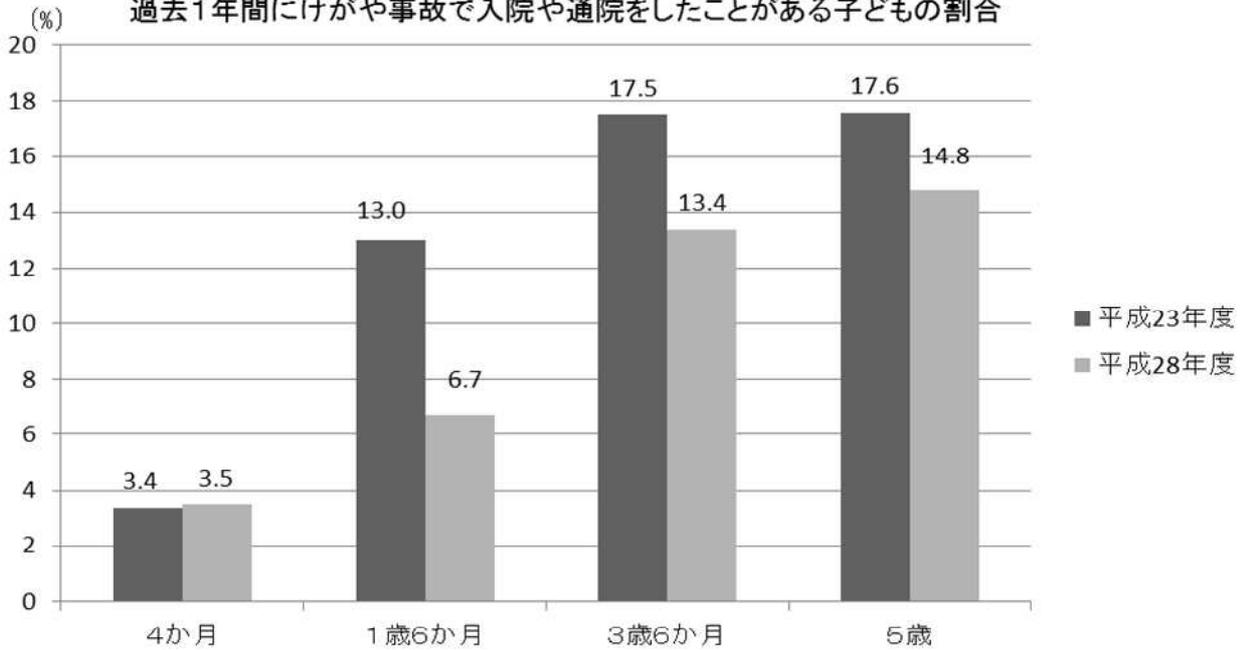


### 子どもがけがや事故にあわないよう工夫していること

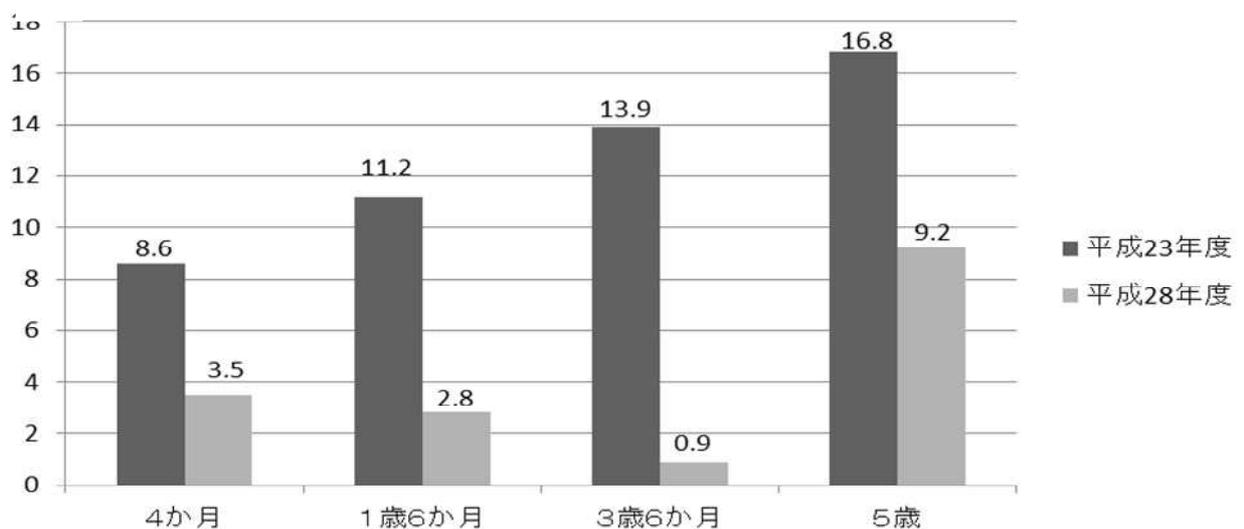


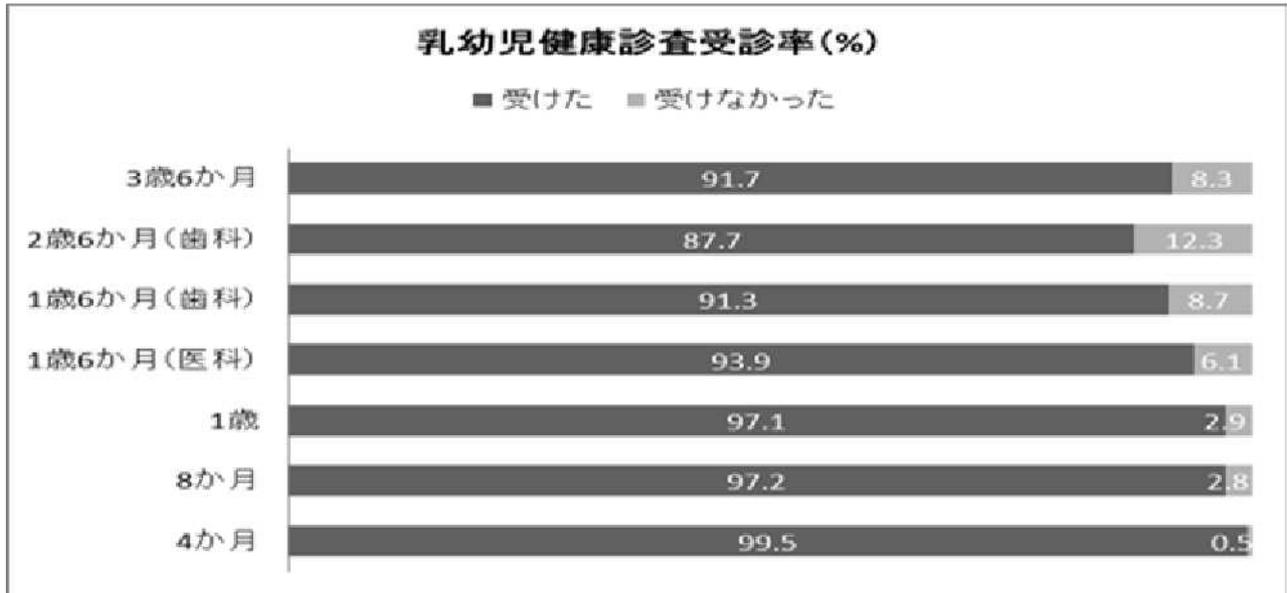
(4か月児の親)

### 過去1年間にけがや事故で入院や通院をしたことがある子どもの割合



### 子どもと同室で喫煙する親がいる割合





### めざす姿

子どもの病気や事故への予防策をとることができる  
 適切な時期に予防接種や健康診査を受けさせることができる  
 たばこの害から子どもを守ることができる

### 取組について

#### (1) 取組の方向

##### ア 市民自らの取組

- ・病気を予防するための正しい手洗い・うがいの方法を知り、日頃から実行します
- ・予防接種の必要性を理解し、子どもに適切な時期に受けさせます
- ・家庭内外で事故が起こらないようにします
- ・子どもがたばこの誤飲をしないよう注意します
- ・周囲の大人は子どもが受動喫煙をしないように気をつけます
- ・乳幼児健康診査の必要性を理解し、子どもに適切な時期に受けさせます

##### イ 市民を支える取組

- ・子どもの病気を予防する方法を伝えます
- ・子どもの健康状態を見極めるポイントや成長発達について情報提供します
- ・発達段階ごとの子どもの特徴を踏まえ、起こりやすい事故やケガの予防策について普及啓発します
- ・たばこの誤飲や受動喫煙を防ぐ方法を普及啓発します

## (2) 取組内容(具体策)

- ・正しい手洗い・うがいの方法の普及啓発
- ・こんにちは赤ちゃん事業での予防接種などに関する情報提供の充実
- ・予防接種の未接種児への接種勧奨
- ・子どもの事故予防に関する情報提供の充実
- ・たばこの誤飲や受動喫煙防止教育の充実
- ・保健師の家庭訪問や各種健康教育事业での情報提供の充実
- ・各種申請時の機会を活用した情報提供(妊娠届出時、医療費助成申請時など)
- ・市ホームページや「きずなメール」「子育てガイド」「お父さんといっしょ」などによる情報提供
- ・認定こども園や保育所・幼稚園など、関係機関との連携による事故予防、感染症予防の情報提供
- ・子どもの発育発達を確認(計測など)できる場や相談の充実
- ・乳幼児健康診査未受診児の把握及び支援の強化
- ・乳幼児健康診査での情報提供、普及啓発の強化(事故予防展示の充実、予防接種勧奨など)

## 成果指標

「帰宅後に手洗いやうがいをしている5歳児の割合」

平成28年度 87.5%                      平成33年度 95%

「たばこを吸う人の割合」

平成28年度 16.0%                      平成33年度 13%

「生活の中で事故を防ぐための工夫をしている親の割合」

平成28年度 92.1%                      平成33年度 95%

「乳幼児健康診査に満足している親の割合」

平成28年度 70.3%                      平成33年度 80%

「乳幼児健康診査の受診率(3歳6か月児健康診査)」

平成28年度 91.7%                      平成33年度 95%

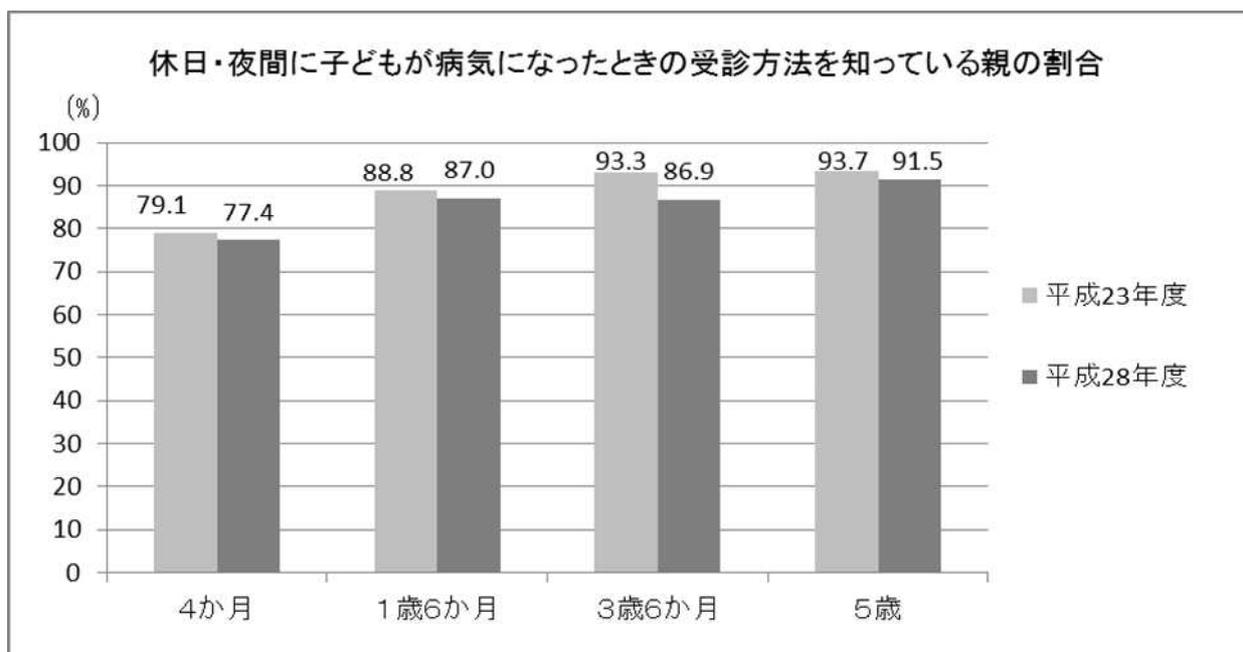
## 取組目標 2 子どもの病気や事故などが発生したときに、親が適切に対応できるように します

### 現状と課題

子どもは、具合が悪くても自分で症状を伝えることが難しいため、親は子どもの様子を見て受診の必要性を判断することや、家庭でできるケアの方法を知っておくことが大切です。

また、必要なときにはすぐに受診ができるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医などをもつことや、休日・夜間に医療機関にかかる方法をあらかじめ知っておくことも重要です。

子どもが病気や事故にあったとき、休日・夜間においてもすぐに受診する方法を知っている親の割合は86%で、前回の調査時の89%を下回りました。特に、5歳児の親では91.5%でしたが、年齢が低く病気や事故が生命の危機に直結しやすい4か月児の親では77.4%と低い  
ため、出生直後からの周知に取り組むことが重要です。



### めざす姿

子どもが急病になったとき、適切に対応することができる

休日や夜間に子どもの病気・事故などが発生したとき、適切に対応することができる

## 取組について

### (1) 取組の方向

#### ア 市民自らの取組

- ・子どもが病気になったとき、家庭でのケアや受診の判断ができるようにします
- ・子どもが病気やけがをした際に、必要な医療を受ける方法や利用できる医療制度について理解します
- ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局をもちます

#### イ 市民を支える取組

- ・子どもが病気になったときの対応方法を始め、受診の判断のポイントや相談・受診ができる方法について普及啓発します
- ・休日・夜間を含め、急病時に必要な医療が受けられる方法を周知します
- ・病気やけがなど緊急時の対応や応急処置の方法について普及啓発します
- ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局をもつことの必要性や利点を普及啓発します
- ・小児医療費助成や養育医療給付、自立支援医療（育成医療）給付、小児慢性特定疾病医療給付などを行い、子どもの病気に対する経済的負担の軽減を図ります

### (2) 取組内容（具体策）

- ・かながわ小児救急ダイヤルの普及
- ・各種申請時の機会を活用した情報提供（妊娠届出時、医療費助成申請時など）
- ・市ホームページや「きずなメール」「子育てガイド」「お父さんといっしょ」などによる情報提供
- ・電子母子健康手帳導入による情報提供手段の充実の検討
- ・認定こども園や保育所・幼稚園など関係機関との連携による情報提供

## 成果指標

### 「かかりつけ医をもつ子どもの割合」

平成28年度 64.6%

平成33年度 70%

### 「休日・夜間に子どもが病気になったときの受診方法を知っている親の割合」

平成28年度 86.0%

平成33年度 95%

### 取組目標 3 災害時にも安心して出産・育児ができるようにします

#### 現状と課題

阪神・淡路大震災以降、今世紀に入ってから東日本大震災など予想を超えた未曾有の大規模災害が発生し、住民生活に甚大な被害を及ぼしました。こうした災害時には、妊婦や子どもをもつ親とその家族は、対応することが特に困難な状況になります。

災害はいつ発生するか分かりません。家を失い避難所生活を余儀なくされることも十分考えられることから、地域で協力して生活を再構築する必要があります。

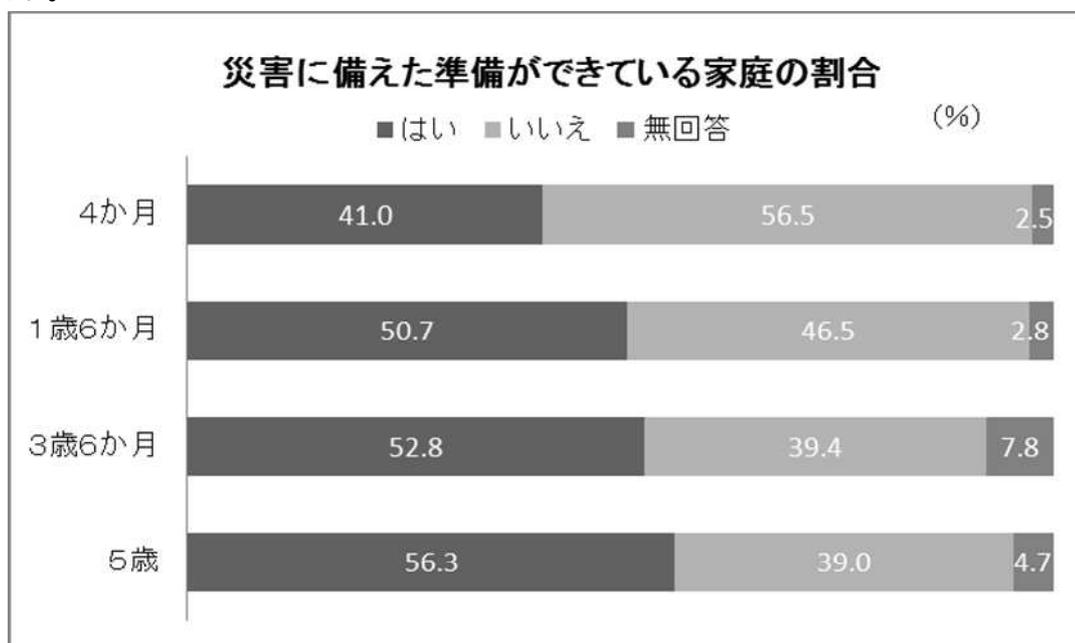
しかし、核家族化や地域での関係性の低下が進み、隣近所に住んでいる住民の顔を知らない場合も少なくありません。

調査結果によると、災害に備えた準備ができている家庭は、子どもの年齢が上がるにつれ増加しているものの、半数近い家庭が準備していないと回答しています。

また、持病などにより薬を服用している幼児がいる家庭のうち、災害発生に備えて常時服用する薬を準備している割合は、24.8%でした。60歳以上の約55%と比べると、準備ができていないことがわかります。子どもが使用するものや薬などは、他のものでは代用が利きにくいこともあるため、子どもとともに避難することを想定した災害グッズの用意や、家族同士の連絡手段の確認など、日頃からの準備が必要です。

また、実際に大規模災害が起きた地域では、避難所内での授乳や夜泣き、子どもの騒ぐ声や音などに対する周囲への配慮からくる心理的負担、そして、妊婦や子どもに特化した医療や支援物資の不足など、子育て世代にとって解決が必要不可欠な問題が浮き彫りになりました。

本市でも、いつ発生するか予想できない災害に備え、子どもがいる家庭に優しい仕組みづくりが必要です。



## めざす姿

日頃から災害への備えやこころの準備ができている  
災害が発生した後にも、子どものいる家庭が、安心して生活を続けることができる

## 取組について

### (1) 取組の方向

#### ア 市民自らの取組

- ・ 災害に関する正しい知識の習得に努めます
- ・ 子どもに適した災害グッズを準備します
- ・ 家族や友人との連絡体制について確認します
- ・ 日頃から地域の住民との関わりを築くように努めます

#### イ 市民を支える取組

- ・ 災害に備えるための情報を提供します
- ・ 地域における世代間交流を促します

### (2) 取組内容(具体策)

- ・ 子どものいる家庭や地域の人達を対象にした防災・減災に関するイベントの開催
- ・ 避難所における子どもや妊婦も安心して利用できる体制づくり
- ・ 災害時の母子健康手帳喪失に備えるための電子母子健康手帳導入の検討

## 成果指標

「子どものいる家庭が災害に備えた準備をしている割合」

平成28年度 50.5%

平成33年度 70%

## 基本目標 親も子ども笑顔で生活することができるように します

### 取組目標 1 親が安心して子育てできるようにします

#### 現状と課題

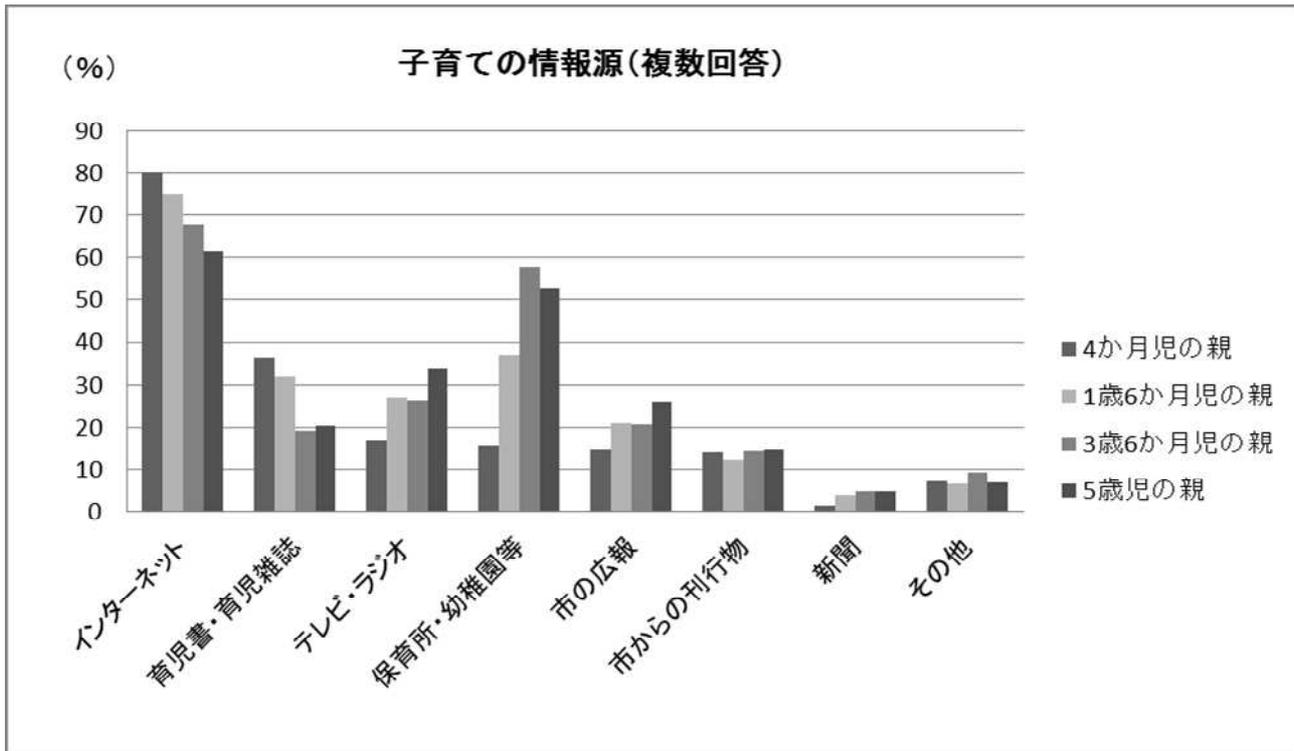
少子化により、初めてふれあう子どもが自分の子どもである人も少なくありません。子育てで不安を感じることがあるのは当たり前のことですが、その不安を相談できる手段をもち、「子どもが可愛い」「生活が楽しい」と自分自身が思える瞬間、そして「がんばってるね」「ありがとう」と周囲からねぎらってもらえる環境が大切です。しかし、実際には「精神的に支えてくれる人がいる」と回答した親は約85%にとどまっています。親に対する育児サポートや、母への産前産後の心身のケアなど、きめ細かい支援が必要です。

また、「育児における支援が最も必要な時期」については、「年齢に限らず必要」と考える親の割合が、子どもが成長するにつれ増加しています。さらに、母親が世間から孤立して育児をしている場合などにおいては、育児を優先するあまり自分の健康管理をする余裕がなくなることや、育児によるストレスから育児負担感が高まり、児童虐待につながることもあります。「家事育児は母親任せ」にならないよう、夫婦やまわりの家族で家事・育児の方針や役割分担などについてよく話し合い、「ともに育てる」意識をもつことが大切です。育児負担感が高まったときには、早めに相談できることが重要です。

調査結果では、子育ての情報源として、子どもの年齢に関わらずインターネットが1位となっています。子どもの成長に伴い情報源も多様化しますが、4か月児をもつ親でインターネットを子育ての情報源としている人の割合は80%にも上っており、育児に欠かせない情報源となっています。

しかし、インターネットで取得する情報は一方通行で誤った情報も混在し、かえって混乱する場合もあるため、正しい情報を得られる様々な手段をもつことが大切です。

また、母親同士の交流の場や乳幼児向けのイベントを求める声が多くあります。その一方で、地域で開催している「子育てサロン」や「育児サークル」の認知度は「何となく知っている」を含めると約90%と高いにもかかわらず、実際に参加したことのある親は3歳6か月児をもつ親の61.6%が一番高く、4か月児をもつ親に至っては、33%となっています。さらに、地域では、「子育てサロン」や「子育て広場」などの事業のほか、保育所などでも育児相談につながっている場合がありますが、「気軽に子育て相談ができる場が少ない」といった声もあり、親子のニーズに合った情報提供や支援が求められています。



### めざす姿

こころのゆとりをもって子育てができる  
 子育てに関する情報を積極的に入手し、子どものすこやかな育ちへの取組ができる  
 子育てで悩んだときに気軽に相談できる  
 家族がコミュニケーションをとり、協力して育児をすることができる

### 取組について

#### (1) 取組の方向

##### ア 市民自らの取組

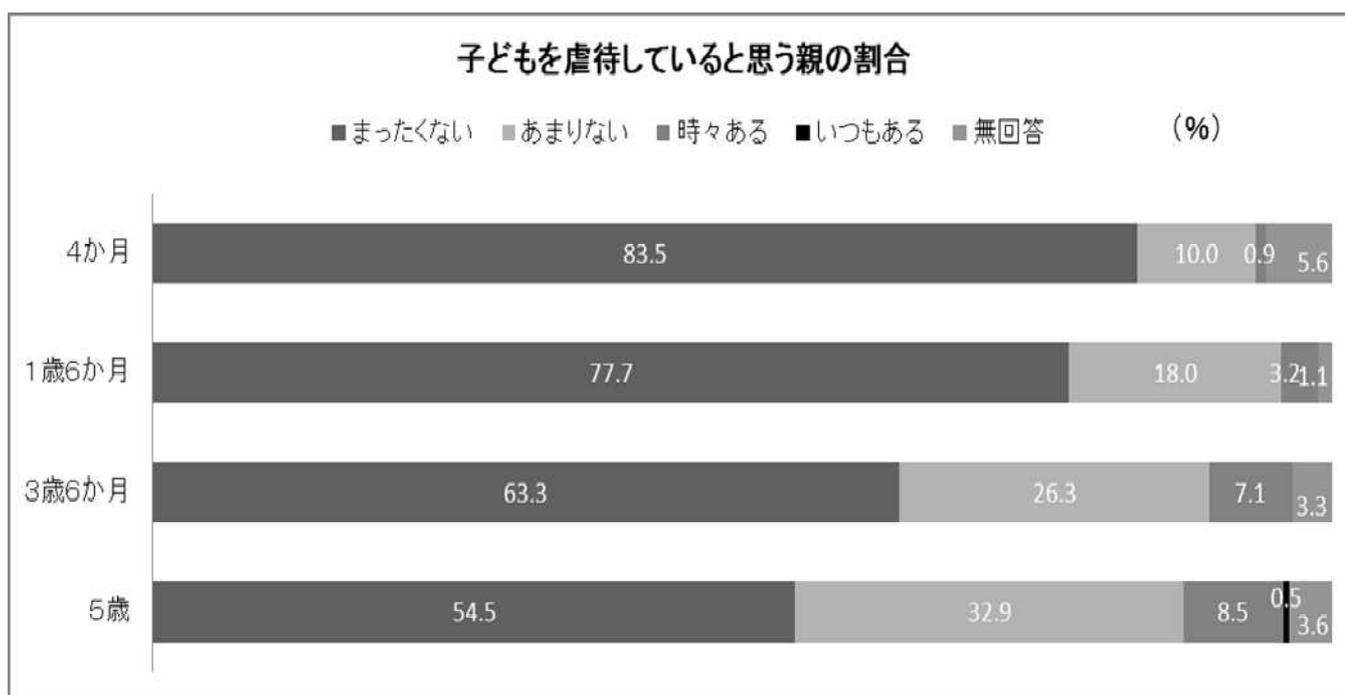
- ・産後は、積極的に赤ちゃん訪問などの支援を受け、子どもの発育発達の確認や育児の相談をします
- ・産後の健康に関心をもちます
- ・夫婦、家族、地域が協力して子育てをします
- ・子育てに関する悩みごとは、一人で悩まず相談します
- ・たくさんの情報の中から、自分の子どもに合った情報を取捨選択できる力を養います

## イ 市民を支える取組

- ・ 出産後、早期に育児や母子の体調などについて相談できる体制を充実させます
- ・ 乳幼児健康診査で発達が気になる子どもを早期に把握し、相談できる場を充実させます
- ・ 情報が入手しやすい仕組みづくりをします
- ・ 親子の仲間づくりや情報交換ができる場を提供します
- ・ 父親の育児参加を促進します

## (2) 取組内容(具体策)

- ・ こんにちは赤ちゃん事業で、支援の必要な親の把握と支援の充実
- ・ 乳幼児健康診査で、支援の必要な子どもの把握と支援の充実
- ・ 母子訪問指導や面接指導などによる育児支援の充実
- ・ 子育て広場の拡充やふれあい親子サロンでの育児情報の普及啓発
- ・ 「きずなメール」やリーフレットなどによる育児情報の提供
- ・ 子育て関連のチラシやポスターでの QR コードの積極的活用による最新情報の提供
- ・ 家族と子どもを対象にした休日に実施する子育て事業の実施
- ・ 育児支援教室(ママの休み時間)の継続実施と周知活動の強化
- ・ 地域で行われているイベントや相談窓口などの情報提供の充実
- ・ 電子母子健康手帳導入の検討
- ・ 産後の母親向けの支援の充実



## 成果指標

「ゆったりとした気分で子どもと楽しく過ごせる時間のある親の割合」

平成28年度 91.6%                      平成33年度 95%

「家事や育児をともに担う家族や協力者がいる人の割合」

平成28年度 72.8%                      平成33年度 80%

(平成28年度アンケート調査結果は「家事や育児に協力する父親の割合」としていた)

「子どもを虐待していない、又は、子どものしつけや対応について、冷静に振り返ることができる親の割合」

平成28年度 91.1%                      平成33年度 100%

(平成28年度アンケート調査結果は「子どもを虐待していると思う親の割合」としていた)

## 取組目標2 すべての子どもが安心して生活ができるようにします

### 現状と課題

乳幼児健康診査や遊び場など多くの子どもたちが集まる場に参加するようになると、親は我が子と他の子どもとの発達の違いを感じるようになります。個性として捉えられる部分もありますが、その違いが「気持ちを通じ合わない気がする」「まわりの子どもとの関わり方がうまくいかない」など親の不安につながるような「育てにくさ」を感じる場合は、早くから相談し、我が子にあった子育て方法を知り、親自身も安定していくことが大切です。

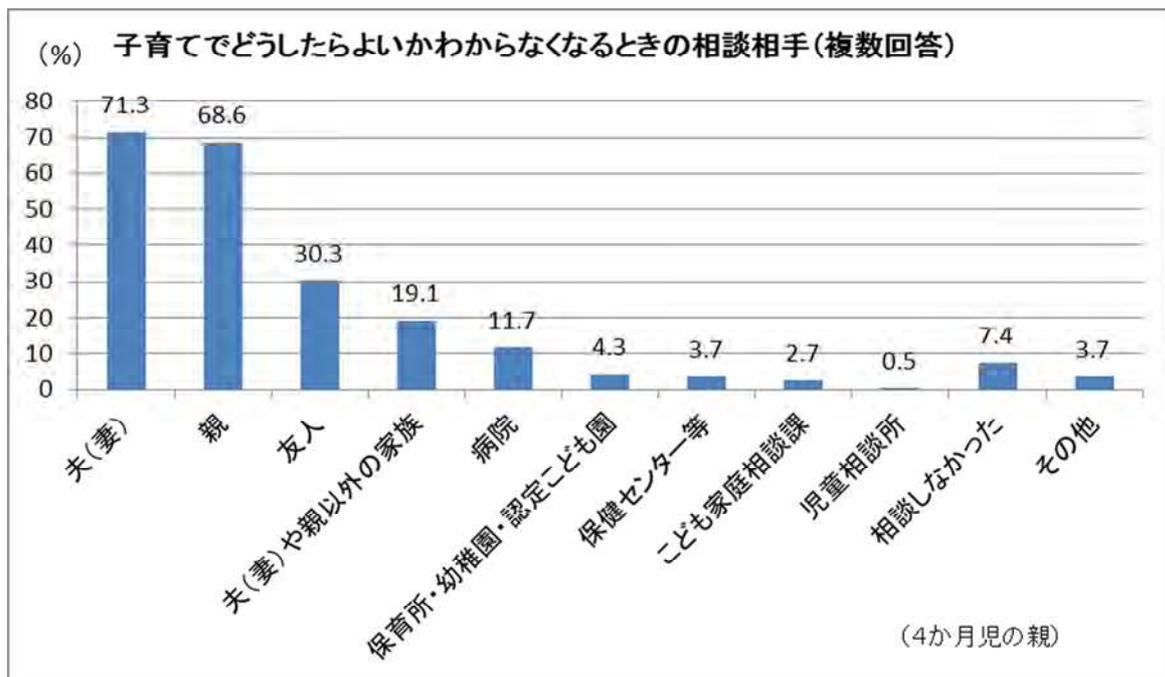
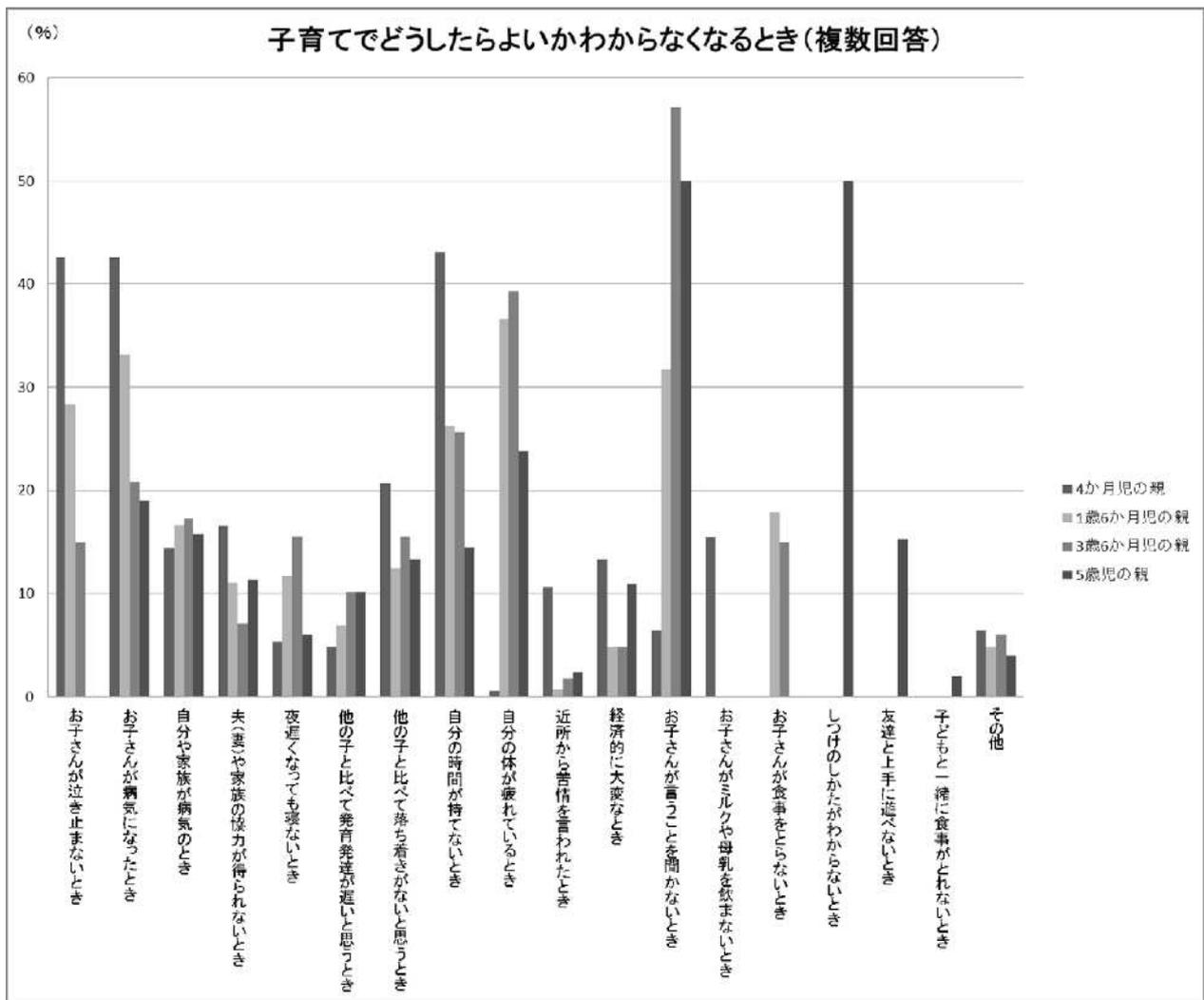
発達障害などの疑いがある場合には、早期から特性に合わせた関わり方や適切な支援をすることで発達の理解が深まり、子どもの成長を実感できるようになります。先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査のように、出産後すぐに調べることができる疾患の検査の重要性を周知していくとともに、積極的に検査できる環境づくりを進めることが重要です。

予定日よりかなり早く生まれた場合や、病気や障害がある場合、病状が安定したとしても食事や生活の自立、学習など成長とともに子どもの課題や親の心配も変化していきます。親の心理的な負担から、同年代の子どもに触れる機会が減ってしまう場合も少なくありません。

また、就学の段階で、医療的ケアに関わる調整や環境整備など学校側と早期から調整が必要となるため、就学に向けたアプローチが求められています。

親が日本の生活に慣れていない外国人の場合や親自身に疾患がある場合も、親の育児負担感は非常に大きいため、良好な親子関係を築いていく上でも、相談できる人や手段の存在が大変重要です。

すべての子どもと親が笑顔で生活できるよう、早期からの相談体制の整備や、子どもとともに参加できる場の提供、配慮が必要な子をもつ親へのきめ細かな支援などが必要です。



## めざす姿

すべての子どもが安心して楽しく生活できる

より支援が必要な親子（病気や育てにくさをもつ子ども・未熟児の親・外国人親子など）が安心して生活できる

## 取組について

### （１）取組の方向

#### ア 市民自らの取組

- ・子どもがまわりから愛されていると感じられるようにします
- ・子どもがたくさん遊び、学び、いろいろな体験ができるようにします
- ・子育てで不安なとき、育てにくさを感じたときには、一人で悩まず相談します
- ・子どもにとって一番よい選択ができるよう心がけます

#### イ 市民を支える取組

- ・出産直後から母子に関わりがもてるようにします
- ・乳幼児健康診査などで、子どものすこやかな育ちを確認します
- ・乳幼児健康診査などで発達を心配する親や家族を把握し育児支援を行います
- ・発達に心配のある子どもを育てる家族への支援を充実します
- ・共通した子どもの悩みをもつ親同士が集える場を提供します
- ・乳幼児健康診査を受けていない子どもとその家庭の状況把握に努め、必要な支援を行います
- ・各関係機関と連携を図り、よりスムーズな支援を行います
- ・経済的に支援が必要な場合であっても必要な医療が受けられるよう、医療費の助成を行います
- ・子どもが安心して遊べる場の提供や周知を行います
- ・発達相談や外国人へのサポートなど、育児支援の充実を図ります

### （２）取組内容（具体策）

- ・新生児における各種検査（先天性代謝異常等検査、聴覚検査など）の推進
- ・小児に関わる医療費の助成や給付  
（小児医療費助成、養育医療給付、小児慢性特定疾病医療給付、自立支援（育成）医療給付、ひとり親家庭等医療費助成など）
- ・こんにちは赤ちゃん事業や乳幼児健康診査での育児支援の充実

- ・医療機関からの連絡、養育医療、乳幼児健康診査、育児相談などで把握した母子への個別訪問指導
- ・乳幼児健康診査などの事後指導教室（ことり教室）の充実
- ・個別心理相談（おやこひだまり相談室）の実施
- ・低出生体重児を対象としたサロン（ぴよぴよサロン）や多胎児対象の教室（ビーンズクラブ）の実施
- ・認定こども園や保育所・幼稚園など、関係機関との連携による育児支援の充実
- ・ふれあい親子サロンや子育て広場などの子育て環境の充実
- ・外国語版「母子健康手帳」「子育てガイド」「乳幼児健康診査診査票」などの充実
- ・日本語の話せない外国人親子への個別の育児支援と相談体制の充実
- ・支援が必要なケースへの関係機関の相互連携の強化

#### 成果指標

「子育てでどうしてもよいか分からないときに相談した人の割合」

平成28年度 91.9%

平成33年度 95%

### 取組目標3 地域ぐるみで子どもを大切に育てられるようにします

#### 現状と課題

核家族化、地域での関係性の低下から、地域の中で孤立して子育てをしている親が増えてきています。結婚や妊娠を機に新しい環境で生活を始め、親族や友人、知人もいない中での子育ては、孤立感とともに不安や劣等感を高めてしまいます。勇気を出して参加した地域の子育てサロンなどでも、他の親と自分を比べ「できていない自分」をより強く感じてしまい、それまで以上に人が集まる場所を避けるようになり、更なる孤立感にさいなまれるという悪循環に陥ることもあります。孤独な育児をしている親にとって、地域の理解と声かけは特に重要です。

また、日常的に同じ地域に住む人同士の交流があると、世代を超えた知識の伝達や感情の共有がなされ、いざというときも自然とみんなで助け合うことができます。しかし、近年は核家族化だけでなく、特定の仲間との付き合いのみを好む傾向にあり、人との交流が希薄になりつつあります。育児を個人の責任という見方ではなく、人とのつながりを持ち、地域の中で社会的な存在として子どもを育てていくという視点をもつこと、地域で支えることが重要な課題です。

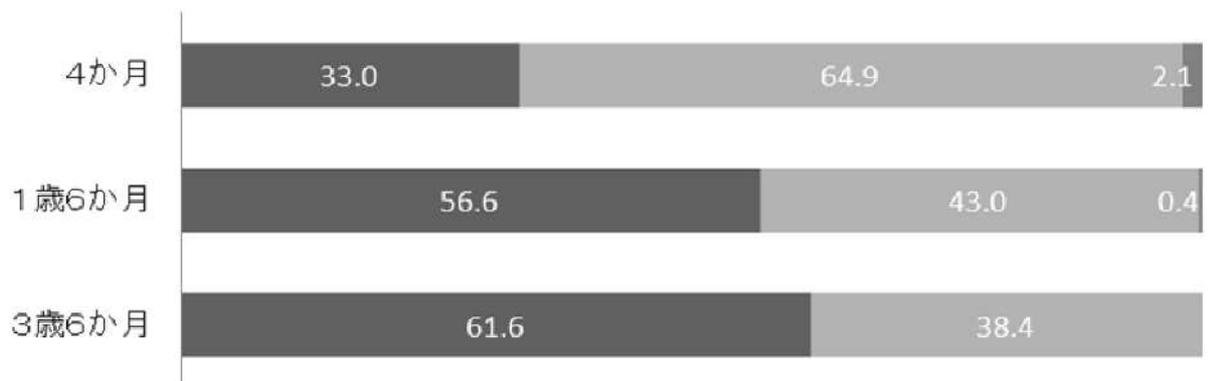
地域の「子育てサロン」「育児サークル」の認知度(%)

■知っている ■何となく ■知らない ■無回答



地域の「子育てサロン」「育児サークル」に参加したことのある母子の割合(%)

■ある ■ない ■無回答



めざす姿

地域の人が、子育て世代に関心をもつことができる  
 身近な地域で相談や支援を受けることができる

## 取組について

### ( 1 ) 取組の方向

#### ア 市民自らの取組

- ・ 親も子ども積極的に地域の人と交流します
- ・ 近所に住む子どもやその親に関心を持ちます
- ・ 地域で子どもを温かく見守り、育てます
- ・ 現代の子育て事情を知り、親子が抱える不安や問題を理解します
- ・ 不安を抱えた親子には積極的に声かけをします

#### イ 市民を支える取組

- ・ 現代の子育て事情などについて、積極的に発信します
- ・ 地域での取組、催しの周知などの情報提供を行います
- ・ 身近な地域で交流できる機会を増やします
- ・ 地域の育児資源や関係機関との連携を増やします
- ・ 子育てのネットワークを充実させ、周知に努めます
- ・ 地域の子育て支援者の資質の向上（スキルアップ）を図ります

### ( 2 ) 取組内容（具体策）

- ・ こんにちは赤ちゃん事業における地域情報発信の強化
- ・ まちかど講座や研修会への講師派遣
- ・ ふれあい親子サロン従事者への啓発
- ・ ファミリーサポートセンター事業の援助会員の研修の充実
- ・ 子育てサポーターの育成
- ・ 健康づくり普及員に対する子育て研修の実施
- ・ 健康づくり普及員による子育て支援事業の実施
- ・ 子育て広場事業の充実
- ・ 認定こども園や保育所・幼稚園等の地域向けイベントや園庭開放情報の発信
- ・ ホームページの充実

## 成果指標

「地域で行われているサロン・サークルに参加したことがある親の割合（1歳6か月児）」

平成28年度 56.6%

平成33年度 65%

## 基本目標 乳幼児期から生活習慣病の予防に取り組み、すこやかに成長することができるようにします

### 取組目標 1 子どもが適切な生活習慣を身につけられるようにします

#### 現状と課題

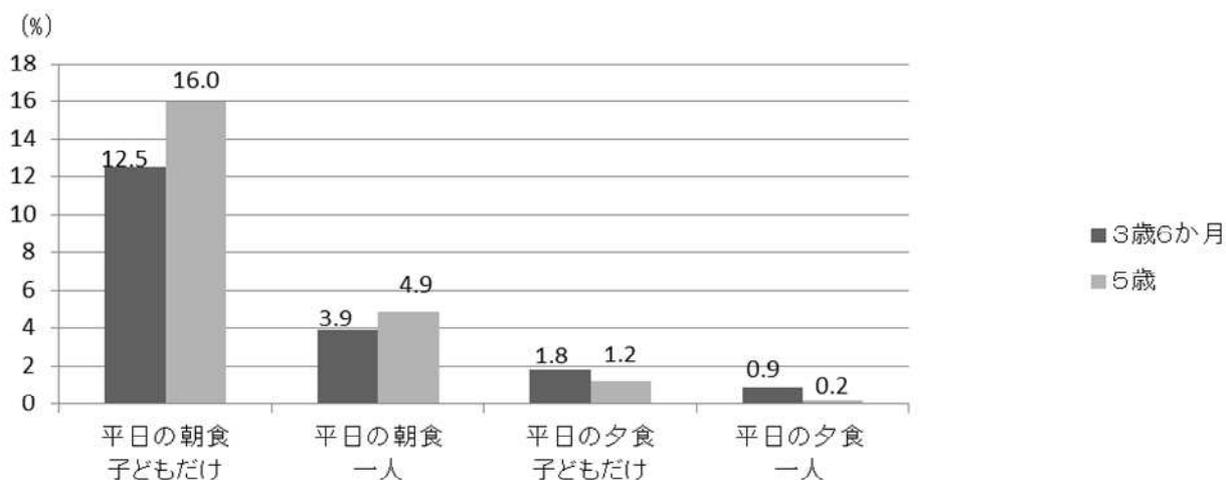
子どもの頃から適切な生活習慣を身につけることはとても重要です。朝食をとる、薄味にする、栄養バランスのとれた食事を心がけることは大切ですが、親に子どもの食事で困っていることを聞くと、「好き嫌が多い」が33.3%、「小食」が15.5%、「薄味にすると食べない」が5.6%と回答しており、具体的な解決につながる情報提供が求められています。

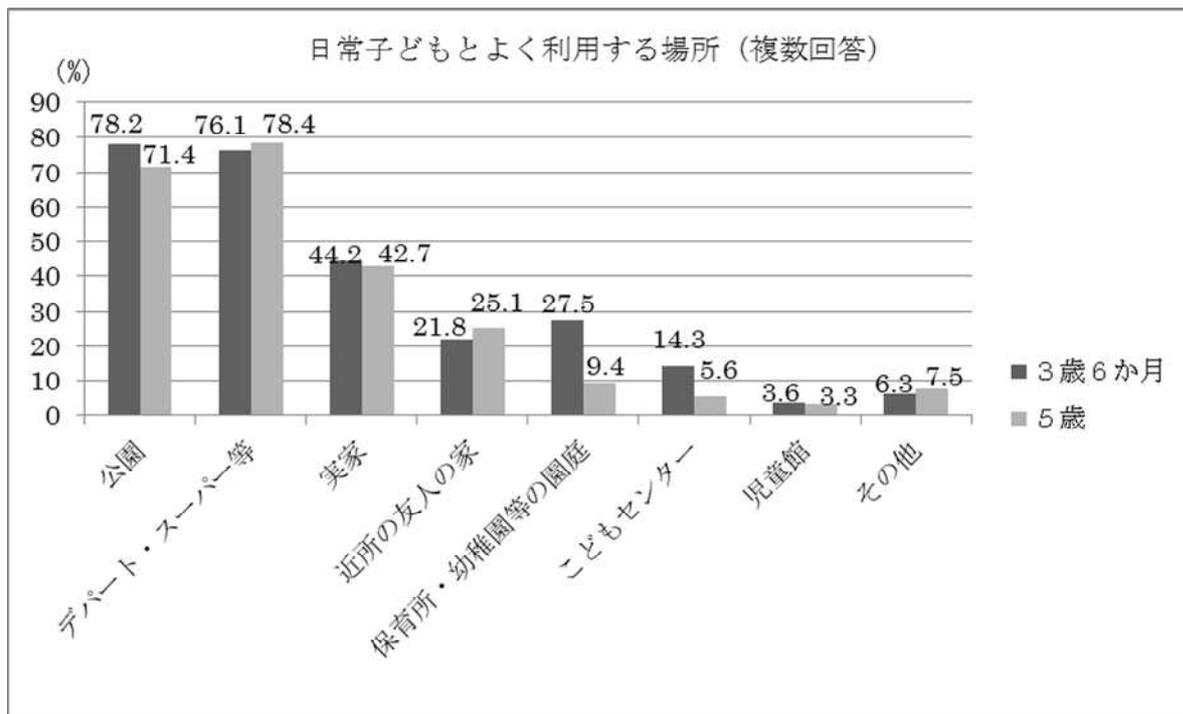
また、家族や友人と楽しみながら食事することは、子どものころとからだの成長に最も大切なことですが「平日の朝食を子ども達だけで食べている割合」は5歳児で16%、「平日の夕食を子ども達だけで食べている割合」は3歳6か月児で1.8%となっており、できるだけ家族そろって食事をする時間をつくるのが大切です。

親が規則正しい生活を心がけることで、子どもも早起きをする習慣が身につき、その結果、朝食をきちんととることができるようになります。今回の調査でも、「朝食を食べている幼児の割合」「朝食を食べている幼児の割合」ともに、2%程度増加しました。

また、子どもの頃から遊びを通しての運動習慣をつけることは重要ですが、近年、屋外よりも屋内で遊ぶ機会が多くなっていることから、子どもの身体活動量の低下が心配されます。

平日の朝食又は夕食を子どもだけ、又は一人で食べている子どもの割合





## めざす姿

子どもの起床や就寝時間が適切で十分な睡眠時間をとることができる  
 子どもが食事を3食きちんととり、十分な栄養を摂取することができる  
 子どもが家族や仲間と食事を楽しむことができる  
 子どもがからだを使った遊びや運動を楽しむことができる

## 取組について

### (1) 取組の方向

#### ア 市民自らの取組

- ・子どもの早寝早起きの習慣や、毎日からだを動かして遊ぶ、おなかを空かせてご飯を食べるなどの生活リズムを整えます
- ・手洗いやうがい、歯みがき、入浴などを習慣づけます
- ・子どもの食事がすこやかなこころとからだをつくり、食習慣の基礎となることを意識します
- ・子どもに食べることの大切さを伝え、家族で食事をする楽しさを感じられるように工夫します
- ・子どもがからだを使った遊びをたくさんできるようにします

## イ 市民を支える取組

- ・ 早寝早起きの習慣や毎日からだを動かして遊ぶ、おなかを空かせてごはんを食べるなどの規則正しい生活リズムの大切さを普及啓発します
- ・ からだを清潔に保つ必要性や方法を普及啓発します
- ・ 食の大切さや内容、食環境について普及啓発します
- ・ 食事を楽しく食べるために家族で食事をするを普及啓発します
- ・ 子どもと保護者がからだを使って一緒にできる遊びを普及啓発します
- ・ 子どもの遊び場やイベントなどの情報提供をします

## (2) 取組内容(具体策)

- ・ こんにちは赤ちゃん事業での生活リズムや食生活についての情報提供
- ・ からだを使った遊びについての普及啓発
- ・ 離乳食講習会の充実
- ・ 乳幼児を対象とした生活習慣病予防事業の充実
- ・ 乳幼児健康診査や各種子育て事業での栄養や運動に関する普及啓発の強化
- ・ 認定こども園や保育所・幼稚園など関係機関と連携した情報発信(おたよりの発行、出張健康相談の実施など)

## 成果指標

「朝8時前までに起床している幼児の割合(2歳6か月児・3歳6か月児)」

平成28年度 78.1%

平成33年度 80%

「朝食を食べている幼児の割合(1歳6か月児・3歳6か月児)」

平成28年度 95.1%

平成33年度 98%

## 取組目標2 子どもが将来にわたって健康を維持できるようにします

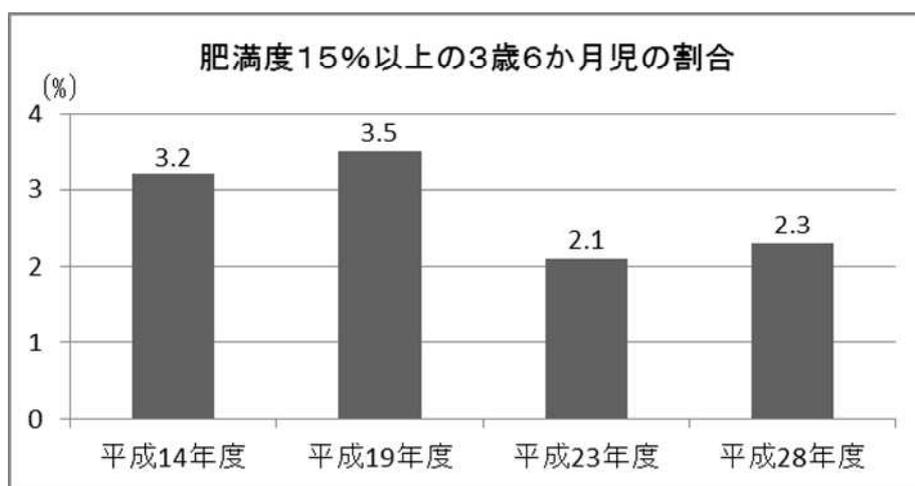
### 現状と課題

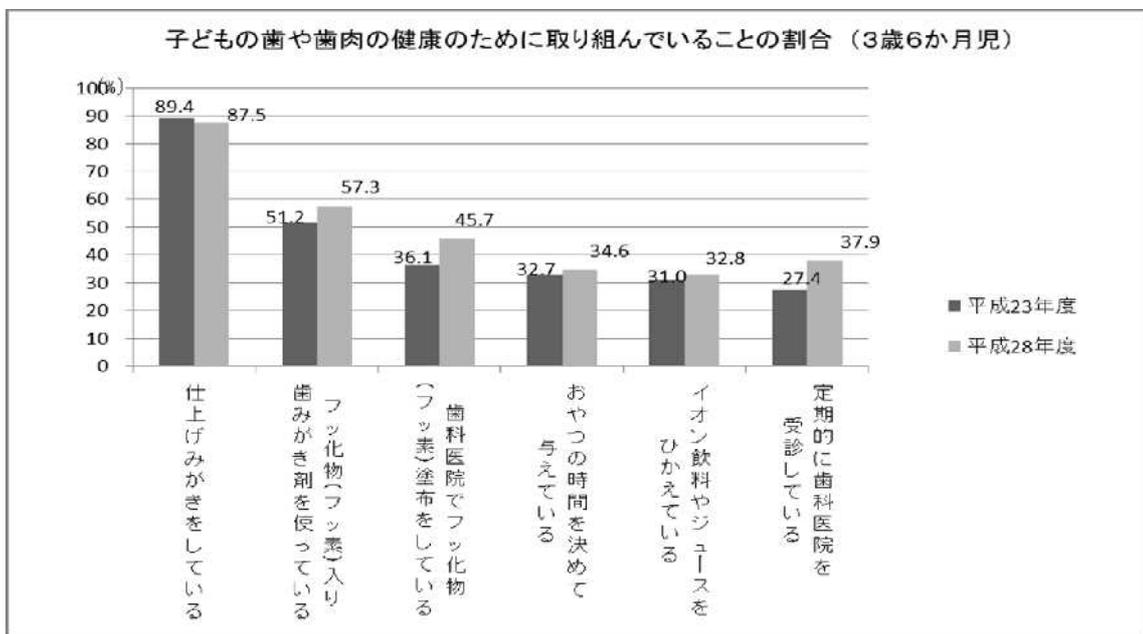
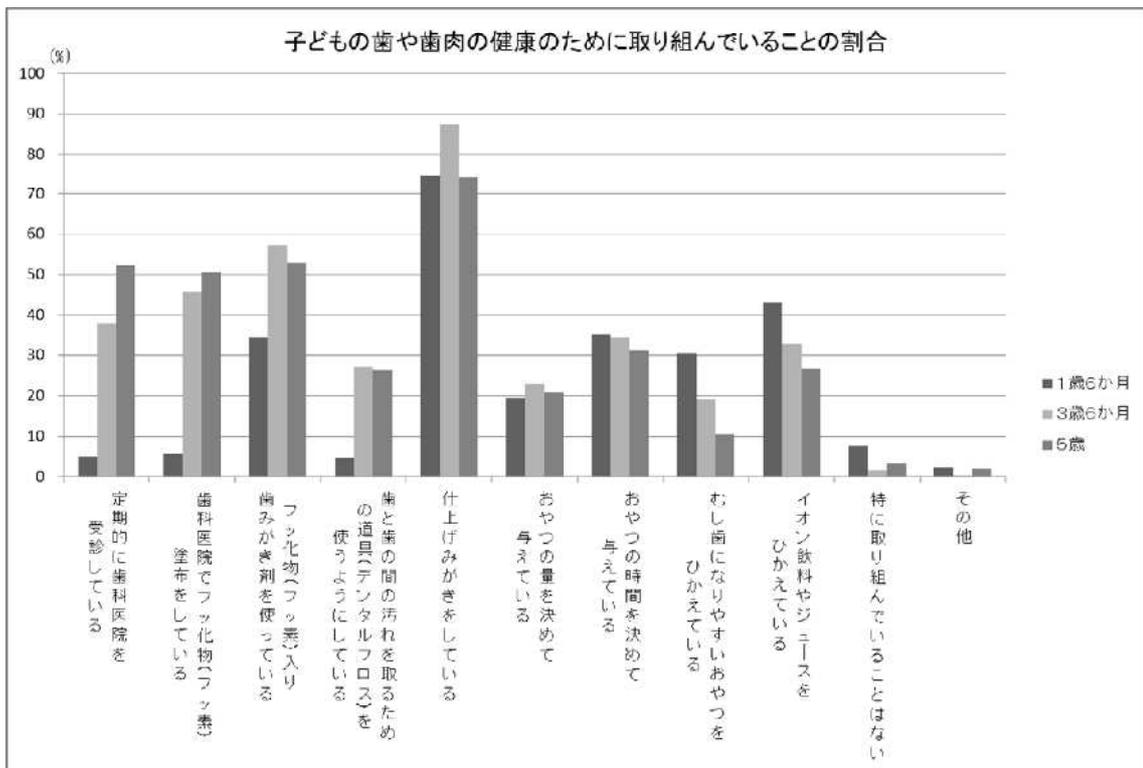
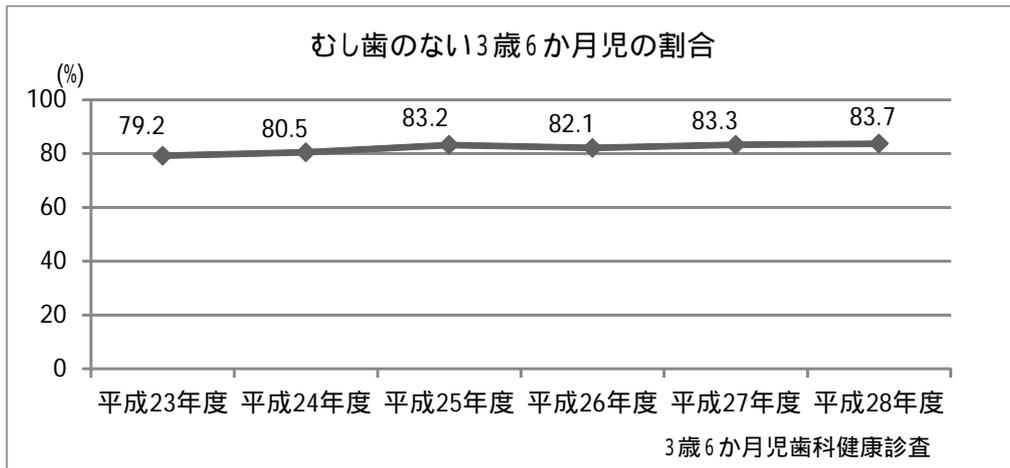
大人になってからの生活習慣病の発症を抑制するために、子どもの頃から肥満にならないように気をつけることが大切です。

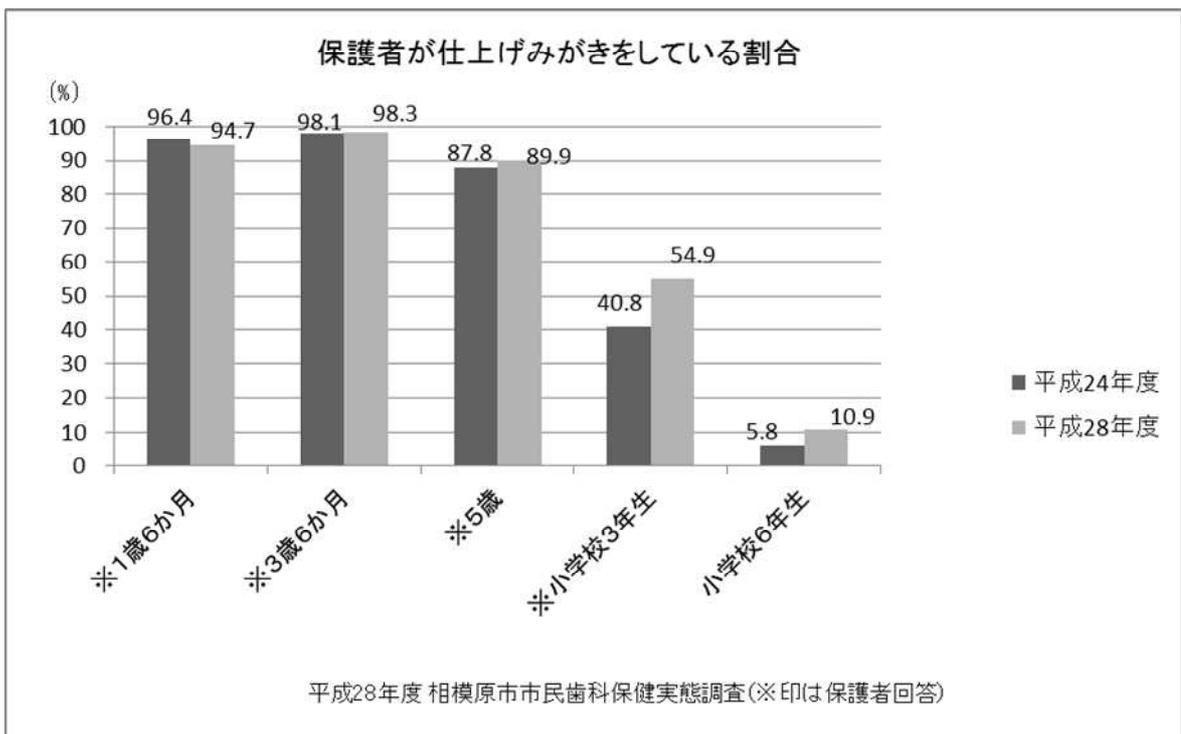
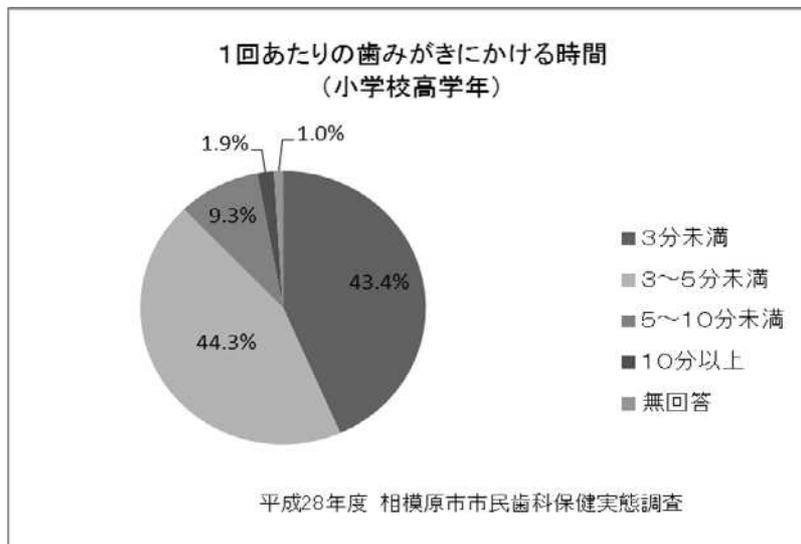
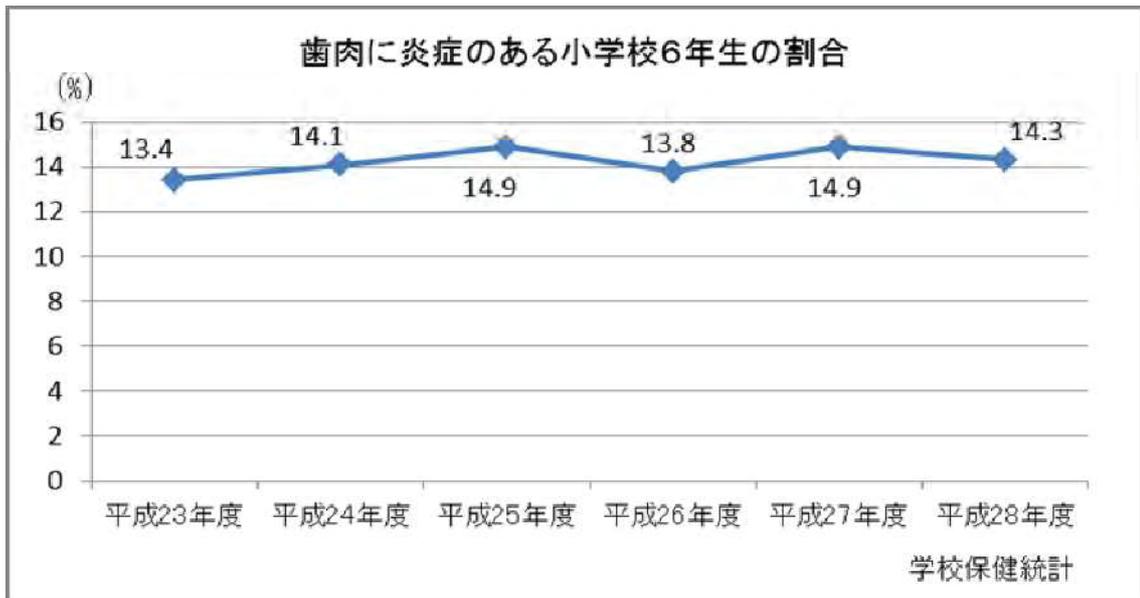
食育という言葉が広がり、食に対する知識の普及が進んでいますが、調査結果では、肥満度が15%以上の3歳6か月児の割合は2.3%でした。健康を保つには、規則正しい生活、食事、運動習慣を通じて自らの適正体重を維持することが大切であるため、引き続き普及啓発することが重要です。

また、肥満予防には、よく噛んで食べることも効果的であるため、歯と口の健康を守ることが大切です。むし歯のない幼児は、年々増加しており、特に「むし歯のない3歳6か月児の割合」が、今回の調査では、83.7%と前回の調査より増加し、目標を達成しています。これは、子どものむし歯予防に向けた親の取組が前回調査時と比較して充実していることから、親の意識の向上が増加の要因となっていると考えられます。

しかし、「歯肉に炎症のある小学校6年生の割合」はほぼ横ばいで推移し、今回の調査でも目標を下回っています。小学校高学年の歯みがきにかかる時間をみると、約9割が「5分未満」と回答しており、歯みがきが十分でない可能性があります。また、小学生になると、親が仕上げみがきをしている割合が減少するため、仕上げみがきの重要性や歯肉炎を意識した歯みがき方法について親と学齢期の子どもに普及啓発をしていく必要があります。







## めざす姿

適正体重を保つことができる

歯と口の健康を守ることができる

## 取組について

### (1) 取組の方向

#### ア 市民自らの取組

- ・子どもの適正体重を維持します
- ・よく噛んで食べます
- ・むし歯になりにくい食品や飲料を知り、食べる量や時間、食べ方などを工夫します
- ・親は子どもに歯みがきの大切さを教え、仕上げみがきをします
- ・補助的清掃用具（デンタルフロス・歯間ブラシなど、歯ブラシ以外の口の中を清掃する用具全般）の必要性や正しい使用方法について理解を深め、使用します
- ・むし歯や歯肉炎を予防するための歯みがき方法を実践します
- ・むし歯予防にフッ化物（フッ素を含む化合物）が効果的であることの理解を深め、適正に利用します
- ・かかりつけ歯科医について理解を深め、定期的に受診します

#### イ 市民を支える取組

- ・子どものからだづくりに必要な食事量や内容について普及啓発します
- ・よく噛んで食べることの効果について普及啓発します
- ・むし歯になりにくい規則正しい食習慣・生活習慣について普及啓発します
- ・歯みがきの大切さや、実際の歯みがき方法などについて普及啓発します
- ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について普及啓発します
- ・フッ化物の効果や利用方法について普及啓発します
- ・かかりつけ歯科医について普及啓発します

### (2) 取組内容（具体策）

- ・こんにちは赤ちゃん事業での情報提供
- ・離乳食講習会の充実
- ・むし歯予防教室や各種子育て教室での指導の充実
- ・乳幼児健康診査での情報提供の強化（展示ブースの設置、1歳6か月児歯科健康診査における集団指導の充実、個別栄養相談の充実）
- ・認定こども園や保育所・幼稚園など関係機関と連携した情報発信（おたよりの発行、出張健康相談の実施など）

- ・学校歯科巡回指導での、学童期における歯肉炎予防対策の強化
- ・妊婦歯科教室の充実

#### 成果指標

「肥満度15%以上の3歳6か月児の割合」

平成28年度 2.3%                      平成33年度 1%

「むし歯のない3歳6か月児の割合」

平成28年度 83.7%                      平成33年度 87% (目標値変更)

「歯肉に炎症がある小学6年生の割合」

平成28年度 14.3%                      平成33年度 12%

## 基本目標 子ども自らが自分のところとからだの健康を意識し、行動することができるようにします

### 取組目標1 子どもが生命の大切さを知り、自分もまわりの人も大切だと考えることができるようにします

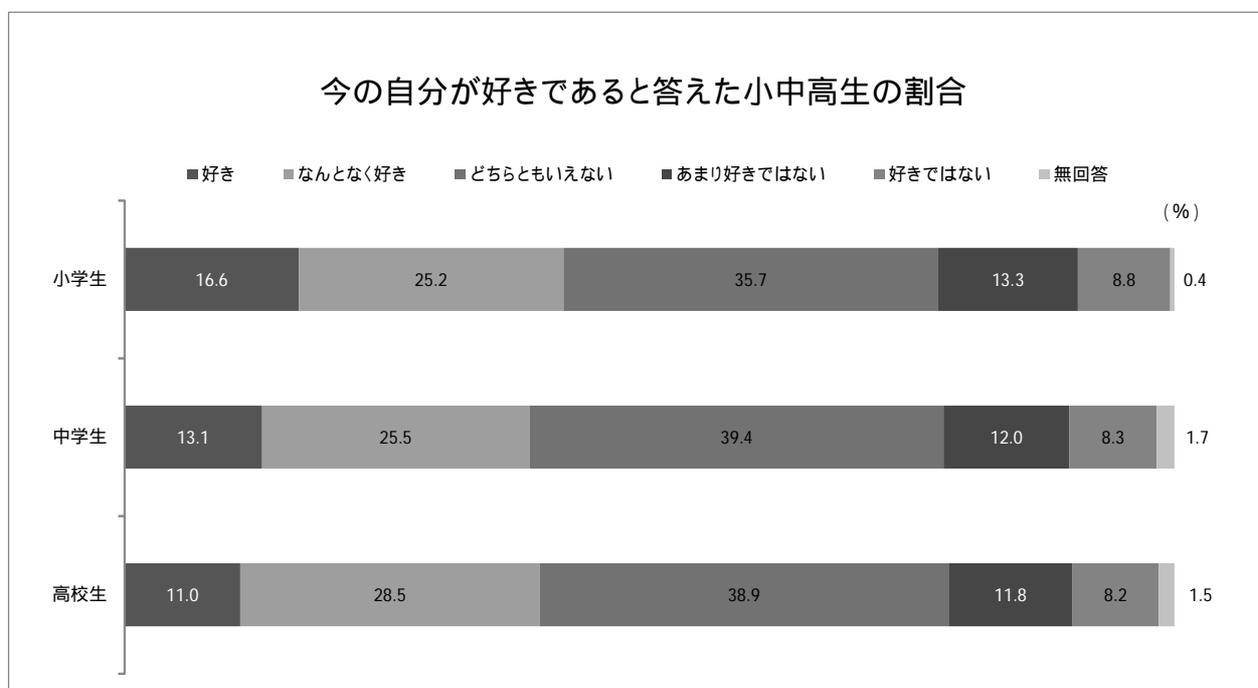
#### 現状と課題

子どもが生命の大切さを知るため、学校教育においては「自分を大切と思える」ことを目標に挙げ、主に助産師などの人材を活用した「いのちの授業」などの取組を行っています。

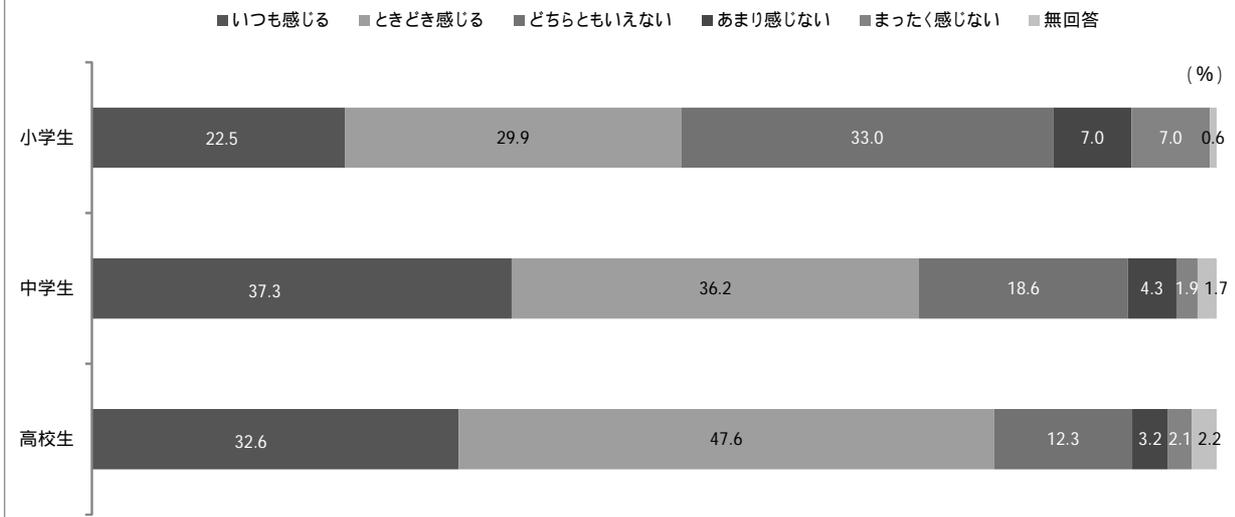
また、母子保健では、思春期の子どもたちへの思春期出前講座や赤ちゃんとのふれあい体験などを通じて、子ども自身が大切に育てられてきたことを実感し、自己肯定感につながる取組を行っています。

思春期に見られる自傷行為や、貧困の課題については、困ったときには相談できる体制を整えるなど、精神的、経済的な支援を充実する必要があります。

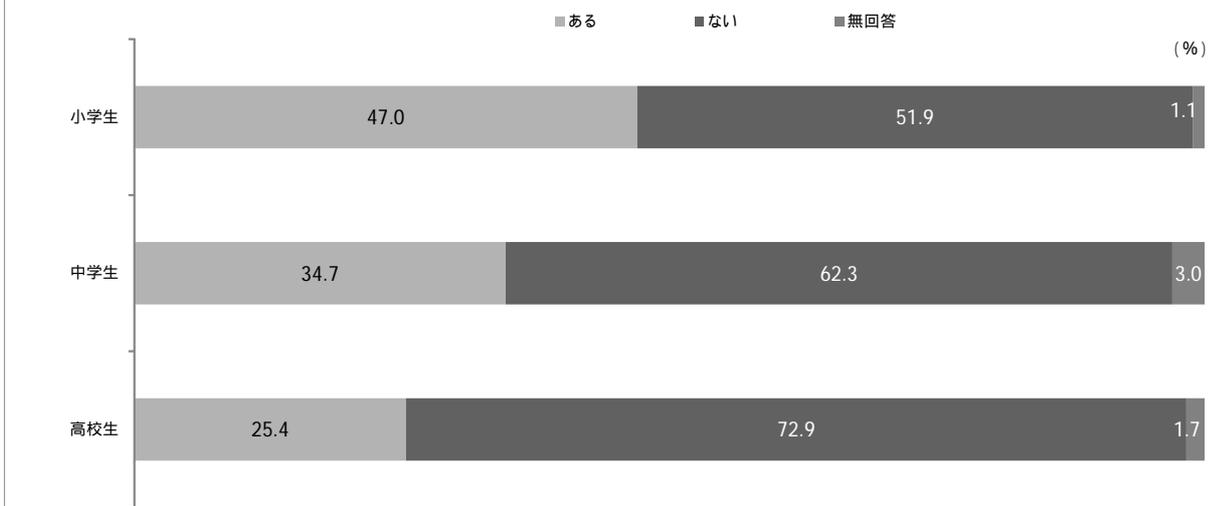
また、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の課題については、本人だけでなく、周囲の人も含め、性の多様性について正しく理解するための教育や啓発を進めることが大切です。



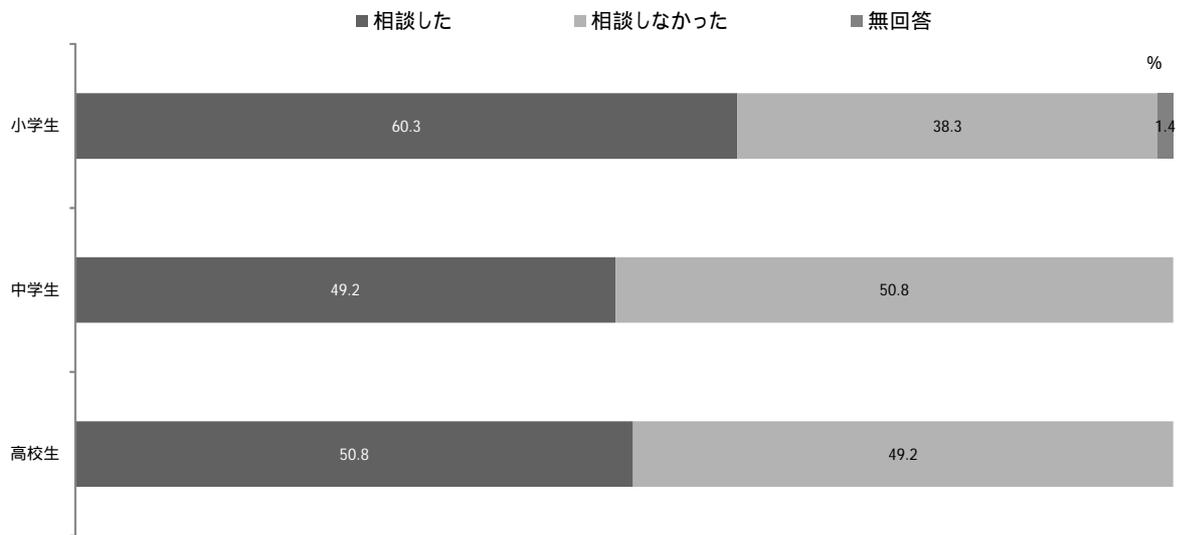
### 家族の人に大切にされていると感じることがある小中高生の割合



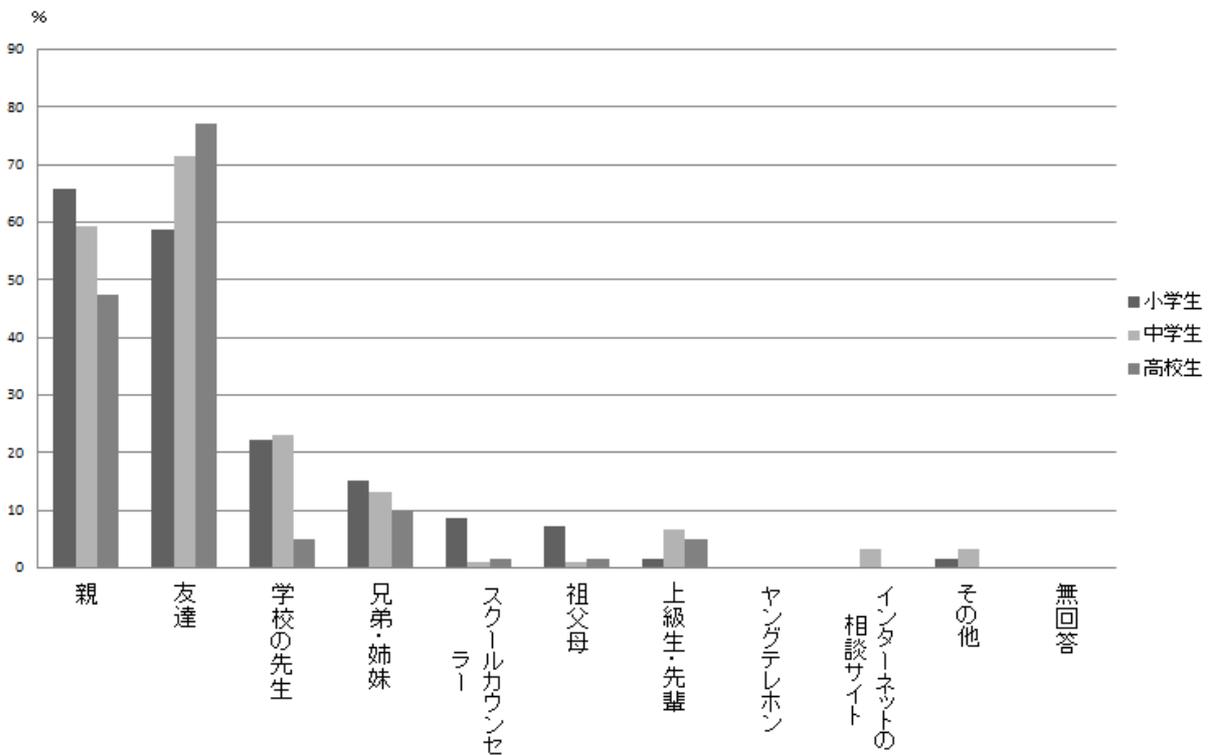
### まわりの人の言葉や行動で嫌な思いをしたことがある小中高生の割合



まわりの人の言葉や行動で嫌な思いをしたときに誰かに相談したことがある小中高生の割合



まわりの人の言葉や行動で嫌な思いをしたときの相談相手(複数回答)



## めざす姿

子どもが、自分を大切にできる気持ちをもつことができる  
子どもが、お互いの価値観を認め、適切なコミュニケーションをとることができる  
子どもが、困ったときは相談する、正しい情報を入手するなど、課題解決の力を身につけることができる

## 取組について

### (1) 取組の方向

#### ア 市民自らの取組

- ・挨拶をする、優しい言葉をかけるなど、人への関心をもちます
- ・赤ちゃんや小さな子どもを見て関心をもち、自分自身の成長の経過を振り返ります
- ・正しい知識を得て、自分のライフプランを考えるようにします
- ・自分の考えを相手に伝え、コミュニケーションを図ります
- ・いろいろな考えがあることを知り、感情をコントロールするスキルを身につけます
- ・知りたいと思ったことを質問したり調べたりして疑問を解決します
- ・身近な人のところやからだの不調に気づいたときは、声をかけます
- ・自分のところやからだの不調に気づいたときは、親やまわりの人に相談します
- ・親がいきいきと生活して、子どもの見本となるようにします
- ・子どもを大切に思う気持ちを表現したり、前向きな発言をするように心がけます

#### イ 市民を支える取組

- ・子どもが赤ちゃんに触れ合う体験の機会をつくれます
- ・学校教育現場との情報交換や連携を図ります
- ・親や地域が子どもへの適度な関わりができるようにサポートします
- ・子どもが相談したり、語り合える場について情報提供します
- ・子どもや親が必要とするときに、各種相談窓口の利用を促します
- ・地域の関係者や教職員に向けた研修を行います
- ・子どもへの啓発活動に取り組みます

### (2) 取組内容(具体策)

- ・赤ちゃんふれあい体験事業の実施
- ・思春期に必要な教育教材の作成・提供
- ・地域の関係者や教職員向けの啓発
- ・まちかど講座への講師派遣

- ・ 出前講座（精神保健・感染症・思春期保健など）
- ・ 思春期・ひきこもり特定相談
- ・ 各種相談窓口の紹介

#### 成果指標

「自分が好きではないという小中高生の割合」

平成28年度 8.4%      平成33年度 8%

### 取組目標2 学齢期の子どもが将来への影響を意識して、健康に関心をもつことができるようにします

#### 現状と課題

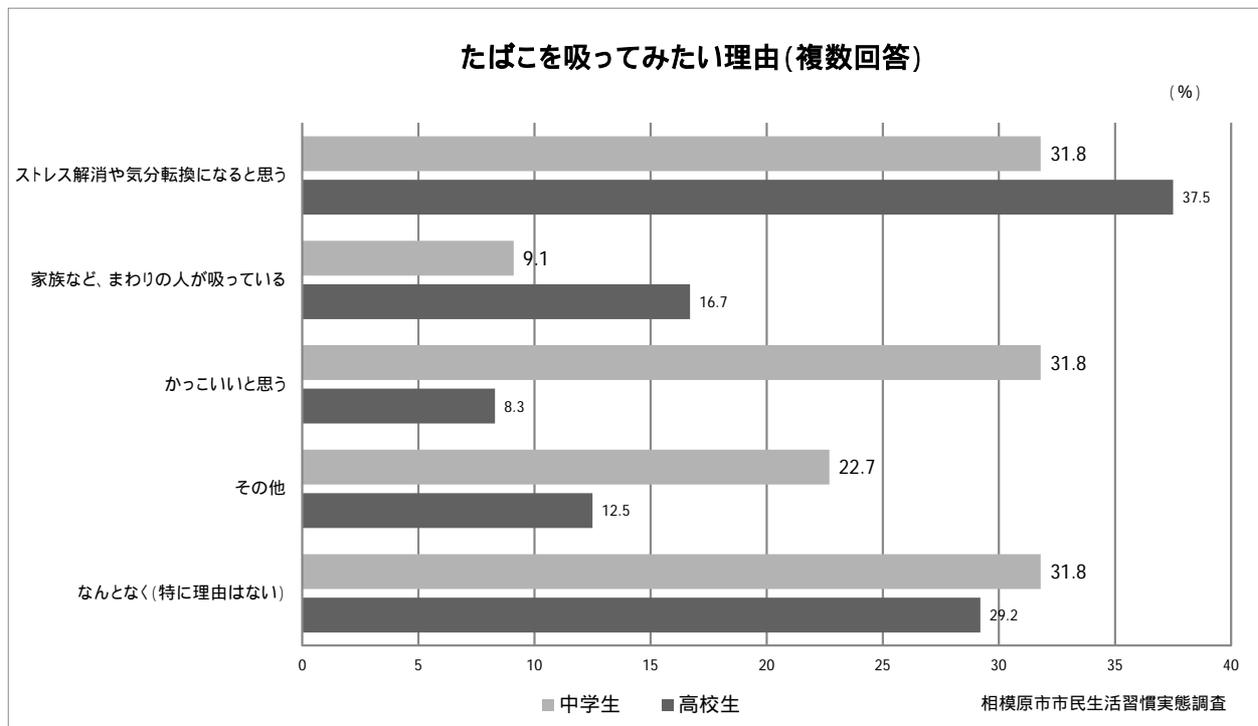
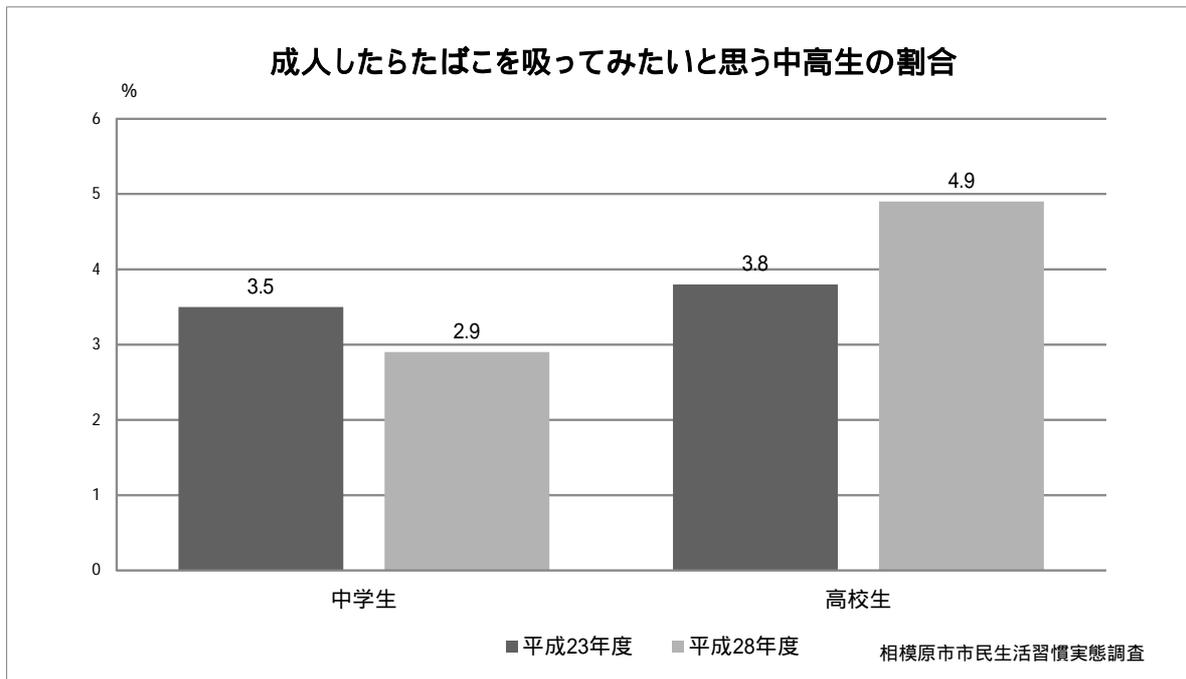
将来を見据えて健康管理を意識し、性感染症、たばこ、アルコール、薬物乱用など、子どもを取り巻く様々な健康課題について、子ども自身が関心をもち、正しい知識を得ることや将来を見通して意思決定できることが大切です。

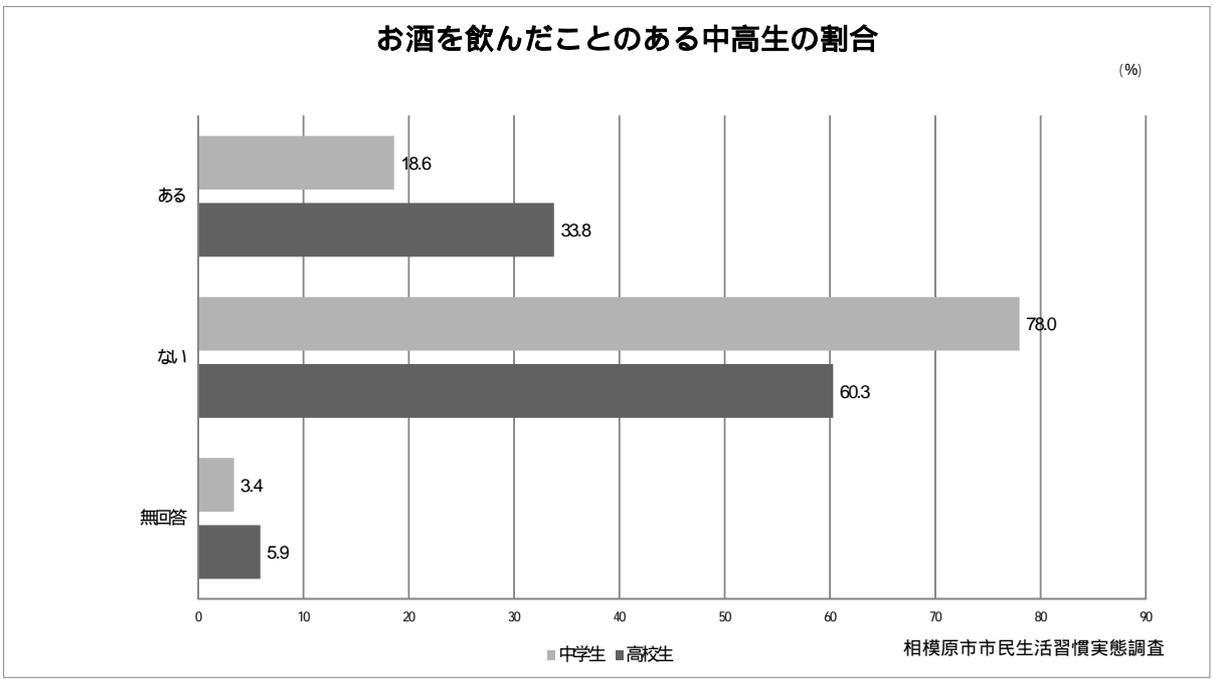
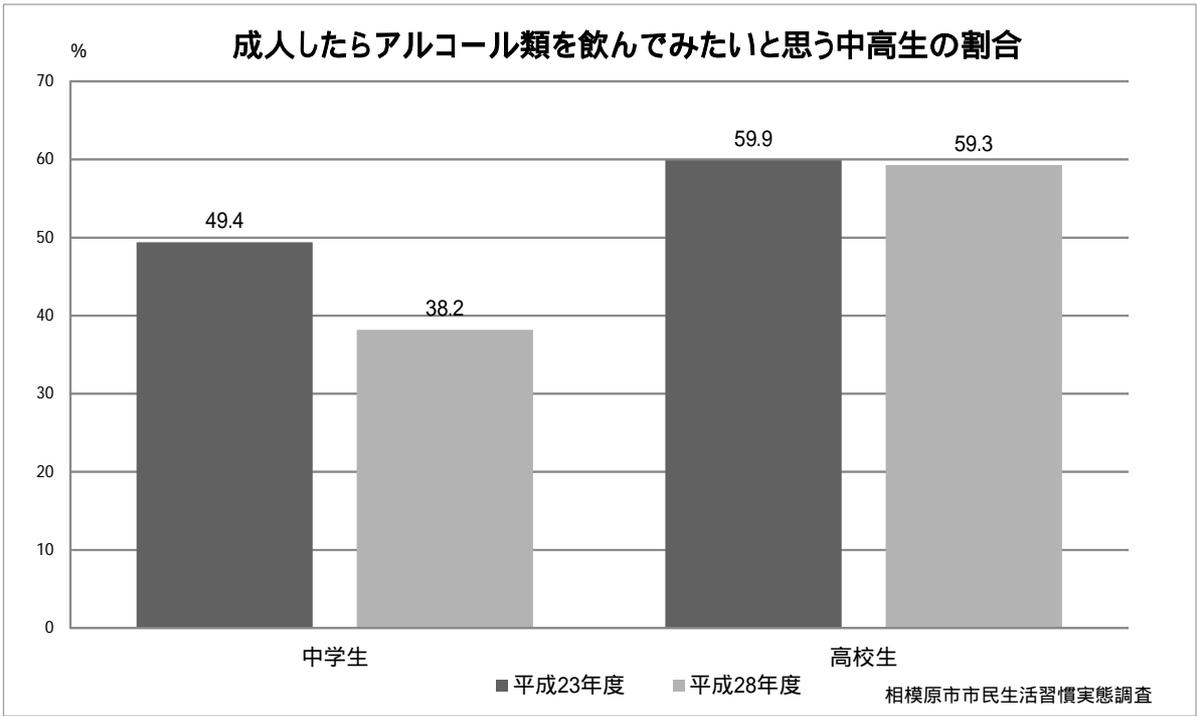
性について、避妊方法を正確に知っている高校生の割合は、調査結果では、平成23年度調査時と比較したところ、50.8%から66.8%へと増加しました。知識を得る場としては「学校や先生の授業から」が77.4%と最も多く、取組の一定の効果があったと考えられます。一方、避妊方法について「ほとんど知らない」「まったく知らない」と回答した割合は12%と横ばいのため、引き続き取組が必要です。

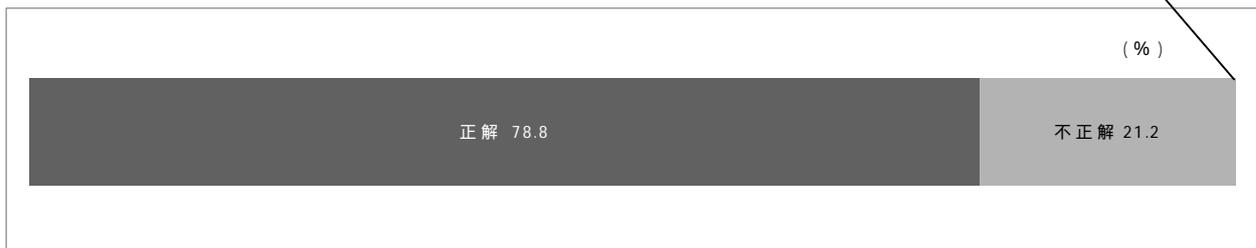
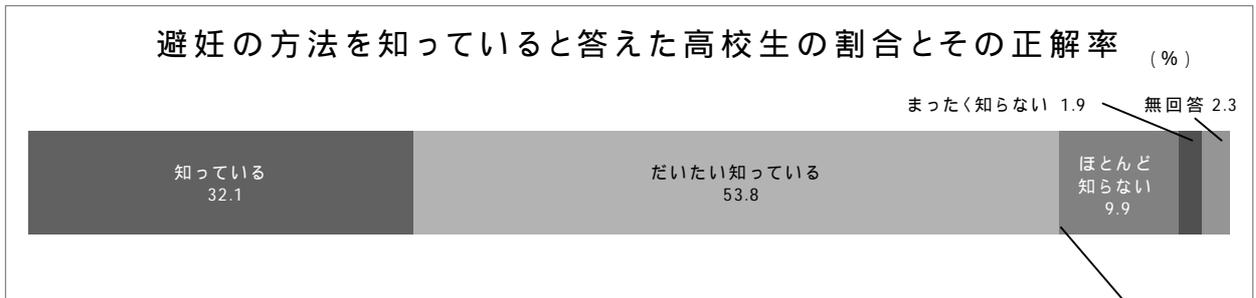
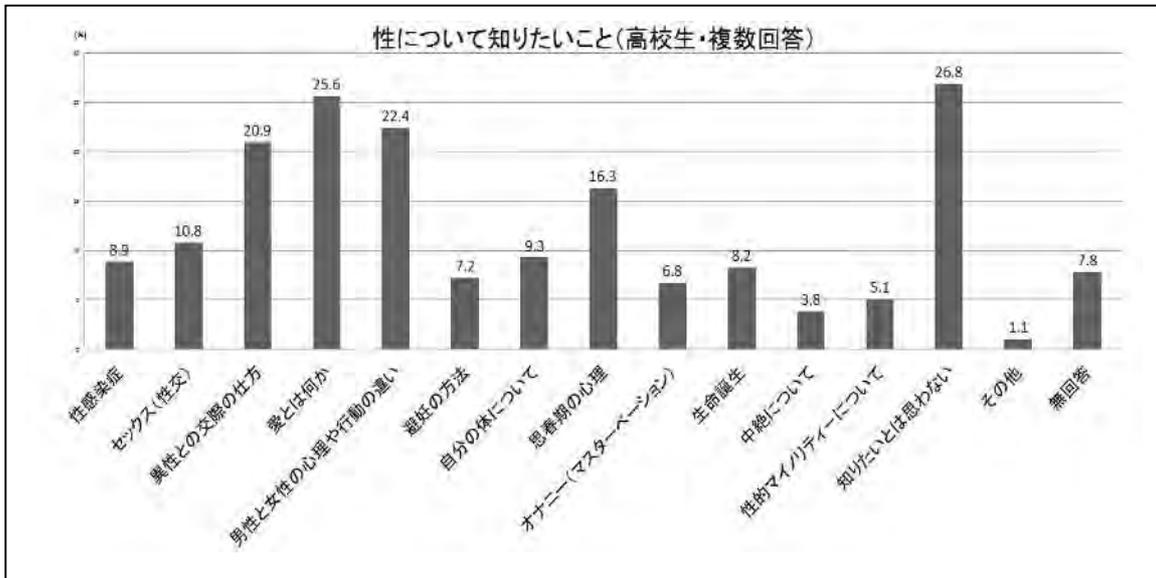
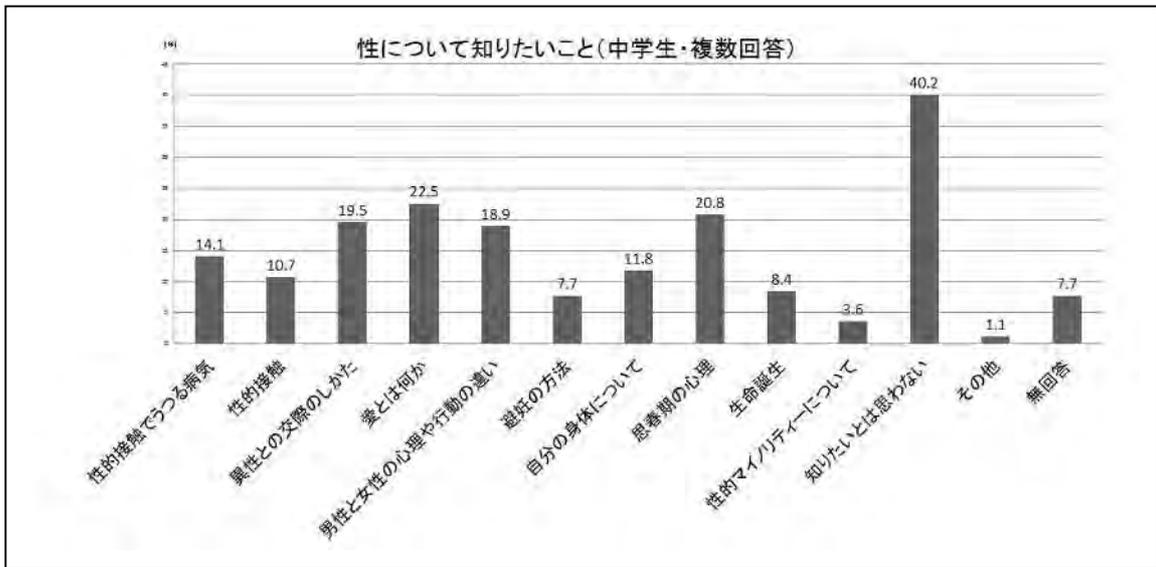
たばこについては、「成人したらたばこを吸ってみたい」と回答した割合は、中学生で2.9%、高校生では4.9%となっています。吸ってみたい理由として「ストレス解消や気分転換になると思う」が高校生では37.5%と最も多くなっていることから、引き続き正しい知識の普及や禁煙教育を行うとともに、「たばこを吸わない」だけでなく、受動喫煙から身を守る受動喫煙防止への展開も課題です。

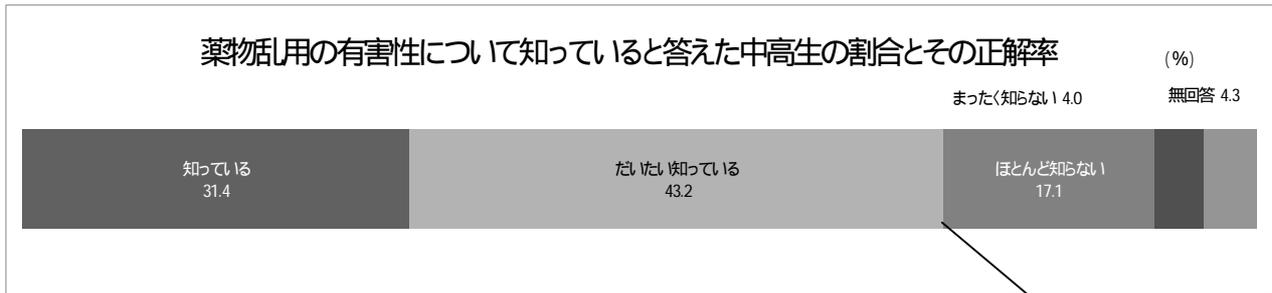
アルコールについては、「成人したらアルコール類を飲んでみたい」と思う中高生の割合は、中学生で38.2%、高校生では59.3%であり、高校生になると増加することや、実際に飲酒をしたことがある高校生は30%を超えていることから、アルコールの害について成人前に正しい知識を得る必要があります。

また、薬物については、「薬物乱用の有害性について知っている」と回答した中高生の割合は74.6%、害についての正答率は74%です。今後は、薬物に手を出さないことだけでなく、誘われたときの断り方など、更に具体的な普及啓発が望まれます。









## めざす姿

自分のこころとからだに関心をもち、健康が大切だと意識することができる  
 性について正確に知り、自らの行動について適切な判断をすることができる  
 たばこについて正しい情報を得て、生涯を通じて喫煙しない  
 アルコールのからだへの影響を知り、未成年は飲酒しない  
 薬物乱用の危険性について正しい情報を得て、薬物に決して手を出さない

## 取組について

### (1) 取組の方向

#### ア 市民自らの取組

- ・自分のからだのづくり、成長に関心をもち、健康を維持するよう努めます
- ・性についての正しい情報を得て、的確な判断をします
- ・たばこは害があるものと認識し、吸いません
- ・受動喫煙の害について学びます
- ・20歳になるまでアルコールは飲みません
- ・依存性をもつ薬物について、正しい情報を得て適切な行動をします

## イ 市民を支える取組

- ・健康なからだづくりについて啓発します
- ・性についての正しい知識を啓発します
- ・たばこが周囲の子どもに与える悪影響を自覚してもらい、喫煙率の低下を図ります
- ・受動喫煙の害について啓発します
- ・アルコールのからだへの影響について啓発します
- ・薬物乱用について正しい知識を啓発します
- ・学校との情報交換や連携を行います
- ・インターネットの誤った情報に流されないよう、正しい情報を提供します

## (2) 取組内容(具体策)

- ・悩みを相談できる場の提供
- ・性感染症やエイズの予防啓発事業(HIV検査普及週間・世界エイズデーなど)の実施
- ・思春期出前講座で性教育を実施
- ・青少年エイズ性感染症予防講演会の開催(学校への働きかけ)
- ・禁煙チャレンジコースの充実
- ・禁煙ポスターの配布
- ・職域における禁煙デーの設定の普及啓発
- ・世界禁煙デーの普及啓発事業の実施
- ・小学生からの喫煙防止教育の実施
- ・アルコールの断り方の啓発
- ・薬物乱用防止に関する教育の実施
- ・薬物乱用防止啓発キャンペーンの実施
- ・学校との連携(補助教材やデータの提供・講演など)
- ・学園祭などで普及啓発事業を実施
- ・関係機関と連携し、情報提供の場の充実

## 成果指標

「避妊方法を正確に知っている高校生の割合」

平成28年度 66.8%

平成33年度 90%

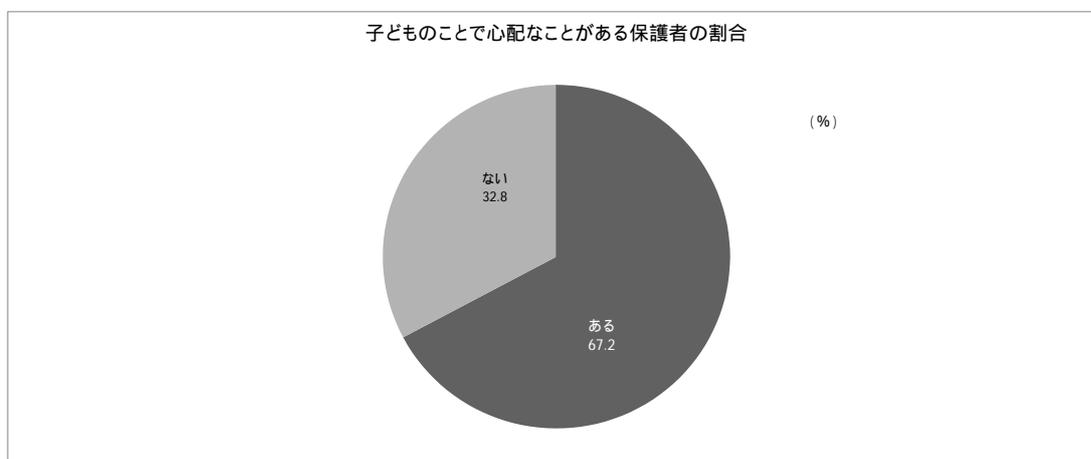
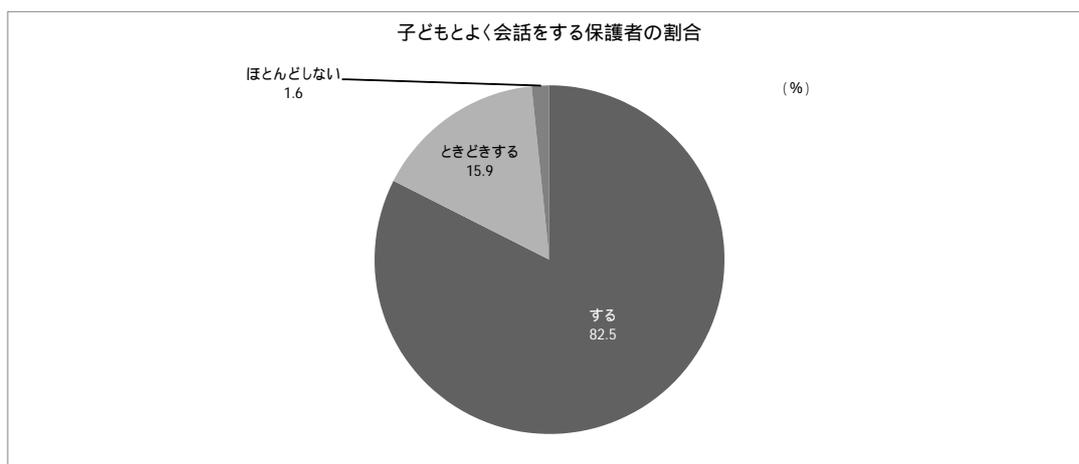
### 取組目標3 家族やまわりの大人が、子どもの心身の健康に配慮できるようにします

#### 現状と課題

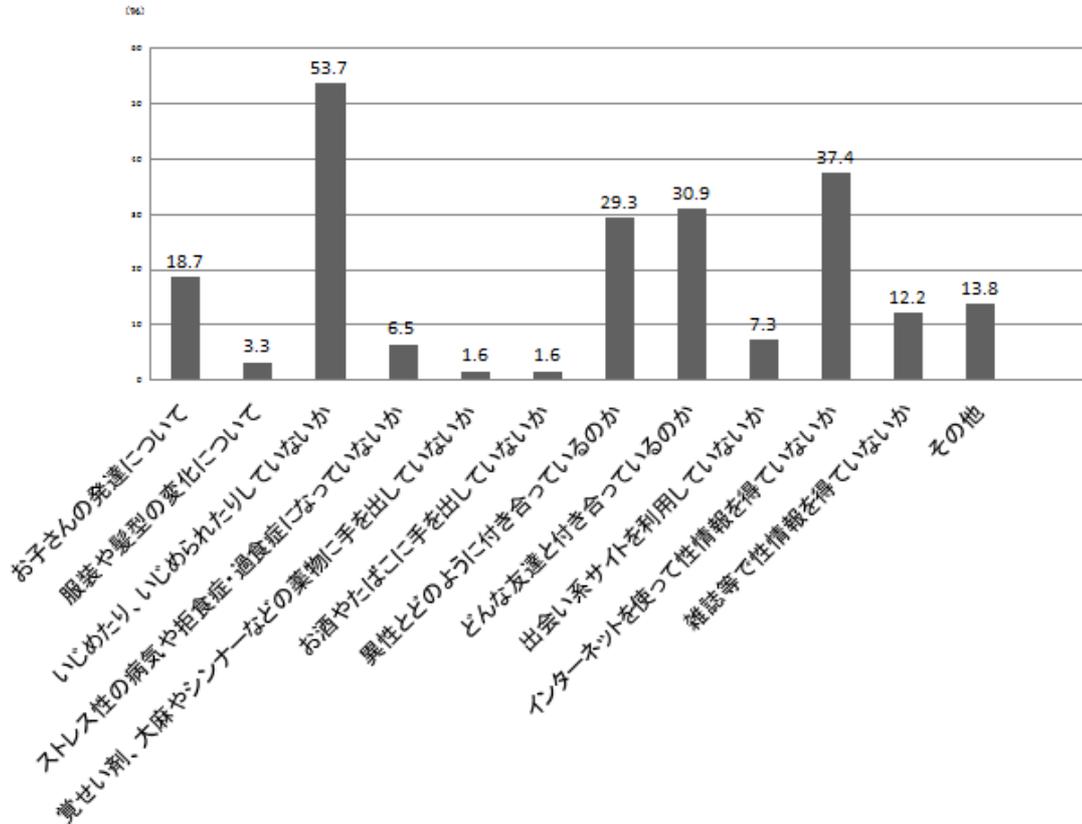
思春期は、興味や好奇心から、喫煙や飲酒などの行動に走りやすくなることもあります。将来の健康への影響を考え、正しい情報を得て適切な行動がとれるよう、情報提供や相談体制の整備をすることが重要です。

調査結果では、親の心配事として「いじめ」「インターネットを使って性情報を得ていないか」などの割合が多く、子どものこころとからだの健康に配慮できるようにするために、親に対しても適切な対応方法について知る機会を設けることが望まれます。

また、地域での声かけや見守りなどで、未成年者がたばこやお酒を手に入れにくい環境づくりや、周囲の大人が勧めることのないよう啓発を行い、家庭だけでなく、地域ぐるみで子どもの成長を見守る必要があります。



子どものことで心配なこと（複数回答）



めざす姿

親が子どものこころとからだの成長を促すことができる  
まわりの大人が子どものこころとからだの健康に関して配慮することができる

取組について

(1) 取組の方向

ア 市民自らの取組

- ・子どもが安心して過ごせるようにします
- ・子どもの人格を尊重し、子どもの存在のすばらしさを言葉と行動で伝えます
- ・子どもの衣食住を守り、子どもの成長や社会性の育成に責任をもちます
- ・子どもに判断力がつくまでは、インターネット情報の閲覧などを親が管理します
- ・家庭内でよく会話をし、子どもの成長に目を向けます
- ・思春期に起きやすい、こころの不調について理解するよう努めます
- ・大人がアルコールやたばこを子どもに勧めません

## イ 市民を支える取組

- ・学校と連携して思春期保健に取り組みます
- ・親に向けて、思春期保健についての普及啓発を行います
- ・関係機関での課題を共有し、連携を強化します
- ・学校との情報交換を行い、効果的な対策に努めます
- ・思春期の子どもに係る子育て相談支援を充実させます

## (2) 取組内容(具体策)

- ・PTA向け啓発事業の実施(リーフレット、講演会など)
- ・各種相談事業や窓口の周知
- ・出前講座の実施(精神保健、感染症、思春期保健など)
- ・精神保健福祉相談の実施

## 成果指標

「親から大切にされていると思う小中高生の割合」

平成28年度 69.2%      平成33年度 70%



## 2 基本目標別 成果指標一覧

基本目標	指標	出典	前回目標値	平成28年度 数値	目標値	指標設定の考え方
	妊娠届出時に保健師と面接している割合		新	79.2%	90%	<b>妊娠初期から保健師と面接し、必要な情報や相談先を提供することで、早期の相談に結びつけるための指標</b> 保健師がいない区民課などでの受付があることを考慮し、目標値を設定した。
	妊娠・出産に満足している母親の割合		83%	80.0%	83%	<b>妊娠中安心して過ごし、妊娠経過について満足できたかを測る指標</b> 数値は増加しているが、前回目標値に達していないため、引き続き83%を目標値とする。
	不妊ではないかと悩んだことのある人のうち特定不妊治療の医療費助成制度を知っていた人の割合		50%	45.3%	50%	<b>不妊を心配する人が支援制度を知っているかを測る指標</b> 数値は増加しているが、前回目標値に達していないため、引き続き50%を目標値とする。
	帰宅後に手洗いやうがいをしている子どもの割合		80%	87.5%	95%	<b>感染症を予防するための習慣があるかを測る指標</b> 前回目標値を達成したため、目標値を95%に変更する。
	たばこを吸う人の割合		13%	16.0%	13%	<b>たばこの害から子どもを守るための指標</b> 前回目標値に達していないため、引き続き13%を目標値とする。
	生活の中で事故を防ぐための工夫をしている親の割合		95%	92.1%	95%	<b>乳幼児の死因で一番多い“不慮の事故”に対する親の取組を測る指標</b> 前回目標値に達していないため、引き続き95%を目標値とする。
	乳幼児健康診査に満足している親の割合		80%	70.3%	80%	<b>乳幼児健康診査の質の向上について測る指標</b> 前回目標値に達していないため、引き続き80%を目標値とする。
	乳幼児健康診査の受診率 (3歳6か月児健康診査)		新	91.7%	95%	<b>乳幼児健康診査の受診行動について測る指標</b> 現状数値と今後の取組から目標値を95%に設定した。
	かかりつけ医をもつ子どもの割合		70%	64.6%	70%	<b>子どもの健康や成長を継続的に観察し相談できる医師の存在について測る指標</b> 数値は増加しているが、前回目標値に達していないため、引き続き70%を目標値とする。
	休日・夜間に子どもが病気になること の受診方法を知っている親の割合		95%	86.0%	95%	<b>急病時に適切な受診をするための準備ができていないかを測る指標</b> 前回目標値に達していないため、引き続き95%を目標値とする。
	子どものいる家庭が災害に備えた準備 をしている割合		新	50.5%	70%	<b>日ごろから災害時を想定した準備ができていないかを測る指標</b> 現状数値と今後の取組から目標値を70%に設定した。
	ゆったりとした気分で子どもと楽しく 過ごす時間のある親の割合		95%	91.6%	95%	<b>育児の中で不安を抱えず、子どもの力を信じて見守るような、 こころのゆとりをもって子育てができていないかを測る指標</b> 前回目標値に達していないため、引き続き95%を目標値とする。
	家事や育児をともに担う家族や協力者が いる人の割合		90%	72.8%	80%	<b>ともに子どもを育てる家族や協力者の存在を測る指標</b> 「協力」から「ともに担う」というより積極的な表現に変更したため、目標値は80%とする。
	子どもを虐待していない、または、子ども へのしつけや対応について、冷静に振り返 ることができる親の割合		新	91.1%	100%	<b>子どもを虐待していない親、または、子どもへのしつけや対応につ いて、冷静に振り返り気づくことができる親の割合を測る指標</b> 内容から目標値は100%をめざす。
	子育てでどうしたらよいか分からないとき に相談した人の割合		95%	91.9%	95%	<b>心配事を解消しながら、子育てができていないかを測る指標</b> 数値は増加しているが、前回目標値に達していないため、引き続き95%を目標値とする。
	地域で行われているサロン・サークルに参 加したことがある親の割合 (1歳6か月児)		65%	56.6%	65%	<b>身近な地域で行われている事業に参加できていないかを測る指標</b> 前回目標値に達していないため、引き続き65%を目標値とする。
	朝8時前までに起床している幼児の割合 (2歳6か月児・3歳6か月児)		80%	78.1%	80%	<b>規則正しい生活リズムが身についているかを測る指標</b> 数値は増加しているが、前回目標値に達していないため、引き続き80%を目標値とする。
	朝食を食べている幼児の割合 (1歳6か月児・3歳6か月児)		95%	95.1%	98%	<b>きちんと朝食を摂取している幼児の割合を測る指標</b> 前回目標値を達成したため、目標値を98%に変更する。
	肥満度15%以上の3歳6か月児の割合		1%	2.3%	1%	<b>正しい生活、食事、運動習慣が付いているかを測る指標</b> 前回目標値に達していないため、引き続き1%を目標値とする。
	むし歯のない3歳6か月児の割合		83%	83.7%	87%	<b>親が子どもの歯に関心をもち、むし歯予防の取組ができていないかを測る指標</b> 前回目標値を達成したため、目標値を伸び率から87%に変更する。
	歯肉に炎症がある小学6年生の割合		12%	14.3%	12%	<b>自らの口の健康について意識し、歯肉炎予防行動ができていないかを測る指標</b> 前回目標値に達していないため、引き続き12%を目標値とする。
	自分が好きではないという小中高生の割合		8%	8.4%	8%	<b>自己肯定感を測るための指標</b> 数値は減少しているが、前回目標値に達していないため、引き続き8%を目標値とする。
	避妊方法を正確に知っている高校生の割合		52%	66.8%	90%	<b>自らの行動についての確かな判断をするために性についての必要な知識の有無を測る指標</b> 前回目標値を達成したため、目標値を90%に変更する。
	親から大切にされていると思う小中高生の割合		70%	69.2%	70%	<b>親が子どもの健康なこころとからだの成長を促す配慮をしているかを測る指標</b> 数値は増加しているが、前回目標値に達していないため、引き続き70%を目標値とする。

出典詳細

記載なし 平成28年度母子保健計画アンケート調査結果  
平成28年度学校保健統計

平成28年度市民生活習慣実態調査結果  
平成28年度妊娠届出書交付結果

平成28年度乳幼児健康診査結果











# 第4章

## 計画の推進

## 第4章 計画の推進

生まれたばかりの子どもから、学齢期を経て次の世代を産む年代、そして子育て世代を支援する親の年代まで、母子保健に関わる対象は幅広く、どの年代への取組も重要です。今まで取り組んできた経過をもとに最終評価の結果を踏まえ、以下の視点を更に強化して母子保健事業を推進していきます。

### 1 本計画における重点課題

#### (1) 妊娠前、妊娠初期からの支援体制の充実

これから産み育てる世代が、妊娠前から子育てを含むライフプランを描けるよう支援することは重要なことです。望んでも妊娠しないときや望まぬ妊娠をしたときなど、保健師や相談員などの専門職による適切な情報提供や支援を充実していく必要があります。

また、妊娠届出書の提出時にライフプランシートを活用した保健師による面接は、これからの子育て期への支援の始まりとなりますので、全数面接をめざします。

#### (2) 電子媒体による情報提供の充実

本市の調査では、子育ての情報源としてインターネットの使用が1位となっています。母子健康手帳の交付時から冊子やリーフレットなどの紙媒体による情報提供をしておりますが、最近では「きずなメール」による情報提供も行っています。

今後は、電子母子健康手帳などの情報提供の手段を増やし、充実させる必要があります。

#### (3) より支援が必要な親子への相談体制の整備

子どもに軽度の発達障害や育てにくさがある場合、親は大きな心配感や負担感をもつことが多く、自信の喪失や疲弊につながってしまうため、早期から関わり支援することが必要です。

また、小さく生まれた病気の子どもの育てている親や日本語に不慣れな外国人の親など、より支援を必要とする親子への相談体制を強化します。

#### (4) 虐待予防やその早期発見から対応に向けた取組の強化

本市では、平成29年4月より、こども・若者未来局が新設され、子どもに関係する課が一つの局に集まり、保健・福祉・教育と連携した包括的な支援を実施することが可能になりました。虐待予防については、既に実施している各種保健事業からの早期発見や対応が更に迅速に行われるよう強化します。

( 5 ) 地震などの災害時への対応

近年、大規模な災害が発生する中で、子どもとともに避難しなければならないことを想定した災害グッズの用意や、家族同士の連絡手段の確認など、日頃から災害に備えた準備をしておくことはとても大切なことです。

本市においても、いつ発生するか予想できない災害に備え、子どもがいる家庭に向けた取組を進めます。

( 6 ) 思春期からの健康なライフプランへの支援の継続

思春期は、将来を見据えての健康管理を意識することが重要な時期です。性感染症、たばこ、アルコール、薬物などの課題について、今後も母子保健と学校教育とが連携して取り組むことが必要です。

## 2 計画の進行管理

本計画の進行管理については「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に意見を求めながら実施し、母子保健事業の効果的かつ効率的な推進に努めます。

## 3 目標達成の評価

第 3 章に掲載した成果指標について、計画期間の満了時にアンケート調査を実施し、目標の達成度を評価します。



# 資料編

# 資料編

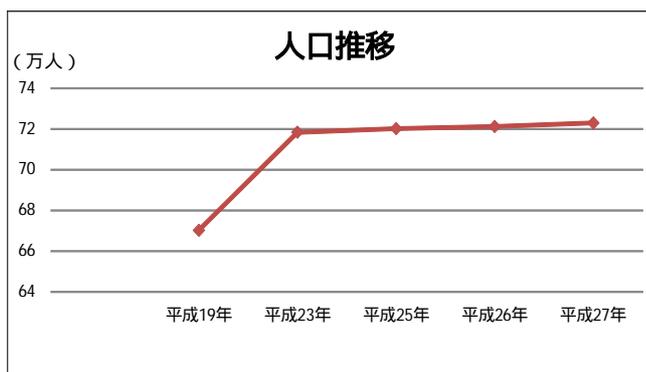
## 1 母子を取り巻く状況

(1) 人口、世帯の動向～相模原市統計書より～

### ア 人口

相模原市の人口は平成18年3月、津久井町・相模湖町と合併、平成19年3月、城山町・藤野町と合併し、人口は70万人を超えました。平成23年以降は、1,000人から2,000人前後の増加で推移しています。

年次	人口(人)
平成19年	670,173
平成23年	718,321
平成25年	720,111
平成26年	721,155
平成27年	722,949



各年1月1日における推計人口

### イ 一世帯あたりの人員

一世帯あたりの人員は、わずかですが減少し続けています。

年次	世帯数(世帯)	1世帯あたりの人員(人)
平成19年	287,622	2.45
平成23年	303,423	2.37
平成25年	309,626	2.33
平成26年	312,949	2.30
平成27年	316,687	2.28

各年1月1日現在

### ウ 年齢別・男女別人口

年少人口及び生産年齢人口は減少していますが、老年人口は増加しています。

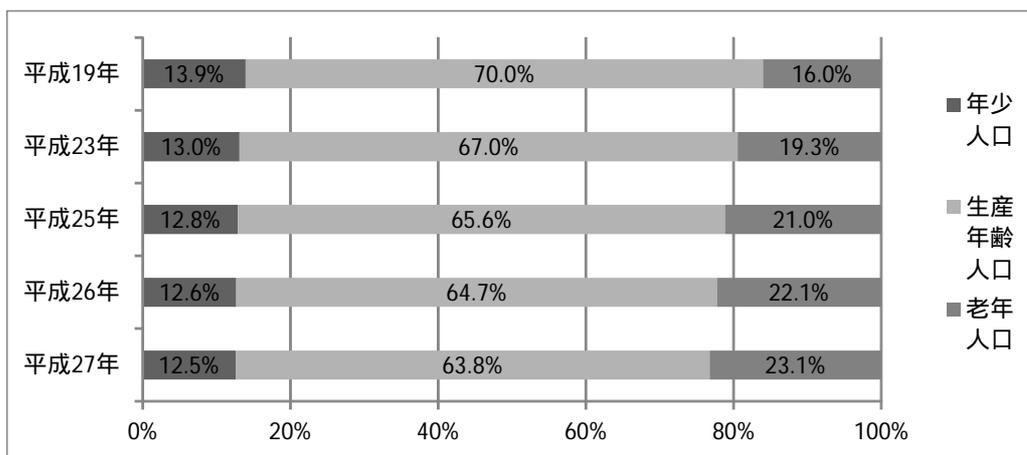
(単位:人)

年次	総人口	平均年齢(歳)	年少人口(0~14歳)	生産年齢人口(15~64歳)	老年人口(65歳以上)
平成19年	670,173	41.06	92,892	469,432	107,216
平成23年	718,321	42.89	93,721	481,310	138,871
平成25年	720,111	43.73	92,031	472,444	151,217
平成26年	721,155	44.14	91,060	466,587	159,089
平成27年	722,949	44.51	90,288	461,513	166,729

各年1月1日における年齢別人口

総人口には年齢不詳を含む

## 【年齢別人口の構成比】



## (2) 出生・死亡等人口動態

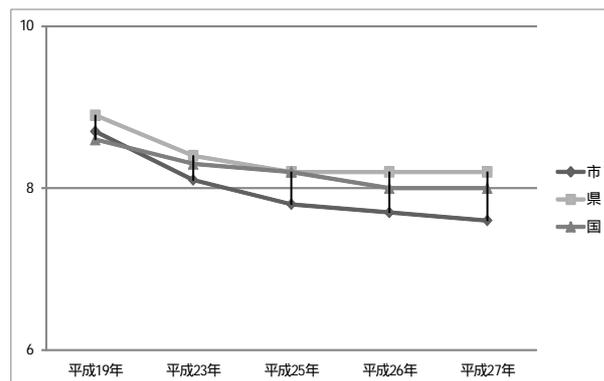
～相模原市保健所年報、神奈川県衛生統計年報、人口動態調査より～

### ア 出生数

出生率は減少傾向にあります。

### 【出生率の年次推移】

年次	出生数(人)	出生率(人口千対)		
		市	県	国
平成19年	6,118	8.7	8.9	8.6
平成23年	5,822	8.1	8.4	8.3
平成25年	5,656	7.8	8.2	8.2
平成26年	5,525	7.6	8.2	8.0
平成27年	5,475	7.6	8.2	8.0



出生数は本市に住所を有する日本人のみの統計

### イ 合計特殊出生率

年次	市	県	国
平成19年	1.16	1.22	1.34
平成23年	1.21	1.25	1.39
平成25年	1.24	1.31	1.43
平成26年	1.24	1.31	1.42
平成27年	1.25	1.39	1.45

合計特殊出生率は国・県に比べ低い傾向が続いています。

#### 合計特殊出生率

15～49歳の女子の年齢別出生率を合計したもの。1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとした時の子どもの数

ウ 体重別出生数

低出生体重児(2,500g未満)の出生に大きな変化はありませんが、出生全体の1割を占めています。

(単位:人)

年次	出生数	体重別出生児数						
		1,000g 未満	1,000~ 1,499g	1,500~ 1,999g	2,000~ 2,499g	2,500g 未満(再掲)	2,500g 以上	不明
平成19年	6,118	16	26	71	470	583	5,535	0
平成23年	5,822	20	33	81	456	590	5,230	2
平成25年	5,656	18	35	82	467	602	5,054	0
平成26年	5,525	18	26	62	444	550	4,975	0
平成27年	5,475	13	22	79	462	576	4,899	0

エ 出生順位別出生児数と母の年齢階級別出生児数

母親の出産年齢は20歳代が減少し、35歳以降が増加しています。

(単位:人)

年次	出生数	出生順位別出生児数				母の年齢階級別出生児数					
		第1子	第2子	第3子 以上	不明	19歳 以下	20~ 24歳	25~ 29歳	30~ 34歳	35~ 39歳	40歳 以上
平成19年	6,118	2,993	2,257	690	178	85	633	1,733	2,364	1,144	159
平成23年	5,822	2,837	2,164	821		83	572	1,531	2,107	1,262	267
平成25年	5,656	2,679	2,167	810		73	518	1,449	2,055	1,257	304
平成26年	5,525	2,600	2,071	854		70	453	1,405	2,033	1,246	318
平成27年	5,475	2,595	2,044	836		80	463	1,362	1,964	1,305	301

オ 妊娠期間別出生児数

(単位:人)

年次	出生数	妊娠期間別出生児数					
		28週 未満	28~ 31週	32~ 35週	36~ 39週	40週 以上	不明
平成19年	6,118	9	30	118	3,949	2,012	0
平成23年	5,822	17	32	138	3,786	1,847	2
平成25年	5,656	14	37	130	3,736	1,738	1
平成26年	5,525	16	23	119	3,677	1,689	1
平成27年	5,475	14	27	134	3,673	1,627	0

カ 妊産婦死亡数

(単位：人)

年次	妊産婦死亡数	
	市	県
平成 19 年	1	4
平成 23 年	0	3
平成 25 年	0	2
平成 26 年	1	2
平成 27 年	0	4

キ 死産と人工妊娠中絶

・死産

年次	死産数（人）			死産率 (出産(出生+死産)千対)		
	自然	人工		市	県	国
平成 19 年	160	73	87	25.5	22.8	26.2
平成 23 年	118	50	68	19.9	22.0	23.9
平成 25 年	146	69	77	25.2	21.3	22.9
平成 26 年	130	56	74	23.0	21.0	22.9
平成 27 年	133	58	75	23.7	20.0	22.0

死産数のうち人工とは、胎児の母体内生存が確実な時に人工的処置を加えたことにより、死産に至った場合をいい、それ以外のものはすべて自然死産となります。

死産数は、本市に住所がある日本人のみの数字

・人工妊娠中絶実施届出数

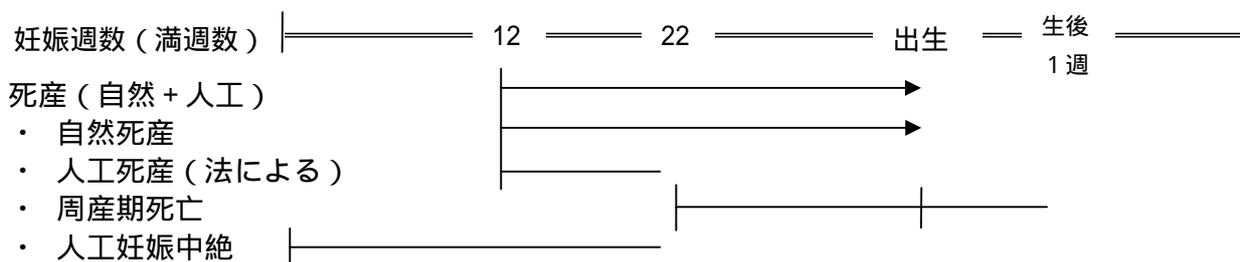
人工妊娠中絶の届出数は減少傾向にあります。

(単位：人)

年次	計	年齢区分								
		20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳
平成 19 年	1,424	153	329	276	292	265	98	11	0	0
平成 23 年	1,230	143	245	243	236	248	107	8	0	0
平成 25 年	1,195	130	277	210	233	217	122	6	0	0
平成 26 年	1,078	136	225	197	212	180	122	6	0	0
平成 27 年	991	98	205	192	216	179	93	8	0	0

年度の統計

(参考) 人口動態統計における周産期死亡、母体保護統計における人工妊娠中絶について



(は未満を示します)

ク 周産期死亡

年次	周産期死亡数（人）		周産期死亡率（出産（出生+妊娠満22週以降の死産）千対）			
	後期死産	早期新生児死亡	市	県	国	
平成 19 年	25	17	8	4.0	4.4	4.5
平成 23 年	19	13	6	3.6	4.0	4.1
平成 25 年	21	16	5	3.7	3.8	3.7
平成 26 年	22	16	6	4.0	3.7	3.7
平成 27 年	24	19	5	4.4	3.9	3.7

周産期死亡とは、後期死産（妊娠22週以降の死産）と早期新生児死亡（生後1週間未満の新生児の死亡）をあわせたもの

ケ 新生児死亡

年次	新生児死亡数（人）		新生児死亡率（出生千対）			
	1週未満	1～4週未満	市	県	国	
平成 19 年	7	4	3	1.0	1.4	1.3
平成 23 年	7	6	1	1.2	1.5	1.1
平成 25 年	6	5	1	1.1	1.1	1.0
平成 26 年	7	6	1	1.3	1.0	0.9
平成 27 年	7	5	2	1.3	1.0	0.9

新生児とは、出生後28日未満の児のこと

コ 乳児死亡

年次	乳児死亡数（人）	乳児死亡率（出生千対）		
		市	県	国
平成 19 年	12	2.0	2.9	2.6
平成 23 年	14	2.4	2.8	2.3
平成 25 年	14	2.5	2.0	2.1
平成 26 年	15	2.7	2.0	2.1
平成 27 年	13	2.4	1.9	1.9

乳児とは、新生児期を含み、1歳未満の児のこと

サ シズによる死亡

（年次	シズによる死亡数（人）		出生10万対乳児のシズの死亡率
	市	県	国
平成 19 年	1	18	13.5
平成 23 年	1	18	12.6
平成 25 年	0	14	12.0
平成 26 年	0	14	14.4
平成 27 年	0	11	9.5

シズ（乳幼児突然死症候群）

それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気で、原因はよく分からないが、育児環境の中にその因子があることが明らかになってきています。

(参考)

平成27年、我が国における子どもの不慮の事故の年齢階級別にみた死亡数・死亡率と種類別構成割合

(人口10万対)(0歳は出生10万対)

	死亡数(人)				構成割合			
	0歳	1~4歳	5~9歳	10~14歳	0歳	1~4歳	5~9歳	10~14歳
総数	81	109	87	74				
死亡率(%)	8.1	2.7	1.7	1.3				
総死亡数に占める割合(%)	4.2	14.0	19.2	15.7				
交通事故	3	37	37	25	3.7	33.9	42.5	33.8
転倒・転落	1	10	7	2	1.2	9.2	8.0	2.7
溺死及び溺水	4	27	29	27	4.9	24.8	33.3	36.5
窒息	69	29	7	9	85.2	26.6	8.0	12.2
煙、火及び火災	1	3	4	8	1.2	2.8	4.7	10.8
その他	3	3	3	3	3.7	2.8	3.5	4.1

シ 0~19歳の主要死因の年齢階級別死亡順位(平成26年相模原市)

(単位:人)

年齢(歳)	総数	1位	2位	3位	4位
0~4	19	先天奇形・変形及び染色体異常 6	周産期に発生した病態 3、呼吸器系の疾患 3	その他の新生物 2	敗血症 1、その他の神経系の疾患 1、心筋症 1、ヘルニア及び腸閉塞 1、その他の外因 1
5~9	4	悪性新生物 2	呼吸器系の疾患 1、その他の先天奇形及び変形 1	/	
10~14	3	不慮の事故 1、不慮の溺死及び溺水 1	悪性新生物 1		
15~19	8	交通事故 2、自殺 2	不慮の溺死及び溺水 1、悪性新生物 1、その他の新生物 1、他殺 1		/

(3) その他の状況

ア 児童虐待の状況

・機関別児童虐待把握件数

(単位:人)

	児童相談所	市			備考
		緑	中央	南	
平成19年度	225	309			平成21年度以前、児童相談所業務については県が所管。
平成23年度	641	219	243	155	平成22年度以降、政令指定都市移行に伴い、県から市へ業務移管され、各区にこども家庭相談課が新設。
平成25年度	730	207	198	224	
平成26年度	848	313	191	256	
平成27年度	970	219	316	286	
平成28年度	1,036	182	259	237	

・種類別件数 (単位：人)

	計	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
平成 19 年度	309	86	5	147	71
平成 23 年度	1,258	293	8	514	443
平成 25 年度	1,359	384	10	463	502
平成 26 年度	1,608	374	7	622	605
平成 27 年度	1,791	410	6	715	660
平成 28 年度	1,714	379	10	603	722

・年齢別件数 (単位：人)

	計	乳児	幼児	小学生	中学生	その他	不明
平成 19 年度	309	29	135	99	38	5	3
平成 23 年度	1,258	120	510	411	140	77	
平成 25 年度	1,359	143	556	455	141	64	
平成 26 年度	1,608	168	642	520	205	73	
平成 27 年度	1,791	214	724	545	217	91	
平成 28 年度	1,714	173	633	581	215	112	

・主な虐待者別件数 (単位：人)

	計	実父	実母	実父 以外の 父	実母 以外の 母	その他	不明
平成 19 年度	309	57	231	7	1	5	8
平成 23 年度	1,258	272	903	49	7	27	
平成 25 年度	1,359	382	888	64	9	16	
平成 26 年度	1,608	424	1,084	56	16	28	
平成 27 年度	1,791	435	1,273	54	9	20	
平成 28 年度	1,714	528	1,077	79	9	21	

イ こんにちは赤ちゃん事業の状況

・実施状況 (平成 21 年度から事業実施) (単位：人)

		平成 21 年度	平成 23 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
訪問 人数	合計	5,052	5,321	5,371	5,277	5,244	5,175
	終結	4,459	4,583	4,575	4,412	3,982	3,414
	経過観察	593	738	796	865	1,262	1,761
	児童虐待疑い	0	9	5	4	14	6
出生数		6,097	5,905	5,694	5,702	5,507	5,240
こんにちは 赤ちゃん事業 訪問率		82.9%	90.1%	94.3%	92.5%	95.2%	98.8%

ウ 乳幼児健診の状況

・乳幼児健診受診率

	4 か月	8 か月	1 歳	1 歳 6 か月 (歯)	1 歳 6 か月 (医)	2 歳 6 か月 (歯)	3 歳 6 か月 (歯)	3 歳 6 か月 (医)
平成 19 年度	97.7%	94.9%	94.7%	85.9%	91.4%	82.5%	86.7%	
平成 23 年度	97.8%	95.5%	95.4%	87.0%	93.1%	84.0%	88.1%	88.1%
平成 25 年度	98.3%	97.9%	94.5%	89.0%	92.4%	84.5%	87.6%	87.6%
平成 26 年度	98.7%	97.5%	97.8%	92.1%	94.9%	87.4%	92.7%	92.8%
平成 27 年度	98.3%	97.8%	96.2%	91.3%	93.8%	86.7%	91.8%	91.7%
平成 28 年度	99.5%	97.2%	97.1%	91.3%	93.9%	87.7%	91.5%	91.7%

## 2 第3次計画の評価

○：目標達成  
 △：目標未達成だが前回評価時より改善  
 ×：目標未達成で前回評価時より低下

第3次計画（平成25年度～29年度）の評価を行い、本計画に反映した。

基本目標	女性や家族が自らの心身の状態を十分に知り、 こころ安らかに過ごすことができますようにします
------	--

### - 1 妊娠出産について満足している母親の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		73.0%	75.9%	79.6%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、ほぼ横ばいだが増加している。妊娠届出時の保健師面接を強化し、保健指導や社会資源の情報提供、支援が必要な方へ妊娠初期からの継続支援ができたことが、調査値が上がった要因の1つと考える。アンケート自由意見では「経済面」「保育園に入れない」「駐車場スペースがない」「オムツの補助金要望」等子育てへの配慮を求める意見が聞かれた。</p> <p>区民課、まちづくりセンターでの母子健康手帳交付者に対して情報が届きにくい状況があるため、妊娠届出時アンケートの区民課やまちづくりセンター交付者への保健指導対象基準を見直し、保健指導をより充実させる。また、交付方法を工夫して、相談窓口を積極的に周知する必要がある。</p>					

### - 2 不妊ではないかと悩んだことがある人のうち特定不妊治療の医療費助成制度を知っていた人の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		—	—	43.9%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、1.4%増加している。特定不妊治療の医療費助成件数は、制度が始まった平成16年度は73件、その後平成21年度499件、平成25年度872件、平成27年度928件、平成28年度は896件であった。</p> <p>制度改正で平成26年度から女性の年齢により助成回数の制限ができた一方で、平成28年度より男性不妊に対しての助成や初回申請時の助成額が拡大した。治療費が高額で治療をためらう方もいるため、今後も医療費制度の周知に努める。</p> <p>「不妊ではないか」と思い始めた段階で相談できると早期に医療費助成制度を知ることができてよい。不妊不育専門相談や妊娠前教室の周知を工夫する。また、子宮がん検診の案内等で幅広い対象に周知できるとよいと思われる。</p>					

基本目標	子どもが安全で健康に過ごすことができますようにします
------	----------------------------

### - 1 帰宅後にうがいをする習慣がある子どもの割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		—	—	75.1%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、12.4%増加し目標を達成している。インフルエンザの流行や度重なる大規模災害の経験から、保護者の衛生感覚も高まっていると推察される。泡せっけんや消毒薬の施設内設置等も多くなり、手洗い・うがいが子ども達にとっても生活習慣に自然に取り込まれるようになってきている。</p> <p>目標は達成しているが、小学生、中学生、高校生まで継続できることが、感染症予防の視点からも大切であるため、目標値を95%に変更し、継続して取り組む。</p>					

## - 2 かかりつけ医をもつ親の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		61.7%	59.6%	63.0%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、1.6%増加している。かかりつけ医の存在は、親にとって安心して子育てができる要因ともなるのでとても重要である。出生直後から「こんにちは赤ちゃん事業」でも医療の受診方法について伝えているが、4か月児でかかりつけ医をもつ親の割合は60.9%と1歳、3歳よりも低かったため、病気になる前から知っておくよう周知に努める必要がある。</p>					

## - 3 たばこを吸う人の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		—	—	15.5%		
結果・評価等	<p>子どもの近くにいる大人がたばこの害を理解し、子どもからたばこを遠ざけることが重要である。子どもたちに対しても、学校の授業だけでなく、地域における健康づくり普及員等によるたばこ対策の講義が実施されている。</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて禁煙対策が強化される。保健医療計画と併せて具体的なたばこ対策を進める必要がある。</p>					

## - 4 生活の中で事故を防ぐための工夫をしている親の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		—	—	93.3%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、1.2%減少している。公共施設などでは安全対策が強化されている。親子サロンや乳幼児健診時に啓発をしているが、今後も継続することが重要である。「もしもの時の安心ノート」はこんにちは赤ちゃん事業の際に配付しているが、紙媒体では一度読むと読み返しをしないことも想定されるため、今後は電子による情報発信をより進める必要がある。</p> <p>時代に応じて、携帯電子機器等による新たなリスクも生じているため、その安全な利用方法についても伝えていきたい。子どもの発育状況に合わせた新しい情報の配信は重要であるため、きずなメールの活用と拡大に努める。</p>					

## - 5 乳幼児健康診査に満足している親の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		69.8%	70.2%	74.0%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、3.7%減少している。原因を調査すると健診の内容には満足だが、健診体制について不満足と回答している。妊娠期には、土曜開庁の母子健康手帳交付やハロー・マザークラスの開催がある一方、乳幼児健診は平日開催のみであることや駐車場の混雑等への不満足感がある。</p> <p>低出生体重児や病気・障害がある子どもも受診する中では、親の要望が多様化しており、個別的な対応が望まれている。個別健診や集団健診等について、親の要望を聞き検討する必要がある。</p>					

- 6 休日・夜間に病気になったときの受診方法を知っている親の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		84.4%	87.2%	89.0%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、3%減少している。また、子どもの年齢が低い方が知らないと回答している割合が多い。土曜日に受診できる医療機関が増えており、親が休日・夜間にかからない時間帯に、早めに受診行動が取れた可能性もある。</p> <p>年齢の低い乳児ほど、急病の時の早期受診は重要であるので、今後も周知に努める。きずなメール等電子媒体などでの普及手段は増えており、引き続き親の手に届きやすい手段での周知を継続していく。</p>					

基本目標	親も子ども笑顔で生活することができるようにします
------	--------------------------

- 1 ゆったりとした気分で子どもと楽しく過ごせる時間のある親の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		91.0%	89.0%	92.2%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、0.6%減少したが、全国平均値83%を上回っており、市の目標値が高く設定されている。</p> <p>育児で不安を抱え過ぎず子どもの力を信じて見守るこころのゆとりを持って子育てができるかを測る指標だが、回答者が「ゆったりとした気分」を時間の量で捉えていると思われる。夫や家族にも、子育てについて気軽に相談できる場所や支援者がいると、子育てについて自分とは異なる視点を知る機会が増えたり、気分転換ができたりしてよい。子育て支援センターや地域の社会資源についての周知に努める。</p>					

- 2 育児や家事に協力する父親の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		70.0%	71.7%	73.6%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、0.8%減少したが、国の目標値の55%と比較すると市の目標値が高く設定されている。また、年齢別にみると5歳児が63.6%と他の年齢に比べ低く、子どもの成長に伴い父親の役割が分かりづらくなるためと考えられる。また、「子どもと一緒に遊ぶ父親の割合」87.9%と比較すると低く、父親にどんな役割を求めているのか、回答者の主観が影響しやすい項目といえる。</p> <p>父親に対して、子どもが成長しても継続した育児参加や年齢に応じた役割や子どもとの遊びについて周知が必要だが、普及啓発する機会が少ない。職域連携等より普及啓発の場が広げられないか検討していく。</p>					

- 3 子どもと一緒に遊ぶ父親の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		90.0%	88.7%	87.5%		
結果・評価等	<p>目標は達成できなかったが、若干の伸びがみられ比較的高値である。しかし、土日勤務や早朝に出勤し夜遅く帰宅する父もいることを考えると今後の伸びは難しい。父親の役割は遊び以外で果たしていることも想定できる。家族が協力し子育てができているか測る指標としては他に - 2があるため、指標としては削除する。</p>					

#### - 4 母乳を与えている割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
	—	—	71.7%	74.7%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、3%増加している。こんにちは赤ちゃん訪問事業で相談でき、増加していると考えられる。母親に病気等がある場合、服薬のために希望していても母乳育児が難しい場合がある。市は母乳育児について、母子の状況や母の意向に沿った支援を行っている。また、継続した相談希望者には母乳相談場所の情報提供を行っている。母子の状況によっては母乳育児の継続が難しい場合もあるため、指標としては削除する。</p>					

#### - 5 子育てでどうしてもよいかわからないときに相談した人の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
	—	—	89.2%	91.9%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、2.7%増加している。相談窓口の周知の効果によるものと思われる。 平成29年4月に子育て支援センターが開設され、子育ての相談窓口が明確となった。また、アンケートでは「気軽に相談できる場」を望む意見が複数あり、こんにちは赤ちゃん訪問事業や電子媒体等での相談、地域の社会資源について周知していく必要がある。</p>					

#### - 6 地域で行われているサロン・サークルに参加したことのある親の割合 (1歳6か月児)

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
	—	—	58.0%	56.6%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、1.4%減少している。地域で行われているサロン、サークル等の認知度は各年代とも高値である。友達同士やSNSで他者とつながっており、参加しない母親が多いのではないかと。子どもが乳児期から就労している母親は増えており、認知しているが参加できない場合もある。 地域で実施しているサロン、サークル等に行けない母親に対する対応策について検討する必要がある。</p>					

基本目標	乳幼児期から生活習慣病の予防に取り組み、 すこやかに成長することができるようにします
------	---

#### - 1 朝8時までには起床している幼児の割合(2歳6か月児、3歳6か月児)

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
	—	—	76.1%	78.1%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、2%増加している。親が規則正しい生活を心がけることで、早起きをする子どもも増えていくと推測される。親の生活リズムに子どもも影響されることから、夜更かしすることなく十分な睡眠時間がとれ、日中元気に活動できるようにすることは重要なことであり、親への継続した働きかけが必要である。</p>					

- 2 朝食を食べている幼児の割合（1歳6か月児、3歳6か月児）

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		89.0%	89.1%	93.6%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、1.5%増加し目標を達成している。朝食をきちんと食べている子どもほど、全体の栄養バランスなどの食事状況が良いことから、目標を98%に引き上げ、朝食の大切さについて普及啓発していく必要がある。</p>					

- 3 肥満度15%以上の3歳6か月児の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		3.2%	3.5%	2.1%		
結果・評価等	<p>目標値は達成していないが、10年間で見ると、1%以上下がっていることから、食に対する知識の普及が進んでいると考えられる。 子どもによって太りやすい、痩せやすいなどの体質はあるが、身体を動かして遊ぶ機会を増やすことも重要である。運動の不得意な子どもにも歩くことなど簡単にできる運動の普及が必要である。</p>					

- 4 むし歯のない3歳6か月児の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		66.9%	75.3%	79.2%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、4.5%増加し目標を達成している。子どもの年齢に応じた、むし歯予防の取組が充実してきており、親の意識の向上が伺えるが、地域差もあるため、引き続き取り組む必要がある。 目標値は、国の目標も視野に入れた中で、本市の健診データの推移を近似曲線で予測し87%に変更する（「相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画」の成果指標と整合を図る。）。</p>					

- 5 歯肉に炎症がある小学6年生の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		—	—	13.4%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、0.9%増加している。経年変化からみるとほぼ横ばいと言える。学校保健統計によると、歯肉炎のある児童の割合は、小学校全体で約10%であるものが、中学校全体では約20%に倍増することから、小学生のうちに歯肉炎を意識した歯みがき方法を習得する必要がある。また、小学生になると、保護者が仕上げみがきをしている割合も減少するため、歯みがきの重要性について普及啓発する必要がある。</p>					

基本目標	子ども自らが自分のところとからだの健康を意識し、 行動することができるようにします
------	--

### - 1 自分が好きではないという小中高校生の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		—	—	10.2%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、1.8%減少し、目標値に近い数値になっている。</p> <p>学校教育においても、児童・生徒が自己肯定感を高められる取組が続けられており、また、思春期出前講座や赤ちゃんふれあい体験等で、子ども自身が大切に育てられてきたことを実感し、自己肯定感につながる取組を行っている。</p> <p>全国学力・学習状況調査における本市の分析結果では「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対して、3割程度の児童生徒が否定的回答をしている。そのような状況から、引き続き目標値に達成する取組が必要である。</p>					

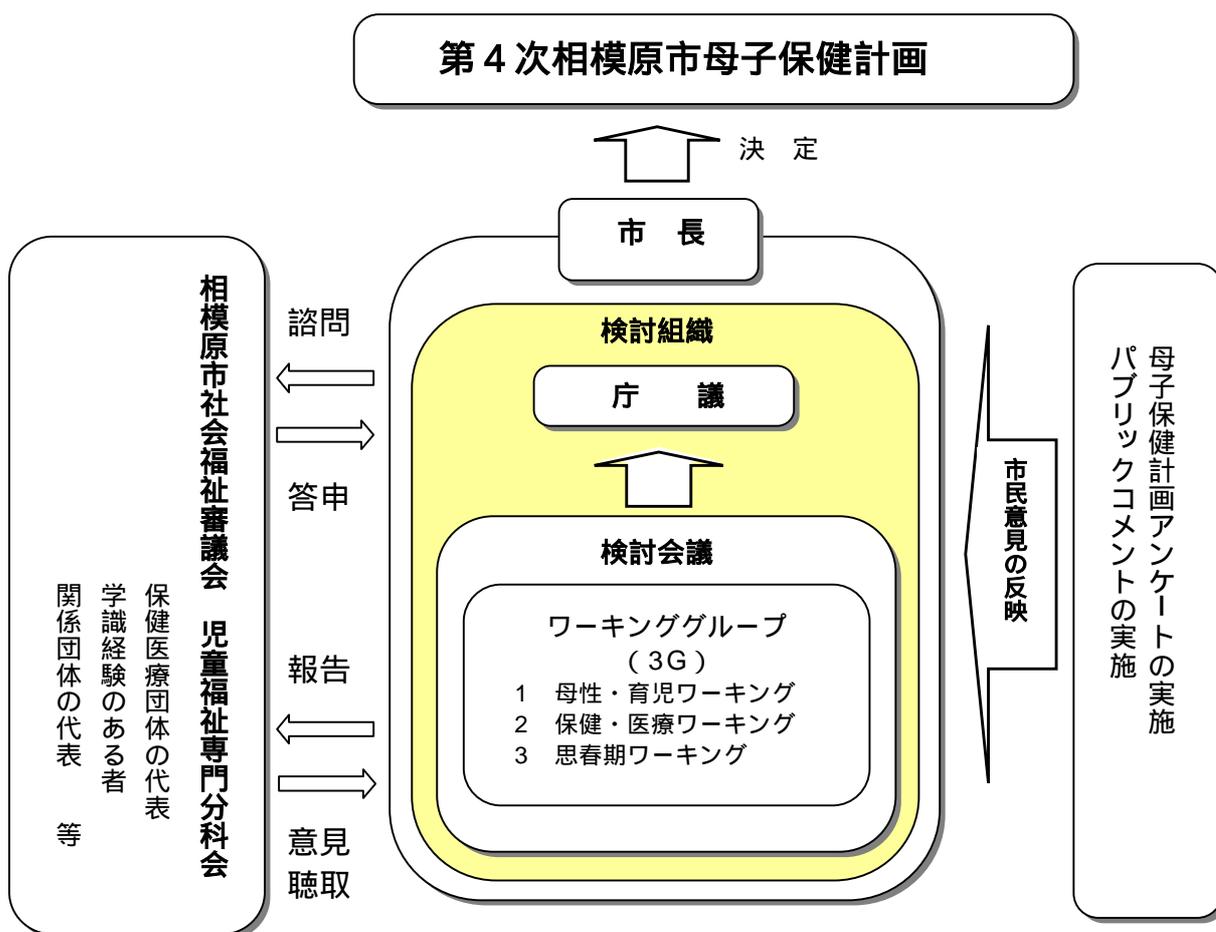
### - 2 避妊方法を正確に知っている高校生の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		50.2%	53.3%	50.8%		
結果・評価等	<p>避妊方法を正確に知っている高校生の割合は、大幅に増加し目標を達成している。知識を得る場としては、学校や先生の授業から77.4%と最も多く、取組の一定の効果があったと思われるが、目標値を90%に変更して継続する。</p> <p>一方、避妊方法について「ほとんど知らない」「まったく知らない」と回答した割合は約12%と横ばいのため、これに対する取組も必要である。</p>					

### - 3 親から大切にされている(かわいがられている)と思う小中高生の割合

数値	平成14年度	平成19年度	平成23年度 (前回評価時)	平成28年度 (今回評価時)	目標値	評価
		—	—	67.4%		
結果・評価等	<p>前回の評価と比べ、1.8%増加しており、特に、中学生・高校生は目標値を超えている。</p> <p>小学生の結果が低いのは、アンケートの質問内容が分かりにくかったことも考えられる。今回、小学生へのアンケートでは「あなたは、家族の人にかわいがられていると思いますか」と質問しているが、次回アンケートをとる際は具体的な質問に変えてみることも検討する。</p>					

### 3 計画の策定 (1) 策定体制



#### ア 相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 審議事項

社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

母子保健に関する事項の調査審議、市長諮問への答申、関係行政機関への意見具申については、母子保健法第7条に規定されている。

任期 2年（平成29年度～30年度）

構成員・・・11機関（12人）

- 相模原市民生委員児童委員協議会（1）
- 相模原市私立保育園園長会（1）
- 相模原市ひとり親家庭福祉協議会（1）
- 相模原市立小中学校長会（1）
- 相模原市医師会（2）

- 相模原市社会福祉協議会（1）
- 相模原市幼稚園・認定こども園協会（1）
- 学識経験者（3）
- 相模原人権擁護委員協議会（1）

イ 相模原市母子保健計画検討会議（庁内検討組織）

構成員・・・22課・機関の長（22人）

企画政策課長	人権・男女共同参画課長	地域福祉課長
地域医療課長	障害政策課長	障害福祉サービス課長
精神保健福祉センター所長	地域保健課長	疾病対策課長
健康増進課長	こども・若者政策課長	こども・若者支援課長
保育課長	緑子育て支援センター所長	中央子育て支援センター所長
南子育て支援センター所長	児童相談所長	陽光園所長
学校保健課長	学校教育課長	青少年相談センター所長
こども家庭課長		

ウ 相模原市母子保健計画ワーキンググループ（庁内担当者検討組織）

構成員・・・15課（24人）

（ア）母性・育児ワーキング		7課・機関（8人）	
こども・若者政策課		保育課	緑子育て支援センター
中央子育て支援センター		南子育て支援センター	陽光園
こども家庭課（2）			
（イ）保健・医療ワーキング		6課・機関（7人）	
地域医療課		地域保健課	疾病対策課
緑子育て支援センター		中央子育て支援センター	こども家庭課（2）
（ウ）思春期ワーキング		8課・機関（9人）	
人権・男女共同参画課		精神保健福祉センター	疾病対策課
こども・若者支援課		南子育て支援センター	学校教育課
青少年相談センター		こども家庭課（2）	

( 2 ) 第 4 次相模原市母子保健計画の策定経過

平成 28 年 8 月 ~	母子保健計画検討会議及びワーキング会議 ( アンケート検討 )
平成 28 年 11 月 ~ 平成 29 年 2 月	母子保健計画アンケート調査実施
平成 29 年 3 月	母子保健計画アンケート調査結果報告書作成
平成 29 年 5 月 ~	母子保健計画検討ワーキング会議 ( 計画案検討 )
平成 29 年 7 月 7 日	母子保健計画検討会議 ( 計画案検討 )
平成 29 年 7 月 27 日	社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ諮問
平成 29 年 10 月 3 日	社会福祉審議会児童福祉専門分科会より答申
平成 29 年 12 月 7 日	市議会民生部会 ( 計画案報告 )
平成 29 年 12 月 20 日 ~ 平成 30 年 1 月 26 日	パブリックコメント実施
平成 30 年 月	計画決定 ( 市長決裁 )

### (3) 相模原市社会福祉審議会運営要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)、相模原市社会福祉審議会条例(平成14年条例第43号。以下「条例」という。)及び相模原市社会福祉審議会条例施行規則(平成15年相模原市規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、相模原市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (審査部会)

第2条 条例第7条の審査部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に添える診断書を発行する医師の指定に関する事項
- (3) 指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)の指定に関する事項

#### (部会)

第3条 条例第8条の児童部会、児童相談所措置部会及び児童虐待検証部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童部会は、里親の認定等を市が行う場合の意見のほか、児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。)の設置又はその施設の設置者への事業停止命令を行う場合及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項に規定する施設の事業停止又は施設閉鎖命令をする場合の意見を具申する。
- (2) 児童相談所措置部会は、里親への委託、児童養護施設等の施設への入所等の措置をとる場合、これらの措置の解除、停止又は変更する場合の意見、一時保護の継続等に関する意見及び被措置児童等虐待を受けたと思われる児童の通告に係る意見を具申する。
- (3) 児童虐待検証部会は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第5項に規定する事例の分析及び調査研究に関することを調査審議する。

#### (決議)

第4条 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、審査部会長は、これを身体障害者福祉専門分科会長及び委員長に報告するものとする。

- 2 審査部会長は、委員に対し書面による意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。
- 3 条例第6条第8項の規定にかかわらず、委員長が特に認める場合は、審議会を開催し、決議することができる。

#### (庶務)

第5条 次の各号に掲げる専門分科会、審査部会及び部会の庶務は、当該各号に掲げる課において処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 地域福祉課
- (2) 身体障害者福祉専門分科会 障害政策課
- (3) 身体障害者福祉専門分科会審査部会 障害者更生相談所
- (4) 児童福祉専門分科会 こども・若者政策課
- (5) 児童福祉専門分科会児童部会、児童相談所措置部会及び児童虐待検証部会 こども家庭課
- (6) 高齢者福祉等専門分科会 高齢政策課

(委任)

第6条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、専門分科会長、審査部会長及び部会長が会議に諮って決定する。

2 前項の決定事項は、専門分科会長はこれを委員長に、審査部会長はこれを身体障害者福祉専門分科会長及び委員長に、部会長はこれを児童福祉専門分科会長及び委員長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

( 4 ) 相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿

平成 2 9 年度

番号	氏 名	役職・推薦団体	備考
1	原 裕 子	相模原市民生委員児童委員協議会	
2	戸 塚 英 明	相模原市社会福祉協議会	
3	内 田 紀 子	相模原市私立保育園園長会	
4	川 崎 永	相模原市幼稚園・認定こども園協会	
5	田 川 継 世	相模原市ひとり親家庭福祉協議会	
6	大 溝 茂	桜美林大学特任教授	分科会長
7	竹 下 昌 之	相模女子大学常務理事	職務代理
8	櫻 井 奈津子	和泉短期大学教授	
9	大 西 輝 佳	相模原市立小中学校長会	
1 0	相 澤 由 美	相模原人権擁護委員協議会	
1 1	品 川 洋 一	相模原市医師会	
1 2	田 島 敏 樹	相模原市医師会	

(5) 相模原市母子保健計画策定諮問書

FNo. 0・4・8  
平成29年7月27日

相模原市社会福祉審議会  
児童福祉専門分科会  
会長 大 溝 茂 様

相模原市長 加 山 俊 夫



相模原市母子保健計画について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

相模原市母子保健計画について

2 答申希望時期

平成29年10月

以 上

(6) 相模原市母子保健計画策定答申書

平成29年10月3日

相模原市長 加山 俊夫 殿

相模原市社会福祉審議会  
児童福祉専門分科会  
会長 大 澤



相模原市母子保健計画について（答申）

平成29年7月27日付け、FN<sub>o.</sub> 0・4・8をもって諮問のありました標記のことについて、当専門分科会において審議した結果、次のとおり答申します。

基本理念に示す「すべての親と子が すこやかで ゆたかに育つまち さがみはら」の実現に向け、実効性を持った施策を展開し、市民と行政が一丸となって取り組まれるよう要望します。

なお、次の意見を付しますので、これを十分に尊重し、事業実施に反映するよう願います。

意 見

- 1 すべての親と子が、身近な地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育の関係機関や団体が、さらに連携・協働するとともに、個人や家庭のみならず、地域社会全体で子どもを見守り、育てられるよう、包括的な子育て支援施策の展開を図られたい。
- 2 すべての親と子が、健やかで豊かに育つよう、事業実施に際しては、広く周知啓発を図るとともに、個人や家庭の多様なニーズに合わせた支援が十分に行き届くよう、本計画に携わる機関や団体との連絡調整を、より一層緊密に行うよう努められたい。

以 上

(7) 相模原市母子保健計画に係るアンケート調査結果の概要

ア 調査の目的

本調査は、「相模原市母子保健計画(平成25年3月改定)」の改定にあたり、平成23年に実施した「相模原市母子保健計画アンケート」を再度行い、市民の健康状態を把握するとともに、今後の健康課題を明らかにするための基本資料としました。

イ 調査対象と調査方法

乳幼児保護者調査	4か月児	対象：乳幼児健康診査受診者の保護者に調査 方法：健診通知に同封し、各種健康診査会場で回収
	1歳6か月児	
	3歳6か月児	
	5歳児	対象：市内に所在する幼稚園・保育園、各区から1~2園を対象とし、5歳児の保護者に調査 方法：留め置き調査(園が保護者へ配布し回収)
思春期調査	小学生	対象：市内に所在する小学校、各区から1校(緑区は2校)を対象とし5年生に調査 方法：留め置き調査(学校職員が配布し回収)
	中学生	対象：市内に所在する中学校、各区から1校(緑区は2校)を対象とし2年生に調査 方法：留め置き調査(学校職員が配布し回収)
	高校生	対象：市内に所在する高校、各区から1校を対象とし2年生に調査 方法：留め置き調査(学校職員が配布し回収)
思春期保護者調査		対象：中学生の保護者に調査 方法：相模原市立小中学校PTA連絡協議会を通じて保護者に配布し郵送で回収

ウ 調査期間

平成28年11月~平成29年2月

エ 調査結果

調査対象		配布数	回収数	回収率
乳幼児保護者調査	4か月児	460	340	73.9%
	1歳6か月児	450	284	63.1%
	3歳6か月児	470	335	71.3%
	5歳児	560	426	76.1%
思春期調査	小学生	460	445	96.7%
	中学生	720	533	74.0%
	高校生	480	473	98.5%
思春期保護者調査		330	183	55.5%
合計		3,930	3,019	76.8%

オ アンケート結果内容

「すこやか親子さがみはら(相模原市母子保健計画)平成28年度アンケート調査結果」参照

## (8) パブリックコメントの実施結果

- ア 実施期間 平成29年12月20日～平成30年1月26日
- イ 資料の閲覧 こども家庭課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（橋本、城山、本庁地域、大野南を除く。）各出張所、各公民館（青根、沢井を除く。）図書館、公文書館において、「第4次相模原市母子保健計画（案）」の閲覧を行うとともに「第4次相模原市母子保健計画（案）の概要」を配布。また、市のホームページにも掲載
- ウ 意見提出方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- エ 実施結果

#### 4 用語解説（五十音順） この計画における用語等の意味は、次のとおりです。

##### 【あ行】

<sup>エイズ</sup>  
AIDS (Acquired Immuno Deficiency Syndrome : 後天性免疫不全症候群)

HIV に感染すると、HIV が増えるときに病原体からからだを守る細胞を壊していくため、だんだんと免疫が働かなくなります。そのため、いろいろな病気になります。代表的な23の決められた病気のうち、いずれかを発症すると AIDS と診断されます。

H I V (Human Immunodeficiency Virus : ヒト免疫不全ウイルス)

人のからだを様々な細菌、カビ、ウイルスなどの病原体から守るのに大変重要な細胞である、Tリンパ球やマクロファージなどに感染するウイルスです。

##### 【か行】

かかりつけ医

身近な地域で日常的な治療を受けたり、健康の相談等ができる医療機関のことです。

かかりつけ歯科医

身近な地域で日常的な歯科治療を受けたり、歯科疾患の予防のため、定期的な専門的ケアや歯みがき指導ができる歯科医療機関のことです。

かかりつけ薬局

身近な地域で日常的に処方せんにより薬を調剤してもらったり、薬について相談することができる薬局のことです。

学齢期

6歳から15歳までの義務教育の期間です。

きずなメール（さがみはら子育てきずなメール）

妊娠期から子どもが3歳になるまでの家庭を対象に、子育てに関する行政情報や母親・父親など家族へのメッセージを携帯電話等へメールマガジンとして配信するサービスです。

子育てサポーター

ふれあい親子サロンなどの子育て支援事業をお手伝いする、一定の研修を受けたボランティアです。

子育て支援者

主任児童委員、民生委員・児童委員、子育てサポーター、こどもセンター職員、保育所、健康づくり普及員などの、地域で子育てを支援する人や組織のことです。

## 子育て広場

乳幼児とその保護者、妊娠中の人とその家族などを対象に、保育所やこどもセンターなどで、遊んだり、子育ての情報交換などができる場です。

## 【さ行】

### 子宮頸がん

子宮の入り口付近「子宮頸部（しきゅうけいぶ）」にできるがんのことです。

### 思春期

青年期の前期で、第二性徴が現れ、生殖が可能となって精神的にも大きな変化の現れる時期のことです。ふつう 12 歳から 17 歳頃までをいいます。

### シスIDS ( Sudden Infant Death Syndrome : 乳幼児突然死症候群 )

乳幼児が突然死亡してしまうことで、日本では 4 , 0 0 0 人に 1 人の割合で起こっており、生後 2 か月から 6 か月までの乳児に多いとされています。

### 歯肉炎

歯肉に限定した炎症のことです。歯を支える組織の破壊までは進んでおらず、歯石除去やブラッシング（歯みがき）によって、元の状態に改善することができる病態です。

### 自己肯定感

自己の存在を肯定的に受け止められる感覚です。

### 受動喫煙

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることです。

### 職域

職業や職務の範囲、職場などのことです。

### 生活習慣病

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称です。日本人の三大死因であるがん、脳血管疾患、心疾患、及び脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などはいずれも生活習慣病です。

### 性感染症

性的接触（性交やオーラルセックスなどの性行為）によって感染する病気のことです。

### 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）

同性愛者や、身体と心の性が一致しないまたは違和感を覚える人、性同一性障害などの人々の総称です。

## 【た行】

### 多胎児

双子・三つ子などの総称です。

### 適正体重

肥満度が「ふつう」の範囲（ - 15% ~ + 15% ）のことです。

### 特定不妊治療

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精のことです。

## 【な行】

### 乳幼児

0歳から就学前までの期間の子どものことです。

### 妊娠届

妊娠が判明した際、市役所に届出をすることです。届けを出すと同時に母子健康手帳や妊婦健康診査費用補助券を渡しています。

### にんようせい 妊孕性

妊娠しやすさを示す言葉です。女性は年齢とともに卵子のもととなる卵胞の数が減り、妊娠能力が低下していきます。一方、子宮内膜症や子宮筋腫など女性の不妊の原因となる病気は年齢とともに増えていくので、排卵が受精や妊娠につながりにくくなります。

## 【は行】

### 肺炎球菌感染症

肺炎球菌という細菌によって発生する病気です。主に気道の分泌物により感染を起こし、肺炎、中耳炎、敗血症、髄膜炎等になったり、あるいは血液中に菌が侵入するなどして重篤な状態になることがあります。

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害です。

### ヒブ Hib ( Haemophilus influenza type b ) 感染症

ヘモフィルスインフルエンザ菌 b 型という細菌によって発生する病気です。主に気道の分泌物により感染を起こし、肺炎、敗血症、髄膜炎、化膿性の関節炎等の重篤な疾患を引き起こすことがあります。

## 肥満度

肥満度(%)は、 $(\text{実測体重(kg)} - \text{身長別標準体重(kg)}) \div \text{身長別標準体重(kg)} \times 100$  で算出します。

## 不妊症

妊娠はするけれども、流産・死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持っていない状態です。

## フッ化物(フッ素)

フッ素を含む化合物のことで、歯の再石灰化、歯質強化作用があり、プラークコントロール(歯垢を除去し、再び付かないよう管理すること)の際に応用することで、むし歯予防に有効です。

## 不妊

生殖年齢の男女が妊娠を希望し、ある一定期間性生活を行っているにもかかわらず、妊娠の成立をみない状態です。

## ふれあい親子サロン

保健師や保育士、地域スタッフを中心として、乳幼児やその保護者を対象にこどもセンターなどで育児相談や身体計測、親子遊びなどができる場です。

## 補助的清掃用具

歯ブラシ以外の口の中を清掃するための用具全般のことです。歯と歯の間を清掃するものとして、デンタルフロス、歯間ブラシなどがあります。

## 母性健康管理指導事項連絡カード

妊娠中及び産後の女性労働者が、主治医などが行った指導事項の内容を、事業主へ明確に伝えるのに役立つカードです。

## 【ら行】

### ライフプラン

結婚や子育て、住居、老後の暮らしなどについての計画。人生計画。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

すこやか親子さがみはら 2 1

**第 4 次相模原市母子保健計画**

平成 30 年 月

発 行 相模原市  
編 集 こども・若者未来局 こども家庭課  
住 所 〒252-5277 相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号  
電 話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 4 5  
F a x 0 4 2 - 7 5 9 - 4 3 9 5  
E - mail [kodomokatei@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:kodomokatei@city.sagamihara.kanagawa.jp)

## 第 4 次相模原市母子保健計画（案）【概要版】

### 1 計画策定の趣旨

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であると同時に、次の世代を健やかに産み育てるための基盤になります。そのため、昭和 4 0 年に制定された母子保健法に基づき、国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進を図るため、保健指導・健康診査・医療その他の措置を講じることが定められています。少子化の進行などに伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育つ環境を整えるために、医療・福祉・教育等との連携のもと、切れ目のない支援を推進することにより、出生率の向上にも寄与することが必要となっています。

そのような状況の中、平成 2 8 年 6 月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により母子保健法が改正され、本市では平成 2 9 年 4 月にこども・若者未来局を新設、各区に子育て支援センターを設置して、子ども・子育てに関する包括的な支援をスタートしました。

この度、平成 2 5 年 3 月に策定した相模原市母子保健計画の計画期間（平成 2 5 年度～ 2 9 年度）の満了にあたり、評価を実施し、第 4 次相模原市母子保健計画を策定しました。今後におきましても、本計画の基本理念である「すべての親と子が すこやかで ゆたかに育つまち さがみはら」の実現に向け、母子保健施策を推進していきます。

### 2 計画の位置づけ及び期間

国が策定した「健やか親子 2 1」は、安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりという少子化対策としての意義と、少子・高齢社会において国民が健康で元気に生活できる社会の実現を図るための国民健康づくり運動である「健康日本 2 1」の一翼を担うという意義を有します。

また、平成 1 7 年には、現行の子ども・子育て支援事業計画の前計画である次世代育成支援行動計画の個別計画としても位置づけられました。

そのため、相模原市母子保健計画においても「健やか親子 2 1」の考え方をもとに、相模原市保健医療計画及び相模原市子ども・子育て支援事業計画における母子保健分野の個別計画とし、その基本理念・基本目標を踏まえた計画として策定するものとします。

なお、計画期間は、平成 3 0 年度から 3 4 年度までの 5 年間とします。

### 3 重点課題

- 妊娠前、妊娠初期からの支援体制の充実
- 電子媒体による情報提供の充実
- より支援が必要な親子への相談体制の整備
- 虐待予防やその早期発見から対応に向けた取組の強化
- 地震などの災害時への対応
- 思春期からの健康なライフプランへの支援の継続

## 基本理念

# すべての親と子が すこやかで

国の「健やか親子21」の4つの主要課題を踏まえ、更に本市が独自に「乳幼児期からの望ましい生活習慣  
この基本目標に基づく取組を推進するために、それぞれ「取組目標」を設定しました。また「取組目標」に  
に整理して設定するとともに、具体的な「取組内容(具策)」を定め、それらに基づいて事業を展開してい

### めざす姿

#### 基本目標

女性や家族が自らの心身の状態を十分に知り、こころ安らかに過ごすことができるようにします

一人ひとりが自分らしいライフプランを描くことができる  
妊婦が妊娠の経過について理解し、自らの健康に気を配ることができる  
妊婦が妊娠中安心して過ごし、妊娠・出産・子育てについて満足できる  
出産や育児に不安のある妊婦が、悩みを抱え込まず、適切な支援機関に相談することができる  
なかなか子どもを授からないときに、その支援のための制度を利用することができる

#### 基本目標

子どもが安全で健康に過ごすことができるようにします

子どもの病気や事故への予防策をとることができる  
適切な時期に予防接種や健康診査を受けさせることができる  
たばこの害から子どもを守ることができる  
子どもが急病になったとき、適切に対応することができる  
日頃から災害への備えやこころの準備ができてい  
災害が発生した後も、子どものいる家庭が、安心して生活を続けることができる

#### 基本目標

親も子どもも笑顔で生活することができるようにします

こころのゆとりをもって子育てができる  
子育てに関する情報を積極的に入手し、子どものすこやかな育ちへの取組ができる  
子育てで悩んだときに気軽に相談できる  
家族がコミュニケーションをとり、協力して育児をすることができる  
すべての子どもが安心して楽しく生活できる  
地域の人が、子育て世代に関心をもつことができる

#### 基本目標

乳幼児期から生活習慣病の予防に取り組み、すこやかに成長することができるようにします

子どもの起床や就寝の時間が適切で十分な睡眠時間をとることができる  
子どもが食事を3食きちんととり、十分な栄養を摂取することができる  
子どもが家族や仲間と食事を楽しむことができる  
子どもがからだを使った遊びや運動を楽しむことができる  
適正体重を保つことができる  
歯と口の健康を守ることができる

#### 基本目標

子ども自らが自分のこころとからだの健康を意識し、行動することができるようにします

子どもが自分を大切にす気持ちをもつことができる  
子どもが困ったときは相談する、正しい情報を入手するなど、課題解決の力を身につけることができる  
自分のこころとからだに関心をもち、健康が大切だと意識することができる  
性について正確に知り、自らの行動について適切な判断をすることができる  
親が子どものこころとからだの成長を促すことができる

# ゆたかに育つまち さがみはら

主なものを抜粋しました

により、大人になってからの生活習慣病を予防する」視点を加え、次のとおり5つの基本目標を掲げます。についてはイメージがしやすいように「めざす姿」を描き、取組の方向を「市民自らの取組」と「市民を支える取組」

## 市民は...

一人ひとりが思春期から自分のライフプランについて考えます  
妊娠したら早めに妊娠の届出をし、母子健康手帳の交付を受けます  
飲酒や喫煙だけでなく、受動喫煙の影響について理解します  
妊婦は自らとおなかの子の健康管理のため、定期的に妊婦健康診査を受診します  
妊娠や出産、今後の子育ての不安や悩みを、適切な機関に相談します  
不妊・不育について一人で悩まず、夫婦で話し合い、相談します

子どもが病気の際、家庭でのケアや受診の判断ができるようにします  
子どもが病気やけがをした際、必要な医療を受ける方法や利用できる医療制度について理解します  
乳幼児健康診査の必要性を理解し、適切な時期に受けさせます  
子どもがたばこの誤飲をしないよう注意します  
子どもに適した災害グッズを準備します  
日ごろから地域の住民との関わりに努めます

夫婦、家族、地域が協力して子育てをします  
たくさんの情報の中から、自分の子どもにあった情報を取捨選択できる力を養います  
子育てで不安なとき、育てにくさを感じたときには、ひとりで悩まず相談します  
地域で子どもを温かく見守り、育てます  
現代の子育て事情を知り、親子が抱える不安や問題を理解します

子どもの早寝早起き習慣や、毎日からだを動かして遊ぶ、おなかを空いてご飯が食べられるなどの生活リズムを整えます  
手洗いやうがい、歯みがき、入浴などを習慣づけます  
子どもの適正体重を維持します  
親は子どもに歯みがきの大切さを教え、仕上げみがきをします  
むし歯や歯肉炎を予防するための歯みがき方法を実践します

挨拶をする、優しい言葉をかけるなど、人への関心をもちます  
子どもを大切に思う気持ちを表現したり、前向きな発言をするように心がけます  
自分のからだのづくり、成長に関心を持ち健康維持に努めます  
性についての正しい情報を得て、的確な判断をします  
子どもの人格を尊重し、子どもの存在のすばらしさを言葉と行動で伝えます

## 市・関係団体は...

若い世代への、妊娠しやすさや不妊・不育についての講座を実施するとともに、情報提供に努めます  
母子健康手帳の交付時から切れ目のない支援をめざします  
飲酒、喫煙、受動喫煙のからだへの影響について情報提供します  
ワーク・ライフ・バランスを推奨します  
妊婦やその家族に対する相談・支援体制を充実させます  
不妊・不育に不安を抱えた人が相談しやすい体制をつくります

子どもの病気を予防する方法を伝えます  
起こりやすい事故やけがの予防策について普及啓発をします  
たばこの誤飲や受動喫煙を防ぐ方法を普及啓発します  
子どもが病気になったときの対応方法をはじめ、受診の判断のポイントや相談・受診ができる方法について普及啓発します  
災害に備えるための情報を提供します  
地域における世代間交流を促します

父親や家族の育児参加を促進します  
乳幼児健康診査で発達に気になる子どもを早期に把握し、相談できる場を充実させます  
発達に心配のある子どもを育てる家族への支援を充実させます  
各関係機関と連携を図り、よりスムーズな支援を行います  
身近な地域で交流できる機会を増やします  
現代の子育て事情などについて、積極的に発信します

規則正しい生活リズムの大切さを普及啓発します  
食の大切さや内容、食環境について普及啓発します  
子どものからだづくりに必要な食量や内容について普及啓発します  
歯みがきの大切さや、実際の歯みがき方法などについて、また、むし歯になりにくい規則正しい食習慣や生活習慣について普及啓発します

親や地域が、子どもへの適度なかわりができるようサポートします  
子どもが相談したり、語り合える場について情報提供します  
健康なからだづくりに関して啓発します  
性についての正しい知識を啓発します  
学校と連携して思春期保健に取り組みます  
思春期の子どもにかかる子育て相談支援を充実させます

#### 4 取組内容（具体策） 主なものを抜粋しました

妊娠届出時の保健師面接による支援の充実  
 支援が必要な妊婦の早期把握と支援の充実  
 不妊・不育専門相談の実施  
 こんにちは赤ちゃん事業の実施  
 乳幼児健康診査・予防接種の充実  
 新生児における各種検査の推進  
 小児に関わる医療費の助成や給付の実施  
 乳幼児を対象とした生活習慣病予防事業  
 育児支援教室や個別心理相談の実施  
 ふれあい親子サロンや子育て広場の充実  
 電子母子健康手帳導入等情報提供手段の充実  
 妊婦歯科教室やむし歯予防教室の充実  
 精神保健・思春期保健等出前講座の実施  
 母子保健・歯科・栄養等相談業務の充実  
 飲酒・喫煙・受動喫煙に対する教育の強化



#### 5 成果指標 主なものを抜粋しました

	平成 28 年度	
	数値	目標値
妊娠届出時に保健師と面接している割合	79.2%	▶ 90%
帰宅時に手洗いやうがいをしている子どもの割合	87.5%	▶ 95%
乳幼児健康診査の受診率（3歳6か月児健康診査）	91.7%	▶ 95%
子どものいる家庭が災害に備えた準備をしている割合	50.5%	▶ 70%
家事や育児をともに担う家族や協力者がいる人の割合	72.8%	▶ 80%
子どもを虐待していない、または、子どもへのしつけや対応について、 冷静に振り返ることができる親の割合	91.1%	▶ 100%
朝食を食べている幼児の割合（1歳6か月児・3歳6か月児）	95.1%	▶ 98%
むし歯のない3歳6か月児の割合	83.7%	▶ 87%
避妊方法を正確に知っている高校生の割合	66.8%	▶ 90%

発行 相模原市  
 編集 こども・若者未来局 こども家庭課  
 住所 〒252-5277  
 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
 電話 042-769-8345  
 FAX 042-759-4395  
 E-mail kodomokatei@city.sagamihara.kanagawa.jp

## 庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成29年 11月 2日

案件名	相模原市いじめ防止基本方針の改定について									
所管	教育	局 区	学校教育	部	学校教育	課	担当者		内線	
概要	平成26年3月に策定した相模原市いじめ防止基本方針について、これまでのいじめ防止等の施策の実施状況及び相模原市子どものいじめに関する審議会の意見等を踏まえ改定を行うもの									
審議内容 (論点)	相模原市いじめ防止基本方針の改定(案)について 今後のスケジュールについて									
実施計画の 位置付け	なし	施策番号及び 実施計画事業名								
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	12日	政策調整会議	平成29年	11月	1日		
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成29年	11月	6日		
日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期			報道への情報提供			資料提供	
	パブリックコメント	あり	時期	平成29年12月		議会への情報提供		部会	平成29年12月	
	審議会等、協議 会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし				
検討経過等	関係部局との 調整		関係部局名等		調整項目		調整状況			
			企画政策課・教育総務室		改定スケジュールについて		調整済			
	打合せ・会議の経過									
			月日	会議名等		内容				
			H29.4.27	子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議関係課長打合せ会議		相模原市いじめ防止基本方針の改定(案)について				
		H29.7.19	相模原市子どものいじめに関する審議会		相模原市いじめ防止基本方針の改定(案)について					
		H29.7.31	教育行政調整会議		相模原市いじめ防止基本方針の改定(案)について					
		H29.8.23	子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議作業部会		相模原市いじめ防止基本方針の改定(案)について					
備考 政策調整会議 の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(政策会議)									
これまでの 庁議での 主な意見	<p>【関係課長会議・事務事業調整会議】 基本方針の5ページで「発達障害を含む、障害のある」、「外国につながりがある」、「性同一性障害や性的指向・性自認」、「被災した」ことを並列して一文で整理していることに違和感を感じる。支援のあり方は異なることから、分けて記述するべきではないか。 内容の修正を検討する。 同文に“積極的な情報提供”の記述があるが、情報を提供するの個人情報に関する内容を含むのか。 一般的な知識を提供するのみで個人情報は含まない。 対策を進める主体に関する記述について、“市は”と“教育委員会は”という表現が使い分けられている。“市は”は市長部局のことを指しているのか、それとも市長部局と教育委員会を合わせたものを指しているのか。 市長部局と教育委員会を合わせたものを指している。</p> <p>【政策調整会議】 基本方針の改定に当たっての本市としての姿勢を明確に示すべきではないか。 いじめの未然防止においては、お互いを尊重し合う人権教育を一層推進すること及び相模原市子どものいじめに関する調査委員会からの答申を踏まえた苦痛の累積等を把握するための調査を実施することについて、本市独自の取組として示している。 “SNS等を利用したいじめ”の表現は“インターネット上のいじめ”として整理できないか。 内容の修正を検討する。</p>									

## 事案の概要

### 目的

本市におけるいじめの根絶に向けて、児童等の尊厳を保持するとともに、家庭、学校、地域、市その他の関係機関の連携のもと、実効性のあるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処の基本的な方針を示すものとして平成26年3月に策定した相模原市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）について、策定から3年を経過するに当たり、本市のこれまでのいじめ防止等の施策の実施状況等を勘案し、本年3月に改定されたいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）を参酌の上、相模原市子どもいじめに関する審議会（以下「審議会」という。）の意見等を踏まえ、改定するもの

### これまでの取組

平成25年10月 国の基本方針 策定  
平成26年 3月 市基本方針 策定  
6月 審議会 設置  
平成27年 2月 審議会へ26年度はいじめ防止等に関する施策の実施状況の検証について諮問  
7月 審議会から答申  
平成28年10月 審議会でも市基本方針の改定（案）について審議  
11月 審議会へ27年度はいじめ防止等に関する施策の実施状況の検証について諮問  
平成29年 2月 審議会でも市基本方針の改定（案）について審議  
3月 国の基本方針 改定  
審議会から答申  
7月 審議会でも市基本方針の改定（案）について審議

### 改定の主な内容

- ・ 基本理念に人権教育を推進していくことを明示
- ・ 審議会及び調査委員会の委員構成を明示
- ・ 児童等の苦痛の累積等を把握する調査の実施、状況把握と支援体制強化について追記
- ・ 性同一性障害等の児童等に対する理解、いじめ未然防止について追記
- ・ 震災等で避難している被災児童等への対処について追記
- ・ 児童等の気持ちを受け止める支援や体制づくり推進に向けた研修の実施について追記
- ・ 学校の家庭・地域と良好なコミュニケーションの場を構築する取組の推進について追記
- ・ インターネット等を利用したいじめの存在を認識し、表面的・形式的に判断しないよう追記
- ・ 被害児童等がいじめを否定する場合を想定し、表情や様子を観察することを追記
- ・ いじめ対応マニュアルの周知・徹底について明記

### 今後のスケジュール

平成29年11月 審議会に報告  
庁議  
12月 議会への情報提供（市民文教部会）  
パブリックコメント実施  
平成30年 1月 市立小中学校へ市基本方針見直し状況を周知  
教育行政調整会議  
2月 教育委員会定例会でも市基本方針の改定について議決  
市基本方針改定・公表  
4月 市立小中学校の学校いじめ防止基本方針の改定

# 相模原市いじめ防止基本方針(案)

平成26年3月

相模原市・相模原市教育委員会

(平成30年 月最終改定)

## 目次

はじめに	P 1
<b>第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</b>	P 2
1 策定の目的	P 2
2 用語の定義	P 2
3 いじめの防止等のための対策の基本理念	P 3
<b>第 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</b>	P 4
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	P 4
(1) 組織の設置等	P 4
(2) いじめの防止等のための基本施策	P 4
関係機関等との連携    家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動の場づくり	
いじめの早期発見のための措置    教職員等の資質の向上及び人材の確保	
インターネット上のいじめに対処する体制の整備    啓発活動の推進	
財政上の措置等    いじめの防止等のための対策の調査研究等	
2 いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策	P 7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	P 7
(2) いじめの防止等に取り組む組織	P 7
(3) いじめの未然防止	P 8
(4) いじめの早期発見	P 9
(5) いじめへの対処	P 9
3 市立小中学校に係る重大事態への対処	P 10
(1) 教育委員会又は市立小中学校による調査等	P 10
(2) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等	P 11
4 学校設置会社が設置する学校に係る重大事態への対処	P 11
重大事態の報告を受けた市長の再調査等	P 11
<b>第 3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項</b>	P 12
市基本方針の取組の検証・見直し	P 12

## はじめに

子どもの健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ子どもたちが将来の夢を抱きながら生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責務です。

しかし、いじめや暴力等により、子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、社会問題となっています。

本来、家族や周りの大人に温かく見守られて成長していくべき子どもが心や身体に大きな傷を負うことは、絶対に防がなくてはなりません。

本市では平成25年2月に、相模原市立小中学校PTA連絡協議会との共催による「いじめ根絶 市民集会」を開催し、家庭、学校、地域、関係機関が参加して、いじめ根絶アピールを決議したところです。

この決議をもとにして、いじめの防止等のための取組をさらに推進していくため、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめ問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備等、社会全体で子どもを守るという強い決意を込めて、市の基本方針を定めました。

この策定から3年が経過し、社会情勢の変化、平成27年に制定した「相模原市子どもの権利条例」(平成27年相模原市条例第19号)、また、平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、市が、学校、家庭、地域、関係機関と一層の連携を図り、人権教育をより推進していくことや、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、この度「相模原市いじめ防止基本方針」を改定するものです。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 策定の目的

本市におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を推進し、児童生徒の尊厳を保持するとともに、家庭、学校、地域、市、関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条及び「相模原市いじめの防止等に関する条例」(平成26年相模原市条例第2号)第10条の規定に基づき、いじめの防止等の基本的な方針を示すものとして、「相模原市いじめ防止基本方針」(以下「市基本方針」という。)を定める。なお、市基本方針の策定に当たっては、文部科学大臣が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌するとともに、「相模原市人権施策推進指針」など、本市の実情を踏まえたものとした。

### 2 用語の定義

- (1)「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2)「市」とは、市長部局及び教育委員会をいう。
- (3)「学校」とは、市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- (4)「学校設置会社」とは、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第2項に規定する株式会社をいう。
- (5)「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (6)「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。
- (7)「関係機関」とは、いじめの防止等に関係する市以外の行政機関をいう。

### 3 いじめの防止等のための対策の基本理念

いじめの防止等のための対策は、家庭、学校、地域、市、関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

人権教育を推進し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、単に理解にとどまることなく態度や行動に現れるようになることを目指す。

いじめは、全ての児童等に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童等がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

児童等が、「自らの力で思いやりのある、人との絆をつくることができたという実感」を持てるよう、児童等の自主的・自発的な活動を支援する。

いじめは、決して許されないことであるが、どの学校でも、どの児童等にも起こり得ることから、いじめが児童等の心身及びその成長に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために市が実施する施策

#### (1) 組織の設置等

市は、次の組織の設置等により、実効的にいじめの防止等のための対策を行う。

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題の対策に係る協議会機能を整備する。

教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための附属機関(子どものいじめに関する審議会)を設置する。

- ・ 委員構成(12人以内)

学識経験者、市内の公益的活動団体から推薦された者、市の住民、関係行政機関及び関係法人職員、市立学校の校長の代表

教育委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係について調査審議する附属機関(子どものいじめに関する調査委員会)を設置する。

- ・ 委員構成(5人以内)

医師、学識経験者、法律に関し知識経験を有する者、児童等の発達及び心理に関し知識経験を有する者

#### (2) いじめの防止等のための基本施策

市は、次の8つの基本施策に基づき、いじめの防止等のための対策を行う。

##### 関係機関等との連携

- ・ 市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、家庭、学校、地域及び関係機関の連携を図るため、必要な相互の連絡調整を行う。
- ・ 市は、学校及び教職員、保護者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、いじめの防止等のための対策に係る連携の強化や、保護者が児童等の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした家庭への支援を行う。
- ・ 市は、市内に所在する県立学校並びに学校法人及び学校設置会社に対し、

法及び市基本方針の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について必要な情報提供及び学校相互間の連携協力の要請を行う。

- ・ 市は、いじめの防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国及び県に対して必要な措置を講ずるよう要請する。
- ・ 市は、要保護児童対策地域協議会において、必要な情報の共有化を図り、児童等、保護者及び学校に対する支援の幅を広げる。
- ・ 教育委員会は、生徒指導研修講座等において、学校と関係機関との連携による組織的な対応について研修を実施する。

### **家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動の場づくり**

- ・ 市は、家庭、学校及び地域において、児童等が安心して過ごすことができるよう、児童等に対するあいさつ・見守り活動における連携を促進する。
- ・ 市は、地域における行事及び活動並びに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童等が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童等が参加及び活躍できる環境づくりを促進する。
- ・ 市は、毎年 5 月及び 11 月をいじめ防止強化月間と定め、児童等をいじめから守り、家庭、学校、地域及び関係機関と連携していじめの防止等の取組を推進する。

### **いじめの早期発見のための措置**

- ・ 市は、より多くの大人が児童等の悩みや相談を受け止めることができるよう、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
- ・ 市は、市立小中学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言又は援助を行う。
- ・ 教育委員会は、市立小中学校にいじめの月間報告を求めるとともに、児童等の苦痛の累積等を把握するための調査を行い、児童等の状況を把握し助言を行うなど支援体制を強化する。
- ・ 市は、発達障害を含む、障害のある児童等について、教職員が個々の障害の特性への理解を深めるとともに、適切な指導及び必要な支援が行われるよう、必要な情報提供や研修を実施する。
- ・ 市は、「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」に基づき、児童等一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援がなされるよう、市立小中学校に必要な指導、助言又は援助を行う。
- ・ 市は、外国につながりがある児童等、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等について、教職員への正しい理解を促進し、いじめの未然防止

や早期発見に向けた適切な対応が図られるよう周知する。

- ・ 市は、東日本大震災等により被災した児童等について、当該児童等が受けた心身への影響を十分に理解し、適切な支援が行われるよう、市立小中学校において必要な対応について周知する。

### **教職員等の資質の向上及び人材の確保**

- ・ 市は、児童等の気持ちを受け止めることができる関係を大切にした支援や体制づくりを推進するための教職員等の研修を実施する。
- ・ 市は、福祉的視点の啓発を目的としたスクールソーシャルワーカーによる教職員等の研修を実施する。
- ・ 市は、児童・生徒指導に係る職員体制の整備、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の確保等必要な措置を講ずる。

### **インターネット上のいじめに対処する体制の整備**

- ・ 市は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視する取組の強化等、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

### **啓発活動の推進**

- ・ 市は、子どもの人権を尊重したまちづくりやいじめを根絶する取組が進むよう、家庭、学校、地域及び関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を行う。
- ・ 市は、「いじめ防止フォーラム」を開催し、いじめの防止等に係る各学校の取組の発表や児童等の意見交換の様子を共有することで、取組の中核となるリーダーである児童等の意識をより高め、各学校におけるいじめの防止等の取組の推進を図るとともに、その様子を見聞した学校関係者、地域住民、保護者、関係機関等が、それぞれの立場でのいじめの防止等の取組について考え、一層の推進を図る機会とする。

### **財政上の措置等**

- ・ 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、人的体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努める。

## いじめの防止等のための対策の調査研究等

- ・ 市は、いじめの防止等のための必要な事項やその対策の実施状況について、調査研究及び検証を行うとともに公表するものとする。

## 2 いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・ 市立小中学校は、市基本方針を参酌し、当該小中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定する(法第13条)。
- ・ 学校基本方針は、「相模原市いじめの防止等に関する条例」、「相模原市子どもの権利条例」、「相模原市人権施策推進指針」も踏まえ、いじめの防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。
- ・ 学校基本方針を策定するに当たっては、教職員はもとより、家庭や地域との連携を盛り込んだ学校基本方針にするとともに、組織的にいじめの防止等に取り組む観点から、全ての教育活動を通じて、児童等が主体的に参加・活躍できる学校づくりを基本とする。
- ・ 市立小中学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

### (2) いじめの防止等に取り組む組織

- ・ 市立小中学校は、教職員、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により構成されるいじめの防止等に実効的に取り組む組織を設置する(法第22条)。
- ・ 当該組織は、全教職員でいじめの防止等のための対策の共通理解を図り、学校全体で情報を共有し、いじめの防止等の中核となる役割を担う。
- ・ 当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- ・ 教育委員会は、当該組織が機動的に機能するよう人的配置等の支援を行うとともに、必要な指導、助言又は援助を行う。

### (3) いじめの未然防止

- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、全ての教育活動を通じて、児童等が自ら問題解決できる能力を育み、安心して生活し、学ぶことができる環境を整える。
- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、児童等一人ひとりを大切にした指導や人間関係を大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした集団づくりを目指す。
- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、児童等の人権感覚、豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童等を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、児童等が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、発達障害を含む、障害のある児童等について、教職員が個々の障害の特性への理解を深めるとともに、適切な指導及び必要な支援が行われるよう、「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」に基づき、必要な情報提供や研修を実施するなどし、いじめの未然防止に努める。
- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、外国につながりがある児童等、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等について、教職員への正しい理解を促進し、いじめの未然防止に努める。
- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、東日本大震災等により被災した児童等について、当該児童等が受けた心身への影響を十分に理解し、適切な支援を行い、いじめの未然防止に努める。
- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、児童等が「自らの力でお互いに思いやりのある、人との絆をつくることのできたという実感」を持てるような児童等の自主的・自発的な活動を支援する。
- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、児童等、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- ・ 教育委員会は、教職員が児童等と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の効率化等、学校運営の改善を支援する。
- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、当該小中学校と家庭・地域との良好なコミュニケーションの場の構築に向けた取組を推進する。

#### (4) いじめの早期発見

- ・ 市立小中学校は、日常的に児童等の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにする。
- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、いじめの実態を適切に把握するため、質問票の使用、児童等との面談等による定期的な調査その他必要な措置を講ずる。
- ・ 市立小中学校は、教育委員会へいじめの月間報告を行うとともに、児童等の苦痛の累積等を把握するための調査を行い、いじめの早期発見に向けた児童等の状況の把握に努める。
- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、発達障害を含む、障害のある児童等について、教職員が個々の障害の特性への理解を深めるとともに、「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」に基づき、組織的に情報を共有し早期発見、早期対応に努める。
- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、外国につながりがある児童等、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等について、教職員への正しい理解を促進するとともに、組織的に情報を共有し早期発見、早期対応に努める。
- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、東日本大震災等により被災した児童等について、当該児童等が受けた心身への影響を十分に理解し、組織的に情報を共有し早期発見、早期対応に努める。
- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、児童等及び保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。
- ・ 市立小中学校は、インターネットを利用したいじめがあることを理解し、表面的・形式的な判断にならないよう留意する。
- ・ 市立小中学校は、いじめられていても、本人が否定する場合があることを踏まえ、児童等の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

#### (5) いじめへの対処

- ・ 教育委員会及び市立小中学校は、教職員のいじめ認知への意識を高めることや、様々な状況におかれた児童等への組織的な支援のあり方について理解を深めるために「いじめ対応マニュアル」の周知・徹底を図る。
- ・ 市立小中学校は、いじめに係る通報を受けた場合において、児童等がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応により再発防止に努める。

いじめを受けた児童等に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援

いじめを行った児童等に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言

全体(学級、部活動、遊び仲間等)の問題として、児童等への指導

- ・ 市立小中学校は、インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて市その他関係機関等の協力や援助を求める。
- ・ 市立小中学校は、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ・ 市立小中学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等との連携を図る。

### 3 市立小中学校に係る重大事態への対処

#### 重大事態とは...

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項)

#### (1) 教育委員会又は市立小中学校による調査等

- ・ 市立小中学校は、重大事態が発生した場合には、その旨を教育委員会を通じて速やかに市長に報告しなければならない(法第30条第1項)。
- ・ 教育委員会又は市立小中学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する(法第28条第1項)。
- ・ 教育委員会は、市立小中学校が調査を行う場合には、必要な指導及び支援を行う(法第28条第3項)。なお、市立小中学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、教育委員会が調査を実施する。
- ・ 教育委員会は、当該調査について必要と認める場合には、「子どものいじ

めに関する調査委員会」に、重大事態の事実関係調査等を諮問する。

- ・ 教育委員会又は市立小中学校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし(法第28条第2項)、提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
  - ・ 教育委員会又は市立小中学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又はその保護者から申し出があった場合は、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査結果報告に添えるものとする。
- (注)重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童等や保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

## (2) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等

- ・ 市長は、法第28条第1項の規定により教育委員会又は市立小中学校が行った調査の結果について、必要があると認める場合は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる(法第30条第2項)。
- ・ 再調査においても、当該児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ・ 市長は、教育委員会又は市立小中学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない(法第30条第3項)。
- ・ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる(法第30条第5項)。

## 4 学校設置会社が設置する学校に係る重大事態への対処

### 重大事態の報告を受けた市長の再調査等

- ・ 市長は、法第 28 条第 1 項の規定により学校設置会社又は学校設置会社の設置する学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる(法第 32 条第 2 項)。

### 第 3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

#### 市基本方針の取組の検証・見直し

市は、市基本方針に定めるいじめの防止等の取組が実効的に機能しているか、「子どものいじめに関する審議会」において検証し、必要に応じて見直す。

第6回 政策会議 議事録

平成29年11月6日

1 相模原市保健医療計画(第2次後期)の策定について

(説明者:保健所長)

(1) 主な意見等

なし

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

2 第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画の策定について

(説明者:保健所長)

(1) 主な意見等

基本方針別の成果指標について、本市のむし歯や歯周病がある人の割合の目標値は参考比較の国や県の目標値とかなり離れているが、これは、国や県のベースラインの数値が低いことに起因するものか。

本市の目標値は平成24年、平成28年の調査結果に基づき設定している。

国、県も各実態調査に基づいており、必ずしも一致しないものと捉えている。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

3 第4次相模原市母子保健計画の策定について

(説明者:こども・若者未来局次長)

(1) 主な意見等

災害時の対応について、子どもや妊婦に対応した避難所設置の研究とは、どのようなことを想定しているか。

福祉避難所として、こどもセンターが位置付けられており、災害時にも避難所で安心して育児ができることが必要と考えている。本年度、保健師や防災主管課職員を対象とした講習会を実施したいと考えている。

研究する事項、対象は何か。

出産間近の妊婦や出生直後の新生児など、特別に配慮を必要とする人の避難所を想定している。設置箇所数、期間など、東京都などの先進都市の事例を参考にしながら研究したい。

## (2) 結果

原案のとおり承認する。

## (3) 特記事項

なし

## 4 相模原市いじめ防止基本方針の改定について

(説明者：学校教育部長)

### (1) 主な意見等

小中学校と家庭・地域との良好なコミュニケーションのために、地域の果たす役割が大きいと思うが、具体的にどのような取組を行っていくのか。

現在も地域の会議等に参加し、学校や教育委員会の具体的な取組内容を説明しており、地域の実情に応じた取組内容を改めて考えていただきたいと考えている。

また、今後進めるコミュニティースクールなどを活用して、今まで以上に地域と連携し子どもを見守っていききたいと考えている。

学校ごとに作成するいじめ防止基本方針について、来年度の改定に向けて検討を始めている人権施策推進指針の内容が反映されるようにしていただきたい。

改定後の人権施策推進指針の内容が反映されるように、各学校に働きかけていきたいと考えている。

いじめやいじめにつながりそうな事案の原因について、本市のこれまでの分析からどのようなものが多いと把握しているか。

統計的には、安易な気持ちでからかうことなどにより、相手が傷ついてしまうケースが多い。また、発達障害などの子どもが重大ないじめにあう事案があることから、基本理念として人権尊重、人権教育を掲げ、発達障害や性同一性障害などへの理解を位置付けている。データや分析結果については今後示していきたい。

いじめの早期発見のための措置について、児童等の苦痛の累積等の把握は重要だと思うが、どのような調査方法で把握しているのか。

昨年度から各学校に報告書を配付し、毎月、懸念のある子どもの生活状況等について、学校から教育委員会に報告をしてもらっている。

本市のいじめの事案で、苦痛の累積が原因であった可能性があることが調査委員会で示されたケースがある。このことを踏まえ、問題の1件ごとは解決しても、何度も繰り返されるケースについて、累積で捉えていくことが必要であると考えており、学校からの報告を受けて、これが積み重なってきたときは問題視し、重大事案として取り扱うこととしている。

いじめは、複雑な家庭環境の影響を受けて起きているケースもあると思う。啓発活動など、家庭に対して行うべきことはないか。

家庭の影響を受けているケースがある。市、学校、家庭がそれぞれの役割を踏まえた支援を行うよう、表記を修正したい。

(2) 結果

原案を一部修正し承認する。

(3) 特記事項

なし

以上